租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 一説明責任の向上に向けて一

平成 29 年 11 月 総務省行政評価局

目 次

Ι	I 租税特別措置等に	係る政策評価の概況	
	1 租税特別措置等	に係る政策評価の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	2 租税特別措置等	に係る政策評価の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
Π	Ⅱ 点検結果の概況		
	1 点検対象・点検	方法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	2 点検結果 · · · · ·	方法······4 ·····5	
	3 点検結果の活用	及び今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9	
Ш	Ⅲ 個別の点検結果		
	1 点検結果の一覧	表 · · · · · · · · · 11	
	2 点検シート及び	点検結果表 · · · · · · · · · · · · 14	
	<内閣府>		
		おける企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充	
	(オフ	イス減税)	
		促進税制)	
		格特区における特別償却又は投資税額控除等の延長・・・・・・・・・・40	
		格特区における所得控除制度の拡充及び延長・・・・・・50	
		格総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充及	
	び延長・・	60	
	<金融庁>		
		資信託等の内外二重課税の調整・・・・・・・・・・・・・・・76	
		員后記事の内外二里味代の調査 人が海外で支払う法人税等(外国法人税)に係る導管性	
		改正80	
	11/CT4(v)	00	
	<総務省>		
		社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資	
		る課税標準の特例措置の創設・・・・・・94	
	<文部科学省>		
		東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向	
		上の所要の措置・・・・・・102	
		ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所	
	要の措置		

<厚生労働省>	
・厚労 01 医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設・・・・・・・ 11	4
・厚労 02 社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し ・・・・・・・ 11	8
厚労 03 受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置・・・・・・・・・・・ 12	24
・厚労 04 協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例の適	
用除外等・・・・・・・・・・・・12	
・厚労 05 介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置・・・・・・・・13	34
・厚労 06 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限	
の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
・厚労07 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額等の	
特別控除の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・14	18
・厚労 08 働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優	
遇措置の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・15	54
・厚労 09 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制	
上の所要の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16	60
<農林水産省>	
・農水 01 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の	
特例16	8
・農水 02 株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の資本割に係	
る課税標準の特例措置の創設・・・・・・・・・・17	6
Ama Lada VIII ata	
<経済産業省>	
・経産 01 事業ポートフォリオの転換の円滑化措置・・・・・・ 18	
経産 02 新事業開拓事業者投資損失準備金の延長・・・・・・・・・・19	
・経産 03 所得拡大促進税制の拡充及び延長・・・・・・・・・・・19	
 経産 04 金属鉱業等鉱害防止準備金の延長・・・・・・・・・・・・20 	
・経産 05 海外投資等損失準備金の延長・・・・・・・・・・・・21	
 経産 06 原子力発電施設解体準備金の見直し・・・・・・・・・・22 	
• 経産 07 技術研究組合の所得計算の特例の延長・・・・・・・・・ 23	
・経産 08 Connected Industries に向けた IT 投資の抜本強化・・・・・・・23	
 経産 09 先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設・・・・・・・・・・24 	FO
・経産10 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措	
置の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24	18
・経産 11 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	
措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25	2
・経産 12 (株)海外需要開拓支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標	
準の特例措置の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25	8

<国土交通省> ・国交 01 物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特 例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・266 ・国交 02 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所 得の 1,500 万円の特別控除の延長・・・・・・・・・・・ 278 ・国交 03 土地区画整理事業における共同施設区制度(仮称)の創設に伴う 課税の特例措置の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・ 286 ・国交04 国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携に よる国際クルーズ拠点を形成する港湾において整備された旅客 施設等に係る特例措置の創設 292 ・国交 05 港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進の ための特例措置の拡充・延長・・・・・・・・・・296 ・国交 06 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の資本割に係る課税 標準の特例措置の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・304 <環境省> ・環境 01 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入 等に係る特例措置の延長・・・・・・・・・・314

I 租税特別措置等に係る政策評価の概況

1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等(特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策評価の枠組みは、 以下のとおりとされている(図表1参照)。

ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、事前評価を行わなければならないとされている(行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)第3条第7号及び第8号)。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとされている(「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。) I 4キ)。

イ 事後評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画(同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める基本計画をいう。)に事後評価の対象として明記することとされている(基本方針 I 5カ(ア))。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとされている(基本方針 I 5カ(r))。
- (2) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」(平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。)が策定された。

各行政機関は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインⅡ6(総務省による客観性担保評価活動)においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図表1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲 税負担を軽減する措置 税負担を増加する措置 手続の特例等 国税関係 法人税 その他の税目 地方税関係 法人事業税 その他の税目 法人住民税 法令上の事前評価の義務付け対象 基本方針に基づく事前評価の努力義務の対 基本方針に基づく事後評価の義務付 基本方針に基づく事後評価の努力義務の対

2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況

け対象範囲

平成30年度税制改正要望に際し、原則、平成29年9月21日までに総務大臣に送付された租税特別措置等(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)又は地方税法(昭和25年法律第226号)以外の法律により規定されるものを含む。)に係る評価書(共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書を除く。)は、10行政機関で計66件あった(図表2参照)。

図表2 各行政機関における政策評価実施件数

			事前	· 京評価				
行政機関名			義務付け対象	ţ.		努力義務	事後評価	合計
	新設	拡充	延長	拡充·延長 等	計	対象		
内閣府	0	0	1	3	4	0	0	4
金融庁	1	1	0	0	2	0	0	2
総務省	2	0	0	0	2	0	0	2
財務省	0	0	0	0	0	0	1	1
文部科学省	2	0	0	0	2	0	0	2
厚生労働省	6	1	2	0	9	0	0	9
農林水産省	1	0	1	0	2	0	8	10
経済産業省	5	1	5	1	12	15	0	27
国土交通省	2	1	2	1	6	0	1	7
環境省	0	0	1	0	1	0	1	2
合 計	19	4	12	5	40	15	11	66

⁽注) 「拡充・延長等」の区分は、1件の評価書において新設、拡充又は延長要望のうち複数の要望が含まれているものである。

Ⅱ 点検結果の概況

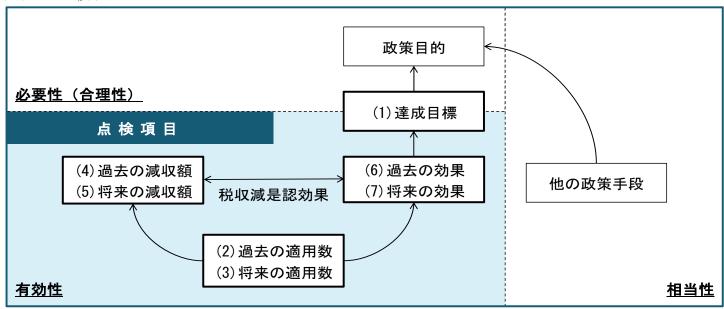
1 点検対象・点検方法

総務省(行政評価局)は、毎年度、各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を点検しており、平成29年度の点検では、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に関係する租税特別措置等に係る事前評価40件を重点的に点検することとした。

点検に当たっては、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」に重点を置き、点検項目「(1)達成目標」、「(2)過去の適用数」、「(3)将来の適用数」、「(4)過去の減収額」、「(5)将来の減収額」、「(6)過去の効果」及び「(7)将来の効果」を設定した(図表3参照)。

点検は、政府全体で進められている EBPM (証拠に基づく政策立案)の取組も踏まえ、設定した (1) ~ (7) の各項目について、客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補足説明を求め、それでも改善が見られなかった場合、その点を課題として指摘することとした。その結果は、図表4に沿って A ~ E の5段階に分類して表すこととした。

図表3 点検項目



図表4 分類 (A~E) の考え方

分類	考え方	分析・説明の有無	定量化の有無		十分な分析・説明の有無(注)
A	一定の分析はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべ きもの	あり	あり	あり	あり
В	データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説 明が十分ではないもの(外部要因が勘案されていない、想定と実態が かい離しているが原因分析が不十分など)		あり	あり	なし
С	定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が 不足しているもの	あり	あり	なし	
D	定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの	あり	なし		
Е	分析・説明されていないもの	なし			

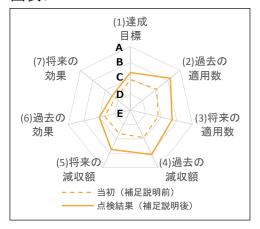
⁽注) 外部要因を考慮した措置の直接的効果の分析等

2 点検結果

租税特別措置等に係る事前評価40件の点検結果は、図表5及び6のとおりである。

全体の状況(図表5)としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、「適用数」及び「減収額」については分析・説明の内容に改善が見られる一方、「効果」については、客観的なデータによる検証が十分とは言い難い状況にあった。また、図表6を見ると、客観的なデータがその算定根拠とともに示されていない(達成目標にあっては、達成すべき水準(目標値)が目標達成時期とともに示されていない)もの ($C\sim E$ 段階)の割合は、(1)達成目標は75.0% (30/40件)から52.5% (21/40件)に、(2)過去の適用数は80.9% (17/21件)から38.0% (8/21件)に、(3)将来の適用数は80.0% (32/40件)から40.0% (16/40件)に、(4)過去の減収額は90.4% (19/21件)から38.0% (8/21件)に、(5)将来の減収額は85.0% (34/40件)から40.0% (16/40件)に、(6)過去の効果は80.9% (17/21件)から47.6% (10/21件)に、(7)将来の効果は90.0% (36/40件)から82.5% (33/40件)になった。そのほか、一部の項目に分析・説明がない項目が残る著しく不十分なもの(E 段階)も8件あった。

図表5



図表6 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(点検項目別)

項目分類	(1)達成 目標		目標		目標						(2)過去(3)将来の適用数の適用数		(4)過去 の減収額		(5)将来 の減収額		(6)過去 の効果		(7)将来 の効果	
A	13	(3)	13	(3)	24	(8)	12	(2)	23	(6)	1	(0)	3	(1)						
В	6	(7)	0	(1)	0	(0)	1	(0)	1	(0)	10	(4)	4	(3)						
С	2	(10)	8	(15)	9	(19)	7	(16)	7	(20)	2	(9)	6	(9)						
D	18	(19)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	2	(0)	7	(5)	22	(15)						
Е	1	(1)	0	(2)	6	(12)	1	(3)	7	(14)	1	(3)	5	(12)						
_	_	_	19	(19)	_	_	19	(19)	_	_	19	(19)	_	_						

- (注) 1 図表5は各項目の分類(A~E)に4点~0点を付し、その合計を評価書の数で除すことにより作成
 - 2 図表6の()内は、補足説明前の当初の評価書の数
- (1) \sim (7) の項目別に詳細を見ると、次のとおりである。

なお、新設要望に係る評価19件については、過去の適用数、過去の減収額及び過去の効果は存在しないため、それぞれの母数 から除いている。また、各項目の各段階の内訳として、具体的にどのような課題が見られたかを件数とともに記載しているが、 この件数は重複して計上しているため、合計と一致しない。

(1) 達成目標

達成目標は、租税特別措置等の効果を事後に検証するに当たり必須となるものであることから、定量的な達成目標を適切に設定する必要があるところ、A段階のものが13件、B段階のものが6件、C段階のものが2件、D段階のものが18件、E段階のものが1件であった。B段階の6件は、達成目標の実現が政策目的の実現に寄与することが十分に明らかにされていないものであった。C段階の2件は、達成目標を達成すべき時期が明らかにされていないものであった。D段階の18件は、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていないものであった。E段階の1件は、達成目標が設定されていないものであった。

(2) 過去の適用数

過去の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を把握するための基礎となる情報であることから、適用数を適切に把握する必要があるところ、A段階のものが13件、B段階のものが0件、C段階のものが8件、D段階のものが0件、E段階のものが0件であった。C段階の8件の中には、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)(以下「租特透明化法」という。)に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いていないものが5件、適用数の算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)の説明が不十分であるものが3件、適用数が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが2件あった。

(3) 将来の適用数

将来の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を予測するための基礎となる情報であることから、適用数を適切に予測する必要があるところ、A段階のものが24件、B段階のものが0件、C段階のものが9件、D段階のものが1件、E段階のものが6件であった。C段階の9件の中には、適用数の算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)の説明が不十分であるものが6件、適用数が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが3件、適用数に関するその他の説明が不足しているものが1件あった。D段階の1件は、適用数が定量的に予測されていないものであった。E段階の6件は、適用数が予測されていないものであった。

(4) 過去の減収額

過去の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、減収額を適切に把握する必要があるところ、A段階のものが12件、B段階のものが1件、C段階のものが7件、D段階のものが0件、E段階のものが1件であった。B段階の1件は、把握された減収額が、前回評価時の予測とかい離していることについて、その原因が明らかにされていないものであった。C段階の7件の中には、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いていないものが5件、減収額の算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)の説明が不十分であるものが4件、減収額が税目ごとに把握されていないものが2件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが2件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが2件あった。E段階の1件は、減収額が把握されていないものであった。

(5) 将来の減収額

将来の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、減収額を適切に予測する必要があるところ、A段階のものが24、B段階のものが14、C段階のものが7件、D段階のものが2件、E段階のものが7件であった。B段階の1件は、予測される減収額が、過去の実績とかい離していることについて、その原因が明らかにされていないものであった。C段階の7件の中には、減収額の算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)の説明が不十分であるものが5件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが3件、減収額が税目ごとに予測されていないものが2件、減収額に関するその他の説明が不足しているものが1件あった。D段階の2件は、減収額が定量的に予測されていないものであった。E段階の7件は、減収額が予測されていないものであった。

(6) 過去の効果

過去の効果については、達成目標の実現状況、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての有効性を検証するために必須となるものであることから、効果を適切に把握する必要があるところ、A段階のものが1件、B段階のものが10件、C段階のものが2件、D段階のものが7件、E段階のものが1件であった。B段階の10件の中には、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないものが8件、租税特別措置等が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないものが5件(うち把握される適用数が10件未満と僅少であるものが4件)、既存の対象資産・対象事業の適用実態を踏まえた分析がなされていないものが2件あった。C段階の2件の中には、効果が年度ごとに把握されていないものが2件、効果の算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)の説明が不十分であるものが1件あった。D段階の7件は、効果が定量的に把握されていないものであった。E段階の1件は、効果が把握されていないものであった。

(7) 将来の効果

将来の効果については、達成目標の実現見込み、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての有効性を検証するために必須となるものであることから、効果を適切に予測する必要があるところ、A段階のものが3件、B段階のものが4件、C段階のものが6件、D段階のものが22件、E段階のものが5件であった。B段階の4件の中には、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されていないものが4件、租税特別措置等が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないものが2件(うち予測される適用数が10件未満と僅少であるものが2件)あった。C段階の6件の中には、効果が年度ごとに予測されていないものが5件、効果の算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)

の説明が不十分であるものが4件、効果に関するその他の説明が不足しているものが1件あった。D段階の22件は、効果が定量的に予測されていないものであった。E段階の5件は、効果が予測されていないものであった。

3 点検結果の活用及び今後の課題

(1) 本年度の税制改正作業における点検結果の活用

点検の結果、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書に係る租税特別措置等については、今後の税制改正作業において、更なる検証が必要である。

(2) 次期評価に向けた今後の課題

E段階であったものは、適用数や効果などの項目が全く把握されていない、又は予測されていない評価であるが、いずれの項目も租税特別措置等の有効性を分析・説明するために必要不可欠なものであることから、まずは何らかの分析・説明を行う必要がある。

C・D段階であったものは、各項目の分析・説明について、定量的なデータがその算定根拠とともに示されていないものであるが、租税特別措置等の効果検証を客観的なデータに基づき、行うためには、各項目について、少なくとも定量的なデータを算定根拠とともに示す必要がある。特に「効果」については、他の項目と比べて、これらの段階であるものの割合が高いため、定量的なデータを算定根拠とともに示す必要性が高いと考えられる。

B段階であったものは、各項目の分析・説明について定量的なデータが算定根拠とともに示されているが、外部要因が勘案 されていないものや、想定と実態がかい離しているにもかかわらず、原因分析が不十分なものであり、引き続き定量的なデータを算定根拠とともに示すことは維持しつつ、外部要因の勘案等を十分に行う必要がある。

A段階であったものは、現時点において特段の課題はなく、今後も評価水準の維持向上を図っていく必要がある。

このような課題が解消され、政府全体としての政策評価の質が一層向上するよう、今後、関係機関の協力も得つつ、先行的な取組の実例を参考とすることなども含め、各行政機関の政策評価における客観的なデータに基づく政策効果の検証の徹底に向けた方策を検討する必要がある。

Ⅲ 個別の点検結果

1 点検結果の一覧表

<点検結果の一覧表の見方>

1 制 度 名 租税特別措置等の名称を記載

2 区 分 租税特別措置等の要望の区分に応じて、以下を記載

「新 設 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価

[拡 充] 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価

「延 長」 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価

「拡・延」 租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望のうち複数の要望に係る事前評価

3 点検結果 点検結果に応じて、以下を記載

A 一定の分析はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの

B データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの(外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など)

- C 定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの
- D 定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの
- E 分析・説明されていないもの
- 区分(新設)の性質上、記載の必要がないもの

						点検結果			
番号	制度名	区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
留力	即反右		達成 目標	過去の 適用数	将来の 適用数	過去の 減収額	将来の 減収額	過去の 効果	将来の 効果
内閣府									
内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充	拡・延	Α	Α	С	Α	С	D	С
内閣02	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長	延長	Α	С	Α	С	Α	В	D
内閣03	国家戦略特区における所得控除制度の拡充及び延長	拡·延	D	Α	Α	Α	Α	D	D
内閣04	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充及び延長	拡・延	Α	С	Α	С	Α	В	С
金融庁									
金融01	公募投資信託等の内外二重課税の調整	新設	D		D	1	D		D
金融02	投資法人が海外で支払う法人税等(外国法人税)に係る導管性判定式の改正	拡充	Α	Α	С	E	E	D	D
総務省									
総務01	地域データセンター整備促進税制の創設	新設	Α		С	1	Α		Α
総務02	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の 特例措置の創設	新設	В	1	Α	1	Α	1	D
文部科学	学省								
文科01	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置	新設	D	1	E	ı	E	1	D
文科02	2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置	新設	D		Α	1	Α		D
厚生労	働省								
厚労01	医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設	新設	D		E	1	E		D
厚労02	社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し	拡充	D	Α	Α	Α	Α	E	E
厚労03	受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置	新設	Α		E	1	E		E
厚労04	協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例の適用除外等	新設	D	_	Α	-	Α	-	D
厚労05	介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置	新設	D		E	1	E	1	E
厚労06	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	延長	С	С	Α	С	Α	В	D
厚労07	特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の延長	延長	Α	Α	Α	Α	Α	В	Α
厚労08	働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創設	新設	Α		Α	-	С	_	D
厚労09	生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	E	_	E	_	E	_	Е

						点検結果			
番号	制度名	区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			達成 目標	過去の 適用数	将来の 適用数	過去の 減収額	将来の 減収額	過去の 効果	将来の 効果
農林水產	崔省								
農水01	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	延長	В	Α	Α	Α	Α	В	В
農水02	株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の資本割に係る課税標準の特例措置 の創設	新設	D	_	Α	_	Α	_	D
経済産	業省								
経産01	事業ポートフォリオの転換の円滑化措置	新設	D	_	Α		Α	_	D
経産02	新事業開拓事業者投資損失準備金の延長	延長	Α	С	С	Α	Α	В	В
経産03	所得拡大促進税制の拡充及び延長	拡・延	D	С	С	С	С	D	D
経産04	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長	延長	В	Α	Α	Α	Α	В	В
経産05	海外投資等損失準備金の延長	延長	Α	С	С	С	С	D	D
経産06	原子力発電施設解体準備金の見直し	拡充	D	С	Α	С	D	D	D
経産07	技術研究組合の所得計算の特例の延長	延長	D	Α	Α	В	В	D	D
経産08	Connected Industriesに向けたIT投資の抜本強化	新設	D	_	С	1	С		D
経産09	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設	新設	Α	_	С	1	С	1	D
経産10	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設	新設	D	_	E	1	E		E
経産11	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	延長	В	Α	Α	Α	Α	С	С
経産12	(株)海外需要開拓支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設	新設	Α	_	Α		Α	1	D
国土交:	通省								
,	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長	延長	Α	Α	Α	Α	Α	Α	Α
国交02	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控 除の延長	延長	С	Α	Α	Α	Α	В	В
国交03	土地区画整理事業における共同施設区制度(仮称)の創設に伴う課税の特例措置の拡充	拡充	В	Α	Α	Α	Α	С	С
国交04	国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点 を形成する港湾において整備された旅客施設等に係る特例措置の創設	新設	В		Α	1	Α	1	С
国交05	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の拡充・延長	拡・延	D	Α	С	Α	Α	В	D
国交06	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の資本割に係る課税標準の特例措置の創設	新設	D	_	Α	_	Α		D
環境省									
環境01	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延 長	延長	D	С	Α	С	С	В	С

2 点検シート及び点検結果表

(1) 点検シートの見方

「点検シート」は、総務省(行政評価局)が、各行政機関において実施された「租税特別措置等に係る政策評価」に使用されたデータ等を確実に 把握して点検し、その結果を分かりやすく示すため、各行政機関の評価書等を基に作成したものである。各項目の出典等は次のとおり。

<基本情報>

- 1 制 度 名 評価書「1 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称」欄を基に記載
- 2 措 置 名 平成29年4月1日現在の租税特別措置法又は地方税法を基に記載(連結法人に係る分は省略)
- 3 措 置 の 内 容 「平成27年度時点」欄及び「平成28年度税制改正以後」欄は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第193回国会提出)」の「総括表」の「措置の概要」欄を基に記載し、「平成29年度税制改正以後」欄は、「平成29年度税制改正の解説」(財務省HP)を基に記載
- 4 政 策 目 的 評価書「8① 政策目的及びその根拠」欄の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」を基に記載
- 5 評価対象税目 評価書「2 対象税目」欄を基に記載
- 6 関 係 条 項 評価書「3 租税特別措置等の内容」欄の「関係条項」から法人税、地方税に係る条番号を抜粋して記載
- 7 要望内容及び区分 評価書「3 租税特別措置等の内容」欄を基に記載
- 8 区 分 評価書「2 対象税目」欄を基に記載
- 9 創 設 年 度 評価書「6 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯」欄を基に記載
- 10 過去の政策評価の実績 評価書「12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期」欄を基に記載

<総括表>

- 1 「適用件数」、「減収額」、「目標」の計数は、平成29年度に提出された評価書のほか、同一の租税特別措置等に係る過去の評価書に記載されたものも含めて表記(同一の年度に複数の計数が存在する場合は、最新の評価書の計数を表記)
- 2 「適用件数」欄及び「減収額」欄には、単体法人及び連結法人の合計を記載
- 3 措置として特別償却制度と特別控除制度が並存している租税特別措置等に係る「適用件数」欄及び「減収額」欄には、特別償却制度によるものと特別控除制度によるものとの合計をそれぞれ記載
- 4 計数が表記されていない箇所について、評価書(過去の評価書を含む。)に記載すべき計数が評価書又は補足説明に記載されていなかった場合は「不明」、その租税特別措置等が創設される前の年度等、計数が存在しない場合は「一」と表記
- 5 「適用実態調査」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)又は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況 等に関する報告書」(総務省)をいう。

(2) 点検結果表の見方

- 1制度名租税特別措置等の名称を記載
- 2 税 国 政策評価の対象とされた租税特別措置等の税目を記載
- 3 区 分 「新設」 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価

「拡充」 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価

「延長」 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充(オフィス減税、雇用促進税制)
内閣02	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長
内閣03	国家戦略特区における所得控除制度の拡充及び延長
内閣04	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充及び延長

(評価実施府省:内閣府)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29内閣01-1)

【基本情報】

		H27 過去の政策評価の実績 H27内閣04、H28内閣02												
要望内容及び		支援対象施設の拡充、移転型事業に係る要件の緩和、支援対象外地域の見直し等を行った上で、措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。									区分	拡充·延長		
関係条項		措法第42	条の11の2、第68	条の15										
8千1四对家忧日	=	法人税	法人住民税 法	人事業税										
評価対象税目			義務対象					努力義務対象	ł					
政策目的		企業の地方	企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を適じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現すること。											
	平成29年度税制改正以後		・額控除割合を維持 年度においては、そ							西額が1,000	万円以上では	ることとされている投資規模要件について、中小企	業者のうち適用除外事	業者に該当す
	平成28年度税制改正以後	正以後											·	
措置の内容	平成27年度時点	には25%)の なお、地域	D特別償却又は29	%(移転型i 対正する法律	計画の場合に ≧の施行の日	は4%) の税額	頁控除(当期	の法人税額の2	20%を限度)	「できる。		において、特定建物等の取得等をした場合には、取 は、①上記の特別償却又は②取得価額の4%(移		
制度名 (措置名)			地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充 (地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)(オフィス減税)											
auto de		##+++\I	17 A ## HIII - L n 34 / I	レナ/ロンサーフン	1H#II+# 32 o.7:	r= ++-+-								

【総括表】

【祁心打白	租税特別措置等の適用実態 租税特別措置等の適用実態 租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)																		
															穿によって達成	しようする目札	票とその実現物	犬況 (効果)	
		適用件数 (法人税·件)		(参考) 適用実態調査に おける適用件数		減収額 (法人税・百万)						目標「本社機能力,500件増加」	目標「本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で 7,500件増加」						
		(/Д/\/)(11)		(法人税・件)		()Д/()() []//	3,	上位10社割合 (法人税·%)	(-0,714)(_	-DU -0/3/A/(I		方法人二税·地方 法人特別税·百万 円)	目標値(累計)	将来	予測	実績		租特の直	目標達成度
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	(件)	累計	単年度	累計	単年度	接的効果	足风皮
H23	ı	ı	l	_	_	ı	_	_	1	ı	_	_	ı	1	ı	-	ı	ı	_
H24	-	-	-	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	1	I	_
H25	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-
H26	1	1	1	_	_	I	_	_	-	l	_	_	1	1	ı	1	1	I	_
H27	不明	4	1	4	不明	▲ 149.8	_	_	不明	▲37.7	_	▲37.7	1	不明	不明	4	4	不明	_
H28	900	19	2.1%	_	▲3,331.5	▲331.3	9.9%	_	▲ 429.8	▲ 73.7	17.1%	_	1	900	900	23	19	不明	_
H29	94	-	-	_	▲ 1,636.6	-	_	_	▲ 411.1	-	_	_	_	994	94	_	1	I	_
H30	460	-	-	_	▲ 3,730.0	-	_	_	▲ 1,194.2	-	_	_	_	1,454	460	_	1	I	_
H31	460	-	-	_	▲3,730.0	-	_	_	▲1,194.2	-	_	_	7,500	1,914	460	1	1	ı	_
H32	1	1	1	_	_	ı	_	_	-	ı	_	_	1	1	_	1	1	I	_
H33	1	-	1	_	_	1	_	_	_	-	_	_	-	-	_	_	1	ı	
H34	1	-	1	_	_	1	_	_	_	_	_	_	-	-	_	_	1	ı	
H35~ /未定	-	-	-	_	_	-	_	_	_		_	_	1	_	-	-	ı	ı	

⁽注) 内閣01は、評価書に記載されている関係条項別(オフィス減税分、雇用促進税制分)に「点検シート」及び「点検結果表」を作成している。

点検結果表

(行政機関名:内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充(オフィス減税)
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	□新設 ■拡充 ■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用額2,367 百万円 (平成27年度) とあるが、租特透明化法に基づき把握される情報においては、特別償却の適用額が300,897千円、税額控除の適用額が79,363千円となっており、説明に誤りがある。また、10,098.6 百万円 (平成28年度)の算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ② 前回評価時の補足説明において、「平成27年度認定を受けた77件の整備計画のうち、オフィス減税の適用の希望が55件、雇用促進税制の適用の希望が62件あった」と説明されているが、今回の評価によれば、オフィス減税の過去の適用数4件(平成27年度)、19件(平成28年度)、雇用促進税制の過去の適用数は7件(平成27年度)、11件(平成28年度)であり、適用希望者数と実際の適用数とがかい離しているが、このことについて原因が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

① 平成27年度の適用額2,367百万円については、特別償却及び税額控除の基となった「取得価額」を試算し記載していたもの。他方、御指摘を受け、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づき、特別償却の適用額300,897千円、税額控除の適用額79,363千円の合計値380.3百万円に修正させていただきたい。

また、平成28年度の10,098.6百万円についても同様に記載事項を錯誤していたため、654.7百万円に修正させていただきたい。なお、平成28年度の算定根拠については本税制の認定事業者へのヒアリングにより算出したもの。

また、同様に、平成29年度:1636.6百万円、平成30年度、31年度:3,730百万円と修正いたしたい。なお、その算出根拠は「地方拠点強化税制の拡充による減収額試算」及び(5)②に詳細を記載する。

② 適用希望者数と実際の適用数とがかい離した原因としては、(評価書「9①3適用件数や額が僅少である理由」に記載のとおり)スケジュール上、平成27年度または平成28年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終えることができず、その結果、当該年度に税制適用を受けることができずかった事業者が多かったことがかい離の主な原因と考えられる。また、実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因により税制の適用を断念したケースも見られ、これらも要因の一つになっていると考えられる。

なお、今後、平成27年度または平成28年度に認定を受けた企業で特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は増加するものと考えられる。

なお、これらの記載について評価書の「3. 適用件数や額が僅少である理由」に追記

をさせていただいた。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数について、94件(平成29年度)、460件(平成30年度)、460件(平成31年度)と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ② 将来の適用数について、94件(平成29年度)、460件(平成30年度)、460件(平成31年度)が過去の実績(7件(平成27年度)、11件(平成28年度))とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

① 平成 29 年度の 94 件はこれまでの実績をベースに見込数を試算。具体的には、平成 27 年度、28 年度及び 29 年度末までに特定業務施設の取得を終える案件 (予定含む)で、平成 28 年度末時点までにオフィス減税の適用を受けていない案件について、当該案件は平成 29 年度末に税制適用を受けるものと仮定し算出。

平成30年度及び31年度の460件については、年間1500件の認定が行われると仮定し、その内、オフィス減税の適用を受ける可能性がある企業割合を60%と仮定し、その上で、利益法人の割合(大企業60%、中小企業50%)を乗じた数値となっている。 具体的な算出方法等については、別添の「地方拠点強化税制の拡充による減収額試算」を参照されたい。

② 将来の適用数に比べて過去の実績が僅少な原因としては、(評価書「9①3適用件数や額が僅少である理由」に記載のとおり)スケジュール上、平成27年度又は平成28年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終えることができず、その結果、当該年度に税制適用を受けることができなかった事業者が多かったことがかい離の主な原因と考えられる。また、実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因によりオフィス減税の利用を断念したケースも見られ、これらも要因の一つになっていると考えられる。なお、今後、平成27年度または平成28年度に認定を受けた企業で特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は今後増加するものと考えられる。また、さらに将来の適用数については、(7)③に詳細を記載しているように、大幅に増加することを見込んでいる。

【点檢結果】

- ① 補足説明により、算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされたが、94件(平成29年度)については、「平成28年度末時点までにオフィス減税の適用を受けていない案件について、当該案件は平成29年度末に税制適用を受けるものと仮定」する根拠を、460件(平成30年度)及び460件(平成31年度)については、「年間1500件の認定が行われると仮定し、その内、オフィス減税の適用を受ける可能性がある企業割合を60%と仮定」する根拠を明らかにする必要があるため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、「平成27年度または平成28年度に認定を受けた企業で特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は今後増加するものと考えられる。また、さらに将来の適用数については、(7)③に詳細を記載しているように、大幅に増加することを見込んでいる」と説明されているが、その前段の補足説明「実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因によりオフィス減税の利用を断念したケースも見られ」とも説明されており、この要因が考慮されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額(法人税、法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額 (173.4 百万円 (平成 27 年度)、422.1 百万円 (平成 28 年度)) につい

-22- 【H29 内閣01】

て、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及び出典)が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

① 過去の減収額(税目別。オフィス減税及び雇用促進税制の合計については、以下のとおり(なお、オフィスの法人税、法人住民税及び法人事業税の過去の減収額は、評価書「9②減収額」中のオフィス減税に係る表に記載のとおり)。

平成27年度 法人税:153.6百万円 法人住民税:10.8百万円 法人事業税:27.4 百万円(租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)、 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務 省))

平成28年度 法人税:373.9百万円 法人住民税:48.2百万円 法人事業税:31.0 百万円 (都道府県に対する実態調査によるもの)

② 過去の減収額の算定根拠については、下記のとおり。

○オフィス減税 (百万円)

/-	4 / 1 / \now\nu		(1 / 2 1 /		
		H27 年度	H28 年度		
	国税(法人税)	149.8	331.3		
	地方税	37.7	73. 7		
	法人住民税	10.3	42.7		
	法人事業税	27.4	31.0		
	計	187. 5	405.0		

○雇用促進税制

(百万円)

	H27 年度	H28 年度
国税 (法人税)	3.8	42.6
地方税(法人住民税)	0.5%	5. 5
計	4.3	48. 1

※国税(3.8 百万円)に12.9%を乗じて試算。

平成 27 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」より算出。なお、特別償却額については、当該報告書に記載されている特別償却額に法人税率 23.4%を乗じた金額を減収額として組み入れている。

また、平成28年度の試算額については、認定事業者への聞き取り調査を行い、個々の企業の平成28年度末の税制適用の申告実績に基づき減収額を試算している。なお、オフィス減税及び雇用促進税制の内訳を評価書に追記した。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額(法人税、法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額(1,930百万円(平成29年度)、12,310百万円(平成30年度及び31年度))について、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ③ 将来の減収額(1,930百万円(平成29年度)、12,310百万円(平成30年度及び31年度))が過去の実績(191.2百万円(平成27年度)、422.1百万円(平成28年度))とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

① 法人税、法人住民税及び法人事業税の将来の減収額は、評価書「9②減収額」中に記載のとおりであるが、それぞれ以下のとおり。

○オフィス減税

(百万円)

	1 - 1000 100					(1 / 2 3 /	
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	
		加工工一尺	1120 干皮	(推計)	(推計)	(推計)	
玉	税(法人税)	149.8	331. 3	1636.6	3730.0	3730.0	
地方税		37. 7	73. 7	411. 1	1194. 2	1194. 2	
	法人住民税	10. 3	42.7	211. 1	481. 2	481.2	
	法人事業税	27. 4	31.0	200.0	713.0	713.0	
	計	187. 5	405. 0	2047. 7	4924. 2	4924. 2	

○雇用促進税制

(百万

円)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (推計)	H30 年度 (推計)	H31 年度 (推計)
国税(法人税)	3.8	42. 6	73.0	7170.0	7170.0
地方税(法人住民税)	0.5**	5. 5	9. 4	924. 9	924. 9
計	4. 3	48. 1	82.4	8094. 9	8094.9

- ※ 国税(3.8 百万円)に12.9%を乗じて試算。
- ② 将来の減収額については、評価書「9②減収額」に記載のとおり。平成30・31年度 の減収額の算定根拠は「地方拠点強化税制の拡充による減収額試算」(要望書添付のも の)を参照いただきたい。なお、オフィス減税及び雇用促進税制の内訳を評価書に追記 した。また、平成29年度の算定根拠は以下のとおり。

<適用件数>

平成29年度末までに取得予定案件で、かつ平成27年度及び平成28年度に税制適用を受けていない案件は94件。

<減収額>

○国税について

平成28年度の適用件数=19件、331.3百万円のオフィス減税適用。件数と適用額の割合を同様と仮定し、当該割合を94件に乗じると1636.6百万円。雇用促進税制は73百万円と試算をしていることから、国税は1709.6百万円と試算。

- ○地方税について
- ・法人住民税は、オフィス減税額及び雇用促進税制減税額それぞれに対して、地方税 比率 12.9%を乗じて、220.5 百万円と推計。
- ・法人事業税は、オフィス減税における特別償却額に法人事業税率を乗じて、200.0

百

万円と推計。※平成30・31年についても同様の方法にて推計。

- ・したがって、地方税は420.5百万円と推計。
- ○国税及び地方税について

2130.1 百万円と推計。

③ 将来の減収額が過去の実績とかい離している原因としては、(評価書「9①3適用件数や額が僅少である理由」に記載のとおり)スケジュール上、平成27年度又は平成28年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終えることができず、その結果、当該年度に税制適用を受けることができなかった事業者が多かったことにより、適用額実績が低くなり、将来の減収額と過去の実績のかい離が生じた主な原因であると考えられる。また、実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因によりオフィス減税の利用を断念したケースも見られ、これらも過去の実績を押し下げた要因の一つになっていると考えられる。

なお、今後、平成27年度または平成28年度に認定を受けた企業で特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は増加するものと考えられ、それにより適用額も増加するものと考えられる。また、さらに将来の減収額については、(7)③に詳細を記載しているように、件数の大幅増加に伴い、減収額も大きくなることを見込んでいる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 補足説明により、算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされたが、平成29年度については、(3)①の点検結果と同様に94件を乗ずる根拠を、30年度及び31年度については、「地方拠点強化税制の拡充による減収額試算」において「地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上」する根拠を明らかにする必要があるため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、「今後、平成27年度または平成28年度に認定を受けた企業で特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は増加するものと考えられ、それにより適用額も増加するものと考えられる。また、さらに将来の減収額については、(7)③に詳細を記載しているように、件数の大幅増加に伴い、減収額も大きくなることを見込んでいる」と説明されているが、「実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因によりオフィス減税の利用を断念したケースも見られ」とも説明されており、この要因を考慮して分析する必要があるため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果について、過去の適用数(4件(平成27年度)、19件(平成28年度)) は、前回評価時の将来予測900件(平成27年度及び28年度)と比べて僅少であるが、 そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したこと を明らかにする必要がある。
- ② 過去の効果について、過去の適用数(4件(平成27年度)、19件(平成28年度))と 説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等 の直接的な効果(本特例措置が、どのように地方へのオフィス移転件数、地方拠点の拡 充件数の増加を促したのか)が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

① 達成目標(平成32年までの5年間で、地方拠点強化数を7,500件)に対する過去の 効果(本特例措置の活用により拡大した地方拠点の強化数)は、1,403件(平成29年 7月末時点における地域再生計画に記載された目標値)である。

なお、今後、平成27年度または平成28年度に認定を受けた企業において特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は増加するものと考えられる。また、今般の税制改正要望を受け、今後、小規模案件や対象範囲の拡充等により、整備計画の認定件数及びそれに伴う税制適用件数も増加するものと考えられる。したがって、本特例措置は目標の達成に向けて十分に寄与しているところであり、今後さらに寄与することが考えられる。

② (3)②及び(5)③の補足説明で述べた理由等から、過去の適用件数は僅少ではあるが、本特例措置により地方拠点の拡充・移転への事業主のインセンティブが高まり、その結果、整備計画の認定件数は着実に増加しているところであり、これらは主に本税制のインセンティブによる効果であると考えられる。

【点檢結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の効果について、適用数 (94件 (平成29年度)、460件 (平成30年度)、460件

(平成 31 年度)) が説明されているが、算定根拠 (計算式、計算に用いた数値及びその 出典) が明らかにされていない。

- ② 将来の効果について、適用数 (94 件 (平成 29 年度)、460 件 (平成 30 年度)、460 件 (平成 31 年度)) が過去の実績 (4 件 (平成 27 年度)、19 件 (平成 28 年度)) とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。
- ③ 達成目標(平成32年までの5年間で、本社機能の一部移転による企業の地方拠点の件数を7,500件増加)に対する将来の効果(94件(平成29年度)、460件(平成30年度)、460件(平成31年度))の寄与について、「本税制措置の効果として、2020年までの5年間で企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加(中略)が見込まれる」と説明されているが、過去の実績が(4件(平成27年度)、19件(平成28年度))であり、将来の予測が100%実現したとしても達成目標の実現が相当困難と考えられるため、どのように達成目標に寄与するのかを明らかにする必要がある。
- ④ 将来の効果について、適用数 (94 件 (平成 29 年度)、460 件 (平成 30 年度)、460 件 (平成 31 年度)) と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑤ 将来の効果について、本特例措置の適用条件を見直すこととしているにもかかわらず、本特例措置の条件が変更されなかった場合と変更された場合の適用見込みが明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

① (3)①に記載のとおり、平成29年度の94件はこれまでの実績をベースに見込数を 算出。具体的には、平成27年度、28年度及び29年度末までに取得を終える予定とし ている案件で、平成28年度末時点までにオフィス減税の適用を受けていない案件につ いて、当該案件は平成29年度終了時に税制の適用を受けるものと仮定し算出。

平成30年度及び31年度の460件については、年間1500件の認定が行われると仮定し、その内、オフィス減税を受ける可能性がある企業割合が60%と仮定し、その上で、利益法人の割合(大企業60%、中小企業50%)を乗じた数値となっている。

② 将来の適用数が過去の実績とかい離している件については、(評価書「9①3適用件数や額が僅少である理由」に記載のとおり)スケジュール上、平成27年度又は平成28年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終えることができず、その結果、当該年度に税制適用を受けることができなかった事業者が多かったことが過去の実績を押し下げ、かい離の主な原因と考えられる。また、実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因によりオフィス減税の利用を断念したケースも見られ、これらも要因の一つになっていると考えられる。

なお、今後、平成27年度または平成28年度に認定を受けた企業で特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は今後増加するものと考えられる。また、さらに将来の適用数については、(7)③に詳細を記載しているように、大幅に増加することを見込んでいる。

③ (3)②及び(5)③の補足説明で述べた理由等から、過去の適用件数は僅少ではある が、平成27年度又は平成28年度に整備計画の認定を受けた企業において特定業務施 設の整備を終え、共用を開始しはじめるものと考えられる。

また、今般の税制改正により、今後、小規模企業の雇用要件緩和や支援対象施設の拡充、支援対象地域の拡大等を図る方向。

雇用要件に関して、本社機能に従事する従業員数は常時雇用者数の内数であり、「本社機能従事者10人(中小5人)以上増加」を満たすには企業規模が「常時雇用者30人以上」の規模であることを前提と仮定。なお、企業規模が小規模になったとしても最低限必要な本社機能部門従業員は大きく変化するものではないため、今般の税制改正により雇用者要件が「5人(中小企業2人)以上増加」となれば、新たに、経済センサスにおける「常時雇用者5人~29人」の範囲の企業が対象になりうると仮定。当該範囲にある企業数は約59.4万社であり、これらが対象になるようになると考えられる。なお、従前は「常時雇用者数30人以上」の約16.3万社を対象と仮定していたため、裾野は約3.6倍になると試算。対象企業の裾野の広がりにより、今後、認定件数および税制適用件数は飛躍的に増加するものと考えられる。

加えて、これまで支援対象外地域としていた近畿圏・中部圏への移転についても本税制の対象とする方向。東京圏の企業は近畿圏・中部圏ならば移転を検討する企業も多いことから、本税制の地域見直しの効果により、整備計画の認定件数及びそれに伴う税制適用件数が増加するものと考えられる。

また、これまでの広報活動に加えて、本税制の認知度をさらに高めるため、本年夏より各省庁における広報活動や政府広報(フェイスブックやツイッター等)等を積極的に行うとともに、都道府県をはじめとした地方自治体においても積極的な広報を実施している。

以上のように、これらの総合的な取組の実施により、今後、対象となる企業の裾野が 大きく広がることで加速的に認定企業及び税制適用件数が増加すると見込んでいる。

なお、既述の雇用要件緩和による裾野企業の3.6 倍の拡大に加えて、既述の各種要因により案件は数倍以上程度に増加すると試算することから、将来の目標に向けて大幅に案件が増加することで、目標に達することは十分に可能と考えられる。

④ 整備計画の認定により行われる企業の地方拠点強化数、地方拠点における安定した 良質な雇用者数が本税制措置による直接的な効果となると考えられる。また、今後、経 済センサスや民間企業による各種調査などで事後的に直接的な効果を検証する方法を 検討する。

なお、既述のとおり、今般の税制改正により対象となる企業の裾野が大きく広がり、 今後加速度的に認定件数及び税制適用件数が高まり、本租税特別措置の効果がさらに 高まっていくものと考えられる。

また、事業者へのアンケート調査の結果、移転・拡充の際に本税制の存在が大きく寄与したと回答した企業は44社(N=130)であり、1/3 超の企業が移転・拡充に際する本税制の効果をあげている。また、企業の移転・拡充の結果、生産力の向上が図れた(48社)、組織体制の強化が図れた(47社)、職場環境の改善が図れた(55社)、優秀な職員が確保できた(22社)、新たなビジネスチャンスが生まれた(27社)など、企業へも様々な形で、本税制を活用して移転・拡充した効果が現れている。

⑤ 本特例措置の条件が変更された場合の平成30年度及び平成31年度の適用見込み(適用件数、適用額)は、評価書「9①適用数等」記載のとおり。変更されなかった場合の適用見込みについては、平成29年度と同水準となるものと考えられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされたが、94件(平成29年度)については、「平成28年度末時点までにオフィス減税の適用を受けていない案件について、当該案件は平成29年度末に税制適用を受けるものと仮定」する根拠を、460件(平成30年度)及び460件(平成31年度)については、「年間1500件の認定が行われると仮定し、その内、オフィス減税の適用を受ける可能性がある企業割合を60%と仮定」する根拠を明らかにする必要があるため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、94 件 (平成 29 年度) については、「平成 27 年度または平成 28 年度に認定を受けた企業で特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は今後増加する」と説明されているが、その増加数が「平成 28 年度末時点までにオフィス減税の適用を受けていない案件について、当該案件は平成 29 年度末に税制適用を受けるものと仮定」した数となる根拠を、460 件(平成 30 年度) 及び 460 件(平成 31 年度) については、「年間 1500 件の認定が行われと仮定し、その内、オフィス減税の適用を受ける可能性がある企業割合を 60%と仮定」する根拠を明らかにする必要があるため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、「これらの総合的な取組の実施により、今後、対象となる企業の裾野が大きく広がることで加速的に認定企業及び税制適用件数が増加すると見込んでいる。なお、既述の雇用要件緩和による裾野企業の3.6倍の拡大に加えて、既述の各種要因により案件は数倍以上程度に増加すると試算することから、将来の目標に向けて大幅に案件が増加することで、目標に達することは十分に可能と考えられる」と説明されているが、仮に評価書おける将来の適用数の予測(94件(平成29年度)、460件(平成30年度、平成31年度))のとおり本措置が適用されたとしても、達成目標(平成32年までの5年間で、本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加)は達成されず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

-24- 【H29 内閣01】

④ 補足説明により、「事業者へのアンケート調査の結果、移転・拡充の際に本税制の存在が大きく寄与したと回答した企業は44社 (N=130)であり、1/3超の企業が移転・拡充に除する本税制の効果をあげている」と説明されているが、平成28年度までの累計適用件数は23件であることから「N=130」である本アンケートの対象事業者が不明であり、また、実施時期も不明であることから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が一部解消されたが、「本特例措置の条件が(中略)変更されなかった場合の適用見込みについては、平成29年度と同水準となる」との説明では、平成30年度及び31年度の適用見込みが、「平成28年度末時点までにオフィス減税の適用を受けていない案件について、当該案件は平成29年度末に税制適用を受けるものと仮定」した数である29年度の適用見込みと同水準となる根拠が明らかにされておらず、説明に不足があるため、この点を課題とする。

点検項目(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と思われる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

(評価実施府省:内閣府)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29内閣01-2)

【基本情報】

	± T I I I I I I I I I I I I I I I I I I														
制度名 (措置名)	(特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)(雇用促進税制)														
措置の内容		① 適用: ② 基準) ③ 基準) ④ 給与等 (2) 地域再 地域にお (3) 上記(2	② 基準雇用者数が5人以上 (中小企業者等は2人以上) であること。 ③ 基準雇用者割合が10%以上であること又は前期末の雇用者の数が零であること。												
	平成28年度税制改正以後	・ (1)の制度について、対象を同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期かつプルタイムの新規雇用者に限定 ・ (1)から(3)までの制度について、所得拡大促進税制との重複適用をできることとする。													
	平成29年度税制改正以後	正規の新規雇用者については従来の1人当にり20万円又は50万円を、これらの金額に10万円を上乗せした30万円又は60万円とすることと、非正規の新規雇用者については、新規雇用者総数の40%相当数を超える場合にはその超える部分 の数については従来の1人当にり20万円又は50万円を、これらの金額から10万円を認証した10万円又は40万円とすることとし、新規雇用者総数の40%相当数に達するまでの非正規の新規雇用者及び新規雇用者でない、いかる移転者について は従来と同じ1人当に20万円又は50万円とし、それぞれの金額の合計額を地方事業所税額控除限度額とする。													
政策目的		企業の地ス	方拠点の強化及	び移転を支援	することにより、	地方における	安定した良質が	は雇用の創出を	通じて、地方へ	の新たな流れ	を生み出し、す	京一極集中を是正及び地域経済の活	性化を実現すること。		
			義務対象					努力義務対象	ŧ						
評価対象税目		法人税	法人住民税												
関係条項		措法第42	2条の12、第68億	条の15の2											
要望内容及び	区分	雇用增要	雇用增要件の緩和、移転型事業に係る要件の緩和及び支援対象外地域の見直し等を行った上で、措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。 区分 拡充・								拡充·延長				
創設年度		H27	過去の政策	評価の実績	H27内閣(04、H28内閣	02								

【総括表】

【総括表	₹.l																		
					租稅	特別措置等の通	囿用実態						租利	兑特別措置等	テによって達成	しようする目標	とその実現状	況(効果)	
		適用件数		(参考) 適用実態調査に		減収額 (法人税・百万F	ш)	(参考) 適用実態調査に おける適用額の	(減収額 法人住民税・百	Em)	(参考) 適用実態調査にお ける租税特別措置	目標「2020年	までの5年間で	地方拠点に	分ける雇用者数	数を4万人増	рал	
	将来予測 実績 実績・将来予測 実 33 - - 44 - - -		(法人税・件)		(法人机•日/)]	٦)	上位10社割合 (法人税·%)			ごとの影響額(法 人住民税・百万 円)	目標値 (累計)	将来	天予測 実績		租特の直	目標達成度			
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	(人)	累計	単年度	累計	単年度	接的効果	连风反
H23	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
H24	_	_	-	_	_	ı	1	_	ı	1	_	_	_	_	_	_	-	1	_
H25	_	_	-	_	_	ı	1	_	ı	1	_	_	_	_	_	_	-	1	_
H26	-	_	_	_	_	ı	l	_	ı	ı	_	_	_	_	_	_	-	_	_
H27	不明	7	-	7	不明	▲3.8	I	_	不明	▲0.5	_	内訳不明	_	_		不明	不明	不明	-
H28	1,500	11	0.7%	_	▲ 7,370.0	▲ 42.6	0.6%	_	▲950.7	▲ 5.5	0.6%	_	_	_	11,560	不明	不明	不明	_
H29	18	_	_	_	▲ 73.0	-	_	_	▲9.4	_	_	_	_	不明		_	_	-	_
H30	1,351	_	_	_	▲ 7,170.0	-	_	_	▲924.9	_	_	_	_	27,560	16,000	_	_	-	_
H31	1,351	_	_	_	▲ 7,170.0	-	-	_	▲924.9	-	_	_	40,000	43,560	16,000	_	_	_	_
H32	_	_	_	_	_	-	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
H33	_	_	_	_	_	1	_	_	_	1	_	_	_	_	_	_	-	_	_
H34	_	_	_	_	_	ı		_	_	١	_	_	_	_	_	_	_	_	_
H35~ /未定	-	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	_	_

⁽注) 内閣01は、評価書に記載されている関係条項別(オフィス減税分、雇用促進税制分)に「点検シート」及び「点検結果表」を作成している。

点検結果表

(行政機関名:内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充(雇用促進税制)
税目	法人税、法人住民税
区分	□新設 ■拡充 ■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【内閣府の補足説明】

_

【点検結果】

なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 前回評価時の補足説明において、「平成27年度認定を受けた77件の整備計画のうち、 オフィス減税の適用の希望が55件、雇用促進税制の適用の希望が62件あった」と説明 されているが、今回の評価によれば、オフィス減税の過去の適用数4件(平成27年度)、 19件(平成28年度)、雇用促進税制の過去の適用数は7件(平成27年度)、11件(平成28年度)であり、適用希望者数と実際の適用数とがかい離しているが、このことに ついて原因が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

適用希望者数と実際の適用数とがかい離した原因としては、以下の点が挙げられる。

- ・(評価書「9①3適用件数や額が僅少である理由」に記載のとおり)スケジュール上、 平成27年度又は平成28年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中 に特定業務施設の建設・取得等を終えることができず、その結果、当該年度に税制適 用を受けることができなかった事業者が多く、また、実際に整備事業を進めていく過 程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因により税制の適用を断 念したケースも見られたこと。
- ・雇用促進税制については、特定業務施設を整備した後に、当該施設において事業年度 中に雇用者を増加した場合に受けられるものであることから、その適用件数は、特定 業務施設の整備状況(件数、整備時期)に影響を受けるとともに、特定業務施設の整 備後、労働者の採用・転勤による特定業務施設における雇用まで、一定の期間を要す ること。
- ・雇用促進税制の適用に当たっては、適用要件として、法人全体の雇用者の純増数が5人(中小2人)以上であること。適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと等の各種適用要件を充足する必要があること及び黒字企業でなければ税額控除を受けられないことから、整備計画認定時において税制の適用を希望していた場合でも、その後の状況変化等により、適用に至らない場合があること(参考:雇用促進税制(地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る措置以外の措置に係る雇用促進税制を含む。)の適用に当たっては、事業主は適用を受けようとする事業年度の開始後2か月以内に雇用促進計画を公共職業安定所に提出する(雇用促進計画の受付)必要があるが、計画受付件数に対する税制適用件数の割合は毎年度約10~11%である(例 雇用促進計画受付件数:42,917件、適用件数:4,455件(平成27年度実績))。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数について18件(平成29年度)、1,351件(平成30年度)、1,351件(平成31年度)と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ② 将来の適用数1,351件(平成30年度)が、過去の実績(7件(平成27年度)、11件(平成28年度))とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 要望書添付の「地方拠点強化税制の拡充による減収額試算」を添付する。また、平成 29 年度の適用件数 (18 件 (推計)) の算定根拠については、別紙を参照いただきた
- ② 将来の適用数1,351件(平成30年度)に比べて過去の実績が僅少な原因としては、
- ・ (評価書「9①3適用件数や額が僅少である理由」に記載のとおり) スケジュール上、 平成27年度又は平成28年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中 に特定業務施設の建設・取得等を終えることができず、その結果、当該年度に税制適 用を受けることができなかった事業者が多く、また、実際に整備事業を進めていく過 程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因により税制の適用を断 念したケースも見られたこと。
- ・雇用促進税制については、特定業務施設を整備した後に、当該施設において事業年度 中に雇用者を増加した場合に受けられるものであることから、その適用件数は、特定 業務施設の整備状況(件数、整備時期)に影響を受けるとともに、特定業務施設の整 備後、労働者の採用・転勤による特定業務施設における雇用まで、一定の期間を要す ること

から、平成27年度又は平成28年度に整備計画の認定を受けた企業においては税制の適用まで至らなかったケースがあったためと考えられる。今後、当該企業において特定業務施設の整備を終え労働者の採用・転勤が進められるものといえ、税制適用を受ける企業は増加するものと考えられる。

また、今後、今般の改正により小規模案件の認定が可能となり対象範囲が追加されること等により、整備計画の認定件数及びそれに伴う税制適用件数も増加するものと見込まれる。

【点檢結果】

- ① 補足説明により、算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされたが、1,351件(平成30年度)及び1,351件(平成31年度)については、「地方拠点強化税制の拡充による減収額試算」において「地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上」する根拠を明らかにする必要があるため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、「今後、当該企業において特定業務施設の整備を終え労働者の採用・ 転勤が進められるものといえ、税制適用を受ける企業は増加するものと考えられる。また、今後、今般の改正により小規模案件の認定が可能となり対象範囲が追加されること 等により、整備計画の認定件数及びそれに伴う税制適用件数も増加するものと見込まれる」と説明されているが、その前段において「個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因により税制の適用を断念したケースも見られたこと」、「その適用件数は、特定業務施設の整備状況(件数、整備時期)に影響を受ける」と説明されている要因を考慮して分析する必要があるため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額(法人税及び法人住民税)が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の適用額(42.6百万円(平成28年度))の算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。また、過去の減収額(173.4百万円(平成27年度)、422.1百万円(平成28年度))について、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及び出典)が明らかにされていない。

-28- 【H29 内閣01】

【内閣府の補足説明】

① 評価書の対象税目欄から所得税を削除する。過去の減収額(税目別。オフィス減税及び雇用促進税制の合計)については、以下のとおり(なお、雇用促進税制の法人税及び法人住民税の過去の減収額は、評価書「9②減収額」中の雇用促進税制に係る表に記載のとおり)。

平成 27 年度 法人税:153.6 百万円 法人住民税:10.8 百万円 法人事業税:27.4 百万円(租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省))

平成 28 年度 法人税: 373.9 百万円 法人住民税: 48.2 百万円 法人事業税: 31.0 百万円 (都道府県に対する実態調査によるもの)

② 過去の適用額(42.6百万円(平成28年度)(推計))の算定根拠については、別紙を 参照いただきたい。また、過去の減収額のうち雇用促進税制については、評価書「9② 減収額」中の雇用促進税制に係る表に記載のとおりであり、平成28年度の法人税の減 収額の算定根拠は、上記のとおり別紙を参照いただきたい(また、平成28年度の法人 住民税の減収額は法人税額に12.9%を乗じて試算したものである)。

なお、オフィス減税及び雇用促進税制の内訳を評価書に追記した。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額(法人税及び法人住民税)が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の減収額 (1,930 万円 (平成 29 年度)、12,310 万円 (平成 30 年度及び 31 年度) について、算定根拠 (計算式、計算に用いた数値及びその出典) が明らかにされていない。
- ③ 将来の減収額(1,930万円(平成29年度)、12,310万円(平成30年度及び31年度)) が過去の実績(191.2万円(平成27年度)、422.1百万円(平成28年度))とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

① 評価書の対象税目欄から所得税を削除する。将来の減収額(税目別。オフィス減税及 び雇用促進税制の合計)については、以下のとおり(なお、雇用促進税制の法人税及び 法人住民税の将来の減収額は、評価書「9②減収額」中の雇用促進税制に係る表に記載 のとおり)。

平成 29 年度 法人税:1,709.6 百万円 法人住民税:220.5 百万円 法人事業税:200.0 百万円 (推計)

平成 30 年度 法人税: 10,900 百万円 法人住民税: 1406.1 百万円 法人事業税: 713.0 百万円(推計)

平成 31 年度 法人税: 10,900 百万円 法人住民税: 1406.1 百万円 法人事業税: 713.0 百万円 (推計)

- ② 将来の減収額のうち雇用促進税制については、評価書「9②減収額」中の雇用促進税制に係る表に記載のとおりであり、法人税について、平成29年度の減収額の算定根拠は別紙を、平成30、31年度の減収額の算定根拠は「地方拠点強化税制の拡充による減収額試算」(要望書添付のもの)を参照いただきたい(また、法人住民税の減収額は法人税額に12.9%を乗じて試算したものである)。なお、オフィス減税及び雇用促進税制の内訳を評価書に追記した。
- ③ 将来の減収額に比べて過去の実績が僅少な原因としては、
- ・(評価書「9①3適用件数や額が僅少である理由」に記載のとおり)スケジュール上、 平成27年度又は平成28年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中 に特定業務施設の建設・取得等を終えることができず、その結果、当該年度に税制適 用を受けることができなかった事業者が多く、また、実際に整備事業を進めていく過 程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因により税制の適用を断 念したケースも見られたこと。

・雇用促進税制については、特定業務施設を整備した後に、当該施設において事業年度 中に雇用者を増加した場合に受けられるものであることから、その適用件数は、特定 業務施設の整備状況(件数、整備時期)に影響を受けるとともに、特定業務施設の整 備後、労働者の採用・転勤による特定業務施設における雇用まで、一定の期間を要す ること

から、平成27年度又は平成28年度に整備計画の認定を受けた企業においては税制の適用まで至らなかったケースがあったためと考えられる。今後、当該企業において特定業務施設の整備を終え労働者の採用・転勤が進められるものといえ、税制適用を受ける企業は増加するものと考えられる。

また、今後、今般の改正により小規模案件の認定が可能となり対象範囲が追加されること等により、整備計画の認定件数及びそれに伴う税制適用件数、減収額も増加するものと見込まれる。

【点檢結果

- ①・② 補足説明により、分析・説明が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(平成32年までの5年間で、地方拠点における雇用者数を4万人増加)に 対する過去の効果(本特例措置の活用により拡大した雇用者数)が把握されておらず、 本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ② 過去の適用数は7件(平成27年度)、11件(平成28年度)と僅少であり、そのよう な適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らか にする必要がある。

【内閣府の補足説明】

- ① 達成目標(平成32年までの5年間で、地方拠点における雇用者数を4万人増加)に 対する過去の効果(本特例措置の活用により拡大した雇用者数)は、11,560人(平成 29年7月末時点における地域再生計画に記載された目標値)である。
- ② (3)②及び(5)③の補足説明で述べた理由等から、過去の適用件数は僅少ではあるが、本特例措置により地方拠点の拡充・移転への事業主のインセンティブが高まり、その結果、整備計画の認定件数は着実に増加しているところであり、現状においても、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与しているものといえる。

【点檢結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(平成32年までの5年間で、地方拠点における雇用者数を4万人増加)に 対する将来の効果(本特例措置の活用によって増加する雇用者数)が年度ごとに予測さ れていない。
- ② 将来の効果について、「本税制措置の効果として(中略)地方拠点における安定した 良質な雇用者数について、4万人の増加が見込まれる」と説明されているが、算定根拠 (計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ③ 将来の効果「本税制措置の効果として(中略)地方拠点における安定した良質な雇用者数について、4万人の増加が見込まれる」が、過去の適用数(7件(平成27年度)、11件(平成28年度))から見込まれる効果とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。
- ④ 将来の効果について「本税制措置の効果として、2020年までの5年間で(中略)地 方拠点における安定した良質な雇用者数について、4万人の増加が見込まれる」と説明 されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直

接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

⑤ 将来の効果について、本特例措置の適用条件を見直すこととしているにもかかわらず、本特例措置の条件が変更されなかった場合と変更された場合の適用見込みが明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 達成目標(平成32年までの5年間で、地方拠点における雇用者数を4万人増加)に 対する将来の効果(本特例措置の活用によって増加する雇用者数)は、平成30年度: 約16,000人(推計)、平成31年度:約16,000人(推計)である。
- ② 4万人の算定根拠は、過去及び将来の効果を総計したものである(平成27~29年度までで延べ11,560人、平成30年度及び31年度が各16,000人で、計約4万人)。
- ③ (3)③及び(5)③の補足説明で述べた理由等から、過去の適用件数は僅少ではあるが、平成27年度又は平成28年度に整備計画の認定を受けた企業において特定業務施設の整備を終え労働者の採用・転勤が進められるものといえ、地方拠点における雇用者は増加するものと参えられる。また、今後、今般の改正により小規模案件の認定が可能となり対象範囲が追加されること等により、整備計画の認定件数が増え、当該計画に基づき地方拠点における施設整備及び雇用が増加するものと見込まれる。
- ④ 整備計画の認定により行われる企業の地方拠点強化数、地方拠点における安定した 良質な雇用者数が本税制措置による直接的な効果となると考えられる。また、今後、経 済センサスや民間企業による各種調査などで事後的に直接的な効果を検証する方法を 検討する。

なお、既述のとおり、今般の税制改正により対象となる企業の裾野が大きく広がり、 今後加速的に認定件数及び税制適用件数が高まり、本租税特別措置の効果がさらに高 まっていくものと考えられる。

また、事業者へのアンケート調査の結果、移転・拡充の際に本税制の存在が大きく寄与したと回答した企業は44社(N=130)であり、1/3 超の企業が移転・拡充に際する本税制の効果をあげている。また、企業の移転・拡充の結果、生産力の向上が図れた(48社)、組織体制の強化が図れた(47社)、職場環境の改善が図れた(55社)、優秀な職員が確保できた(22社)、新たなビジネスチャンスが生まれた(27社)など、企業へも様々な形で、本税制を活用して移転・拡充した効果が現れている。

⑤ 本特例措置の条件が変更された場合の平成30年度及び平成31年度の適用見込み(適 用件数、適用額)は、評価書「9①適用数等」記載のとおり。変更されなかった場合の 適用見込みについては、平成29年度と同水準となるものと考えられる。

【点検結果】

- ①~③・⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 補足説明により、「事業者へのアンケート調査の結果、移転・拡充の際に本税制の存在が大きく寄与したと回答した企業は44社 (N=130)であり、1/3超の企業が移転・拡充に際する本税制の効果をあげている」と説明されているが、平成28年度までの累計適用件数は18件であることから「N=130」である本アンケートの対象事業者が不明であり、また、実施時期も不明であることから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

【H29 内閣01】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

_		九市が旧世寺に休る以来の事前計画自
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充
2	対象税目	(国1)(法人税:義)
		(地1)(法人住民税、法人事業税:義)
		【新設·拡充·延長】
3	- 租税特別措置等の内容	【制度の概要】
		地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた法人等が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画における地方活力向上地域内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例制度を受けることができる。
		(1) 特定業務施設を取得等した場合における特別償却又は税額控除制度(オフィス減税) (2) 整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除
		制度(雇用促進税制)
		(1) オフィス減税 取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対して、 ・移転型事業の場合、25%の特別償却、又は7%の税額控除 ・拡充型事業の場合、15%の特別償却、又は4%の税額控除 ※取得価額が2,000万円以上(中小企業者の場合1,000万円以上)であることが要件
		(2) 雇用促進税制 ①地方事業所基準雇用者数に係る措置 特定業務施設における当期増加雇用者(注) ※1人あたり (ア)無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 ⇒1人あたり60万円(法人全体の基準雇用者率10%未満:30万円) (イ)他の事業所からの転勤者又は新規雇用者数の4割に達するまでの非正規雇用者 ⇒1人あたり50万円(法人全体の基準雇用者率10%未満:20万円) (ウ)新規雇用者数の4割を超える部分の非正規の新規雇用者 ⇒1人あたり40万円(法人全体の基準雇用者率10%未満:10万円) (注)ただし、法人全体の増加雇用者数を上限 ②地方事業所特別基準雇用者数に係る措置(移転型事業の認定を受けた法人等のみ) 特定業務施設における当期増加雇用者1人あたり30万円の税額控除 ※②は最大3年間継続。ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合は終了
		【要望の内容】 東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、 地方拠点強化税制の延長及び拡充を図る。 1 制度全体の拡充 企業が東京 23 区から地方へ本社機能を移転する場合(移転型事業)及 び本社機能を拡充する場合(拡充型事業)について、雇用要件の緩和及 び支援対象施設の拡充を行う。 (1)雇用要件の緩和 ①整備計画の認定要件 【現行】移転先施設等で従業員数が 10 人 (中小5人)以上増加すること 【緩和】移転先施設等で従業員数が 5人(中小2人)以上増加すること

-30- 【H29 内閣01】

		②雇用促進税制の適用要件
		【現行】単年度において全事業所の雇用者数が5人(中小2人)以上増 加すること
		【緩和】現行の要件又は税制適用期間において、移転先等の特定業務
		施設の雇用者が5人(中小2人)以上増加することかつ単年度 において全事業所の雇用者数が1人以上増加すること
		③雇用促進税制の適用人数 ③配用促進税制の適用人数
		【現行】全事業所の雇用者増加数が上限
		【緩和】支援対象地域の全事業所の雇用者増加数が上限 (2)支援対象施設の拡充
		【現行】事務所、研究所、研修所
		【拡充】先端工場、物流拠点、社員住宅等を追加
		2 移転事業の拡充 東京一極集中是正に直接的に効果のある移転型事業について、要件
		の緩和及び支援対象外地域の見直しを行う。
		(1)要件の緩和
		①対象区域 【現行】道府県内の一部に限定
		【緩和】対象区域の限定を廃止
		②移転先施設の従業員増加数 【現行】移転先施設の従業員の過半数が東京 23 区からの転勤者
		【 緩和】 当該過半数を 1/4 に緩和
		(2) 支援対象外地域の見直し
		【現行】首都圏、中部圏、近畿圏 【緩和】中部圏、近畿圏を支援対象外地域から除外
		《関係条項》和税特別措置法(昭和32年法律第26号)
		第十条の四、第十条の五、第四十二条の十一の二、第四十二条の十二、
		第六十八条の十五、第六十八条の十五の二
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5	: 評価実施時期及び分析	評価実施時期: 平成 29 年7月
J	対象期間	分析対象期間: 平成 27 年 10 月 2 日~平成 32 年 3 月 31 日
		(平成 27 年 10 月 2 日…本税制に関する地域再生計画の初の認定日)
6	租税特別措置等の創設	《制度創設年度》
U	年度及び改正経緯	地方拠点強化税制(注)の創設・・・平成 27 年度
	1 2200 31-11	(注) (1)オフィス減税の新設及び(2)雇用促進税制の拡充からなるもの
		※雇用促進税制の創設は平成 23 年度
		//¬L ¬ //¬ //¬ //¬ //¬
		《改正経緯》 〇平成 27 年度
		サ 放 27 年 度
		(1)オフィス減税の創設(取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の
		取得価額に対する特別控除の創設)
		(2)雇用促進税制の拡充(地方拠点強化税制における雇用促進税制の創
		設)(地域再生法の認定地域再生計画に基づく整備計画の認定事業者
		に対する特別控除を上乗せ措置として拡充) 〇平成 28 年度
		サガス 28 年度 地方拠点強化税制の拡充(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控
		除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)
		○平成 29 年度
		地方拠点強化税制の拡充(オフィス減税の減税率について、移転型事業は
		7%、拡充型事業は4%(平成 27、28 年度と同水準)とし、雇用促進税制につい

			て、質の高い雇用(無期雇用かつフルタイム)に対する控除額の上乗せ等)
			(参考)雇用促進税制の改正経緯 〇平成 23 年度 雇用促進税制の創設(5人以上(中小企業は2人以上)かつ 10%以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し雇用増加人数1人当たり 20 万円の税額控除) 〇平成 25 年度 雇用促進税制の拡充(税額控除限度額を 20 万円から 40 万円へ引き上げ) 〇平成 26 年度 雇用促進税制の2年間の延長 〇平成 28 年度 雇用促進税制の2年間の延長及び拡充(適用の基礎となる増加雇用者数を同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数とした上で延長、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)
7	適用又は	延長期間	2年間(平成 30 年度~31 年度)
8	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方 における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出 し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的として いる。
			《政策目的の根拠》 ・地域再生法(平成十七年四月一日法律第二十四号) 第1条に「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」と規定。第5条に「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」が位置づけられている。 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成 26 年 12 月 27 日閣議決定、平成 27 年 12 月 24 日、平成 28 年 12 月 22 日改訂) 「地方への新しい人の流れをつくる」ための施策として、「企業の地方拠点強化等」が位置づけられている。
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策目標4 地方創生の推進 施策目標8 地域再生の推進

		3	達成目標	《租税特別措置	等に	より達成しようとす	する目標》						
			及びその										
			実現によ	平成 32 年まで									
			る寄与			転等による企業の		の件数を	7,500 🛉	牛増加			
				・地方拠点にお	地方拠点における雇用者数を4万人増加								
					政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》								
					地方における地方拠点が移転・拡充されることによる、安定した良質な雇用)創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことが出来る。								
9	有効性	1	適用数等	本税制は平原	本税制は平成 27 年8月に創設されたものであり、地域再生計画認定都道								
	等			府県において、	事業	者が作成する地	方活力向上地域	特定業務	務施設整	備計画			
				(以下「整備計画	اعر⊡	ハう。)の認定を川	頁次行っており、	認定件数	の状況	等は以			
				下のとおり。									
				<地域再生計画	〈地域再生計画の認定状況等〉								
							※平成 29	年7月末	時点の	累計値			
				区分	地	域再生計画の	認定地域再	生計画に	おける目	目標値			
i					認	定都道府県数	整備計画認知	定件数	雇用倉	削出数			
				合計数	44 3	道府県(51計画)	1	,403 件	11,	560 人			
				- 111 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		8 J. J. J. J. J. 75 J. 50 9	****	11. 27. 65.					
								備計画の認定状況等> 平成 28 年度 │ 平成 29 年度 │ 累					
					_	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年長 系		累計			
				認定整備計画	釵								
				(注1)		77件	76件	19件		172			
				雇用促進計画									
				受付件数(注2	_	26件(注3)	41件		17件	84			
						月 18 日までに							
						月 28 日までに							
						2日もしくは雇用促	を進計画の計画!	明間が平	灰 27 年	- 皮中で			
				あるものの	の件多	¥.							
				また、本税制	の適	用件数等の実績	及び将来の推計	値は以っ	下のとお	り。			
				1. 適用件数									
				○オフィス減税									
				平成 27 年度	44	井 「租税特別指	昔置の適用実態	調査の結	果に関す	する報			
						告書(財務	(省)」						
				平成 28 年度	19	件(都道府県に	対する実績調査	より)					
				平成 29 年度	94 化	‡(推計)							
				平成 30 年度	460	件(推計)							
				平成 31 年度	460	件(推計)							
				○雇用促進税制	剖								
				平成 27 年度	7件	「租税特別措 書(財務省)		査の結り	果に関す	る報告			
				平成 28 年度	11 作	‡(推計)「雇用(_						
				平成 29 年度	18 作	‡(推計)「雇用促		·達成状	況報告				
				平成 30 年度	1,35		±0 目 /] (〒 1 % , 25 -	〒/刀本	એ . 1⊥ /				

	平成 31 年度	1,351 件(推	計)				
	2. 適用額						
	○オフィス減税						
	平成 27 年度	380 3 五上	ш г	扭铅性则性	一番田雪	上能調本の	は里に 朗オ
	十成 27 千皮	300.5 日71		報告書(財		に心明且の	四本区因为
	平成 28 年度	6547 古万			ID E / J		
	平成 29 年度			'推計)			
	平成 30 年度						
	平成 31 年度						
		,		72417			
	○雇用促進税制	制					
	平成 27 年度	4百万円	「租	税特別措置	の適用実施	悲調査の結:	果に関す
			る幸	设告書(財務	3省)」		
	平成 28 年度	42.6 百万円](推	計)			
	平成 29 年度	73.0 百万円](推	計)			
	平成 30 年度	7,170 百万	円(排	(計			
	平成 31 年度	7,170 百万	円(推	推計)			
	3. 適用件数や				.		1
		ちオフィス》					
	キームが、①						
	道府県が事業						
	ュール上、平						
	年度中に特定 当該年度に税						
	ヨ談牛及に依めである。ま						
	情変更や利益						
	用を断念した						
	られる。今後						
	いて特定業務						
	れるため、税						
	認定件数につ					_	
	拡充等により						
	認定件数及び	それに伴う	税制	適用件数も	増加する	ものと見込	まれる。
	また、雇用化	足進税制は、	整備	した特定業	務施設にお	いて事業年	F度中(雇
	用促進計画の	計画期間中)に声	雇用が増加	した場合に	受けられるも	このであり、
	ハローワーク等	等に①事業生	F度!	開始後2か月	引以内に雇用	用促進計画	を提出し、
	②事業年度終	了後2か月	以内	に雇用促進	計画の達成	状況報告を	提出する
	ことが必要でも	あり、さらにハ	\ D -	-ワーク等で	確認した雇	用促進計画	を確定申
	告時に添付す	ること等によ	り税	制の適用と	なるか否か	が分かる仕	組みとなっ
	ている。						
		から、本税制	につ	いて、既にi	適用を受け	た事例は現	状極めて個
	少となっている						
②減収額	本税制による	浦山郊の中	结水	75何本の世	計価けいつ	このトセル	
②)以4X 否良	◆祝利による		順仪	い付木の推	:司間は以上	・いこわり。	(百万円
	J-3 Z-1 Z-1195(1)				H29 年度	H30 年度	H31 年度
		H27 年	- 度	H28 年度	(堆計)	(堆計)	(堆計)

-32-【H29 内閣01】

	国税(法人税)	149.8	331.3	1636.6	3730.0	3730.0
	地方税	37.7	73.7	411.1	1194.2	1194.2
	法人住民税	10.3	42.7	211.1	481.2	481.2
	法人事業税	27.4	31.0	200.0	713.0	713.0
計		187.5	405.0	2047.7	4924.2	4924.2
	○雇用促進税制					(百万円)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
	1127 千戌		(推計)	(推計)	(推計)
国税(法人税)	3.8	42.6	73.0	7170.0	7170.0
地方税(法人住民税)	0.5%	5.5	9.4	924.9	924.9
計	4.3	48.1	82.4	8094.9	8094.9

※ 国税(3.8 百万円)に 12.9%を乗じて試算。

【備考】

- ・平成27年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財 務省)」、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (総務省)」に基づく。
- ・平成28年度は、都道府県に対する実績調査等に基づく。
- ・なお、雇用促進税制における税制優遇措置は税額控除のみであり、法人の 所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。

③ 効果・税収 《効果》 減是認効

平成 27 年度から 31 年度までの減収額は、271.4 億円を推計。

一方、本税制措置の効果として、2020年までの5年間で企業の地方拠点強 化の件数を 7.500 件増加、地方拠点における安定した良質な雇用者数につい て、4万人の増加が見込まれる。このうち、経済効果は以下のとおり。 <経済効果>

	オフィス減税	雇用促進税制			
平成 27 年度	4,768 百万円	45 百万円			
平成 28 年度	20,343 百万円	417 百万円			
平成 29 年度	100,497 百万円	680 百万円			
平成 30 年度	193,512 百万円	25,668 百万円			
平成 31 年度	193,512 百万円	25,668 百万円			

※オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額に、平成23年建設部門分析用産 業連関表における非住宅建築の生産誘発係数 2.0145 を乗じて算出。

※増加雇用者は16,083人(減収額試算 資料参照)、このうち未就業入職者の割合は 約38%(平成28年雇用動向調査(厚生労働省)より)、平均給与は420万円(平成27 年分 民間給与実態統計調査(国税庁)よりより推計。

本税制の適用を受ける前提となる地域再生計画について、44の道府県(51 計画)が認定を受けており、多くの道府県で企業が作成する整備計画の認定 が行われ始めていることからも、今後多くの企業の地方拠点の強化及び移転 を後押しされるものと考えられる。

《税収減を是認するような効果の有無》

本税制により多くの企業の地方拠点の強化及び移転が促進されることによ って、地方における安定した良質な雇用の創出の促進、ひいては人口減少へ の対応や我が国の経済活力の維持に資する。

10	相当性	1	租税特別	企業の地方拠点の強化及び移転を推進するためには、事業者にとって大き	
			措置等に	な負担となる、施設整備や雇用等に伴う初期費用を軽減することが有効であ	
			よるべき 妥当性等	るが、本税制について規定する地域再生法はその目的において、「地方公共	
			女コにサ	団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における	
				雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進す	
				る」としていることから、個別の事業者の地方拠点の強化及び移転に対して国	
				が補助金を交付するよりも、地方公共団体が行う地域再生計画に沿った地方	
				拠点の強化及び移転に対し本税制を措置する方が、地方公共団体が行う自	
				主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化という法目的と、より整合的	
				である。	
		2	他の支援	企業の地方拠点の強化及び移転を推進するため、本税制のほか、以下の	
			措置や義	「債務保証制度」、「地方税に対する減収補塡」がある。	
			務付け等 との役割	・債務保証制度は、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、特定業務施設	
			分担	を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を	
				(独)中小企業基盤整備機構が行うものである。	
				・地方税に対する減収補塡は、財政力指数が一定未満の自治体であっても、	
				認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記	
				載されている地方活力向上地域内において整備した特定業務施設に係る地	
				方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の自治体並に、不	
				均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補塡するものであ	
				る 。	
		3	地方公共	本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方	
			団体が協	における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出	
			力する相 当性	し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的として	
			-112	いる。	
				本税制の延長・拡充をすることによって、地方において更なる安定した良質	
				な雇用の創出と経済の活性化が見込まれることから、本税制の対象となる認	
				定事業者が所在する地方公共団体において、本税制を支援する相当性が認	
				められる。	
11	有識者0	D見	解	-	
12	前回の事	前	評価又は事	平成28年7月	
後評価の実施時期					
	·				

地方拠点強化税制の拡充による減収額試算(H30·31)

【減収見込額】

■国税109.0億円

【内訳】・法人税:オフィス減税37.3億円+雇用促進税制71.7億円

■地方税21.1億円

【内訳】・法人住民税:オフィス減税分4.8億円、雇用促進税制分9.2億円

- 法人事業税: 7.1億円

■合計130.1億円

試算方法

○滅収見込額(オフィス減殺)

≪件数見込み≫

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画のうち、一部は賃貸による整備であること等から、
- オフィス減税が適用される割合を60%(※)と仮定する。
- ・①②より、オフィス減税の適用見込み件数は、1500×(60/100)=900件。(3)
- ・また、認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別は200:1300と仮定する。(④) ・③④より、移転型事業の適用見込み件数は、900×(200/1500)=120件
- 拡充型事業の適用見込み件数は、900×(1300/1500)=780件 となる。
- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると、

移転型事業について、大企業12件、中小企業108件

拡充型事業について、大企業78件、中小企業702件

・更に、利益法人割合を大企業60%、中小企業50%とすると、適用件数は、

移転型事業について、大企業8件、中小企業54件

拡充型事業について、大企業46件、中小企業352件

- (※)(一社)日本ビルチング協会連合会が行った平成26年度ビル実態調査によると、賃貸用ビルと自社用ビルの割合は、全国平均が32.9%、地方圏(三大都市圏以外)が46.6% して私ノロネとルノングの表述もる。また、国交省が行った平成25年法人土地・建物基本調査の確報集計によると、全国の全法人における建物所有法人割合は40.8%。 これに上記全国と地方圏の差を適用すると、40.8 + 13.7 = 5%となる。 本税制措置のインセンティブが働くことにより、一定の新規設備投資が喚起されることを踏まえ、オフィス減稅の適用見込み割合は60%とする。

≪設備投資額見込み≫

【移転型事業】

- ・制度創設時に経産省が実施した、本社機能の移転(一部含む実施した企業からのヒアリング結果は以下のとおり。
- 本社機能の一部移転に伴う設備投資額(建物等) 大企業:平均10億円程度/件、中小企業:平均2億円程度/件
- ・当時の1件当たりの設備投資額に対する、現在の1件当たりの設備投資額を、建築着工統計の「事務所」の平均設備投資額から算定すると、 創設時(平成25年度統計):1.53兆÷10,730件≒1.43億円に対し、
- 直近(平成28年度統計):2.05兆÷11,273件≒1.82億円。よって、1.82÷1.43≒1.27
- 以上より、現在の本社機能の一部移転に伴う設備投資額の見込額は 大企業:平均12.7億円程度/件、中小企業:平均2.5億円程度/件

- ・建築着工統計における「事務所」(本社機能以外の営業所等を含む)の着工件数を元に試算する。
- ・平成28年度年中に全国で着工された事務所11,273件について、工事予定額の総額は約2.05兆円、1件あたりの平均は約1.82億円。(①)

-34-【H29 内閣01】



試算方法

〇減収見込額(雇用促進税制)

≪件数見込み≫

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別を200:1300と仮定。(②)
- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると(オフィス減税と同様の仮定)、①②より、

- (※1)平成29年度において内閣府地方創生推進事務局が実施したアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)において、本社機能の拡充・移 転を行った企業(146社)のうち、法人全体の雇用増加数が1人以上の企業は80.1%。これに加え、今回の雇用要件緩和による呼び水効果に より、残りの企業(19.9%)の半数が雇用要件を満たすようになるものと仮定。
- ・③④により、雇用促進税制の適用件数は、

移転型事業について、大企業18件、中小企業162件

拡充型事業について、大企業117件、中小企業1054件。

≪平均適用人数見込み≫

- ・基本部分の平均適用人数は、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。
- 移転型事業について、大企業28.2人、中小企業9.5人 拡充型事業について、大企業44.3人、中小企業8.4人

・上乗せ部分の平均適用人数は、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。

移転型事業について、大企業101.4人、中小企業41.1人

≪1人当たりの控除額見込み≫

・基本部分の平均適用人数は、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。

移転型事業について、大企業27.8万円、中小企業31.4万円

拡充型事業について、大企業30.2万円、中小企業36.5万円

地方拠点強化税制における雇用促進税制に係る推計

1. 地方拠点強化税制における雇用促進税制の概要

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」 を実施する事業主が、地方において本社機能を拡充又は移転し雇用者を増加させた場合に、 税額控除を行う(平成27年度創設)。

- (i) 拡充型: 地方において本社機能を拡充し雇用者を増加させた場合には、特定業務施 設における雇用増加者数に対して、次の金額の合計を税額控除。
 - (ア)無期雇用かつフルタイムの新規雇用者1人当たり60万円 (法人全体の雇用者増加率が10%未満の場合:30万円)
 - (イ)無期雇用でない又はフルタイムでない雇用者の占める割合が4割を超える時 には、その超過部分に相当する人数について1人当たり40万円(同:10万円)
 - (ウ)特定業務施設における雇用増加者数から(ア)及び(イ)を控除した人数につい て1人当たり50万円(同:20万円)
- (ji) 移転型: 東京 23 区から地方に本社機能を移転して整備する場合には、拡充型の税額 控除に加え、当該特定業務施設における雇用増加者数1人当たり30万円の 税額控除。

2. 雇用促進税制の適用件数、適用人数等(推計)について

○ 平成27年度及び平成28年度におけるハローワークにおいて受理した達成状況報告(平 成29年7月末時点)及び租特透明化法等による調査報告書における適用実績(国税)か ら把握できる適用件数等(実績値)は以下のとおり。

	雇用促進計画実施年度	平成 27 年度	平成 28 年度
雇用促進	① 計画受付件数(件)	26	41
計画受付	(i)拡充型	21	35
件数	(ii)移転型	5	6
	② 達成状況報告受付件数(件)	17	_
	(i)拡充型	14	_
	(ii) 移転型	3	_
(国税)	③ 適用件数(件)	7	_
適用実態	④ 適用減収総額(千円)	3,778	-
調査			

出典:「雇用促進計画受付·達成状況報告」(厚生労働省職業安定局) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)

〇 平成 28 年度における公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数 (上記「①計画 受付件数1) 以外の件数等は、平成27年度における実績を踏まえて推計し、平成29年度 における件数等については、平成27年度から平成28年度にかけての増加率で、平成28 年度から29年度にかけても増加すると仮定して推計する。

				雇	用促進税制	咸収	見込額					
【移転型】 〇大企業									台	計	:71.	7億円
【基本部分】 租税特別措置法第10条 の5第2項、42条の12第 2項及び第68条の15の 2第2項	件数 18件程度	×	人数 28. 2人程度	×	控除額 27.8万円程度	×	有効控除割合 90%	_	平年度減収見込額 1.3億円程度			
【上乗せ部分】 租税特別措置法第10条 の5第3項、42条の12第 3項及び第68条の15の 2第3項 〇中小企業	件数 18件程度	×	人数 101. 4人程度	×	控除額 30万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 4.9億円程度			度減収見込額 5億円程度
【基本部分】 租税特別措置法第10条 の5第2項、42条の12第 2項及び第68条の15の 2第2項	件数 162件程度	×	人数 9. 5人程度	×	控除額 31.4万円程度	×	有効控除割合 90%	_	平年度減収見込額 4.3億円程度			
【上乗せ部分】 租税特別措置法第10条 の5第3項、42条の12第 3項及び第68条の15の 2第3項	件数 162件程度	×	人数 41.1人程度	×	控除額 30万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 18.0億円程度			
【拡充型】												
〇大企業 【基本部分】 租税特別措置法第10条 の5第2項、42条の12第 2項及び第88条の15の 2第2項	件数 117件程度	×	人数 44. 3人程度	×	控除額 30.2万円程度	×	有効控除割合 90%	_	平年度減収見込額 14.1億円程度		合計	手減収 見込額
〇中小企業												2億円程度
【基本部分】 ^{租税特別措置法第10条}	件数	×	人数	~	控除額	v	有効控除割合	 	平年度減収見込額			

36.5万円程度

90%

29. 1億円程度

の5第2項、42条の12第 2項及び第68条の15の

1054件程度 × 8.4人程度 ×

-36- 【H29 内閣01】

く公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数について>

平成 29 年度

- ・平成 27 年度の雇用促進計画の受付件数①は 26 件、平成 28 年度の雇用促進計画の受付件数①は 41 件、従って、その増加率は 57.7%。
- ・平成 28 年度から平成 29 年度にかけても、同様の増加率で推移すると仮定すると、平成 29 年度の計画受付件数①は、65 件(=41 件×1.577)。拡充型と移転型の比率は平成 28 年度と同様とすると、<u>拡充型が 55 件</u>(=65 件×35/41)、<u>移転型が 10 件</u>(=65 件×6/41)と推計される。

<雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた当該計画の件数について>

平成 28 年度

- ・平成28年度の雇用促進計画の受付件数(1)は41件(拡充型:35件、移転型:6件)
- ・平成 27 年度の雇用促進計画の受付件数①に対する達成状況報告受付件数②の割合は 65.4% (=17 件/26 件)
- ・平成 28 年度においてもこの割合(65.4%)で達成状況報告件数が推移すると仮定とすると、平成 28 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②(推計値)は27件(=41件×65.4%)(<u>拡充型:23件</u>(35件×65.4%)、<u>移転型:4件</u>(6件×65.4%)) 平成 29 年度
- ・平成 29 年度の雇用促進計画の受付件数①は 65 件(拡充型:55 件、移転型:10 件) と推計。
- ・平成 29 年度においても、平成 27 年度と同様の割合で達成状況報告件数が推移すると 仮定とすると、平成 29 年度の達成状況報告受付件数②(推計値)は、43 件(=65 件×65.4%)(拡充型:36 件(55 件×65.4%)、移転型:7 件(10 件×65.4%))

<「税額控除実施法人数」について>

平成 28 年度

- ・平成 27 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数④の割合は 41.2% (=7件/17件)
- ・平成 28 年度における適用件数③についてもこの割合(41.2%)で適用件数が積まれるとすると、平成 28 年度における適用件数③(推計値)は 11 件(=27 件×41.2%)(拡充型:9件(23 件×41.2%)、移転型:2件(4 件×41.2%))

平成 29 年度

・平成 29 年度における適用件数③についても平成 27 年度と同様の割合(41.2%)で適用件数が積まれるとすると、平成 29 年度における適用件数③(推計値)は 18 件(41.2%)(拡充型:15 件(36 件×41.2%)、移転型:3 件(7 件×41.2%))

<「控除対象地方事業所基準雇用者数 ①」について>

○ 控除対象地方事業所基準雇用者数については、適用見込み企業 1 社当たりの平均雇 用増加数を乗じることで推計すると、以下のとおり。

平成 27 年度

$7件 \times 4人 (※1) = 28人$

(※1) 地方拠点強化税制に係る雇用促進計画の達成状況報告(平成27年度)において、雇用促進税制の適用が 見込まれる企業における計画終了時の増加雇用者数(特定業務施設における増加人数と雇用保険一般被保険者 の増加数のいずれか少ない数)の平均値は4人

平成 28 年度

11件 × 23.7人 (※2) = **261** 人

(※2) 平成 29 年度において内閣府地方創生推進事務局が実施したアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における増加雇用者数(特定業務施設における増加人数と法人全体の増加数のいずれか少ない数)の平均値

<「控除対象地方事業所基準雇用者数のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす 法人に係る数②」について>

- アンケート調査の結果により推計した地方事業所基準雇用者数のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合(31.9%(※3))を用いて推計。
 - (※3) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における増加雇用者数(特定業務施設における増加人数と法人全体の増加数のいずれか少ない数)の合計に対する基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における増加雇用者数の合計の割合

平成 27 年度

28 人 × 31.9% = **9 人**

平成 28 年度

261 人 × 31.9% = **83 人**

<「控除対象地方事業所基準雇用者数のうち②以外の数 ③」について>

○ ①から②を控除して推計。

平成 27 年度

28 人 - 9 人 = **19 人**

平成 28 年度

261人 - 83人 = 178人

<「新規雇用者総数 ④」について>

○ 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した 1 法人当たり の新規雇用者総数を乗じて推計。

平成 29 年度

 $18 \, \text{件} \times 10.4 \, \text{人} (34) = 187 \, \text{人}$

(※4) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務 施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における新規 雇用者総数(特定業務施設における新規雇用者数、増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数)の平均 値

<「控除対象特定新規雇用者数 ⑤」について>

○ 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの控除対象特定新規雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

18件 × 6.5人 (※5) = <u>117人</u>

(※5) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業 (73 社) における控除対象特定新規雇用者数 (特定業務施設における新規雇用者数×46.3%(※6)、特定業務施設における増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数) の平均値

(※6) 厚生労働省「職業安定業務統計」における平成28年度の就職件数に占める無期雇用かつフルタイムの比率。アンケート調査回答企業においても、新規雇用者に占める無期雇用かつフルタイムの比率が一律この割合であるとして推計。

<「控除対象特定新規雇用者数のうち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に 係る数⑥」について>

○ アンケート調査の結果により推計した控除対象特定新規雇用者数うち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合を用いて推計。

平成 29 年度

117人 × 21.9% (※7) = **26人**

(※7) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業 (73 社) における控除対象特定新規雇用者数 (特定業務施設における新規雇用者数×46.3%、特定業務施設における増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数) の合計に対する基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における控除対象特定新規雇用者数の合計の割合

く「控除対象特定新規雇用者数のうち⑥以外の数 ⑦」について>

⑤から⑥を控除して推計。

平成 29 年度

117人 - 26人 = 91人

<「非特定新規雇用者数 ⑧」について>

○ 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの非特定新規雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

18件 × 2.8人 (※8) = <u>50人</u>

(※8) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業 (73 社) における新規雇用者総数の平均値一控除対象特定新規雇用者数の平均値一非特定新規雇用者超過数の平均値

<「非新規基準雇用者数 ⑨」について>

○ 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した 1 法人当たり の非新規基準雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

18件 × 13.3人 (※9) = **239人**

(※9) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73 社)における増加雇用者数(特定業務施設における増加人数と法人全体の増加数のいずれか少ない数) 一新規雇用者総数(特定業務施設における新規雇用者数、増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数)の平均値

<「非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計 ⑩」について>

(8)と9を合計して推計。

平成 29 年度

50人 + 239人 = 289人

<「非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数 ⑪」について>

○ 非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数それぞれについて、基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合をアンケート調査結果により推計し、 非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数のそれぞれの推計値にこの割合を乗じてこ れを合算することにより推計。

平成 29 年度

50 人 × 37.3% (※10) + 239 人 × 34.9% (※11) = 102 人

(※10) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における新規雇用者総数一控除対象特定新規雇用者数一非特定新規雇用者超過数の合計値に対する基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における新規雇用者総数一控除対象特定新規雇用者数一非特定新規雇用者超過数の合計の割合

(※11) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における増加雇用者数の合計値に対する基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における増加雇用者数分の合計の割合

<「非特定新規雇用者超過数 (3) について>

○ 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たり の非特定新規雇用者超過数を乗じて推計。

平成 29 年度

18件 × 1.1人(※12) = 20人

(※12) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業 (73 社) における非特定新規雇用者超過数 (新規雇用者総数-控除対象特定新規雇用者数-新規雇用者総数×0.4 (0 を下回る場合は0)) の平均値

-38- 【H29 内閣01】

- <「非特定新規雇用者超過数のうち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数例」について>
- アンケート調査の結果により推計した非特定新規雇用者超過数うち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合を用いて推計。

平成 29 年度

20 人 × 41.8% (※13) = **8** 人

(※13) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における非特定新規雇用者超過数の合計に対する基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における非特定新規雇用者超過数の合計の割合

- < 「非特定新規雇用者超過数のうち(A)以外の数 (5) について>
- (13)から(4)を控除して推計。

平成 29 年度

20 人 - 8 人 = **12** 人

平成 27 年度

9人 × 50万円 = 4.5 百万円

平成 28 年度

83 人 × 50 万円 = 41.5 百万円

平成 29 年度

26 人×60 万円 + 102 人×50 万円 + 8 人×40 万円 = 69.8 百万円

平成 27 年度

19 人 × 20 万円 = **3.8 百万円**

平成 28 年度

178 人 × 20 万円 = 35.6 百万円

平成 29 年度

91 人×30 万円 + 187 人×20 万円 + 12 人×10 万円 = **65.9 百万円**

- <「地方事業所特別基準雇用者数 ®」について>
- 〇 平成 27 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から推計。平成 28 年度及び 29 年度については、推計した移転型の税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した 1 法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数

26.3 人 (※14) を乗じて推計。

(※14) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(8社)における特定業務施設における増加人数の平均値

平成 27 年度

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において、地方事業所特別基準 雇用者数に係る適用件数が0であることから、**0人**と推計。

平成 28 年度

2件 × 26.3人 = 53人

平成 29 年度

3件 × 26.3人 = 79人

< 「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額(®×30万円) ⑨」について>

平成 27 年度

0人 × 30万円 = **0百万円**

平成 28 年度

53 人 × 30 万円 = **15.9 百万円**

平成 29 年度

79 人 × 30 万円 = **23.7 百万円**

<「税額控除額」について>

○ 平成 28 年度と平成 29 年度の税額控除額 (適用減収総額⑩) については、平成 27 年度の地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額と地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額の合計の推計値 (⑯+⑪+⑲) に対する税額控除額の割合 45.8% (=3.8 / (4.5+3.8+0)) をそれぞれの年度の地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額と地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額と地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額の合計の推計値 (⑯+⑪+⑪) に乗じることで推計する。

平成 28 年度

(41.5 百万円 + 35.6 百万円 + 15.9 百万円) × 45.8% = 42.6 百万円

平成 29 年度

(69.8 百万円 + 65.9 百万円 + 23.7 百万円) × 45.8% = 73.0 百万円

<まとめ>

適用件数 (税額控除実施法人数) 控除対象地方事業所基準雇用者数 ① 28 の では、	27 年度 平成 28 年度 7 11 (推計) (推計) 261 (推計) 推計) 83 (推計) (推計) 178 (推計)	平成 29 年度 (見込) 18
控除対象地方事業所基準雇用者数	(推計) 261 (推計) 推計) 83 (推計)	18
控除対象地方事業所基準雇用者数	(推計) 261 (推計) 推計) 83 (推計)	
うち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を 満たす法人に係る数 ② うち②以外の数 ③ 19	推計) 83 (推計)	187
満たす法人に係る数 ② うち②以外の数 ③ 19		187
うち②以外の数 ③ 19	(推計) 178 (推計)	187
1	(推計) 178 (推計)	187
新規雇用者総数 ④		187
4/17/0/E/13 E 11/0 XX		107
控除対象特定新規雇用者数 ⑤		117
うち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を		26
満たす法人に係る数 ⑥		
うち⑥以外の数 ⑦		91
非特定新規雇用者数 8		50
非新規基準雇用者数		239
非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の		289
合計 (8+9)		
うち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を		102
満たす法人に係る数 ⑪		
うち⑪以外の数 ⑫		187
非特定新規雇用者超過数 ③		20
うち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を		8
満たす法人に係る数 ④		
うち⑭以外の数 ⑮		12
地方事業所基 (②×50万円) 又は(⑥×60万円+ 4.5	(推計) 41.5 (推計)	69.8
準雇用者数に ①×50万円+④×40万円) ⑥		
係る措置の雇 (③×20万円) 又は (⑦×30万円+ 3.8	(推計) 35.6 (推計)	65.9
用者数基準額 ①×20 万円+⑤×10 万円) ①		
(単位:百万円)		
地方事業所特別基準雇用者数 ⑱ 0 (推計) 53 (推計)	79
地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用	0 15.9 (推計)	23.7
者数基準額 (®×30万円) (単位:百万円) ⑨		
適用額(税額控除額)(単位:百万円) 20 (20)	3.8 42.6 (推計)	<u>73.0</u>

(以上)

(評価実施府省:内閣府)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29内閣02)

【基本情報】

	1													
制度名 (措置名)			戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長 家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除)											
	平成27年度時点		別区域法の一 即時償却) 又									取得等をした場合には、取得価額の①50%(建物等は259できる。	%)の特別償却	〕(特定中核
措置の内容	平成28年度税制改正以後	・ 特定中核事業用設備についての即時償却に係る措置を廃止 ・ 繰越税額控除限度超過額に係る税額控除を廃止												
	平成29年度税制改正以後	従前どおり	従前におり											
政策目的		大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること							寄与すること。					
===/==+44.24.0			義務対象					努力義務対象						
評価対象税目		法人税	法人住民税	法人事業税										
関係条項		措法第42条010、第68条014、地方税法第23条、第72条023、第292条												
要望内容及び	区分	措置の適用	期限を平成32年	年3月31日まで	で2年間延長す	ა							区分	延長
創設年度		H26	H26 過去の政策評価の実績 H26内閣06、08、H27内閣05											

【総括表】

					1	且税特別措施	置等の適用実施	ž.										租税	特別措置等	によって達成し	しようする目	目標とその実	現状況(ダ	効果)				
		適用件数 (法人税·件))	(参考) 適用実態調査に おける適用件数	(%	減収額 法人税・百万	円)	(参考) 適用実態調査に おける適用額の 上位10社割合	(参考) 適用実態調査に おける適用額の 上位10社割合	(地方法人二	減収額 税・地方法人特	別税・百万円)	(参考) 適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額(地方法人二税・地方	(ビジネス	020年までに、 環境ランキング 3 (2016年1	ブ) において	て、日本が先		「世界の都	020年までに、 市総合カラン (2016年10月	キング」には	おいて、東京			後3年間(20 資を年間80)			
	将来予測	実績	実績÷将来予測	(法人税·件) 実績	将来予測	実績	実績÷将來予測	(法人税・%)	(法人税・%)	将来予測	実績	実績÷将來予測	法人特別税·百万円)	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度	目標値(百万円)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度
H23	付米 了	夫棋 -	关模:付木丁剂	夫領	行朱	夫領	关模·付木 7/例	夫領 -	夫領 -	付米丁渕 -	夫棋 -	天模 - 付木 アタ	夫額 -	_	_	_		-	_	_	_		_	_	_	_	-	_
H24	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	4	_	_	_	_	-	_	
H25	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	15	_	-	_	_	4	_	_	_	_	_	_	
H26	不明	0	_	0	不明	▲0	_	_	_	不明	▲0	_	_	_	不明	19	不明	-	_	不明	4	不明	_	_	_	0	不明	_
H27	3	2	66.7%	2	▲ 56.0	▲ 12.0	21.4%	_	_	▲21.0	▲3.0	14.3%	▲2.2	_	不明	24	不明	-	_	不明	4	不明	-	_	-	59	不明	
H28	4	1	25.0%	-	▲ 577.0	▲ 4.0	0.7%	_	_	▲182.0	▲2.0	1.1%	-	_	不明	26	不明	ı	-	不明	3	不明	-	_	-	111	不明	_
H29	4	_	_	-	▲ 500.0	-	-	_	_	▲2.0	-	-	-	_	不明	-	_	-	-	不明	-	_	-	_	5,683	-	-	_
H30	4	-	-	-	▲1,692.0	-	-	-	-	▲3.0	-	-	-	_	不明	-	-	ĺ	-	不明	-	-	_	80,000,000	17,724	-	ı	-
H31	4	_	_	_	▲5,767.0	_	_	_	_	▲ 755.0	_	-	_	_	不明	-	_	ı	_	不明	-	_	-	_	87,961	_	-	_
H32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-	_	-	-	-	-
H33	-	_	-	_	_	_	-	_	-	_	-	-	-	_	_	-	-	-	-	_	_	-	_	_	-	_	-	_
H34	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	-	-	-	-	-	_	_	_	_	_	-	-	_
H35~ /未定	_	_	-	_	_	-	-	_	_	-	-	_	-	_	-	_	-	_	-	-	_	_	_	_	_	_	-	-

点検結果表

(行政機関名:内閣府)

制度名	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	□新設 □拡充 ■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ② 達成目標のうち「2020 年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位 以内に入る(2016年10月公表時3位)」について、2016年10月時点で目標を達成して おり、新たな達成目標を設定する又は維持目標を設定する必要がある。

【内閣府の補足説明】

達成目標として記載した世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキング」は、未来投資戦略 2017 に示された「国家戦略特区」の項目全体にかかる KPI であり、大胆な規制・制度改革などにより達成される目標が含まれる。

このため、日本再興戦略 2016 で示された「今後 3 年間(2016・2017・2018 年度)、設備 投資を年間 80 兆円程度に拡大させることを目指す」を、より本税制の目的と近い関係に ある達成目標として、評価書に記載。

以下のとおり追記。

- ① 国のビジネスのしやすさをランキング化(事業の始め易さ、資金調達、税金など)している世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)や、より魅力的で高度なビジネススキルを有した人々や企業を世界中から惹きつける都市をランキング化した、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキング」で3位以内に入ることは、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済拠点の形成がこれまで以上に図られていることを確認することができるため、これらの達成目標が実現することによって、国民経済の発展及び国民生活の向上が果たされることを測る総合的な KPI として掲げたすの
- 一方で、本税制措置における直接的な効果については、建物など大型の設備投資案件もある中で、設備投資額の増額目標に貢献することが期待されるところ。
- ② ランキングにおいて、日本の順位の上昇及び東京の順位を維持することにより、国際 的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与 することを目的に世界一ビジネスしやすい環境の整備を行う。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されて

おらず、その適切な理由も十分に説明されていない。

② 過去の適用額について、評価書本体の数値と別紙1の数値が一致しない。

【内閣府の補足説明】

① 租特透明化法に基づき把握される情報は2年度前までのものしか把握されていないため、直近の情報を把握する観点から、各特区に対して前年度の実績を調査。各特区の対象法人の中には課税所得が少ないなどの理由で、税額控除率等の上限まで適用することができず、租特透明化法に基づき把握される情報の内数である自社の実際の税額控除額等を正確に把握してない場合などがあるため、内数として特区毎の詳細の把握が困難。このため、代替の推計方法として、各特区の法人が取得した設備の情報と共に、それを基に改めて計算した税額控除額等を調査しており、これを過去の適用実績として用いたものである。

なお、「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における利用実績が把握できないため、より詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの」を「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの」と修正。

② 過去の適用額について、修正 (別紙 1 の②特別償却実施額と③税額控除実施額の合 (意)

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用額について、評価書本体の数値と別紙1の数値が一致しない。

【内閣府の補足説明】

将来の適用額について、修正(別紙1の②特別償却実施額と③税額控除実施額の合算)

【点棆結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も十分に明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

租特透明化法に基づき把握される情報は2年度前までのものしか把握されていないため、直近の情報を把握する観点から、各特区に対して前年度の実績を調査している。各特区の対象法人の中には、課税所得が少ないなどの理由で、税額控除率等の上限まで適用することができず、租特透明化法に基づき把握される情報の内数である自社の実際の税額控除額等を正確に把握してない場合などがあるため、内数として特区毎の詳細の把握が 困難。このため、代替の推計方法として、各特区の法人が取得した設備の情報と共に、それを基に改めて計算した税額控除額等を調査しており、これを過去の適用実績として用いたものである。

なお、「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における利用実績が把握できないため、より詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの」を「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの」と修正。

-42- 【H29 内閣02】

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

【内閣府の補足説明】

_

【点検結果】

なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果について、「平成26年度から平成31年度までに11件の法人指定、111,538 百万円の設備投資が見込まれており、」と説明されているが、算定根拠(計算、計算に 用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ② 過去の効果について、「平成26年度から平成31年度までに11件の法人指定、111,538百万円の設備投資が見込まれており、」と説明されているが、過去の実績と将来の予測を区別した上で年度ごとに把握されていない。また、過去の効果(平成26年度の世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)及び森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」が把握されていない。
- ③ 過去の適用数(法人税)0件(平成26年度)、2件(平成27年度)、1件(平成28年度))は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。
- ④ 過去の効果について、「本税制措置は国家戦略特区の目標達成に資する事業を実効的・ 具体的に進めていくためのインセンティブであり、自由にビジネスを行える環境整備、 民間主導の事業促進に繋がり、それに伴って達成目標である各ランキングの順位上昇 へと導くことが可能となる」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要 因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果(本特例措置を活用して特区において 研究開発等が行われることにより、どのようにして各ランキングの順位上昇が見込ま れるのか)が把握されていない。
- ⑤ 本特例措置の適用を受けるためには、「国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められ」ることが前提となるが、特区ごと(平成29年9月時点で11特区)、事業ごと(平成29年度9月時点で23事業(国家戦略特別区域法施行規則第一条第一号イ(1)から(8)まで、同号ロ(1)から(9)まで、同号ハ、第二号イからニまで、及び同項第三号に定める事業を指す。)の適用実績が本評価書において明らかにされておらず、本特例措置が必要最低限の措置であることが説明されていない。

【内閣府の補足説明】

- 法人指定 11 件及び設備投資 111,538 百万円については、平成 26 年度から平成 31 年度までの指定数及び取得価格を特区に対して調査したものである。
 法人指定: H26 1 件 + H27 2 件 + H28 1 件 + H29 2 件 + H30 3 件 + H31 2 件 = 11 件 設備投資: H26 0 百万円 + H27 59 百万円 + H28 111 百万円 + H29 5,683 百万円 + H30 17,724 百万円 + H31 87,961 百万円 = 111,538 百万円
- ② 「平成 26 年度から平成 31 年度までに 11 件の法人指定、111,538 百万円の設備投資が見込まれており、」を「平成 26 年度から平成 28 年度までは、4 件の法人指定、170 百万円の設備投資の実績があり、平成 29 年度から平成 31 年度までは 7 件の法人指定、111,368 百万円の設備投資が見込まれている。」に修正。世界銀行「Doing Business」によれば、2014 年の日本のビジネス環境ランキングは 19 位、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキング」によれば、2014 年の東京の都市総合ランキングは4位であった。
- ③ 本税制措置は、医療、国際、農業の分野で特に先進性の高い取り組みを行うため、適

用数こそ少ないものの、特区内における民間投資の拡大により、着実に産業の国際競争力の強化又は国際的な経済拠点の形成に資する研究開発または製造に供する設備投資を通じて、高度な研究開発や製造等の基盤を整えることで、高度な研究開発の推進及び事業化により新たな付加価値をもたらす製品の生産・出荷、サービス提供方法の開発などを通じ、競争力の高い水準の医療提供に向けたビジネスの推進をもたらす。このため、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業を行うことにより、直接的に設備投資の増加につながるばかりでなく、日本のビジネス環境の向上・都市の国際競争力強化に十分に寄与し、達成目標である各ランキングの順位上昇が見込まれる。

④ 「医療」の分野では、治療方法の確立されていない分野等における高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発等を行い、他国に先んじて、新たな成長産業を生み出すとともに、いち早く実用化・製品化することによって、他産業まで広く経済効果の波及が見込める。このため、かかる用途における設備投資額の目標値にも貢献することはもとより、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキング」の指標である「経済」及び「研究・開発」の分野の上昇に寄与する。

「国際」の分野では、国際会議等に活用可能なMICE 施設の整備、外国人ビジネスマンの働きやすい執務環境の整備やその家族・子女の教育環境の整備、外国語・英語に対応した医療体制を整備するなど、高度なビジネススキルをもって来日した外国人が活動しやすい環境を整えることによって、国際的な事業機会の創出及び国際的な規模の事業活動の促進を図る。このため、かかる用途に資する施設や設備の大規模な投資高の増加に直接寄与することはもとより、世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)の指標である Starting a business(事業の始め易さ)や森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキング」の指標である「経済」及び「居住」、「環境」の分野の上昇に寄与する。

「農業」の分野では、例えばICTやロボット技術などを組合せるなど、付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な高度な技術の研究開発や当該技術の活用に関する事業を行うことによって、戦略的なプランド力強化や輸出などの成長を見込める。このため、かかる用途における設備投資額の目標値にも貢献することはもとより、世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)の指標である Trading across borders (海外貿易のし易さ)や森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」の指標である「経済」及び「研究・開発」の分野の上昇に寄与する。

また、本特例は税制の措置であるため、世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)の指標である Paying taxes (税金) にも寄与する。

⑤ 別紙2及び3を追加し、「①租税特別措置等によるべき妥当性等」に「なお、措置の対象は国家戦略特別区域計画に定められた一定の事業の用に供する設備等に限定(別紙2及び3)されており、必要最小限の措置である。」と追記。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。また、新たに追加された達成目標(今後3年間のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す)について、過去の適用数が僅少であることを踏まえても、本特例措置が達成目標の実現に十分寄与したことを明らかにする必要があるため、この点も課題とする。
- ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。また、新たに追加された達成目標(今後3年間のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す)について、「設備投資: H260百万円+H2759百万円+H28111百万円」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないため、この点も課題とする。
- ⑤ 補足説明により、対象事業・事業別の適用実態が明らかにされ、「措置の対象は(中略)一定の事業の用に供する設備等に限定」と説明されているが、その限定された対象に適用実態がない分野・事業がみられるため、そのような実態を踏まえた分析をする必要があることから、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果について、「平成26年度から平成31年度までに11件の法人指定、111,538百万円の設備投資が見込まれており、」と説明されているが、算定根拠(計算、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ② 将来の効果について、「平成26年度から平成31年度までに11件の法人指定、111,538百万円の設備投資が見込まれており、」と説明されているが、過去の実績と将来の予測を区別した上で年度ごとに予測されていない。
- ③ 達成目標(「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2016年10月公表時26位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2016年10月公表時3位)」(未来投資戦略(平成29年6月9日)))に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。
- ④ 将来の効果について、予測される将来の適用数(法人税)4件(平成29年度)、4件(平成30年度)、4件(平成31年度)は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。
- ⑤ 本特例措置の適用を受けるためには、「国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められ」ることが前提となるが、特区ごと(平成29年9月時点で11特区)、事業ごと(平成29年度9月時点で23事業(国家戦略特別区域法施行規則第一条第一号イ(1)から(8)まで、同号ロ(1)から(9)まで、同号ハ、第二号イから二まで、及び同項第三号に定める事業を指す。)の適用見込みが本評価書において明らかにされておらず、本特例措置が必要最低限の措置であることが説明されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 法人指定 11 件及び設備投資 111,538 百万円については、平成 26 年度から平成 31 年度までの指定数及び取得価格を特区に対して調査したものである。
 法人指定: H26 1 件 + H27 2 件 + H28 1 件 + H29 2 件 + H30 3 件 + H31 2 件 = 11 件設備投資: H26 0 百万円 + H27 59 百万円 + H28 111 百万円 + H29 5,683 百万円 + H30 17,724 百万円 + H31 87,961 百万円 = 111,538 百万円
- ② 「平成26年度から平成31年度までに11件の法人指定、111,538百万円の設備投資が見込まれており、」を「平成26年度から平成28年度までは、4件の法人指定、170百万円の設備投資の実績があり、平成29年度から平成31年度までは7件の法人指定、111,368百万円の設備投資が見込まれている。」に修正。
- ③ 「医療」の分野では、治療方法の確立されていない分野等における高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発等を行い、他国に先んじて、新たな成長産業を生み出すとともに、いち早く実用化・製品化することによって、他産業まで広く経済効果の波及が見込める。このため、かかる用途における設備投資額の目標値にも貢献することはもとより、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキング」の指標である「経済」及び「研究・開発」の分野の上昇に寄与する。

「国際」の分野では、国際会議等に活用可能なMICE施設の整備、外国人ビジネスマンの働きやすい執務環境の整備やその家族・の子女の教育環境の整備、外国語・英語に対応した医療体制を整備するなど、高度なビジネススキルをもって来日した外国人が活動しやすい環境を整えることによって、国際的な事業機会の創出及び国際的な規模の事業活動の促進を図る。このため、かかる用途に供する施設や設備の大規模な投資高の増加に直接寄与することはもとより、世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)の指標である Starting a business(事業の始め易さ)や森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキング」の指標である「経済」及び「居住」、「環境」の分野の上昇に寄与する。

「農業」の分野では、例えばICTやロボット技術などを組み合わせるなど、付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な高度な技術の研究開発や当該技術の活用に関する事業を行うことによって、戦略的なブランド力強化や輸出などの成長を見込める。このため、係る用途における設備、投資額の目標値にも貢献することはもとより、世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)の指標であるTrading across borders(海外貿易のし易さ)や森記

念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキング」の指標である「経済」及び「研究・開発」の分野の上昇に寄与する。

また、本特例は税制の措置であるため、世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)の指標である Paying taxes (税金)の上昇にも寄与する。

- ④ 本税制措置は、医療、国際、農業の分野で特に先進性の高い取り組みを行うため、適用数こそ少ないものの、特区内における民間投資の拡大により、着実に産業の国際競争力の強化又は国際的な経済拠点の形成に資する研究開発又は製造に供する設備投資を通じて、高度な研究開発や製造等の基盤を整えることで、高度な研究開発の推進及び事業化により新たな付加価値をもたらす製品の生産・出荷、サービス提供応報の開発などを通じ、競争力の高い水準の医療・国際・農業分野におけるビジネスの推進をもたらす。このため、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業を行うことは、日本のビジネス環境の向上・都市の国際競争力強化に十分に寄与し、達成目標である各ランキングの順位上昇が見込まれる。
- ⑤ 別紙2及び3を追加し、「①租税特別措置等によるべき妥当性等」に「なお、措置の対象は国家戦略特別区域計画に定められた一定の事業の用に供する設備等に限定(別紙2及び3)されており、必要最小限の措置である。」と追記。

【点檢結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を調
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。また、新たに追加された達成目標(今後3年間のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す)(こついて、予測される将来の適用数(法人税)4件(平成29年度)、4件(平成30年度)、4件(平成31年度)は、それぞれ10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要があるため、この点も課題とする。
- ⑤ 補足説明により、対象分野・事業別の適用見込みが明らかにされ、「措置の対象は(中略)一定の事業の用に供する設備等に限定」と説明されているが、その限定された対象に適用見込みがない分野・事業が見られるため、そのような実態を踏まえた分析をする必要があることから、この点を課題とする。
- ⑥ 新たに追加された達成目標(今後3年間のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す)に対する将来の効果について、「H295,683百万円+H3017,724百万円+H3187,961百万円」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

-44- 【H29 内閣02】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

□ 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称 (国3)(法人税:義) (地3)(法人税:義) (地3)(法人住民税、法人事業税:義、固定資産税:外) 【新設・拡充・延長】 3 租税特別措置等の内容 (内容) (現行制度の概要) ① 特別償却又は投資税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主任で認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等をた場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備:機械・措置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率:機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の25%	
(地3)(法人住民税、法人事業税:義、固定資産税:外) 【新設・拡充・延長】 《内容》 (現行制度の概要) ① 特別償却又は投資税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主任で認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等をた場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備:機械・措置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率:機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の	
【新設・拡充・延長】 《内容》 (現行制度の概要) ① 特別償却又は投資税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主任 て認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を た場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備: 機械・措置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率: 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の	
3 租税特別措置等の内容 (現行制度の概要) ① 特別償却又は投資税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主任 て認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を た場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備:機械・措置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率:機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の	
(現行制度の概要) ① 特別償却又は投資税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体 て認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を た場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備:機械・措置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率:機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の	
 ① 特別償却又は投資税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体で認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等をた場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備: 機械・措置(2千万円以上)開発研究用器具・備品(1千万円以上)建物・附属設備・構築物(1億円以上)・特別償却率: 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の 	
国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体で認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等をた場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備: 機械・措置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率: 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の	
て認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を た場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備 : 機械・措置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率 : 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の	
た場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備 : 機械・措置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率 : 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の	تكال
・対象設備 : 機械・措置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率 : 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の	ひ得し しょうしん
開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率 : 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の	
建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率 : 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の	
・特別償却率 : 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の	
建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の 25%	50%
2 13 113 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	
・税額控除率 : 機械・装置、開発研究器具・備品 ⇒ 取得価額の 15	%
建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の8%	
(当期法人税額の 20%までを限度とする)	
② 研究開発税制の特例	
国家戦略特別区域法に基づき、①の特別償却を受ける特定中核事業	の用
に供する開発研究用資産について、特別償却(50%)に加え、その減価(貨却費
の 20%を税額控除できる措置。	
·対象設備 : 機械·装置(4千万円以上)	
開発研究用器具·備品(2千万円以上)	
・特別償却率 : 取得価額の 50%	
・税額控除率 : 減価償却費の 20%	
③ 固定資産税の特例	
特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業	の実
施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取利	北た
当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課	CM THE
準を最初の3年間当該設備に係る課税標準となるべき価格の2分の1と	忧悰
制度。	
(要望内容)	

		国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置
		法第 42 条の 10 及び第 68 条の 14 において平成 30 年3月 31 日が適用期限
		となっており、この適用期限を2年間延長し、平成 32 年3月 31 日までとする。
		《関係条項》
		・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 42 条の 10、第 68 条の 14
		・租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 27 条の 10、第 39 条の
		44
		・租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号)第 20 条の5、第 22
		 条の 27
		・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第1項第4号、第 72 条の 23 第
		1項、第 292 条第1項第4号、附則第 15 条第 41 項
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期 : 平成 29 年8月 分析対象期間 : 平成 26 年度~31 年度
6	租税特別措置等の創設	平成 26 年度 : 創設
	年度及び改正経緯	平成 27 年度 : 拡充
		(適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新
		的情報サービスを活用した農業の研究開発事業(特定中核 事業)を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用
		の建物等を追加。)
		平成 28 年度 : 見直しの上、延長
		(特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額
		控除制度を廃止した上で、2年延長)
7	適用又は延長期間	2年間(平成 30 年度~平成 31 年度)
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	:等 : 及びその : 根拠	大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形
	仅处	成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的
		とする。
		《政策目的の根拠》
		 国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第1条 この法律は、我が国を取り巻(国際経済環境の変化その他の経済社会情勢
		の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る
		ためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を
		重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的
		な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区
		域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること
		安は事項を定め、もりに国民経済の光展及の国民生活の同工に寄与することを目的とする。
		・国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定)

(単位:百万円)

		2	政策体系における	(国家戦略特区) 国家戦略特区(の突破口である。 的に推進すること 動の拠点の形成ですることを目的とす 政策目標4 地方施策目標4 国家	ま、日本の新 大胆な規制 により、産動 を図り、もつ する。 創生の推進	経済社会の ・制度改革 その国際競 で国民経済	革を通して き争力の強	経済社会	の構造改 こ、国際的	革を重点]な経済活
			政策目的 の位置付 け							
		3) 達及実る 成び現ち	《租で記録のは、「2020年では、2020年では、「2020年では、2020年では、「2020年では、2020年では、「2020年では、2020年では、2020年では、1020年では、202	、先森3日的い済寄 ではスニみで『まとの年再物べるし先とでいい、生は念以。て活与 さ「クス記こ以現測的の魅力、税は、進少だの別の、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	行以都入 ト拠と ノB有団産囚と合いに100の	は、100mのでは、10	〒10のおまでは、東もど、台湾を上げの認済が目標18間割あ、実境では実り見いのおいます。 まっぱい おうない はいまれる はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん	表お立 恒民や 資キいがびと及 「程お設 るノ中ば与計の時合」(を経す 金ン惹総国でび 今度け備 寄にと2てあるとり、維持の環 達やつけいる民 3拡直資)いっ年にる()来 持の環 達やつけいる民 3拡直資)いっ年にる	なり、大けっなた生 年大接額 いてはらとりのというとは、大けっなた生 年大接額 いてはらいないが とび離 とび整 な魅市ン拠こ向 る効増 平しと ないないが とびか ないから ないがら ないがった という ないがい とびから ないがい とびから ないがった という はいかい という という という という という という という という という とい
				とで、民間投資、終実現を目指してい		活性化を値	足し、本特	例措置を		
9	有効性	1	適用数等	《延長分》 年度		1			(単位:百	ョカ円)
	等			区分	平成 26	27	28	29	30	31
				適用法人数	0	2	1	4	4	4
				適用額	0	42	19	539	1,738	16,871
				(注)算定根拠につ	ついては、別	川紙 1 参照				

※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における 適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細 を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は 活用せず、特区への調査を実施したもの。

各特区へ適用見込法人数及び、各法人の投資見込額を照会し、各年度で 合算。(固定資産税については評価を実施していない。)

- (適用法人数)認定区域計画に定められた法人の数
- (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除 の実施額
- 〇前回評価(平成 27 年度)時における適用数の将来予測と実績 (前回の将来予測)平成 28 年度の適用見込数:4件
- ・平成28年度においては、医療事業を行う4社で設備投資を見込んでいた が、うち2社については、事業スケジュールに変更があり、設備導入 時期が翌年度にずれ込んだことが影響している。

また、残りの2社については、指定金融機関からの貸付を受けることがで きないことを理由に事業実施計画の確認の申請取り下げなどがあったた め、計画の認定を見送ったことによるもの。

減収額	《延長分》						
		年度	TT # 00	0.7	00	00	ſ

年度 区分	平成 26	27	28	29	30	31
法人税	0	12	4	500	1,692	5,767
法人住民税	0	1	1	1	1	235
法人事業税	0	2	1	1	2	520

- (注)算定根拠については、別紙 1 参照
- ※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における 適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細 を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は 活用せず、特区への調査を実施したもの。
- ①前回評価(平成 27 年度)時における減収額の将来予測と実績 (前回の見込額)平成27年度(法人税:56百万円)
 - 平成 28 年度(法人税:577 百万円)
 - ・平成27年度においては、医療機器開発事業による設備投資を見込んで いたが、事業スケジュールに変更があり、設備投資時期が翌年度にずれ 込んだことが影響している。
 - ・平成28年度においては、医療事業を行う4社からの設備投資を見込ん でいたが、うち2社については、事業スケジュールに変更があり、設備導入 時期が翌年度にずれ込んだことが影響している。

また、残りの2社については、指定金融機関からの貸付を受けることができ ないことを理由に事業の申請取り下げなどがあったことにより、計画の認定 を見送ったことによるもの。

-46- 【H29 内閣02】

	②過去の実績と29 年度以降の減収見込額の乖離について 過去の実績と比較すると法人数の伸びは1~3件であるが、29 年度~30 年度においては、各年で大型投資となる建物の建設に対しての設備投資を 見込んでいる法人がある。 また、過去の実績に比べて、1法人が投資する設備の件数が多くなることも 一因となっている。
③ 効果・税収減是認効果・	《効果》 ○政策目的達成の実現状況 平成 26 年5月、平成 27 年8月、平成 28 年1月と3次にわたり国家戦略特別 区域として 10 区域が指定され、設備投資に係る課税の特例4事業を含む 242 事業について認定を行った。さらに、集中取組期間の集大成として、本年3月には、「日本再興戦略 2016」に盛り込んだ規制改革事項に加え、区域会議及び全国から募集した提案を基に、「幅広い分野における『外国人材』の受入れ促進」などの分野・事項を中心に新たな規制改革事項等を定めた国家戦略特別区域法改正案を、国会に提出し、同年6月に成立したところである。これらの新たな規制改革等を含め、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、平成 26 年度から平成 28 年度までは、4件の法人指定、170百万円の設備投資の実績があり、平成 29 年度から平成31年度までは7件の法人指定、111.368百万円の設備投資が見込まれている。これにより産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成がより推進されることとなる。
	〇租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況 国家戦略特区の活用により、民間からの具体的な事業や施策提案ニーズ に迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産 性向上を実現し、「揺るぎない経済の好循環」を確立させる。 本税制措置は国家戦略特区の目標達成に資する事業を実効的・具体的に 進めていくためのインセンティブであり、自由にビジネスを行える環境整備、民 間主導の事業促進に繋がり、それに伴って達成目標である各ランキングの順 位上昇へと導くことが可能となる。
	《税収減を是認するような効果の有無》 本要望の実現により、2年間で8,985 百万円の減収が見込まれるものの、5 件の法人指定、105,685 百万円の設備投資が見込まれている。 国家戦略特区における認定区域計画に基づき、産業の国際競争力の強化 や国際経済拠点形成に資すると認められた特定事業を行う企業の設備投資 を促し、特区内における事業環境の整備を促進させる本税制は、平成28 年度までに183 百万円の民間投資を生じさせた。さらに平成31 年度までに、 111,418 百万円の民間投資を促進するため、3 年間の設備投資目標達成に至る一環として寄与するものである。 また、設備投資を通じて革新性のある特定事業を推進する環境が整うため、規制・制度改革と併せて国家戦略特区の目的である「世界で最もビジネスをしやすい環境の整備」に資することから、日本のビジネス環境の向上・都市の国際競争力強化に大きく寄与し、それに伴い、達成目標である各ランキング

:	:	の順位上昇が予測される。
		O THE ELECTION OF THE PROPERTY
10 相当	生 ① 租税特別 措置等に	国家戦略特区は特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自
	よるべき	由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広
	妥当性等	い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措
		置によることが妥当である。
		また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となってい
		る規制について、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本
		税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制
		世帯では、成前の行うでとから、国家戦略行為は、成前の行物指置と統制は指置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形
		成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。
		なお、措置の対象は国家戦略特別区域計画に定められた一定の事業の用
		に供する設備等に限定(別紙2及び3)されており、必要最小限の措置である。
	② 他の支援	国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が
	措置や義	講じられている。
	務付け等	規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦え
	との役割 分担	る国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的と
	77.2	する事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。
		また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な
		事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者
		の資金繰りを支援するものである。
		したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための国際競争力
		の強化等に資する事業活動に供する新たな設備投資に対して、インセンティブ
		を付与する本税制措置とは対象が異なる。
	o 115 ± 0 ±	
	③ 地方公共 団体が協	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その
	力する相	他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行わ
	当性	秋小国の経済社会の治力の同工及の持続的発展を図ることを自として、行われなければならない。」とされている。
		100917 101908-0-090 10 JCC10 CO.090
11 有識	<u> :</u> 舌の見解	
		-
12 前回	の事前評価又は事	平成 27 年8月(平成 27 年内閣 10)
後評	面の実施時期	

(別紙1)

適用数等及び減収額の算定根拠

〇平成 26 年度

区分	数値	出典·計算式等	備考
① 適用法人数	0 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	0 百万円		5+6+7
⑤ 法人税	0 百万円		②×税率+③
⑥ 法人住民税	0 百万円		②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0 百万円		8+9
⑧ 所得割	0 百万円		②×税率
9 地方法人特別税	0 百万円		②×税率

〇平成 27 年度

	区分	数值	出典·計算式等	備考
1	適用法人数	2 件	特区に対する調査	
2	特別償却実施額	39 百万円	特区に対する調査	
3	税額控除実施額	3 百万円	特区に対する調査	
4	減収額	15 百万円	12 百万円+1 百万円+2 百万円	5+6+7
	⑤ 法人税	12 百万円	39 百万円×23.9%+3 百万円	②×税率+3
	⑥ 法人住民税	1 百万円	39 百万円×23.9%×12.9%	②×税率×税率
	⑦ 法人事業税	2 百万円	1 百万円+1 百万円	8+9
	⑧ 所得割	1 百万円	39 百万円×3.1%	②×税率
	⑨ 地方法人特別税	1 百万円	39 百万円×2.9%	②×税率

〇平成 28 年度

区分	数值	出典·計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	19.22 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	6 百万円	4 百万円+1 百万円+1 百万円	5+6+7
⑤ 法人税	4 百万円	19.22 百万円×23.4%+0 百万円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	1 百万円	19.22 百万円×23.4%×12.9%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	1 百万円	0 百万円+1 百万円	8+9
⑧ 所得割	0 百万円	19.22 百万円×1.9%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	1 百万円	19.22 百万円×2.9%	②×税率

〇平成 29 年度

区分	数値	出典·計算式等	備考
① 適用法人数	4 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	51.50 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	488.04 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	502 百万円	500 百万円+1 百万円+1 百万円	5+6+7
⑤ 法人税	500 百万円	51.5 百万円×23.4%+488.04 百万円	②×税率+3
⑥ 法人住民税	1 百万円	51.5 百万円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	1 百万円	0 百万円+1 百万円	8+9
⑧ 所得割	0 百万円	51.5 百万円×0.7%	②×税率
9 地方法人特別税	1 百万円	51.5 百万円×2.9%	②×税率

〇平成 30 年度

		区分	数值	出典·計算式等	備考
1	適月	法人数	4 件	特区に対する調査	
2	特別]償却実施額	60 百万円	特区に対する調査	
3	税額	煙除実施額	1,678.32 百万円	特区に対する調査	
4	減収	(額	1,695 百万円	1,692 百万円+1 百万円+2 百万円	5+6+7
	(5)	法人税	1,692 百万円	60 百万円×23.2%+1,678.32 百万円	②×税率+③
	6	法人住民税	1 百万円	60 百万円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
	7	法人事業税	2 百万円	0 百万円+2 百万円	8+9
		⑧ 所得割	0 百万円	60 百万円×0.7%	②×税率
		⑨ 地方法人特別税	2 百万円	60 百万円×2.9%	②×税率

〇平成 31 年度

	区分	数值	出典·計算式等	備考
1	適用法人数	4 件	特区に対する調査	
2	特別償却実施額	14,459 百万円	特区に対する調査	
3	税額控除実施額	2,412.08 百万円	特区に対する調査	
4	減収額	6,522 百万円	5,767 百万円+235 百万円+520 百万円	5+6+7
	⑤ 法人税	5,767 百万円	14,459 百万円×23.2%+2,412.08 百万円	②×税率+③
	⑥ 法人住民税	235 百万円	14,459 百万円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
	⑦ 法人事業税	520 百万円	101 百万円+419 百万円	8+9
	⑧ 所得割	101 百万円	14,459 百万円×0.7%	②×税率
	⑨ 地方法人特別税	419 百万円	14,459 百万円×2.9%	②×税率

-48- 【H29 内閣02】

延長要望期限までの租税特別措置の活用実績と見込み(取得価額、区域認定法人)

(別紙2)

単位 (百万円)

	東京圏	獎 西 國	新潟市	養父市	北九州市·	沖縄県	仙北市	仙台市	愛知県	今治市 広島県・	合計
平成26年度 (実績)	0	0 (1法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (1法人)
平成27年度 (実績)	0	39 (1 法人)	20 (1 法人)	0	0	0	0	0	0	0	59 (2法人)
平成28年度 (実績)	0	111 (1法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	111 (1法人)
平成29年度 (見込)	60 (2法人)	5,623 (0法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	5,683 (2 法人)
平成30年度 (見込)	724 (2法人)	17,000 (1法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	17,724 (3 法人)
平成31年度 (見込)	87,961 (2法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87,961 (2 法人)
合計	88,745 (6 法人)	22,773 (4法人)	20 (1法人)	0	0	0	0	0	0	0	111,538 (11法人)

延長要望期限までの租税特別措置の活用実績と見込み(区域認定	法人)				L	(別	紙3)
対象分野・事業	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計
医療(施行規則第1条第1号イ)	1	1	1	2	1	0	6
(1) 高度医療に係る医薬品・医療機器の研究開発・製造		1			1		2
(2) 高度再生医療の研究開発・製造			1				- 1
(3) 医療・介護用ロボットの研究開発・製造							0
(4) 高度医療の治験・臨床研究				1			1
(5) 医療情報システムの研究開発							0
(6) 高度医療施設の整備・運営							0
(7) 高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営							0
(8) 高度医療施設の外国人患者に対するサービス提供							0
◆ (イ) 難治性疾患に係る先端的な医薬品の研究開発・製造							0
◆ (ロ) 難治性疾患に係る先端的な再生医療の研究	1			1			2
◆ (ハ) 低侵襲性診断・治療に係る先端的な医療機器の研究開発							0
国際(施行規則第1条第1号口)	0	0	0	0	2	2	4
(1) 多国籍企業が行う統括事業							0
(2) MICE施設やアフターコンベンション施設の整備・運営					2	2	4
(3) 国際会議に参加する外国人に対するサービス提供							0
(4) 外国語教育							0
(5) インターナショナルスクールの整備 ※貸付けの場合							0
(6) 外国語による医療の提供							0
(7) 外国会社向けインキュベーションオフィスの整備・運営							0
(8) 外国人従業員やその家族向けの日常生活のサポート							0
(9) 外国人向けサービスアパートメントの整備・運営							0
農業(施行規則第1条第1号ハ)	0	-1	0	0	0	0	- 1
高付加価値化、6次産業化、輸出産業化に係る技術開発・活用							0
◆ (二) 革新的ICT農業の研究開発		1					1

^{「◆」}は、特定中核事業(施行規則第1条第2号)。

(評価実施府省:内閣府)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29内閣03)

【基本情報】

制度名 (措置名)			を 特別地域にお													
	平成27年度時点	-														
措置の内容	平成28年度稅制改正以後	対象事業対象分野主な法人指定期設立時事業要	設立時期 : 特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満 事業要件 : 専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと。													
	平成29年度税制改正以後	従前どおり														
政策目的		大胆な規制	・制度改革を通	して経済社会の	の構造改革を重	直点的に推進す	することにより、産	業の国際競争	カの強化ととも	こ、国際的な経	済活動の拠点	の形成を図り、もって[国民経済の発展及	び国民生活の向	上に寄与すること。	
ET/T-MAN	1		義務対象					努力義務対象	ł							
評価対象税目		法人税	法人住民税	法人事業税												
関係条項		措法第61条	条、第68条の63	3の2、地方税法	· 法第23条、第7	· 2条の23、第2	292条			•	•	•				
要望内容及び	区分	対象となる特定事業を拡充した上で、措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。												区分	拡充·延長	
創設年度		H28 過去の政策評価の実績 H26内閣01、H27内閣01											•			

【総括表】

	1202		租税特別措置等の適用実態										租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)																								
		適用件数		(参考) 適用実態調査 における適用件	-	減収額 (法人税・百		(参考) 適用実態調査 における適用額 の上位10社割	(地方注人)	減収額 二税・地方法人物	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ことの影響調 (地		020年までに 本が先進国3)20年までに、 3位以内に入		5総合ランキングにお ₹4位)」		標③「開業率 が米国・英国!					④「ベンチt 22年までに	ヤー企業へこ倍増させ	のVC投資 ることを目	額の対名目 指す」	IGDP比	目標⑤「20 4割程度と)27年6月まで することを目指	でに、キャッシ iす」	シュレス比率を倍	音増し、
-	将来予測		実績÷将來予測	数(法人税・件)	将来予測		実績÷将來予測	合 (法人 税・%)	将来予測		実績÷将來予測	方法人二税·地方 法人特別税·百万 円) 実績	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果 達成度	E	目標値 将来	平予測	実績	目特の直 強的効果	標成度目標	景値 将3	来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度
H23	何本 17 例	大 根	关模寸付木 // //	大领	村木 万元	大 模	大限 下何木 17.80	大 根	何本了約	大领	大根で付木 」。	大概	_		_	_	_	_	_	_			_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
H24	-	-	_	-	-	_	_	-	-	_	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	_	_	_	_	-	_	-	_	_	_	-	_	-	-	_	_	_	-	-		-	-	-	-	-	_	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-
H26	-	-	_	-	-	_	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	-	4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	_
H27	-	-	_	_	_	_	_	-	_	-	_	-	_	_	24	-	-	-	-	4		-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	_	_
H28	不明	0	_	-	不明	▲0	-	-	不明	▲0	_	-	-	不明	26	不明	-	-	不明	3	不明 -	-	-	_ :	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	_	-	不明	不明	_
H29	1	_	_	-	▲0.1	_	-	-	▲0.0	_	_	_	-	不明	_	-	-	-	不明	_		-	- 7	下明	-	-	-	_ =	不明	-	-	-	-	不明	_	-	_
H30	4	_	_	-	▲28.5	_	-	-	▲ 6.3	_	_	_	-	不明	_	-	-	-	不明	_		-	- 7	下明	-	-	-	_ =	不明	-	-	-	-	不明	_	-	_
H31	4	-	_	-	▲30.5	-	-	-	▲6.7	_	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-		-	- 1	下明	-	-	-	- 7	不明	-	-	-	-	不明	-	-	_
H32	_	-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	3	_	-	-	-	3	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-
H33	-	-	_	-	_	_	_	-	_	-	_	_	_	_	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-
H34	-	_	_	-	_	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	- 不	明	-	-	-	-	-	-	_	-	-
H35~ /未定	-	-	-	-	_	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-		- 1	.0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4割程度	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名:内閣府)

制度名	国家戦略特区における所得控除制度の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	□新設 ■拡充 ■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 政策目的(大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。)に対する達成目標(「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2016年10月公表時26位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2016年10月公表時3位)」(未来投資戦略(平成29年6月9日)))の寄与について、「具体的な実績としては、世界銀行のビジネ環境ランキングにおいては、…(中略)…、現段階ではまだ途中経過であるが、目標実現に寄与している」と説明されているが、なぜ達成目標が実現することによって国民経済の発展及び国民生活の向上が果たされるのか、明らかにされていない。
- ② 達成目標のうち「2020 年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位 以内に入る(2016年10月公表時3位)」について、2016年10月時点で目標を達成して おり、新たな達成目標を設定する又は維持目標を設定する必要がある。

【内閣府の補足説明】

達成目標として記載した世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキング」は、未来投資戦略 2017 に示された「国家戦略特区」の項目全体にかかる KPI であり、大胆な規制・制度改革などにより達成される目標が含まれる。

このため、日本再興戦略 2016 で示された「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」とともに、未来投資戦略 2017で示された「ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP を 2022 年までに倍増すること」を、より本税制の目的とより近い関係にある達成目標として、評価書に記載。以下のとおり追記。

- ① 例えば、平成29年度に生じた1号案件について、外国人材の入国に係る規制の特例を活用してベンチャー企業の創出を図り、IoT分野における革新性の高い技術開発を通じ、「工場や物流センターの通信無線化」や「災害時の情報通信網のバックアップ」など様々な事業展開の可能性がある新規事業に対し、本税制措置を通じて収益基盤の確保を支援しているところ。このように、イノベーションの源泉となる起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促進することで、開業率の上昇につながり、ベンチャーへの投資額を増加する環境も整うことから、政策目的に示した産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図ることが可能となり、国民経済の発展及び国民生活の向上に資する。
- ② 世界銀行「Doing Business」ビジネス環境ランキングの paying taxes、Starting a Business、都市総合ランキングのビジネスの容易性グループに属する法人税率の指標等について、この順位を維持することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につなげる。また、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的に世界ービジネスしやすい環境の整備を行う。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が一部解消されたが、新たな達成目標「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」については、達成すべき時期が示されておらず、「ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP を 2022 年までに倍増すること」について

は、達成すべき水準(目標値)が定量的に定められていないため、これらの点を課題と する。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

【内閣府の補足説明】

【点検結果】

なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【内閣府の補足説明】

【点検結果】

なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【内閣府の補足説明】

【点検結果】

なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【内閣府の補足説明】

▼1 1 Haty 11 4 > 11 HyC Hyd >

【点検結果】

なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数(法人税)は0件(平成28年度)であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。また、僅少であることの原因が明らかにされていない。
- ② 過去の効果について、「本税制措置は国家戦略特区の目標達成に資する事業を実効的 具体的に進めていくためのインセンティブであり、自由にビジネスを行える環境整備、 民間主導の事業促進に繋がり、それに伴って達成目標である各ランキングの順位上昇 へと導くことが可能となる」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要 因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果(本特例措置を活用して特区内におい て医療等の事業が行われることにより、どのようにして各ランキングの順位上昇が見

込まれるか)が把握されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

③ 本特例措置の適用を受けるためには、「国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められる」ことが前提となるが、適用対象となる事業を見直すこととしているにもかかわらず、特区ごと(平成29年9月時点で11特区)、事業ごと(平成29年度9月時点で17事業(国家戦略特区区域法施行規則第十一条の二第一項第二号イ(1)から(5)まで、同号ロ(1)から(6)まで、同号ハ、同号コ(1)から(4)まで、及び同項第三号に定める事業))の適用実績が本評価書において明らかにされておらず、本特例措置が必要最低限の措置であることが説明されていない。

【内閣府の補足説明】

達成目標として記載した世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)、森記 念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」は、未来投資戦略 2017 に示された「国家戦略特区」の項目全体にかかる KPI であり、規制・制度改革などにより達成される目標が含まれる。

このため、日本再興戦略 2016 で示された「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」及び未来投資戦略 2017 で示された「ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増すること」を、より本税制の目的とより近い関係にある達成目標として、評価書に記載した。

以下のとおり追記。

- ① 平成28年度は、第1号案件について事業実施計画の内容等の調整に時間を要したため、適用実績が「0」となったが、29年度に協議が整い、適用されるもの。平成29年度の適用案件については前述したとおり、外国人材の入国に係る規制の特例を活用してベンチャー企業の創出を図り、IoT分野における革新性の高い技術開発を通じ、「工場や物流センターの通信無線化」や「災害時の情報通信網のバックアップ」など様々な事業展開の可能性がある新規事業に対し、本税制措置を通じて収益基盤の確保を支援しているところ。このように、イノベーションの源泉となる起業や新規事業の円滑な創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の関係代謝を促進することで、現状では1法人でも開業率の上昇につながり、ベンチャーへの投資額を増加する環境も整えられることから、政策目的に示した産業の国際競争力の強化につながり、国民経済の発展及び国民生活の向上に資する。
- ② 上記目的を達成するためには、規制の特例を活用して高い革新性を備えた技術やビジネスの創出は必要不可欠である。本措置により、ベンチャー企業等の成長を促し、イノベーションや独創的なビジネスモデルの生み出す原動力となることで産業の国際競争力の強化に寄与するものである。例えば IoT 分野について、自動走行など先進性が高い分野をモデルとしており、革新的な事業を行う法人に税制支援を行っている。また、毎年度終了後に実施状況報告書を提出させることによって、事業の進捗度等を検証することとしている。
- ③ 平成29年9月時点で10区域が指定済み。今後の指定区域については不明である。 平成29年度の対象案件は、福岡市・北九州市で、国家戦略特別区域法施行規則第11 条の2第2号二(2)に該当する。

本税制措置の要件には「規制の特例措置が重要な役割を果たしていること」とあり、さらに革新的要件が含まれているため、真に必要な事業のみ税制支援すべく必要最低限の措置となるよう精査を行っている。このため、現状では適用案件が少ないが、産業の国際競争力強化に資する事業を厳選している。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。また、新たに追加された達成目標「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」及び「ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増すること」について、過去の適用数(法人税) は 0 件(平成 28 年度)であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくく、また、僅少であることの原因が明らかにされていないため、これらの点も課題とする。
- ②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点 を課題とする。

-52- 【H29 内閣03】

④ 新たに追加された達成目標(「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米 国・英国レベル(10%台)になることを目指す」及び「ベンチャー企業へのVC 投資額の 対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増すること」)に対する過去の効果について、「先進 的なベンチャーの創出により、(中略) 今後の適用案件増を通じて開業率の向上につな がる」及び「国家戦略特区の区域計画認定を通じて、当該事業の革新性が広く周知され ることに伴い、今後の投資額への誘発が期待される」とそれぞれ説明されているが、定 量的に把握されていないため、これらの点も課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先 進国3位以内に入る(2016年10月公表時26位)」及び「2020年までに、世界の都市総 合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2016年10月公表時3位)」(未来投資 戦略(平成29年6月9日)))に対する将来の効果について、定量的に予測されていな い。
- ② 将来の効果について、予測される将来の適用数(法人税)1件(平成29年度)、4件(平成30年度及び31年度)は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。
- ③ 本特例措置の適用を受けるためには、「国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められる」ことが前提となるが、適用対象となる事業を見直すこととしているにもかかわらず、特区ごと(平成29年9月時点で11特区)、事業ごと(平成29年度9月時点で17事業(国家戦略特区区域法施行規則第十一条の二第一項第二号イ(1)から(5)まで、同号ロ(1)から(6)まで、同号ハ、同号コ(1)から(4)まで、及び同項第三号に定める事業))の適用見込みが本評価書において明らかにされておらず、本特例措置が必要最低限の措置であることが説明されていない。

【内閣府の補足説明】

達成目標として記載した世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキング」は、未来投資戦略 2017 に示された「国家戦略特区」の項目全体にかかる KPI であり、規制・制度改革などにより達成される目標が含まれる。

このため、日本再興戦略 2016 で示された「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」及び未来投資戦略 2017 で示された「ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増すること」を、より本税制の目的とより近い関係にある達成目標として、評価書に記載した。以下のとおり追記。

また、都市総合ランキング、ビジネス環境ランキングが上昇することにより、東京オリンピック・パラリンピックを視野に、アナウンス効果も合重なり海外の投資家を日本に呼び込むとともに、新たな規制緩和措置や本税制の特例措置を用いながら、「ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増することに寄与する。(未来投資戦略 2017)」また、これらを通じて、国家戦略特別区域基本方針にも記載された「戦後最大の名目 GDP600 兆円」を達成する。

なお、拡充分については、拡充の目的とより近い関係にある目標として、未来投資 戦略 2017 にて示された「今後 10 年間(2027 年 6 月まで)に、キャッシュレス決裁比 率を倍増し、4 割程度とすることを目指す。」を達成目標に加えることにする。本税制 措置を通じてフィンテックベンチャーの創出を後押しすることが、革新的なビジネス を担う国際的人材確保に寄与する。

- ① 上述のとおり
- ② 上述のとおり
- ③ 上述のとおり

【点檢結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。また、新たに追加された達成目標(「開業率が廃業率を上回る状態にし、開

- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。また、新たに追加された達成目標(「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」、「ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP 比を2022 年までに倍増すること」及び「今後10年間(2027年6月まで)に、キャッシュレス決裁比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」)に対する将来の効果について、予測される将来の適用数(法人税)1件(平成29年度)、4件(平成30年度及び31年度)(拡充分に限ると3件(平成30年度及び31年度))は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要があるため、この点も課題とする。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

【H29 内閣03】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	国家戦略特区における所得控除制度の拡充及び延長		
2	対象税目	(国4)(法人税:義)		
		(地4)(法人住民税、法人事業税:義)		
		【新設·拡充·延長】		
3	租税特別措置等の内容	《内容》		
		(現行制度の概要)		
		国家戦略特別区内の設立5年未満の法人の所得の20%を課税所得から控 除できる制度		
		・対象事業 : 国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果		
		たす下記の対象分野の事業であって、新たな価値又は経済		
		社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。		
		・対象分野 : 医療、国際、農業、一定の IoT 等		
		・主な法人指定要件 ①指定期限 : 平成 30 年3月 31 日		
		②設立時期: 特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が		
		5年未満		
		③事業要件 : 専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営む		
		こと ④区域要件 : 特区内に本店又は主たる事務所を有すること		
		受应以安計 . 特位内に平点又は工たる事物所を有すること		
		(要望内容)		
		国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措		
		置法第61条及び第68条の63の2において、法人の指定期限が平成30年3 月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、平成32年3月31日まで		
		とする。		
		また、国家戦略特別区域法施行規則第11条の2第2号にホとして、「我が国		
		の経済社会の活力の向上及び先進分野の活性化に寄与することが見込まれ		
		る一定の金融事業等」を追加し、特定事業を拡充する。		
		《関係条項》		
		・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 61 条、第 68 条の 63 の2		
		・租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 37 条、第 39 条の 90 の		
		2		
		・租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号)第 21 条の 18、第 22 条の 61		
		·地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第1項第4号、第 72 条の 23 第		
		1項、第 292 条第1項第4号		
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局		
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期 : 平成 29 年8月 分析対象期間 : 平成 28 年度~31 年度		
6	租税特別措置等の創設	平成 28 年度創設		
	年度及び改正経緯			
7	適用又は延長期間	2年間(平成 30 年度~31 年度)		

-54- 【H29 内閣03】

8 必要性	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条(平成25年12月13日法律第107号)この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
		国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策目標4 地方創生の推進 施策目標4 国家戦略特区の推進
	③ 達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020 年までに、(世界銀行「Doing Business」ビジネス環境ランキングの paying taxes、Starting Business において、日本が先進国3位以内に入る(2016年10月公表時26位)」及び「2020年までに、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合カランキング」において、東京が3位以内に入る(2016年10月公表時3位)」(未来投資戦略2017(平成29年6月9日) この順位を維持することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的に、世界一ビジネスしやすい環境の整備を行う。この目標は、規制・制度改革により達成される目標も含まれるため、より本税制措置の目的と近い関係にある、「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)となることを目指す」(日本再興戦略2016)及び「ベンチャー企業へのVC投資額の対名目 GDP 比を2022年までに倍増すること」を達成目標に加える。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置で創業間もない企業を支援することにより、国家戦略特区で 推進する「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の整備等のプロジェクトに関 する事業への民間投資が喚起され、創業期の経済活動を活性化することで、 産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成 に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相

	:	:	当程度寄与することが可能である。					
			会社設立初期においては、革新性がある事業モデルを創出し、立地や人材					
	:	:	など事業基盤を整えるため、多くの資金が必要になり、これらの投資に必要な					
	:		収益基盤の確保を図るため所得控除の本特例措置が継続して必要である。					
	:	:	平成 28 年度は第1号案件について事業実施計画の内容等の調整に時間を要					
	:					に協議が整い、		
	:	:				う後は積極的に		
			活用が期待され					
	:	:				≝成の美玩に〒 ∶とおり、外国人		
	:	:				E図り、IoT 分野		
						の通信無線化」		
	:					の可能性がある		
						受しているところ。		
	:					滑な創出等を仮		
						東代謝を促進す		
	:					チャーへの投資		
	:	:				産業の国際競争	力の強化につ	
			ながり、国民経		民生活の向上	に資する。		
9	有効性	① 適用数等	〇適用法人数》	及び適用額				
	等		≪延長分≫			(単	位:社、百万円)	
	:		年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
	:		区分					
			適用法人数	0	1	1	1	
	:		適用額	0	0.3	1.2	9.6	
		:	(注)算定根拠(こついては、別糸	低1参照			
			≪拡充分≫			(単	位:社、百万円)	
	:	:	年度			平成 30 年度	平成 31 年度	
	:		区分					
	:		適用法人数			3	3	
	:		適用額			122	122	
	:			こついては、別糸	ft2参照		.==	
	:		(12) 31 72 12 12					
		② 減収額	〇減収額					
	:	. //w-1x list	≪延長分≫			(単位:百万円)	
			年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
	:		区分	十成 20 千茂	十八 23 千尺	十成 30 千茂	十成 51 千皮	
	:	:	法人税	0	0.07	0.27	2.2	
	:			0				
			法人住民税		0.004	0.02	0.1	
			法人事業税	0	0.01	0.03	0.3	
			(注)昇定根拠(こついては、別糸	忧] 麥照			
	:	:					/¥4 TTT	
			≪拡充分≫				(単位:百万円)	
			年度			平成 30 年度	平成 31 年度	
			区分					
			法人税			28.3	28.3	
	:		法人住民税			2	2	
	:		法人事業税			4.3	4.3	

(注)算定根拠については、別紙2参照

③: 効果・祝収 減是認効

③: 効果・税収 《効果》

○達成目標の実現状況

(先進国中の日本の順位、世界の都市における東京の順位)

1	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	区分				
1	ビジネス環	24 位	26 位	_	_
	境ランキング				
1	都市総合ラ	4位	3位	_	_
	ンキング				

- (注)1. 算定根拠については、「世界銀行のランキング(ビジネス環境ランキング)」及び「森記念財団都市戦略研究所の世界の都市総合ランキング」を参照
 - 2. 平成32年度にビジネス環境ランキング3位以内、都市総合ランキング3位以内が目標
- 〇租税特別措置等による直接的な効果

≪延長分≫

(単位:社)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
区分				
適用法人数	0	1	1	1

- (注)1. 算定根拠については、別紙1参照
 - 2. 平成30年以降については、目標値

≪拡充分≫

(単位:社)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
区分					
適用法人数			3	3	

- (注)1. 算定根拠については、別紙2参照
 - 2. 平成 30 年以降については、目標値
- ○会社設立初期においては、事業を運営していく上で、例えば、人材確保など 事業拡大のための様々な資金が必要になることが多く、これらなどに対する 投資余力の確保を図る必要がある。

例えば平成 29 年度の適用案件についても前述したとおり、規制の特例を活用してベンチャー企業の創出を図り、IoT分野における革新性の高い新規事業に対し、本税制措置を通じて収益基盤の確保を支援しているところ。このように、イノベーションの源泉となる起業や新規事業の円滑な創出等を促進することで、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促進することで、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図ることが可能となり、国民経済の発展及び国民生活の向上に資する。

〇達成目標に対する効果の寄与

本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。それが自由にビジネスを行える環境整備、民間主導の事業促進に繋がることで、今後の案件組成に伴って達成目標である各ランキングの順位上昇へと導くことが可能となる。

○ 上記目的を達成するためには、規制の特例を活用して高い革新性を備え

		た技術やビジネスの創出は必要不可欠である。本措置により、ベンチャー企
		業等の成長を促し、イノベーションや独創的なビジネスモデルの生み出す原
		動力となることで産業の国際競争力の強化に寄与するものである。例えば
		IoT 分野について、自動走行など先進性が高い分野をモデルとしており、革
	1	新的な事業を行う法人に税制支援を行っている。また、毎年度終了後に事
		業実施報告書を提出させることによって、事業の進捗度等を検証することと
	1	している。
		○平成 29 年 9 月時点で 10 区域が指定済み。今後の指定区域については不
		明である。平成29年度の対象案件は、福岡市・北九州市で、国家戦略特別
	1	区域法施行規則第11条の2第2号二(2)に該当する。
		本税制措置の要件には「規制の特例措置が重要な役割を果たしているこ
	1	と」とあり、さらに革新的要件が含まれているため、真に必要な事業のみ税
		制支援すべく、必要最低限の措置となるよう精査を行っている。このため、
	1	現状では適用案件が少ないが、産業の国際競争力強化に資する事業を厳
	1	選している。
		○また、都市総合ランキング、ビジネス環境ランキングが上昇することにより、
		東京オリンピック・パラリンピックを視野に、アナウンス効果も合重なり海外
1		の投資家を日本に呼び込むとともに、新たな規制緩和措置や本税制の特例
		措置を用いながら、事業により生じる事業資金約 4.9 億円の研究開発への
		円滑な活用に資する。また、先進的なベンチャーの創出により、現状1件で
		はあるが、今後の適用案件増を通じて開業率の向上につながる。また、国
		家戦略特区の区域計画認定を通じて、当該事業の革新性が広く周知される
÷	1	ことに伴い、今後の投資額への誘発が期待されることから、「ベンチャー企
		業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増することをに寄
	1	与する。(未来投資戦略 2017)はた、これらを通じて、国家戦略特別区域基
1	1	本方針にも記載された「戦後最大の名目 GDP600 兆円」を達成する。
		なお、拡充分については、拡充の目的とより近い関係にある目標として、未
	1	来投資戦略 2017 にて示された「今後 10 年間(2027 年 6 月まで)に、キャッ
	1	シュレス決裁比率を倍増し、4割程度とすることを目指す。」を達成目標に加
	1	えることにする。本税制措置を通じてフィンテックベンチャーの創出を後押し
1	1	

《税収減を是認するような効果の有無》

本要望の実現によって、国家戦略特区において先行して大胆な規制緩や、 税制措置の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内へ の民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業 等の創出が一層促進されることで、中長期的には減収額を上回る経済効果が 発生し、競争の激化する東アジアにおける日本の立地競争力の回復(対日投 資促進)と規制緩和を活用したニュービジネスの創出につながることが見込ま れる。

することが、革新的なビジネスを担う国際的人材確保に寄与する。

10 相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき

妥当性等

国家戦略特区は、特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によることが妥当である。

また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図

	ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。
② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が 講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦え る国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的と する事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。 また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う 場合に、金融機関に対し国家戦略特区支援利子補給金を支給するものであ り、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与するこ とを目的としている。 したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための革新性の高い 事業を行うベンチャー企業の初期における事業活動に対して、インセンティブ を付与する本税制措置とは対象が異なる。
③: 地方公共 団体が協 カする相 当性	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。
11 有識者の見解	
12 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 27 年8月(H27 内閣1)
「区町画の大池町物	

-56- 【H29 内閣03】

(別紙1)

適用数等及び減収額の算定根拠(延長分)

〇平成 28 年度

	区分	数值	出典·計算式等	備考
1	適用法人数	0件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣 府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知 県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、 福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
2	適用額	ОМ	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣 府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知 県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、 福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
3	減収額	0円	0円	4+5+6
	④ 法人税	0円	②×23.4%	②×税率
	⑤ 法人住民税	0円	④×12.9%	④×税率
	⑥ 法人事業税	0円	7+8	⑦+⑧
	⑦ 所得割	0円	②×1.9%	②×税率
	⑧ 地方法人特別 税	0円	②×2.9%	②×税率

〇平成 29 年度

	区分	数值	出典·計算式等	備考
1	適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣 府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知 県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、 福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
2	適用額	0.3 百万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣 府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知 県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、 福岡県・北九州市(0.3 百万円)、沖縄県(0)
3	減収額	0.0849 万円	0.07 百万円+0.0049 百万円+0.01 百万円	4+5+6
	④ 法人税	0.07 百万円	②×23.4%	②×税率
	⑤ 法人住民税	0.0049 百万円	④×7.0%	④×税率
	⑥ 法人事業税	0.01 百万円	7+8	⑦+⑧
	⑦ 所得割	0.002 百万円	②×0.7%	②×税率
	⑧ 地方法人特別 税	0.008 百万円	②×2.9%	②×税率

〇平成 30 年度

		区分	数值	出典·計算式等	備考
① 適用法人数		月法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣 府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知 県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、 福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
		月額	1.2 百万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣 府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知 県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、 福岡県・北九州市(1.2 百万円)、沖縄県(0)
3	減੫	又額	0.31 百万円	0.27 百万円+0.019 百万円+0.03 百万円	4+5+6
	4	法人税	0.27 百万円	②×23.2%	②×税率
	(5)	法人住民税	0.019 百万円	④×7.0%	④×税率
	6	法人事業税	0.03 百万円	7+8	7+8
		⑦ 所得割	0.008 百万円	②×0.7%	②×税率
		⑧ 地方法人特別 税	0.03 百万円	②×2.9%	②×税率

〇平成 31 年度

	区分	数值	出典·計算式等	備考
1	適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知 県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、 福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
2	適用額	9.6 百万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣 府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知 県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、 福岡県・北九州市(9.6 万円)、沖縄県(0)
3	減収額	2.65 百万円	2.2 百万円+0.15 百万円+0.3 百万円	4+5+6
	④ 法人税	2.2 百万円	②×23.2%	②×税率
	⑤ 法人住民税	0.15 百万円	④×7.0%	④×税率
	⑥ 法人事業税	0.3 百万円	7+8	⑦+⑧
	⑦ 所得割	0.06 百万円	②×0.7%	②×税率
	⑧ 地方法人特別税	0.27 百万円	②×2.9%	②×税率

【H29 内閣03】

(別紙 2)

適用数等及び減収額の算定根拠(拡充分)

平成 28 年度

	区分	数值	出典·計算式等	備考
1	適用法人数	O件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、 愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治 市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
2	適用額	ОМ	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、 愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治 市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
3	減収額	0円	он	4+5+6
	④ 法人税	0円	②×23.4%	②×税率
	⑤ 法人住民税	0円	④×12.9%	④×税率
	⑥ 法人事業税	0円	7+8	7+8
	⑦ 所得割	0円	②×1.9%	②×税率
	⑧ 地方法人特別 税	0円	②×2.9%	②×税率

〇平成 29 年度

区分	数值	出典·計算式等	備考
			仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、
① 適用法人数	0件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治
			市(0)、福岡県·北九州市(0)、沖縄県(0)
			仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、
② 適用額	0万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治
			市(0)、福岡県·北九州市(0)、沖縄県(0)
③ 減収額	0万円	O円	4+5+6
④ 法人税	0万円	②×23.4%	②×税率
⑤ 法人住民税	0万円	④×7.0%	④×税率
⑥ 法人事業税	0万円	7+8	7)+8)
⑦ 所得割	0万円	②×0.7%	②×税率
⑧ 地方法人特別	0万円	②×2.9%	②×税率
税	0,311		<i>⊕ 10</i> 0-∓

-58- 【H29 内閣03】

〇平成 30 年度

		区分	数値	出典·計算式等	備考					
1	適月	用法人数	3 件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(3)、 愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治 市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)					
2	適月	用額	122 百万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(122 百万円)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広 島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県 (0)					
3	減丩	又額	34.6 百万円	28.3 百万円+1.98 百万円+4.3 百万円	4+5+6					
	4	法人税	28.3 百万円	②×23.2%	②×税率					
	⑤	法人住民税	1.98 百万円	④×7.0%	④×税率					
	6	法人事業税	4.3 百万円	7+8	7+8					
		⑦ 所得割	0.8 百万円	②×0.7%	②×税率					
		⑧ 地方法人特別 税	3.5 百万円	②×2.9%	②×税率					

〇平成 31 年度

	区分	数值	出典·計算式等	備考
1	適用法人数	3 件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(3)、 愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治 市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
2	適用額	122 百万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(122 百万円)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広 島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県 (0)
3	減収額	34.6 百万円	28.3 百万円+1.98 百万円+4.3 百万円	4+5+6
	④ 法人税	28.3 百万円	②×23.2%	②×税率
	⑤ 法人住民税	1.98 百万円	④×7.0%	④×税率
	⑥ 法人事業税	4.3 百万円	7+8	7+8
	⑦ 所得割	0.8 百万円	②×0.7%	②×税率
	⑧ 地方法人特別税	3.5 百万円	②×2.9%	②×税率

(評価実施府省:内閣府)

〈平成30年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29内閣04)

【基本情報】

I-T-V-VIH-IV	(1															
制度名 (措置名)		国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別債却又は法人税額の特別控除)														
	平成27年度時点			去人が、国際戦 限度超過額は1			、特定機械装	置等の取得等	をした場合には	、取得価額の	①50%(建物	勿等は25%)の特別償却又は②15%(建物等は8%)の	D税額控除(当期の法人税		
措置の内容	平成28年度税制改正以後	 税額控除 	特別償却率を40% (建物等は20%) に引下げ税額控除率を12% (建物等は6%) に引下げ繰越税額控除限度超過額に係る税額控除を廃止													
	平成29年度税制改正以後		従前どおり													
政策目的		産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。														
評価対象税目			義務対象					努力義務対象	₹							
6千1川入り多くれた日	=	法人税	法人住民税	法人事業税												
関係条項	関係条項		条の11、第68	条の14の2、地	方税法第23	条、第72条の	23、第292条									
要望内容及び	要望内容及び区分		特定国際戦略事業の対象を拡充した上で、措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。 区分 拡充													
創設年度		H23	過去の政策	評価の実績	H22内閣1	0、H24内閣(03、H25内閣	05、H27内閣	06							

【総括表】

2110	1048	租税特別措置等の適用実態																			租税	特別措置等	によって達ん	式しようする	目標とその実	現状況(効果	果)								
		適用件	Pt)	(参考) 適用実態調査 における適用 件数(法人		減収i		(参考) 適用実態調査に おける適用額の 上位10社割合 (法人税(特別	(参考) 適用実態調査に おける適用額の 上位10社間の	(地方法)	減収額	頁 人特別税・百万円)	(参考) 適用実態調査にお ける租税特別措置 ごとの影響額(地 方法人二税・地方	北海道フード 目標「平成33 代替額の累計	出額·輸入	つくば国際戦 目標①「産 ^会 (平成28年	学官連携(による新規フ	プロジェクト創	出数」	目標②「平		区 でにライフイノ・ 企業数)」			目標「平成32年度までに外国企業のアシア総括拠点及び研究開発拠点 年で40件以上誘致(累計)」					拠点を4				
	将来予測	実績		税・件)	将来予測	実績	実績÷将来予測	信却)・%)	(法人税 (特別 控除)・%)	将来予測	実績	実績÷将来予測	法人特別税·百万円) 実績	目標値 (百万円)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度	目標値 (プロジェクト)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度	目標値(社)	将来予測	実績程	目特の直 後的効果	目標達成度	目標値(件)	将来	予測 累計	実績単年度		租特の直 接的効果	目標 達成度
H23	140	0	0.0%	2	▲1,000.0	▲0	0.0%	_	_	▲257.0	不明	_	▲ 11.3	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	-	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明	不明	不明	_
H24	140	27	19.3%	19	▲1,000.0	▲2,395.4	239.5%	-	98.9%	▲257.0	▲443.2	172.4%	▲32.3	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	I	-	-	_	_	不明	不明	不明	不明	不明	不明	-
H25	70	47	67.1%	37	▲5,950.0	▲3,038.3	51.1%	-	87.0%	▲257.0	▲ 567.0	220.6%	▲71.5	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	ı	-	-	-	1	不明	不明	不明	不明	不明	不明	-
H26	70	61	87.1%	43	▲5,950.0	▲7,920.0	133.1%	-	90.5%	不明	▲1,480.0	_	▲35.4	43,000	不明	38,500	不明	89.5%	8	不明	8	不明	100.0%	-	-	-	-	_	20	不明	不明	不明	31	不明	155.0%
H27	62	42	67.7%	48	▲7,171.3	▲7,090.0	98.9%	99.9%	85.2%	▲1,193.1	▲120.0	10.1%	▲173.1	77,600	不明	77,600	不明	100.0%	9	不明	9	不明	100.0%	-	-	-	-	-	35	不明	不明	15	46	不明	131.4%
H28	29	44	151.7%	-	▲2,094.3	▲3,690.0	176.2%	_	-	▲302.2	▲30.0	9.9%	-	131,000	不明	121,400	不明	92.7%	10	不明	9	不明	90.0%	-	-	-	-	_	50	不明	不明	4	50	不明	100.0%
H29	66	-	_	-	▲5,830.0	_	_	-	-	▲510.0	-	_	-	不明	不明	-	-	-	-	_	-	-	-	不明	不明	-	-	_	不明	不明	不明	-	_	-	_
Н30	39	-	_	-	▲2,810.0	_	_	-	-	▲110.0	-	_	-	不明	不明	-	-	-	-	_	-	-	-	不明	不明	-	-	_	不明	不明	不明	-	_	-	_
H31	31	-	_	-	▲2,240.0	_	-	-	_	▲180.0	-	_	-	不明	不明	-	-	-	-	_	-	-	-	不明	不明	-	-	_	不明	不明	不明	-	-	-	-
H32	-	-	_	-	-	-	_	-	_	_	-	_	-	_	-	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	40	-	-	-	-	-	
Н33	-	-	_	_	-	_	_	_	-	_	-	_	_	260,000	_	_	-	-	_	-	-	_	-	641	-	-	-	_	-	-	-	_	_	-	
Н34	-	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	
H35~ /未定	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	_	_	_	-	-	-	_	-	-	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【総括表の別紙】

	租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)								租税特別抗	措置等によって達	成しよう	の実現状況(ダ																							
			創出に伴う経	Z済波及効果	(検体・情報	基盤に対す	する設備投	目標②「特定	ライフイノベーシ 『事業の実施は (特区関連事	こよるライフイ、	バーション分		目標①「我が 県)の航空 ²	宇宙産業の国	域(愛知県・ 際市場シェア	成特区 岐阜県を中心と)(代替指標 (平成28年度	: 中部	目標②「中部	充空宇宙産業ク 3地域における航 域における航空標)	1空宇宙産	業の精算高(各特区 における効果特	区支援制度	度活用による図	薬品・医療	機器関連		Jーンアジア国際戦略総合特区 標「当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高」				
	目標値(百万円)	将来	予測	実	績	租特の直	目標達成度	目標値(百万円)	将来予測	実績	租特の直	目標達成度	目標値(百万円)	将来予測	実績	租特の直	目標	目標値(百万円)	将来予測	実績	租特の直	目標達成度	目標値(百万円)	将来	予測	美	尾積	租特の直	目標達成度	目標値(百万円)	将来予測	実績	租特の直	目標達成度	
	(11/3/7)	単年度	累計	単年度	累計	接的効果	20412	(111)			接的効果	240	(11.51.5)			接的効果		(117517)			接的効果		(117)	単年度	累計	単年度	累計	接的効果	ALI-11-0.2	(117)			接的効果		
H23	不明	不明	不明	不明	不明	不明	-	_	-	-	_	-	不明	不明	不明	不明	-	-	-	_	-	-	不明	不明	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	
H24	不明	不明	不明	不明	不明	不明	-	_	-	-	_	-	不明	不明	不明	不明	-	-	-	-	_	-	不明	不明	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	
H25	不明	不明	不明	不明	不明	不明	-	-	-	-	1	1	不明	不明	不明	不明	-	-	-	-	_	1	不明	不明	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	
H26	4,600	不明	不明	不明	2,700	不明	58.7%	-	-	_	_	-	520,000	不明	715,000	不明 13	37.5%	-	-	-	_	1	16,400	不明	不明	不明	14,200	不明	86.6%	1,270,000	不明	1,280,000	不明	100.8%	
H27	7,900	不明	不明	2,300	5,000	不明	63.3%	-	-	_	_	-	580,000	不明	854,700	不明 14	17.4%	-	-	-	_	1	30,700	不明	不明	18,100	32,300	不明	105.2%	1,650,000	不明	2,030,000	不明	123.0%	
H28	11,000	不明	不明	4,700	9,700	不明	88.2%	1	-	-	-	1	670,000	不明	739,300	不明 11	10.3%	-	-	-	_	1	45,000	不明	不明	12,000	44,300	不明	98.4%	2,100,000	不明	2,400,000	不明	114.3%	
H29	-	-	-	ı	1	-	-	不明	不明	-	1	-	1	-	_	-	-	不明	不明	-	-	ı	不明	不明	不明	-	_	-	-	不明	不明	-	-	_	
H30	-	-	-		1	-	-	不明	不明	-	-	-		_	-	-	-	不明	不明	-	-	1	不明	不明	不明	_	_	-	-	不明	不明	-	_	-	
H31	-	-	-		1	-	-	不明	不明	-	-	-		_	-	-	-	不明	不明	-	-	1	不明	不明	不明	_	_	-	-	不明	不明	-	_	-	
H32	-	-	-		1	-	-	-	-	-	-	-		_	-	-	-	820,000	-	-	-	1	-	-	-	_	_	-	-			-	_	-	
H33	-	_	-		-	-	-	47,500	-	_	_	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-	-	57,000		-	_	_	-	-	5,200,000	_	_	-	_	
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	_	
H35~ /未定	-	_	-	_	-	_	_	-	-	_	_	-	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	_	_	-	-	_	_	_	_		

-62- 【H29 内閣04】

点検結果表

(行政機関名:内閣府)

制度名	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	□新設 ■拡充 ■延長

(1) 達成日標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(各国際戦略総合特区において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。
- ② 政策目的(産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る)に対する達成目標(各国際戦略総合特区において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する)の寄与について「租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、状が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつながる」と説明されているが、どのように本特例措置が政策目的に寄与するのか明らかにされていない。そのため、本特例措置の特区ごと、事業ごとの適用実態も勘案して適切な目標を設定する必要がある。

【内閣府の補足説明】

- ① 「特区目標の達成に向け計画を着実に推進し」を「各特区計画に定める目標達成時期 (平成32年度又は平成33年度)までに計画を着実に推進し」と修正。
- また、総合特区は概ね5年を一区切りに設定した目標を各特区計画に位置付けており、規制の特例及び税制・財政・金融上の総合的な支援により達成すべきものとして適切に設定されていると考える。
- ② 「さらに、これら数値目標の達成実現によって、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与する。」を「例えば、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められることを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入が促進されるため、産業の国際競争力の向上に繋がる。
- つくば国際戦略総合特区であれば、本税制措置の積極的活用により、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、国際競争力の向上に繋がる。

アジアヘッドクォーター特区であれば、本税制措置の活用により外国企業のアジア 総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されるため、産業・企業の集積 に繋がる。

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用によって革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がる。

アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区であれば、本税制の活用により航空機 や部品製造に係る設備投資が促進されるため、当該産業の拠点形成による生産高増加 に繋がる。

関西イノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化される。

グリーンアジア国際戦略総合特区であれば、本税制の活用により我が国のグリーン イノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進され る。

このように、各特区における数値目標の達成実現によって、当該産業や当該地域の みならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国 の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与する。」と修正。

また、総合特区は概ね5年を一区切りに設定した目標を特区計画に位置付けており、規制の特例及び税制・財政・金融上の総合的な支援により達成すべきものとして適切に設定されていると考える。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用額について、評価書本体の数値と別紙1及び別紙2の数値が一致しない
- ② 過去の適用数について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されて おらず、その適切な理由も十分に説明されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 適用額について、各設備の取得額の合計を記入していたため、特別償却及び税額控除額に修正。
- ② 租特透明化法に基づき把握される情報は2年度前までのものしか把握されていないため、毎年、各特区に対して前年度の実績を調査。各特区の法人の中には課税所得が少ないなどの理由で、税額控除率等の上限まで適用することができず、租特透明化法に基づき把握される情報の内数である各法人の実際の税額控除額等を各特区が正確に把握してない場合などがあるため、内数として特区毎の詳細の把握が困難。このため、代替の推計方法として、各特区の法人が取得した設備の情報と共に、それを基に改めて計算した税額控除額等を毎年調査しており、これを過去の適用実績として用いたものである。

「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における利用実績が把握できないため、より詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの」を「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの」と修正。

【点檢結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用額について、評価書本体の数値と別紙1及び別紙2の数値が一致しない。

【内閣府の補足説明】

適用額について、各設備の取得額の合計を記入していたため、特別償却及び税額控除額 に修正。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も十分に明らかにされていない。

② 別紙「適用数及び減収額の算定根拠」における減収額(平成26年度の法人事業税) について、計算式が「億円+億円」となっているため、修正されたい。

【内閣府の補足説明】

① 租特透明化法に基づき把握される情報は2年度前までのものしか把握されていないため、毎年、各特区に対して前年度の実績を調査。各特区の法人の中には課税所得が少ないなどの理由で、税額控除率等の上限まで適用することができず、租特透明化法に基づき把握される情報の内数である各法人の実際の税額控除額等を各特区が正確に把握してない場合などがあるため、内数として特区毎の詳細の把握が困難。このため、代替の推計方法として、各特区の法人が取得した設備の情報と共に、それを基に改めて計算した税額控除額等を毎年調査しており、これを過去の適用実績として用いたものである。

「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における利用実績が把握できないため、より詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの」を「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの」と修正。

② ご指摘のとおり修正。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【内閣府の補足説明】

1 41114371

【点検結果】

なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果(平成26年度から28年度まで)が年度ごとに把握されていない。
- ② 過去の効果について、各特区において定められた代表的な数値目標の実績値について、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ③ 租特透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額 (法人税) 合計の割合 85.2% (平成27年度) であり、想定外に特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が明らかにされていない。また、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。
- ④ 過去の効果について、
- (1)「輸入代替が促進された」(北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区)、
- (2)「ライフイノベーション・グリーンイノベーションの拠点形成を促す新たなプロジェクトの創出が促進された」(つくば国際戦略総合特区)、
- (3)「研究開発拠点の誘致を通じた投資が促進された」(アジアヘッドクォーター特区)
- (4)「革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進された」(京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区)
- (5)「航空機や部品製造に係る設備投資が促進された」(アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区)
- (6)「新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、 研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化されている」(関西イノベー

ション国際戦略総合特区)

(7)「我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進(グリーンアジア国際戦略総合特区)

と説明されているが、各特区における適用数及び適用額が説明されておらず、他の政策 手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。また、事後的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

⑤ 本特例措置の適用を受けるためには、「国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められ」ることが前提となるが、適用対象となる事業を見直すこととしているにもかかわらず、特区ごと(平成29年9月時点で7特区)、事業ごと(平成29年度9月時点で29事業(総合特別区域法施行規則第一条第一項第一号から第八号まで、第二項第一号から第八号まで、第三項第一号から第八号まで、第三項第一号から第八号まで、第三項第一号から第八号まで、第三項第一号から第四号までに定める事業))の適用実績が本評価書において明らかにされておらず、本特例措置が必要最低限の措置であることが説明されていない。

【内閣府の補足説明】

①④ 過去の効果(平成26年度から平成)について、当該年度の国際戦略特別区域評価書及び各特区に対し実施した適用実績の調査で把握した年度ごとの数値目標・実績値及び適用実績を追記。

北海道の「概ね設定した目標と同程度の成果を挙げており、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められたことを通じ、農産物や加工品の輸入代替が促進されたことで、産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果がったといえる。」を「平成 27 年度は目標達成、平成 26 年度及び平成 28 年度も概ね目標を達成し、過去を通して概ね設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が2法人で約878百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた新たな加工品市場を創出する取組が進められたことを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入が促進されたため、産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」と修正。

つくばの「概ね設定した目標と同程度の成果を挙げており、本税制措置の活用により、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの拠点形成を促す新たなプロジェクトの創出が促進されたため、産学官等が連携した産業化の促進に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」を「平成 26 年度及び平成 27 年度は目標達成、平成 28 年度も概ね目標を達成し、過去を通して概ね設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資を行った法人がなかったことを踏まえると、本税制措置の活用により直接的に産学官等が連携した新たなプロジェクトの創出が促進されたとは言い難い。この点について、専門家による評価では、「成果が出るまでに時間のかかる事業が多く、市場での普及まで持続可能となるように、財政・税制・金融支援の活用に対する努力が必要」と指摘されている。この指摘を踏まえ、特区による今後の本税制措置の積極的活用により、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、政策目的及び特区目標の達成に寄与することが期待される。」と修正。

アジアペット、の「設定した目標を達成し成果を挙げており、本税制措置の活用により研究開発拠点の誘致を通じた投資が促進されたため、産業・企業の集積に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」を「平成 26年度、平成 27年度及び平成 28年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が1法人で約19,484百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されたため、産業・企業の集積に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」と修正。

京浜の「概ね設定した目標と同程度の成果を挙げており、本税制措置の活用により 革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進されたため、医療分 野における経済波及効果の増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目 標の達成に効果があるといえる。」を「平成26年度、平成27年度及び平成28年度は -64- 【H29 内閣04】

目標未達成で、過去を通して、目標よりもやや成果が低い。本税制措置の活用による 当該期間の設備投資額が3法人で約1,527 百万円であったことを踏まえると、本税 制措置の活用によって一定程度の革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる 設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がっているため、本 税制措置は政策目的及び特区目標の達成に一定の効果があるといえ、今後も本税制 の一層の活用が期待される。」と修正。

アジアNo.1の「設定した目標を達成し成果を挙げており、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されたため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」を「平成26年度、平成27年度及び平成28年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が49法人で約41,318 百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されたため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」と修正。

関西の「概ね設定した目標と同程度の成果を挙げており、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化されているため、当該産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」を「平成27年度は目標達成、平成26年度及び平成28年度も概ね目標を達成し、過去を通して概ね設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が32法人で約36,074百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究を冷治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化されているため、当該産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」と修正。

がリーンアジアの「設定した目標を達成し成果を挙げており、」を「平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げており、」を「平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 60 法人で約 78,839 百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進されたため、当該産業の年間売上高の増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。」と修正。

- ② 「各特区の代表的な数値目標及び実績値により、」を「国際戦略総合特別区域計画及 び国際戦略総合特別区域評価書により把握された各特区の代表的な数値目標及び実績 値により、」と修正。
- ③ 「本税制措置については、租税透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額の合計の割合が高いが、これは1件当たりの取得額が高額な建物や機械装置等において適用額が大きくなっていることに由来するものである。本税制措置の目的はより多くの法人に本税制措置を活用していただき、より多くの設備投資を実現することであるため、1件当たりの取得額の大小を重視しているものではない。過去(平成 26 年度から平成 28 年度まで)の適用法人数が 147 法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がっているため、本税制措置は目標の実現に寄与しているといえる。また、将来(平成 29 年度から平成 31 年度まで)の適用見込法人数が 128 法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がることが見込まれるため、本税制措置は目標の実現に寄与するといえる。」と追記。
- ⑤ 総合特別区域法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号について、過去 (平成26年度から平成28年度まで)の適用状況の一覧を追加。本一覧は、年度ごと に全特区の合計の適用法人数を記入している。当該適用法人数は各特区への調査結果 を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごと の適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用 した具体的な法人名が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあ るため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数は伏せることが適当であると考える。

「本税制措置の活用に当たっては、特区計画において認定される特定国際戦略事業

が総合特別区域法施行令第1条各号のいずれか及び同法施行規則第1条各項各号のいずれかに該当する事業でなければならず、過去(平成26年度から平成28年度まで)の適用状況は以下のとおりである。同法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号の中には、適用数が少ないものも含まれており、本税制措置を必要最低限のものとするためには、このような適用数が少ないものについて見直しを行うなどの対処が必要と考えられる。」と追記。

【点檢結果】

- ①~③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、各特区が掲げる数値目標の達成状況について、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
- ⑤ 補足説明により、総合特別区域法施行令第1条各号についての適用実態が明らかにされたが、「同法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各号の中には、適用数が少ないものも含まれており、本税制措置を必要最低限のものとするためには、このような適用数が少ないものについて見直しを行うなどの対処が必要」と説明されているとおり、適用実態を踏まえてどのような見直しが考えられるのか分析する必要があるため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果が年度ごとに予測されていない。
- ② 将来の効果について、各特区において定められた代表的な数値目標が説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ③ 租特透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額 (法人税) 合計の割合 85.2% (平成 27 年度) であり、想定外に特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が明らかにされていない。また、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていない。
- ④ 将来の効果について、各特区の代表的な数値目標及び「我が国の経済をけん引することが期待される産業における年間生産高・売上高や関連企業の投資額や誘致数等の一層の向上が期待される」と説明されているが、各特区における適用数・適用額の見込みが説明されておらず、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑤ 本特例措置の適用を受けるためには、「国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められ」ることが前提となるが、適用対象となる事業を見直すこととしているにもかかわらず、特区ごと (平成29年9月時点で7特区)、事業ごと (平成29年度9月時点で26事業(総合特別区域法施行規則第1条第1項から同条第5項に定める事業))の適用見込みが本評価書において明らかにされておらず、本特例措置が必要最低限の措置であることが説明されていない。

【内閣府の補足説明】

①④ 各特区計画においては、計画策定から概ね5年後の数値目標が設定されているが、 最終年度までの年度ごとの数値目標については各特区計画に記載されていない。各特 区計画1年目の評価書を公表する段階で、最終年度までの年度ごとの数値目標が決められ、公表されることとなっているため、現時点では将来の数値目標を年度ごとに記述することができない。

「また、各特区が定めている計画のさらなる推進に向けて、今後も多くの法人による本税制措置の活用が見込まれていることから、我が国の経済をけん引することが期待される産業における年間生産高・売上高や関連企業の投資額や誘致数等の一層の向上が期待される。本税制措置により、民間事業者等の活力を最大限に引き出す上で必要な産業拠点の形成が図られ、引いては我が国の産業の国際競争力の強化や経済社会の活力の向上に繋がることから、今後も本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果的に寄与する。」を「平成29年度から平成31年度までにおける全

特区合計の適用見込法人数が 128 法人、設備投資見込額が約 1,247 億円であり、各特区が定めている計画のさらなる推進に向けて、今後も多くの法人による本税制措置の活用が見込まれていることから、我が国の経済をけん引することが期待される産業における年間生産高・売上高や関連企業の投資額や誘致数等の一層の向上が期待される。本税制措置により、民間事業者等の活力を最大限に引き出す上で必要な産業拠点の形成が図られ、引いては我が国の産業の国際競争力の強化や経済社会の活力の向上に繋がることから、今後も本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果的に寄与する。また、各年度の終了後に、当該年度の国際戦略特別区域評価書及び各特区に対し実施する適用実績の調査に基づき、当該年度の本税制措置による効果を検証することとしている。」と修正。

- ② 「各特区の代表的な数値目標及び実績値により、」を「国際戦略総合特別区域計画及 び国際戦略総合特別区域評価書により把握された各特区の代表的な数値目標及び実績 値により、」と修正。
- ③ 「本税制措置については、租税透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額の合計の割合が高いが、これは1 件当たりの取得額が高額な建物や機械装置等において適用額が大きくなっていることに由来するものである。本税制措置の目的はより多くの法人に本税制措置を活用していただき、より多くの設備投資を実現することであるため、1 件当たりの取得額の大小を重視しているものではない。過去(平成 26 年度から平成 28 年度まで)の適用法人数が 147 法人であることを踏まえると、多くの法人に活用されるくの設備投資に繋がっているため、本税制措置は目標の実現に寄与しているといえる。また、将来(平成 29 年度から平成 31 年度まで)の適用見込法人数が 128 法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がることが見込まれるため、本税制措置は目標の実現に寄与するといえる。」と追記。
- ⑤ 総合特別区域法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号について、将来の(平成29年度から平成31年度まで)の適用見込の一覧を追加。本一覧は、年度ごとに全特区の合計の適用見込法人数を記入している。当該適用見込法人数は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数は伏せることが適当であると考える。

「本税制措置の活用に当たっては、特区計画において認定される特定国際戦略事業が総合特別区域法施行令第1条各号のいずれか及び同法施行規則第1条各項各号のいずれか及び同法施行規則第1条各項各号のいずれかに該当する事業でなければならず、将来の(平成29年度から平成31年度まで)の適用見込は以下のとおりである。同法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号の中には、適用数が少ないものも含まれており、本税制措置を必要最低限のものとするためには、このような適用数が少ないものについて見直しを行うなどの対処が必要と考えられる。」と追記。

【点検結果】

- ①・④ 分析・説明の内容が不十分であるとも思われる点が解消されていないため、この 点を課題とする(①将来の効果の各年度の効果の予測を求めているのに対し、補足 説明では各年度の目標値の設定が困難であることの理由を説明しており、説明とし て不十分、④各特区における適用数・適用額の見込みが明らかにされておらず、ま た、各特区における租税特別措置等の直接的な効果が予測されていない。)。
- ②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ⑤ 補足説明により、総合特別区域法施行令第1条各号についての適用見込みが明らかにされたが、「同法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各号の中には、適用数が少ないものも含まれており、本税制措置を必要最低限のものとするためには、このような適用数が少ないものについて見直しを行うなどの対処が必要」と説明されているとおり、適用見込みを踏まえてどのような見直しが考えられるのか分析する必要があるため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

-66- 【H29 内閣04】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		ががが旧世中に体の成果の中間中間自
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充及び延長
2	対象税目	(国6)(法人税:義)
		(地5)(法人住民税、法人事業税:義)
		【新設·延長·拡充】
3	要望の内容	≪内容≫
		【現行制度の概要】
		総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際
		戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事
		業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。
		·法人指定の期限:平成 30 年 3 月 31 日
		•対象設備:機械•装置(2千万円以上)
		開発研究用器具・備品(1千万円以上)
		建物・附属設備・構築物(1億円以上)
		・特別償却の割合:機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の 40%
		・特別良和の司占・城城・表直、例光が光用番兵・開ロー 取特価額の 40% 建物・附属設備・構築物⇒取得価額の 20%
		・税額控除の割合:機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の 12%
		建物・附属設備・構築物⇒取得価額の 6%
		※当期法人税額の20%を限度とする
		・設備等取得の期間:法人指定の日から平成 30 年 3 月 31 日まで
		【要望内容】
		総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用
		されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11
		及び第 68 条の 14の2において平成 30 年 3 月 31 日が適用期限となっており、
		この適用期限を2年間延長し、平成 32 年 3 月 31 日までとする。
		また、総合特別区域法施行規則第1条第3項第2号が「複合材料からなる航
		空機の機体の研究開発又は製造に関する事業」と定められているところを、
		「複合材料からなる航空機の機体又は宇宙機器の研究開発又は製造に関す
		る事業」と変更し、特定国際戦略事業の対象を拡大する。
	i	
		《関係条項》
		· 総合特別区域法第 26 条
		・総合特別区域法施行規則第 15 条
		・租税特別措置法第 42 条の 11、第 68 条の 14 の 2
		・地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条
		第1項第4号
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期: 平成 29 年 8 月 分析対象期間: 平成 26 年度~平成 31 年度
6	租税特別措置等の創設	平成 23 年度: 創設
	年度及び改正経緯	平成 25 年度: 拡充 (適用対象に開発研究用の「器具・備品」を追加)
		平成 26 年度:延長 (2年間)
		平成 28 年度:延長
		(特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止した)
	!	、四か良等十人の元成正例十七元直し、林隆仇領江州門及を廃止した

	:		F 75 2	年延長)
			10, 2	- 牛连衣/
7	適用又は	延長期間	2年間(平成	30年4月1日~平成32年3月31日)
8	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	産業の国	措置等により実現しようとする政策目的》 際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するこが国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。
			総合特別区 産業の国際	
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	【政策】 4 地方創生 【施策】 ⑨ 総合特日	
		③ 達成目標 及びその 実現による寄与	格32年エた、た : 由三い を特定 ン・表際に シ・ス : まっこい を特に を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を	措置等により達成しようとする目標》 略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期(平 は平成33年度)までに計画を着実に推進し、我が国の経済成 ンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。 が国の宇宙開発利用を支える産業基盤を持続的に維持・発展 競争力を強化していくため、国内外への需要に応えるととも 場を創造していく後押しをすることが肝要である。 基本計画(平成28年4月1日閣議決定) における科学技術の意義・重要性は、将来に渡って損なわれ なく、我が国として、今後ともこの分野に積極的に取り組ん 要がある。」 Sいて達成すべき水準(目標値)】 おいて、合計35種類の数値目標を掲げている。 おける代表的な数値目標及び達成すべき時期は次のとおりであ
				北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区
			評価指標	特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額
			数値目標	2,600 億円 [平成 28 年度に対する5年間(平成 29 年度~平成 33 年度まで)の売 上増加額累計]
			評価指標	つくば国際戦略総合特区 ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進
			数値目標	連携企業数 173 社(平成 29 年度)→641 社(平成 32 年度)
				アジアヘッドクォーター特区
			評価指標	外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数
			数値目標	4年間で 40 社以上誘致(対象業種:loT、ビッグデータ、AI 等の第4次 産業革命関連企業を中心とした東京(日本)の成長を促す業種)

	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区
評価指標	特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果
数値目標	特区関連事業による投資額
数 胆 日 惊	5年間(平成 29~平成 33 年度)累計:475 億円

	アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区				
評価指標 中部地域における航空宇宙産業の生産高					
I	数値目標	8.7 千億円(平成 25 年度)→11.8 千億円(平成 32 年度)			

		関西イノベーション国際戦略総合特区				
	評価指標	研究段階(入口)における効果				
	数値目標	特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額				
		平成 23~平成 33 年度の累積 570 億円				

グリーンアジア国際戦略総合特区					
評価指標 当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高					
粉店日 播	年間売上高				
数値目標	約 0.2 兆円(平成 22 年 12 月現在)→約 5.2 兆円(平成 32 年 12 月)				

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつながる。

これにより、各特区が数値目標として掲げる、関連する産業の年間生産高・ 年間売上高や関連企業の投資額や誘致数等の数値目標の達成が実現される。

例えば、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区であれば、本税制措置 の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められることを 通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されるため、産業の国 際競争力の向上に繋がる。

つくば国際戦略総合特区であれば、本税制措置の積極的活用により、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、国際競争力の向上に繋がる。

アジアヘッドクォーター特区であれば、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されるため、 産業・企業の集積に繋がる。

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用によって革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がる。

アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区であれば、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されるため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がる。

関西イノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化される。

グリーンアジア国際戦略総合特区であれば、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する 設備投資が促進される。

			該地域の 的である 与する。)みならる	が、他の関 の経済社	連産業や	周辺地域0	実現によっ D活性化と 、持続的発	も相まって	、政策目
9	有効性 等	① 適用数等	〇適用作 《延長分		適用額					
			区分	年月	平成 26	27	28	29	30	31
			適用法	人数	61 法ノ	42 法人	44 法人	、66 法人	35 法人	27 法人
			適用額	特別償却		12.9 億円	_	95.2 億円	20.9 億円	33.7 億円
			22/13/13/	税額控除	43.3 億円	67.8 億円	36.2 億円	36.0 億円	23.2 億円	14.6 億円
			《宇宙機					,		
			区分	年月	平成 26	27	28	29	30	31
			適用法	人数	_	_	_	-	4法人	4法人
		:	適用額	特別償却				_	1.77 億円	1.77 億円
			AE2713 DA	税額控除	1				0.53 億円	0.53 億円
			を活 前併込 前時前 各価価等法 即用 回てと 評通評 医側の回 は時時に人 が時間 をでしまる	屋せ 長っに 平角平 ほよよりがする、 要1程 時見時 対当現、増た特 望少度 (込) し該時更加	め区 時のの 平法平 て時点の 平法平 て時点で 4127 早見を 年の 22 見て 42 の 42 の 42 の 42 の 42 の 43 の 44 の 44 の	透音 前込上 度離度 眼本なした では、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して	WorkThe control of the c	が を が が が が が が が が が が が が が	く実態調? 年度及び3 年実績を上げ 込法人数 とこた。	を 結果は な な お り に と の の の の の の の の の の の の の
		② 減収額	《延長分		TI # 00	07	00			0.1
			区分		平成 26	27	28	29	30	31
			法人税		79.3 億円	70.8 億円		58.3 億円	28.1 億円	
			法人住		4.6 億円	0.4 億円	0.1 億円	1.6 億円	0.3 億円	0.6 億円
			法人事		10.1 億円	0.8 億円	0.2 億円	3.4 億円	0.8 億円	1.2 億円
			《宇宙機	器拡充分	} 》					
			EZ /	年度	平成 26	27	28	29	30	31
		i	区分						L	ll

-68- 【H29 内閣04】

法人税	_	_	_	_	0.94 億円	0.94 億円
法人住民税	_	_	_	_	0.03 億円	0.03 億円
法人事業税	_	ı	_	_	0.06 億円	0.06 億円

※平成29年度~平成31年度は見込み

※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における 適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細 を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は 活用せず、特区への調査を実施したもの

〇前回評価時(平成28年度税制改正要望時)の減収見込額と今回評価時の減収見込額の乖離について

(前回評価時) 平成 29 年度の減収見込額: 9.4 億円

各特区に対して延長期限までの適用見込を調査しているところ。前回評価時は、当該時点で具体化していた案件のみを計上していたが、今回評価時は、現時点で新たな設備投資計画の追加や事業スケジュールの変更等により、更に具体化した案件(大型投資となる建物や取得額が高い機械・装置等の具体化した案件など)についても計上していることが要因である

③ 効果・税収

減是認効

《効果》 〇達成目標の実現状況

国際戦略総合特区7区域において、指定時に定められた「おおむね5年以内を目安とした計画目標」の終了時期が順次到来したため、特区計画の延長を行うにあたり、各特区において評価指標の見直しや新たな目標値の設定等を行った。

租税特別措置等の効果について、国際戦略総合特別区域計画及び国際 戦略総合特別区域評価書により把握された各特区の代表的な数値目標及 び実績値により、達成状況及び効果を以下のとおり検証する。

	北海道フー	数値目標	実績値	
	平成 26 年度		430 億円	385 億円
評価指標	平成 27 年度	特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額	776 億円	776 億円
指標	平成 28 年度	(増加額累計)	1,310 億円	1,214 億円
	平成33年度		2,600 億円	-

平成 27 年度は目標達成、平成 26 年度及び平成 28 年度も概ね目標を達成し、過去を通して概ね設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 2 法人で約 878 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められたことを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されたため、産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

つくば国際戦略総合特区	数値目標	実績値

	平成26年度		8 プロジェクト	8 プロジェクト
評	平成27年度	産学官連携による新規プロジェクト創出数 (累積)	9 プロジェクト	9 プロジェクト
評価指標	平成28年度		10 プロジェクト	9 プロジェクト
惊	平成33年度	ライフイノベージョン・グリーンイノベーショ ンの推進による産業化促進(連携企業数)	641 社	-

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、 新たな目標値を設定。

平成 26 年度及び平成 27 年度は目標達成、平成 28 年度も概ね目標を達成し、過去を通して概ね設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資を行った法人がなかったことを踏まえると、本税制措置の活用により直接的に産学官等が連携した新たなプロジェクトの創出が促進されたとは言い難い。この点について、専門家による評価では、「成果が出るまでに時間のかかる事業が多く、市場での普及まで持続可能となるように、財政・税制・金融支援の活用に対する努力が必要」と指摘されている。この指摘を踏まえ、特区による今後の本税制措置の積極的活用により、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、政策目的及び特区目標の達成に寄与することが期待される。

	-	数値目標	実績値	
	平成26年度		20 社	31 社
評	平成27年度	外国企業のアジア総括拠点及び 研究開発拠点の誘致数(累計)	35 社	46 社
評価指標	平成28年度		5 年間で 50 社	50 社
	平成32年度		4 年間で 40 社	=

平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 1 法人で約 19,484 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されたため、産業・企業の集積に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

	京浜臨海部	数値目標	実績値	
	平成26年度		46 億円	27 億円
評	平成27年度	医療・健康産業の創出に伴う経済波及効果 (検体・情報基盤に対する設備投資額(累計))	79 億円	50 億円
評価指標	指 平成28年度		110 億円	97 億円
1등	平成33年度	特区事業の実施によるライフイノベーション分野 における経済効果 (特区関連事業による投資額)	475 億円	-

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、 新たな目標値を設定。

平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度は目標未達成で、過去を通して、目標よりもやや成果が低い。しかし、本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 3 法人で約 1,527 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用によって一定程度の革新的な医薬品・医療機器の

研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がっているため、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に一定の効果があるといえ、今後も本税制の一層の活用が期待される。

	アジア No	数値目標	実績値	
評価指標	平成26年度	我が国(中部地域(愛知県・岐阜県を中心とし)	5, 200 億円	7, 150 億円
	平成27年度	た5県))の航空宇宙産業の国際市場シェア	5,800 億円	8,547 億円
	平成 28 年度	(代替指標:中部地域における航空機・部品の生産高)	6,700 億円	7,393 億円
标	平成 32 年度	中部地域における航空宇宙産業の生産高 (代替指標:中部地域における航空機・部品の生産高)	8, 200 億円	-

平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 49 法人で約 41,318 百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されたため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

	関西・	数値目標	実績値	
	平成26年度	164 億円	142 億円	
評価	平成27年度	研究段階 (入口) における効果 - 特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連 施設投資額 (累積)	307 億円	323 億円
価 指標	平成28年度		450 億円	443 億円
	平成33年度		570 億円	-

平成 27 年度は目標達成、平成 26 年度及び平成 28 年度も概ね目標を達成し、過去を通して概ね設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 32 法人で約 36,074 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化されているため、当該産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

	グ	数値目標	実績値	
	平成26年度		1.27 兆円	1.28 兆円
評価	平成27年度	当地域が貢献する環境を軸とした 産業の年間売上高	1.65 兆円	2.03 兆円
評価指標	平成28年度		2.1 兆円	2.4 兆円
	平成 33 年度		5.2 兆円	-

平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 60 法人で約 78,839 百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進されたため、当該産業の年間売上高の増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果

があるといえる。

本税制措置については、租税透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額の合計の割合が高いが、これは 1 件当たりの取得額が高額な建物や機械装置等において適用額が大きくなっていることに由来するものである。本税制措置の目的はより多くの法人に本税制措置を活用していただき、より多くの設備投資を実現することであるため、 1 件当たりの取得額の大小を重視しているものではない。過去(平成 26 年度から平成 28 年度まで)の適用法人数が 147 法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がっているため、本税制措置は目標の実現に寄与しているといえる。また、将来(平成 29 年度から平成 31 年度まで)の適用見込法人数が 128 法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がることが見込まれるため、本税制措置は目標の実現に寄与するといえる。

本税制措置の活用に当たっては、特区計画において認定される特定国際戦略事業が総合特別区域法施行令第1条各号のいずれか及び同法施行規則第1条各項各号のいずれかに該当する事業でなければならず、過去(平成26年度から平成28年度まで)の適用状況は以下のとおりである。同法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号の中には、適用数が少ないものも含まれており、本税制措置を必要最低限のものとするためには、このような適用数が少ないものについて見直しを行うなどの対処が必要と考えられる。

刈処が必安と考えられる。					
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		
(施行令第1条第1号) (施行規則第1条第1項第1~8号)	56 法人	43 法人	35 法人		
(施行令第1条第2号) (施行規則第1条第2項第1~8号)	14 法人	7法人	11 法人		
(施行令第1条第3号) (施行規則第1条第3項第1~6号)	25 法人	14 法人	18 法人		
(施行令第1条第4号) (施行規則第1条第4項第1~3号)	0法人	0法人	0法人		
(施行令第1条第5号) (施行規則第1条第5項第1~4号)	1 法人	0法人	0法人		

※ 各特区計画において認定される特定国際戦略事業の中には、総合特別区域法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号の複数に該当する事業もあるため、重複が発生している。

平成 29 年度から平成 31 年度までにおける全特区合計の適用見込法人数が 128 法人、設備投資見込額が約 1,247 億円であり、各特区が定めている計画のさらなる推進に向けて、今後も多くの法人による本税制措置の活用が見込まれていることから、我が国の経済をけん引することが期

-70- 【H29 内閣04】

待される産業における年間生産高・売上高や関連企業の投資額や誘致数 等の一層の向上が期待される。

本税制措置により、民間事業者等の活力を最大限に引き出す上で必要な産業拠点の形成が図られ、引いては我が国の産業の国際競争力の強化や経済社会の活力の向上に繋がることから、今後も本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果的に寄与する。

また、各年度の終了後に、当該年度の国際戦略特別区域評価書及び各 特区に対し実施する適用実績の調査に基づき、当該年度の本税制措置に よる効果を検証することとしている。

本税制措置の活用に当たっては、特区計画において認定される特定国際戦略事業が総合特別区域法施行令第1条各号のいずれか及び同法施行規則第1条各項各号のいずれかに該当する事業でなければならず、将来の(平成29年度から平成31年度まで)の適用見込は以下のとおりである。同法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号の中には、適用数が少ないものも含まれており、本税制措置を必要最低限のものとするためには、このような適用数が少ないものについて見直しを行うなどの対処が必要と考えられる。

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
(施行令第1条第1号) (施行規則第1条第1項第1~8号)	37 法人	5 法人	10 法人
(施行令第1条第2号) (施行規則第1条第2項第1~8号)	11 法人	5法人	6法人
(施行令第1条第3号) (施行規則第1条第3項第1~6号)	38 法人	26 法人	19 法人
(施行令第1条第4号) (施行規則第1条第4項第1~3号)	0法人	0法人	0法人
(施行令第1条第5号) (施行規則第1条第5項第1~4号)	1 法人	0法人	0法人

※ 各特区計画において認定される特定国際戦略事業の中には、総合特別区域法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号の複数に該当する事業もあるため、重複が発生している。

《税収減を是認するような効果の有無》

特区への調査結果によると、平成 26 年度から平成 28 年度までにおける適用法人数が 147 法人、適用額が約 1,781 億円であった。また、平成 29 年度から平成 31 年度までにおける適用見込法人見込数が 128 法人、設備投資見込額が約 1,247 億円である。租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、各特区の数値目標の達成につながるため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。

10 相当性

① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等 財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、 租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考える。

	②: 他の支援		総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制			
		措置や義	支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施す			
		務付け等	ることで政策目的の達成を目指している。			
		との役割	補助金等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研			
		分担	究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における			
		:	成果の獲得を目指す制度である。また、金融支援は、事業者が金融機関から			
			の融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給			
			金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な			
			事業実施に寄与することを目的としている。			
		:	一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や投資税額控除を設け			
			ることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。			
		③ 地方公共	総合特別区域法第5条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施			
		団体が協	策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地			
		力する相	域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的			
	当性		に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。			
11	11 有識者の見解		_			
12	前回の事前評価又は事		平成 27 年 8 月 (平成 27 内閣府 06)			
- 3	後評価の実施時期					

(別紙1)

適用数等及び減収額の算定根拠

〇平成 26 年度

		区分	数值	出典·計算式等	備考
1	適用	法人数	61 法人	特区に対する調査	
2	特別	償却実施額	140.8 億円	特区に対する調査	
3	税額	[控除実施額	43.3 億円	特区に対する調査	
4	減収	額	94.0 億円	79.3 億円+4.6 億円+10.1 億円	5+6+7
	(5)	法人税	79.3 億円	141 億円×25.5%+43.3 億円	②×税率+③
	6	法人住民税	4.6 億円	141 億円×25.5%×12.9%	②×税率×税率
	7	法人事業税	10.1 億円	6.1 億円+4.1 億円	8+9
		⑧ 所得割	6.1 億円	141 億円×4.3%	②×税率
		⑨ 地方法人特別税	4.1 億円	141 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

〇平成 27 年度

		区分	数値	出典·計算式等	備考
1	適用	法人数	42 法人	特区に対する調査	
2	特別	償却実施額	12.9 億円	特区に対する調査	
3	税額	i控除実施額	67.8 億円	特区に対する調査	
4	減収	額	72.0 億円	70.8 億円+0.4 億円+0.8 億円	5+6+7
	(5)	法人税	70.8 億円	12.9 億円×23.9%+67.8 億円	②×税率+3
	6	法人住民税	0.4 億円	12.9 億円×23.9%×12.9%	②×税率×税率
	7	法人事業税	0.8 億円	0.4 億円+0.4 億円	8+9
		⑧ 所得割	0.4 億円	12.9 億円×3.1%	②×税率
		⑨ 地方法人特別税	0.4 億円	12.9 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

〇平成 28 年度

		区分	数值	出典·計算式等	備考
1	適用	法人数	44 法人	特区に対する調査	
2	特別]償却実施額	3.1 億円	特区に対する調査	
3	税額	[控除実施額	36.2 億円	特区に対する調査	
4	減収	(額	37.1 億円	37.0 億円+0.1 億円+0.2 億円	5+6+7
	(5)	法人税	36.9 億円	3.1 億円×23.4%+36.2 億円	②×税率+3
	6	法人住民税	0.1 億円	3.1 億円×23.4%×12.9%	②×税率×税率
	7	法人事業税	0.2 億円	0.1 億円+0.1 億円	8+9
		⑧ 所得割	0.1 億円	3.1 億円×1.9%	②×税率
		⑨ 地方法人特別税	0.1 億円	3.1 億円×2.9%	②×税率

[※]端数計算による誤差あり

〇平成 29 年度

	区分	数值	出典·計算式等	備考
1	適用法人数	66 法人	特区に対する調査	
2	特別償却実施額	95.2 億円	特区に対する調査	
3	税額控除実施額	36.0 億円	特区に対する調査	
4	減収額	63.3 億円	58.3 億円+1.6 億円+3.4 億円	5+6+7
	⑤ 法人税	58.3 億円	95.2 億円×23.4%+36.0 億円	②×税率+3
	⑥ 法人住民税	1.6 億円	95.2 億円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
	⑦ 法人事業税	3.4 億円	0.7 億円+2.8 億円	8+9
	⑧ 所得割	0.7 億円	95.2 億円×0.7%	②×税率
	⑨ 地方法人特別税	2.8 億円	95.2 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

〇平成 30 年度

《延長分》

	- 1473 //			
	区分	数值	出典·計算式等	備考
1	適用法人数	35 法人	特区に対する調査	
2	特別償却実施額	20.9 億円	特区に対する調査	
3	税額控除実施額	23.2 億円	特区に対する調査	
4	減収額	29.2 億円	28.1 億円+0.3 億円+0.8 億円	5+6+7
	⑤ 法人税	28.1 億円	20.9 億円×23.2%+23.2 億円	②×税率+3
	⑥ 法人住民税	0.3 億円	20.9 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
	⑦ 法人事業税	0.8 億円	0.2 億円+0.6 億円	8+9
	⑧ 所得割	0.2 億円	20.9 億円×0.7%	②×税率
	⑨ 地方法人特別税	0.6 億円	20.9 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

《宇宙機器拡充分》

% -	一田饿岙加	ムガガッ			
	[2	区分	数值	出典·計算式等	備考
1	適用法人	数	4法人	特区に対する調査	
2	特別償却	実施額	1.77 億円	特区に対する調査	
3	税額控除	実施額	0.53 億円	特区に対する調査	
4	減収額		1.03 億円	0.94 億円+0.03 億円+0.06 億円	5+6+7
	⑤ 法人	税	0.94 億円	1.77 億円×23.2%+0.53 億円	②×税率+3
	⑥ 法人	住民税	0.03 億円	1.77 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
	⑦ 法人	事業税	0.06 億円	0.01 億円+0.05 億円	8+9
	8	所得割	0.01 億円	1.77 億円×0.7%	②×税率
	9 1	地方法人特別税	0.05 億円	1.77 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

-72- 【H29 内閣04】

〇平成 31 年度

《延長分》

区分	数值	出典·計算式等	備考
① 適用法人数	27 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	33.7 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	14.6 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	24.1 億円	22.4 億円+0.6 億円+1.2 億円	5+6+7
⑤ 法人税	22.4 億円	33.7 億円×23.2%+14.6 億円	②×税率+3
⑥ 法人住民税	0.6 億円	33.7 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	1.2 億円	0.2 億円+1.0 億円	8+9
⑧ 所得割	0.2 億円	33.7 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	1.0 億円	33.7 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

《宇宙機器拡充分》

	田一成市コムノしノナル			
	区分	数值	出典·計算式等	備考
1	適用法人数	4法人	特区に対する調査	
2	特別償却実施額	1.77 億円	特区に対する調査	
3	税額控除実施額	0.53 億円	特区に対する調査	
4	減収額	1.03 億円	0.94 億円+0.03 億円+0.06 億円	5+6+7
	⑤ 法人税	0.94 億円	1.77 億円×23.2%+0.53 億円	②×税率+3
	⑥ 法人住民税	0.03 億円	1.77 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
	⑦ 法人事業税	0.06 億円	0.01 億円+0.05 億円	8+9
	⑧ 所得割	0.01 億円	1.77 億円×0.7%	②×税率
	⑨ 地方法人特別税	0.05 億円	1.77 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	公募投資信託等の内外二重課税の調整
金融02	投資法人が海外で支払う法人税等(外国法人税)に係る導管性判定式の改正

(評価実施府省:金融庁)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29金融01)

【基本情報】

	•															
制度名(措置名)		公募投資信託等の内外二重課税の調整 (特定目的会社に係る課税の特例、投資法人に係る課税の特例、特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)														
	平成27年度時点	-														
措置の内容	平成28年度税制改正以後	-	-													
	平成29年度税制改正以後	-	-													
政策目的		国内外の投資に係る税の中立性を維持すること。														
評価対象税目			義務対象		努力義務対象											
計判以外化日		法人税	法人住民税													
関係条項		措法第67条の14、第67条の15、第68条の3の2														
要望内容及び区分		公募投資信託等を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できるようにするなど、内外二重課税の調整措置を講じるよう求めるもの									区分	新設				
創設年度		_	過去の政策語	平価の実績	-											

【総括表】

		租税特別措置等の適用実態													租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)					
	適用件数 適用実態調査に (法人税・件) おける適用件数 (法人税・件)				減収額 (法人税・百万円)	(参考) 適用実態調査に おける適用額の 上位10社割合	(;	減収額 法人住民税・百万		(参考) 適用実態調査にお ける租税特別措置 ごとの影響額(法 人住民税・百万	目標「公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること」								
			実績÷将来予測	(法人税・%)	将来予測	実績	円) 実績	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標 達成度								
H23	_	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_	-	_	-	-	_	_			
H24	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_			
H25	_	_	_	_	_		_	_	1	_	_	_	-	_	-	_	_			
H26	_	_	_	_	_	ı	_	_		_	_	_	_	_	ı	_	_			
H27	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	-	_	_	_	_	_			
H28	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	-	-	_	-	_	_			
H29	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_			
H30	不明	_	_	_	不明	_	_	_	不明	_	_	-	不明	不明	ı	_	_			
H31	不明	_	_	_	不明	_	_	_	不明	_	_	-	_	不明	ı	_	_			
H32	不明	_	_	_	不明	-	_	_	不明	_	_	_	_	不明	_	_	_			
H33	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_			
H34	_	_	_	_	_	П	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_			
H35~ /未定	_	_	_	_	-	I	_	_	_	_	_	_	_	_	ı	_	-			

点検結果表

(行政機関名:金融庁)

制度名	公募投資信託等の内外	二重課税の調整
税目	法人税、法人住民税	
区 分	■新設 □拡	充 □延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。

【金融庁の補足説明】

- ① 本要望は、現行の投資信託等に係る内外二重課税の調整方法(所得税法第176条第3項、 4項、租税特別措置法第67条の15第4項等)が一定の場合には認められていないという 状況に鑑み、より効率的かつ有効な二重課税排除措置を講じることを求めるものである。 したがって、本要望の性質上、制度改正により即目標が達成されるため、定量的な目標 は設定できない。
- ② 上述のとおり、制度改正により目標が達成されるものであることから、平成30年税制 改正において定められる本制度改正の施行日が達成すべき時期となる。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数が定量的に予測されていない。

【金融庁の補足説明】

制度改正によって、投資対象に海外資産を含む公募株式投資信託が支払った外国税と、これらに投資する投資家が支払う所得税の間において、一律に二重課税の調整が図られるため、本措置の性質上、将来の適用数を定量的に予測することは困難。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額が予測されていない。

【金融庁の補足説明】

二重課税調整措置の見直しが行われた結果、実際に徴収される税額が減少することがあったとしても、それは本来徴収されるべきでなかった税金が現行制度下で徴収されていた(すなわち、二重課税が解消されていなかった)にすぎず、そのことを以って減収と考えるべきではない(本来徴収されるべきでなかった税金の額については、精査中である)。

【点検結果】

1 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

【H29 金融01】

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること)に対する将来の効果について、「本措置による国際的二重課税の排除により、国内外の投資に係る税の中立性を維持することが可能となる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
- ② 達成目標(公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること)に対する将来の効果 (本措置による国際的二重課税の排除により、国内外の投資に係る税の中立性を維持す ることが可能となる)の寄与について、説明がされておらず、どの程度達成目標に寄与 するのか明らかにされていない。

【金融庁の補足説明】

- ① 将来の効果は「税の中立性」という定性的なものであり、定量的に示すことはできない。
- ② ①同様に、将来の効果は「税の中立性」という定性的なものであり、定量的に示すことはできないため、どの程度達成目標に寄与するのかも示すことはできない。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

-78- 【H29 金融01】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		1九行が11世年に休る以来の事前計画自
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	公募投資信託等の内外二重課税の調整
2	対象税目	(国税 15)(法人税:義)
		(地方税 13)(法人住民税:義)
		【新設·拡充·延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》
3	14.15万川相 巨 守 ツ 的 谷	公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税が行われる(外国税)。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、現在、上記の外国税を控除する仕組みがないため、内外二重課税となっている。諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できるなど、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところ。ついては、我が国においても、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できるようにするなど、内外二重課税の調整措置を講じるよう求めるもの。 《関係条項》 租税特別措置法第67条の14、第67条の15、第68条の3の2等
4	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
-		
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:-
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	・平成 10 年 租税特別措置法第 67 条の 14(特定目的会社に係る課税の特例)創設 ・平成 10 年 租税特別措置法第 67 条の 15(投資法人に係る課税の特例)創設 ・平成 12 年 租税特別措置法第 68 条の3の2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)創設
7	適用又は延長期間	恒久措置とする
	必要性 ① 政策目的 等 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外の投資に係る税の中立性を維持すること
	② 政策体系における 政策目的	《政策目的の根拠》 「金融税制研究会 論点整理」(平成22年7月29日) ・海外から我が国への投資を促進すべき。その阻害要因については、可能な限り除去すべき ・投資の選択にゆがみを与えない税制が第一段階の目標なのではないか ・個人が対象となる金融・証券税制は、効率的かつ簡素で継続性のある税制であるべき □ 3.市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	の位置付 け	

			'去亡口插	#和粉柱別世界第15 L1法式」L2.1十7 日標》
		(3)	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及びその	公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること。
			実現によ	
			る寄与	
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				本措置による国際的二重課税を排除することにより、国内外の投資に係る税
				の中立性を維持することに寄与する。
9	有効性	(T)	適用数等	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
	等	0	~	77 200 200 200 200 200 200 200 200 200 2
	"			
			減収額	 二重課税措置の方法を見直すものであり、減収額は生じないと考える。
		(2)	/ 以 4 X 合貝	―里林悦相直の万法を見直すものであり、 「概収領は主しないと考える。
		3	効果·税収	《効果》
			減是認効	本措置による国際的二重課税の排除により、国内外の投資に係る税の中立
			果	性を維持することが可能となる。
				二重課税措置の方法を見直すものであり、税収減は生じないと考える。
				一里沐悦相直の万法を見直すものであり、忧収減は主しないと考える。
10	相当性	(I)	租税特別	内外二重課税の調整方法を見直すものであり、租税特別措置によることが妥
10	11111111	•	措置等に	
			よるべき	当である。
			妥当性等	
		_		
		2	他の支援	
			措置や義	_
			務付け等	
			との役割	
		_	分担	
		3	地方公共	
			団体が協	_
			力する相	
			当性	
11	有識者の)目		
	H 或 T U	元	n +	
	*		== / T == · · · =	
12			評価又は事	
	後評価の)実	施時期	事前評価:平成 28 年8月

(評価実施府省:金融庁)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29金融02)

【基本情報】

制度名(措置名)		投資法人が海外で支払5法人税等 (外国法人税) に係る導管性判定式の改正 (投資法人に係る課税の特例)												
	平成27年度時点	投資法人の	うち、多数の投	資家又は機関	投資家が出資し	ていること等の	要件を満たすも	のが、配当可能	杉利益の額の9	0%超を配当とし	て支払っている	ること等の要件を満たす場合には、その支払配当等の額の損金	算入ができる。	
措置の内容	平成28年度税制改正以後	特定の資産の割合が総資産の50%を超えていることとする要件における特定の資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備を含めることができる期間を20年間とする拡充等を行った。												
	平成29年度税制改正以後	従前どおり	従前だおり											
政策目的		投資法人の	活動の制約を	解消し、不動産	証券化市場の	活性化を図る。								
証海社会科 口	1		義務対象											
評価対象税目		法人税 法人住民税 法人事業税												
関係条項		措法第67条	措法第67条015											
要望内容及び	要望内容及び区分		おける導管性	判定式の分母で	ある配当可能和	利益から、投資	法人が海外不真	動産等に投資	する際に支払う	外国法人税額	等」を控除する	ここと。	区分	拡充
創設年度		H10	過去の政策	長評価の実績	H22金融0	3、H23金融0	2、H24金融0	2、H25金融0	5、H26金融0	1、H27金融05	;		•	

【総括表】

		租税特別措置等の適用実態														租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)					
		(参考) 適用件数 適用実態調査に (法人税・件) おける適用件数			(参考) 減収額 (注1投・万万円) おける適用類の					減収額		(参考) 適用実態調査にお ける租税特別措置 ごとの影響額(地	■ (木米投貨戦略201/12020年頃までにリート寺の貨産総額を約30兆円に借唱する」) ■								
		(法人祝・仵)	おける適用件数(法人税・件)		(法人税·百万	円)	上位10社割合 (法人税·%)	(地方法人二代·地方法人特別代·日万日)			合 (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の)			目標値		リート等の資産総額				
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	(百万円)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	J-REIT市場 時価総額	目標 達成度			
H23	不明	37	l	71	不明	不明	ı	39.3%	不明	不明	ı	▲ 21,997.7	不明	不明	不明	不明	不明	_			
H24	不明	38	-	76	不明	▲38,200.0	-	55.6%	不明	不明	-	▲26,093.4	不明	不明	不明	不明	不明	_			
H25	不明	47	-	90	不明	▲ 47,100.0	-	31.9%	不明	不明	-	▲33,549.2	不明	不明	不明	不明	不明	_			
H26	不明	54	-	107	不明	不明	-	42.4%	不明	不明	-	▲ 41,795.9	不明	不明	不明	不明	不明	_			
H27	不明	66	_	134	不明	不明	_	38.1%	不明	不明	_	▲ 47,500.8	不明	不明	不明	不明	不明	_			
H28	不明	73	-	_	不明	不明	_	_	不明	不明	_	-	不明	不明	不明	不明	11,600,000	_			
H29	80	_	-	-	不明	_	_	_	不明	_	_	-	不明	不明	_	_	_	_			
H30	不明	-	-	_	不明	_	_	_	不明	1	_	_	不明	不明	1	1	_	_			
H31	不明	-	-	_	不明	_	_	_	不明	1	_	_	不明	不明	1	1	_	_			
H32	不明	-	1	_	不明	ı	ı	-	不明	-	ı	-	30,000,000	不明	-	-	_	_			
H33	_	-		_	_	_	_	_	_			_	-	-	-						
H34	_		1	_	ı	1	1	_	1		ı	_	1	1	1	_	_	_			
H35~ /未定	_	-	ı	_	ı	ı	ı	_	_	-	ı	_	ı	-	-	_					

点検結果表

(行政機関名:金融庁)

制度名	投資法人が海外で支払う法人税等(外国法人税)に係る導管性判定式の改正
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	□新設 ■拡充 □延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること) について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること) を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。

【金融庁の補足説明】

本税制改正のみによって投資法人の活動の制約が解消する投資法人数等を予測することは困難である。ただし、不動産証券化市場の活性化については、その他の政策も実施することによって未来投資戦略 2017 に掲げられている「2020 年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増する」が目標とされている。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数について、「上場不動産投資法人」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ② 過去の適用数について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【金融庁の補足説明】

本特例の適用対象となる投資法人は、上場不動産投資法人及び私募不動産投資法人である。なお、私募不動産投資法人の数については、下記のとおり。

また、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』には本特例の適用回数が記載されており、不動産投資法人のほとんどが 6 ヶ月決算であることから、上記報告書の数字は適用対象社数を記載するものではない。そのため、当庁において、事前評価書のとおり適用数を把握している。

平成23年6月末 2

平成24年6月末 3

平成25年6月末 6

平成 26 年 6 月末 8

平成 27 年 6 月末 13

平成 28 年 6 月末 18

平成29年6月末 22

<データ根拠>

不動産証券化協会より

上場不動産投資法人

http://j-reit.jp/statistics/

私募不動産投資法人

https://www.ares.or.jp/investigation/pdf/shibo_201706.pdf

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数(平成30年度から32年度まで)が予測されていない。
- ② 将来の適用数(平成29年度)について、「上場不動産投資法人」と説明されているが、 算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

【金融庁の補足説明】

本特例の将来の適用数は、将来的にいくつの上場不動産投資法人が設立されるかに依存するため、現段階で将来の適用数を明示することは困難である。

【点檢結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 点検項目(2)の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- 過去の減収額が把握されていない。
- ② 過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて 把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【金融庁の補足説明】

本特例の要件を満たす投資法人のみが、上場不動産投資法人または私募不動産投資法人 として設立可能である。したがって、本特例の性質上、税収額を生じさせるものではない (仮にこの課税の特例がない場合には、このような事業を行っていないため、そもそもの 課税対象たる投資法人が存在していなかったことになる。)。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

事来の減収額が予測されていない。

【金融庁の補足説明】

投資法人の課税の特例がない場合には、投資法人制度自体が成立せず、そもそもの課税 対象が生じていなかったと考えられることから、措置の拡充により税収減を生じさせるも のではない。差額については、将来設立される投資法人の数に依拠するため、将来推計の 明示は困難である。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること) に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与す るのか明らかにされていない。

【金融庁の補足説明】

投資法人に係る課税の特例により、投資法人の活動の制約が解消されたこともあり、 J-REIT 市場は時価総額 11.6 兆円の規模に成長した。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「J-REIT 市場は時価総額 11.6 兆円の規模に成長した」との説明では、過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること) に対する将来の効果について、「本改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消する」 と説明されているが、定量的に予測されていない。
- ② 達成目標(投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること) に対する効果(本改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消する)の寄与につい て、説明がされておらず、どの程度達成目標に寄与するのか明らかにされていない。

【金融庁の補足説明】

- ① 上記(3)の理由により、将来推計の明示は困難なため、記載していない。
- ② 本税制改正のみによって投資法人の活動の制約が解消する投資法人数等を予測することは困難である。ただし、不動産証券化市場の活性化については、その他の政策も実施することによって未来投資戦略 2017 に掲げられている「2020 年頃までにリート等の資産総額を約30 兆円に倍増する」が目標とされている。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(4)過去の減収額が把握されておらず、(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

【H29 金融02】

-82-

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	11	1九八万田巨寺に休る以来の事門町										
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	投資法人が海外で支払う法人税等(外国法人税)に係る導管性判定式の改正										
2	対象税目	(国税 17)(法人税:義)										
		(地方税 15)(法人住民税:義、法人事業税:義)										
		【新設·拡充·延長】										
3	租税特別措置等の内容	《内容》										
		投資法人における導管性判定式の分母である配当可能利益から、投資法										
		大気法人にありる等官性刊定式の方はである町ヨリ能利益から、投資法 人が海外不動産等に投資する際に支払う「外国法人税額等」を控除すること。										
		《関係条項》										
		租税特別措置法第 67 条の 15										
4	担当部局	金融庁 総務企画局 政策課 総合政策室										
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 23 年~平成 29 年										
6	租税特別措置等の創設	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。										
	年度及び改正経緯	平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。										
		平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。										
		平成 25 年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。										
		平成 26 年度改正で導管性判定式について一定の手当がされた。										
		平成 27 年度改正で「税会不一致」問題解消等の手当がされた。 平成 28 年度改正で一次差異等調整引当額について所要の措置が行われた。										
7	適用又は延長期間	平成28年及び正で一次差異寺調登引 ヨ額について所奏の指直が行われた。 恒久措置										
		但入相但										
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図る。										
	根拠	《政策目的の根拠》										
		○ 未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋)										
		「2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指										
		し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、										
		環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家										
		の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性に優れた										
		不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度										
		の見直しについて本年度中を目途に行う。」										
		○ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第百										
		九十八号)										
		(第1条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が										
		投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、										
		その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用										
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·											
		が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券										

		等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	Ⅲ-3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	③ 達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、投資法人の活動の制約が解消するため、不動産証券化市 場の活性化につながる。
9 有効性等	① 適用数等	上場不動産投資法人 35 社(平成 23 年 7 月末) 上場不動産投資法人 35 社(平成 24 年 7 月末) 上場不動産投資法人 41 社(平成 25 年 7 月末) 上場不動産投資法人 46 社(平成 26 年 7 月末) 上場不動産投資法人 53 社(平成 27 年 7 月末) 上場不動産投資法人 55 社(平成 28 年 7 月末) 上場不動産投資法人 55 社(平成 28 年 7 月末) 上場不動産投資法人 58 社(平成 29 年 7 月末) 私募不動産投資法人 2社(平成 23 年 6 月末) 私募不動産投資法人 3社(平成 24 年 6 月末) 私募不動産投資法人 8社(平成 25 年 6 月末) 私募不動産投資法人 13 社(平成 27 年 6 月末) 私募不動産投資法人 18 社(平成 27 年 6 月末) 私募不動産投資法人 18 社(平成 28 年 6 月末) 私募不動産投資法人 22 社(平成 29 年 6 月末) 本募不動産投資法人 22 社(平成 29 年 6 月末) なお、上記法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。課税の特例の適用金額は約 379,601 百万円(平成 27 年度における租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査結果)。 また、これらの投資法人の投資証券は、直接保有のほか投資信託等を通じて、大多数の個人投資家により保有されている。
	② 減収額	-

		③ 効果・税収	《効果》
		: 減是認効 : _甲	大功工が実現すれば 投资法人の活動の制約が観消する
		#	本改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消する。
			《税収減を是認するような効果の有無》
			※プルス/% C た Diu 7 つみ グラスオネット 日 ボボ
			投資法人に係る課税の特例自体、制度存立の前提になっているため、税収減を生じさせるものではない(仮にこの課税の特例がない場合には、このよう
			な事業を行っていないため、そもそもの課税対象が生じていなかったと考えら
			れる)。
10	相当性	① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	そもそも税の問題であるため、税による手当てを行うことが必要である。
		② 他の支援	他の政策手段は無い。
		措置や義	
		務付け等 との役割	
		分担	
		③ 地方公共 団体が協	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
		力する相	
	有識者の	当性	_
11	有誠有0	ノ元 件	
12		事前評価又は事)実施時期	平成 27 年 8 月
	俊評価0	ノ夫他時期	

【H29 金融02】

-84-

総務省

番号	制度名
総務省	
総務01	地域データセンター整備促進税制の創設
総務02	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設

(評価実施府省:総務省)

〈平成30年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29総務01)

【基本情報】

制度名 (措置名)		地域データt (-)	2ンター整備促進税制の	創設										
	平成27年度時点	-												
措置の内容	平成28年度税制改正以後	-												
	平成29年度税制改正以後	-												
政策目的		IoT 時代の 靭化を実現する		生み出されるデーク	の急増が見込ま	れる中、情報流	え 通の要となるテ	ータセンター関	連設備の地域へ	の整備を促進	。これにより地域経済を活性化する	とともに、東京圏に集中しがち	なトラヒックを分	散して国土強
評価対象税目	1		義務対象				努力義務対	象						
部侧对象抗巨	1	法人税		固定資産	税									
関係条項		-												
要望内容及び区分			に整備するもので、設置 従って取得した電気通信					またる目的とす	る地域のデータセン	ンターの整備引	事業に関する実施計画の認定を受け	た電気通信事業者が、当	区分	新設
創設年度		-	過去の政策評価の	[績 -										

【総括表】

		租税特別措置等の適用実態														租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)				
	適用件数 (法人税·件)			(参考) 適用実態調査における適用件数				(参考) 適用実態調査に おける適用額の	(地方法人)	減収額 二税・地方法人特別	則税·百万円)	適用実態調査にお ける租税特別措置 ごとの影響額(地	ターのサーバール	県のデータセンターのサーバールーム面積」の「全国のデータセンルーム面積」における比率(平成28年時点で57.85%)を の10年間で1%下げる」						
			(法人税·件)				上位10社割合 (法人税·%)				方法人二税·地方 法人特別税·百万 円) 実績	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度				
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績実績÷将来予測					接旳効果				
H23	_	_	-	_	_	_	-	_	-	-	-	_	-	_	-	_	_			
H24	_	_	_	_	_	_	_	_	ı	_	_	_	_	ı	1	_	_			
H25	1	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	1	-	1	1	_			
H26	-	-	-	_	-	-	-	_	-	_	-	_	-	-	1	-	_			
H27	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_			
H28	-	-	-	_	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-	57.85%	-	_			
H29	_	_	-	-	-	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	_	_			
H30	20	_	_	_	▲ 557.0	_	_	_	_	_	_	_	-	57.75%	-	1	_			
H31	20	_	_	_	▲ 572.0	_	_	_	_	_	_	_	57.55%	57.50%	-	1	_			
H32	-	_		_	_	-		_	ı	_	_	_	_	ı	ı	-				
H33	-			_	_	_		_	-	-	_	_	_		-	_				
H34	1	_	_	_	-	_	-	_	_	-	_	-	-	_	1	-	_			
H35~ /未定	_	-	_	_	_	-	_	_	-	-	_	_	56.85%	_	_	_	_			

点検結果表

(行政機関名:総務省)

制度名	地域データセン	/ター整備促進	税制の創設									
税目	法人税、固定資	法人税、固定資産税										
区 分	■新設	□拡充	□延長									

(1) 達成日標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標について、平成31年度目標値が示されていない。

【総務省の補足説明】

評価書に追記。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数(平成30年度及び31年度の法人税)について「20者」と算定されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ② 将来の適用数 (平成30年度及び31年度の法人税) について、「20者」と算定されているが、説明に不足がある。

【総務省の補足説明】

評価書に追記。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「業界団体へのヒアリングの結果、・・・「適用を検討する」の回答者のうち30%が適用するとした場合、30者の適用が推計される。」とあるが、30%の根拠が示されておらず、説明に不足があるため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額(平成31年度及び32年度の法人税)が、年度ごとに予測されていな
- ② 将来の減収額について、算定(税率)に誤りがある。

【総務省の補足説明】

評価書を修正・追記。別添を修正。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果が、年度ごとに予測されていない。
- ② 将来の効果について、「平成31年度末までの2年間で1都3県への設置が見込まれているものの1都3県以外に設置されることとなるデータセンターのサーバールーム面積は約7,100㎡となり、これにより「指標の比率」が約0.58%低減して、約57.41%」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

【H29 総務01】

【総務省の補足説明】 評価書を修正・追記。 【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(3)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。 (注)【総務省の補足説明】欄には、総務省から送付された文書を引用している。 -90- 【H29 総務01】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

111	九村が旧世寺に休る以来の手門田画画									
1 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	地域データセンター整備促進税制の創設									
2 対象税目	(国税3)(法人税:義)									
	(地方稅7)(固定資産稅:外)									
	【新設・拡充・延長】									
3 租税特別措置等の内容	《内容》									
3 在加州初旧世中の四日	NPAを 東京圏以外に整備するもので、設置地域近傍からの利用又は東京圏のデ									
	ータセンターのバックアップを主たる目的とする地域のデータセンターの整備事									
	業に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、当該実施計画に従									
	って取得した電気通信設備に対して、以下の措置を適用する。									
	(1)対象者									
	特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)の規定に基									
	づき、総務大臣に実施計画の認定を受けた電気通信事業者									
	(2)対象設備									
	実施計画に従って取得した電気通信設備									
	①サーバー、②ルーター、スイッチ、電源装置(直流に限る)、無停電電源装									
	置、非常用発電機 ^{※1}									
	※1 ①の設備と同時に設置されるものに限る。									
	(3)措置内容									
	法人税:取得価額の30%の特別償却									
	固定資産税:取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)									
	《関係条項》									
	_									
4 担当部局	総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課									
5 評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期: 平成 29 年8月 分析対象期間: 平成 30 年度~31 年度									
6 租税特別措置等の創設										
年度及び改正経緯	_									
7 適用又は延長期間	平成 30 年4月1日から平成 32 年3月 31 日まで(適用:2年間)									
8 必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》									
等 及びその	IoT 時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれ									
根拠	る中、情報流通の要となるデータセンター関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しがちなトラヒックを分									
	初しより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しからなりでプログラを対し 散して国土強靭化を実現する。									
	《政策目的の根拠》									
	○ 国土強靱化基本計画(平成 26 年6月3日閣議決定)									
	第1章 国土強靱化の基本的考え方									
	4 特に配慮すべき事項									
	(民間投資の促進)									
	民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携(広報・普及啓									

	:			∞ お並入の記案体\に LU 宮土み切りに次さて立された記供机
				発、協議会の設置等)により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等(例とばればいたのでは、)
				資等(例えば、バックアップの施設やシステムの整備等)を促すととも
				に、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほ
				か、民間の投資を一層誘発する仕組み(例えば、認証制度、規制の
		_		見直し、税制の活用等)の具体化を着実に進める。
		2	政策体系	平成 30 年度概算要求における政策評価体系図
			における	【総務省政策評価基本計画(平成 24 年総務省訓令第 17 号)】
			政策目的	V. 情報通信(ICT政策)
			の位置付	2. 情報通信技術高度利活用の推進
			け	4. 情報通信技術利用環境の整備
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及びその	平成 28 年度末時点の「1都3県のデータセンターのサーバールーム面積」*
			実現によ	2の「全国のデータセンターのサーバールーム面積」**3における比率(以下「指
			る寄与	標の比率」という。)を、平成28年度末時点で約57.85%であるものを、平成38
			01, 1	(2026)年度末までの10年間で1%下げることを目標とする(平成31年度末時
				点の目標値は57.55%。)。
				※2 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における1
				※2 氏間調査() ニッピンッーこうへへ口場調査総見(株式会社童エイア)総別//における1 都3県のサーバールーム面積
				※3 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における
				全国のサーバールーム面積
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				現在、データセンターの約6割が東京圏に分布していることから、地域にお
				けるデータセンター関連設備への投資に対するインセンティブを付与すること
		- 1		により、地域の情報流通の円滑化を図るとともに、データセンターやトラヒック
				の地域分散化に寄与するものである。
9	有効性	1	適用数等	平成 30 年度に適用を受けるための設備投資を行う事業者 20 者
	等			平成 31 年度に適用を受けるための設備投資を行う事業者 20 者
				※業界団体へのヒアリング等により下記のとおり推計。
				データセンター事業者は平成28年度末で357者(データセンタービジネス市
				場調査総覧 2017 年版(株式会社富士キメラ総研)より)であり、そのうち電気
				通信事業者は316者。業界団体へのヒアリングの結果、64者に確認を行い、2
				者より「適用見込み」、20 者より「適用を検討する」と回答があった。
				「適用見込み」の回答者は 100%適用すると考えられることから、事業者の
				割合より、10者の適用が推計される。
				316 者×2 者÷64 者×100%=10 者
				また、「適用を検討する」の回答者のうち30%が適用するとした場合、事業
				者の割合より、30者の適用が推計される。
				有の割合より、30 有の週用が推訂される。 316 者×20 者÷64 者×30%=30 者
				上記より、平成30、31年度の2年間で合計40者が適用を受けるための設
			Neith also at-T	備投資を行う見込みであると推計される。
		2	減収額	平成 30 年度減税額(法人税):557(百万円)
				平成 31 年度減税額(法人税):572(百万円)
				勿左座斌形苑/用ウ次夹形) (6/至七川)
				初年度減税額(固定資産税):0(百万円)
				初年度減税額(固定資産税):134(百万円) 平年度減税額(固定資産税):134(百万円)

【H29 総務01】

③ 効果・税収 減是認効

《効果》

本措置は、地域におけるデータセンター関連設備への投資に対するインセ ンティブを付与することにより、地域の情報流通の円滑化を図るとともに、デー タセンターやトラヒックの地域分散化に寄与するものである。

本措置を講じない場合の「指標の比率」は、平成24年度末から平成28年度 末までの実績※4より、平成31年度末時点で約57.99%になるものと推計される (平成30年度及び平成31年度の2年間での全国のデータセンターのサーバ ールーム面積は 92,514 ㎡増(平成 31 年度末で累計 1,455,741 ㎡)、このうち1 都3県のデータセンターのサーバールーム面積は54.866 ㎡増(平成31年度末 で累計 844,215 ㎡)と見込まれる)。業界団体へのヒアリングによれば、本措置 により、平成31年度末までの2年間で1都3県への設置が見込まれているもの の1都3県以外に設置されることとなるデータセンターのサーバールーム面積 は約7.100 ㎡となり、これにより「指標の比率」が約0.49%低減して、約57.50% となり、平成31年度末時点での目標を達成できることから、本措置が達成目 標の実現に十分に寄与するものである。

※4 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における データセンターのサーバールーム面積

※効果については次のとおり推計。

データセンタービジネス市場調査総覧 2017 年版より以下のとおり。

平成30年度の対象設備の投資総額(見込み):142,760百万円・・・・①

平成 31 年度の対象設備の投資総額(見込み):146,740 百万円 …②

平成 28 年度末時点のデータセンター事業者数:357 者 …③

平成 28 年度の対象設備の投資総額:111.790 百万円 …④

平成 28 年度の増加サーバールーム面積: 48,940 ㎡ …⑤

これより、平成30年度(20者適用見込み)では7,998百万円の対象設備の 投資、平成31年度(20者適用見込み)では8,221百万円と推計される。

- ①142.760 百万円×20 者÷3357 者=7.998 百万円 ···⑥
- ②146,740 百万円×20 者÷3357 者=8,221 百万円 …7

そのため、本税制の効果により平成30年度に1都3県から1都3県以外に 誘導されるサーバールーム面積は 3,501 ㎡、平成 31 年度に1都3県から1都3 県以外に誘導されるサーバールーム面積は3,599 ㎡と推計される。

- ⑥7,998 百万円×⑤48,940 ㎡÷④111,790 百万円=3,501 ㎡ ····⑧
- ⑦8,221 百万円×⑤48,940 ㎡÷④111,790 百万円=3,599 ㎡ ····⑨
- $(8)3,501 \text{ m}^2 + (9)3,599 \text{ m}^2 = 7,100 \text{ m}^2$

また、本措置を講じない場合は、同資料 2013~2017 年版より最小二乗近似 により下記のとおり推計される。

平成31年度末の全国のサーバールーム面積(見込み):

1,455,741 m ····10

平成31年度末の1都3県のサーバールーム面積(見込み):

844.215 m ···(1)

これより、効果として1都3県のサーバールーム面積の減少率は、平成30年 度は 0.24%、平成 31 年度は 0.25%と推計される。

- $63,501 \text{ m} \div 101,455,741 \text{ m} = 0.24\%$
- $(7)3,599 \text{ m}^{2} \div (10)1,455,741 \text{ m}^{2} = 0.25\%$

また、本措置を講じない場合の平成31年度末時点での「指標の比率」は 57.99%となる。

(1)844.215 m \div (1)1.455.741 m $^{\circ}$ = 57.99%

これより、本措置により、平成31年度末時点で「指標の比率」は57.50%とな

		1	ることが見込まれる。
			57.99% - 0.24% - 0.25% = 57.50%
			57.99% - 0.24% - 0.25% = 57.50%
			《税収減を是認するような効果の有無》
			地域のデータセンター関連設備への投資促進を図ることにより、地域の情
			報流通が円滑化され、地域経済の活性化に資する。また、首都直下地震等の
			大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧を速やかに行うことが
			可能となり、社会的・経済的損失を抑えることができるため、税収減を是認す
			る効果があると考えられる。
10	相当性	① 租税特別	広く全国にデータセンターを整備するには、租税特別措置により投資インセ
		措置等に	ンティブを確保することが妥当である。
		よるべき	- 7 C E
		妥当性等	
		② 他の支援	本件租税特別措置により整備される設備を用いる事業は、電気通信事業法
		措置や義	(昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。)第4条の「通信の秘密の保護」を
		務付け等との役割	はじめ、事業の休廃止等に関する規律(法第18条等)、消費者保護に関する
		分担	規律(法第 26 条等)、電気通信設備に関する規律(法第 41 条等)等が適用さ
		77.1_	れる。
		③ 地方公共	地域のデータセンター関連設備の整備が促進され、地域における情報流通
		団体が協	が円滑化されることによって当該地域の活性化に資することが期待される。
		力する相	が円滑化でれることによりて自該地域の活圧化に負することが関すられる。
		当性	
11	有識者の)見解	
			_
12	前回の事	前評価又は事	
	後評価0	D実施時期	_

-92- 【H29 総務01】

別添

地域データセンター整備促進税制 減税見込額

データ通信課

【法人税】特別償却30%

平成 30 年度減税額:557 百万円 平成 31 年度減収額:572 百万円

- 1. サーバー、ルーター、スイッチ、電源装置(直流に限る)、無停電電源装置(UPS)、非常用発電機
 - ① 平成 30 年度投資見込額^{※1}: 7,998 (百万円) ※20 者あたりの対象設備投資見込額
 - ② 平成 31 年度投資見込額※1:8,221 (百万円) ※20 者あたりの対象設備投資見込額
 - ③ 特別償却率:30%
 - ④ 法人税率: 23.2%

平成 30 年度減税額: ①×③×④=557 (百万円)

平成 31 年度減税額: ②×③×④=572 (百万円)

※1 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研) の投資見込 額より推計

【固定資産税】取得後5年間課税標準1/2

初年度減税額:0百万円

平成 31 年度減税額: 47 百万円

平年度減税額:134 百万円

- 1. サーバー (5年償却)
 - ① 平成30年度投資見込額*2:4.782(百万円) ※20者あたりの対象設備投資見込額
 - ② 平成 31 年度投資見込額^{※2}: 4.905(百万円) ※20 者あたりの対象設備投資見込額
 - ③ 平年度投資見込額:4,843(百万円) ※平成30、31年度の平均投資見込額
 - ④ 償却率: 0.369
 - ⑤ 半年償却率: 0.1845
 - ⑥ 課税標準:1/2
 - ⑦ 固定資産税率: 1.4%

平成 31 年度減税額: ①×(1-⑤)×(1-⑥)×(7=27.3(百万円)

平年度減税額: $((1-④)^4 \times ①+(1-④)^3 \times ②+(1+(1-④)+(1-④)^2) \times ③) \times (1-⑤) \times (1-⑥) \times ⑦$

=67.5 (百万円)

※2 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研)の投資見込額より推計

- 2. 無停電電源装置 (UPS) (6年償却)
 - ① 平成30年度投資見込額※3:445(百万円)※20者あたりの対象設備投資見込額
 - ② 平成 31 年度投資見込額※3:445 (百万円) ※20 者あたりの対象設備投資見込額
 - ③ 平年度投資見込額:445(百万円) ※平成30、31年度の平均投資見込額
 - ④ 償却率: 0.319
 - ⑤ 半年償却率: 0.1595
 - ⑥ 課税標準:1/2
 - ⑦ 固定資産税率: 1.4%

平成 31 年度減税額: ①×(1-⑤)×(1-⑥)×(7=2.6(百万円)

平年度減税額: $((1-4)^4 \times (1+(1-4)^3 \times (2+(1+(1-4)^2) \times (3) \times (1-5))$

 $\times (1-6)\times 7$

=7.0 (百万円)

- ※3 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額 より推計
- 3. ルーター&スイッチ&電源装置 (9年償却)
 - ① 平成30年度投資見込額※4:2,099(百万円)※20者あたりの対象設備投資見込額
 - ② 平成31年度投資見込額*4:2.226(百万円)※20者あたりの対象設備投資見込額
 - ③ 平年度投資見込額: 2.162 (百万円) ※平成30、31年度の平均投資見込額
 - ④ 償却率: 0.226
 - ⑤ 半年償却率: 0.113
 - ⑥ 課税標準:1/2
 - ⑦ 固定資産税率: 1.4%

平成 31 年度減税額: ①×(1-⑤)×(1-⑥)×⑦=13.0 (百万円)

平年度減税額: $((1-4)^4 \times 1 + (1-4)^3 \times 2 + (1+(1-4)+(1-4)^2) \times 3) \times (1-5)$

 $\times (1-6)\times (7)$

=42.9 (百万円)

※4 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研)の投資見込額 より推計

- 4. 非常用発電機(15年償却)
 - ① 平成30年度投資見込額※5:672(百万円)※20者あたりの対象設備投資見込額
 - ② 平成 31 年度投資見込額※5:644(百万円)※20 者あたりの対象設備投資見込額
 - ③ 平年度投資見込額:658(百万円) ※平成30、31年度の平均投資見込額
 - ④ 償却率: 0.142
 - ⑤ 半年償却率: 0.071
 - ⑥ 課税標準:1/2
 - ⑦ 固定資産税率: 1.4%

平成 31 年度減税額: ①×(1-⑤)×(1-⑥)×(1-⑥)×(1-⑥)

平年度減税額: $((1-4)^4\times1+(1-4)^3\times2+(1+(1-4)+(1-4)^2)\times3)\times(1-5)$

 $\times (1-6)\times 7$

=16.1 (百万円)

※5 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額 より推計

固定資産税減税額総額

平成 31 年度

- (1の平成31年度減税額)+(2の平成31年度減税額)
- +(3の平成31年度減税額)+(4の平成31年度減税額)
- =47 (百万円)

平年度

- (1の平年度減税額)+(2の平年度減税額)+(3の平年度減税額)
- +(4の平年度減税額)
- =134 (百万円)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29総務02)

(評価実施府省:総務省)

【基本情報】

制度名 (措置名)			株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設 (法人の事業税の課税標準)													
	平成27年度時点	-														
措置の内容	平成28年度税制改正以後	-														
	平成29年度税制改正以後	-														
政策目的			機構を活用し、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡 大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する。													
評価対象税目	1		義務対象		努力義務対象											
計仙以多代元	i	法人事業税														
関係条項		地方稅法第72条012														
要望内容及び	要望内容及び区分		株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構について、平成30年4月1日から平成48年3月31日(株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法で定める保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限)までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみな す特例措置の新設を要望するもの													
創設年度		-	過去の政策	評価の実績	-											

【総括表】

					租税	特別措置等の	適用実態								租税特別	川措置等によっ	って達成しよう	うする目標とそ	の実現状況	(効果)		
				(参考)								目標①「平成47年度までの各事業年度において、民間資金誘 導効果2.0倍以上を確実に達成することにより、地域経済の好 入促進(平均2社/件以上)										
		適用件数		適用実態調査における適用件数		減収額 (法人税・百万円)		適用実態調査に おける適用額の	()			循環を図る」					域経済の好循環を図る」					
			(法人税・件)			上位10社割合 (法人税・%)				響額(法人事 業税·百万円)	目標値・(倍)	将来予測	実績	租特の直	目標達成度	目標値(社)	将来予測	実績	租特の直	目標達成度		
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	(ПД)			接的効果	ÆIMIX	(11)			接的効果	EINIX
H23	_	_	_	_	_	ı	_	_	-	-	_	-	_	_	ı	_	_	-	_	-	_	_
H24	_	_	_	_	ı	I	_	_	_	_	I	-	-	_	I	_	-	-	_	I	_	_
H25	-	_	_	_	ı	I	_	_	-	_	I	_	_	_	I	_	-	_	_	ı	_	_
H26	-	_	_	_	ı	I	_	_	-	_	I	_	_	_	I	_	-	_	_	ı	_	_
H27	ı	-	_	-	1	I	_	-	1	_	I	-	_	-	I	1	-	-	_	I	-	_
H28	_	_	_	-	_	ı	_	-	-	_	-	_	_	_	ı	_	_	_	_	-	_	_
H29	_	_	_	-	_	ı	_	-	-	_	-	_	_	_	ı	_	_	_	_	-	_	_
H30	1	_	_	_	_	-	_	_	▲ 146.0	_	-	_	2.0	不明	ı	_	_	2	不明	-	_	_
H31	1	_	_	_	_	-	_	_	▲278.0	_	-	_	2.0	不明	ı	_	_	2	不明	-	_	_
H32	1	_	_	-	_	ı	_	_	▲278.0	_	-	_	2.0	不明	ı	_	_	2	不明	-	_	_
H33	1	_	_	-	_	ı	_	_	▲278.0	_	-	_	2.0	不明	ı	_	_	2	不明	-	_	_
H34	1	_	_	_	_	_	_	_	▲278.0	_	-	-	2.0	不明	-	_	_	2	不明	-	_	_
H35~ /未定	1	-	_	_	_	_	_	_	▲278.0	_	-	_	2.0	_	-	_	_	2	_	_	_	-

点検結果表

(行政機関名:総務省)

制度名	株式会社海外通信・ 税標準の特例措置の		事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課
税目	法人事業税		
区 分	■新設 □]拡充	□延長

(1) 達成日標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果(2.0 倍以上)、海外市場への 参入促進(平均2社/件以上)等)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていな い。
- ② 政策目的 (機構を活用し、通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の 支援を行うことにより、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に掲げるインフ ラ分野に対する資金等供給額 2,000 億ドルの達成に貢献するとともに、我が国及び海 外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が 国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する)に 対する達成目標の寄与について、「機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割 が課されれば、機構の財務基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を 創設することが機構の業務遂行上必要不可欠」「本措置を講ずることにより、機構の税 負担を軽減し、支援対象や規模の拡充を図る」と説明されているが、「機構の財務基盤 が維持できなくなるおそれがある」とは、どのような状況を指すのか。また、現状の投 資先は2件であり、どのように政策目的に寄与するのか明らかにされていない。

【総務省の補足説明】

- ① 達成目標の2項目については、事業年度ごとに目標の達成状況を評価することとしています。よって、目標達成時期は、租税特別措置の適用を要望している期間の各事業年度(平成47年度まで)となります。
- ② 機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給等の支援を 行うに当たっては、財務大臣から都度出資を受け、機構の資本金に繰り入れることで必 要な財源を確保することになっています。このため、機構が、我が国事業者に対して支 援を行うごとに資本金が増加し、資本金に課税される法人事業税の税額も同時に増加 する構造となっています。

よって、機構が、法令で定められた目的を達するため、我が国事業者への支援を実施するたびに税負担が増大し、本来であれば、我が国事業者への支援に供される資金が税の支払に費やされることになり、業務を実施するための財務基盤が毀損されることになります。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 補足説明により、「機構の財務基盤が維持できなくなるおそれがある」状況は明らかにされたが、政策目的(機構を活用し、通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に掲げるインフラ分野に対する資金等供給額2,000億ドルの達成に貢献するとともに、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する)に対し、現状の投資先が2件であることがどのように寄与するのか明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数が、年度ごとに予測されていない。

【総務省の補足説明】

将来の適用数は毎年度機構1件です。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額算定の基礎となる資本金額(平成30年度295億円、31年度547億円) について、どう資本金額が増えるのか算定根拠(出典)が明らかにされていない。
- ② 将来の減収額算定の基礎となる適用額(20億円)について、誤りがある。

【総務省の補足説明】

- ① 機構は、平成 29 年度中に 19 億 5000 万円 (平成 28 年度産業投資繰越額) +190 億円 (平成 29 年度産業投資当初計画) = 209 億 5000 万円の増資を予定していることから、同額を機構の現在の資本金 (89 億 5700 万円) に加えると、同年度末の資本金額は 299 億 700 万円となる見込みです。また、平成 30 年度の産業投資は 252 億円を要求しており、同年度末の資本金額は 551 億 700 万円となる見込みです。
- ② 御指摘のとおり、「資本金等の額」- 「特例適用後課税標準額(20億円)」(平成30年度:279億700万円、平成31年度:531億700万円)と修正しました。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果(2.0 倍以上)、海外市場への 参入促進(平均2社/件以上)等)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措 置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ② 将来の効果について、「機構の出融資が民間からの出融資の呼び水となり、減収額を 上回る331百万円の民間からの出融資機会が創出される見込み」と説明されているが、 説明に不足がある。

【総務省の補足説明】

- ① 本特例措置により機構の税負担が軽減されることで、我が国事業者への支援の原資となる資金が確保されることになることから、より効果的に目標が達成されると考えております。各事業年度に実際にどの程度の効果があったかについては、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」等の下で、当該年度の実績に基づき確認していく予定です。
- ② 御指摘のとおり、「331 百万円の民間からの出融資機会」は、JICTが資金を目一 杯投融資した際の推計となりますが、これまでの機構の支援実績から 2.3 倍の呼び水 効果があることは確認しており、減収額を上回る出融資機会が創出されると想定して おります。各事業年度に実際にどの程度の効果があったかについては、「官民ファンド の活用推進に関する関係閣僚会議」等の下で、当該年度の実績に基づき確認していく予 定です。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分と思われる点が一部解消されたが、達成 目標(民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果(2.0 倍以上)、海外市場への参入促 進(平均2社/件以上)等)に対する将来の効果について、「本特例措置により機構の 税負担が軽減されることで、我が国事業者への支援の原資となる資金が確保されるこ とになることから、より効果的に目標が達成される」との説明では、将来の効果につい て、定量的に予測されておらず、どの程度達成目標に寄与するのか明らかにされていな いため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【総務省の補足説明】欄には、総務省から送付された文書を引用している。

-96- 【H29 総務02】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

			7.1	祝特別措直寺に係る政束の事則評価書						
1			対象とした	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る						
	租柷符为	刂措	置等の名称	課税標準の特例措置の創設						
2	対象税目	1		(地方税1)(法人事業税:義)						
				新設·拡充·延長】						
3	租税特别	削措	置等の内容	《内容》						
				株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(以下「機構」という。)につい						
				て、平成30年4月1日から平成48年3月31日(株式会社海外通信・放送・郵便						
				事業支援機構法(平成27年法律第35号)で定める保有する全ての株式等及び 債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限)までの間に						
				債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限)までの間に関始する久事業年度の事業時に限り、法人事業時の資本割に係る課税標準						
				開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令(昭和57年政令第40号)で定める銀行の最低資本金の額						
				(20億円)とみなす特例措置の新設を要望するもの。						
				《関係条項》						
				地方税法第72条の12第1項第1号ロ						
4	担当部局			総務省国際戦略局 国際政策課						
5	評価実施時期及び分析			評価実施時期:平成29年8月						
	対象期間			分析対象期間:平成30年度~平成47年度						
6	租税特別措置等の創設			_						
	年度及び改正経緯									
7	適用又は	は延	長期間	平成30年度~平成47年度(機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡 その他の処分を行うよう努めなければならない期限まで)						
8	必要性	•	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》						
0	等	U	及びその	機構を活用し、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用し						
	,,		根拠	て海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の						
				支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通						
				する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上						
				等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する。						
				具体的には、「インフラシステム輸出戦略(平成29年度改訂版)」において、						
				官民連携の下で「我が国企業が2020年に約30兆円のインフラシステムを受注						
				する」ことが目標として掲げられ、「世界の膨大なインフラ需要等に対応し、(中略)日本企業の受注・参入を一層後押しするため、今後5年間の目標として、						
				インフラ分野に対して約2,000億ドルの資金等を供給する」(質の高いインフラ						
				輸出拡大イニシアティブ)や「ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者						
				が参加する事業に対するJICT(注:機構の略称)の資金供給を拡大するため						
				の仕組みを検討」(インフラシステム輸出戦略(平成29年度改訂版))とされて						
				いることを踏まえ、今般の租税特別措置により機構の税負担を軽減し、それら						
				を原資として支援対象や規模の拡充を図る。						
				《政策目的の根拠》						
				■ インフラシステム輸出戦略(平成29年5月29日 経協インフラ戦略会議決定)						
				レール で						
				■ 未来投資戦略2017(平成29年6月9日 閣議決定)						
				■ 経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太の方針)(平成29年6月9日						
				閣議決定)						
				■ 未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日 閣議決定)						

- 1		果	送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援に活用することが可能
			となる。
			機構の出融資が民間からの出融資の呼び水となり、減収額を上回る(最大
			で336百万円)民間からの出融資機会が創出される見込み。
			(算出根拠)
			146×2.3*=336百万円
			※機構の民間資金の呼び水効果は2.3倍(=機構・金融機関等からの出
			融資額(17,070百万円)÷機構の出融資額(7,308百万円))(平成29年
			3月時点の実績)であるため、全体として機構の支援額の2.3倍の案件
			形成が見込まれる。
			《税収減を是認するような効果の有無》
			本措置を講ずることにより、機構の税負担が軽減されて我が国事業者への
			支援の原資となる資金が新たに確保(最大で336百万円の出融資機会が創
			出)されることから、我が国事業者の海外展開が促進され、事業規模の拡大や
			収益性の向上、地域経済の好循環の実現が期待される。
			実際に機構の設立により、日本製品の納入や販路拡大を実現しており、地
			域経済の活性化に貢献している。
10	相当性	① 租税特別	本措置を講ずることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公
		措置等に	課が減税され、賃借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化さ
		よるべき	れる。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資
		妥当性等	等で手当てするよりも執行コストが少なく妥当である。
			なお、機構と類似の官民ファンド(株式会社地域経済活性化支援機構、株本の社事の大力を表現している。
			式会社東日本大震災事業者再生支援機構及び株式会社民間資金等活用事 業推進機構)では、既に同様の特例措置を受けている。
	-	② 他の支援	末推進機構
		世の文法	同一の目的であるはかの措直はない。
		相直で報 務付け等	
		との役割	
		分担	
		③ 地方公共	│ │ 本措置を講ずることにより、我が国事業者の海外展開が促進され、新たなビ
		団体が協	ジネス機会の獲得による事業規模の拡大や収益性の向上が実現し、地域経
		力する相	済好循環や地域活性化が達成される。
		当性	
11	有識者の	見解	-
10	前回の車	前評価又は事	
12	別凹の手	別計価人は手	_

後評価の実施時期

【H29 総務02】

		2	政策体系	平成 30 年度概算要求における政策評価体系図
			における	【総務省政策評価基本計画(平成 24 年総務省訓令第 17 号)】
			政策目的	V. 情報通信(ICT政策)
			の位置付	6. ICT 分野にける国際戦略の推進
			け	
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及びその	機構を活用し、通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支
			実現によ	援を行うことにより、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に掲げるイン
			る寄与	フラ分野に対する資金等供給額2,000億ドルの達成に貢献するとともに、我が
				国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当
				該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済
				の持続的な成長に寄与する。
				具体的には、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」にお
				いて決定したKPI(民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果(2.0倍以上)、海
				外市場への参入促進(平均2社/件以上)等)を各事業年度(平成47年度ま
				で)で確実に達成することにより、地域経済の好循環を図る。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給
				等の支援を行うに当たっては、財務大臣から都度出資を受け、機構の資本金
				に繰り入れることで必要な財源を確保することになっている。このため、支援を
				行うごとに資本金が増加し、資本金に課税される法人事業税の税額も同時に
				増加する構造となっている。よって、機構が、法令で定められた目的を達する
				ため、我が国事業者への支援を実施するたびに税負担が増大し、本来であれ
				ば、我が国事業者への支援に供される資金が税の支払に費やされることにな
				る。
				以上のとおり、機構がその業務を遂行するに当たり多額の資本割が課され
				れば、機構の財務基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置
				を創設することが機構の業務遂行上必要不可欠である。
				本措置を講ずることにより、機構の税負担を軽減し、支援対象や規模の拡
				充を図ることにより、「租税特別措置等により達成しようとする目標」の達成に
				寄与する。
9	有効性	1	適用数等	適用数:機構1件のみ(平成47年度まで)
	等	•	巡川级寺	適用額: 27.907百万円(平成30年度)
	ਚ			53,107百万円(平成31年度)
		(2)	減収額	機構の財政投融資計画に基づき、平成30年度及び平成31年度の減収額を
		6	//% 1A DR	次のとおり推計。
				• 平成30年度: 146百万円
				①特例措置適用前 資本金額29,907百万円×税率0.525%=157百万円
				②特例措置適用後 資本金額 2.000百万円×税率0.525%= 11百万円
				③減収額 ①-②=146百万円
				• 平成31年度: 278百万円
				①特例措置適用前 資本金額55,107百万円×税率0.525%=289百万円
				②特例措置適用後 資本金額 2,000百万円×税率0.525%= 11百万円
				③減収額 ①-②=278百万円
				機構に対して新たに産業投資が行われた場合、同産業投資額が資本金額
				に加算されるため、平成32年度以降の減収額は平成31年度と同等以上と推
				計される。
		(2)	効果·税収	《効果》
		(0)	減是認効	146百万円(平成30年度の場合)の負担減により、機構は同金額を通信・放
			ルスというと	・・・ロン・コ、・・ル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

-98-

【H29 総務02】

文部科学省

番号	制度名
文部科:	学省
文科01	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置
文科02	2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置

(評価実施府省:文部科学省)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29文科01)

【基本情報】

T-1-11311A															
制度名(措置名)		2020年東(-)	京オリンピック・バ	『ラリンピック競技	大会の開催に	句けた税制上の	の所要の措置								
	平成27年度時点	-	-												
措置の内容	平成28年度税制改正以後	ī													
	平成29年度税制改正以後	-	-												
政策目的		2020東京	2020東京大会の開催に際して、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタップ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。												
評価対象税目			義務対象		努力義務対象										
計1川刈水抗日		法人税	法人住民税	法人事業税											
関係条項		1													
要望内容及び	区分		平成32年に予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020東京大会」という。)の開催に伴い、国際オリンピック委員会(IOC)、国際パラリンピック委員会(IPC)関係者をはじめ、選手、放送関係者等の個人・団体の関係者について、2020東京大会の円滑な準備及び運営の趣旨を踏まえ、関連する所得を法人税の課税所得としないこと等、税制上の所要の措置を講ずる。										新設		
創設年度		-	過去の政策	評価の実績	-	-			-	-	-				

【総括表】

					租税	特別措置等の適	用実態						租税特別措置	簀等によって達成	しようする目標の	その実現状況	兄(効果)	
	(参考) 適用件数 適用実態調査に					減収額		(参考) 適用実態調査における適用額の	適用実態調査に 減収額			適用実態調査における租税特別措置		目標「海外からの2020東京大会関連者の受入れ等に関して、税制面 で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する」				
			おける適用件数(法人税・件)	(法人税・百万円)			上位10社割合 (法人税·%)	(地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			方法人二税·地方 法人特别税·百万 円)	目標値	将来予測	実績	租特の直	目標 達成度		
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接的効果		
H23	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	1	-	-	-	
H24	_	_	_	_	_	_	l	_	_	_	_	_	_	1	-	_	_	
H25	_	_		_	_	_	I	_	_	_	-	_		1	1	_	_	
H26	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	1	-	_	_	
H27	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	_	_	_	
H28	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	
H29	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
H30	不明		_	_	不明	_	_	_	不明		_	_	不明	不明	_	-	_	
H31	不明		_	_	不明	_	_	_	不明		_	_	不明	不明	_	-	_	
H32	不明	_	_	_	不明	_	_	_	不明	_	_	_	不明	不明	-	-	_	
H33	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-	_	
H34	_		_	_	_	_	_	_	-		_	_	_	_	_	-	_	
H35~ /未定	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	-	-	-	_	

点検結果表

(行政機関名:文部科学省)

制度名	2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	■新設 □拡充 □延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(海外からの2020東京大会関連者の受入れ等に関して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標 (海外からの 2020 東京大会関連者の受入れ等に関して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する)を達成すべき時期 (目標達成時期) が示されていない。

【文部科学省の補足説明】

税制面で必要な措置が講じられなかった場合には、一部の大会関係者に二重課税が発生する可能性があるなど大会関係者等の間において課税の公平性・均一性が確保されないこととなり、2020 東京大会の円滑な準備及び運営の実現が困難となる。そのような混乱がなく大会が無事に終了すること自体が本措置の達成目標であり、目標値を定量的に示すことは不可能である。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数が予測されていない。

【文部科学省の補足説明】

対象となる各事業の開始時期について、現在IOCと組織委員会等の間で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では 算出することができない。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額が予測されていない。

【文部科学省の補足説明】

対象となる各事業の開始時期について、現在IOCと組織委員会等の間で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では 算出することができない。

【点檢結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

【H29 文科01】

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(海外からの2020東京大会関連者の受入れ等に関して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【文部科学省の補足説明】

現時点で将来の効果を定量的な数値で示すことはできないものの、税制面で必要な措置が講じられなかった場合には、一部の大会関係者に二重課税が発生する可能性があるなど大会関係者等の間において課税の公平性・均一性が確保されないこととなり、2020東京大会の円滑な準備及び運営の実現が困難となるため、本措置は達成目標の実現に十分に寄与するものである。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「税制面で必要な措置が講じられなかった場合には、一部の大会関係者に二重課税が発生する可能性があるなど大会関係者等の間において課税の公平性・均一性が確保されないこととなり、2020 東京大会の円滑な準備及び運営の実現が困難となる」との説明では、将来の効果について、定量的に予測されておらず、どの程度達成目標に寄与するのか明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【文部科学省の補足説明】欄には、文部科学省から送付された文書を引用している。

-104- 【H29 文科01】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	1	がいかがは巨子に水の以来の子が町四百
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置
2	対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税4)
		【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 平成32年に予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020東京大会」という。)の開催に伴い、国際オリンピック委員会(IOC)、国際パラリンピック委員会(IPC)関係者をはじめ、選手、放送関係者等の個人・団体の関係者について、2020東京大会の円滑な準備及び運営の趣旨を踏まえ、関連する所得を法人税の課税所得としないこと等、税制上の所要の措置を請じる。
		《関係条項》 ・法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 138 条、第 141 条 ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 4 号、第 72 条の 23 第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 4 号
4	担当部局	スポーツ庁 オリンピック・パラリンピック課
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 30 年 4 月 1 日~平成 33 年 12 月 31 日
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	_
7	適用又は延長期間	平成 30 年 4 月 1 日~平成 33 年 12 月 31 日
8	必要性 ① 政策目的 等 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020 東京大会の開催に際して、大会に参加する選手及び大会をサポートす る全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。
		《政策目的の根拠》 平成 25 年 9 月の IOC 総会において、2020 東京大会の開催が決定された。 オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツに関する世界的な大会であ り、国民に感動を与え、スポーツへの意欲・関心を高めるとともに、活力ある健 全な社会の形成に寄与することが期待される。2020 東京大会の円滑な開催 は、スポーツ振興の観点から極めて重要である。
		・平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別 措置法(平成二十七年六月三日法律第三十三号) 第1条[抜粋]
		「東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会が大規模かつ 国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備 及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大 会推進本部の設置及び基本方針の策定等について定めるとともに、国有財産 の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。」 ・2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び
		・2020 年東京イリンとック競技人会・東京バブリンとック競技人会の準備及び 運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成 27 年 11 月 27 日閣議 決定) 2 (3)政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進[抜粋]
		(3) 成所 一体となりに取組と関係機関との出版な連携の推進性が行う 「国は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、各府省に分掌されている関連施策を一体として確実に実行するとともに、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。」

		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策目標11 スポーツの振興 施策目標11-2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
		③ 達成目標 及びその 実現によ	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外からの 2020 東京大会関連者の受入れ等に関して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する。
		る寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2020 東京大会に際しては、IOO・IPC関係者をはじめ、選手、放送関係者等多くの個人・団体(以下、大会関係者等」)の関与・来訪が予想される。大会関係者等が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質等により、我が国で法人税等を課税されることがあり得る。その際に、その大会関係者等が、当該所得についてその居住地国でも課税を受けることにより、国際的二重課税が発生する可能性がある。 我が国は平成 29 年4月 1 日現在で、110 カ国・地域との間で租税条約を締結し、国際的二重課税の排除に努めている。しかし、我が国が締結している租税条約は、すべての国・地域を網羅するものではないため、ほぼ世界中の国・地域からの参加が見込まれる 2020 東京大会においては、参加国それぞれとの租税条約の有無及び内容によって不均衡が生じる。そのため、大会関係者について、課税の公平性・均一性を確保する観点から、開催地である我が国において特別な対応が求められる。 税制上の所要の措置を講じることで、各大会を通じたオリンピック関連者等の公平性を担保し、2020 東京大会の円滑な準備及び運営を実現することにより、2020 東京大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。
9	有効性 等	① 適用数等	対象となる各事業の開始時期について、現在IOCと組織委員会等の間で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。
		② 減収額	対象となる各事業の開始時期について、現在IOCと組織委員会等の間で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。
		③ 効果・税収 減是認効 果	《効果》 国際的二重課税の排除等に伴い、大会関係者等に対する我が国の課税の公平性が確保され、2020東京大会の円滑な準備及び運営を実現することにより、2020東京大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。
			《税収減を是認するような効果の有無》 オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツに関する世界的な大会であり、国民に感動を与え、スポーツへの意欲・関心を高めるとともに、活力ある健全な社会の形成に寄与することが期待されることから、2020東京大会の円滑な開催は、自信を失いかけてきた日本を再興し、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機となる。
10	相当性	① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	各国で開催された過去のオリンピック・パラリンピック競技大会においても同様の国際的二重課税の排除等の措置が講じられており、各大会を通じたオリンピック関連者間の公平性を担保するために、本要望は妥当である。
		② 他の支援 措置や義 務付け等	税制改正要望以外にも 2020 東京大会の着実な開催に向けて、「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」に則り、各種の取組が行われている。

			との役割 分担	
		3	地方公共 団体が協 力する相 当性	2020東京大会を我が国において開催することは、単に競技力向上のみならず、広く国民・市民のスポーツへの関心を高め、地域の活性化につながるものである。
11	有識者の	見	解	_
12		回の事前評価又は事評価の実施時期		_

(評価実施府省:文部科学省)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29文科02)

【基本情報】

T-T-V-V-VIH-IX														
制度名 (措置名)		2019年元	グビーワールドかり	プ大会の開催に	向けた税制上	の所要の措置								
	平成27年度時点	-												
措置の内容	平成28年度税制改正以後	-												
	平成29年度税制改正以後	-	-											
政策目的		RWC2019	9の開催に際して	、海外在住のR	RWC2019大会	会関係者に支持	仏われる大会保	証料に関して、	税制面で必須	要な措置を講じる	らことを通じて、F	RWC2019の円滑な準備及び運営を支援する。		
== /T ++ 4\1\			義務対象		努力義務対象									
評価対象税目	1	法人税	法人住民税	法人事業税										
関係条項		-		•		•		•		•	•			
要望内容及び区分		2019年に を講ずる。	2019年に開催されるラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営の際に、大会関係者(ラグビーワールドカップリミテッド)に支払われる大会保証料について、国内源泉所得の対象とならないよう所要の処置を講ずる。										新設	
創設年度		_	過去の政策	評価の実績	_									

	租税特別措置等の適用実態											租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)					
	適用件数 適用実				(参考) 用実態調査に 滅収額			(参考) 適用実態調査における適用額の		減収額	(参考) 適用実態調査にお ける租税特別措置 ごとの影響額(地		2019の開催 単備及び運営		制面での必要	な措置を講	
	(法人税・件) おけ			おける適用件数(法人税・件)	(法人税・百万円)			上位10社割合 (法人税・%)	(地方法人)	二税·地方法人特	方法人二税·地方 法人特別税·百万 円)	目標値	将来予測	実績	租特の直	目標 達成度	
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接的効果	
H23	_	_	-	_	_	_	_	_	ı	-	_	_	_	_	ı	ı	_
H24	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
H25	-	-	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_
H26	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	-	_	-	-	-	-
H27	-	_	_	_	-	_	-	_	-	_	_	-	_	-	-	-	-
H28	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	-	_	-	-	-	-
H29	_	-	ı	_	ı	_	_	_	ı	I	_	_	_	_	ı	ı	_
H30	_	_	l	_	I	-	_	_	I	1	_	_	_	_	l	I	
H31	1	-	-	_	▲3,680.0	_	_	-	▲ 1,600.0	-	_	_	不明	不明	_	-	_
H32	_	-	1	_	ı	_	_	_	1	-	_	_	_	=	-	-	_
H33	_	_	ı	_	-	_	_	_	-	1	_	_	_	_	-	ı	_
H34	_	-	ı	_	ı	_	_	_	ı	I	_	_	_	_	-	ı	_
H35~ /未定	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_

(行政機関名:文部科学省)

制度名	2019 年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	■新設 □拡充 □延長

(1) 達成日標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標 (RWC2019 の開催に関して、税制面での必要な措置を講じ、円滑な準備 及び運営を実現する) について、達成すべき水準 (目標値) が定量的に示されていない。
- ② 達成目標 (RWC2019 の開催に関して、税制面での必要な措置を講じ、円滑な準備 及び運営を実現する)を達成すべき時期 (目標達成時期) が示されていない。

【文部科学省の補足説明】

- ① 達成目標について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていないとのことであるが、当該目標「ラクビーワールドカップ2019日本大会の円滑な準備及び運営を実現する」を達成するには、税制面の措置だけではなく、様々な要因・要素があり、目標値を定量的に示すことは困難である。
- ② 目標達成時期については、大会終了後、収支決算が確定する予定である平成32年3 月頃となる。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【文部科学省の補足説明】

【点檢結果】

なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額(平成31年度の法人税額)について、評価書の別紙では33.4億円と説明されているが、その計算式に用いられている適用額144億円の算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

【文部科学省の補足説明】

適用額については、大会終了後に大会関係者(ラグビーワールドカップリミテッド)に 支払われる大会保証料 9,600 万英ポンドを、1 英ポンドあたり 150 円として積算し 144 億 円と試算したものである。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標 (RWC2019 の開催に関して、税制面での必要な措置を講じ、円滑な準備 及び運営を実現する)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標 【H29 文科02】

の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【文部科学省の補足説明】

税制上の所要の措置を講じることで、RWC 2 0 1 9 の円滑な準備及び運営を実現することにより、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整え、大会の成功に貢献することができる。 平成 30 年は、大会開催の1年前であり詳細な大会業務計画を作成する必要がある。 しかし、税制上の取り扱いが不明確なままであると、詳細な大会業務計画が作成できず、また、業務規模を縮小せざるを得なくなるなど、今後の大会の円滑な運営に支障をきたす恐れがある。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「税制上の取り扱いが不明確なままであると、詳細な大会業務計画が作成できず、また、業務規模を縮小せざるを得なくなるなど、今後の大会の円滑な運営に支障をきたす恐れがある」との説明では、将来の効果について、定量的に予測されておらず、どの程度達成目標に寄与するのか明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【文部科学省の補足説明】欄には、文部科学省から送付された文書を引用している。

-108- 【H29 文科02】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	1	1祝特別措直寺に係る政束の事則評価書
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	2019 年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置
2	対象税目	(法人稅:義)(国稅4) (法人住民稅、法人事業稅:義)(地方稅5)
		【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 2019 年に開催されるラグビーワールドカップ大会(以下「RWC2019」という。)の円滑な準備及び運営の際に、大会関係者(ラグビーワールドカップリミテッド)に支払われる大会保証料について、国内源泉所得の対象とならないよう所要の措置を講ずる。
		※大会保証料については、大会終了後、大会関係者(ラグビーワールドカップリミテッド)に支払うことになるが、大会に関する人的役務の提供や著作権の使用料の対価として支払われるものではないことから、国内源泉所得には該当しないと解釈できるが税制上の取扱いが明確になっていない。このため大会保証料の支払が、法人税等の国内源泉所得の課税対象とならないことを明確にする。
		《関係条項》 ・法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 138 条、第 141 条 ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 4 号、第 72 条の 23 第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 4 号
4	担当部局	スポーツ庁国際課
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期: 平成 29 年 8 月 分析対象期間: 平成 30 年度~31 年度
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	_
7	適用又は延長期間	2年間(平成 30 年度~31 年度)
8	必要性 ① 政策目的 等 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 RWC2019 の開催に際して、海外在住のRWC2019 大会関係者に支払われる大会保証料に関して、税制面で必要な措置を講じることを通じて、RWC 2019 の円滑な準備及び運営を支援する。
		《政策目的の根拠》 〇平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(抄) (趣旨) 第一条 この法律は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会 (以下「ラグビーワールドカップ大会」という。)が大規模かつ国家的に重要な スポーツの競技会であること並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び 運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、 ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金 付郵便はがき等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。
		〇経済財政運営と改革の基本方針 2017(抄) 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 3. 消費の活性化 (2)新しい需要の喚起 ③ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ 2019 は、日本全体の祭典であり、日本を再興し、レガシーの創出と、日本

が持つ力を世界に発信する最高の機会である。その開催に向け、先端技術 の利活用を含めた関連情報の収集・分析の強化などセキュリティ・安全安心 の確保、円滑な輸送、暑さ・環境への配慮等大会の円滑な準備を進める。

〇スポーツ基本法(抄)

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

○第2期スポーツ基本計画(抄)

2 スポーツを通じた活力があり絆(きづな)の強い社会実現

(3)スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献

施策目標

国際社会においてスポーツの力により「多様性を尊重する社会」「持続可能 で遊境に強い社会」「クリーンでフェアな社会」を実現するため、国際的な政策・ ルールづくりに積極的に参画し、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的に 展開する。

ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会等を歴史に残るものとして成功させ、その後のレガシーとしてスポーツ文化を継承する。

② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け

政策目標 11 スポーツの振興

施策目標 11-2 スポーツを通じた活力がありきづなの強い社会の実現

③ 達成目標及びその実現による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

RWC2019の開催に関して、税制面での必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

ラグビーワールドカップは、夏季オリンピック・パラリンピック、サッカーワールドカップに次ぐ、世界3大規模のスポーツイベントと言われている国際競技大会であり、RWC2019の円滑な開催は、我が国のスポーツ人口の拡大や国際スポーツ界におけるプレゼンスの向上、関連消費の拡大など、多大な社会的効果を生じる高い公共性を有していることからスポーツ振興の観点から極めて重要である。

一方で、RWC2019 の開催に際しては、今後、RWC2019 に係る大会保証料を支払うこととなるが、これは人的役務に対する対価や著作権の使用料として支払われるものではないため、国内源泉所得の対象とはならないと解釈できるが、税制の取扱いが明確になっていない。

平成 30 年は、大会開催の1年前であり詳細な大会業務計画を作成する必要がある。しかし、税制上の取扱いが不明確なままであると、詳細な大会業務計画が作成できず、また、業務規模を縮小せざるを得なくなってしまうおそれがあり、今後の大会の円滑な運営に支障をきたすおそれがある。

このような状況は、ラグビー伝統国以外、アジアで初めての開催という意義 ある大会であるにも関わらず、今後のラグビー普及振興活動の推進に悪影響 を与えることとなり、ホスト国として避けるべき状況であり、税制上の措置を講じ ることが求められている。

税制上の所要の措置を講じることで、RWC2019の円滑な準備及び運営を

			実現することにより、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整え、大会の成功に貢献することができる。
9	有効性 等	① 適用数等	RWC 関連者が日本で PE を有すると認定され、(公財) ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会から得る大会保証料の全てが PE 帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。 〇適用件数及び適用額 (単位:件、億円) 年度 30 31 適用件数 — 1 適用額 — 144 ※大会保証料については、31 年度に支払われる予定であるため、30 年度は発生しない予定。
		② 減収額	○減収額 年度 30 31 法人税 — 36.8 法人住民税 — 2.3 法人事業税 — 13.7 ※大会保証料については、31 年度に支払われる予定であるため、30 年度は発生しない予定。
		③ 効果・税収 減是認効 果	《効果》
10	相当性	① 相税特別 措置べき 妥当でを等等 ② 他の置けけ役 格の担し をのり をのり をのり をのり をのり をのり をのり をのり をのり をのり	本措置は、RWC2019の開催に関連し支払われる大会保証料が、法人税等の国内源泉所得の課税対象とならないことを明確にすることで、今後の大会の円滑な準備及び運営に資することが可能となるため、税制上の所要の措置を講じることが適切である。 ホストユニオン契約では、大会主催者に支払われる大会保証料等について、税制上の配慮を講ずるために最善の努力を尽くす義務が課せられている。他の支援としては、国費、開催都市分担金、JSC助成金、宝くじ協賛金、民間資金等が行われる予定である。

	③ 地方公共	RWC2019 の開催は、国全体で 4,200 億円の経済効果が見込まれており、 その経済効果は、全国各地に広く還元されるものである。
	団体が協	ての柱が効果は、主国各地に広く返れされるものである。
	力する相	
	当性	
] = 1111	
11	有識者の見解	_
12	前回の事前評価又は事	_
	後評価の実施時期	

-110- 【H29 文科02】

(別紙1)

適用数等及び減収額の算定根拠

〇平成 31 年度

\circ	平成 31 年度			
	区分	数值	出典·計算式等	備考
1	適用件数	1件		
2	適用額(所得額)	144 億円	RWC 関連者が日本でPEを有すると認定され、 (公財)ラグビーワールドカップ 2019 組織委員 会から得る大会保証料の全てが PE 帰属所得 と認定されたとの仮定に基づく試算。	
3	咸収額 ※1	52.8 億円	33.4 億円+3.4 億円+2.3 億円+9.6 億円+4.1 億円	4+5+6+7
	④法人税額	33.4 億円	144 億円 × 23.2%(税率)	適用額 × 税率
	⑤地方法人税額	3.4 億円	33.4 億円 × 10.3%(税率)	法人税額 × 税率
	⑥法人住民税額 ※2 (法人税割)	2.3 億円	33.4 億円 × 7%	法人税額 ×税率
	⑦法人事業税額 ※3 (所得割) 地方法人特別税額 ※4	9.6 億円	144 億円 × 6.7%(税率) 9.6 億円 × 43.2%(税率)	適用額 × 税率 法人事業稅所得割額 × 税率

- ※1 減収額については、平成30年度から事業を開始した法人とみなして計算。
- ※2 法人住民税については、資本金等の額が不明なため、法人税割のみの減収額を算出
- ※3 法人事業税については、資本金等の額や付加価値額が不明なため、所得割のみの減収額を算出また、税率については、普通法人でかつ軽減税率不適用法人とみなして当該税率を適用。
- ※4 地方法人特別税については、資本金等の額が不明なため、「外形標準課税法人以外の法人」 とみなし計算。

厚生労働省

番号	制度名
厚生労	働省
厚労01	医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設
厚労02	社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し
厚労03	受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置
厚労04	協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例の適用除外等
厚労05	介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置
厚労06	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
厚労07	特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の延長
厚労08	働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創設
厚労09	生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〈平成30年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29厚労01)

【基本情報】

ACCYT-HOTIKA														
制度名 (措置名)		医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設 (-)												
	平成27年度時点	-												
措置の内容	平成28年度税制改正以後	-												
	平成29年度税制改正以後	-	-											
政策目的		医療機関に	医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。											
評価対象税目			義務対象				努力義務対象							
計劃刈水抗日	1	法人税	法人住民税 法人事業税	所得税										
関係条項		-		•		•			,		•			
要望内容及び区分		医療に係る消費税の問題が抜本的に解決されるまでの間、都道府県で策定された医療計画等に資する固定資産を医療機関等が取得した場合に、税制上の特例措置を創設する。 区分								新設				
創設年度		-	過去の政策評価の実績	_										

	租税特別措置等の適用実態										租税特別措置	租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)						
	適用件数 (法人税·件)			(参考) 適用実態調査における適用件数	世に 数 (法人税・百万円) :-)			(参考) 適用実態調査に おける適用額の	適用実態調査に おける適用額の 上位10社割合 (法人税・%)			ごとの影響額(地	対率的な医療の提供への取組を推進する」					
				(法人税·件)				(法人税・%)				方法人二税·地方 法人特別税·百万 円)	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標 達成度	
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				政则从		
H23	_	_	_	_	-	_	-	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	
H24	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	
H25	-	-	1	_	1		I	_	ı	ı	_	_	_	ı	ı	ı	-	
H26	_	_	_	_	ı	-	1	_	1	I	_	_	_	ı	1	1	_	
H27	_	_	_	_	1	-	ı	_	-	ı	_	_	_	ı	-	ı	_	
H28	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
H29	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
H30	不明	_	_	_	不明	-	_	_	不明	-	-	_	_	不明	_	_	_	
H31	不明	_	_	_	不明	_	_	_	不明	_	_	_	_	不明	_	_	_	
H32	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
H33	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
H34	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
H35~ /未定	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	不明	_	_	_	-	

(行政機関名:厚生労働省)

制度名	医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税
区 分	■新設 □拡充 □延長

(1) 達成日標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率 的な医療の提供への取組を推進する)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されてい ない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 固定資産(例えば医療機器)については、技術の進歩に伴い、より良い機器が生み出され、それを取得することで更に質の高い医療を提供することができることから、一概に定量的な目標を設定することは困難。
- ② 第7次医療計画の期限(平成35年度末)が達成すべき時期であると考えている。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

将来の適用数が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

医療計画等は、評価書に記載の通り、現在都道府県において作成しているところであり、 どのような固定資産について各都道府県の医療計画等に定められるかについても、現在作成・検討中であることから、各都道府県に照会した推計等は困難。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

上記(3)①の補足説明に同じ。

【点檢結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

【H29 厚労01】

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率 的な医療の提供への取組を推進する)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例 措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

設備投資に関しては、控除対象外消費税問題に絡み、与党税制改正大綱でも「特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ」との記載があり、政府も、設備投資が抑制されていると認識していると解することができる。そのような中で、設備投資にかかる税制措置を創設することは、設備投資の推進に効果的であり、ひいては質が高く効率的な医療の提供に資し、達成目標の実現に十分に寄与することができるものと考えている。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「設備投資にかかる税制措置を創設することは、設備投資の推進に効果的であり、ひいては質が高く効率的な医療の提供に資し、達成目標の実現に十分に寄与することができる」との説明では、将来の効果について、定量的に予測されておらず、どの程度達成目標に寄与するのか明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

-116- 【H29 厚労01】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		11	1.177777711111111111111111111111111111								
1		の対象とした 措置等の名称	医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設								
2	対象税目		(国税3)(法人税:義、所得税:外)(地方税2)(法人住民税、事業税:義)								
			【新設·拡充·延長】								
3	租税特別	措置等の内容	《内容》								
			控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっ								
			ているとの指摘がある中、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供してい								
			ための設備投資等は進めていく必要がある。このような中で、医療に係る消費								
			税の問題が抜本的に解決されるまでの間、都道府県で策定された医療計画								
			等に資する固定資産を医療機関等が取得した場合に、税制上の特例措置を								
			創設する。								
			○特別償却又は税額控除制度の選択適用								
			〇不動産取得税及び固定資産税の軽減措置								
			※ 現在消費税が非課税とされている介護サービスや障害福祉サービスにつ								
			 いても、医療機関の設備投資に関する特例との整合性を踏まえ、対応を検討								
			する必要がある。(消費税法第6条、消費税法施行令第14条)								
			《関係条項》								
			_								
4	担当部局		厚生労働省医政局総務課、老健局老人保健課、障害保健福祉部障害福祉								
			課、医薬·生活衛生局総務課								
5		時期及び分析	評価実施時期:平成 29 年8月 分析対象期間:平成 30 年度~平成 31 年度								
	対象期間		亚弗 20 20 年度に亜胡								
6	年度及び	措置等の創設 改正経緯	平成 28、29 年度に要望								
	十及及0	以									
7	適用又は	延長期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで								
8	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》								
	等	及びその	本特例措置の創設により、医療機関における一定の固定資産の取得を支援								
		根拠	することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。								
			《政策目的の根拠》								
			平成 26 年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成								
			27年4月以降、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し 定める地域医療構想を平成28年度末までに全ての都道府県で策定を完了し								
			た。								
			今後、人口構造の変化等に対応し、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年								
			に向け、地域医療構想に基づき、病床の機能分化・連携等、将来のあるべき								
			医療提供体制の構築を目指すこととしている。								
			平成30年度から、地域医療構想を内容に含んだ医療計画が本格的に実施								

			されるため、平成 29 年3月に新たな医療計画の作成指針を都道府県に提示し、順次策定しているところ。 控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、都道府県で策定された医療計画等に資する、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は着実に進めていく必要がある。 【参考】平成 29 年度税制改正大綱(平成 28 年 12 月8日 自由民主党・公明党)(抄)
			8 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられるまでに、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率 的な医療の提供への取組を推進する。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資 判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながるため、 当該措置は有効である。
9	有効性 等	① 適用数等	- ※ 平成 30 年度から始まる新たな医療計画等に基づく税制優遇を考えているところ、現時点では新たな医療計画等は各都道府県において作成中の段階であることから、現時点で適用数を推計することは困難
		② 減収額	- ※ 減収額を推計できない理由は、上記に同じ。

		③ 効果·税収 減是認効 果	《効果》
			《税収減を是認するような効果の有無》 新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資 判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながる。
10	相当性	① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	医療機関における設備投資の拡大を通じ、質が高く効率的な医療を提供するという目標のためには、全国あまねく政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。 また、対象物は一定金額以上のものに限定しているために、政策目的の実現手段として妥当なものとなっている。
		② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	医療機関が利用できる設備投資促進税制として、取得価額500万円以上の一定の医療機器を対象とした特別償却制度がある。 また、独立行政法人福祉医療機構は、民間金融機関が融資しない場合、建築資金に対して低利融資を行っている。
		③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	_
11	有識者の)見解	-
12		事前評価又は事)実施時期	-

〈平成30年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29厚労02)

【基本情報】

	- 1 (1.21)64													
制度名 (措置名)		社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し (特定の医療法人の法人税率の特例)												
	平成27年度時点	財団又は持	/団又は持分の定めのない社団たる医療法人のうち、その事業が公益の増進に著しく寄与する等の要件を満たすものとして承認を受けたもの(社会医療法人を除く。)の法人税率は、19%(連結:20%)とする。											
措置の内容	平成28年度税制改正以後	従前どおり	節であり											
	平成29年度税制改正以後	従前どおり	従前とおり											
政策目的		利用者の視点に立った切れ目のない医療及び介護の提供に向けて、期待される医療機関の役割に対応できるよう社会医療法人等の制度整備を行う。												
==:/=+14:74:0			義務対象				努力義務対象							
評価対象税目		法人税	法人住民税											
関係条項		措法第67条02												
要望内容及び区分			地域医療において公的医療機関と並び重要な担い手である社会医療法人及び特定医療法人の認定要件の一つである「全収入額に占める社会保険診療収入等が100分の80を超えること」について、社会状況 の変化を踏まえて見直す。										拡充	
創設年度		S39	過去の政策評価の実績	H26厚労2	2									

	租税特別措置等の適用実態 (参考) (参考) (参考)														租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)				
		適用件数 (法人税·件)		(参考) 適用実態調査に		減収額			ľ	減収額 法人住民税・百万F	T)	ける租税特別措置	目標「特定医療介護を提供できる		を広げることで地	域において必	要な医療・		
			おける適用件数(法人税・件)				おける適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	F			ごとの影響額 (法 人住民税・百万 円)	目標値	将来予測	実績	租特の直	目標達成度			
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接的効果			
H23	_	_	_	242	_	Ī	-	22.1%	-	Ī	-	▲ 675.1	-	Ī	-	-	_		
H24	-	_	_	234	-	_	_	36.8%	_	_	-	▲668.3	_	_	_	_	-		
H25	_	232	_	232	_	▲3,676.0	-	37.3%	_	▲ 474.0	-	▲545.2	1	-	1	-	-		
H26	_	230	_	230	_	▲2,895.0	1	25.1%	_	▲373.0	1	▲309.8	1	ı	不明	不明	_		
H27	_	233	_	233	_	▲2,129.0	I	26.8%	-	▲323.0	ı	▲351.1	I	ı	不明	不明	_		
H28	_	233	_	_	_	▲ 1,911.0	I	_	_	▲247.0	1	_	1	ı	不明	不明	_		
H29	233	_	_	_	▲ 1,911.0	ı	1	_	▲247.0	ı	1	_	不明	不明	1	1	_		
H30	233	_	_	_	▲ 1,824.0	ı	ı	_	▲235.0	ı	-	_	不明	不明	1	ı	-		
H31	233	_	_	_	▲ 1,824.0	ı	1	_	▲235.0	ı	1	_	不明	不明	1	1	_		
H32	233	_	_	_	▲ 1,824.0	ı		_	▲235.0	ı	ı	_	不明	不明	1	ı	_		
H33	_	_	_	_	_	ı	_	_	_	ı	-	_	1		1	-	_		
H34	_	_	_	_	_	ı	_	_	_	ı	1	_	1	ı	1	1	_		
H35~ /未定	_	_	_	_	_	ı	_	_	_		1	_	1	ı	1	1	_		

(行政機関名:厚生労働省)

制度名	社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し
税目	法人税、法人住民税
区 分	□新設 ■拡充 □延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(社会医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・介護を提供できる体制を整備する)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(社会医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・介護 を提供できる体制を整備する)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。

【厚生労働省の補足説明】

目標としては、特定医療法人の事業範囲を広げた結果としての、介護、助産及び予防接種の現在の事業量からの伸びを今後、把握することにより、水準設定とすることとしたい。 (現在の特定医療法人提出の証明申請書類や業務報告書では介護、助産及び予防接種の事業量の記載を求めていないため、水準を設定することが困難。)

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数 (平成28年度の法人税) が把握されていない。
- ② 過去の適用数(平成25年度から27年度までの法人税)について、それぞれ232法人、230法人、233法人と説明されているが、算定根拠(出典)が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 平成 28 年度の適用数は不明のため、平成 27 年度と同数と推計し、評価書に追加します。
- ② 算定根拠を追加して記載します。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

将来の適用数を追記。(当該要件緩和による特定医療法人の認定件数増は見込めないため、現状とほぼ同数と推計。特定医療法人は、微減傾向にあり、他の認定要件も充足しないといけない制約があり、現状と同数と見込んでいる)

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額が把握されていない。

【厚生労働省の補足説明】

追記しました。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額について、「増収」と説明されているが、社会医療法人・特定医療法人の 認定要件の見直しによる新規認定及び事業拡大の影響について説明しているものであ り、本特例措置による減収額について予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

追記しました。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(社会医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・介護を提供できる体制を整備する)に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

(1) のとおり現在の特定医療法人提出の証明申請書類や業務報告書では介護、助産及び予防接種の事業量の記載を求めていないため、過去の効果の把握が困難。

【点檢結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(社会医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・介護を提供できる体制を整備する)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

(1) のとおり現在の特定医療法人提出の証明申請書類や業務報告書では介護、助産及び予防接種の事業量の記載を求めていないため、将来の目標値の設定が困難。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

-120- 【H29 厚労02】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		がいが旧世中にかる成果の手前計画自									
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し									
2	対象税目	(法人税:義)(国税5) (法人住民税:義)(地方税 10) 【拡充】									
3	租税特別措置等の内容	《内容》									
		地域医療において公的医療機関と並び重要な担い手である社会医療法									
		人及び特定医療法人の認定要件の一つである「全収入額に占める社会保									
		険診療収入等が 100 分の 80 を超えること」(※)について、社会状況の変化									
		を踏まえて見直す。									
		※ 社会医療法人については医療法施行規則第30条の35の3、特定医療									
		法人については租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に									
		基づく基準において定めている。									
		見直し内容:「社会保険診療収入等」に、介護、助産及び予防接種の収入を									
		追加する。									
		《関係条項》									
		社会医療法人:法人税法第2条第6項、第7条、第66条第3項									
		地方税法第72条の2第1項第1号ロ									
		医療法施行規則第30条の35の3									
		特定医療法人:租税特別措置法第67条の2第1項									
		租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定す									
		る厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準									
4	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課									
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期:平成 29 年 7 月~8 月									
	対象期間	分析対象期間:平成 26 年度決算資料に基づき平成 29 年度法人数で推計									
6	租税特別措置等の創設	社会医療法人 平成 19 年制度創設									
	年度及び改正経緯	特定医療法人 昭和 39 年制度創設									
7	適用又は延長期間	制度終了時まで									
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》									
	等 及びその	いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年度を目途に、重度な要介護									
	根拠	状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地									
		域包括ケアシステムを強化する必要があり、平成29年6月「地域包括ケアシ									
		ステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されたと									
		ころであるが、利用者の視点に立った切れ目のない医療及び介護の提供に向けて、期待される医療機関の役割に対応できるような会医療法しての制度数									
		けて、期待される医療機関の役割に対応できるよう社会医療法人等の制度整備を行う。									
		社会医療法人は、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域に必要									
		な医療を担うものとして平成 19 年に創設され、また、特定医療法人は、公益の									
		増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認されている。とにつき国税庁長官の承認されている。									
		認を受ける医療機関として昭和 39 年に創設されたが、ともに公的医療機関と									

				並んで、地域の医療を推進していく役割が期待されている。									
				// The Pole of Haller									
				《政策目的の根拠》 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元									
				年法律第64号)									
				「国民の健康の保持及び福祉の増進に係る多様なサービスへの需要が増									
				大していることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、地域において									
				効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステ									
				ムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促									
				進する措置を講じ、・・・地域社会の形成に資することを目的とする。」									
				「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合									
				確保方針)」(平成 26 年 9 月 12 日厚生労働省告示 平成 28 年 12 月 26 日一部改正)									
				「急速に少子高齢化が進む中、医療及び介護の提供体制を支える医療保険									
				制度及び介護保険制度の持続可能性を高めていくためには、限りある地域									
				の社会資源を効率的にかつ効果的に活用していく必要がある。」									
				「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)									
				第2章(3)少子化対策、子ども・子育て支援									
				「・・・小児・周産期医療提供体制の充実、・・・に取り組むほか、・・・」 第3章3 (1)社会保障④健康増進・予防の推進等									
				「疾病予防・重症化予防を推進し、・・・」									
		(2)	政策体系	(基本目標 I)安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進									
			における	すること									
			政策目的	(施策大目標1)地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること									
			の位置付	(施策目標1)日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる									
			け	体制を整備すること									
				(施策目標2)効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・									
				連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括									
			****	ケアシステムを構築すること									
			達成目標 及びその	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定医療法人の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・介護を									
			実現によ	特定医療法人の争業製団を払けることで地域において必要な医療・介護を 提供できる体制を整備する。									
			る寄与										
			U L, J	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》									
				現行の特定医療法人の事業範囲の拡充により地域における医療・介護の 充実が図られる。									
9	有効性	1	適用数等	社会医療法人(H27 年 4 月 1 日) 248 法人 実績額 資料なし									
	等			(H28 年 4 月 1 日) 266 法人 同上									
				(H29 年 4 月 1 日) 281 法人 同上									
				法人税適用実績									
				特定医療法人 (H25 年度) 232 法人 56.560 百万円									
				(H26 年度) 230 法人 44,531 百万円									
				(H27 年度) 233 法人 43,440 百万円									
				以上法人税は「租税特別措置の適・実態調査の結									
				果に関する報告書」(財務省・第 193 回国会提出)よ									
				IJ									
				(H28 年度推計) 233 法人 43, 440 百万円									
				(H29 年度推計) 233 法人 43, 440 百万円									

		1 :	1	/1	100 Æ	± +/+ = 1 \	000	·+ I 40	440 王王四					
									, 440 百万円					
									, 440 百万円					
									, 440 百万円	h				
						件緩木	こによる	認定件数:	増加は見込め					
		②: 減収額	社会医療法		去人税				▲79百万円	3				
				:	法人住									
					固定資	「産税、	都市計	画税	▲52百万円					
								(うち法)	人事業税▲1 記	5万円)				
			杜中医康壮		- 東西			/ = 	ムナ油巾 当力	÷. ===m\				
			特定医療法				0.7	T	全て減収、単位					
			·+ 1 ##	H25	H26		27	H28	H29 H30					
			法人税		76 A 2,8		2,129		▲ 1,911 ▲ 1					
			法人住民税 ▲474			173	▲323	▲247	▲247	235				
			H31			,								
			生工程	H32	-									
			法人住民税											
			法人任氏稅	▲23	35 4	235								
			(:+ L #\/+											
				法人税は 「上記適用総額×(基準税率ー優遇税率)・・・・A]にて算出。										
			1		が観×(基华 积	2平一後	」西祝平)•	••A川~(昇田	0				
			法人事業		4 4 π 10 π	00/71	ア告山)				
			LA	×地方科	兄 华 12.	9%][_((昇田。			,				
			(参考)											
				H25	H26	H27	H28	H29	H30~H32	1				
			基準税率	25.5%	25.5%	23.9%	23.4	% 23.4%	23.2%					
			優遇税率	19.0%	19.0%	19.0%	19.0	% 19.0%	19.0%					
		③ 効果・税収	《効果》											
		減是認効												
		果	• 社会医療	法人等	は認定 弱	要件を決	満たさな	い場合、記	忍定取消となる	らことから、				
			介護事業	、助産、	予防接	種に対	し、積極	極的に取組	がなされていれ	ない現状で				
			あり、この	解決のカ	こめには	要件の	の見直し	が必要で	ある。					
			《税収減を是	認するよ	うな効	果の有	無》							
			4. A.E. =	·+ 1 ++	ф Е. ф	·+ I ~	***	#4.48. + -18	7-1- 04	○ 人=# 由				
									ることで、今後					
			1	増大に対	心でさ	、増収の	と試算し	ている。写	算定根拠は別え	な 資料によ				
	+0 71 14F	○ 101×4+ D/	る。	L 1 Julie	=======================================	14 + +		.18 ^ ==		-1 /. > ^				
10	相当性	① 租税特別							定取消となるこ					
		措置等に	護事業、助産	主、予防抗	妾種に対	付し、積	極的に	取組がなる	されていない瑪	見状であり、				
		よるべき	この解決のオ	こめに要	件の見	直しが!	必要で	ある。						
		妥当性等	=n -h == ''		#u 1200	B# 1 4:		-11.5	W * + 12 14 m	11. + 1				
		②他の支援		による規	制が問	越となっ	っている	ことから、	他の支援措置	は考えられ				
		措置や義	ない											
		務付け等												
		との役割												
		分担	L											

	③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	地域の医療・介護体制の充実に資するとともに地方税においても増収が期待される
11	有識者の見解	
	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	新規要望

-122- 【H29 厚労02】

社会医療法人等の社会保険診療収入等の要件見直しによる影響 H29年8月9日 滅収額(新規認定による影響) 要件緩和による社会医療法人の増加は、大きくは見込めない。また、特定医療法人は平成20年から微減傾向にある。 (理由) 社会医療法人の認定は、事業要件が厳しく、年間17件程度であり、当該収入要件により大きく左右されるものではない (社会医療法人として認定された事業数及び事業要件例) 参考 認定された事業 |服験拡複数回答] 187 救急医療・・・必要な設備、時間外等加算件数が全体の2割以上又は夜間等救急車搬送患者が年間750件以上 救急医療 29 精神科救急医療・・・時間外等診療件数が人口1万人対7.5件以上 精神科教急医療 小児数争医癖 21 小児救急医療・・・6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が20%以上 へき地医療 51 へき地医療・・・病院のへき地への医師派遣、巡回診療の年間延べ日数、へき地診療所の年間診療日が一定以上 22 災害医療・・・災害派遣チームを有し、必要な訓練、研修に参加、時間外等加算割合10%以上等 7 周産期医療・・・分娩実施件数が年間500件以上、母胎搬送件数が10件以上、ハイリスク分娩管理加算算定3件以上 2. 精質 本来業務(医業 滅収見込み ▲ 80,069 ※所得税は利子·配当等への課税。 法人税 114.059 0.234 0 4 26.690 18,107 0.234 0.19 ▲ 797 ▲ 2,390 低金利下の国債運用等のため積算省略 増収見込み 収益事業 6.142 0 0.19 1.167 3,501 ※収益事業は社会医療法人になって初めて行える ▲ 78,959 千円… 8 当該見直しによる法人税影響額(a)78,959千円 1法人あ たり増減 (千円) 新規認定 平均収益 認定前 認定後 年間の増 地方税/新規認定法人(年間3件) 減収(千円) 法人数 等(千円) 税率 税率 社会保険診療場 法人事業税 減収見込み 120,799 非課税 非課税 社会保険診療収 人以外の本来業 11,366 0.04 ▲ 523 **▲** 1,569 增収見込み 地方法人特別税 848 ▲ 31 法人事業税額 固定資産税 減収見込み 救急医療等確保事業に供する不 固定資産税評価額 固定資産税評価額(土地・建物) △ 11,511 ▲ 34,532 822,195 0.014 都市計画税 減収見込み 動産 721 449 0 003 822,195 千円 721,449 千円 ▲ 2.164 A 6 493

▲ 3,395 ▲ 10,186

▲ 52,243 千円・・・b 当該見直しによる地方税影響額(b)52,243千円

法人税の

・ (社会医療法人の平均収益額等は「平成26年度病院経営管理指標」による)

道府県民税·市町村民税

(参考)既存の社会医療法人等の事業拡大による影響

介護事業について特定医療法人の統計がないため、社会医療法人のデータにより推計を行う。

社会医療法人が行う介護事業収益は、附帯事業収益とほぼ同視でき、

附帯事業が黒字の社会医療法人にあっては附帯事業収益は本来事業収益(医業収益)の4.5%の規模である。

一方、医療法人全般では、介護事業収益は医療事業収益の6.2%の規模で運営されており、 社会医療法人としては、まだ介護事業収益の伸びが見込まれる。

今回の認定要件の見直しでこれまで介護事業を抑制していた社会医療法人が、 介護事業を一般の医療法人並みに行うとすると、本来事業収益の(6.2%-4.5%) にあたる金額が介護事業の増益として推定される。

社会医療法人1法人あたりの年間の本来事業収益 社会医療法人の附帯事業収益/本来事業収益 医療法人全般の附帯事業収益/本来事業収益 0.062

社会医療法人1法人あたりの年間介護事業増益 = A × (0.062-0.045) = 102,685 千円・・・B

社会医療法人における附帯事業収益(介護事業収益)に対する利益率は

0.076であり、これより社会医療法人の介護事業による利益の増額を以下のとおり算出した。

社会医療法人における附帯事業利益/附帯事業収益 0.076

社会医療法人1法人あたりの年間介護事業利益の増額 = B× 0.076 = 7804 千円・・・C

社会医療法人数(H29.4.1) 281 法人 社会医療法人の年間新規認定数 20 法人 社会医療法人の年間新規認定数 0.322 松無報置利用の特定医療法人数(H27年度) 233 法人

社会医療法人・特定医療法人全体の年間附帯事業利益の増額 =C×{(281+20)×0.322 + 233=7,804千円×330法人

= C×[(281+20)×0.322 + 233 = 7,804千円×330法。 = 2,575,320 千円



1法人あたり 100% 医掌収益 90% (本来事業) 80% 70% 6.040.285 千円 (A) 60% 1法人あたり介護 ※医掌収益 収益増収分 100% 40% 102, 685千円 ■介護収益 (B) 20% 10% 4,5% 6,2% 0% 6. 2% 4. 5% 介護収益 (附帯事業)

〈平成30年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29厚労03)

【基本情報】

制度名 (措置名)		受動喫煙防	受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置 (-)											
	平成27年度時点	-												
措置の内容	平成28年度税制改正以後	-												
	平成29年度税制改正以後	-												
政策目的		喫煙専用室の設置を促進するとともに、喫煙専用室がなくても喫煙可能としている施設についても、喫煙専用室の設置を促進することにより、広く望まない受動喫煙を防止する。												
三丁/王士+会155二	1		義務対象					努力義務対象						
評価対象税目	ı	法人税	法人住民税	法人事業税	所得税	個人住民税								
関係条項		-	•					•		•	•			
要望内容及び	要望内容及び区分		飲食店等における喫煙専用室の早期設置を促すことにより、望まない受動喫煙を防止するため、当面の間、喫煙専用室を設置した場合における税制上の所要の措置を講ずる。										区分	新設
創設年度		-	過去の政策	評価の実績	-								•	

					租税	特別措置等の適用	月実態						租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)				
	適用件数 適用実態調査に					減収額 (法人税・百万円)		(参考) 適用実態調査に おける適用額の	(地方注 ↓ -	減収額 二税•地方法人特別	訓秘。否写四)		目標「国民の命と優動喫煙の機会を有			止する(「飲食	店における受
	(法人税・件)		おける適用件数 (法人税・件)			上位10社割合 (法人税・%)					方法人二税·地方 法人特別税·百万 円)		将来予測	実績	租特の直	目標達成度	
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測 実績 実績÷将来予測		実績				接的効果	効果	
H23	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	ı	_
H24	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-
H25	_	-	_	-	-	-	-	_	-	_	-	_	1	_	-	ı	_
H26	-	-	-	-	-	_	-	_	-	_	-	_	-	_	-	1	_
H27	-	-	-	-	-	_	_	_	-	_	-	_	-	_	-	-	_
H28	_	_	-	-	_	_	_	_	-	_	-	_	_	_	-	_	_
H29	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	1	_
H30	不明	-	_	_	不明	-	_	_	不明	_	_	_	-	不明	_	1	_
H31	不明	-	-	-	不明	-	-	_	不明	_	-	_	-	不明	-	1	_
H32	不明	-	-	-	不明	-	-	_	不明	_	-	_	-	不明	-	1	_
H33	_	_	-	_	_	_	_	_	-	-	-	_	_	_	_	-	_
H34	_	_	-	-	_	_	_	_	-	-	-	_	15.0%	_	-	_	_
H35~ /未定	_	ı	_	_	_	-	_	_	-	-	_	_	_	_		ı	_

(行政機関名:厚生労働省)

制度名	受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置	
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税	
区 分	■新設 □拡充 □延長	

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(国民の命と健康を守るため、望まない受動喫煙を防止する)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(国民の命と健康を守るため、望まない受動喫煙を防止する)を達成すべき 時期(目標達成時期)が示されていない。
- 【厚生労働省の補足説明】

事前評価書に達成すべき水準と時期を追記。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

受動喫煙に係る法案の内容については調整中であり、現時点においても、全体像及び細かな施設類型ごとの規制内容は決まっていないため、適用件数を予測することは困難。なお、税務当局に対しても「精査中」で回答している。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

上記(3)①の補足説明に同じ。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(国民の命と健康を守るため、望まない受動喫煙を防止する)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

受動喫煙に係る法案の内容については調整中であり、現時点においても、全体像及び細かな施設類型ごとの規制内容は決まっていないため、適用件数を予測することは困難。なお、税務当局に対しても「精査中」で回答している。

【H29 厚労03】

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(3)、(5)及び(7)に課題があり、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

-126- 【H29 厚労03】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	·								
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置							
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税6)							
		(法人住民税、法人事業税:義、個人住民税:外)(地方税3)							
		【新設·拡充·延長】							
3	租税特別措置等の内容	《内容》							
		飲食店等における喫煙専用室の早期設置を促すことにより、望まない受動							
		型煙を防止するため、当面の間、喫煙専用室を設置した場合における税制上							
		の所要の措置を講じる。							
		《関係条項》							
		_							
4	担当部局	健康局健康課							
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期: 平成 29 年8月 分析対象期間:—							
	対象期間								
6	租税特別措置等の創設	_							
	年度及び改正経緯								
7	適用又は延長期間 適用又は延長期間								
, í	週川入は足及別向								
		行う必要があり、現時点において具体的な記載は困難。)							
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》							
	等 及びその	国会への法案提出の準備を進めている、受動喫煙対策の法案において、喫							
	根拠	煙専用室の設置が認められている施設について、喫煙専用室の設置を促進							
		するとともに、喫煙専用室がなくても喫煙可能としている施設についても、喫煙							
		専用室の設置を促進することにより、広く望まない受動喫煙を防止する。							
		がん対策推進基本計画(平成 24 年6月8日閣議決定)							
		「行政機関及び医療機関は平成 34(2022)年度までに受動喫煙の機会を有す							
		る者の割合を0%、職場については、事業者が「全面禁煙」又は「喫煙室を設							
		けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じることにより、平成32(2020)年ま							
		でに、受動喫煙の無い職場を実現することを目標とする。また、家庭、飲食店については、喫煙率の低下を前提に、受動喫煙の機会を有する者の割合を半							
		減することにより、平成34(2022)年度までに家庭は3%、飲食店は15%とする							
		ことを目標とする。」							

			政に政のけ 達及実る 様は日置 目そに 様のよ	(基本目標 I) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。 (政策大目標 10) 好産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること。 (施策目標 10-2) 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること。 (施策目標 10-3) 総合的ながん対策を推進すること。 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民の命と健康を守るため、望まない受動喫煙を防止する。 (受動喫煙の機会を有する者の割合を(中略)平成34(2022)年度までに(中略)飲食店は15%とすることを目標とする。) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 受動喫煙対策の法案に併せて、喫煙専用室の設置により喫煙を可能とする施設について、この設置を促進することで、望まない受動喫煙を防止するための規制措置を効果的に実施することができることから、当該措置は有効である。
9	9 有効性 ① 適用			― (現在検討を進めている、受動喫煙対策に係る法案の内容を踏まえ、検討を 行う必要があり、現時点において具体的な記載は困難。)
		2	減収額	
		3	効果·税収 減是認効 果	《効果》 (初果》 (現在検討を進めている、受動喫煙対策に係る法案の内容を踏まえ、検討を行う必要があり、現時点において具体的な記載は困難。) (税収減を是認するような効果の有無》 受動喫煙対策の法案に併せて、喫煙専用室の設置により喫煙を可能とする
				受動 「実施」では、 「実施することで、望まない受動 「要性を防止するための 「規制措置を効果的に実施することができる。
10	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	喫煙専用室の設置を促進することにより、広く望まない受動喫煙を防止するという政策目的の達成のためには、全国あまねく効果がいきわたる税制による措を講じることが適当である。 また、対象は喫煙専用室の設置に限定されており、実現手段としても妥当である。

	② 他の支援 措置や等 との役割 分担 ③ 地方公公 協 カする相 当性	平成 23 年度から、受動喫煙防止対策助成金として、職場での受動喫煙を防止するために、一定の基準を満たす喫煙室の設置等について、その費用の一部の助成を実施している(助成率1/2、上限額 200 万円。平成 27 年度までの喫煙室設置の助成実績累計 1,550 件。平成 29 年度予算 1,028.472 千円)。当該助成金は、職場での受動喫煙防止対策を目的として、労働者災害補償保険の適用事業主である中小企業事業主に限定して助成を行うものである。
11	有識者の見解	_
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29厚労04)

【基本情報】

制度名 (措置名)			協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例の適用除外等 (協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例)															
	平成27年度時点	-																
措置の内容	平成28年度税制改正以後	-																
	平成29年度税制改正以後	協同組合等	部同組合等が有する普通出資に係る配当等の額については、その他の株式等に係る配当等の額として、実際の保有割合にかかわらず、その配当等の額の50%相当額を益金不算入とする。															
政策目的		生協連合会は、会員である消費生活協同組合(以下「生協」という。)の事業や活動への支援を通じて会員生協の組合員ないし国民の生活の安定と向上に寄与している。また生協は地域経済の柱となり国民の生活を支える一主体である。このため、生協連合会を支援することにより国民の生活の安定と向上を図る。																
57/年十分14年		義務対象						努力義務対	象									
評価対象税目	i	法人税	法人住民税	法人事業税														
関係条項		措法第679	- 条の8		,	•	•		•	•	•							
要望内容及び区分		生協連合会	生協連合会が行った当該共済事業分離目的の現物出資に係る配当金については、租税特別措置法の協同組合等の特例を適用せず、法人税法本則を適用する等の取扱いとすることを要望する。 区分 新設															
創設年度	創設年度		過去の政策	評価の実績	-								·	•				

		租税特別措置等の適用実態													租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)				
		適用件数 (法人税·件)		(参考) 適用実態調査における適用件数		減収額 (法人税・百万円)		(参考) 適用実態調査における適用額の	(地方法人-	減収額 二税・地方法人特別	川袋。否写四)	間用手懸調管した	目標「生協連合 いし国民に利益 [。]				の組合員な		
			(法人税·件)				上位10社割合 (法人税·%)					5 5 目標値 -	将来予測	実績	租特の直	目標達成度			
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	将来予測 実績 将来		実績	実績÷将来予測	実績				接的効果			
H23	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_		
H24	-	_	_	-	-	_	_	-	-	_	-	_	1	_	-	1	_		
H25	-	-	_	_	_	-	_	-	_	-	_	_	-	_	-	-	_		
H26	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_		
H27	_	_	-	-	-	_	_	-	-	_	-	_	-	_	-	_	_		
H28	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_		
H29	-	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	-	1	_		
H30	2	_	_	_	▲ 52.3	-	_	_	▲18.0	-	_	_	不明	不明	-	1	-		
H31	2	-	1		▲ 52.3	-	-		▲18.0	-	ı	_	不明	不明	ı	-	ı		
H32	2	_	_	-	▲ 52.3	-	_	-	▲18.0	-	-	_	不明	不明	-	1	-		
H33	_	-	_	_	_	-	_	_	-	-	_	_	_	_	_	-	-		
H34	_	-	_	_	_	-	_	_	-	-	_	_	_	_	_	-	-		
H35~ /未定	_	-	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_		

(行政機関名:厚生労働省)

制度名	協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例の適用除外等
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	■新設 □拡充 □延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(生協連合会は、会員生協の事業や活動を通じて、会員生協の組合員ないし 国民に利益を還元し、国民生活の安定と向上を図る)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(生協連合会は、会員生協の事業や活動を通じて、会員生協の組合員ないし 国民に利益を還元し、国民生活の安定と向上を図る)を達成すべき時期(目標達成時期) が示されていない。

【厚生労働省の補足説明】

_

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数(法人税)が年度ごとに予測されていない。
- ② 将来の適用数(法人税)について、平成28年度実績(5団体が当該出資を実施。うち、 2団体が出資配当を受け取り)によると説明されているが、その出典が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 適用数は毎年度2団体(最大5団体)
- ② 出典については、厚生労働省調べ

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額(法人税、法人住民税及び事業税)が年度ごとに予測されていない。
- ② 将来の減収額(法人税、法人住民税及び事業税)について、別紙において計算式及び 計算に用いた数値が説明されているが、その出典が明らかにされていない。
- ③ 上記別紙において、「受取配当(按分後)」欄に「実」の記載があるが、その数値及び その出典(何らかの計算により算出されている場合は、計算式、計算に用いた数値及び その出典)が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

①については毎年度70百万円(法人税52百万円、法人住民税・事業税18百万円)と見 込んでいる。

②③ 出典については厚生労働省調べ。「実」については平成28年度受取実績額((イ)508,134 千円、(ヮ)59,679千円)。

【点検結果】

①~③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(生協連合会は、会員生協の事業や活動を通じて、会員生協の組合員ないし 国民に利益を還元し、国民生活の安定と向上を図る)に対する将来の効果について、「生 協連合会が、適切な配当財源を確保することにより、経営基盤が安定・強化し、その効 果は会員生協の事業や活動を通して会員生協の組合員ないし国民に波及する」と説明さ れているが、定量的に予測されていない。
- ② 将来の効果について「生協連合会が、適切な配当財源を確保することにより、経営基盤が安定・強化し、その効果は会員生協の事業や活動を通して会員生協の組合員ないし国民に波及する」と説明されているが、予測される将来の適用数(法人税)2団体(最大で5団体)は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。

【厚生労働省の補足説明】

② 我が国の生協及び生協連合会の数はおよそ 980 あるが、本要望の将来の適用数となる 2団体については、会員団体数が延べ 541 団体あるとともに、その活動領域は日本全国 に及んでいることから、当該達成目標の実現に十分に寄与すると考えている。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

-130- 【H29 厚労04】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		がいか。日色寺にはる以外の宇的町画自								
1		協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例の適用除								
	租税特別措置等の名称	外等								
2	対象税目	(法人税:義)(国税7)								
		(法人住民税:義、事業税:義)(地方税7)								
		【新設·拡充·延長】								
3	租税特別措置等の内容	《内容》								
		平成 29 年度税制改正においては、受取配当等益金不算入制度の中で、協								
		同組合等の連合会等への普通出資に係る配当について、益金不算入割合を								
		一律 50%とする特例が租税特別措置法に創設されたところであるが、協同組								
		合等が行う連合会等に対する出資の中で、平成 19 年の消費生活協同組合法								
		(以下「生協法」という。)改正に基づいて消費生活協同組合連合会(以下「生								
		協連合会」という。)が行った共済事業分離のための現物出資については、協								
		同組合等が一般に事業利用目的として行う出資とは性格が異なる。								
		このため、生協連合会が行った当該共済事業分離目的の現物出資に係る								
		配当金については、租税特別措置法の協同組合等の特例を適用せず、法人								
		税法本則を適用する等の取扱いとすることを要望する。								
		《関係条項》								
		·法人税法第 23 条、								
		・租税特別措置法第67条の8								
4	担当部局	社会·援護局 地域福祉課 消費生活協同組合業務室								
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期: 平成 29 年 8 月 分析対象期間: 一								
6										
	年度及び改正経緯	_								
7	適用又は延長期間	恒久措置を要望								
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》								
	等 及びその	 生協連合会は、会員である消費生活協同組合(以下「生協」という。)								
	根拠	の事業や活動への支援を通じて会員生協の組合員ないし国民の生活								
		の安定と向上に寄与している。また生協は地域経済の柱となり国民の 生活を支える一主体である。このため、生協連合会を支援することに								
		より国民の生活の安定と向上を図る。								
		《政策目的の根拠》								
		生協法(昭和 23 年法律第 200 号)第 1 条								
		「この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もつて国民生活								
		の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。」								

			政策体系におけるの位策目的の位けけ	基本目標 T ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標1-1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
		(3)	達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生協連合会は、会員生協の事業や活動を通じて、会員生協の組合員ないし 国民に利益を還元し、国民生活の安定と向上を図る。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生協連合会が、適切な配当財源を確保することにより、経営基盤が安定・強 化し、その効果は会員生協の事業や活動を通して会員生協の組合員ないし国 民に波及する。
9	有効性 等	1	適用数等	適用件数見込み 2団体(最大で5団体) ※5団体が当該出資を実施。うち、2団体が出資配当を受け取り(平成 28 年 度実績)
		2	減収額	減収見込み 70 百万円(法人税 52 百万円、法人住民税・事業税 18 百万円) ※ 別添算出資料参照
		3	効果・税収 減是認効 果	《効果》 生協連合会が、適切な配当財源を確保することにより、経営基盤が安定・強化し、その効果は会員生協の事業や活動を通して会員生協の組合員ないし国民に波及する。
				《税収減を是認するような効果の有無》 生協連合会は、会員生協の事業や活動への支援を行うことから、その会員 生協の事業や活動を通じて、会員生協の組合員ないし国民に利益を還元し、 国民生活の安定と向上を図る。

10	相当性	① 租税特別	29 年度税制改正により創設された租税特別措置について、適用除外等の
		措置等に	取扱いを求める要望であるため、租税特別措置等を要望。
		よるべき	
		妥当性等	
		② 他の支援	_
		措置や義	
		務付け等	
		との役割	
		分担	
		③ 地方公共	_
		団体が協	
		力する相	
		当性	
-11	有識者の	り見解	_
12	前回の事	事前評価又は事	_
	後評価の	D実施時期	

平成30年度税制改正要望 影響額試算

影響額 ▲52百万円

(単位:千円)

出資元	出資全体①		出資割合	受取配当(按分後)	益金不	算入額	影響対象	法人税分影響
連合会	(設立出資込)	共済分離 現物出資②	正具剖言	(A):(実*②/①)	H30要望(B)	H29税改後(B)'	(C):(B)'-(B)	(C)*19%
(1)	42,344,500	40,944,500	64.63%	491,334	491,334	245,667	▲ 245,667	▲ 46,677
(口)	4,973,300	4,973,300	90.93%	59,679	59,679	29,840	▲ 29,840	▲ 5,670
計								▲ 52,346

- ※ 受取配当については出資の額に応じて配分されるため、28年度受取実績額を按分した。
- ※ 益金不算入額のうちH30要望については、H29税制改正前の益金不算入割合に戻した場合として試算した。

-132- 【H29 厚労04】

【地方】

平成30年度税制改正要望 影響額試算

影響額 ▲18百万円

(単位:千円)

出資元	出資全体①		出資割合	受取配当(按分後)	益金不	算入額	影響対象	地方税分影響
連合会	(設立出資込)	共済分離 現物出資②	山貝司口	(A):(実*②/①)	H30要望(B)	H29税改後(B)'	(C):(B)'-(B)	(C)*6.54%
(1)	42,344,500	40,944,500	64.63%	491,334	491,334	245,667	▲ 245,667	▲ 16,067
(0)	4,973,300	4,973,300	90.93%	59,679	59,679	29,840	▲ 29,840	▲ 1,952
計								▲ 18,018

- ※ 受取配当については出資の額に応じて配分されるため、28年度受取実績額を按分した。
- ※ 益金不算入額のうちH30要望については、H29税制改正前の益金不算入割合に戻した場合として試算した。

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29厚労05)

【基本情報】

	-													
制度名 (措置名)		介護医療院(-)	の創設等に伴	う税制上の所要	の措置									
	平成27年度時点	-												
措置の内容	平成28年度税制改正以後	ı	-											
	平成29年度税制改正以後	1												
政策目的		介護医療院	介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る。											
評価対象税目			義務対象					努力義務対象						
計1川2月38代日		法人税	法人住民税	法人事業税										
関係条項														
要望内容及び	区分	介護医療院及び無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業について、法人税の非課税等の税制上の所要の措置の対象となるよう要望する。 区分										区分	新設	
創設年度		-	過去の政策	評価の実績	-									

												租税特別措施	租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)					
		適用件数 (法人税·件)		(参考) 適用実態調査に おける適用件数		減収額 (法人税・百万円)		(参考) 適用実態調査に おける適用額の	(地方法人)	減収額 二税・地方法人特別		ごとの影響額(地	地 📗					
				(法人税・件) 実績	:人税·件)				位10社割合				目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標 達成度	
			実績÷将来予測			夫棋	夫領・付木丁川	実績			実績							
H23	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
H24	-		_	_	_	_	ı	_	-	_	1	_	ı	I	ı	_	_	
H25	I	I	1		-	-	I		ı	-	ı	_	I	ı	ı	-	_	
H26	_	ı	_	_	_	_	1	_	_	_	-	_	1	1	ı	_	_	
H27	1	I	-		-	-	1	-	ı	-	1	_	1	1	ı	ı	_	
H28	-	-	_	_	_	_	ı	_	_	_	-	_	1	1	-	_	_	
H29	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
H30	不明	_	_	_	不明	_	_	_	不明	_	_	_	不明	不明	_	_	_	
H31	不明	-	_	_	不明	_	-	_	不明	_	_	_	不明	不明	_	_	_	
H32	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	-	-	-	_	_	
H33	-	ı	_	_	1	_	ı	-	-	_	ı	_	1	1	-	_	_	
H34	-	ı	_	_	1	_	ı	-	-	_	ı	_	1	1	-	_	_	
H35~ /未定	1	ı	_	_	1	_	ı	-	ı	_	ı	_	ı	ı	ı	_	_	

(行政機関名:厚生労働省)

制度名	介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	■新設 □拡充 □延長

(1) 達成日標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。

【厚生労働省の補足説明】

_

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

_

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

_

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

_

【H29 厚労05】

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課 顕とする。

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

-136- 【H29 厚労05】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	(国税9)(法人税:義)(地方税6)(法人住民税、法人事業税:義)
		[新設・拡充・延長]
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		平成 29 年の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を
		改正する法律による介護保険法改正(以下「法改正」という。)により、今後、増
		加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、日常的な医学管
		理が必要な要介護者の受入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施
		設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院を創
		 設する。併せて、介護医療院創設に伴い、生計困難者に対して無料又は低額
		な費用で利用させる事業に係る社会福祉法の規定を整備している。
		このため、介護医療院及び無料又は低額な費用で介護医療院を利用させ
		る事業について、法人税の非課税等の税制上の所要の措置の対象となるよう
		要望する。
		併せて、介護療養型医療施設の設置期限については、現行制度上平成 29
		年度末となっているが、法改正において、平成35年度末に延長することとして
		いるため、介護療養型医療施設に関して現在認められている税制上の所要の
		措置について、延長を要望する。
		《関係条項》
		_
4	担当部局	厚生労働省老健局老人保健課、社会·援護局総務課
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期: 平成 29 年8月 分析対象期間: 平成 30 年度~平成 31 年度
6	租税特別措置等の創設	法改正により、新たな介護保険施設として介護医療院を創設することとした
	年度及び改正経緯	ため。
7	適用又は延長期間	平成 30 年4月1日から
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその	介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面に
	根拠	わたり、介護サービス基盤の整備を図る。 《政策目的の根拠》
		『原養病床の在り方等に関する特別部会」の「療養病床の在り方等に関する
		議論の整理(平成28年12月20日)」において、「今後、増加が見込まれる慢性
		期の医療・介護ニーズへの対応、各地域での地域包括ケアシステムの構築に
		向けて、地域の実情に応じた柔軟性を確保した上で、必要な機能を維持・確保
		していくことが重要である。」「こうした基本的な方向性を実現していくために
		は、介護療養病床の『日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ』や、

	1			『看取り・ターミナル』等の機能を維持しつつ、その入院生活が長期にわたり、
				実質的に生活の場になっている実態を踏まえて、『生活施設』としての機能を
				兼ね備えた、新たな施設類型を創設すべきである。」とされた。
				以上を踏まえ、介護医療院の創設を含めた法改正を行ったところである。
		(2)	政策体系	基本目標X
			における	高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる
			政策目的	社会づくりを推進すること
			の位置付け	施策大目標X-1
			1)	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること
				施策目標X-1-4
				介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス
				基盤の整備を図ること
		3	達成目標 及びその	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面
			実現によ	「
			る寄与	TENSON NEW CONSESSION CELEBRICATION
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				にわたり、介護サービス基盤の整備につながるため、当該措置は有効である。
9	有効性	1	適用数等	_
	等			(介護医療院の施設基準等については現在社会保障審議会介護給付費分科
		(2)	減収額	会において議論を行っているため、適用数等を推計することは困難)
		•	//×-1× ux	(適用数等が定まらないため、減収額を推計することは困難)
		3	効果・税収	《効果》
			減是認効 果	介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面 にわたり、介護サービス基盤の整備を図る。
			未	にわたり、介護サービス基盤の発揮を図る。
				《税収減を是認するような効果の有無》
				介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面
				にわたり、介護サービス基盤の整備につながる。
		_		

10	相当性 ① 租税特別 措置る当性等 ② 他の置いでは をのり担ののでは、 ののでは、 をのりますがある。 ののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	介護医療院は、医療・介護サービスを一体的に提供する介護保険施設であるため、他の介護保険施設と同様に、各種税制措置を講ずることは妥当であると考える。また、税制上の措置を講じることで、慢性期の医療・介護ニーズに対応することができることから、国民の保険医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。
11	有識者の見解	_
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29厚労06)

【基本情報】

制度名 (措置名)														
	平成27年度時点		割合が50%以上である 等は32%)の割増償却		満たす事業年度にお	いて有する機械	装置及び工場	用の建物等の	うち、その事業年	度又はその事	業年度前5年以内の各事業年度に取得等をしたものについて	、普通償却限度	額の24%	
措置の内容	平成28年度税制改正以後	対象資産を	障害者が労働に従事す	事業所にある	ものに限定し、圧縮	記帳の特例と重	復して適用でき	ぶいこととする。						
	平成29年度税制改正以後	従前どおり	芒前どおり											
政策目的		障害者を多	障害者を多数雇用する企業の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備投資の促進を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大すること。											
=T/T+141H	1	義務対象					努力義務対象							
評価対象税目		法人税	法人税											
関係条項 措法第46条、第68条の31														
要望内容及び	区分	措置の適用	措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。									区分	延長	
創設年度 S48 過去の政策評価の実績 H22厚労19、H25厚労05、H27厚労05														

		租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)						
		適用件数 (法人税•件		(参考) 適用実態調査に	WALAUA			(参考) 適用実態調査における適用額の	適用実 適用実態調査に 減収額 ける租材			(参考) 適用実態調査にお ける租税特別措置 ごとの影響額(地	目標「法定雇用	月率2.0%の達点	戏亅					
		(法人忧•1十))	おける適用件数(法人税・件)	(法人税・百万P	9)	上位10社割合 (法人税·%)	(地方法人	·祝· • 也万法人	· 一方,	方法人二税·地方 法人特別税·百万 円)	目標値	将来予測	実績	租特の直	目標	雇用されている障害	言者の数(推計)	
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接的効果	達成度	将来予測	実績	
H23	不明	45	_	45	不明	▲10.0	-	89.2%	不明	不明	-	▲ 56.4	_	不明	1.65%	不明	-	不明	不明	
H24	不明	40	_	40	不明	▲ 14.0	_	95.6%	不明	不明	_	▲64.3	_	不明	1.69%	不明	_	不明	不明	
H25	32	29	90.6%	43	▲ 12.0	▲854.0	7116.7%	98.5%	不明	▲ 429.0	-	▲201.5	_	不明	1.76%	不明	_	不明	1,827	
H26	32	37	115.6%	37	▲ 12.0	▲ 633.0	5275.0%	99.1%	不明	▲281.0	1	▲163.3	_	不明	1.82%	不明	-	不明	2,516	
H27	33	25	75.8%	39	▲ 744.0	▲386.0	51.9%	97.7%	不明	▲ 169.0	-	▲85.9	_	不明	1.88%	不明	_	不明	1,300	
H28	33	18	54.5%	_	▲ 744.0	▲250.0	33.6%	_	不明	▲111.0	1	_	_	不明	1.92%	不明	_	不明	972	
H29	27	-	_	_	▲381.0	_	-	_	▲ 169.0	-	1	_	不明	不明	-	ı	-	1,458	_	
H30	36	-	_	_	▲ 511.0	_	_	_	▲227.0	_	ı	_	不明	不明	-	-	_	1,944	_	
H31	45	-	_	_	▲ 636.0	_	-	_	▲283.0	_	-	_	不明	不明	-	-	_	2,430	_	
H32	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-	_	2.0%	_	_	_	_	_	_	
H33	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	ı	_	_	_	-	-	-	_	_	
H34	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	ı	_	_	_	-	-	-	_	_	
H35~ /未定	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	

(行政機関名:厚生労働省)

制度名	障害者を多数	文雇用する場合の村	機械等の割増償却制度	の適用期限の延長
税目	法人税			
区 分	□新設	□拡充	■延長	

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(法定雇用率 2.0%の達成)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。

【厚生労働省の補足説明】

前回評価時に平成32年度までに法定雇用率2.0%の達成と説明していたのは、雇用率2.0%の達成は、「日本再興戦略」改訂2015-未来への投資・生産性革命-(平成27年6月30日閣議決定)等の各種政策方針において、2020年までの目標とされているからである。今後については、障害者の法定雇用率が、平成30年4月から2.2%に、その後3年を経過する前に2.3%に引き上げられることを踏まえ、これらの見直しに合わせて検討することとしている。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数(平成25年度から28年度までの法人税)について、別紙1において、本特例措置の適用を受けるために障害者等雇用証明書等の申請をした企業19社に対して実施したアンケート調査の結果を基に推計を行ったと説明されているが、算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされていない。
- ② 過去の適用数(平成 25 年度及び 26 年度の法人税)について、租特透明化法に基づき 把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

① 平成 28 年度に本特例措置の適用を受けるために、必要な「障害者等雇用証明」等をハローワークに申請した企業 19 社に対して、調査を実施。

回答があった 15 社のうち、機械等については 14 社、建物等については 8 社、本特例 措置の適用があった旨の回答。

これを踏まえ、適用数の推計については、以下の通り行っている。

※機械等

4社(未回答企業)×14社(適用有の企業)/15社(回答企業)

⇒ 4 社 (未回答企業のうち適用有の企業)

14 社+4 社=18 社

※建物等

4社(未回答企業)×8社(適用有の企業)/15社(回答企業)≒2社 8社+2社=10社

平成25年度~平成27年度の適用件数については、以下の通り。

【平成25年度及び平成26年度】

過去の推計結果による。

【平成27年度】

※機械等

回答:23 社、未回答:18社、適用あり:14社

18×14/23=11 社 14 社+11 社=25 社

※建物等

回答:23社、未回答:18社、適用あり:9社

18×9/23=7社 9社+7社=16社

② 直近年度(平成28年度)については、租特透明化法に基づく適用実態調査の結果が出ていないため、従前の通り、アンケート調査により推計しており、それとの整合性の観点から、平成25年度~平成27年度の適用件数についても、平成28年度と同様にアンケート調査により推計している。

なお、事前評価書に、租特透明化法に基づく適用実態調査の結果で把握している直近 の実績(平成27年度)についても記載しているところ。

【点検結果】

- ① 補足説明により、平成27年度については算定根拠が明らかにされたが、25年度及び26年度については明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課 顕とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数 (平成 29 年度から 31 年度までの法人税) について、過去の実績を基に「①28 年度から引き続き本特例措置を利用する企業の数」、「②本特例措置を知っているが 29 年度まで利用がない、又は、再び 29 年度に利用する企業の数」及び「③これまで本特例措置について知らなかったが、今回の調査により本特例措置について知ったことで、平成 29 年度に利用を検討している企業の数」を推計し、合算したと説明されているが、それぞれの算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

29年度の適用件数は、以下の3つの和を求めることとする。

- (1) 28 年度から引き続き本特例措置を利用する企業の数
- (2) 直近年度(28年度)には本特例措置を利用していない企業であって、29年度に利用する企業の数(29年度に初めて利用するケースと27年度以前に利用していたケースの双方を含む。)
- (3) 今回初めて人数要件を満たす可能性のある全ての企業にアンケート調査を行った ところ。これにより初めて制度を認識した企業のうち、当該アンケートの結果か ら、29 年度の利用が見込まれる企業数。

※機械等:11社+8社+8社=27社、建物等:6社+4社+6社=16社

(1)~(3)の推計方法は以下の通り。

< (1) について>

28 年度の適用件数 (18 社) に、前年度に引き続き本特例措置を利用する企業の割合 (60.8%。過去の実績から推計。) を乗じることで求めることとする。(※)

-140- 【H29 厚労06】

※平成25年度~平成27年度の各年度における、「前年度に引き続き本特例措置を利用する企業の割合」の平均を求めると、60.8%となる。

平成 25 年度: 7 (24 年度に引き続き 25 年度も利用した企業) ÷14 (24 年度の適用

件数) =50% 平成 26 年度: 12÷15=80% 平成 27 年度: 11÷21=52.4%

※機械等:11社、建物等:6社

< (2) について>

過去の適用実績から算出したところ、(2)は(1)の72.2%の割合で出現すると考えられるので、以下の通り推計できる。(※)

※(3)の企業と違い、アンケートに関わらず、従前より制度自体は承知していたが、 今年度は活用していない企業に限定。

※平成25年度~平成27年度の各年度における、「適用企業のうち、昨年度から引き続き本特例措置を利用した企業に対する、それ以外の企業の割合」の平均を求めると、72.2%となる。

平成 25 年度: $8 \div 7 = 114.2\%$ 平成 26 年度: $9 \div 12 = 75.0\%$ 平成 27 年度: $3 \div 11 = 27.3\%$

※機械等:8社、建物等:4社

< (3) について>

今回のアンケート調査で適用無と答えた企業のうち、「本特例措置を知らなかったため活用しなかった」、「今後本特例措置を活用する」の両方を選び、今後の活用を検討していると考えられる企業の全数をアンケートの結果から推計(※1)したところ、機械等について本特例措置の利用を希望している会社が74社、建物等について本特例措置の利用を希望している企業は51社(※2)と見込まれる。このうち、今回のアンケート調査からなどから、実際に本特例措置の適用を受けるのは、11.1%程度(※3)であると考えられることから、新たに29年度から本特例措置の適用を受ける企業の数(※4)を推計した。

※1 アンケート対象企業数 : 892 社 回答企業数 : 265 社 今後の活用を検討していると考えられる企業数…(i):22 社 全社から回答があった場合の(i)の数 : 74 社

※2 評価書中の平成25年~平成28年の機械等の適用件数に対する建物等の適用件数の割合が7割程度であることを踏まえると、建物等の適用件数は51社と見込まれる。

※3 アンケートの回答から、

①本特例措置を知っていて

②使いたいと考えている

企業は126 社存在し、そのうち実際に適用を受けている企業は14 社であるから、 その割合は11.1%程度である。

※4 機械等:8社、建物等:6社

また、30年度以降の適用件数についても、29年度の算出方法を踏襲して、以下の3つの推計値の和から求める。

【30年度の出し方】

- (1) 29 年度から引き続き本特例措置を利用する企業の数
- (2) 29 年度には本特例措置を利用していない企業であって、30 年度に利用する企業の数(30 年度に初めて利用するケースと28 年度以前に利用していたケースの双方を含む。)
- (3) 人数要件を満たす企業については、来年度も引き続きアンケートの実施を予定しているところである。現時点では人数を満たしていないが、30 年度に新たに人数要件を満たす企業で、アンケート調査により初めて制度を認識する企業のうち、30 年度の利用が見込まれる企業数。

※機械等

16 社+12 社+8 社=36 社

※建物等

10 社+ 7 社+ 5 社=22 社

< (1) について>

29 年度の適用件数 (機械等: 27 社、建物等: 16 社) に、残存率を乗じることで求めることとする。

※機械等

27 社×0,608=16 社

※建物等

16 社×0,608=10 社

- < (2) について>
 - (1) で算出した数値に出現率 (72.2%) を乗じることで求められる。

※機械等

 $16 社 \times 0.722 = 12 社$

※建物等

 $10 社 \times 0.722 = 7 社$

< (3) について>

障害者雇用状況報告から、雇用障害者数は平成25年から平成28年の間、年平均5.5% 程度増加していることを踏まえ、

- (i) 新たに本特例措置について知り、
- (ii) 30年度以降に本特例措置の活用を考える

企業は、4社(=74社×0.055)増加すると考えられる。

したがって、30年度に本特例措置の活用を考える企業は、

- ・29年度に適用を受けたくても受けられなかった66社(=74社-8社)
- ・新たに本特例措置について知り、30年度以降の活用を考える4社
- の合計である70社であると考えられる。

このうち、実際に適用を受けられるのは、11.1%であるからこれに、新たに30年度から本特例措置の適用を受ける企業の数は、以下の通り推計できる。

※機械等

70 社×0.111=8 社

※建物等

48 社×0.111=5 社

- 31年度の適用件数についても30年度と同様に求める。
- (1) 30 年度から引き続き本特例措置を利用する企業の数
- (2)30年度には本特例措置を利用していない企業であって、31年度に利用する企業の数(31年度に初めて利用するケースと29年度以前に利用していたケースの双方を含む。)
- (3)人数要件を満たす企業については、来年度も引き続きアンケートの実施を予定しているところである。現時点では人数を満たしていないが、31年度に新たに人数要件を満たす企業で、アンケート調査により初めて制度を認識する企業のうち、31年度の利用が見込まれる企業数。

※機械等

22 社+16 社+7 社=45 社

※建物等

13 社+9 社+5 社=27 社

< (1) について>

30年度の適用件数に、残存率を乗じることで求めることとする。

※機械等

36 社×0.608=22 社

※建物等

22 社×0.608=13 社

- < (2) について>
 - (1) で算出した数値に出現率 (72.2%) を乗じることで求められる。

※機械等

22 社×0.722=16 社

※建物等

13 社×0.722=9社

- < (3) について>
 - (i) 新たに本特例措置について知り、
 - (ii) 31 年度以降に本特例措置の活用を考える

企業は、4社(=78社×0.055)増加すると考えられる。

したがって、31年度に本特例措置の活用を考える企業は、

- ・30 年度に適用を受けたくても受けられなかった 62 社 (=70 社-8 社)
- ・新たに本特例措置について知り、31年度以降の活用を考える4社
- の合計である66社であると考えられる。

このうち、実際に適用を受けられるのは、11.1%であるからこれに、新たに31年度から本特例措置の適用を受ける企業の数は、以下の通り推計できる。

機械等

66 社×0.111=7社

建物等

46 社×0.111=5社

【点検結果】

① 補足説明及び(6)②の補足説明(「適用有と回答した企業数」)により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- (I) 過去の減収額(法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額(平成25年度から28年度までの法人税)について、別紙1において、アンケート調査から集計した特別償却額の平均値に、適用件数を乗じることで特別償却額を推計し、これに法人税率(23.4%)を乗じることで推計したと説明されているが、「アンケート調査から集計した特別償却額の平均値」の算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされていない。
- ③ 過去の減収額(平成25年度から27年度までの法人税)について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ④ 過去の減収額(法人税)250百万円(平成28年度)が前回評価時の将来予測744百万円とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載されている 計算方法をもとに以下の通り推計を行った。結果は表の通り。
- 法人住民税=道府県民税+市町村民税
 - =特別償却額×法人税率×(道府県民税率+市長村民税率)
 - =本特例措置の減収額×(道府県民税率+市長村民税率)

※道府県民税率:3.2%(25年度:5.0%で計算) 市長村民税率:9.7%(25年度は12.3%で計算)

• 法人事業税=事業税+地方法人特別税

=特別償却額×事業税率+特別償却額×事業税率×地方特別法人税率

= (特別償却額×事業税率) × (1+地方特別法人税率)

※事業税率 : 3.82% (25 年度: 3.38%、26 年度: 4.78%で計算) 地方特別法人税率: 93.5% (25 年度: 148%、26 年度: 67.4%で計算)

(単位:百万円)

1								(-m: 11)
l		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年	30年	31年
l	法人住民税	148	82	50	32	49	66	82
l	法人事業税	281	199	119	79	120	161	201

② アンケート調査により、回答があった15社のうち本特例措置の適用を受けた企業(機 械等14社、建物等8社)について、特別償却額を集計し、以下の通り、推計を行った。

※機械等

679 百万円 (本特例措置の適用有と実際に回答した 14 社の特別償却額 (実績) の合計) 679 百万円÷14 社=49 百万円 (1 社あたり平均の特別償却額) 49 百万円×18 社=882 百万円 (適用件数が 18 社の場合の推計値)

149 百万円(本特例措置の適用有と実際に回答した8社の特別償却額(実績)の合計) 149 百万円÷8社=19百万円(1社あたりの特別償却額) 19 百万円×10=190百万円(適用件数が10社の場合の推計値)

<平成27年度>

-142- 【H29 厚労06】

※機械等

特別償却額 789 百万円、適用あり:14 社、適用あり(推計値):25 社789 百万円÷14×25=1409 百万円

※建物等

特別償却額 115 百万円、適用あり: 9社、適用あり(推計値): 16 社 115 百万円÷ 9×16=205 百万円

【減収額について】

減収額についても、平成28年度と同様に求めるが、平成27年度の法人税率については、23.9%で計算している。

③ 直近年度(平成28年度)については、租特透明化法に基づく適用実態調査の結果が出ていないため、従前の通り、アンケート調査により推計しており、それとの整合性の観点から、平成25年度~平成27年度の適用件数についても、平成28年度と同様にアンケート調査により推計している。

なお、事前評価書に、租特透明化法に基づく適用実態調査の結果で把握している直近の実績(平成27年度)についても記載しているところ。

④ 28 年度税制改正の際、減価償却の対象資産の見直しを行い、次のいずれかの資産のみを対象とすることとしたが、前回評価書を提出した時点では、こうした対象資産の見直しを検討していなかったため、かい離が生じたと考えられる。

障害者が労働に従事する事業所に設置されている機械及び装置 障害者が労働に従事する事業所に係る工場用の建物及びその付属施設

【点検結果】

- ①・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 補足説明により、平成27年度及び28年度については算定根拠が明らかにされたが、25年度及び26年度については明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額(法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の減収額(平成29年度から31年度までの法人税)について、別紙1において、 平成28年度の平均特別償却額を29年度の適用件数に乗じることで特別償却額を推計し、 これに法人税率(23.4%)を乗じることで推計したと説明されているが、「平成28年度 の平均特別償却額」の算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかに されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- (4) ①の通り。
- ② (4) ②の通り。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標(法定雇用率 2.0%の達成)に対する過去の効果(平成 26 年度)が把握されていない。
- ② 過去の効果(本特例措置の適用を受けた企業において雇用された障害者の数)(平成25

年度から28年度まで)について、別紙1において、アンケート調査から推計した雇用されている障害者の平均値に適用件数を乗じたと説明されているが、「アンケート調査から推計した雇用されている障害者の平均値」及び「適用件数」の算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされていない。

- ③ 租特透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額 (法人税) 合計の割合 97.7% (平成 27 年度) は、8 割超であり、想定外に特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が明らかにされておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。
- ④ 過去の効果 (平成 26 年度から 28 年度まで) について、「平成 28 年 6 月 1 日の民間企業 (50 人以上) の障害者の実雇用率は 1.92%であり、前年の 1.88%から 0.04 ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて 4.7% (約2万1千人) 増加し、約47.4万人となっている」、「平成 28 年度に本特例措置を利用した企業においても雇用している障害者の数は 972 人と推計しており、一定の効果は出ているものと考える」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 平成26年の実雇用率は、1.82%である。 また、平成26年度当該税制を利用した企業において雇用している障害者の数は2,516 人と推計しており一定の効果は出ているものと考える。
- ② 平成 28 年度に税制の適用を受けたと回答した 14 社について雇用されている障害者の数を確認したところ、761.5 人であり、1 社平均の雇用障害者数は 54 人となる。機械等については、18 社が適用を受けたと推計できるので、適用を受けた企業数が 18 社だった場合の雇用障害者の数は、972 名となる。 なお、全部で 18 社としているのは、アンケートに基づく推計の結果、建物等の適用を受けている全ての会社が機械等の適用を受けていると推測されたことから、適用件数を 18 社と推計したものである。

平成25年~平成27年も同様に算出している。算定に使った数値は以下の表の通り。

	適用有と回答した企	(i) で雇用されて	平均雇用障害者数	機械等の適用件数	雇用障害者数
	業数 (i)	いる障害者数			
平成 25 年度	15 社	941.5人	63 人	29 社	1,827人
平成 26 年度	21 社	1,434 人	68 人	37 社	2,516 人
平成 27 年度	14 社	728 人	52 人	25 社	1,300人

③ 上位 10 社に適用額の 97.7%が偏在していることに対応としては、前回要望時に本特例 措置の対象資産に、下線の通り、新たな規定を設けたところである。

障害者が労働に従事する事業所に設置されている機械及び装置 障害者が労働に従事する事業所に係る工場用の建物及びその付属施設

④ 平成 28 年度に税制の適用を受けたと回答した 14 社で雇用されている 761.5 人の障害者のうち、助成金の影響を受ける雇用障害者は51名であるため、当該助成金の影響を除くと、710.5 人となる。これを18社に換算した場合、助成金の影響を除いた雇用障害者数は913.5 人となる。

【点検結果】

- ①~③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された
- ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(法定雇用率2.0%の達成)に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。
- ② 将来の効果(本特例措置の適用を受けた企業において雇用された障害者の数)(平成29

- 年度から 31 年度まで) について、別紙1において、各年度の適用件数に、平成 28 年度の1 社あたりの平均雇用障害者数 54 人を乗じることで推計を行うと説明されているが、「適用件数」及び「平成 28 年度の1 社あたりの平均雇用障害者数 54 人」の算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ③ 租特透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額 (法人税) 合計の割合 97.7% (平成 27 年度) は、8 割超であり、想定外に特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が明らかにされておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

① 29 年度の適用件数は 27 件、30 年度の適用件数は 36 件、31 年度の適用件数は 45 件、これに 28 年度の 1 社あたりの平均雇用障害者数 54 人を乗じることで、本特例措置の適用を受けた企業において雇用されている障害者数の推計を行うと、以下の通りとなる。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1,458 人	1,944 人	2,430 人

助成金の影響を除くと、1 社あたりの平均雇用障害者は、51 人となり、本特例措置の適用を受けた企業における雇用障害者数の推計を行うと、以下の通りとなる。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1,377 人	1,836 人	2, 295 人

なお、本表では、実際に障害者を多数雇用する事業所で雇用されている障害者の数の みを計上しているところであるが、その他の本特例措置の効果として、現時点では対象 資産を所持していない等の理由で本特例措置を活用していないが、今後の活用考えてい る企業の雇用障害者数の維持等も考えられる。

- ② (6) ②の通りである。
- ③ 前回要望時に本特例措置の対象資産に、下線の通り、新たな規定を設けたところであり、適用額の偏在については、今後是正されると考えている。

障害者が労働に従事する事業所に設置されている機械及び装置 障害者が労働に従事する事業所に係る工場用の建物及びその付属施設

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)、(2)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長										
	租税特別措置等の名称											
2	対象税目	(法人税:義)(国税 10)										
		【新設·拡充·延長】										
3	租税特別措置等の内容	〔制度の概要〕										
		①障害者雇用割合が 50%以上※1										
		②障害者雇用割合が 25%以上※1かつ障害者を 20 人以上雇用※1										
		③20 人以上※2の障害者を雇用し、かつそのうち重度障害者※3の割合										
		が 50%以上※2(法定雇用率を達成しているものに限る。)										
		のいずれかを満たす場合、その年又はその年の前年以前5年内の各年におい										
		て取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の 24%(工場										
		用建物 32%)の割増償却ができる。										
		※1 ダブルカウントあり(短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外										
		の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント)										
		※2 ダブルカウントなし(短時間労働者は1人を0.5人とカウント)										
		※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者										
		28 年度税制改正の際、減価償却の対象資産の見直しを行い、次のいずれ										
		かの資産のみを対象とすることとした。										
		①障害者が労働に従事する事業所に設置されている機械及び装置										
		②障害者が労働に従事する事業所に係る工場用の建物及びその付属施設										
		〔要望の内容〕										
		当該特例措置の適用期限(平成 30 年3月 31 日)を2年間延長する。										
		《関係条項》										
		○ 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 13 条、第 46 条、第 68 条の										
		31										
		○ 租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 6 条の 5、第 29 条、										
		39条の60										
		〇 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第5条の15、第										
		20条の17、第22条の38										
4	担当部局	職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課										
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期:29 年 8 月 分析対象期間:平成 25 年度~平成 31 年度										
	対象期間											
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和 48 年度の制度創設以来、平成 29 年度まで適用期限の延長を重ね										
	十尺及び以上性呼	てきている。昭和63年度、平成5年度、平成17年度、平成18年度及び										
		平成 22 年度には法改正に合わせて対象となる障害者の範囲の拡充を行っ										

-144-【H29 厚労06】

			た。												
7	適用又は	は延長期間	2年間の3	正長											
8	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	法律第 12 活におい の職業の 平成 28 年 の改善が	雇用についる 3 て安安になる。 5 日定月では、 5 日ではいる。 6 日ではいる。 7 日のはいる。 7 日のは、 7 日のは 7 日	いては、障 下「障ををしることとしることとしる。 E 1.92%と る。 障は、設して 目的として	害者の促進される。雇進される。雇進される。雇 多の促進を まるの という	用の促進法」というかの措置を間企業が率を依然を雇用するは	等に関す。)に基づを総合的に障害者をとして下回企業の設化とにより、「	き、障害者 :講じ、もっ 雇用してい lっており、 備整備等!	者が職業生 って障害者 いる率は、 なお一層 こ対するイ					
		② に取のけ 様子 日間 様子 できま	施策 目標 基本 施策 大目	お 労 高 注	で働齢のく 要障害よい 発音 もありな 書者 りな 書者 りず な 書者 りず 税害ろ を 保 者の 雇 成 特者 平	の職性・いる中には、 の応若・人こ・中に促生・ である。 である。 では、このでは、 では、このでは、 では、このでは、 では、このでは、 では、このでは、 では、このでは、 ののでは、 では、このでは、 ののでは	安じ年もとどけするととなるを雇り、が生こ標目の成が活とと、目前の現のでは、日本のではのは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の	ること。の電用のでは、 できる	促進を図る デ を図る デ もること 与 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	こと 舌動する社					
9	有効性等	① 適用数等	47.4 万人 【適用法丿			頁】									
	न		〇機械等						(単位∶件	上、百万円)					
				25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度					
			適用	29	37	25	18	27	36	45					
			件数 4 特別 2,996 2,211 1,409 882 1,323 1,764 2,205 價却額 3 3 4 </th												
		償却額													

							(単位:件	、百万円)	
		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
	適用	24	27	16	10	16	22	27	
	件数								
	特別	358	273	205	190	304	418	513	
	償却額								
ı									

※アンケート調査から推計

※算定根拠について別紙1を参照

【租特透明化法に基づく適用実態調査結果(平成27年度)】

適用件数:39 社 適用額:8億円

② 減収額

【減収額】

(単位:百万円)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
機械等	763	564	337	206	310	413	516
建物等	91	69	49	44	71	98	120

※算定根拠について別紙1を参照

③ 効果・税収 《効果》 減是認効

【達成目標の実現状況】

平成 28 年6月1日の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.92% であり、前年の 1.88%から 0.04 ポイント伸びており、雇用されている障害者の 数も前年に比べて 4.7% (約2万1千人) 増加し、約 47.4 万人となっている。ま た、当該特例措置の延長適用により、障害者の雇用が維持・拡大され、政策 目標の法定雇用率 2.0%に寄与したものと言える。

《税収減を是認するような効果の有無》

平成 28 年6月1日の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は 1.92% であり、前年の 1.88%から 0.04 ポイント伸びたところであるが、これにより設備 投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する企業の競争力の確保、 経営地盤の安定化や、それによる障害者の雇用の維持・拡大に寄与してい

本特例措置の適用を受けた企業において雇用された障害者の数は、以 下の通り、推計できる。

(単位:人)

	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	31 年
雇用	1,827	2,516	1,300	972	1,458	1,944	2,430
障害者数							

※算定根拠について別紙1を参照

平成 28 年度に本特例措置を利用した企業においても雇用している 障害者の数は 972 人と推計しており、一定の効果は出ているものと考 える。

10 相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	障害者を多数雇用する企業は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、障害者多数雇用事業所は、通常必要な設備投資とは別に障害者雇用のための設備投資が必要なため、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、もって事業主が障害者を雇用することにつながることが期待できるも	
	(2)	他の支援	のである。	
	2	借置や義 務付け等 との役割 分担	障害者を多数雇用する事業所は、障害者の特性に配慮して働きやすい環境を整備するため、多額の設備投資等を要しており、障害者を多数雇用していない事業所に比べ、より多額の経済的負担を負っている。このため、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特例措置により、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を図ることが、障害者の雇用の安定・促進につながる。	
	3	地方公共 団体が協	_	

力する相

12 前回の事前評価又は事 平成 27 年8月(H27 厚労 05)

当性

11 有識者の見解

後評価の実施時期

【H29 厚労06】

別紙 1

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度に係る推計について

1. 平成 28 年度の適用件数、特別償却額及び減収額について

【適用件数について】

- 〇 本特例措置の適用を受けるために、障害者等雇用証明書等の申請をした企業 19 社にアンケート調査を実施した(回答数 15)。
- この結果をもとに、回答のなかった分を含め、適用件数が何件になるか推計を行った。

※機械等: 18 社、建物等: 10 社

【特別償却額について】

O アンケート調査から集計した特別償却額の平均値に、適用件数を乗じることで特別償却額を推計。

※機械等:49百万円(平均特別償却額)×18社=882百万円 建物等:19百万円(平均特別償却額)×10社=190百万円

【減収額について】

○ 特別償却額に法人税率(23.4%)を乗じることで推計。

※機械等:882百万円×0.234=206百万円 建物等:190百万円×0.234=44百万円

- 2. 平成 25~27 年の適用件数、特別償却額及び減税額について
- 〇 平成 25 年度及び平成 26 年度は過去の推計結果による。平成 27 年度については、1と同様の方法で推計を行った。推計結果は事前評価書の通り。
- 3. 平成29年度以降の適用件数、特別償却額及び減収額について

【29年度の適用件数について】

- 以下の①~③について、過去の実績をもとにそれぞれ推計した上で、3つ の和を29年度の適用件数とする。
- ①28 年度から引き続き本特例措置を利用する企業の数 (機械等:11 社、建物等:6社)

-146-

【H29 厚労06】

別紙1

別紙1

②直近年度(28年度)には本特例措置を利用していない企業であって、29年度に利用する企業の数(29年度に初めて利用するケースと27年度以前に利用していたケースの双方を含む。)

(機械等:8社、建物等:4社)

③今回初めて人数要件を満たす可能性のある全ての企業にアンケート調査を 行ったところ。これにより初めて制度を認識した企業のうち、当該アンケートの結果から、29年度の利用が見込まれる企業数。

(機械等:8社、建物等:6社)

※機械等:11 社+8社+8社=<u>27 社</u>、建物等:6社+4社+6社=<u>16 社</u>

【29年度の特別償却額について】

○ 平成28年度の平均特別償却額を、29年度の適用件数に乗じることで推計。

※機械等:49百万円(平均特別償却額)×27社=1,323万円 建物等:19百万円(平均特別償却額)×16社=304百万円

【29年度の減収額について】

○ 特別償却額に法人税率(23.4%)を乗じることで推計。

※機械等: 1,323 百万円×0.234=310 百万円 建物等: 304 百万円×0.234=71 百万円

4. 平成30年度及び31年度の適用件数、特別償却額及び減税額について

○ 29 年度と同様の方法で推計を行った。推計結果は事前評価書の通り。

5. 雇用障害者数について

【平成28年度の雇用障害者数について】

○ アンケート調査から推計した雇用されている障害者の平均値に適用件数を 乗じると、対象 18 社に雇用されている障害者数は 972 人となる。

【平成25~27年度の雇用障害者数について】

O 28 年度と同様の方法で推計を行った。推計結果は事前評価書の通り。

【平成29年度~31年度の雇用障害者数について】

○ 各年度の適用件数に、28 年度の 1 社あたりの平均雇用障害者数 54 人を乗じることで推計を行うと、以下の通りとなる。

※平成 29 年度 1,458 人、平成 30 年度: 1,944 人、平成 31 年度: 2,430 人

(評価実施府省:厚生労働省)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29厚労07)

【基本情報】

制度名 (措置名)			において雇用者の 域において雇用者					進税制)						
措置の内容	平成27年度時点	 適用年度 基準雇用 基準雇用 	までの要件を満た 等において事業主 者数が5人以上 者割合が10%以 給額が比較給与	E都合による剤 (中小企業者 し上であることご	推職者がいない。 第等は2人以上) 又は前期末の届	こと。) であること。		金額の税額控除	(当期の法人	税額の10%	(中小企業者:	(等は20%) を限度) ができる。		
	平成28年度税制改正以後		対象を同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期かつフルタイムの新規雇用者に限定 所得拡大促進税制との重複適用をできることとする。											
	平成29年度税制改正以後	従前どおり												
政策目的		成長戦略に	成長戦略による経済成長と地方創生実現のため、今後の日本経済の成長を担う産業や成長分野における企業を支援し、積極的な雇用創出及びこれら企業における安定的かつ継続的な雇用契約を促進すること。											
== /= ++44.1% =	,		義務対象					努力義務対象	}					
評価対象税目		法人税	法人住民税											
関係条項		措法第42条の12、第68条の1502、地方税法第23条、第292条												
要望内容及び	区分	措置の適用	措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。										区分	延長
創設年度		H23	H23 過去の政策評価の実績 H23厚労01、H24厚労12、H25厚労04、H27厚労04											

【総括表】

E 470031	租税特別措置等の適用実態														租税特別	別措置等によっ	て達成しよ	うする目標とその実	『現状況(効果))			本租税特別措置を利用した企
		適用件数 適用実態調査に 減収額 適用実態調査に 減収額 (法人税・件) おける適用件数 (法人税・百万円) おける適用額の (法人住民税・百万円) 上位10社割合		(参考) 適用実態調査にお ける租税特別措置 ごとの影響額(法		目標①「質の高い雇用を確保する(雇用促進税制の活用を通じて増加し 雇用者数により判断)」(平成29年度までの目標)					た 目標②「雇用機会が不足している地域において質の高い雇用を確保する (同意雇用開発促進地域における無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働 者の増加数により判断)」(平成30年度からの目標)												
	将来予測	実績	実績÷将来予測	(法人税・件) 実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	上位10社割台 (法人税·%) 実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	人住民税·百万 円) 実績	目標値(人)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度	目標値(人)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度	方針等に影響を 与えたと回答した 企業の割合
H23													不明	7.00	02 722	不明					接旳効果		
п23	160,000	1,313	0.8%	1,313	▲ 62,300.0	▲2,054.9	3.3%	16.6%	个明	▲265.2	_	▲265.2	小奶	个明	82,723	个明		_	-		_	<u> </u>	_
H24	不明	4,334	_	4,334	不明	▲ 6,539.7	_	26.9%	不明	▲ 720.0	_	▲ 720.1	不明	不明	79,279	不明	-	_	ı	I	_	_	_
H25	6,120	4,630	75.7%	4,630	▲9,051.2	▲7,518.8	83.1%	14.8%	▲1,256.2	▲957.7	76.2%	▲957.6	不明	不明	97,193	不明	-	_	I	ı	_	_	_
H26	6,732	5,007	74.4%	5,007	▲10,051.2	▲8,964.3	89.2%	15.3%	▲ 1,429.2	▲ 1,209.1	84.6%	▲1,209.1	不明	不明	90,530	不明	_	_	_	_	_	_	_
H27	5,565	4,455	80.1%	4,455	▲9,015.2	▲8,629.7	95.7%	21.5%	▲1,163.0	▲869.7	74.8%	▲869.7	不明	116,064	81,748	不明	-	_	ı	1	_	_	1
H28	6,732	434	6.4%	_	▲10,051.2	▲840.4	8.4%	_	▲1,429.2	▲108.4	7.6%	_	不明	不明	7,931	不明	-	_	ı	4,251	不明	_	_
H29	340	_	_	_	▲658.4	_	_	_	▲84.9	_	_	_	不明	6,221	_	_	_	3,500	3,334	_	_	_	80.0%
H30	340	-	_	_	▲658.4	_	_	_	▲84.9	-	_	_	不明	6,221	_	_	-	3,500	3,334	1	_	_	1
H31	340	-	_	_	▲658.4	_	_	_	▲84.9	-	_	_	_	6,221	_	_	-	3,500	3,334	1	_	_	1
H32	-	-	_	_	_	_	_	_	1	-	_	_	_	_	_	_	-	_	1	1	_	_	1
H33	_	-	_		_	_	_		_		_	_	_		-	-		_			_	_	_
H34	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_
H35~ /未定	-	_	_	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_

点検結果表

(行政機関名:厚生労働省)

制度名	特定の地域にお 延長	いて雇用者の	の数が増加した場合の法	人税額等の特別控除の
税目	法人税、法人住	民税		
区 分	□新設	□拡充	■延長	

(1)) 達成目	桿

【会がも、説明の内容が不十分であると思われる点】なし。 【厚生労働省の補足説明】 -【点検結果】 なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】なし。 【厚生労働省の補足説明】 -【点検結果】 なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】なし。 【厚生労働省の補足説明】 一 【点検結果】 なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】なし。 【厚生労働省の補足説明】 ─ 【点検結果】 なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。 【厚生労働省の補足説明】 【点検結果】 なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の直接的な効果(平成28年度)について、現時点ではその実績が未確定であることから把握が困難であり、「今後、本租税特別措置を利用した事業主に対してアンケート調査を実施し、本租税特別措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することを予定している」と説明されているとおり、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

【厚生労働省の補足説明】

本租税特別措置を利用した企業に対するヒアリング (平成 29 年8月 厚生労働省※) の結果によると、8割以上の企業が、本租税特別措置が労働者の採用方針等に影響を与えたと回答している (※本ヒアリング結果は、本事前評価書提出後に集計したもの)。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 な!

【厚生労働省の補足説明】

一

【点検結果】 なし。

点検項目(6)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

-150- 【H29 厚労07】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

- 1	政策評価の対象とした	特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の
ľ	租税特別措置等の名称	行たの地域において雇用者の数が増加した場合の法人税領等の付別控除の 延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 11)
		(法人住民税:義)(地方税 13)
		【新設·拡充·延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		【制度の概要】
		雇用者(雇用保険一般被保険者)増加数5人以上(中小企業は2人以上)、
		かつ、雇用増加割合 10%以上等の要件を満たす企業は、雇用機会が不足し
		ている地域(地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)に規定する同意雇
		用開発促進地域)内にある事業所における質の高い雇用(無期雇用かつフル
		タイム)の雇用者の数が増加した場合には、増加人数(※1)1人当たり 40 万
		円の税額控除が受けられる(※2)。
		※1)新規雇用に限るものとし、その事業所の増加雇用者数及び法人全体
		の増加雇用者数を上限とする。
		※2)税額控除は当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度。
		【要望の内容】
		 積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、特定の
		 地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の数が増加し
		た場合の法人税額等の特別控除の措置について、その適用期限を2年間延
		長する。
		《関係条項》
		·租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 10 条の 5、第 42 条の 12、第
		68条の15の2
		・・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 4 号及び第 4 号の 3、
		第 292 条第 1 項第 4 号及び第 4 号の 3、附則第 8 条第 9 項及び第 10 項
4	担当部局	厚生労働省職業安定局雇用政策課
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期: 平成 29 年8月 分析対象期間: 平成 26 年度~平成 31 年度
6	対象期間 租税特別措置等の創設	
Ů	年度及び改正経緯	〇平成 23 年度:創設
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	│ │○平成 25 年度 : 拡充・延長
		税額控除額を増加雇用者数一人当たり 20 万円から 40 万円に引上げる
		等の拡充を要望し、拡充が認められる。
		│ │○平成 26 年度:延長
		適用期限3年間の延長要望を行い、平成 28 年度までの適用期間2年間
		の延長が認められる。
		〇平成 28 年度税制改正:延長等

			【H29 】
		177 5 40 88	雇用の質を高める観点からの見直しを行った上で適用期限2年間の延長要望を行い、適用の基礎となる増加雇用者数を地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数とした上で平成29年度までの適用期間2年間の延長が認められる。
7	適用又は	は延長期間	2年間(平成 30 年度~31 年度)
8	等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国は、現在、人口減少社会に入っており、経済成長の実現には、働き 手の数の確保と労働生産性の向上が重要であるところ、我が国の政策課題で ある成長戦略による経済成長と地方創生の実現のため、今後の日本経済の 成長を担う産業や成長分野における企業を支援し、積極的な雇用創出及びこ れら企業における安定的かつ継続的な雇用契約を促進することを目的とす る。
			《政策目的の根拠》 ○ まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 改訂版(平成 28 年 12 月 22 日閣議決定)(抄) Ⅰ. 基本的な考え方 3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立 (1)しごとの創生 地域に根付いたサービス産業の活力・生産性の向上、雇用のミスマッチに対する経済の状況や変動に応じた円滑な対応など、「雇用の質」の確保・向上に注力する。特に、若い世代が地方で安心して働くことができるようになるためには、「相応の賃金」+「安定した雇用形態」+「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となる。労働力人口の減少が深刻な地方では、こうした「雇用の質」を重視した取組こそが重要であり、経済・産業全体の付加価値や生産性の継続的な向上につなげていくことが必要となる。
			十七 建最大之种成为克及物质体充足的多根上表的形成的眼板体。地

げていくことが必要となる。 また、域外から稼げる高付加価値商品の発掘とその販路の開拓や、地域への新たな「ひと」の流れの創出など、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、都市部の企業の地方移転、価値ある企業を存続させ新たな雇用創出にもつながる事業承継の円滑化、農業・観光・中核企業等といった地域産業の活性化・地域経済の振興等を通じて、将来に向けて安定的な「雇用の量」の確保・拡大を実現する。

- O 働き方改革実行計画(平成 29 年3 月 28 日働き方改革実現会議決定) (抄)
- 6. 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備
- (3)就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備

就職氷河期に学校を卒業して、正社員になれず非正規のまま就業又は無業を続けている方が 40 万人以上いる。こうした就職氷河期世代の視点に立って、格差の固定化が進まぬように、また働き手の確保の観点

			からも、対	応が必要で	である。35	歳を超えて	離転職を	繰り返すフリ	ノーター				
			等の正社	員化に向け	て、同一労	働同一賃	金制度のカ	も行を通じて	∑均等•				
			均衡な教育	育機会の提	供を図ると	ともに、個	々の対象	皆の職務経	歴、職業				
			能力等に応じた集中的な支援を行う。										
			11010 01-10 01-1011 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
	2	政策体系	基本目標Ⅳ 「意欲あるすべての人が働くことができるように、労働市場にお										
		における	いて労働者の職業の安定を図ること」										
		政策目的 の位置付	施策大目標2 「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」										
		け	施策目標2-1	「地域、中/	小企業、産	業の特性に	に応じ、雇用	用の創出及	び雇用の				
		',		安定を図	ること」								
	3	達成目標	《租税特別措置	等により達	成しようと	する目標》							
		及びその	雇用促進税制	制を活用し ⁻	て雇用確保	を図ろうと	する企業に	対する支持	爰を継続				
		実現によ	し、雇用機会が	不足してい	る地域にお	いて質の	高い雇用を	確保する。					
		る寄与	〇 測定指標	: 同意雇用	開発促進	地域におけ	る無期雇	用かつフル	タイムの				
				新規雇用	労働者の:	増加数(※)						
				4717707111711				況報告におけ	る報告人数				
			※ 雇用促進計画の達成状況報告における報告人数 ○ 目標値 : 年間約 3,500 人										
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》										
			一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税制優遇措置を継続す										
			ることにより、雇用機会が不足している地域においても、事業主の雇用拡大に										
			対するインセンティブを高め、今後の成長が期待される産業で、より積極的で										
			安定的かつ継続的な雇用創出が増加することが期待されることから、質の高										
			い雇用を確保するという政策目標及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に										
			おが雇用を確保することが以来自係及び「まっていこ」と同生総合戦略」等に 掲げる取組及び目標に寄与することが見込まれる。										
9 有効性	1	適用数等	〇適用件数及7		79000	0.光达54	~~·						
* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	迴用奴号	○週用件数及(ア廻用領				/ } 	= = m \				
								(単位:件、	(白万円)				
									0.4				
			年度 区分	26	27	28	29	30	31				
				26 5,007	27 4,455	28 434	29 340	340	340				
			区分 適用件数 適用額	5,007 8,964	4,455 8,630	434 840	340 658	340 658					
			区分 適用件数 適用額 (注)平成28年度	5,007 8,964 ~31 年度分	4,455 8,630 は推計値(算	434 840 定根拠につい	340 658 いては、別紙参	340 658 參照)	340				
		<u>></u>	区分 適用件数 適用額 (注)平成28年度 (財務省「租税特別	5,007 8,964 ~31 年度分	4,455 8,630 は推計値(算	434 840 定根拠につい	340 658 いては、別紙参	340 658 參照)	340				
	2	減収額	区分 適用件数 適用額 (注)平成28年度	5,007 8,964 ~31 年度分	4,455 8,630 は推計値(算	434 840 定根拠につい	340 658 いては、別紙参	340 658 参照) り)	340 658				
	2	減収額	区分 適用件数 適用額 (注)平成28年度 (財務省「租税特別	5,007 8,964 ~31 年度分 引措置の適用	4,455 8,630 は推計値(算 実態調査の網	434 840 定根拠につい き果に関する	340 658 いては、別紙参 報告書」よ	340 658 参照) り) (単位	340 658 : 百万円)				
	2	減収額	区分 適用件数 適用額 (注)平成28年度 (財務省「租税特別 ○減収額	5,007 8,964 ~31 年度分	4,455 8,630 は推計値(算	434 840 定根拠につい	340 658 いては、別紙参	340 658 参照) り)	340 658				
	2	減収額	区分 適用件数 適用額 (注) 平成 28 年度 (財務省「租稅特系 〇減収額 年度 法人税	5,007 8,964 ~31 年度分 削措置の適用 26 8,964	4,455 8,630 は推計値(算 実態調査の約 27 8,630	434 840 定根拠につい 吉果に関する 28 840	340 658 では、別紙を 報告書」よ 29 658	340 658 参照) り) (単位 30 658	340 658 : 百万円) 31 658				
	2	減収額	区分 適用件数 適用額 (注) 平成 28 年度 (財務省「租稅特系 〇減収額 年度 法人稅 法人住民稅	5,007 8,964 ~31 年度分 削措置の適用 26 8,964 1,209	4,455 8,630 は推計値(算 実態調査の約 27 8,630 870	434 840 定根拠につい 吉果に関する 28 840 108	340 658 いては、別紙多 報告書」よ 29 658 85	340 658 参照) り) (単位 30 658 85	340 658 :百万円) 31				
	2	減収額	区分 適用件数 適用額 (注) 平成 28 年度 (財務省「租稅特系 〇減収額 年度 法人税	5,007 8,964 ~31 年度分 削措置の適用 26 8,964 1,209 ~31 年度分	4,455 8,630 は推計値(算 実態調査の約 27 8,630 870 は推計値(算	434 840 定根拠につい き果に関する 28 840 108 定根拠につい	340 658 いては、別紙多 報告書」よ 29 658 85	340 658 参照) り) (単位 30 658 85	340 658 :百万円) 31 658 85				
	2	減収額	区分 適用件数 適用額 (注) 平成 28 年度 (財務省「租稅特別 〇減収額 年度 区分 法人稅 法人住民稅 (注) 平成 28 年度	5,007 8,964 ~31 年度分 削措置の適用 26 8,964 1,209 ~31 年度分	4,455 8,630 は推計値(算 実態調査の約 27 8,630 870 は推計値(算	434 840 定根拠につい き果に関する 28 840 108 定根拠につい	340 658 いては、別紙多 報告書」よ 29 658 85	340 658 参照) り) (単位 30 658 85	340 658 :百万円) 31 658 85				

3	効果·税収
	減是認効
	果

说収 《効果》

〇達成目標の実現状況

(単位:人)

年度 区分	26	27	28	29	30	31
雇用保険一般被保険者増加数(*1·2)	90,530	81,748	7,931	6,221	6,221	6,221
無期雇用か つフルタイム の新規雇用 労働者の増 加数(*2)	-	-	4,251	3,334	3,334	3,334

- (*1) 所期(前回評価時)の達成目標に係る測定指標
- (*2) 雇用促進計画の達成状況報告における報告人数
- (注) 平成 28 年度~31 年度分は推計値(算定根拠については、別紙参照)

○達成目標の変更理由・所期の目標の達成状況

(達成目標の変更理由)

平成 28 年度税制改正により、適用の基礎となる増加雇用者数については同意雇用開発促進地域内にある事業所における雇用者の増加数となったが、要望時においては、こうした地域の限定をしていなかったため、前回要望時の達成目標は、「雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続し、質の高い雇用を確保する(年間約 11 万人の雇用保険一般被保険者の雇用増加)」としていた。

今回の要望は、平成28年度税制改正の内容を延長するものであり、達成目標の内容及び水準を、その内容に即し、明確かつ具体的に設定する必要があることから、「同意雇用開発促進地域における無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者の増加数(※):年間約3,500人」とした。

(所期の目標の達成状況)

本制度は、ハローワーク等に①事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、ハローワーク等で確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるか否かが分かる仕組みとなっている。

このため、平成 28 年度中に事業年度が開始する雇用促進計画については、平成 29 年4月から雇用促進計画の達成状況の受付が開始となるため、平成 28 年度の実績は未確定であり、前回要望時の目標について達成できたかは現時点では判断できない。

なお、平成28年度税制改正により、適用の基礎となる増加雇用者数については同意雇用開発促進地域内にある事業所における雇用者の増加数となったが、要望時においては、こうした地域の限定をしていなかったため、前回要望時の達成目標は、今回試算した平成28年度推計値(7,931人)に比べ高い数値となっている。

〇租税特別措置による直接的な効果

現行の租税特別措置の内容(同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者が増加した場合に税額控除が受けられるとするもの)となったのは平成28年度からであり、上記のとおり、平成28年度中に事業年度が開始する雇用促進計画については、平成29年4月から雇用促進計画の達成状況の受付が開始となるため、平成28年度の

				実績は未確定であるため、当該年度における本租税特別措置による直接 的な効果は把握が困難である。
				今後、本租税特別措置を利用した事業主に対してアンケート調査を実施 し、本租税特別措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することを予定し
				ている。 なお、アンケートの調査項目については現時点で以下のような内容を考
				えている。 ・ 産業、中小企業者か否か
				無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者増加数本租税特別措置が労働者の採用に関する方針や計画を決定するに
				当たり、影響を与えたかなど
				《税収減を是認するような効果の有無》 雇用機会が不足している地域において本租税特別措置が活用されることに
				より、雇用の拡大及び質を高めることへの事業主のインセンティブが高まり、
				平成 28 年度には約 4,000 人(推計値)の質の高い雇用(無期雇用かつフルタイ
				ム)が新たに創出される。また、本租税特別措置に係る減収額は約9.5億円
				(法人税・法人住民税計(平成28年度推計値))(23万円/無期雇用かつフルタイ
				ムの新規雇用労働者一人当たり)であるが、他方で、本租税特別措置により
				新たに創出された良質な雇用の雇用者は安定的な所得を得るとともに、当該
				企業の成長を通じ、地域経済が活性化すること等により、継続的に国や地方
				公共団体に所得税等の税収入等をもたらすことから、税収減を是認する効果 があるものといえる。
				なお、上記記載のとおり、今後、本租税特別措置の直接的な効果(寄与度)
				を事後検証することとする。
10	相当性	1	租税特別	日本経済を牽引し、雇用の創出に大きな期待が見込まれる産業や成長分
			措置等に	野の企業に対し、雇用負担を軽減することは、質の高い新たな雇用を促進す
			よるべき	 るに当たり効果的である。本租税特別措置は、法人税等を納付する企業に対
			妥当性等	し雇用負担を軽減することにより幅広く支援を行い、質の高い雇用を促進する
				ものであり、本租税特別措置による優遇措置は妥当である。
		<u></u>	他の支援	労働者の処遇や職場環境の改善に係る各種助成金は、既に雇用されている
		(c)	措置や義	
			務付け等	労働者に対する支援であり、各種雇入れ助成金は、再就職が困難な高年齢
			との役割	者等、雇い入れる労働者の属性等に応じてその就職を支援するものであり、
			分担	労働者の職業の安定を図ることを目的とし、その対象・効果も限定されてい
				 వ్య
				一方、本租税特別措置は、官民一体となって地方創生及び我が国の経済成
				長を実現していくため、雇用増に着目して企業の税負担を軽減するものであ
				り、「質の高い雇用」を推進することを目的とし、広く企業を対象としたものであ
				ప ం
		3	地方公共	本租税特別措置は、官民一体となって地方創生及び我が国の経済成長を実
			団体が協	- 現していくための取組であり、成長企業に対する支援を強化することで雇用機
			力する相 当性	会が不足している地域における質の高い雇用機会の拡大を図るものである。
11	有識者σ)見	解	-
12			評価又は事	平成 27 年8月 (H27 厚労 04)
	後評価の)実	施時期	

-152- 【H29 厚労07】

(H30 年度税制改正) 減収見込額等の推計

<現行制度>

雇用者(雇用保険一般被保険者)増加数5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用機会が不足している地域(地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域)内にある事業所における質の高い雇用(無期雇用かつフルタイム)の雇用者の数が増加した場合には、雇用増加数1人当たり40万円の税額控除が受けられる。(税額控除は当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度。)

<要望内容>

積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、適用期限を2年間延長する。

<把握できる指標・数等からの平成29年度における適用件数等の積算>

▶ 平成 27 年度租特透明化法等による調査報告書における適用実績(※1)

適用件数 : 4,455件

税額控除額: (国税) 86 億 29,662 千円 (地方税) 8 億 69,700 千円

(※1)財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(以下「適用実態調査」という。)による実績値より。

租特透明化法の調査対象企業は、平成 27 年 4 月 1 日~平成 28 年 3 月 31 日までの間に事業年度が終了した法人。

▶ 平成28年度までの適用件数、適用人数、適用減収総額(実績値)について

平成 25 年度から平成 28 年度におけるハローワークにおいて受理した達成状況報告及び租特透明化法等による調査報告書における適用実績(国税・地方税)から把握できる適用件数等は以下のとおり。

	雇用促進計画実施年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
雇用促進	① 計画受付件数(件)	39,707	43,537	42,917	4,187
計画受付 件数	② 達成状況報告受付件数(件)	9,681	9,180	7,913	_
	③ 達成状況報告における一般 被保険者の増加数(人)	97,193	90,530	81,748	ı
(国税)	④ 適用件数(件)	4,630	5,007	4,455	_
適用実態	⑤ 適用減収総額(千円)	7,518,796	8,964,292	8,629,662	_
調査	⑥ 適用対象人数(人) (⑤/控除額 40 万円)	18,770	22,411	21,574	_
(地方税)	⑦ 適用件数(件)	-	-	-	_
適用実態 調査	⑧ 適用減収総額(千円)	957,622	1,209,149	869,700	_

^{*} 税制適用対象者の限定(同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者)は平成28年度から。

- 平成28年度における適用件数、適用人数、適用減収総額(推計値)について 平成23年度から平成28年度におけるハローワークにおいて受理した達成状況報告及び租特透明 化法等による調査報告書における適用実績(国税・地方税)から把握できる適用件数等の推計値は 以下のとおり。
- 平成 28 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②(推計値)について
 - ・平成28年度の雇用促進計画の受付件数①は4.187件
 - ・平成27年度の雇用促進計画の受付件数①に対する達成状況報告受付件数②の割合は18.4% (=7.913件/42.917件)
 - ・平成 28 年度においてもこの割合 (18.4%) で達成状況報告件数が積まれるとすると、平成 28 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②(推計値)は 770 件(=4.187 件×18.4%)
- 平成28年度における雇用促進計画の達成状況報告における一般被保険者の増加数③(推計値) 及び無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者数③-i (推計値) について
 - ・平成 27 年度の雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する達成状況報告における一般被保険者の増加数③の割合は 10.3 (=81,748 人/7,913 件)
 - ・平成 28 年度においてもこの割合 (10.3) で達成状況報告における一般被保険者数が積まれるとすると、平成 28 年度における雇用促進計画の達成状況報告における一般被保険者数③ (推計値) は 7,931 人 (=770 件×10.3)
 - ・平成 28 年度における雇用促進計画の達成状況報告における無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者数③-i (推計値) は 4.251 人 (※)
 - ※ 平成 28 年度における雇用促進計画の達成状況報告のうち事業年度開始月が4月及び5月である事業主の提出した報告(注)における一般被保険者の増加数(⑦)は1,943人、無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者数(④)は1,041人であり、一般被保険者の増加数(⑦)に対する無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者数(④)の割合は53.6%(=1,041人/1,943人)。平成28年度全体においても一般被保険者の増加数に対する無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者数の割合が53.6%であるとすると、平成28年度における雇用促進計画の達成状況報告における無期雇用かつフ
 - 注)雇用促進計画の達成状況報告は事業年度終了後2か月以内に提出することとしているため、平成 29年7月31日現在においては、事業年度が4月及び5月に開始する事業主が提出した件数のみ把 握が可能。
- 〇 平成28年度における適用件数④(推計値)及び適用人数⑥(推計値)について

ルタイムの新規雇用労働者数は、4.251人(=7.931人×53.6%)。

- ・平成 27 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた 適用件数④の割合は 56.3% (=4.455 件/7.913 件)
- ・平成 28 年度における適用件数④についてもこの割合 (56.3%) で適用件数が積まれるとする と、平成 28 年度における適用件数④ (推計値) は 434 件 (=770 件×56.3%)
- ・平成 27 年度における 1 件当たりの適用人数は 4.84 人(=21,574 人/4,455 件)
- ・平成 28 年度においても 1 件当たりの適用人数が 4.84 人であるとすると、平成 28 年度における適用人数⑥ (推計値) は 2,101 人 (=434×4.84 人)
- 〇 平成28年度における減収見込額(推計値)について
 - (国 税)平成 28 年度における法人税減収見込額は8億 4,040 万円 (=2,101 人×40 万円)
 - (地方税) 平成 28 年度における法人住民税の減収見込み額は、法人税減収見込み額に法人住民 税率 12.9%を乗じた額である 1 億 841 万円 (= 8 億 4,040 万円×12.9%)

▶ 平成29年度~31年度における適用件数、適用人数、適用減収総額(推計値)について

平成 29 年度における件数等については、平成 28 年及び平成 29 年 4 月 1 日現在の同意雇用促進地域の地域数等から推計することとし、その結果は以下のとおり。

なお、平成30年度税改要望書に記載する平成30年度及び31年度の減収見込み額等の推計については、平成29年度の推計値を用いることとする。

(参考) 平成 29 年度における①~⑨(⑦除く)の推計値は以下のとおり。

- ① 41.0 件(※1)×80 地域(平成29年4月1日現在の同意雇用促進地域数)=3.280件
 - (※1) 平成 28 年度における同意雇用促進地域 1 地域当たりの雇用促進計画の受付件数 (4,187 件/102 地域 (平成 28 年 4 月 1 日現在))
- ② 3,280×18.4% (※2) =604件
 - (※2) 平成27年度の雇用促進計画の受付件数①に対する達成状況報告受付件数②の割合(②/①)
- ③ 604×10.3 (※3) =6,221 人
 - (※3) 平成27年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する達成状況報告における一般被保険者の増加数③の割合(③/②)
- ③-i 6,221×53.6% (※4) =3,334 人
 - (※4) 平成28年度における雇用促進計画の達成状況報告における一般被保険者の増加数に対する無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者数の割合(③・i/③)(④)604×56.3%(※5)=340件
- (※5) 平成27年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数 (4)の割合(4)/②)
- ⑥ 340×4.84 (※6) =1,646 人
 - (※6) 平成 27 年度における 1 件当たりの適用人数は 4.84 人 (=21,574 人/4,455 件)
- ⑤ 1,646 人×40 万円=65,840 万円
- ⑧ 65,840 万円×法人住民税率 12.9%=8,493 万円

	雇用促進計画実施年度	平成 28 年度	平成 29 年度
雇用促進計画受 付件数	① 計画受付件数(件)	4,187	(推計値) 3,280
	②達成状況報告受付件数 (件)	(推計値) 770	(推計値) 604
	③達成状況報告における一般被 保険者の増加数(人)	(推計値) 7,931	(推計値) 6,221
	③- i 達成状況報告における無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者数(人)	(推計値) 4,251	(推計値) 3,334
(国税)適用実 態調査	④適用件数(件)	(推計値) 434	(推計値) 340
	⑤適用減収総額(千円)	(推計値) 840,400	(推計値) 658,400
	⑥適用対象人数(人) (⑤/控除額 40 万円)	(推計值) 2,101	(推計值) 1,646
(地方税)適用	⑦ 適用件数(件)	_	_
実態調査	⑧適用減収総額(千円)	(推計値) 108,412	(推計值) 84,934

以上

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29厚労08)

(評価実施府省:厚生労働省)

【基本情報】

制度名(措置名)		働く人のため((-)	働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創設 (-)											
	平成27年度時点	-												
措置の内容	平成28年度税制改正以後	-												
	平成29年度税制改正以後	-												
政策目的			働く人のための保育の提供に取り組む企業の事業所内保育施設の整備に対するインセンティブを喚起し、事業所内保育施設に必要な設備投資の促進を図るとともに、新くるみん認定・新ブラチナくるみん認定を受けた事業主に更なる優遇措置 を設けることによって、待機児童解消及び企業による仕事と育児の両立支援を推進する。											
評価対象税目	1		義務対象		努力義務対象									
計画对象依任	i	法人税			所得税									
関係条項		-					•				,			
要望内容及び	区分	① 事業所内	保育施設並び		取得した遊戯具	、家具及び防	犯設備の割増	賞却措置を講ず		取り組んでいるゴ	と業については、	上記措置を拡充する。	区分	新設
創設年度		-	過去の政策	評価の実績	-								•	•

【総括表】

		租税特別措置等の適用実態														租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)											
		適用件数		(参考) 適用実態調査に おける適用件数		減収額 (法人税 百万円)		減収額 適用実態 (注入税 百万円) おける適用		(参考) 適用実態調査に おける適用額の	(#h-±>+ 1 ·	適用実態調査 は石組税特別提 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円) 方法人二税・地		(参考) 適用実態調査にお ける租税特別措置 ごとの影響額(地					目標②「平社にする」	成32年まで	にくるみん認	定取得企		0 目標③「平成32年までに厳格化されたくるみん認定・ブラチ けくるみん認定の取得促進による男性の育児休暇取得率 13%の達成」			
		(法人机	+)	(法人税・件)		.压入机 日/	יםנ)	上位10社割合 (法人税·%)	(地方法人.	方法人二税·地方 法人特別税·百万 円)	目標値			将来予測	実績	租特の直	目標達成度	目標値(社)	将来予測	実績	租特の直	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直	目標達成度
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接的効果					接的効果					接的効果	
H23	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
H24	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
H25	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
H26	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
H27	_	_	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
H28	_	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
H29	1,098	_	_	_	▲93.4	-	_	_	-	_	_	_	_	不明	_	_	_	_	不明	_	_	_	_	不明	_	_	_
H30	1,098	_	_	_	▲93.4	-	_	_	-	_	_	_	_	不明	_	_	_	_	不明	_	_	_	_	不明	_	_	_
H31	1,098	_	_	_	▲93.4	_	_	_	_	_	_	_	_	不明	_	_	_	_	不明	_	_	_	_	不明	_	_	_
H32	1,098	_	_	_	▲93.4	_	_	_	_	_	_	_	_	不明	_	_	_	3,000	不明	_	_	_	13.0%	不明	_	_	_
H33	1,098	_	_	_	▲93.4	_	_	_	_	_	_	_	_	不明	_	_	_	_	不明	_	_	_	_	不明	_	_	_
H34	1,098	_	_	_	▲93.4	_	_	_	_	_	_	_	320,000	320,000	_	_	_	_	不明	_	_	_	_	不明	_	_	_
H35~ /未定	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

点検結果表

(行政機関名:厚生労働省)

制度名	働く人のための保育 設	の提供に取り組む	企業に対する税制上の優遇措置の創
税目	法人税、所得税		
区 分	■新設 □打	広充 □延	- 長

(1) 達成目標

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標(厳格化されたくるみん認定・プラチナくるみん認定の取得促進による男性 の育児休業取得率13%の達成)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。
- ② 政策目的(新くるみん認定・新プラチナくるみん認定を受けた事業主に更なる優遇措置を設けることによって、待機児童解消及び企業による仕事と育児の両立支援を推進する)の実現状況を十分に明らかにするため、新くるみん・プラチナくるみんの認定件数等についても達成目標(測定指標)を設定する必要がある。

【厚生労働省の補足説明】

①・② 指摘を受け、評価書を修正した。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数(法人税及び所得税)が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の適用数が年度ごとに予測されていない。
- ③ 将来の適用数 (平成30年度から平成34年度まで) について、「平成28年度4月の事業所内保育の増加数は約200件、平成28年度の企業主導型の助成決定数は約900件」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

①~③ 指摘を受け、評価書を修正した。

【点検結果】

①~③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額(法人税及び所得税)が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の減収額について、平成28年度に助成決定された企業主導型保育事業所の平均的な設備費や遊具等整備費用を用いて説明されているが、算定根拠(その出典)が明らかにされていない。
- ③ 将来の減収額について、推計に用いられている法人税率 (30%) に誤りがあるため、23.2%に修正する必要がある。

【厚生労働省の補足説明】

①~③ 指摘を受け、評価書を修正した。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が一部解消されたが、 将来の減収額(所得税)について、「法人税の額:所得税の額=1098:2で推計」と説明 されており、算定に誤りがあるため、この点を課題とする。
- ②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(平成34年度末までの約32万人の保育の受け皿確保及びそれによる待機児童の解消とその維持、厳格化されたくるみん認定・プラチナくるみん認定の取得促進による男性の育児休業取得率13%の達成)に対する将来の効果について、「事業所内保育施設の設置を促進するための税制措置を行うことにより、事業所内保育施設の整備が円滑に進み、保育の受け皿の拡大及び待機児童の解消とその維持が実現される」と説明されているが、定量的な予測がされていない。
- ② 達成目標(平成34年度末までの約32万人の保育の受け皿確保及びそれによる待機児童の解消とその維持、厳格化されたくるみん認定・プラチナくるみん認定の取得促進による男性の育児休業取得率13%の達成)に対する将来の効果の寄与について、「企業の事業所内保育設置及びくるみん認定取得のインセンティブを喚起することができる」と説明されているが、平成28年度4月時点に集計された、事業所内保育の27年度増加数増加数200件及び28年度の企業主導型の助成決定数900件がどの程度増加し、どの程度達成目標に寄与するのか明らかにされていない。
- ③ 達成目標(厳格化されたくるみん認定・プラチナくるみん認定の取得促進による男性 の育児休業取得率13%の達成)について、事業所内保育施設を設置する際の設備投資の負 担を軽減する本特例措置との関係が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ①・② 指摘を受け、評価書を修正した。
- ③ くるみん認定を受けていることを事業所内保育施設等の税制優遇措置の加算措置の要件とすることで、くるみん認定取得のインセンティブとする。

くるみん認定の認定基準には男性の育児休業取得率7%が、プラチナくるみん認定の認定基準には13%があるため、これらの基準を満たした企業が増えることが、社会全体の男性育児休業取得率の向上に資する。

【点検結果】

① 補足説明により、「事業所内保育施設の設置を促進するための税制措置を行うことにより、事業所内保育施設の整備が円滑に進み、平成34年度までの5年間で32万人分の保育の受け皿の拡大が実現される」と説明されているが、将来の効果が年度ごとに予測されておらず、また、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされておらず、さらに、他の政策手段、経済情勢等の直接的な効果が予測されていないため、これらの点を課題とする。

また、達成目標「平成 32 年までに厳格化されたくるみん認定・プラチナくるみん認定の取得促進による男性の育児休業取得率 13%の達成」に対する将来の効果について、補足説明③により「くるみん認定の認定基準には男性の育児休業取得率 7%が、プラチナくるみん認定の認定基準には 13%があるため、これらの基準を満たした企業が増えることが、社会全体の男性育児休業取得率の向上に資する」と説明されているが、定量的に予測されていないため、この点も課題とする。

このほか、追加された達成目標(平成32年までにくるみん認定取得企業を3,000社にする)に対する将来の効果について、補足説明(7)③によれば「くるみん認定を受けていることを事業所内保育施設等の税制優遇措置の加算措置の要件とすることで、くるみん認定取得のインセンティブとする」と説明されているが、定量的に予測されていないため、この点も課題とする。

- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解決されていないため、この点を課題とする。さらに、追加された達成目標(平成32年までにくるみん認定取得企業を3,000社にする)に対する将来の効果の寄与について、補足説明(7)③によれば「くるみん認定を受けていることを事業所内保育施設等の税制優遇措置の加算措置の要件とすることで、くるみん認定取得のインセンティブとする」と説明されているが、本特例措置がどの程度寄与するのか明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、「くるみん認定を受けていることを事業所内保育施設等の税制優遇措置の加算措置の要件とすることで、くるみん認定取得のインセンティブとする。くるみん認定の認定基準には男性の育児休業取得率7%が、プラチナくるみん認定の認定基準には13%があるため、これらの基準を満たした企業が増えることが、社会全体の男性育児休業取得率の向上に資する」と説明されているが、どの程度達成目標の実現に寄与す

るのか明らかにされておらず、また、達成目標(平成32年までにくるみん認定取得企業を3,000社にする)が達成されたとしても、他の達成目標(平成32年までに厳格化されたくるみん認定・プラチナくるみん認定の取得促進による男性の育児休業取得率13%の達

成)に至らないと考えられるため、説明が不足していることから、この点を課題とする。

-156-

点検項目(5)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

【H29 厚労08】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	11	1代付別拍直寺に保る以来の争削計画者						
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創						
		設						
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 13)						
		【新設·拡充·延長】						
3	租税特別措置等の内容	《内容》						
		事業所内保育施設(事業所内保育事業・企業主導型保育事業)を設置する企						
		業に対して、						
		①事業所内保育施設並びにこれと同時に取得した遊戯具、家具及び防犯設						
		備の割増償却措置を講ずる。						
		②平成29年4月1日施行の新くるみん認定・新プラチナくるみん認定を取得						
		して仕事と育児の両立支援により積極的に取り組んでいる企業について						
		は、上記措置を拡充する。						
		《関係条項》						
		―(新設のため関係条項は未定)						
4	担当部局	厚生労働省子ども家庭局保育課、雇用環境・均等局職業生活両立課、						
		内閣府子ども・子育て本部						
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期: 平成 29 年8月 分析対象期間: 平成 30 年度~34 年度						
	対象期間							
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	_						
	十次次0 40年11年14							
7	適用又は延長期間	5年間(平成 30 年度~34 年度)						
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》						
	等 及びその	働く人のための保育の提供に取り組む企業の事業所内保育施設の整備に対						
	根拠	するインセンティブを喚起し、事業所内保育施設に必要な設備投資の促進を 図るとともに、新くるみん認定・新プラチナくるみん認定を受けた事業主に更な						
		る優遇措置を設けることによって、待機児童解消及び企業による仕事と育児						
		の両立支援を推進する。						
		《政策目的の根拠》						
		子育て安心プラン(平成 29 年6月2日公表)における6つの支援パッケージの						
		主な内容(抜粋)						
		1 保育の受け皿の拡大 ~更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する~						
		・企業主導型保育事業の地域枠拡充など						
		6 保育と連携した「働き方改革」						
		○ 保育と連携した「働き力以単」 ~ニーズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す~						
	② 政策体系	基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育						
	における	│ てることなどを可能にする社会づくりを推進すること │ 施策大目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなど │						
	政策目的	地名人口は2 付用省の一一人に対応した多様な採用り一て入ると						

	の位置付け	の子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を身現すること 施策目標 2-1 保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること
	③ 達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成34年度末までの約32万人の保育の受け皿確保及びそれによる名機児童の解消とその維持 平成32年までにくるみん認定取得企業を3,000社にする。 平成32年までに厳格化されたくるみん認定・プラチナくるみん認定 の取得促進による男性の育児休業取得率13%の達成 (政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 待機児童の解消とその維持
9 有効性	: ① 適用数等	仕事と育児の両立の推進 約 1,100 企業(毎年、うち約2企業が所得税適用分、その他は法人税適用分)
· 等		《適用数の推計方法》 ・平成 28 年度4月時点に集計された、事業所内保育の平成 27 年度増加数に約 200 件(厚生労働省調べ) ・平成 28 年度の企業主導型の助成決定数は約 900 件(平成28年度企業主導型保育事業助成決定一覧(18 回目まで)(公益財団法人児童育成協会)) ※これら 1,100 件のうち、個人立(所得税適用)は2施設(厚生労働省調べ)
	② 減収額	法人税:93 百万円(毎年) 所得税:0.17 百万円(毎年) ※償却期間全期間では減収とはならない <適用額の推計方法> ・平成 28 年度に助成決定された企業主導型保育事業所の平均的な施設整備費は約 6,500 万円,募集に応じた企業の施設整備費(助成の対象となるもの)限る。)の平均値を内閣府で算出)、遊具等整備は約 600 万円(企業主導型保育事業者ヒアリングをもとに厚生労働省で算出) →事業所の保育の場合、施設整備費 6500 万円自己負担 6500 万円 耐用年数(財務省令) 約 40 年減価償却費 約 160 万円/年割増償却額(償却率 30%) 48 万円法人税減税額(実効税率 23.2%) 11.1 万円 遊具等設備整備費 600 万円 耐用年数(財務省令) 約 10 年減価償却費 約 60 万円/年割増償却額(償却率 30%) 18 万円法人税減税額(実効税率 23.2%) 4.2 万円
		→企業主導型保育の場合、 施設整備費 6500 万円 自己負担 1625 万円 耐用年数(財務省令) 約 40 年 減価償却費 約 40 万円/年

		(3)	効果·税収 減是認効	法人税減税額(実効税率 23.2%) 2.8 万円 ※遊具等施設整備は事業所内保育と同様 したがって、 (11.1 万+4.2 万)×200+(2.8 万+4.2 万)×900=9,360 万円 個人立(所得税適用)は2施設/1100 施設であるため、法人税の額:所得税の額=1098:2で推計すると、 法人税の額:9,360×1098/1100=9343 万円 所得税の額:9,360×2/1100=17 万円 ※新くるみん認定・新プラチナくるみん認定を取得している場合は取得率の割増を検討しているが、これによる減収額への影響については、認定の要件が変わったことから取得企業数が予測できないため、現段階では推計が困難である。 《効果》 事業所内保育施設の設置を促進するための税制措置を行うことにより、事業
			果	所内保育施設の整備が円滑に進み、平成34年度までの5年間で32万人分の保育の受け皿の拡大が実現される。 ※平成28年度の事業所内保育の保育拡大量が約2千5百人(厚生労働省調べ)、企業主導型保育が約2万人(内閣府調べ)であるため、単純計算で平成34年度までの5年間で約11万3千人の保育の受け皿拡大が見込まれる。さらに、新くるみん認定・新プラチナくるみん認定とリンクした税制措置とすることにより、保育の受け皿の拡大だけでなく、企業による仕事と育児の両立支援が促進される。
				《税収減を是認するような効果の有無》 事業所内保育施設の設置を更に加速化していくため、また、新くるみん認定・新ブラチナくるみん認定の取得を促進するために、事業所内保育施設を設置する際の設備投資の負担を軽減する必要があるところ、割増償却制度により、一定期間、企業の所得を圧縮することを可能にすることで、企業の手元に残る資金に余裕を生み、企業の事業所内保育設置及びくるみん認定取得のインセンティブを喚起することができる。
10	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	待機児童解消及び仕事と育児の両立支援のために、保育の受け皿の確保が 喫緊の課題となる中、事業所内保育施設の設置を更に加速化していくため、 また、新くるみん認定・新プラチナくるみん認定の取得を促進するため、本租税 特別措置による支援を図ることは、事業所内保育施設を設立した後の特に経

割増償却額(償却率 30%)

12 万円

-158- 【H29 厚労08】

	営が不安定になりやすい期間、企業の所得を圧縮することを可能にするととも
	に、償却期間全期間でみれば減収とならないため、補助金によるよりも財政政
	策上有用である。
② 他の支援	事業所内保育施設の設置を更に加速化していくために、事業所内保育施設を
措置や義	設置する際の設備投資の負担の軽減を図る必要がある。資金の確保に不安
務付け等との役割	が残る場合、直接の利益につながらない事業所内保育施設の整備は後回し
分担	にされやすい。
	この問題を解決するため、割増償却制度により、一定期間企業の所得を圧縮
	することを可能にし、企業の手元に残る資金に余裕が生まれるようにする必要
	がある。
	また、社会全体で、これまで以上に子育てサポートの取組を進めるべく、平成 29 年4月1日より、くるみん認定・プラチナくるみん認定の基準を、より先進的な取組をしている企業が認定される内容に厳格化した。基準が厳格化されたくるみん認定・ブラチナくるみん認定の取得を促進し、企業による更なる子育てサポートを促進するため、認定取得の経済的なインセンティブとしてくるみん認定・ブラチナくるみん認定を受けた場合の割増償却率の加算が必要となる。
③ 地方公共	本税制については、地方公共団体に関係事業者への周知をお願いすることと
団体が協力する相	しているので、地方公共団体は児童福祉法に基づき保育の提供義務を負って
当性	おり、保育の受け皿拡大を目的とする本税制に協力する相当性がある。
11 有識者の見解	_
12 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

(評価実施府省:厚生労働省)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29厚労09)

【基本情報】

制度名 (措置名)		生活困窮者	自立支援制度	及び生活保護	制度の見直しは	こ伴う税制上の	所要の措置							
	平成27年度時点	-												
措置の内容	平成28年度税制改正以後	-												
	平成29年度税制改正以後	-												
政策目的		生活困窮を	とりまく状況や生	E活困窮者自立	支援制度・生	活保護制度の	施行状況等を記	踏まえ、両制度	り見直しを一	体的に検討する必	要がある。			
評価対象税目		義務対象			努力義務対象									
a于1世XJ 多4元日		法人税	法人住民税	法人事業税										
関係条項		-							,	•		•		
要望内容及び区分				窮者自立支援) 上の所要の措置			会保障審議会会	生活保護基準語	『会」において	、生活困窮者自立	立支援制度、3	上活保護制度及び生活保護基準に係る検討・検証を行って	区分	新設
創設年度		-	過去の政策	評価の実績	-									

【総括表】

					租稅	符別措置等の適用	用実態						租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)				
		適用件数 適用実態調 (法人税・件) おける適用件			(参考) 減収額 (法人税・百万円)				(地方法人:	(参考) 適用実態調査における租税特別措置 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円) ごの影響額(地			1				
			(法人税・件)				上位10社割合(法人税・%)			方法人二税·地方 法人特別税·百万 円)	目標値	将来予測	実績	租特の直	目標達成度		
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接的効果	
H23	-	_	_	_	-	l	ı	-	Ī	Ī	_	_	_	_	-	-	-
H24	-	_	_	_	-	_	-	_	-	_	_	_	_	_	-	_	-
H25	-	_	-	_	-	-	-	-	-	_	_	_	_	-	-	-	_
H26	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
H27	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
H28	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
H29	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	_	-	_	-	-	_	_
H30	不明	-	_	-	不明	-	-	_	不明	_	_	_	不明	不明	-	-	_
H31	不明	-	_	-	不明	-	-	_	不明	_	_	_	不明	不明	-	-	-
H32	不明	-	-	_	不明	-	-	_	不明	-	_	-	不明	不明	-	-	-
H33	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	-	-	_	-
H34	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
H35~ /未定	_	-	-	_	-	ı	-	_	-	-	_	-	_	-	ı	ı	_

点検結果表

(行政機関名:厚生労働省)

制度名	生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の 措置
税目	法人税、法人住民税、事業税
区 分	■新設 □拡充 □延長

(1) 達成目標

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要かつ有効であるか を検証することができない。

【厚生労働省の補足説明】

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについては、現在社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において審議をしている状況であり、まだ具体的な見直しの内容が固まっていないため、達成すべき目標を示すことができない。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについては、現在社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において審議をしている状況であり、まだ具体的な見直しの内容が固まっていないため、将来の適用数を示すことができない。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

将来の減収額が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについては、現在社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において審議をしている状況であり、まだ具体的な見直しの内容が固まっていないため、将来の減収額を示すことができない。

【点検結果

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについては、現在社会保障審議会生

【H29 厚労09】

活困窮者自立支援及び生活保護部会において審議をしている状況であり、まだ具体的な見直しの内容が固まっていないため、将来の効果を示すことができない。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

-162- 【H29 厚労09】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	지난 선수 등과 1교	E M ÷						
1	政策評価租税特別		リ家とした 置等の名称	生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置				
2	対象税目	1		(法人税:義)(国税8)				
				(法人住民税、事業税:義)(地方税8)				
				【新設·拡充·延長】				
3	和税结别	山井電	置等の内容	《内容》				
"	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	311111	5 44 0 N L 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
				〇 平成 25 年に生活困窮者自立支援法の創設、生活保護法の一部改正を行				
				一っており、生活困窮者自立支援法については、平成30年が施行3年後の見直				
				しの年となっている。				
				〇 また、生活保護制度については、平成29年度の生活保護基準の検証にあ				
				わせ、自立支援の推進等の観点から制度全般について関係審議会等で検討				
				し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る平				
				成 30 年通常国会への法案提出を含む)旨、経済・財政計画改革工程表(平成				
				28年12月21日経済財政諮問会議決定)に記載されている。				
				〇 これらを受けて、現在、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活				
				保護部会」及び「社会保障審議会生活保護基準部会」において、生活困窮者				
				自立支援制度、生活保護制度及び生活保護基準に係る検討・検証を行っ				
				 り、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要性がある。				
				《関係条項》				
4	担当部局	5		社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室				
5	評価実施 対象期間		別及び分析	評価実施時期:平成 29 年8月 分析対象期間:—				
6	租税特別	措置	置等の創設	_				
	年度及び	でなる	E経緯					
	\ <u></u>		- !!= 00					
7	適用又は	延長	長期間	_				
8	必要性	1	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》				
	等		及びその	生活困窮をとりまく状況や生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の施行				
	根拠			状況等を踏まえ、両制度の見直しを一体的に検討する必要がある。 				
				《政策目的の根拠》				
				『				
				等				
		- 1	政策体系	(基本目標Ⅷ)				
			における	ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供すると				
			政策目的	ともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること				
		1	の位置付					

			ΙŢ	(施策大目標1) 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること (施策目標1-1) 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
		3	達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活保護を適正に実施するとともに、生活保護に至る前の段階での自立を 図るための包括的な相談支援や就労支援等を行う。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることか ら、現時点において具体的な記載は困難)
9	有効性等	1	適用数等	一 (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難)
		2	減収額	一 (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難)
		3)	効果·税収 減是認効 果	《効果》 一 (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難)
				《税収減を是認するような効果の有無》 一 (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることか ら、現時点において具体的な記載は困難)
10	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	― (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難)
		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	― (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難)

		③ 地方公共団体が協力する相当性	_
11	有識者の見解		_
		前評価又は事)実施時期	_

-164-

農林水産省

番号	制度名								
農林水	農林水産省								
農水01	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例								
農水02	株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の資本割に係る課税標準の特例措置の創設								

(評価実施府省:農林水産省)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29農水01)

【基本情報】

	= 1 1/1/pa																
制度名 (措置名)			比準備金及び農用地等を 強化準備金、農用地等を														
	平成27年度時点	【農用地等を取得し	化準備金】 人等が、交付金等の交付 した場合の課税の特例】 化準備金を有する法人が										てたときは、積立	額の損金算え	入ができる。		
措置の内容	平成28年度税制改正以後	対象法人を農地所	営基館強化準備会] 人名農地所有適格法人とした。 等を取得した場合の課税の特例] 対														
	平成29年度税制改正以後	【農業経営基盤強化 従前どおり 【農用地等を取得し 従前どおり	化準備金】 した場合の課税の特例】														
政策目的		経営所得安定対象	策等の交付金の交付を受	でけた農業者に対	力、本特例を	措置することに	より、農業経営	の基盤を強化す	するための農業	用固定資産へ	の投資を促進し	競争力のある経	営体の育成・確保	呆を図る。			
== 0=++4-14-0		義務	务対象				努力義務対象										
評価対象税目		法人税 法人任	住民税 法人事業税														
関係条項		措法第61条の2、第	第61条の3、第68条の6	4、第68条の65	5						•						
要望内容及び	区分	措置の適用期限を	措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。 区分 延長									延長					
創設年度		H19 過去	去の政策評価の実績	H22農水23、	H24農水02	2、H26農水06	5、H27農水02	、H28農水08									

【総括表】

1,10,31																							
						租税特別措置	置等の適用実態							租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)									
				(参考)				(参考)	(参考)				(参考)	DIW OF MI	W 477 214 71 - 24 F		(mm mm lule)		DIW OF ma	W (17 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1		(m w m /m /w	L Parks L Park
		適用件数 (法人税·件)		適用実態調査にお ける適用件数(法 人税(農業経営 基盤強化準備金・		減収額 (法人税・百万円	₹)	適用実態調査における適用額の上位10社割合(法人税(農用		減収額 おける			適用実態調査に おける租税特別 措置ごとの影響額		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			目標②「農業経営改善計画の達成率(農業用機械等)が各年度80%以上となることを目指す」					
		()20, ()2		農用地等を取得した場合の課税の特例)・件)		(22, 130, 22, 21	*	(法人税(農業 経営基盤強化準 備金)・%)	地等を取得した 場合の課税の特 例)・%)		-50 0,7,2,7,1,	,,,,,,	(地方法人二 税·地方法人特 別税·百万円)	目標値	将来予測	実績	租特の直	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直	目標達成度
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接的効果					接的効果	
H23	2,229	2,004	89.9%	2,004	▲2,669.0	▲2,560.0	95.9%	5.9%	7.2%	不明	▲ 1,984.0	_	▲1,983.2	80.0%	_	82.0%	不明	102.5%	80.0%	_	90.0%	不明	112.5%
H24	3,068	2,463	80.3%	2,463	▲3,935.0	▲3,050.0	77.5%	6.3%	7.3%	不明	▲ 2,461.0	_	▲2,460.1	80.0%	不明	103.0%	不明	128.8%	80.0%	不明	97.0%	不明	121.3%
H25	3,286	2,539	77.3%	2,539	▲3,937.0	▲ 2,940.0	74.7%	5.8%	9.3%	不明	▲ 2,349.0	_	▲2,349.1	80.0%	不明	91.0%	不明	113.8%	80.0%	不明	90.0%	不明	112.5%
H26	4,569	2,257	49.4%	2,257	▲3,994.0	▲2,310.0	57.8%	9.5%	6.9%	▲3,070.0	▲ 2,037.0	66.4%	▲2,036.7	80.0%	不明	95.0%	不明	118.8%	80.0%	不明	79.0%	不明	98.8%
H27	3,185	3,096	97.2%	3,096	▲2,510.0	▲3,560.0	141.8%	5.7%	6.4%	▲2,214.0	▲ 2,969.0	134.1%	▲2,969.4	80.0%	不明	91.0%	不明	113.8%	80.0%	不明	86.0%	不明	107.5%
H28	2,441	3,341	136.9%	_	▲2,250.0	▲3,410.0	151.6%	-	_	▲ 1,991.0	▲ 2,844.0	142.8%	_	80.0%	91.0%	91.0%	不明	113.8%	80.0%	86.0%	91.0%	不明	113.8%
H29	3,606	_	_	_	▲3,440.0	_	-	-	_	▲ 2,870.0	_	_	_	80.0%	91.0%	_	_	-	80.0%	91.0%	ı		_
H30	3,892	_	_	_	▲3,470.0	_	I	ı	_	▲2,896.0	_	_	_	80.0%	91.0%	_	_	_	80.0%	91.0%	ı	_	_
H31	3,892	_	_	_	▲3,470.0	_	ı	ı	_	▲2,896.0	_	_	_	80.0%	91.0%	_	_	_	80.0%	91.0%	ı		_
H32	_	_	_	_	1	_	1	1	_	ı	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	ı		_
H33	_	_	_	1	ı	_	_	_	_	ı	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	I		_
H34	_		_	1	I			_	_	I	_			_	_		_	_	_	_	I		_
H35~ /未定	_	_	_	_	ı	_	ı	ı			_	_	_	-	_	-	_	-	-	_	ı	_	_

点検結果表

(行政機関名:農林水産省)

制度名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	□新設 □拡充 ■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農業用固定資産(農用地、農業用機械等)を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを目指す)では、政策目的(経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る)の実現状況が十分に明らかにすることができないため、例えば、農業経営改善計画において、農業者が記載することとされている農業経営規模拡大に関する目標、生産方式の合理化に関する目標等の達成状況や認定農業者が毎年行っている「新たな農業経営指標」に基づく自己チェックに係る情報などを用いて、より適切な達成目標の設定を検討する必要がある。

【農林水産省の補足説明】

「効率的かつ安定的な農業経営」を実現するためには、一定の大規模な農業経営を育成していく必要があり、そのためには、農地購入等による経営規模の拡大、拡大した規模に見合う農業機械・施設の導入が必要であり、農地等の取得や能力が高い農業機械の導入のための投資額は多額となることから、その投資額を蓄積するため、農業経営基盤強化準備金制度が措置されています。この投資が着実に実施されたかを計るため、達成目標を農業経営改善計画の農業用固定資産(農用地、農業用機械等)の取得実績が80%以上となることとしている。

農用地の規模拡大は、生産数量の拡大により販売金額が拡大に資すると共に、生産コストを低減させ、所得金額の拡大につながる。さらに、能力が高い農業機械の導入は、生産コストの低減、省力化にもつながり「効率的かつ安定的な農業経営」を実現することとなる。

したがって、農業経営基盤強化準備金制度措置を活用し、農業経営改善計画に従って農業用固定資産(農用地、農業用機械等)を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上の達成目標は適切なものとなっていると考えている。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【農林水産省の補足説明】

_

【点検結果】

なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【農林水産省の補足説明】

【点検結果】

なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額について、算定根拠の説明によると、平成28年度の減収額は27年度の減収額から▲4.2%された額(34.1億円)となるが、評価書に記載されている額(37.1億円)と異なっている。

【農林水産省の補足説明】

当該説明中の「対象交付金増減額」は「対象交付金増減率」の間違いであり、修正しまた

当該算定根拠に計算間違いがありましたので、修正しました。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額(法人住民税及び法人事業税)について、算定根拠を「各年、1の①で算出した各年の対象交付金増減額を乗じて算出した。平成31年度については、30年度と同額とした」と説明しているが、平成30年度を算出する際の増減率に関する説明がない。
- ② 将来の減収額(平成29年度から31年度までの法人税)については、その算定の基礎となる平成28年度の適用見込額247億円の計算が誤っているため(正しくは227億円)、計算結果に誤りがある。

【農林水産省の補足説明】

「各年、1の①で算出した各年の対象交付金増減額を乗じて算出した。」として28、29、30年度の各年を指していましたが、不明瞭な表現のため28年度以降と修正しました。 当該算定根拠に計算間違いがありましたので、修正しました。

当該説明中の「対象交付金増減額」は「対象交付金増減率」の間違いであり、修正しました。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果 (平成 28 年度) について、算定根拠 (計算式、計算に用いた数値及びその 出典) が明らかにされていない。
- ② 過去の効果について、各年度の達成率が明らかにされ「農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成している」と分析・説明されているが、農用地又は農業用機械等は、本特例措置が講ぜられなかった場合でも取得されると考えられるため、本特例措置が、各年度の目標達成にどの程度寄与しているか明らかではなく、本特例措置のみの直接的な効果が不明となっている。

【農林水産省の補足説明】

(注) (1) ~ (2) の 27 年度までの実績値は、と誤記しておりましたので、28 年度と修正しました。

効率的かつ安定的な農業経営を実現するためには、大規模な農業経営を育成していく必要

があり、そのためには、農地購入等による経営規模の拡大、拡大した規模に見合う農業機械・ 施設の導入が必要である。ただし、農地等の取得や能力が高い農業機械の導入のための投資 額は多額となることから、その投資額を蓄積する必要がある。

28年には、農地1ha 約1,300万円、トラクター(50馬力)約800万円、汎用コンバイン(101馬力)1,200万円などと高額である、一方農業所得は近年300万円台であることから、農業経営基盤強化準備金制度が措置されて投資額を蓄積していなければ取得できないものであり、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成していると考える。

また、税収減を是認するような効果の有無で説明したとおり、農業経営基盤強化準備金の対象者である認定農業者のうち平成27年度に農業経営改善計画の認定後5年目の者に対するアンケート結果からみると、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があったと考えられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の効果について、各年度の達成率が明らかにされ「農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成している」と分析・説明されているが、農用地又は農業用機械等は、本特例措置が講ぜられなかった場合でも取得されると考えられるため、本特例措置が、各年度の目標達成にどの程度寄与しているか明らかではなく、本特例措置のみの直接的な効果が不明となっている。

【農林水産省の補足説明】

効率的かつ安定的な農業経営を実現するためには、大規模な農業経営を育成していく必要があり、そのためには、農地購入等による経営規模の拡大、拡大した規模に見合う農業機械・施設の導入が必要である。ただし、農地等の取得や能力が高い農業機械の導入のための投資額は多額となることから、その投資額を蓄積する必要がある。

28 年には、農地 1 ha 約 1,300 万円、トラクター(50 馬力)約 800 万円、汎用コンバイン(101 馬力)1,200 万円などと高額である、一方農業所得は近年 300 万円台であることから、農業経営基盤強化準備金制度が措置されて投資額を蓄積していなければ取得できないものであり、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成していると考える。

また、税収減を是認するような効果の有無で説明したとおり、農業経営基盤強化準備金の対象者である認定農業者のうち平成27年度に農業経営改善計画の認定後5年目の者に対するアンケート結果からみると、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があったと考えられる。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

-170- 【H29 農水01】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
2	対象税目	(法人税:義)(国税4)、(法人住民税、法人事業税:義)(地方税8)
		【新設·拡充(延長)
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		1. 農業経営基盤強化準備金
		経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者(青色申告を行う認定
		農業者等)が自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産
		(農用地、農業用の建物・機械等)を取得等するために農業経営基盤強化
		準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。
		2. 農用地等を取得した場合の課税の特例
		農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合に
		は、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金
		に算入することができる。
		《要望内容》
		·適用期限(H30.03.31)の2年延長
		《関係条項》
		法人: 租税特別措置法第 61 条の2、61 条の3、68 条の 64 及び 68 条の 65
		個人:租税特別措置法第24条の2及び24条の3
4	担当部局	経営局経営政策課
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期:平成 29 年4月~8月
	対象期間	分析対象期間: 平成 24~31年度
6	租税特別措置等の創設	平成 19 年度 創設
	年度及び改正経緯	平成 21 年度 2年延長・拡充 ① 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加(法人税)
		② 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継
		ぎ措置の創設(所得税)
		平成 22 年度 拡充・縮減
		① 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加
		② 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外 平成23年度2年延長・対象交付金の見直し
		平成 25 年度 2年延長・対象交付金の名称変更
		平成 26 年度 対象交付金の見直し
		平成 27 年度 2年延長·拡充·縮減
		① 対象者に認定新規就農者(個人)を追加 ② 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加
		② 対家資産に展集用の建物、益具・偏面、ソフトウェア寺を追加 ③ 環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外
		④ 特定農業法人(農業生産法人以外)を対象から除外
		平成 28 年度 対象交付金の見直し等
		1 次 25 千及
		平成 29 年度 1年延長
7	適用又は延長期間	

	N == 14		46
8	必要性	① 政策目	
	等	及びそ	
		根拠	置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投
			資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。
			《政策目的の根拠》
			〇食料·農業·農村基本計画(平成 27 年3月閣議決定)
			第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
			2 農業の持続的発展に関する施策
			(1)力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保
			① 法人化、経営の多角化等を通じた経営発展の後押し
		②: 政策体	系 《大目標》
		におけ	る 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多
		政策目	的 面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な
		の位置	付保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
		け	《中目標》
			農業の持続的な発展
			《政策分野》
			力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等
		③ 達成目	標(租税特別措置等により達成しようとする目標》
		及びそ	の 本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農業用固定資産(農用地、農
		実現に	よ 業用機械等)を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用
		る寄与	機械等それぞれ各年度80%以上となることを目指す。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
			本支援措置により農業経営改善計画等に従って着実に農用地の取得によ
			る経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業用機械等への投資が実現す
			ることにより、農業者の経営基盤が強化され、競争力のある経営体の育成・
			確保に寄与する。
9	有効性	① 適用数	等 平成 24 年度 2,463 法人
	等		25 年度 2,539 法人
			26 年度 2,257 法人
			27 年度 3,096 法人
			28 年度 3,341 法人(見込)
			29 年度 3,606 法人(見込)
			30 年度 3,892 法人(見込)
			31 年度 3,892 法人(見込)
			(実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 193
			回国会報告等)の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場
			合の課税の特例」の適用件数の合計。見込みの算定根拠は別添参照。)
		②減収額	(国税) (地方税)
			平成 24 年度 30.5 億円 24.6 億円
			25 年度 29.4 億円 23.5 億円
			26 年度 23.1 億円 20.4 億円
			27 年度 35.6 億円 29.7 億円
			28 年度(見込) 34.1 億円 28.4 億円
			29 年度(見込) 34.4 億円 28.7 億円
			30 年度(見込) 34.7 億円 29.0 億円
			31 年度(見込) 34.7 億円 29.0 億円
			(実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書及び地方
			税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第 193 回国会
			A STATE OF THE PROPERTY OF THE PARTY OF THE

報告等)による。見込みの算定根拠は別添参照。)

③ 効果・税収減是認効果

③ 効果·税収 《効果》(分析対象期間: H24~H31 年度)

競争力のある経営体の育成・確保を図るためには、農業経営の基盤を強 化するための農業用固定資産への投資を促進する必要がある。

本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立て た準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援 するものであり、上記政策の実現に寄与している。

測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況をみると、27 年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は農用地で 91%、農業用機械等で86%となっており、本措置は、分析対象期間である24 年度から継続して農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成している。

このように、27 年度までは各年度において目標を達成したが、経営改善計画は、その目標年次を5年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年にわたることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。

(1)固定資産の取得計画(農業経営改善計画)と取得実績(28年度)

①農用地 取得計画面積 1,739ha A

取得実績 1,583ha B

達成率(B/A) 91%

②農業用機械等 取得計画台数 3,157 台 A

取得実績 2,877 台 B 達成率(B/A) 91%

(2)準備金による固定資産の取得実績の推移

		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	取得計画	1,007ha	1,736ha	1,522ha	1,202ha	1,739ha
農	取得実績	1,041ha	1,572ha	1,446ha	1,094ha	1,583ha
地	(達成率)	(103%)	(91%)	(95%)	(91%)	(91%)
農業	取得計画	2,392 台	3,064 台	3,126 台	2,820 台	3,157 台
用機	取得実績	2,313 台	2,765 台	2,483 台	2,422 台	2,877 台
械等	(達成率)	(97%)	(90%)	(79%)	(86%)	(91%)

		29 年度 (推計)	30 年度 (推計)	31 年度 (推計)
	取得計画	1,755ha	1,770ha	1,770ha
農地	取得実績 (達成率)	1,597ha (91%)	1,612ha (91%)	1,612ha (91%)
農業	取得計画	3,185 台	3,214 台	3,214 台
用機	取得実績	2,803 台	2,929 台	2,929 台
械等	(達成率)	(91%)	(91%)	(91%)

(注)(1)~(2)の 28 年度までの実績値は、農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査(悉皆調査)による。29~31 年度の推計値は、28 年度と29 年度予算の交付金増減率(別添)により算出し、

-172- 【H29 農水01】

: :

30・31 年度は同数とした。

本措置は19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも取得実績が伸びていたが27年度には減少傾向となったが、28年度は取得実績が過去最高となり、29年度以降も対象交付金の増減などに影響を受けながら、担い手の農用地の取得による経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業用機械等の取得に貢献し、目標を達成していくものと見込まれる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H29~H31年度)

本措置の今後の活用計画(平成28年度末ベース)は、以下のとおり。

農地等の取得計画 930億円 準備金積立残高 642億円 今後の積立等必要額 288億円

(注)1 税制特例適用実績調査(悉皆調査)による。

2 「本措置の今後の活用計画(平成28年度末ベース)」とは、これまでに 準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画の残りの計画期間にお ける農地等の取得計画の合計値である。

本措置が延長されない場合には、投資意欲の減退により上記計画の達成が困難となり、農用地等を取得することにより農業経営の規模を拡大して、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資の促進を通じた競争力のある経営体の育成・確保に大きな支障が生じるものと推測される。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: H24~H31年度)

農業経営基盤強化準備金の対象者である認定農業者のうち平成 27 年度 に農業経営改善計画の認定後5年目の者に対するアンケートをとっており、 そのうち、農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたと回答している ものが 1,490 件あったことから、農業経営基盤強化準備金による直接的な効 果があったと考えられる。

また、農業経営基盤強化準備金の対象者である認定農業者のうち平成 27 年度に農業経営改善計画の認定後5年目の者に対するアンケートのうち、今後5年以内に農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたいと回答している者が 1,646 件あり、同年度に農業経営改善計画の認定を新規に受けた者に対するアンケートをとっており、そのうち、今後5年以内に農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたいと回答している者が 1,105 件、合計 2,751 件あったことから、今後、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があると推測される。

<経済波及効果の試算>

ある要件を満たした場合の農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合の 損金算入及び農用地等を取得した場合の圧縮記帳が認められる場合、農地 への投資が 3,271 百万円、農業用機械等への投資が 11,548 百万円、減収額 が 6,398 百万円となる(いずれも 28 年度)。

農地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、 生産誘発額として 20,917 百万円となる。

				•(直接刻	生産誘発額の内訳 ・(直接効果)対象農地・機械等の生産増加額 11,019 百万円 ・(第1次間接効果)鉄鋼・非鉄・金蔵製品等で 9,898 百万円									
										,	(単位:	百万円)		
				年度	24	25	26	27	28(見込)	29(見込)	30(見込)	31(見込)		
				国税	3,050	2,940	2,310	3,560	3,710	3,740	3,770	3,770		
				地方税	2,460	2,349	2,037	2,969	2,844	2,870	2,896	2,896		
				減収額計	5,510	5,289	4,347	6,529	6,554	6,610	6,646	6,646		
				波及効果 (総額)	15410	18,131	16,861	16,332	20,917	21,105	21,295	21,295		
				効果は 20, ※ 経済	減収額が 6,554 百万円となるが、農地、農業用機械等への投資による 効果は 20,917 百万円と減収額を上回るため、是認できると考えられる。 ※ 経済波及効果の計算方法として、「平成 23 年農林水産業及び関連 業を中心とした産業連関表(100 部門)」を使用									
10 相当性 ① 租税特別 措置等によるべき 妥当性等 本措置は、経営所得安定対策等の農業経営の安定等を目的に まるべき 妥当性等 表										に充てられていための	かれるよう の投資額 亘り今の 営発展に			
		2	他の支援	経営所行	导安定対	策等の	交付金は	は、その位	走途を限	定せず、	一定の	農業所得		
			措置や義 務付け等 との役割 分担	が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的 としている。 一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認 定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例 措置を講じるものである。										
		3	地方公共 団体が協 力する相 当性					_						
	1 有識者(の見	解											
	2 前回の 後評価(評価又は事 施時期	平成 29 年度税制改正要望時											

(法人税) 別添 1

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例

平成30年度減税見込額

3,465百万円

(根拠条項: 措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65)

1. 減税見込額等の積算

① 交付金増減率:(650,093百万円-678,852百万円) ÷ 678,852百万円≒▲4.2% 対象交付金総額の27年度予算額→28年度予算額の増減率 (655,923百万円-650,093百万円) ÷ 650,093百万円≒ 0.9% 対象交付金総額の28年度予算額→29年度予算額の増減率

② 適用件数の算出 3ヵ年増加率平均

平成24年度 2,463 法人 平成27年度 3,096 法人

 $(3,096 \div 2,463)^{-1 \div 3} - 1 = 7.9\%$

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○ 和税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第189、190、193回国会提出)

③ 適用総額・減税見込額の算出(単位:億円)

(24年度) (法人税率) (復興特別法人税率)

185億円 (平成24年度適用総額) × 15% × 1.1 = 30.5億円

(25年度)

178億円 (平成25年度適用総額) × 15% × 1.1 = 29.4億円

(26年度)

154億円 (平成26年度適用総額) × 15% =23.1億円

(27年度)

237億円 (平成27年度適用総額) × 15% =35.6億円

(28年度)

237億円 (平成27年度適用総額) × (100%+▲4.2%) (①の交付金増減率27→28年度)

=227億円 (平成28年度適用見込額)

227億円×15%=34.1億円

(29年度)

227億円(平成28年度適用見込額)×(100%+0.9%)(①の交付金増加率28→29年度)

=229億円 (平成29年度適用見込額)

229億円×15%=34.4億円

(30年度)

229億円 (平成29年度適用見込額) × (100%+0.9%) (①の交付金増加率28→29年度)

=231億円(平成30年度適用見込額)

231億円×15%=34.7億円

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第189、190、193回国会提出)

2 適用宝績及び適用目込み

(単位・億田)

 週川天恨及し		<i>Y</i>						(十二年 ・ 1811)
区 分	2 4 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	3 1 年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)
対象者数削	13, 720	14, 362	15, 319	16, 455	17, 463	18, 532	19, 667	19,667
適用件数注2	2, 463	2, 539	2, 257	3,096	3, 341	3,606	3, 892	3, 892
適用総額注3	185	178	154	237	227	229	231	231
減税見込額注	30. 5	29. 4	23. 1	35. 6	34. 1	34. 4	34. 7	34. 7

- 注1) 対象者数は、農地保有適格法人数(農林水産省経営局調べ)。28年度以降は見込み値、平成31年度は30 年度と同数とした。
- 注2) 平成28年度の適用件数は、平成27年度実績3,096に1の②で算出した『適用件数3ヵ年の増加率平均 約7.9%』を乗じて算出した。平成29年度以降も同様の方法で算出し、平成31年度は30年度と同額とし
- 注3) 適用総額は、28年度以降は、適用総額に1の①で算出した各年の対象交付金増減率を乗じたものから 試算した。平成31年度は30年度と同額とした。
- 注4) 減税見込額については、27年度までは、租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第193 回国会報告)の適用総額より試算した。28年度以降は、適用総額に1の①で算出した各年の対象交付 金増減率を乗じたものから試算した。平成31年度は30年度と同額とした。

【H29 農水01】

(法人住民税、法人事業税)

平成30年度減税見込額 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例 2,896百万円

(根拠条項: 措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65)

1. 減税見込額等の積算

① 交付金増減率:(650,093百万円-678,852百万円) ÷ 678,852百万円≒▲4.2% 対象交付金総額の27年度予算額→28年度予算額の増減率 (655,923百万円-650,093百万円) ÷ 650,093百万円≒ 0.9% 対象交付金総額の28年度予算額→29年度予算額の増減率

② 適用件数の算出 3ヵ年増加率平均

平成24年度 2,463 法人 平成27年度 3,096 法人

 $(3,096 \div 2,463)^{-1 \div 3} - 1 = 7.9\%$

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第186、189、190、193国会提出)

2 適用実績及び適用見込み

(出位, 五七田)

<u></u>	週川天根及い	ME / II JULEU /						(=	+ LL . D //	1.17
	区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)
	対象者数削		13,720	14, 362	15, 319	16, 455	17, 463	18, 532	19,667	19,667
	適用法人数注2		2, 463	2,539	2, 257	3, 096	3, 341	3,606	3, 892	3,892
	減税見込額註3	道府県民税	236	227	197	207	198	200	202	202
		市町村民税	580	558	484	602	577	582	587	587
		事業税	909	864	749	1,381	1,323	1, 335	1, 347	1,347
		地方法人特別税	736	700	607	779	746	753	760	760
		計	2, 460	2, 349	2,037	2, 969	2,844	2,870	2,896	2,896

- 注1)対象者数は、農地保有適格法人数(農林水産省経営局調べ)。28年度以降は見込み値、平成31年度は30年度 レ同数レーた
- 注2) 平成28年度の適用法人数は、平成27年度実績3,096に1の②で算出した『適用件数3ヵ年の増加率平均 約7.9%』を乗じて算出した。平成29年度以降も同様の方法で算出し、平成31年度は30年度と同額と
- 注3)減税見込額については、28年以降は、1の①で算出した各年の対象交付金増減率を乗じて算出した。 平成31年度については、30年度と同額とした。

-174- 【H29 農水01】

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

			単位: 日万円
	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
24年度	農業用機械(8,700)	不動産(2,200)	
25年度	農業用機械(10,500)	不動産(2,300)	
26年度	農業用機械(9,800)	不動産(2,100)	
27年度	農業用機械(8,700)	不動産(2,900)	
28年度	農業用機械(11,548)	不動産(3,271)	
29年度	農業用機械(11,652)	不動産(3,300)	
30年度	農業用機械(11,757)	不動産(3,330)	
31年度	農業用機械(11,757)	不動産(3,330)	

(評価実施府省:農林水産省)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29農水02)

、平成30千技代前以正安全党徐/性代付が拍直寺に徐る以来計画の点快ソート(ロ29展外02)

【基本情報】

VET-104M															
制度名(措置名)		株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の資本割に係る課税標準の特例措置の創設 (法人の事業税の課税標準)													
措置の内容	平成27年度時点														
	平成28年度税制改正以後	-													
	平成29年度税制改正以後	-													
政策目的		農林漁業者等が主体となって、6次産業化に取り組む国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動に対し、出資等による経営支援を行うとともに、農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となることを目指す。													
評価対象税目		義務対象			努力義務対象										
		法人事業税													
関係条項		地方税法第72条012													
要望内容及び区分		(株)農林漁業成長産業化支援機構について、平成30年から平成45年3月31日(機構法第25条第2項により定められた、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限)の間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす特例措置の新設を要望するもの													
創設年度		-	- 過去の政策評価の実績 -												

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態														租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)					
				(参考) 適用実態調査に おける適用件数	調査に 減収額			(参考) 適用実態調査に おける適用額の 上位10社割合	適用実態 減収額 ける租税			(参考) 適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額(法		期経営計画(平成29年度から31年度)に基づき、6次産 、累計約300億円規模の機構出資の実現を目指す」						
				(法人税・件)	·····································							人事業税·百万 円)	目標値(百万円)		本特例措置適用前実績	租特の直	目標達成度			
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	(1,7,1,7)		(累計額)	接的効果				
H23	-	_	_	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_			
H24	1	_	_	_	1	_	_	_	-	I	_	_	_	ı	_	_	_			
H25	-	_	_	_	-	-	_	_	_	-	-	_	_	-	-	-	=			
H26	-	_	_	_	-	-	_	_	_	-	-	_	_	-	1,700	-	=			
H27	-	_	_	_	-	_	-	_	_	_	-	_	-	-	4,400	-	-			
H28	-	-	_	_	-	-	-	_	-	-	-	_	-	-	4,900	-	_			
H29	-	-	_	_	-	-	-	_	-	-	-	_	-	-	_	-	_			
H30	1	_	_	_	-	_	-	_	▲210.0	_	_	_	_	不明	-	-	_			
H31	1	_	_	_	-	-	_	_	▲210.0	_	-	_	30,000	不明	-	-	=			
H32	1	_	_	_	_	_	_	_	▲210.0	_	_	_	不明	不明	-	-	_			
H33	1	-	-	_	-	-	-	_	▲210.0	-	-	_	不明	不明	_	-	-			
H34	1	-		_	-	-	_	_	▲210.0	-	_	_	不明	不明	_	-				
H35~ /未定	1	-	_	_	-	-	-	_	▲210.0	-	-	_	不明	不明	_	-	-			

点検結果表

(行政機関名:農林水産省)

制度名	株式会社農林漁 特例措置の創設	業成長産業化支	援機構	(A-FIVE)	の資本割に係る課税標準の
税目	法人事業税				
区 分	■新設	□拡充	□延.	Ę	

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標の根拠とされている「第二期中期経営計画」をみると、達成目標「機構出資額約300億円」は、第一期中期経営計画期間内(平成26年度から28年度まで)に達成するとされていたが、結果的に未達成となっていた分を第二期中期経営計画期間内(平成29年度から31年度まで)に達成しようとするものである。一方、貴省が要望している本特例措置の適用期間は15年(平成29年度から44年度まで)とされており、目標達成時期と矛盾していることを解消する説明がなされていない。

【農林水産省の補足説明】

中期経営計画は3 年毎に見直しを行っており、まずは第一期中期経営計画で未達となった300 億円の出資実行を、第二期中期経営計画において出資が伸び悩んだ要因等を分析しつつ、早期に実現するよう出資拡大に向けて定めたところ。目標達成時期との整合性については、あくまでも300 億円は通過点であり、目標達成後も更なる出資拡大を図るため、当該目標が達成されれば終わりということではなく、引き続き特例措置は必要と考えている。

【点検結果】

① 「中期経営計画は3年毎に見直しを行っており、まずは第一期中期経営計画で未達となった300億円の出資実行を、第二期中期経営計画において出資が伸び悩んだ要因等を分析しつつ、早期に実現するよう出資拡大に向けて定めたところ。目標達成時期との整合性については、あくまでも300億円は通過点であり、目標達成後も更なる出資拡大を図るため、当該目標が達成されれば終わりということではなく、引き続き特例措置は必要と考えている」との説明では、本特例措置の適用期間(平成44年度)において達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

【農林水産省の補足説明】

_

【点検結果】

なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【農林水産省の補足説明】

_

【点検結果】

なし。

【H29 農水02】

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(機構は、第二期中期経営計画(平成29年度から31年度まで)に基づき、まずは6次産業化事業体等へ約300億円規模の機構出資の実現を目指す)に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。
- ② 達成目標(機構は、第二期中期経営計画(平成29年度から31年度まで)に基づき、まずは6次産業化事業体等へ約300億円規模の機構出資の実現を目指す)に対する将来の効果(累計出資額)の寄与について、平成29年度以降、「調整中」と説明されており、どの程度、達成目標に寄与するのか明らかにされていない。
- ③ 租税特別措置等による直接的効果に関して、本特例措置による民間の出資等に係る呼び水効果を9.4 倍としているが、算定根拠ついて、i)民間資金等調達額(310億円)の計上期間が不明であること、ii)平成29年4月末までの機構出資額(33億円)が評価書の表における平成28年度時点の出資決定額49億円と矛盾していることを解消する説明がなされていない。

【農林水産省の補足説明】

- ① 第二期中期計画については、6次産業化事業体等へまずは300億の出資実現に向けて取り組んでいるところであり、8月31日に公表した事前評価書において「調整中」と記載している29年度以降の出資見込額は、現在関係各所と調整して策定するシミュレーション結果を踏まえ記載し、提出する予定である。
- ② ①と同様である。
- ③ 民間資金等調達額 310 億円 (平成 24 年度 0 円、25 年度 11.1 億円、26 年度 138.6 億円、27 年度 104.9 億円、28 年度 53.6 億円、29 年度 2.5 億円 (※29 年 4 月のみ)) については、機構が開業した平成 25 年 2 月から 29 年 4 月末までに、既に支援決定を行っている事業者の当初事業計画における民間等の出融資見込額の全てを併せた金額である。

また、出資決定額 49 億円と機構出資額 33 億円の差については、機構からの直接出資を除いたサブファンドからの間接出資のみとしたためである。これは、間接出資がより地方に資する案件が多いため、その額をもって算定したところである。

【点檢結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点 を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

-178- 【H29 農水02】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

				がいる。						
1			対象とした置等の名称	株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の資本割に係る課税標準の 特例措置の創設						
	対象税目	1								
2	对象机片	1		(法人事業税:義)(地方税3)						
			m	(新設)拡充・延長]						
3	租税特別]措	置等の内容	《内容》						
				(株)農林漁業成長産業化支援機構(以下「機構」という。)について、平成 30 年						
				から平成 45 年3月 31 日(機構法第 25 条第2項により定められた、保有する全て						
				の株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限)						
				の間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税						
				標準額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20 億円)とみなす特例						
				措置の新設を要望するもの。						
				《関係条項》						
				地方税法第 72 条の 12 第1項第1号ロ						
4	担当部局	ð		農林水産省食料産業局産業連携課ファンド室						
5	評価実施	時	期及び分析	評価実施時期: 平成 29 年8月						
	対象期間	1		分析対象期間: 平成 30 年度から平成 44 年度						
6	租税特別	措	置等の創設	_						
	年度及び	-								
7	適用又は延長期間			平成 30 年4月1日から平成 45 年3月 31 日						
				(機構が株式等の譲渡その他の処分等を行うよう努めなければならないとされている期限)						
8	必要性	1	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》						
	等		及びその	農林漁業者等が主体となって、6次産業化に取り組む国内外における新た						
			根拠	な事業分野を開拓する事業活動に対し、出資等による経営支援を行うとと						
				もに、農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会						
				を創出することができる成長産業となることを目指す。						
				《政策目的の根拠》						
				〇株式会社農林漁業成長産業化支援機構法						
				「未来投資戦略 2017」(平成 29 年6月9日閣議決定)						
				「未来への投資を実現する経済対策」(平成 28 年8月2日閣議決定)						
				 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 28 年 11 月 29 日改定)						
		2	政策体系	《大目標》						
			における	 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多						
			政策目的	│ │面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な						
			の位置付け	保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。						
			1)	《中目標》						
				食料の安定供給の確保						
				《政策分野》						

				生産・加工	エ・流通	過程を	通じた新	fたな価	値の創と	出による	需要の原	開拓	
		3	達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機構は、第二期中期経営計画(平成 29 年度から平成 31 年度)に基づき、まず は6次産業化事業体等へ約 300 億円規模の機構出資の実現を目指す。									
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により、利益に関わりなく発生する租税公課が毎年度約 2.1 億 円減額されることで、投資先に求める利回りの低減が可能となり、その結果、出 資対象範囲が拡大され、上記出資目標の早期実現が可能となる。 また、機構出資の拡大に伴い民間の出資等が誘発されることとなり、6次産業 化の取組が促進され、農林漁業の成長産業化に寄与する。									
9 有効性 ① 適用数等 等 適用件数:1件(機構のみ) 適 用 額:各年度 419 億円 (特例措置適用前の資本金額 439 億円-特例措置適用後の課税権								の課税標	準 20 億円)				
		2)	減収額 約 210 百万円の見込み。(平成 30 年度から平成 44 年度まで毎年度適用) (算出根拠) ① 特例措置適用前 資本金額 43,902,000,000 円×税率 0.5% = 219,510,00 ② 特例措置適用後 資本金額 2,000,000,000 円×税率 0.5% = 10,000,00 ③ ① - ② = 209,510,000 円										
		4	効果・税収 減是認効 果	〇政策目的・達成目標の達成状況 機構は、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通 じて消費者までのバリューチェーンを築く6次産業化に取り組む事業活動に対し、 資本の提供と経営支援を一体的に支援することにより、農林漁業者の所得の確 保、農山漁村における雇用機会の創出が可能な成長産業となることを目指して いる。現在、機構の出資額は以下の通りとなっており、更なる出資範囲の拡大に より民間資金の活用も図りながら6次産業化への取組を一層促進させていくこと が急務となっている。									
											(単	.位:億円)	
					26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	44 年度まで累計	
				出資決定額	17	44	49	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	
				減税額	_	_	_	_	2.1	2.1	2.1	32	
(注)1 出資決定額は累計額。 2 減税額は本措置が平成30年~平成 た場合。								成 44 年	度までの	15 年間	に適用され		
				〇租税特別措置等による直接的な効果本措置を講ずることにより、利益に関わりなく発生する租税公課が年間約 2.1 億円の税収減となるため、機構の出資対象範囲が拡大され、それらに伴う民間等からの呼び水効果により、15 年間(平成 30 年度から平成 44 年度)で 296 億1,000 万円が地域における民間の出資等が誘発されることが見込まれる。									
				(算出根拠	<u>L)</u>								

				2.1 億円×15 年×9.4=296 億 1,000 万円
				(注)機構の平成29年4月末における民間資金等の呼び水効果は9.4倍である。
				(出典:平成29年4月末までに出資実行を行った事業体における(民間資金等の
				調達額(310 億円)÷機構からの出資額(33 億円))が約 9.4 倍となっている。)
				《税収減を是認するような効果の有無》
				本措置を講じることにより、機構による6次産業化事業体への出資拡大が図ら
				れ、その結果、民間資金等の呼び水効果により15年間(平成30年度から平成
				44 年度)で 296 億 1,000 万円の地域における民間の出資等が誘発され、減税期
				間 15 年間における総額約 32 億円を上回る効果が期待され、地域経済の活性化
				に貢献する。
10	相当性	1		本措置を講じることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課
			措置等に	が減額され、業務遂行のための財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関
			よるべき 妥当性等	わりなく流出する租税公課の分を事後的に補助金等で手当てするよりも執行コス
				トが小さく妥当である。
				なお、(株)地域経済活性化支援機構及び(株)民間資金等活用事業推進機構
				等においても同様の措置が講じられている
		2	他の支援	同一の目的であるほかの措置はない。
			措置や義 務付け等	
			との役割	
			分担	
		3	地方公共	機構は、全国各地の地方銀行等が設立されたサブファンド(投資事業有限責任
			団体が協	組合)を通じた間接出資を主として6次産業化事業体への出資等を行っており、
			力する相当性	設立から現在において、48 のサブファンドによる推進体制が整備され、その結
			⇒II	果、6次産業化事業体への出資に占める地方案件(東京都以外)は9割を超えて
				おり、機構の地方における貢献度は高い。
11	有識者0)見	解	_
12	前回の事	前	評価又は事	今回が初めてである。
	後評価0)実	施時期	

経済産業省

番号	制度名
経済産	業省
経産01	事業ポートフォリオの転換の円滑化措置
経産02	新事業開拓事業者投資損失準備金の延長
経産03	所得拡大促進税制の拡充及び延長
経産04	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長
経産05	海外投資等損失準備金の延長
経産06	原子力発電施設解体準備金の見直し
経産07	技術研究組合の所得計算の特例の延長
経産08	Connected Industriesに向けたIT投資の抜本強化
経産09	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設
経産10	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設
経産11	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
経産12	(株)海外需要開拓支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設

(評価実施府省:経済産業省)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29経産01)

【基本情報】

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1														
制度名 (措置名)		事業ポートス (-)	フォリオの転換の	円滑化措置											
	平成27年度時点	-													
措置の内容	平成28年度税制改正以後	-													
	平成29年度税制改正以後	-													
政策目的		コーポレート	ガバナンス改革	の取組の深化と	併せ、事業ポー	トフォリオの転打	奥を政策的に支	え援することにより	、各企業が注力	」すべき事業へ	の資源配分を	促し、「攻めの経営・投資」の強	館化を通じた我が国企業・経済	の更なる成長を図	3.
評価対象税目			義務対象		努力義務対象										
計1個対象依日		法人税	法人住民税	法人事業税											
関係条項		-					•	•				•			
要望内容及び区分			コーボレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、企業による事業ボートフォリオの転換(ノンコア事業の分離と併せてコア事業の強化のために新たな事業等の取得を行う積極的な取組)の実施の円滑化を図るための政策的措置を講ずる。										新設		
創設年度		-	過去の政策	ほ評価の実績	-										

【総括表】

					租税	特別措置等の適用	月実態						租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)				
	適用件数 適用 (法人税・件) おける			週用美悲調省に			(参考) 適用実態調査に 減収額 おける適用額の (地方は 1 一秒、地方は 1 生配 がころ				りる性状特別相直		目標「2025 年までに大企業(TOPIX500)のROAについて、 欧米企業に遜色のない水準を目指す」				
				おける適用件数 (法人税・百万円) (法人税・件)		上位10社割合 (法人税·%)		(地方法人一批"地方法人特别机"日月1			方法人二税·地方 法人特别税·百万 円)	将来予測	実績	租特の直	目標達成度		
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接的効果	
H23	_	_	_	_	_	_	ı	_	1	_	_	_	-	_	ı	_	_
H24	_	-	_	-	-	-	-	1	1	_	_	_	-	_	1	-	_
H25	_	_	_	-	-	-	-	-	1	_	_	_	_	-	ı	1	_
H26	_	_	_	_	_	_	ı	-	1	-	_	_	1	-	1	-	_
H27	_	_	_	_	-	_	I		ı	_	_	_	ı	_	ı	_	_
H28	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	-	_	-	_	_
H29	_	_	-	_	_		_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
H30	6	_	-	_	▲3,796.0		_	_	▲ 4,600.0	_	-	_	-	_	-	_	_
H31	6	_	-	_	▲3,796.0		_	_	▲ 4,600.0	_	-	_	-	_	-	_	_
H32	6	_	_	_	▲3,796.0	_	_	_	▲ 4,600.0	_	_	_	_	_	_	_	_
H33	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
H34	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
H35~ /未定	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	不明	不明	-	_	_

点検結果表

(行政機関名:経済産業省)

制度名	事業ポートフォリオの転換の	円滑化措置	
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区 分	■新設 □拡充	□延長	

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(限られた経営資源を高い価値を生み出せる事業に振り向ける取組を促し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(限られた経営資源を高い価値を生み出せる事業に振り向ける取組を促し、 「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。
- ③ 政策目的(コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、事業ポートフォリオの 転換を政策的に支援することにより、各企業が注力すべき事業への資源配分を促し、 「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る)に対する 達成目標の寄与について、「事業ポートフォリオの転換を通じて、経営資源を、成長性・ 収益性の見込める事業へ振り向けることで、我が国企業・経済の更なる成長を図る」と 説明されているが、どのように政策目的に寄与するのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

①、②について、第4次産業革命の急速な進展など、企業を取り巻く経営環境が変化する中で、中長期的な企業価値向上に向けた取組を推進する施策の一つとして、事業ボートフォリオ転換の円滑化措置が重要である。「未来投資戦略2017」においては、当該措置等により2025年までに大企業 (TOPIX500) の ROA について、欧米企業に遜色のない水準を目指すことが、これらの施策群の KPI として設定されている (現状の ROA の水準は、日本3.7%、米国5.1%、欧州4.7%)。

③について、収益力の面で改善の余地があると指摘されている我が国企業においては、自社において将来の成長が見込めない事業や、自社において高い収益性が見込めない事業を抱え込んでいる傾向にある。そのような企業においては、限られた経営資源を、自社が注力する成長性・収益性が見込める事業へ振り向け、収益力の改善の改善を図り、中長期的な成長を目指すことが重要である。そのため、事業ポートフォリオの転換の実施の円滑化を図る措置を講ずることにより、我が国企業の収益力の改善、中長期的な成長への投資を促し、我が国企業・経済の成長に寄与することが期待される。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「欧米企業に遜色のない水準を目指すことが、これらの施策群の KPI として設定されている」との説明では、達成すべき水準が具体的に明らかでないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数(平成30年度から32年度までの法人税)について、算定根拠(計算式、 計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

「(別紙)事業単位のポートフォリオの転換の円滑化措置減収見込額試算」参照。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額(平成30年度から32年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税)について、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

「(別紙)事業単位のポートフォリオの転換の円滑化措置減収見込額試算」参照。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(限られた経営資源を高い価値を生み出せる事業に振り向ける取組を促し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る)に対する将来の効果について、「事業売却時の譲渡益の課税を繰延べる措置を講じることで、従来の企業行動を変え、大胆な経営判断による事業ポートフォリオの転換を促す」と説明されているが、定量的に予測されていない。
- ② 将来の効果について「事業売却時の譲渡益の課税を繰延べる措置を講じることで、従来の企業行動を変え、大胆な経営判断による事業ポートフォリオの転換を促す」と説明されているが、予測される将来の適用数(法人税)6件(平成30年度から32年度まで)は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。

【経済産業省の補足説明】

①について、「未来投資戦略 2017」で当施策を含めた施策群の KPI として定められているように、我が国企業の ROA の水準が欧米企業に遜色のない水準になることが効果として期待される(現状の ROA の水準は、日本 3.7%、米国 5.1%、欧州 4.7%)。

②について、適用見込件数は10件未満であるものの、今回の措置の対象となる再編は、産業競争力強化法に基づく計画の認定を受けた大規模な再編が想定され、1件あたりの適用額は27億円と大きい金額を見込んでおり、政策目的の達成には寄与するものであると考える。また、当措置を講ずることにより計画の認定対象とならずとも、コーポレートガバナンス強化を通じた企業における事業ポートフォリオの最適化に対する取組の裾野が広がることが期待される。なお、対象となる企業の母数については「(別紙)事業単位のポートフォリオの転換の円滑化措置減収見込額試算」参照。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 「1件あたりの適用額は27億円と大きい金額を見込んでおり、政策目的の達成には寄 与するものであると考える」との説明では、達成目標の実現(我が国企業のROAの水準 が欧米企業に遜色のない水準になること)にどの程度寄与するのかが明らかでないた め、この点を課題とする。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

-186- 【H29 経産01】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		[九寸が] 100年に下る以来の手が111111111111
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	事業ポートフォリオの転換の円滑化措置
2	対象税目	法人税:義(国税5)
		法人住民税:義、事業税:義(地方税11)
		【新設·拡充·延長】
	のなれの世界をあれた	
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		第4次産業革命による技術・社会の変化や国内市場の縮小が進展していく中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの最適化を図ることにより、国全体として、経営資源を適切に配分していくことが重要である。
		そこで、コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、企業による事業ポートフォリオの転換(ノンコア事業の分離と併せてコア事業の強化のために新たな事業等の取得を行う積極的な取組。以下同じ。)の実施の円滑化を図るための政策的措置を講じる。
		(1)対象 産業競争力強化法に基づく計画の認定を受けた企業。
		(2)措置内容 ノンコア事業の売却と併せてコア事業の強化のために新たな事業 買収等の取得を行う場合について、事業買収等の取得価格に応じた圧縮損 の計上を可能とすることで、ノンコア事業の売却益の課税を繰延べる。
		(3)要件 ポートフォリオの転換を図る取組による一定以上の生産性の向上が見込まれていること等。
		《関係条項》
4	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 産業組織課
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 30 年度~平成 32 年度
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	
7	適用又は延長期間	平成33年3月31日まで
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその 根拠	第4次産業革命による技術・社会の変化や国内市場の縮小が進展していく中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの最適化を図ることなどにより、国全体として、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要である。 そこで、コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、事業ポートフォリオの転換を政策的に支援することにより、各企業が注力すべき事業への資源配分を促し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。

				《政策目的の根	拠》			
				平成 29 年 6 月	「未来投資	戦略 20	17JP 11	8
				3. 「形式」から「	実質」への	コーポレ	ノートガノ	ベナンス・産業の新陳代謝
				(2)新たに講ず	べき具体的	的施策		
				i)中長期的な	企業価値向	り上に向	けた取糸	且の一層の推進
				④事業再約	■の円滑化			
				第4次	7産業革命	の進展と	ーいうグロ	コーバルな環境変化の中、「稼ぐ力」
				を高。 せ、事 性の! 式を? 換なる	かるために 業ポートで 見込める事 舌用した再 ご大胆な事	は、コー フォリオを 業に振り 編の促う 業再編	ポレート 機動的 り向けて 生策も含 を促進す	ガバナンス改革の取組の深化と併に見直し、経営資源を成長性・収益いくことが必要である。このため、株め、事業ポートフォリオの迅速な転るための方策について広く関係制に必要な制度的対応を講じる。
		(2)	政策体系	1. 経済産業				
			における	1-2 新陳代詞	村			
			政策目的 の位置付					
			け					
		3	達成目標	《租税特別措置				1-1-11
			及びその 実現によ					せる事業に振り向ける取組を促し、]企業・経済の更なる成長を図る
			る寄与	X 67 67 11 11	~ > C] ~ > J.M.	00.		
				事業ポートフ	ォリオの転	換を通じ	て、経営	
9	有効性等	1	適用数等		(畄,	位:件、(音四)	
	**			年度	平成 30	31	32	
				区分 適用件数	十成 30	6	6	
				適用額	162	162	162	
		<u></u>	減収額					
		(e)	//火作人 15只		(単	単位:億F	円)	
				年度	平成 30	31	32	
				法人税	38	38	38	
				法人住民税	5	5	5	
				法人事業税	41	41	41	
		_		1				

		③ 効果·税収 減是認効 果	《効果》 「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る ためには、CGSガイドラインや価値協創ガイダンスの策定などコーポレートガ バナンス改革の取組の深化とあわせて、従来の企業行動を変え、大胆な経営 判断を促すための経済的インセンティブを付与することが有効と考えられる。 そこで、事業売却時の譲渡益の課税を繰延べる措置を講じることで、従来の企業行動を変え、大胆な経営判断による事業ポートフォリオの転換を促す。 《税収減を是認するような効果の有無》
			事業ポートフォリオの最適化を図ることにより、国全体として、限られた経営 資源を適切に配分し、我が国企業の成長性・収益性の向上につながる効果が ある。
10	相当性	① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	事業ポートフォリオの見直しが未だ十分には行われていない背景には、見直しの一環として行われることの多い事業売却が、我が国では円滑に行われていないことがある。ポートフォリオの転換を図る取組による生産性向上など一定の要件を満たす場合に限定した上で、事業売却時の譲渡益の課税を繰延べる税制上の支援措置を講じることは、その手法として妥当である。
		② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	-
		③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	_
11	有識者の)見解	_
12		事前評価又は事)実施時期	_

【H29 経産01】

(別紙) 事業単位のポートフォリオの転換の円滑化措置減収見込額試算

【国税】

減収見込額試算の方法

過去3年(平成26~28年度)の有価証券報告書より、子会社株式売却益、事業譲渡益の金額を集計して1社あたり平均事業売却益を算出し、当該金額に計画認定を受ける見込企業数、法人税率を考慮して減収見込額を試算する。

【国税】

1. 法人税減収見込試算額 3,796 (百万円)

・1社あたり平均事業売却益×計画認定見込企業数×法人税率=減収見込額(2,704百万円) × (6社) ×23.4%= (3,796百万円)

2. 試算過程

(1) 1 社あたりの平均事業売却益の試算

過去3年分の有価証券報告書より、子会社株式売却益(子会社株式評価損控除後)、事業譲渡益の金額と計上企業数を集計し、1社あたりの平均事業売却益の金額を試算する。

1年あたり平均事業売却益計上額÷1年あたり平均事業売却益計上企業数=1社あたり平均事業売却益(137,924百万円)÷(51社)=(2,704百万円)

(計算内訳)

平成 26~28 年度平均子会社株式売却益計上額 93,006 百万円 平均計上社数 19 社 平成 26~28 年度平均事業譲渡益計上額 44,918 百万円 平均計上社数 32 社

(2) 計画認定を受ける見込企業数の試算

当措置の計画認定を受ける見込企業数は、(1)で試算した「1年あたり平均事業売却益計上企業数」に、平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法における認定計画のうち、特定事業再編計画の認定を受けた割合を乗じて試算することとする((1)で試算した「1年あたり平均事業売却益計上企業数」が認定計画を受ける可能性があるものと仮定し、そのうち特定事業再編計画を受ける割合と同程度、当措置の認定を受けるものと仮定する)。

- 特定事業再編計画÷(事業再編計画) =計画認定見込割合
 (5件) ÷ (37件+5件) = 11.9%
- ・1年あたり平均事業売却益計上企業数×計画認定見込割合=計画認定見込企業数(51社)×(11.9%)=(6社)

(3)減収見込額の試算

- (1)(2)の試算を基に、法人税率を考慮して減収見込額を試算する。
- 1 社あたり平均事業売却益×計画認定見込企業数×法人税率=減収見込額
 (2,704百万円) × (6社) ×23.4%=(3,796百万円)

-188- 【H29 経産01】

【地方税税】

減収見込額試算の方法

国税の試算結果を基礎に試算。

【地方税】

1. 法人住民税の減収額(490百万円)

法人税の減収額(3,796百万円)×税率(12.9%)=490百万円

2. 法人事業税の減収額(4,106百万円)

所得割の減収額(4,007百万円)+付加価値割の減収額(99百万円)=4,106百万円

(1)所得割(収入割)の減収額

法人事業税所得割(収入割)の減収額(892百万円)+地方法人特別税の減収額(3,115百万円)=4,007百万円

①法人事業税の所得割(収入割)の減収額

(特例による所得(収入)の減収額(16,224百万円)×税率(5.5%※1)=892百万円

②地方法人特別税の減収額

法人事業税所得割(収入割)の減収額(892百万円)×税率(349.1%※1)=3,115百万円

(2)付加価値割の減収額

特例による所得の減収額(16,224百万円)×税率(0.61%※1)=99百万円

※1 外形及び外形外法人に適用する場合の税率

(評価実施府省:経済産業省)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29経産02)

【基本情報】

ELECT OF THE PARTY														
制度名 (措置名)														
	平成27年度時点			美計画の認定を なてたときは、積立			合の組合財産と	なる新事業開持	石事業者の株式	(設立又は増	資により取得を	するものに限る。)の取得をした場合に、その価格の低落によ	る損失に備えるが	ため、帳簿価額
措置の内容	平成28年度税制改正以後	従前どおり												
	平成29年度税制改正以後	ただし、平成	積立割合を、50%(改正前:80%)に引き下げる。 ただし、平成29年3月31日以前に受けた計画の認定に係る認定特定新事業開拓投資事業計画に従って取得をしたその認定特定新事業開拓投資事業計画に係る投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式に係 債立割合については、引き続き80%とする。										着の株式に係	
政策目的		ベンチャーファ	アンドに出資する	る法人に税制優	遇措置を講じ、	ベンチャーファン	ドを通じたベンチ	ヤー企業への資	資金供給の円滑 の	化を図ることで	、我が国におけ	る新事業の創出を図る。		
===/T+4-0-14-D			義務対象					努力義務対象	₹					
評価対象税目		法人税	法人住民税	法人事業税										
関係条項		措法第55条の2、第68条の43の2												
要望内容及び区分 措置の適用期限を平成31年3月31日まで1年間延長する。							区分	延長						
創設年度		H26	過去の政策	長評価の実績	H25経産03	、H28経産07	7						•	

【総括表】

		租税特別措置等の適用実態									租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)																	
		適用件数		(参考) 適用実態調 査における適		減収額		(参考) 適用実態調査 における適用		(参考) 適用実態調査に 減収額 がいち法人一移・地方法人特別税・百万円) 措置ごとの影響			せ、成長する	、投資家からペ VBの育成・新 9とする)」	事業の創出を	を目指す(3				累計投資		/Bの育成・新	事業の創出	を目指す	会供給を促する (平成34年度 等)			
		(法人税·件)		用件数(法	(法人税·百万I	円)	額の上位10 社割合(法人	(地方法人二	税·地方法人特别	N税·百万円)	額(地方法人二 税·地方法人特		(認定フ	アンドの) 投資	賽実績額	(認定フ	ァンドの) 投	資実績額	(累計)		(認定ファ	ンドの) 投資	実績額	【参考】(認定	ミファンドの)	投資実績額	頁(累計)
				人税·件)				税・%)				別税・百万円)	目標値 (百万円)	将来予測	実績	租特の直	将来予測	実績	租特の直	目標	目標値 (百万円)	将来予測	実績	租特の直	将来予測	実績	租特の直	目標
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接的効果			接的効果	達成度				接的効果			接的効果	達成度
H23	-	_	-	_	_	_	-	_	_	-	_	_	-	-	1	_	_	-	_	-	-	_	-	-	-	-	_	_
H24	-	_	-	_	_	_	-	-	-	_	_	_	-	_	-	-	_	_	-	-	_	_	-	-	-	-	-	_
H25	_	_	-	_	_	_	_	-	-	_	_	_	-	_	-	-	_	_	_	-	_	-	_	-	-	-	-	_
H26	不明	0	-	0	不明	▲0	-	-	不明	▲0	_	_	-	_	0	不明	_	0	不明	0.0%	_	不明	0	不明	不明	0	不明	0.0%
H27	不明	2	-	2	不明	▲ 4.0	-	_	不明	▲ 1.7	_	▲1.7	_	_	516	不明	_	516	不明	1.4%	_	不明	516	不明	不明	516	不明	1.4%
H28	不明	28	-	_	▲813.0	▲138.0	17.0%	-	▲822.0	▲ 176.0	21.4%	-	-	_	3,551	不明	_	4,067	不明	10.8%	_	4,726	不明	不明	5,242	不明	不明	_
H29	48	_	-	_	▲ 430.0	_	-	-	▲ 520.0	_	_	_	-	6,014	-	-	10,081	_	_	-	不明	6,486	-	-	11,728	_	-	_
H30	60	_	-	_	▲ 472.0	_	-	-	▲ 576.0	_	_	_	-	6,494	-	-	16,575	_	_	-	不明	8,246	-	-	19,974	_	-	_
H31	-	_	-	_	-	_	-	-	-	_	_	_	-	5,978	-	-	22,553	_	_	-	-	_	-	-	-	-	-	_
H32	-	_	-	_	_	_	-	-	-	_	_	_	-	3,341	-	-	25,894	_	_	-	-	_	-	-	-	_	-	_
H33	_	-	-	_	_	_	-	-	-	_	_	_	_	2,375	-	-	28,269	-	-	-	_	_	-	-	-	_	-	_
H34	_	_	-	_	_	_	_	-	-	_	_	_	28,700	480	-	-	28,749	_	-	-	37,600	-	-	-	-	-	-	_
H35~ /未定	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	-	-	_	_	-	_	-	_	-	-	-	-	_	-	_

点検結果表

(行政機関名:経済産業省)

制度名	新事業開拓事業者投資損失準備金の延長
税目	法人税、法人住民税、事業税
区 分	□新設 □拡充 ■延長

(1) 達成日標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の数値目標(制度開始後、本制度を活用した投資累計額(平成34年度まで):376 億円)から新たな数値目標(制度開始後、本制度を活用した投資累計額(平成34年度まで):287億円)へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

昨年度の目標設定時には、20億円規模のファンド認定の存続や投資先要件の緩和が改正要望として盛り込まれており、目標設定はそれらの要望が認められる前提で試算を行った。

実際の改正にはその点が含まれなかったため、その要素を除外の上、再度試算した。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数 (平成28年度:28件※推定値) について、算定根拠 (出典) が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

本税制の適用には、GP決算期及びその直後の各LPの決算期において株式を保有し続けている必要があるところ、平成27年度は本税制適用可能な最初の年度であったため、株式の取得時期及びGP・LPの決算時期の相違により実際に適用したLPは少数であった。

平成28年度以降の推定に関しては、この状況を踏まえた上で、各所にヒアリングを行い、その結果から9割と推定している。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数(平成30年度の法人税)が予測されていない。
- ② 将来の適用数 (平成29年度の法人税) について、算定根拠 (出典) が明らかにされていない。
- ③ 将来の適用数 (平成29年度の適用数:48件※推定値) が、過去の実績 (平成27年度の適用数:2件) と、大きくかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 以下に予測。(延長が認められる前提で試算)

C SULL LINE (VETV)	hron Dungal	1,11VF (1, 424.)			
	26 年度末	27 年度末	28 年度末	29 年度末	30 年度末
	時点	時点	時点	時点	時点
認定ファンド数(累計)	1	3	9	(12)	(15)

ベンチャー企業への投資を 行ったLP数(社)	7	40	68	(91)	(104)
適用LP数(社)	0	2	(28)	(48)	(60)
投資実績額(百万円)	0	516	3551	(6014)	(6494)
損金算入額 (百万円)	0	15	(589)	(1838)	(2033)

② 平成29年度及び平成30年度の算定根拠は以下。

認定ファンド数

過去3年9本の認定より平均である3本新規認定と推定。平成30年度も同様。

ベンチャー企業への投資を行ったLP数

20億円規模のファンドは1ファンドあたり8.7社のLPで構成されており、10億円規模はその半分の4.3社と仮定。

よって、平成29年度推定:78社+(4.3社×3本) ≒91社

平成 30 年度推定: 78 社+(4.3 社×6 本) ≒104 社

(※平成28年度に投資を行ったファンドにおけるベンチャー企業への投資を行った LP数は68社であり、投資を行わなかったファンドも含めた場合、78社となる。 平成29年度には残りのファンドも投資を行うと想定されるため、推定には78社を 用いた。)

適用 LP 数

平成27年度実績を参考に、27年度時点でLP参加している40社については2社利用・38社利用せずと仮定。また、上記以外のLPについては経営判断的に利用する企業を9割と仮定。(点検項目(2)参照)

以上より

平成 28 年度推定: 2 社+ ((68 社-40 社) × 0.9) = 28 社 平成 29 年度推定: 2 社+ ((91 社-40 社) × 0.9) = 48 社 平成 30 年度推定: 2 社+ ((104 社-40 社) × 0.9) = 60 社

投資実績額

全ファンドが10年の存続期間のうち5年で、組成額のうち管理報酬を除く8割を 平均的に投資すると仮定し下表に推定。(既に投資を実行しているファンドは残額を 残期間で平均的に投資すると仮定)

見込み部分の計算式は以下。

 $((組成額 \times 0.8) - (実績額)) \div (5年—経過年数) = 単年度投資額見込$

	(百万円)		実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
ファンド	組成額	投資可能額	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
認定1号	1600	1280	0	129	118	516	516	-	-	-	-
認定2号	7500	6000	-	381	1890	1243	1243	1243	-	_	-
認定3号	6200	4960	-	6	772	1394	1394	1394	-	-	-
認定4号	2000	1600	-	-	0	400	400	400	400	_	-
認定5号	1800	1440	-	-	522	229	229	229	229	_	_
認定6号	2000	1600	-	-	249	337	337	337	337	_	-
認定7号	2025	1620	-	-	-	324	324	324	324	324	_
認定8号	5000	4000	-	-	-	800	800	800	800	800	-
認定9号	1820	1456	-	-	-	291	291	291	291	291	_
認定見込10号	1000	800	-	-	-	160	160	160	160	160	-
認定見込11号	1000	800	-	-	-	160	160	160	160	160	-
認定見込12号	1000	800	-	-	-	160	160	160	160	160	-
認定見込13号	1000	800	-	-	-	1	160	160	160	160	160
認定見込14号	1000	800	-	-	-	-	160	160	160	160	160
認定見込15号	1000	800	-	-	-	1	160	160	160	160	160
合計	35945	28756	0	516	3551	6014	6494	5978	3341	2375	480
※7,8,9号ファンドについては認定日が28年度末であるため、29年を投資開始年に設定。											

-192-【H29 経産02】

捐金算入額

<平成29年度推定>

- ○平成27年度の利用割合は4%(当該時点での認定ファンドは3本)であり、 1号~3号ファンド構成するLPの本税制の利用傾向は27年度の実績を参考とし、同 様 4%利用であると仮定。(点検項目(4)※1を参照されたい。)
- ○また平成 28 年度以降認定のファンドのLPについては、利用傾向が不明であるた め、税制利用不能なLP(1割)を除外した上、経営判断的に利用する企業を9割と 仮定。

(※認定ファンドのLPには非課税法人や個人など税制利用不可なLPが約1割存 在する。よって計算上は当該LPの割合分を除外した。)

○積立割合について、上限が設定されているが、上限未満割合の計上を行う合理性を想 定しがたいことから、上限割合を損金計上すると仮定。

総投資額(推定)

6,014 百万円

うち1~3 号ファンド投資額

3,153 百万円

うち 4~9 号ファンド投資額

2,381 百万円

うち 10~12 号ファンド投資額

480 百万円

これを前提に損金算入額を推定する (積立割合:1~9号8割、10~12号5割)

1~3 号ファンド損金算入額(推定) 101 百万円(投資額×0.8×0.04)

4~9 号ファンド損金算入額(推定) 1,543 百万円(投資額×0.8×0.9×0.9)

10~12 号ファンド損金算入額(推定) 194 百万円(投資額×0.5×0.9×0.9)

合計損金算入額(推定)

1,838百万円

<平成30年度推定>

総投資額(推定)

6,494 百万円

うち1~3号ファンド投資額

3, 153 百万円

うち 4~9 号ファンド投資額

2,381 百万円

960 百万円

うち 10~15 号ファンド投資額

これを前提に損金算入額を推定する (積立割合:1~9号8割、10~15号5割)

1~3 号ファンド損金算入額(推定) 101 百万円(投資額×0.8×0.04)

4~9 号ファンド損金算入額(推定) 1,543 百万円(投資額×0,8×0,9×0,9) 10~15 号ファンド損金算入額(推定) 389 百万円(投資額×0.5×0.9×0.9)

合計損金算入額(推定)

2,033百万円

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点 を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額(平成27年度及び28年度の法人税、法人住民税及び法人事業税)につい て、算定根拠(計算式及びその出典)が明らかにされていない。
- ② 過去の減収額(平成28年度の法人税)について、「133百万円」と推定されているが、 算定に誤りがある。

【経済産業省の補足説明】

①②について

27年度法人税:損金算入額実績14,578千円×23.9%≒3,484千円≒4百万円 27年度法人住民税及び法人事業税:

法人税の実績額(損金算入額14,578千円:減収額3,484千円)より法人住民税及び 法人事業税(所得割、地方法人特別税、付加価値割)の平均税率を用いて算出した が、実績額をそのまま記載すべきであった。1,659千円に訂正した。

28年度法人税: 投資総額 (実績) 3,551百万円

うち1~3号ファンド投資額 2,780百万円 うち4~9号ファンド投資額

771百万円 より

1~3号捐金算入額(推計) 2,780百万円×0,8×0,04(※1) ≒89百万円 4~9号捐金算入額(推計) 771百万円×0.8×0.9×0.9(※2) ⇒500百万円 減収額(推計) (89百万円+500百万円) ×23.4% ⇒138百万円

と推定。(点検項目(2)参照)

28年度法人住民税:法人税減収推定額138百万円×12.9% ÷ 18百万円

28年度法人事業税:所得割 : 損金算入推計額589百万円×5.7%≒34百万円

地方法人特別税:所得割34百万円×358.1%≒120百万円

付加価値割 : 損金算入推計額589百万円×0.67%≒4百万円 計 158百万円

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額(平成30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税)が予測されていな
- ② 将来の減収額(平成29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税)について、算定根 拠(計算式及びその出典)が明らかにされていない。
- ③ 将来の減収額(平成29年度の法人税)について、「439百万円」と推定されているが、 算定に誤りがある。

【経済産業省の補足説明】

以下に予測。

	26 年度 末時点	27 年度 末時点	28 年度 末時点	29 年度 末時点	30 年度 末時点
投資実績額 (百万円)	0	516	3551	(6014)	(6494)
損金算入額(百万円)	0	15	(589)	(1838)	(2033)
減収額(百万円)【国税】	0	4	(138)	(430)	(472)
減収額(百万円)【地方税】	0	1.7	(175)	(520)	(576)
うち法人住民税	0	0. 5	(18)	(55)	(61)
うち法人事業税	0	1. 2	(158)	(465)	(515)

(※端数処理により計が合わない場合あり)

②29年度法人税:

投資総額 (実績)

6,014百万円

うち1~3号ファンド投資額

3,153百万円

うち4~9号ファンド投資額 うち10~12号ファンド投資額 2,381百万円

1~3号捐金算入額(推計)

480百万円 より 3,153百万円×0,8×0,04≒101百万円

4~9号捐金算入額(推計)

2,381百万円×0.8×0.9×0.9≒1,543百万円

10~12号損金算入額(推計)

480百万円×0.5×0.9×0.9≒194百万円

減収額(推計) (101百万円+1,543百万円+194百万円) ×23.4% ≒430百万円

29年度法人住民税:法人税減収推定額430百万円×12.9% ⇒55百万円

29年度法人事業税:所得割 : 損金算入推計額1,838百万円×5.5%≒101百万円

地方法人特別税:所得割101百万円×349.1%≒353百万円

: 損金算入推計額1,838百万円×0.61%≒11百万円 計 465百万円

30年度法人税:

投資総額(実績) 6,494百万円 うち1~3号ファンド投資額 3,153百万円 うち4~9号ファンド投資額 2,381百万円 うち10~15号ファンド投資額 960百万円 より

1~3号損金算入額(推計) 3,153百万円×0.8×0.04≒101百万円 4~9号損金算入額(推計) 2,381百万円×0.8×0.9×0.9≒1,543百万円 10~15号損金算入額(推計) 960百万円×0.5×0.9×0.9≒389百万円

減収額(推計) (101百万円+1,543百万円+389百万円) ×23.2%≒472百万円

30年度法人住民税:法人税減収推定額472百万円×12.9%≒61百万円

30年度法人事業税:所得割:損金算入推計額2,033百万円×5.5%≒112百万円

地方法人特別税: 所得割112百万円×349.1%≒391百万円 付加価値割: 損金算入推計額2,033百万円×0.61%≒12百万円

計 約515百万円

(端数調整により計が合わない場合がある)

③ 御指摘の通り。上記の通り訂正した。

【点検結果】

①~③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果について、「『ファンド組成額』、『ファンド数』及び『年間投資額』の数値から、本税制認定ファンドによる実績が全体の一定割合を占めており、一定の効果を有していると推測できる」と説明されているが、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数(法人税)は2件(平成27年度)であり、その投資額は、評価書に記載された損金算入額が15百万円であり、積立割合が8割であることから、約19百万円(=15百万円÷0.8)と考えられ、投資実績額516百万円(平成27年度)の約3.7%、達成目標(制円開始後、本制度を活用した投資累計額(平成34年度まで):287億円)の約0.07%に相当すると考えられることから、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。
- ② 過去の直接的な効果 (平成26年度から28年度まで) について、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 平成27年における投資実績と積立実績の乖離については、点検項目(2)を参照されたい。

その上で、たしかに平成27年度においては投資実績額516百万円と僅少であるが、これは認定のタイミングにより1~3号ファンド分のみの実績であり、目標287億円のうち当該ファンドの占める割合は約122.4億円。これを分母として1~3号ファンドの投資実績を分析すると、

- ○平成27年度:投資額(129+381+6)/投資可能額12240百万円=4%
- ○平成28年度:投資額(118+1890+772)/投資可能額12240百万円≒23%となっており、目標の達成に寄与していると言える。
- ② 直接的な効果の把握については、適宜各GP及びLPにヒアリングを行い、必要な情報を収集している。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の効果について、過去の効果が達成目標(制度開始後、本制度を活用した投資累計額(平成34年度まで):287億円)の約0.07%に相当すると考えられることを踏まえて

- も、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。
- ② 将来の効果 (平成29年度及び30年度) について、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 平成27年における投資実績と積立実績の乖離については、点検項目(2)を参照されたい。そのうえで、政策目標の達成状況に関する考え方は、先述の(6)①に示したとおりであり、また、将来における投資額推計は下記表のとおりとなっており、目標の達成に寄与していると言える。

	(百万円)		実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
ファンド	組成額	投資可能額	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
認定1号	1600	1280	0	129	118	516	516	_	_	_	_
認定2号	7500	6000	-	381	1890	1243	1243	1243	_	_	_
認定3号	6200	4960	-	6	772	1394	1394	1394	_	_	_
認定4号	2000	1600	-	-	0	400	400	400	400	_	_
認定5号	1800	1440	-	-	522	229	229	229	229	_	_
認定6号	2000	1600	-	-	249	337	337	337	337	_	_
認定7号	2025	1620	-	-	-	324	324	324	324	324	_
認定8号	5000	4000	-	-	-	800	800	800	800	800	_
認定9号	1820	1456	-	-	-	291	291	291	291	291	_
認定見込10号	1000	800	-	-	-	160	160	160	160	160	_
認定見込11号	1000	800	-	-	-	160	160	160	160	160	_
認定見込12号	1000	800	-	-	-	160	160	160	160	160	_
認定見込13号	1000	800	-	-	-	-	160	160	160	160	160
認定見込14号	1000	800	-	-	_	-	160	160	160	160	160
認定見込15号	1000	800	-	-	_	-	160	160	160	160	160
合計	35945	28756	0	516	3551	6014	6494	5978	3341	2375	480

|※7,8,9号ファンドについては認定日が28年度末であるため、29年を投資開始年に設定。

② 直接的な効果の把握については、適宜各GP及びLPにヒアリングを行い、必要な情報を収集している。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点 を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

-194- 【H29 経産02】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		依付別拍直寺に体る以来の争削計画音
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	新事業開拓事業者投資損失準備金の延長
2	対象税目	(国税8、地方税18(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
		【新設·拡充· <mark>延長</mark> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		本税制措置は、青色申告書を提出する法人(以下「法人投資家」という。)
		が、産業競争力強化法第 17 条に規定する特定新事業開拓投資事業計画に
		ついて、平成30年3月31日までに経済産業大臣の認定を受けた投資事業有
		限責任組合(以下「認定組合」という。)に出資をし、同組合が同法第2条第5
		項に規定する新事業開拓事業者(いわゆるベンチャー企業)の株式を取得した
		場合において、各事業年度終了時における帳簿価額の50%以下(平成28年度
		以前の認定については80%)の金額を損失準備金として積み立てて、その積み
		立てた額を損金算入することができるものである。
		《関係条項》
		租税特別措置法第 55 条の 2、第 68 条の 43 の 2
		租税特別措置法施行令第 32 条の 3
		租税特別措置法施行規則第 21 条の 2
4	担当部局	経済産業政策局 新規産業室
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期: 平成 29 年 8 月 10 日
	対象期間	分析対象期間: 平成 26 年度~平成 28 年度
6	租税特別措置等の創設	平成 26 年度 創設
0		
0	年度及び改正経緯	平成 29 年度 拡充・1年間延長
	年度及び改正経緯	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和)
7	i	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】
	年度及び改正経緯	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和)
	年度及び改正経緯	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、
	年度及び改正経緯	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、 当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用 を受けることができる。 【延長】
	年度及び改正経緯	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資に
7	年度及び改正経緯 適用又は延長期間	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることとしたい。
	年度及び改正経緯 適用又は延長期間 必要性 ① 政策目的	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
7	本度及び改正経緯 適用又は延長期間 必要性 ① 政策目的 みびその	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファン
7	年度及び改正経緯 適用又は延長期間 必要性 ① 政策目的	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
7	本度及び改正経緯 適用又は延長期間 必要性 ① 政策目的 みびその	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国におけ
7	本度及び改正経緯 適用又は延長期間 必要性 ① 政策目的 みびその	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。
7	本度及び改正経緯 適用又は延長期間 必要性 ① 政策目的 みびその	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。 産業競争力強化に向けた施策として「日本再興戦略」改訂 2015(平成27年
7	本度及び改正経緯 適用又は延長期間 必要性 ① 政策目的 みびその	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。 産業競争力強化に向けた施策として「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ2020」(平成28年4月19日日本経済再生本部決定)
7	本度及び改正経緯 適用又は延長期間 必要性 ① 政策目的 みびその	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。 産業競争力強化に向けた施策として「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ2020」(平成28年4月19日日本経済再生本部決定)において、「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレーヤーからの
7	本度及び改正経緯 適用又は延長期間 必要性 ① 政策目的 みびその	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャーの業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。 産業競争力強化に向けた施策として「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ2020」(平成28年4月19日日本経済再生本部決定)において、「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレーヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自立的なイノベーション
7	本度及び改正経緯 適用又は延長期間 必要性 ① 政策目的 みびその	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャーの業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。 産業競争力強化に向けた施策として「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ2020」(平成28年4月19日日本経済再生本部決定)において、「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレーヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築を進めていく」とされている。
7	本度及び改正経緯 適用又は延長期間 必要性 ① 政策目的 みびその	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャーの業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。 産業競争力強化に向けた施策として「日本再興戦略」改訂 2015(平成27年6月30日閣議決定)において、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ 2020」(平成28年4月19日日本経済再生本部決定)においても、「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレーヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自立的なイノベーション
7	本度及び改正経緯 適用又は延長期間 必要性 ① 政策目的 みびその	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。 産業競争力強化に向けた施策として「日本再興戦略」改訂 2015(平成27年6月30日閣議決定)において、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ 2020」(平成28年4月19日日本経済再生本部決定)において、「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレーヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築を進めていく」とされている。
7	本度及び改正経緯 適用又は延長期間 必要性 ① 政策目的 みびその	(地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和) 【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。 産業競争力強化に向けた施策として「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ2020」(平成28年4月19日日本経済再生本部決定)においても、「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレーヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築を進めていく」とされている。 《政策目的の根拠》 〇日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)

				iii)ベンチャー支援									
				〇ベンチャー・チャレ	ンジ 2020								
				(平成 28 年 4 月 19	日 日本経	済再生本部	決定)						
				3. 我が国ベンチャー	-を巡る課題	と今度の対	応の方向性	生					
				(2)民間による自律				構築支援					
				4. 新たな目標設定									
				※ベンチャー企業へ	の VC 投資	額の対名目	GDP 比を	2022 年まで	に倍増とす				
				ることを目指す	14年の1	小左亚4 0)	/ 中間 広 「 伝	n Powart ≘⊥≪	[
				(現状:0.028%(2012 ンチャー白書」より)	2-14 年の 3	が年半均)	(内阁内)ほ	1 大程) 計算	IJ, VECIA				
					○日本再興戦略 2016(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)								
									h 7 l ++ 0				
				Ⅲイノベーション・ベン 創出等	ノナヤー制は	1月の独化、	ナヤレノン	有作にめる	いる人材の				
				1. イノベーション・ベ	ンチャー創む	出力の強化							
				(2)新たに講ずべき									
				iv)「ベンチャー・チャ	レンジ 2020	」の実現							
		- 1	政策体系	1. 経済産業									
			における	1-2新陳代謝									
			政策目的 の位置付										
			け										
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》									
			及びその	法人投資家からべ	ンチャーフ	アンドへの資	 金供給を(足すことにより	り、ベンチャ				
			実現によ	一企業への投資を活	性化させ、	成長するべ	ンチャー企	業の育成・新	事業の創				
			る寄与	出を目指す。									
				【数値目標】									
				制度開始後、本制									
				※数値目標の設定に については実際の組									
				平成 29 年度及び平									
				ると仮定し、試算。	/X 00 +/X 10	- 10 &1 1796	(X0)))	1 2 4 5 11 701	/C1~µU/C /				
				《政策目的に対する	租税特別措	置等の達成	目標実現に	こよる寄与》					
				本税制措置により	、事業会社	・金融機関等	等の法人が	ベンチャーフ	アンドを通				
				じてベンチャー企業へ									
				場の獲得、製品・サー				拡大をもたら	し、我が国				
9	有効性	1	適用数等	におけるベンチャー1 ※()内は推定値	E耒の育队I	⊂ 分子りる。	•						
y	等	•	旭川双寸	太(/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度				
	٠,				末時点	末時点	末時点	末時点	末時点				
				認定ファンド数	1	3	9	(12)	(15)				
				(累計) (スティー企業へ)									
				の投資を行った	7	40	68	(91)	(104)				
				LP数(社)									
				適用LP数(社)	0	2	(28)	(48)	(60)				
				投資実績額 (百万円)	0	516	3551	(6014)	(6494)				
				損金算入額(百万 円)	0	15	(589)	(1838)	(2033)				
				【推定根拠】					' '				

認定ファンド数 過去3年9本の認定より平均である3本新規認定と推定。

ベンチャー企業への投資を行ったLP数 20 億円規模のファンドは1ファンドあ たり8.7社のLPで構成されており、10億円規模はその半分の4.3社と仮定。

よって、78 社+(4.3 社×3 本)≒91 社

(※平成 28 年度に投資を行ったファンドにおけるベンチャー企業への投資を行ったLP数は 68 社であり、投資を行わなかったファンドも含めた場合、78 社となる。平成 29 年度には残りの ファンドも投資を行うと想定されるため、推定には 78 社を用いた。)

適用 LP 数 平成 28 年度において、68 社のうち 40 社については平成 27 年度 実績を参考に2社利用・38 社利用せずと仮定。

68 社のうち残り28 社については、経営判断的に利用する企業を9割と仮 定すると約26社。よって、計28社と推定。

平成 29 年度において、同様に、91 社のうち 40 社については 2 社利用と 仮定。残り51 社については9割利用と仮定すると約46社。

よって計 48 社と推定。

投資実績額 全ファンドが 10年の存続期間のうち 5年で、組成額のうち管理 報酬を除く8割を平均的に投資すると仮定。

(既に投資を実行しているファンドは残額を残期間で平均的に投資すると仮定)

	(百万円)		実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
ファンド	組成額	投資可能額	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
認定1号	1600	1280	0	129	118	516	516	_	_	_	_
認定2号	7500	6000	-	381	1890	1243	1243	1243	_	_	-
認定3号	6200	4960	-	6	772	1394	1394	1394	_	_	_
認定4号	2000	1600	-	-	0	400	400	400	400	_	_
認定5号	1800	1440	-	-	522	229	229	229	229	_	_
認定6号	2000	1600	-	-	249	337	337	337	337	-	_
認定7号	2025	1620	-	-	-	324	324	324	324	324	
認定8号	5000	4000	-	-	-	800	800	800	800	800	_
認定9号	1820	1456	-	-	-	291	291	291	291	291	_
認定見込10号	1000	800	-	-	-	160	160	160	160	160	_
認定見込11号	1000	800	-	-	-	160	160	160	160	160	_
認定見込12号	1000	800	-	-	-	160	160	160	160	160	_
認定見込13号	1000	800	-	-	-	-	160	160	160	160	160
認定見込14号	1000	800	-	-	-	-	160	160	160	160	160
認定見込15号	1000	800	-	-	-	-	160	160	160	160	160
合計	35945	28756	0	516	3551	6014	6494	5978	3341	2375	480
ツュュローンドについては可力口が20万亩ナイナストル 20万十級次明がたに引力											

※7,8,9号ファンドについては認定日が28年度末であるため、29年を投資開始年に設定。

損金算入額

<平成28年度推定>

- ○平成27年度の利用割合は4%(当該時点での認定ファンドは3本)であり、 1号~3号ファンド構成するLPの本税制の利用傾向は27年度の実績を参 考とし、同様4%利用であると仮定。
- 〇また、平成28年度末までに新たに認定した6本のファンド(4号~9号)につ いては、利用傾向が不明であるため、税制利用不能な LP(1割)を除外した 上、経営判断的に利用する企業を9割と仮定。
- ○積立割合について、上限が設定されているが、上限未満割合の計上を行う 合理性を想定しがたいことから、上限割合を損金計上すると仮定。

投資総額 3.551 百万円

うち 1~3 号ファンド投資額 2,780 百万円

うち 4~9 号ファンド投資額 771 百万円

これを前提に損金算入額を推定すると

(積立割合8割) 1~3 号ファンド損金算入額(推定) 89 百万円(投資額×0.8×0.04)

4~9 号ファンド損金算入額(推定) 500 百万円(投資額×0.8×0.9×0.9)

合計損金算入額(推定) 589 百万円

<平成 29 年度推定>

- ○1~9 号ファンドについては、投資額実績の推定を前提に平成28年度推定と
- 〇新たに認定が想定される3ファンド(10号~12号)については、4号~9号フ ァンドと同様の計算方法による。

総投資額(推定)	6,014 百万円
うち 1~3 号ファンド投資額	3,153 百万円
うち 4~9 号ファンド投資額	2,381 百万円
うち 10~12 号ファンド投資額	480 百万円

これを前提に損金算入額を推定する(積立割合:1~9号8割、10~12号5割) 1~3 号ファンド損金算入額(推定) 101 百万円(投資額×0.8×0.04) 4~9 号ファンド損金算入額(推定) 1,543 百万円(投資額×0.8×0.9×0.9) 10~12 号ファンド損金算入額(推定) 194 百万円(投資額×0.5×0.9×0.9) 合計損金算入額(推定) 1,838 百万円

<平成30年度推定>

総投資額(推定) 6.494 百万円

うち 1~3 号ファンド投資額 3.153 百万円 うち 4~9 号ファンド投資額 2,381 百万円

うち 10~15 号ファンド投資額 960 百万円

これを前提に損金算入額を推定する(積立割合:1~9号8割、10~15号5割) 1~3 号ファンド損金算入額(推定) 101 百万円(投資額×0.8×0.04) 4~9 号ファンド損金算入額(推定) 1,543 百万円(投資額×0.8×0.9×0.9) 10~15 号ファンド損金算入額(推定) 389 百万円(投資額×0.5×0.9×0.9)

合計損金算入額(推定) 2.033 百万円 ②:減収額

※()内は推定値					
	26 年 度末 時点	27 年度 末時点	28 年度 末時点	29 年度 末時点	30 年度 末時点
投資実績額 (百万円)	0	516	3551	(6014)	(6494)
損金算入額 (百万円)	0	15	(589)	(1838)	(2033)
減収額【国税】 (百万円)	0	4	(138)	(430)	(472)
減収額【地方税】 (百万円)	0	1. 7	(175)	(520)	(576)
うち法人住民税	0	0. 5	(18)	(55)	(61)
うち法人事業税	0	1. 2	(158)	(465)	(515)

減収額

<平成 28 年度推計>

法人税減収額(推計) 589 百万円×23.4%≒138 百万円

法人住民税:法人税減収推定額 138 百万円×12.9%≒18 百万円

法人事業税:所得割:損金算入推計額 589 百万円×5.7%=34 百万円 地方法人特別税:所得割 34 百万円×358.1%≒120 百万円 付加価値割: 損金算入推計額 589 百万円×0.67%≒4 百万円

計 158 百万円

〈平成 29 年度推定〉

法人税減収額(推計) 1838 百万円×23.4%≒430 百万円 法人住民税:法人税減収推定額 430 百万円×12.9% = 55 百万円

法人事業税:所得割:損金算入推計額 1,838 百万円×5.5%≒101 百万円

地方法人特別税:所得割 101 百万円×349.1%≒353 百万円 付加価値割:損金算入推計額 1,838 百万円×0.61%≒11 百万円 計 465 百万円

<平成30年度推定>

法人税減収額(推計) 2033 百万円)×23.2%≒472 百万円 法人住民税:法人税減収推定額 472 百万円×12.9%≒61 百万円 法人事業税:所得割:損金算入推計額 2,033 百万円×5.5%=112 百万円 -196- 【H29 経産02】

			ファンド 認定1号	(百万円) 組成領 1600	安美可強額 1280			東機 H28 118	延投資約組 247	反發電	聖勘に対する 保護の割合 9.3%		建成例会 32.2%
					-07.00 magazina				延投資金租				進盛初會
			Д 1017										
			合は以下の通り。										
				こ投資を		アンド	の投	資割合	ì、目標と	する!	投資割食	合及び遺	成割
				除くファ									
				ニュチĔ ンドの投	資活動	として	、10 ⁴	年の存	続期間(のうち 1	前半5年	年におい	て管理
			寄与語 〇現状排	引合:約 [*] □堀	14%								
				での投		額:約	41 億	円					
				-Mリの 投資総額			只照り	ル可サ	マノロ! 口				
			※国内向け	投資額見込									
				C「ベンチ・									
				ンド投資 け投資金額			- 195	718			35. 51 1056	(60. 1-	-
					/	ŀ	124	H25 I	H26 H2		H28	H29(見	
			※平成 29 年 (3)年間			1去5年	の平均	■を記載					
					į	調査時点 均値を記	れて平成 己載	28 年度	の当該規模				
			※平成 28 ±		(億円) (カド数:キ	の合計値 - ヤピタ	直を算出 ルコー	¦。 ル含む累	計出資額を	ファン	ド規模と別	定義してい	るため、
			*()は ※認定対象	推計値								B 梅 届 (10 4	帝円~100
			(出所) VE	認定対象ファンド数(件) 13 7 16 10 10 (11) (11) (出所) VEC「ベンチャー白書 2016」「ベンチャー白書 2016」「ベンチャーキャビタル投資動向調査 (直近四半期 2017 年 10)」									
				ンド数(- 13	7	16	10	10	(11)	(3)	
						H23	H24	H25		H27		H29(見:	込)
			※平成 29 年		ド組成総額	[:過去	5 年間(の平均値	を記載。				
			※ () は	C 「ベンチ 推計値						動向調	査(直近四	半期 2017 :	年10)」
			ファン	ド総組成額	額 (億円)	1	036	921	911 1	932	2593	(1479)	
			認定ファ	ンド組成	額(億円) -	-	_	16 1	37	146	(30)	
						H	124	H25	H26 H	27	H28	H29	
			(1)ファ:	ンド組成	額								
			よる実績 きる。	が全体の	の一定	計台を	- 占め	ており、	、一定の	効果を	と有して	いると推	E測で
			本税制持										
			を促進し										
			企業への						— -				
		効果	あたって を取得し										
		収減是認		ヤー企業									
	3	効果·税	《効果》										
					約 515			八月世前日	四尺 2,000		11 ^ 0.0	, i /u -, i Z	נונים
- 1									12 百万F 額 2.033				
							w =r /	E chul .	. TT	T		~~ _ _	

平成 28 年度末時点において、達成割合が 100%であるのが望ましいところ、平均 77.4%に留まっている理由を推測するに、投資先の選定・投資実行

の判断は、各ファンドの投資担当者に依存するところ、投資先候補における 技術開発の状況や投資先を巡る市場の動向(現状はやや株価が高騰気 味)等の状況を勘案し、各ファンドの投資担当者が投資時期を窺っていると 考えられる。 《税収減を是認するような効果の有無》 本税制措置により、法人投資家からベンチャー企業への投資を促進するこ とは、ベンチャー企業によるイノベーションの創出に繋がり、一時的な税収減を 是認する効果が十分にあると考えられる。 (なお、本税制は課税の繰り延べであり、後年度益金に算入されるため、期 間全体を通せば減収とはならない。) 本税制に係る各年度の減収額及び投資実績及び見込は以下の通り 30 年 26 年 29 年度 27 年度 28 年度 度末時 度末時 末時点 末時点 末時点 点 点 投資実績額 3551 (6494)0 516 (6014)(百万円) 損金算入額 0 15 (558)(1838)(2033)(百万円) 減収額【国税】 0 4 (138)(430)(472)(百万円) 減収額【地方税】 0 (576)1.7 (175)(520)(百万円) 0 0.5 うち法人住民税 (18)(61) うち法人事業税 0 1. 2 (158)(465)(515)10 相当性 ① 租税特別 法人投資家によるベンチャー投資の促進は、その性質上予算措置で個別に 措置等に 手当てするべきものではない。地域経済の実情を考慮する法律の認定を受け よるべき たベンチャーファンドに対する投資に限定した上で、投資家を限定することなく 妥当性等 租税特別措置によって実施することは妥当である。 ② 他の支援 エンジェル税制 措置や義 個人投資家を対象とする現行のエンジェル税制は、創業後初期のベンチャ 務付け等 一企業に対する投資を想定しているものであるが、本税制措置は、主に事業 との役割 拡張期にあるベンチャー企業に対する、事業会社からベンチャーファンドを通じ 分担 た投資を促進するもの。 ③ 地方公共 団体が協 力する相 当性 11 有識者の見解 特になし。 12:前回の事前評価又は事 平成 28 年 8 月

後評価の実施時期

(評価実施府省:経済産業省)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29経産03)

【基本情報】

	수가타지														
制度名 (措置名)			建税制の拡充 治与等支給額が)法人税額の特	別控除)(所	得拡大促進税	(制)							
措置の内容	平成27年度時点	20%) を限度 (1) 次の事業 ① 平成2 ② 平成2 ③ 平成2 ④ 平成2 (2) 雇用者約	O 1 Mar 1 7 3 2 A 1 Mar 1 7 3 2 A 1 M 2 7 7 7 1 M 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7												
	平成28年度税制改正以後	雇用促進税	は制と重複適用	できることとし、重	直複適用する場	合には、雇用係	足進税制の特定	2地域基準雇用	者数等に係る	給与等の支給	額を雇用者給	与等支給増加額から控除する	ることとした。		
	平成29年度税制改正以後	平均給与等	支給額に係る	要件及び税額担	空除限度額の見	直しを行った。									
政策目的		少子高齢化 済成長を図る。		経済の持続的成	以長のためには、	賃上げとそれに	伴う可処分所	得の増加を通じ	た消費の拡大が	が重要。賃上に	を促進し、所行	骨と消費の拡大による経済の好	子循環を作り出すための税制措置	を実施すること	で、さらなる経
======================================			義務対象					努力義務対象	ŧ .						
評価対象税目		法人税	法人住民税	法人事業税	所得税										
関係条項		措法第42多	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	58条の15の6、	地方税法第23	条、第292条									
要望内容及び	要望内容及び区分		税額控除の範囲の拡充及び中小企業者の適用要件の緩和								区分	拡充·延長			
創設年度		H25	過去の政策	評価の実績	H25経産50)、51、H28経	産10								•

【総括表】

1,0,5	1127	租税特別措置等の適用実態										租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)															
		適用件数 (法人税·件)		(参考) 適用実態調査に おける適用件数	減収額 道 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査に おける適用額の上 位10社割合(法	適用実態調査に 適用実態調査に おける現材物別措置 おける週用類の上 (地方注 1 年後・地方注 1 年後 1 4 年間 2 ことの影響額 (地		適用実態調査にお ける租税特別措置	目標①「個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに 伴う景気の好循環の実現(個人の所得水準の改善)」(平成 29年度評価時) 目標②「個人の所得水準の改善と通じた消費拡大及びそれに はう景気の好循環の実現(消費拡大)」(平成29年度評価 時) 「でが推進」(平成28年度評価時)							目標)に合わ	せた賃上							
	将来予測	実績	実績÷将来予測	(法人税·件) 実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	人税・%)	将来予測	実績	実績÷将来予測	法人特別税·百万 円)	目標値(百万円)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標 達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度
H23	_	_	-	_	-	_	-	_	-	_	_	-		_	-	_	_	-	_	_	-	-		-	_	-	-
H24	-	-	_	-	_	-	_	-	-	_	_	-		-	-	-	-	-	_	_	-	_		-	_	-	_
H25	不明	10,874	-	10,874	不明	▲ 42,000.0	-	16.7%	不明	▲2,300.0	_	▲2,290.2	-	-	-	_	I	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	_
H26	不明	78,261	_	78,261	不明	▲247,800.0	_	14.6%	不明	▲13,700.0	_	▲13,661.4	_	_	56,987,500	365,000	I	_	_	不明	不明	ı	ı	_	2.07%	不明	_
H27	不明	90,594	_	90,594	不明	▲277,400.0	_	10.2%	不明	不明	_	▲ 14,383.2	_	_	56,987,500	365,000	ı	_	_	不明	不明	_	_	不明	2.20%	不明	_
H28	118,133	107,936	91.4%	_	▲284,200.0	▲309,000.0	108.7%	_	不明	不明	_	_	_	_	56,987,500	365,000	ı	_	_	不明	不明	-	不明	不明	2.00%	不明	_
H29	126,723	-	-	-	▲300,559.0	_	-	-	不明	-	_	_	不明	56,987,500	_	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H30	不明	-	-	-	不明	_	-	-	不明	-	-	_	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	_
H31	不明	-	_	_	不明	_	_	-	不明	_	_	_	不明	不明	-	-	-	不明	不明	_	-	-	-	_	_	-	_
H32	不明	_	_	_	不明	_	_	-	不明	_	_	_	不明	不明	-	-	-	不明	不明	_	-	-	_	_	_	-	_
H33	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-	_	_	-	_	_	_	_	-	_	-	_	-	_
H34	_	_	-	_	-	_	-	_	_	_	_	-	-	-	-	-	-	_	_	_	-	-	_	-	-	-	_
H35~/ 未定	-	-	_	_	_	_	_	_	ı	_	_	_	-	_	-	_	-	_	_	-	_	-	_	_	-	_	-

点検結果表

(行政機関名:経済産業省)

制度名	所得拡大促進税制の拡充及び延長
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税
区 分	□新設 ■拡充 ■延長

(1) 達成日標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の好循環の 実現)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の好循環の 実現)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。
- ③ 所期の目標(GDP 名目成長率3%(政府目標)に合わせた賃上げの推進)から新たな 達成目標(個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の好循環の実 現)へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 本税制のみで達成すべき目標ではないが、最終的には、政府目標である2020年までに GDP600兆円、最低賃金1000円を実現することが必要であると考えている。
- ② 同上
- ③ 2020年までに GDP600兆円を実現するためには、GDP 名目成長率3%が必須であり、これらは密接に関係している。

【点検結果】

①~③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数(平成28年度の所得税)が把握されていない。
- ② 過去の適用数(平成28年度の法人税適用見込み)について、「107,936件(推計値)」 と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかに されていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、所得税については公表されていないところ、短期間での合理的な適用数の把握が困難である。
- ② 出典については別紙1 (適用実態調査)を参照頂きたい。 別紙1の推計方法については、別紙2に記載。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数 (平成29年度から32年度までの法人税及び所得税) が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

平成29年度の適用数については別紙1 (適用実態調査)を参照頂きたい。

なお、別紙1の推計方法については、別紙2に記載。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、依然として、将来の適用数(平成30年から32年度までの法人税及び所得税)が予測されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額 (平成26年度から28年度までの所得税及び法人事業税) が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額(平成27年度及び28年度の法人住民税)が年度ごとに把握されていない。
- ③ 過去の減収額(平成26年度の法人住民税)の算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。また、過去の減収額(平成28年度の法人税適用見込み)について、「推計値は1社当たり雇用者給与等支給額×10%(中小企業は20%)×税額控除実施法人数により算出」と説明されているが、算定根拠(計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、税目 ごとの減収額については公表されていないところ、短期間での合理的な適用数の把握 が困難である。
- ② 同上
- ③ 計算方法については別紙2のとおり。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 依然として、過去の減収額(平成26年度の法人住民税)について、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていないため、この点を課題とする。また、過去の減収額(平成28年度の法人税適用見込み)については、補足説明により、推計方法は明らかになったものの、評価書に記載されている推計方法(推計値は1社当たり雇用者給与等支給額×10%(中小企業は20%)×税額控除実施法人数により算出)とは異なっている。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額(平成29年度から32年度までの法人税、所得税、法人住民税及び法人事業税)が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

平成29年度の減収額については別紙1 (適用実態調査)を参照頂きたい。

なお、別紙1の推計方法については、別紙2に記載。平成30年度以降については、財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において、税目ごとの減収額については公表されていないところ、短期間での合理的な適用数の把握が困難である。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、依然として、将来の減収額(平成29年度の所得税、法人住民税及び法人事業税、30年から32年度までの法人税、所得税、法人住民税及び法人事業税)が予測されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

<個人の所得水準の改善>に係る効果

- ① 過去の効果 (平成26年度から28年度まで) が年度ごとに把握されていない。
- ② 過去の効果 (平成26年度から28年度まで) については、内閣府の試算から、「平成26年度から平成29年度の4年間で、マクロで1.46兆円相当の賃金引き上げ効果があった」と説明されているが、この試算の根拠となっている「本税制の適用対象となった給与等支給増加額」及び「アンケート調査」に係る数値とその出典が明らかにされていない。

<消費拡大>に係る効果

③ 本特例措置の目標は、「個人の所得水準の改善を通じた消費の拡大」とされていると ころ、現在の貴省の説明では賃金引き上げ効果についてのみ言及されていることから、 本特例措置による消費拡大への効果についても定量的に説明する必要がある。

【経済産業省の補足説明】

- ① 内閣府の分析は年度毎の効果試算を積み上げたものであるが、効果については毎年 度平準的に効果があったと考えている。
- ② 内閣府の試算を出典としている。内閣府が試算の下にしているアンケート調査は、「平成26年度所得拡大促進税制の利用促進に関する調査」を指す。算出方法としては、本税制が賃上げを後押ししたと回答した企業の割合から、本税制による賃上げ効果を推計している。
- ③ 消費と可処分所得の関係を確認すると、消費支出と可処分所得には正の相関がみられる。(平成28年度 内閣府 経済財政白書など)

【点検結果

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

<個人の所得水準の改善>に係る効果

- ① 将来の効果(平成29年度から32年度まで)が年度ごとに予測されていない。
- ② 将来の効果 (平成29年度) については、内閣府の試算から、「平成26年度から平成29年度の4年間で、マクロで1.46兆円相当の賃金引き上げ効果があった」と説明されているが、この試算の根拠となっている「本税制の適用対象となった給与等支給増加額」及び「アンケート調査」に係る数値とその出典が明らかにされていない。

<消費拡大>に係る効果

③ 本特例措置の目標は、「個人の所得水準の改善を通じた消費の拡大」とされていると ころ、現在の貴省の説明では賃金引き上げ効果についてのみ言及されていることから、 本特例措置による消費拡大への効果についても定量的に説明する必要がある。

【経済産業省の補足説明】

- ① 内閣府の分析は年度毎の効果試算を積み上げたものであるが、効果については毎年 度平準的に効果があったと考えている。
- ② 内閣府の試算を出典としている。内閣府が試算の下にしているアンケート調査は、「平成26年度所得拡大促進税制の利用促進に関する調査」を指す。算出方法としては、本税制が賃上げを後押ししたと回答した企業の割合から、本税制による賃上げ効果を推計している。
- ③ 消費と可処分所得の関係を確認すると、消費支出と可処分所得には正の相関がみられる。(平成28年度 内閣府 経済財政白書など)

【点検結果】

- ① 依然として、平成30年度から32年度までの効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。
- ②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

-200- 【H29 経産03】

点検項目(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

- 1			
	1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	所得拡大促進税制の拡充及び延長
	2	対象税目	(国税9·地方税12)(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義 法人事業税:
			義)
			【新設·拡充·延長】
	3	租税特別措置等の内容	《内容》
			【制度の概要(現行の要件)】
			青色申告書を提出する事業者が、平成 25 年4月1日から平成 30 年3月
			31 日までの間に開始する各事業年度(個人の場合は平成26年から平成30
			年までの各年)に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その
			事業者の雇用者給与等支給増加額(雇用者給与等支給額から基準雇用者給
			与等支給額を控除した金額)の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増
			加促進割合※以上であるとき(次の①及び②要件を満たす場合に限る。(注
			1))は、その雇用者給与等支給増加額の10%(注2)について法人税・所得税
			から税額控除ができることとする。ただし、上限を法人税額・所得税額の 10%
			(中小事業者は 20%)とする。
			① 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らない
			こと
			② 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること
			(注1)中小企業者等以外の法人については、①②に加え、平均給与等支給
			額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額
			に対する割合が2%以上であることを要件とする。
			 (注2)中小企業者等以外の法人については、控除税額を雇用者給与等支給
			増加額の 10%と雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比
			 較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の2%との合計額
			とする。中小企業者等については、平均給与等支給額から比較平均給与等支
			 給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上
			である場合における控除税額を、雇用者給与等支給増加額の 10%と雇用者
			 給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額
			を控除した金額に達するまでの金額の 12%との合計額とする。
			(注3)※を満たすのに必要な割合は、適用年度が平成 26 年度又は平成 27
			年度である場合は 2%、平成 28 年度は 3%、平成 29 年度は 4%、平成 30 年
			度は 5%とする。ただし、中小事業者については適用年度が平成 29 年度又は
			平成 30 年度である場合 3%とする。

		【要望の内容】
		賃上げとそれに伴う消費の拡大を実現するために、生産性を向上させ、企
		業が自律的に賃上げを実施する環境整備を行う観点から、賃上げの実施に加
		え人材投資を増加させている企業に対する所得拡大促進税制の支援措置を
		強化する。また、中小企業については、生産性の低い業種に対して重点支援
		を行う。加えて、賃上げに取り組んでいる中小企業が本税制をより活用しやす
		くするため、要件を緩和する。
		(1)税額控除を拡充
		① 前年度から、教育訓練費を一定割合増加させた企業については、雇用
		者給与等支給増加額の一定額を税額控除する。
		② 中小企業に対しては、新たに外部から中核人材を採用した場合、給与
		等支給増加額の一定額を税額控除する。
		③ 中小企業に対しては、生産性が低い業種に分類される場合、給与等支
		給額増加額の一定額を税額控除する。
		(2)制度の要件緩和(中小企業)
		要件①(雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回
		らないこと)の見直し。
		《関係条項》
		・所得税(租税特別措置法第 10 条の5の4、租税特別措置法施行令第5条の
		604)
		・法人税(租税特別措置法第 42 条の 12 の5、第 68 条の 15 の6、租税特別
		措置法施行令第 27 条の 12 の5、第 39 条の 47)
		·地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8
		条第13項、地方税法附則第9条第13項、地方税法附則第9条第14項
4	担当部局	経済産業政策局産業人材政策室
		中小企業庁事業環境部企画課
	評価実施時期及び分析	評価実施時期:平成 29 年8月 分析対象期間:平成 26 年度~32 年度
_	対象期間 租税特別措置等の創設	平成 25 年度税制改正において新設
۰	年度及び改正経緯	平成 26 年度税制改正において平成 29 年度末までの延長、雇用者給与等支
		給増加割合の要件緩和等の改正
		平成 27 年度税制改正において雇用者給与等支給増加割合の要件緩和の改
		ᄑᅷᅃᄹᆓᅑᄳᅶᅩᅩᆉᇇᅎᄛᄝᄱᄹᅑᄳᅡᄱᄷᄱᄦᄱᅑᄔᄦᅅᇬᅶᅩ
		平成 28 年度税制改正において雇用促進税制との併用禁止解除の改正 平成 29 年度税制改正において拡充
7	適用又は延長期間	3年間(平成 30 年度~32 年度)
x 8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその	少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、賃上げとそれに
	根拠	伴う可処分所得の増加を通じた消費の拡大が重要。賃上げを促進し、所得と
		消費の拡大による経済の好循環を作り出すための税制措置を実施すること

で、さらなる経済成長を図る。

-202- 【H29 経産03】

《政策目的の根拠》

〇未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋) 賃金引上げと労働生産性向上

過去最高水準の企業収益を継続的に賃上げにつなげて労働分配率を上昇させることにより総雇用者所得を増加させていくとともに、最低賃金について年率3%程度を目途として、名目 GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000 円となることを目指す。

〇経済財政運営と改革の基本方針 2017(平成 28 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋)

(1)可処分所得の拡大

アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を作り出す中で、過去最高の企業収益を継続的に賃金引上げに確実につなげ、賃金引上げが継続するという共通の認識を醸成することにより、消費の拡大を図る。また、長時間労働是正に伴う所定外賃金の減少分を原資とした処遇改善等も必要である。こうした取組を通じて、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環を更に確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。

最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮 しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指 す。

〇働き方改革実行計画(平成 29 年 3 月 28 日閣議決定) (抜粋)

- 3. 賃金引上げと労働生産性向上
- (1)企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善

アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を作り出す中で、企業収益は過去最高となっている。過去最高の企業収益を継続的に賃上げに確実につなげ、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環をさらに確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。このため、最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。

② 政策体系 における 政策目的 の位置付 〇未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋) 賃金引上げど労働生産性向上

過去最高水準の企業収益を継続的に賃上げにつなげて労働分配率を上昇させることにより総雇用者所得を増加させていくとともに、最低賃金について年率3%程度を目途として、名目 GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000 円となることを目指す。

〇経済財政運営と改革の基本方針 2017(平成 28 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋)

(1)可処分所得の拡大

アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を作り出す中で、過去最高の企業収益を継続的に賃金引上げに確実につなげ、賃金引上げが継続するという共通の認識を醸成することにより、消費の拡大を図る。また、長時間労働是正に伴う所定外賃金の減少分を原資とした処遇改善等も必要である。こうした取組を通じて、近年低下傾向にある労働分配率を上昇さ

せ、経済の好循環を更に確実にすることにより総雇用者所得を増加させてい 最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮 しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指 ○働き方改革実行計画(平成29年3月28日閣議決定) (抜粋) 3. 賃金引上げと労働生産性向上 (1)企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善 アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を作り出 す中で、企業収益は過去最高となっている。過去最高の企業収益を継続的に 賃上げに確実につなげ、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の 好循環をさらに確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。 このため、最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目 GDP 成長 率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1000 円になる ことを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事 業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。 ③ 達成目標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の好循 及びその 実現によ る寄与 《政策目的に対する和税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中堅・中小企業の賃上げを強力に後押しし、「成長と分配の好循環」を地域の 中堅・中小企業にもたらすことによって、個人の所得水準の改善を通じた消費 拡大を達成することで、経済の好循環が促される。 9 有効性 ① 適用数等 〇利用実績 <法人税> 平成 26 年度適用実績: 78,261 件 (内訳)大企業 4.075 件 中小企業 74.186 件 平成 27 年度適用実績: 90.594 件 (内訳)大企業:3.980 件 中小企業:86,614件 平成 28 年度適用見込: 107.936 件(推計値) (内訳)大企業:4,000件 中小企業:103.936 件 ※平成 26・27 年度は財務省「適用実態調査報告書」による実績値。平成 28 年度は当該報告書未公表のため推計値。 ※平成29年度以降は精査中。

【H29 経産03】

:	1	<所得稅>
		マガ 号位 マガ 26 年度適用者数 : 10,186 件
		平成 27 年度適用者数 : 15.509 件
		一成 27 千度週 7 1 1 3 3 3 9 1
		本一次 20 27 千尺は四代川・中日川 行机保予調査」による。 天候駅は精査 中。
		ー。 ※平成 28 年度以降は精査中。
		从 1 从 20 干皮及四 16 相 显 干。
		<地方税>
		※法人住民税・法人事業税について精査中。
		717210
	③ 減収額	〇利用実績
		<法人税>
		平成 26 年度減収額: 2,478 億円
		(内訳)大企業:1,688 億円
		中小企業: 790 億円
		平成 27 年度減収額: 2,774 億円
		(内訳)大企業:1,724 億円
		中小企業:1,050 億円
		正代 00 左连连用目7 0 000 连四/#引 <i>持</i>)
		平成 28 年度適用見込:3,090 億円(推計値) (内訳)大企業:1,725 億円
		中小企業: 1,365 億円
		十小正未:1,300 总门
		 ※平成 26·27 年度は財務省「適用実態調査報告書」による実績値。平成 28
		年度は当該報告書未公表のため推計値。
		※推計値は1社当たり雇用者給与等支給額×10%(中小企業は20%)×税額
		控除実施法人数により算出
		※平成 29 年度以降は精査中。
		<所得税>
		※精査中。
		<地方税>
		〇法人住民税(中小企業等にのみ適用)
		平成 26 年度適用実績:137 億円
		※平成 27 年度以降精査中
		〇法人事業税
		○法入事未忧 ※精査中
		次們且中
:	1	

	(3)	効果・税収	《効果》
		減是認効	本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成26年度以降4年連続で
		果	高水準の賃上げが行われている。
			※春季生活闘争による賃上げ率(日本労働組合総連合会(連合)調査)
			2014年:2.07%、2015年:2.20%、2016年:2.00%、2017年:1.98%
			また、内閣府において、本税制の効果により、平成26年度から平成29年度
			の 4 年間で、マクロで 1.46 兆円相当の賃金引き上げ効果があったとの試算が
			なされているところ。(内閣府経済財政諮問会議民間委員提出資料より)
			図表 2 賃金・所得関連施策の効果
			(兆円) 2013~2016年度
			228.0
			226.0 0.48兆円
			3保育士、介護職員 の処遇改善による増
			222.0 mg/
			218.0
			216.0
			214.0 216.5 1.46兆円 0.81兆円 ②所得拡大促進税制 ②U.81兆円
			212.0 による増加分 し放牧資金引上げに よる波及増加分
			210.0 2012年度の資金・俸給 上記の施順による効果 アベノミクスの好循環による効果
			(備考) 内閣府政策統括官(経済財政分析担当) による推計。なお、①は最低賃金の引上げ
			がパートタイム労働者の平均賃金を押し上げる効果を推計し、パートタイム労働者の平均賃金、年間労働時間及び常用雇用者数を用いて、マクロの増加額を算出。②は当該税制の適用
			額・減収見込み額及び税額控除率から、本税制の適用対象となった給与等支給増加額を求め、 アンケート調査を利用し、当該税制が「貸上げの実施の判断を後押しした」と回答した企業
			の割合を乗じて算出。③は、保育士・介護職員については、一人当たり処遇改善額にそれぞ れの人数を乗じて算出。2016年度の賃金・俸給は総雇用者所得の16年12月のまでの伸びを用
			いて、その他の数値は政府経済見通しの数値により延伸した。
			《税収減を是認するような効果の有無》
			中堅・中小企業の賃上げを強力に後押しし、「成長と分配の好循環」を地域の
			中堅・中小企業にもたらす効果が期待される。
10 相当性	1	租税特別	個人消費の拡大という政策目標を達成するには、全国万遍なく政策効果が行
		措置等に	き渡る税制措置を講ずることが適当。
		よるべき	
		妥当性等	
	2	他の支援	雇用と所得の拡大を通じて好循環を創り出すための措置としては、雇用促進
		措置や義	税制があるものの、雇用促進税制は、積極的に雇用を創出及びこれら企業に
		務付け等 との役割	おける安定的かつ継続的な雇用契約を促進することを目的としているものであ
		分担	り、企業の賃上げの後押しを通じて個人の所得水準の拡大を目的とする本租
		77.12	税録別措置とは役割が異なる。雇用と所得の双方の拡大を通じて好循環に寄
			与することが期待される。
	(3)	地方公共	少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃
		団体が協	金・雇用の拡大を伴う成長と分配の好循環を地域の中堅・中小企業にもたらす
		力する相	
		当性	ことが重要。
			そのため、賃金・最低賃金の引き上げのため環境整備は、地域を問わず取
			り組んでいくべき課題であることから、法人税率に併せて法人住民税について

		も同様の効果を適用することが相当である。
11	有識者の見解	-
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	前回の事前評価: 平成 28 年 8 月(H28 経産 10 11)

-204- 【H29 経産03】

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 (所得拡大促進税制)

(1) 税額控除の実施状況

(単位:百万円)

項	年 度	26	27	28 (見込)	29 (見込)
税	额控除实施法人数	(74, 186) 78, 261	(86, 614) 90, 594	(103, 936) 107, 936	(124, 723) 126, 723
調	整前雇用者給与等支給增加額	(904, 012) 2, 813, 236	(1, 423, 885) 3, 093, 923	(4, 720, 400) 6, 340, 997	(7, 080, 564) 9, 001, 452
雇」	用者給与等支給增加重複控除額②			(-) [-]	(-) [-]
雇	用 者 給 与 等 支 給 増 加 額 (①②) 3	(904, 015) [591, 221] 3, 124, 855	(1, 400, 720) 3, 287, 616	(4, 720, 383) 7, 179, 120	(7, 080, 564) 9, 001, 452
	③ 10% ④	(90, 401) [59, 122] 312, 485	(140, 072) 328, 761	(472, 038) 717, 912	(708, 056) 900, 145
支出基	平均給与等支給 額が前年度比 税 額 控 除 加 算 基 準 額				(424, 834) 616, 923
準額	2 %以上増加の 場 合 税 額 控 除 加 算 額 (③×2%(中小企業者等は12%)) ⑥				(50, 980) 54, 822
	#† (((4)+(6))	(90, 401) [59, 122] 3, 124, 855	(140, 072) 328, 761	(472, 038) 717, 912	(759, 036) 954, 967
当	期の法人税額((642, 780) (501, 096) 4, 223, 012	(595, 575) 3, 557, 169	(709, 405) 3, 051, 005	(851, 284) 2, 022, 084
税	額 基 準 額 (8×10% (中小企業者等は 20%)) ⑨	(128, 556) (51, 792) 425, 567	(119, 115) 358, 652	(141, 881) 313, 596	(170, 257) 287, 337
税	額 控 除 額	(78, 968) [46, 257] 247, 789	(105, 001) 277, 408	(136, 502) 309, 002	(192, 746) 300, 559
適用した基準		(28, 951) [4, 883] 31, 328	(25, 984) 27, 974	(34, 645) 36, 645	(37, 417) 38, 417
第 ※	税 額 基 準 額 ⑨ を 適 用	(45, 235) [3, 256] 46, 933	(60, 630) 62, 620	(69, 291) 71, 291	(87, 306) 88, 306

調查方法·推計方法

推計方法について

<税額控除実施法人数について>

平成 26.27 年度

・財務省 適用実態調査より引用

平成 28 年度

- 昨年度実績より推測。
- ・大企業:実施法人数は昨年度から頭打と予測し、前年度とほぼ横ばいと予測。
- ・中小企業:昨年度(平成27年度)が昨年度比1.2倍だったことから、<u>平成28年度も</u> 昨年度比1.2倍と予測。

平成 29 年度

- ・大企業:29 年度改正により、平均給与等支給額が前年度比2%増の要件が追加となったため、昨年度の年平均引上げ額が1%だったことを踏まえ、平成29 年度は<u>前年度実</u>施法人の50%が適用外になると推測
- ・中小企業: 平成 28 年度における推測と同じく昨年度比 1.2 倍

<税額控除額について>

平成 26,27 年度

・財務省 適用実態調査より引用

平成 28 年度

- 昨年度実績より推測(推測方法は実施法人数と同じ)。
- ・大企業:税額控除額も昨年度から頭打と予測し、前年度とほぼ横ばいと予測。
- ・中小企業:昨年度(平成 27 年度)税額控除額が昨年度比 1.3 倍だったことから、平成 28 年度も昨年度比 1.3 倍と予測。

平成 29 年度

- ・大企業:昨年度と同じく税額控除額はほぼ頭打ちと推測されるが、29 年度改正によって適用外となった企業の税額控除額は実施法人数と比べて少ないことが予測されるため、1 社あたりの税額控除額は1.25 倍(平均賃上げ2%分→2.5%分)へ増加すると予調
- したがって、大企業の税額控除総額は<u>前年度の 0.63 倍</u> ((前年度の 1 社あたりの税額控除額の 1.25 倍) × (前年度の実施法人数の 0.5 倍) より) と予測。
- ・中小企業:以下の2点より算出。
 - (1) 平成 28 年度における推測と同じく昨年度比 1.3 倍
 - (2)(1)に加え、税額控除加算額(12%)を加算するが、所得拡大促進税制アンケート 調査より、平成29年度における税額基準額を適用した(頭打ちの)企業は全体の7 割であることから、税額控除加算総額の7割を税額控除額として加算
 - (1) ~ (2) より、平成 29 年度の税額控除額は、<u>(前年度の税額控除額×1.3倍)+平成</u>29 年度の税額控除加算額×0.7倍)で算出。

<支出基準額について>

平成 28 年度

・所得拡大促進税制アンケート調査より、回答企業の支出基準総額と税額控除総額との割合 を算出し、その割合と予測した平成28年度の税額控除額(算出方法は上記)との積で算出 した。

計算式:(回答企業の支出基準総額/回答企業の税額控除総額) × (平成 28 年度の税額控除額 (予測))

平成 29 年度

・計算式:大企業と中小企業で以下を算出し、その合算が平成 29 年度支出基準額となる。 大企業: (1 社あたりの雇用者給与等増加額×企業数) ×10%+(平均給与等支給額が前年度 比 2%以上増加した企業の雇用者給与等増加総額×2%)

中小企業: (1 社あたりの雇用者給与等増加額×企業数) ×10%+ (平均給与等支給額が前年度比 2%以上増加した企業の雇用者給与等増加総額×12%)

- ・大企業の1社あたりの雇用者給与等増加額:平成29年度改正により、相対的に適用額が少ない企業が適用外になることから、前年比1.25倍(平均賃上げ2%分→2.5%分)×50/40((10×5)/(10×4))倍増えると予測。
- ・中小企業の1社あたりの雇用者給与等増加額:前年比50/40倍増えると予測。
- ・平均給与等支給額が前年度比 2%以上増加した大企業:全ての適用企業
- ・平均給与等支給額が前年度比2%以上増加した中小企業:全体の6割と仮定

※50/40 倍の算出方法について(下図を参照)

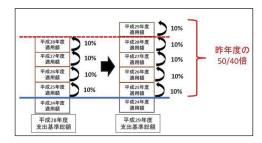
〇企業1社の毎年の支出基準額が一定のとき

- ・平成 28 年度の支出基準額 (=雇用者給与等増加額×10%)
- →平成 24 年度基準のため、平成 25~28 年度における増加額の合計 (4 年分)
- ・平成 29 年度の支出基準額
- →平成 24 年度基準のため、平成 25~29 年度における増加額の合計 (5 年分)

したがって、平成 29 年の 1 社あたりの支出基準額が前年度と同じであれば、平成 29 年度の支出基準額は平成 28 年度の 50/40 倍 ((10×5) / (10×4) 倍) となる。

注: 平成 29 年度の大企業の支出基準額は、1 社あたりの支出基準額が前年度比 1.25 倍しているため、1.25×50/40 倍とした。

図:50/40 倍の算出方法 (イメージ)



-206- 【H29 経産03】

<税額基準額について>

平成 26~28 年度

・所得拡大促進税制アンケート調査より、回答企業の税額基準総額と税額控除総額との割合 を算出し、その割合と予測した各年度の税額控除額との積で算出した。

計算式:(回答企業の税額基準総額/回答企業の税額控除総額) × (該当年度の税額控除額 (平成 26, 27 年度は実績、平成 28 年度は推測))

平成 29 年度

・計算式: 大企業と中小企業で以下を算出し、その合算が平成 29 年度税額基準額となる。 大企業: (1 社あたりの法人税額×企業数) ×10%

中小企業:(1 社あたりの法人税額×企業数) ×20%

- ・大企業の1社あたりの法人税額:平成29年度改正により、相対的に法人税額が少ない企業が適用外になることから、前年まで法人税額が下がっていることを考慮し、<u>前年と横ばい</u>と推測。
- ・中小企業の1社あたりの法人税額:前年の伸び率より、前年とほぼ変わらないと予測。

(以上)

(評価実施府省:経済産業省)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29経産04)

【基本情報】

制度名(措置名)		金属鉱業等鉱害防止準備金の延長 (金属鉱業等鉱害防止準備金)														
	平成27年度時点	採掘権者又 金算入ができる	採掘権者又は租鉱権者が、特定施設の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損 算入ができる。													
措置の内容	平成28年度税制改正以後	準備金の積	備金の積立限度額を鉱害防止積立金として積み立てた金額の80%とする。													
	平成29年度税制改正以後	従前どおり	で 使前とおり													
政策目的		鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。														
····/ 在社会出口		義務対象			努力義務対象											
評価対象税目		法人税	法人住民税	法人事業税	所得税	個人住民税										
関係条項		措法第55条05、第68条044、地方税法第23条、第72条023、第292条														
要望内容及び区分		措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。									区分	延長				
創設年度		S49	過去の政策	評価の実績	H23経産11、H25経産23、H27経産04											

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態										租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)													
	(参考)				(参考)				(参考)															
			適用実態調査における適用件数	減収額 (法人税·百万円)		適用実態調査における適用額の	減収額 ける租税料 (地方法人一段・地方法人 特別段・五万円) ごとの影響		ける租税特別措置ごとの影響額(地	目標 産業保証	産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする」													
		1,24,7 1,70 117		(法人税•件)		()21, ()3	,	上位10社割合 (法人税·%)	(37 7/247 (-,,,,,	方法人二税·地方 法人特別税·百万 円)	目標値				日煙値	日煙値	将来予測	実績	104+ o.+	目標	積立金残高	(百万円)
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績		13113 %	2012	租特の直 接的効果	達成度	将来予測	実績					
H23	不明	不明	1	5	▲ 4.0	▲ 4.0	100.0%	_	不明	不明	_	▲ 1.1	100.0%	100.0%	100.0%	不明	100.0%	_	1					
H24	不明	9	1	7	▲ 5.0	▲3.9	77.6%	_	不明	▲3.3	_	▲3.4	100.0%	100.0%	100.0%	不明	100.0%	_	1					
H25	不明	9	_	8	▲ 4.0	▲ 4.0	99.7%	_	不明	▲3.4	_	▲ 1.6	100.0%	100.0%	100.0%	不明	100.0%	_	_					
H26	不明	9	_	9	▲2.0	▲ 6.6	328.6%	_	不明	▲3.0	_	▲3.0	100.0%	100.0%	100.0%	不明	100.0%	_	1,712					
H27	10	9	90.0%	9	▲2.0	▲1.7	86.4%	_	▲ 1.2	▲0.8	63.0%	▲0.8	100.0%	100.0%	100.0%	不明	100.0%	_	1,638					
H28	10	10	100.0%	_	▲ 2.0	▲ 4.9	246.8%	_	▲ 1.2	▲ 5.9	488.3%	_	100.0%	100.0%	100.0%	不明	100.0%	_	1,555					
H29	8	_	_	_	▲ 1.0	-	_	_	▲ 1.6	_	_	_	100.0%	100.0%	-	_	_	1,557	_					
H30	9	_	_	_	▲ 1.0	_	-	_	▲ 1.6	_	_	_	100.0%	100.0%	-	_	_	1,564	-					
H31	9	_	_	_	▲ 1.0	_	ı	_	▲ 1.6	_	_	_	100.0%	100.0%	ı	_	-	1,533	_					
H32	_	_	1	_	-	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_	_	-	_					
H33	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_					
H34	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_					
H35~ /未定	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	-					

点検結果表

(行政機関名:経済産業省)

制度名	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長									
税目	法人税、所得税、	法人住民税、	個人住民税、	事業税						
区 分	□新設	□拡充	■延長							

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の 実績を100%とする)では、政策目的(鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施 することにより、鉱害の発生を防止する)の実現状況を十分に明らかにすることができ ないため、平成28年度時点の積立残高15億5,500万円(経済産業省調べ)が閉山後等 の鉱害防止事業の確実な実施という観点からどの程度の水準にあるかを分析するなど して、適切な達成目標を設定する必要がある。

【経済産業省の補足説明】

本積立金制度は、鉱業権者による坑道や集積場の使用の終了後における鉱害を防止するための事業の確実な実施に向けて、あらかじめ鉱害防止対策(坑道の閉そくや集積場の覆土植栽)に要する費用を算定し、その費用を鉱山を稼行している間に積み立てるものです。鉱山は採掘をしている間にも坑道から高濃度の重金属を含んだ坑水が流出するため、鉱業権者はその成水処理及び、その処理で発生する沈殿物を堆積させるための積場及びこの集積場からの浸透水である廃水処理を行っております。稼行から閉山までの期間は鉱山により異なりますが、数十年から百年先までと長期間にわたっており、場合によっては適時かつ的確な鉱害防止工事を、積立金を取り崩して実施するとともに、その百年先の閉山時に汚染者負担の原則を全うさせ、鉱害防止を行うことが、保安上の措置を確実に実施することにより鉱害の発生を防止するという政策目的の達成につながることとなります。この政策目的の達成のためには、長期間にわたる積立てを確実に行っていくことが重要であり、それを担保するためにも、毎年度、産業保安監督部長から通知される積立額が確実に積み立てられていることが必須であると考えております。

【占烩紶里】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- 過去の適用数が把握されていない。
- ② 過去の適用数(法人税)について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

別紙を御参照願います。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

将来の適用数が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

別紙を御参照願います。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額(法人税、法人住民税、法人事業税、所得税及び個人住民税)が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額(法人税、法人住民税及び法人事業税)について、「経済産業省調べ」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ③ 過去の減収額(法人税、法人住民税及び法人事業税)について、租特透明化法及び地 方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されていない。
- ④ 過去の減収額(平成26年度の法人税、法人住民税及び法人事業税)について、前回評価書の補足説明では「法人税、法人住民税及び法人事業税の合計が9,806千円」と説明されているが、本評価書においては「減収額2,000千円(※税目の区別なし)」と説明されており、矛盾している。

【経済産業省の補足説明】

上記①~③につきましては別紙を御参照願います。

④ 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書等を確認しましたところ、平成 26 年度の減収額は 9.533 百万円でしたので修正します。

【点檢結果】

①~④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額(法人税、法人住民税、法人事業税、所得税及び個人住民税)が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の減収額(法人税、法人住民税及び法人事業税)について、「経済産業省調べ」 と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかに されていない。
- ③ 将来の減収額 (※税目別に把握されていないため税目不明) 2 百万円 (平成29年度) が過去の実績 (平成28年度) 5 百万円とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。
- ④ 将来の減収額(平成29年度)について、評価書では「2百万円」とされているが、 別添「減収額見込試算表」では、法人税、法人住民税及び法人事業税の減収合計が「2.58 百万円」とされており、矛盾している。

将来の減収額(平成29年度から31年度まで)について、評価書では「2百万円」とされているが、別添「利用実績及び今後の利用見込」では、「1百万」とされており、矛盾している。

【経済産業省の補足説明】

上記①及び②につきましては別紙を御参照願います。

- ③ 平成28年度については、複数の事業者が積立額のベースとなる鉱害防止工事の費用 を増額したため、例年に比べ積立額が一時的に増えたものです。
- ④ 前段につきましては、試算では 2.58 百万円となりましたが、評価書には切り捨てた 上で百万円単位とした 2 百万円を記載しております。

後段につきましては、御指摘を踏まえまして「利用実績及び今後の利用見込」の減税額を見直しましたところ、記載が誤っておりましたので2百万円に修正します。また、平成28年度につきましても誤りでしたので10百万円に修正します。

【点検結果】

□へ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

-210- 【H29 経産04】

(別紙)

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果 (平成 26 年度から 28 年度まで) について、「産業保安監督部長が算定して通知した額を積み立てていない採掘権者等は存在せず、閉山後等の鉱害防止事業は円滑に実施された」と説明されているが、算定根拠 (産業保安監督部長が算定して通知した額) が明らかにされていない。
- ② 過去の効果について、「産業保安監督部長が算定して通知した額を積み立てていない 採掘権者等は存在せず、閉山後等の鉱害防止事業は円滑に実施された」と説明されてい るが、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 当該年度において、産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の 積立額の実績を100%となっていることを確認しているところです。その把握に当たっ ては、積立ての対象となる事業者及びその積立額については、経済産業省産業保安監督 部への全数調査(アンケート調査)により把握しております。また、積立額の通知を受 けた事業者が実際に積立てを行ったことについては、積立先である石油天然ガス・金属 鉱物資源機構に確認をすることで把握しております。
- ② 本税制措置があることで事業者は積立制度に理解を示しながら積立てに対応しており、その結果、適時かつ的確な鉱害防止工事が実施されていることをもって、鉱害発生の未然防止が図られていると考えております。

【点檢結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の 実績を100%とする)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標 の実現に十分寄与するのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

当方が設定している達成目標は、各鉱山において当該年度の経済産業省産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を 100%とするものであります。

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「各鉱山において当該年度の経済産業省産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする」との説明では、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

(2)過去の適用数

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第190回国会提出)(第193回国会提出)」に記載のある適用数及び適用額は以下のとおり。

平成 26 年度 適用法人数: 9、適用額: 25,772 千円 平成 27 年度 適用法人数: 9、適用額: 7,191 千円

〇平成 28 年度は経済産業省産業保安監督部にて全数調査 (平成 29 年 7 月実施) を行い、積立ての対象となる事業者及び積立額の把握をしております。

平成 28 年度 適用法人数:10、適用額:20,976 千円

※26,220千円(積立額)の80%を上限として試算

(3) 将来の適用数

○経済産業省産業保安監督部にて全数調査を行い、積立が見込まれる事業者及び積立額の把握をしております。

平成 29 年度 適用法人数: 8、適用額: 5,600 千円

※7,000 千円(積立見込額)の80%を上限として試算

平成 30 年度 適用法人数: 9、適用額: 5,600 千円

※7,000 千円 (積立見込額) の 80%を上限として試算

平成 31 年度 適用法人数: 9、適用額: 5,600 千円

※7,000 千円 (積立見込額) の 80%を上限として試算

(別紙)

(4)過去の減収額

○租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を再度確認し、誤り があったため、以下の減収額に修正。

平成 26 年度 (適用額: 25.772 百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する 報告書(第190 回国会提出)より引用))

法人税: 25.772 × 0.255 = 6.571 百万円

法人住民税: 0.149 (単体法人) + 0.987 (連結法人) = 1.136 百万円 法人事業税: 0.252 (単体法人) + 1.574 (連結法人) = 1.826 百万円

所得税:0百万円 (適用件数0件のため) 個人住民税:0百万円 (適用件数0件のため)

合計 9.533 百万円

減収額合計 9百万円

平成 27 年度 (適用額:7.191 百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第193回国会提出)より引用))

法人税: 7.191 × 0.239 = 1.718 百万円

法人住民税: 0.104 (単体法人) + 0.140 (連結法人) = 0.244 百万円 法人事業税: 0.231 (単体法人) + 0.291 (連結法人) = 0.522 百万円

所得税:0百万円 (適用件数0件のため) 個人住民税:0百万円 (適用件数0件のため)

合計 2.484 百万円

減収額合計 2百万円

※適用件数については、経済産業省産業保安監督部にて全数調査により全数把握しており、現状個人の利用はなし。

〇金属鉱業	業等鉱害防止準	備金の地方税	总減収額				(単位:千円)
		合計 (地方法人特別 税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計	地方法人特 別税
平成26年	単体法人	401	43	118	106	267	134
平风20年	連結法人	2561	285	693	702	1680	881
平成27年	単体法人	335	26	132	78	236	99
	連結法人	431	36	160	104	300	131

出典:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第190回国会提出)(第193回国会提出)」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第190回国会提出)(第193回国会提出)」

(5)将来の減収額について

〇経済産業省産業保安監督部にて全数調査を行い、平成28年度の積立額及び平成29

(別紙)

年度以降の積立見込額の把握をしており、その額をベースに以下のとおり試算を行っております。

平成 28 年度 (適用額: 26.220×0.8=20.976 百万円)

法人税: 26.220 × 0.8 × 0.234 = 4.908 百万円

法人住民税: 4.908 × 0.129 = 0.633 百万円

法人事業税: 5,305 百万円

収入割分 4.908 ÷ 0.234 × 0.055 = 1.153 百万円 地方法人特別税分 1.153 × 3.491 = 4.025 百万円 付加価値割分 4.908 ÷ 0.234 × 0.0061 = 0.127 百万円

所得税:0百万円 個人住民税:0百万円

合計 10.846 百万円

減収額合計 10 百万円

平成 29 年度 (積立見込額: 7.000×0.8=5.6 百万円)

法人税: 7.0 × 0.8 × 0.234 = 1.31 百万円 ≒ 1 百万円

法人住民税: 1.31 × 0.129 = 0.2 百万円

法人事業税:1.38百万円

収入割分 1.31 ÷ 0.234 × 0.055 = 0.3 百万円 地方法人特別税分 0.3 × 3.491 = 1.05 百万円

付加価値割分 1.31 ÷ 0.234 × 0.0061 = 0.03 百万円 所得税:0 百万円

個人住民税:0百万円

合計 2.58 百万円

減収見込額合計 2百万円

平成 30 年度 (積立見込額: 7,000×0,8=5,6 百万円)

法人税: 7.0 × 0.8 × 0.234 = 1.31 百万円 ≒ 1 百万円

法人住民税: 1.31 × 0.129 = 0.2 百万円

法人事業税:1.38 百万円

収入割分 1.31 ÷ 0.234 × 0.055 = 0.3百万円 地方法人特別税分 0.3 × 3.491 = 1.05百万円 付加価値割分 1.31 ÷ 0.234 × 0.0061 = 0.03百万円

所得税:0百万円 個人住民税:0百万円 -212-

(別紙)

合計 2.58 百万円

減収見込額合計 2百万円

平成 31 年度 (積立見込額: 7.000×0.8=5.6 百万円)

法人税: 7.0 × 0.8 × 0.234 = 1.31 百万円 ≒ 1 百万円

法人住民税: 1.31 × 0.129 = 0.2百万円

法人事業税:1.38 百万円

収入割分 1.31 ÷ 0.234 × 0.055 = 0.3百万円 地方法人特別税分 0.3 × 3.491 = 1.05百万円

付加価値割分 1.31 ÷ 0.234 × 0.0061 = 0.03 百万円

所得税:0百万円 個人住民税:0百万円

合計 2.58 百万円

減収見込額合計 2百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした	表評価の対象とした 金属鉱業等鉱害防止準備金の延長									
	租税特別措置等の名称										
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税17)									
		(法人住民税:義、個人住民税:外、事業税:義)(地方税17)									
		【新設·拡充· <u>延長</u> 】									
3	租税特別措置等の内容	《内容》									
		金属鉱山等における閉山後等の鉱害を防止するため、金属鉱業等鉱害対									
		策特別措置法第7条の規定に基づき、産業保安監督部長が採掘権者等に対									
		して独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の鉱害防止									
		積立金として通	通知した額について	て、鉱山の採掘権	権者等が積立てを行った場合						
		には、その積立	☑額の 80%を限度	に損金算入がて	ごきる本制度は、平成30年3						
		月 31 日が適月	月期限となっている	Do							
		《関係条項》									
		•租税特別措置	置法(昭和 32 年法	:律第 26 号)第 2	20条、第55条の5、第68条						
		O 44									
		· 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 3 号、第 32 条第 1 項、									
		第 72 条の 23 第 1 項、第 292 条第 1 項第 3 号									
4	担当部局	産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付									
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 26 年度~31 年度									
6	和税特別措置等の創設	昭和 49 年度	制度創設	平成 8年度	2年間延長						
	年度及び改正経緯	昭和 51 年度		平成 10 年度							
		昭和 53 年度	"	平成 12 年度	"						
		昭和 55 年度		平成 14 年度							
		昭和 57 年度		平成 16 年度							
		昭和 59 年度 昭和 61 年度		平成 18 年度 平成 20 年度							
		昭和63年度		平成 20 年度							
		平成 2年度		平成 24 年度							
		平成 4年度	"	平成 26 年度	<i>''</i>						
		平成 6年度	"	平成28年度	縮減(損金算入額を積立額 の 100%→80%)						
7	適用又は延長期間	2 年間(平成 30 年度~31 年度)									
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》									
	等 及びその		応じた保安上の措	置を確実に実施	ですることにより、鉱害の発生 ですることにより、鉱害の発生						
	根拠	を防止する。									
		《政策目的の材	艮拠》								
					去律第 26 号)第 1 条						
		金属鉱物等の	「金属鉱物等の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業(以下「金								

				の終了後にお るため、使用「	ける鉱害を 中のこれらの ための事業 広業等による	防止するたる)施設につい を計画的に 鉱害を防止	めの事業の研 いて鉱害防止 実施させるた し、もつて国	笙実かつ永続 積立金の制度 め必要な措置	を設けて、鉱量を講ずること						
		2	政策体系 における 政策目的 の位置付 け		業セキュリティ産業保安・危機管理										
		3	達成目標 及びその 実現によ る寄与	産業保安監督	租税特別措置等により達成しようとする目標》 E業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実 責を 100%とする。										
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法による規制と本制度による支援措置との相 乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てら れることにより、閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施される。											
9	有効性等	1	適用数等					(単	1位:百万円)						
9		1	適用数等		積立	工額	取戸		i位:百万円) 積立金						
9		1	適用数等	年度	積立 施設数	Σ額 金額	取見施設数								
9		1	適用数等	年度				ミ額	積立金						
9		1	適用数等		施設数	金額	施設数	金額	積立金 残額						
9		1	適用数等	26	施設数	金額 26	施設数	全額 金額 139	積立金 残額 1,712						
9		1	適用数等	26 27	施設数 28 20	金額 26 8	施設数 3 3	全額 金額 139 88	積立金 残額 1,712 1,638						
9		1	適用数等	26 27 28	施設数 28 20 19	金額 26 8 26	施設数 3 3 8	金額 金額 139 88 109	積立金 残額 1,712 1,638 1,555						
9		1	適用数等	26 27 28 29(見込)	施設数 28 20 19 16	金額 26 8 26 7	施設数 3 3 8 3	金額	積立金 残額 1,712 1,638 1,555 1,557 1,564 1,533						
9		1	適用数等	26 27 28 29(見込) 30(見込)	施設数 28 20 19 16 17	金額 26 8 26 7 7	施設数 3 3 8 8	金額	積立金 残額 1,712 1,638 1,555 1,557						

	③ 効果・税収 減是認効 果	《効果》 産業保安監督部長が算定して通知した額を積み立てていない採掘権者等は 存在せず、閉山後等の鉱害防止事業は円滑に実施された。 《税収減を是認するような効果の有無》 閉山後の鉱害防止事業が確実に実施され、鉱害発生の未然防止が図られ た。
10 相当性	① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	鉱害防止事業は、イタイイタイ病など国民の健康被害や土砂崩れ災害を防止する事業であり、使用中の集積場等の施設に対する鉱害防止積立金の積立ては、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項に基づく法律上の義務である。また、同法第7条第2項に基づき鉱害防止積立金の積立てはJOGMECにしなければならず、税制面での損金算入措置は妥当である。なお、制度創設(昭和49年度)以来、40年経過したが、現在もなお稼行中の鉱山は存在するため、引き続き税制措置が必要である。
	② 他の支援 措務付け等 との役割 分担	使用中の集積場等の施設の鉱害防止工事費の確保を支援する本制度のほかに、鉱害防止工事が完了してもなお永続的に坑廃水が流出する場合に以下の支援措置を実施。 ○休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金【予算措置】 倒産等により鉱害防止義務者が存在しない鉱山について、地方公共団体等が鉱害防止事業を実施する場合に、国はその事業費の4分の3を補助する。 ○鉱害防止事業基金に充てるための掛金の損金算入の特例【租税特別措置法第28条第1項第3号、第66条の11第1項第3号、第68条の95】 鉱害防止義務者が存在する鉱山について永続的に流出する坑廃水を処理するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定に基づき鉱害防止事業基金に採掘権者等が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める。
	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	鉱害防止積立金の積立てを行わず、企業倒産等により鉱害防止義務者が不存在化した場合、地方公共団体が地方自治法等に基づき鉱害防止事業を行うこととなるが、当該支援措置により確実に積立てが行われることで、そのような事態になった場合の負担の軽減が図れる。
11 有識者	の見解	(参考)金属鉱業等鉱害対策特別措置法案に対する附帯決議(昭和 48 年 3 月 28 日 衆議院商工委員会) 将来の鉱害防止事業を確実に実施させるため、的確かつ厳格な指導監督を 行うとともに、鉱害防止積立金制度の適切な運用を図り、鉱害防止積立金の 税法上の優遇措置を検討すること。
	事前評価又は事 の実施時期	平成 27 年 8 月(H27 経産 04)

-214- 【H29 経産04】

金属鉱業等鉱害防止準備金 (減収見込額試算表)

· 平成 29 年度減税見込額

法人税

平成 29 年度鉱害防止積立金算定通知額(見込) 7 百万円 平成 29 年度国税減収額 7×0.8×0.234=1.31 1 百万円 (法人税率)

② 法人住民税

平成 29 年度地方税減収額 1.31×0.129=0.168 0.2 百万円 (市町村、都道府県合わせた税率)

③ 法人事業税分

平成 29 年度鉱害防止積立金算定通知額(見込) 7 百万円 平成 29 年度国税減収額 7×0.8×0.234=1.31 1 百万円 (法人税率)

平成 29 年度地方税減収額

収入割分

1.31÷0.234×0.055=0.31 0.3百万円 (外形及び外形外法人の税率)

地方法人特別税分

0.3×3.491=1.05 1.05百万円

(外形及び外形外法人の税率)

付加価値割分

1. 31÷0. 234×0. 0061=0. 03 0. 03 百万円

(外形及び外形外法人の税率)

地方税減収分合計 1.38 百万円

平成 29 年度算定通知額(見込)

(単位:千円)

監督部			
	鉱山数	特定施設数	積立金算定額
北海道	0	0	0
東北	3	4	2,780
関東	0	0	0
中部	1	4	296
近畿	2	3	93
中国	2	3	2,783
四国	1	1	134
九州	1	1	784
計	10	16	6,870

利用実績及び今後の利用見込

(単位:百万円)

		積立額	取戻額	積立残額	減税額
	鉱山数	12	5	30	
平成 28 年度(実績)	特定施設数	19	8	68	
	金額	26	109	1,555	10
	鉱山数	10	3	30	
平成 29 年度(予定)	特定施設数	16	3	68	
	金額	7	5	1,557	2
	鉱山数	12	0	30	
平成 30 年度(見込)	特定施設数	17	0	69	
	金額	7	0	1,564	2
	鉱山数	12	2	30	
平成 31 年度(見込)	特定施設数	17	2	68	
	金額	7	38	1,533	2

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29経産05)

【基本情報】

MATCHILL AND A	· -												
制度名 (措置名)			損失準備金の延長 第損失準備金)										
措置の内容	平成27年度時点	入ができる。 ① 資源開発 ② 資源開発 ③ 資源探鉱	特定法人)の株式等(設立) 事業法人:30% 投資法人:30% 事業法人:90% 投資法人:90%	又は増資により取	は得するものに	限る。)の取	得をした場合に、	その価格の低落	による損失に値	幕えるため、 取得	骨価額にそれぞれ次の割合を乗じた金額を準備金として積み す	てたときは、積立	額の損金算
	平成28年度税制改正以後	上記③及び	上記③及び④の株式等に係る準備金の積立率を70%に引き下げ、資源探鉱事業法人の範囲等を明確化										
	平成29年度税制改正以後	従前どおり											
政策目的			探鉱・開発事業を行う我が国立 とにより、我が国に対する資源				るために準備金	の積立て及びそ	の損金算入を認	忍めることにより、	、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促込	生を図るものである	る。こうした支援
===/=++4+4+4	1		義務対象				努力義務対象	Ŕ					
評価対象税目	i	法人税	法人住民税										
関係条項 措法第55条、第68条の43、地方税法第23条、第72条の23、第292条													
要望内容及び	区分	措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。								区分	延長		
創設年度 S39 過去の政策評価の実績 H23経産08、H25経産08、H27経産06				H23経産08					•				

	1111						租税特別措	間等の適用	実態														租税特別	削措置等に。	たって達成しよ	うする目相	票とその実現	見状況(効果	!)							
	適用作			適用件数 法人税·件		(参考) 適用実態調		減収額		査における適	(参考) 適用実態調 査における適		減収額		(参考) 適用実態調査 における租税特		油及び天 6以上に引		わせた自主	開発比	率を2030年			石の輸入を 自給率809			目標③「自主開発鉱石の輸入を促進する(2030 年までにレアメタル自給率50%)」			(2030	(参考) 「ウラン鉱山の自主開発比率を高める」 (平成28年度評価時の目標)					
	※特定》			投資法人		査における適 用件数 (法 人税・件)	(%	法人税・百万	D)	用額の上位 10社割合 (法人 税・%)	用額の上位 10社割合 (法人 税・%)	(法人	、住民税·百	万円)	別措置ごとの影響額 (法人住 民税・百万 円)	目標値	将来予測	夷績	租特の直	目標	自主開発プロ ジェクトに占める 当該税制利用 プロジェクトの割	目標値	将来予測	実績		目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直	目標達成度	目標値	将来予測	実績		目標達成度
	将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接的効果		合 (引取量) (%)				接的効果					接的効果					接的効果	
H23	-	-	不明	14	ı	14	▲6,500.0	▲ 11,000.0	169.2%	98.7%	-	不明	▲2,000.0	_	▲1,992.9	-	不明	22.6%	不明	_	68.6%	-	不明	54.2%	不明	-	-	不明	不明	不明	-	不明	不明	16.7%	不明	_
H24	-	-	不明	10	-	10	▲ 4,467.0	▲ 4,800.0	107.5%	-	_	不明	▲800.0	_	▲ 778.5	-	不明	22.1%	不明	_	65.0%	_	不明	56.3%	不明	-	-	不明	不明	不明	-	不明	不明:	21.7%	不明	_
H25	-	-	不明	12	-	12	▲ 11,000.0	▲2,300.0	20.9%	-	0.0%	不明	▲500.0	-	▲499.7	-	不明	23.3%	不明	_	60.7%	_	不明	58.7%	不明	-	-	不明	不明	不明	-	不明	不明	18.5%	不明	-
H26	-	24	不明	9	-	7	▲6,160.0	▲5,679.0	92.2%	-	0.0%	不明	▲1,176.0	-	▲811.9	-	不明	24.7%	不明	_	59.8%	_	不明	62.2%	不明	-	-	不明	不明	不明	-	不明	不明	15.0%	不明	-
H27	-	25	10	8	80.0%	5	▲4,100.0	▲5,664.0	138.1%	-	0.0%	▲ 500.0	▲1,172.0	234.4%	▲470.8	-	不明	27.2%	不明	_	55.8%	_	不明	55.8%	不明	-	-	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H28	-	12	10	不明	-	-	▲4,000.0	▲1,028.0	25.7%	-	1	▲ 500.0	▲213.0	42.6%	-	-	不明	27.4%	不明	_	55.6%	-	不明	集計中	不明	-	-	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H29	18	-	8	-	-	-	▲1,457.0	-	-	-	-	▲302.0	-	-	-	-	不明	1	1	-	不明	-	不明	1	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H30	18	_	不明	_	-	_	▲2,716.0	-	-	_	_	▲ 562.0	_	-	_	-	不明	-	-	-	1	_	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	_
H31	不明	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	_	-	不明	1	1	-	1	-	不明	1	-	_	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H32	-	-	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H33	-	_	_	_	-	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	_	-	-	-	-	_	_	-	-	-	-	-	_
H34	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-	-	_	-	-	_	_	-	-	-	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
H35~/ 未定	-	-	-	-	I	_	_	-	-	-	-	_	-	-	_	40.0%	_	-	-	_	_	80.0%	I	ı	-	-	50.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	_

点検結果表

(行政機関名:経済産業省)

制度名	海外投資等損失準備金の延長							
税目	法人税、法人住民税							
区 分	□新設 □拡充	■延長						

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の目標にある「ウラン鉱山の自主開発比率を高める」が、新たな達成目標では削除されているが、削除する合理的な理由が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

達成目標では、「(2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源の安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を促進する (2030 年までにベースメタルは自給率 80%、レアメタルは自給率 50%)」とされているところ、所期の目標にある「ウラン鉱山の自主開発比率を高める」はこれに含まれている。金属鉱物からウランのみ特出しして記載する理由も無いと考え、今回からこれを削除した。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数(平成26年度から28年度までの法人税)について、「申請企業に対する アンケート調査結果により把握」と説明されているが、算定根拠(計算式及び計算に用い た数値)が明らかにされていない。
- ② 過去の適用数 (平成 26 年度から 28 年度までの法人税) について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ③ 過去の適用数における、適用事業者(法人)数の24件(平成26年度)、25件(平成27年度)及び必要経費算入額の23,697百万円(平成27年度)、4,394百万円(平成28年度)が前回評価時の将来予測(適用企業数の7件(平成26年度)、10件(平成27年度)及び必要経費算入額の17,100百万円(平成27年度)、16,900百万円(平成28年度))とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 評価書の「適用事業者(法人)数」については、「特定法人数(経済産業大臣の認定件数)」を記載している。これは、「投資法人数」によって計上すると、多数の法人が投資するプロジェクトの有無によって、年度の適用数が大きく変動するためである。なお、「投資法人数」についても、申請企業に対するアンケート調査により把握しているが、それによると平成26年度は9社、平成27年度は8社となっており、適用実態調査の数値(平成26年度は7社、平成27年度は5社)と大きく乖離していないと考える。
- ② 上記のとおり、「適用事業者(法人)数」については、申請企業に対するアンケート調査により把握している「特定法人数(経済産業大臣の認定件数)」を採用した以上、「必要経費(損金)算入額」についても、同アンケート調査により把握した数値を用いることが適切であると考えた。ちなみに、平成26年度は22,270百万円、平成27年度は23,697百万円となっており、適用実態調査の数値(平成26年度は18,404百万円、平成27年度は13,801百万円)と大きく乖離していないと考える。
- ③ 上記のとおり、「適用事業者(法人)数」については、申請企業に対するアンケート調査により把握している「特定法人数(経済産業大臣の認定件数)」を採用している。また、上記のとおり、「投資法人数」については、申請企業に対するアンケート調査によると平成26年度は9社、平成27年度は8社となっており、前回評価時の将来予測(平成26年

度は7社、平成27年度は10社)と大きく乖離していないと考える。「必要経費(損金) 算入額」については、平成27年度は大きく乖離していないと考える。平成28年度は大きく乖離しているが、これは、当初、平成28年度に想定されていた投資案件の一部が平成27年度に前倒しされたこと、及び原油、金属価格低迷に伴う、探鉱・開発投資全体の停滞といった要因が挙げられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の適用数(平成28年度の投資法人数)が把握されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

申請企業に対するアンケート調査によると、「適用事業者(法人)数」については、平成29年度は「特定法人数(経済産業大臣の認定件数)」ベースで18社、「投資法人数」ベースで8社を見込んでいる。平成28年度は「特定法人数(経済産業大臣の認定件数)」ベースで12社と大幅に減少しているが、上記のとおり、平成29年度は18件を見込んでいることと、過去の申請件数も踏まえると、あくまで当面は年度当た920~30件の申請で推移していくと見込んでいる。なお、平成30年度については、前3年度の平均値より18件と見込まれる。

また、同アンケート調査によると、「必要経費(損金)算入額」については、平成29年度は6,228百万円を見込んでいる。平成28年度は4,394百万円と大幅に減少しているが、上記のとおり、平成29年度は6,228百万円を見込んでいることと、過去の動向も踏まえると、やがて平成26年度、平成27年度の水準、その後は増加傾向に戻っていくと見込んでいる。なお、平成30年度については、前3年度の平均値より11,440百万円と見込まれる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の適用数(平成30年度及び31年度の投資法人数)が予測されておらず、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)も明らかにされていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額(法人税及び法人住民税)が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額 (平成 26 年度から 28 年度まで) について、租特透明化法及び地方税法 に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明 らかにされていない
- ③ 過去の減収額 5,664 百万円 (平成 27 年度) 及び 1,028 百万円 (平成 28 年度) が前回 評価時の将来予測 4,100 百万円 (平成 27 年度) 及び 4,000 百万円 (平成 28 年度) とか い離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 法人税については、評価書の「減収額」のとおり、申請企業に対するアンケート調査により、平成26年度は5,679百万円、平成27年度は5,664百万円、平成28年度は1,028百万円と試算される。法人住民税については、上記の法人税額に20.7%を乗じて、平成26年度は1,176百万円、平成27年度は1,172百万円、平成28年度は213百万円と試算される。
- ② 上記のとおり、「適用事業者(法人)数」及び「必要経費(損金)算入額」については、 申請企業に対するアンケート調査により把握している数値を採用した以上、「減収額」の

-218- 【H29 経産05】

- 試算についても、同アンケート調査により把握した「必要経費(損金)算入額」に対して、当該年度の法人税率を乗じることで試算することが適切であると考えた。なお、適用実態調査の数値(法人税について、平成26年度は3,200百万円、平成27年度は3,400百万円、法人住民税について、平成26年度は812百万円、平成27年度は471百万円)と大きく乖離していないと考える。
- ③ 平成27年度は大きく乖離していないと考える。平成28年度は大きく乖離しているが、上記のとおり、これは、当初、平成28年度に想定されていた投資案件の一部が平成27年度に前倒しされたこと、及び原油、金属価格低迷に伴う、探鉱・開発投資全体の停滞といった要因が挙げられる。

【点検結果】

- ①・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

将来の減収額が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

申請企業に対するアンケート調査によると、上記のとおり、「必要経費(損金)算入額」については、平成29年度は6,228百万円を見込んでいる。したがって、「減収額」としては、当該年度の法人税率を乗じることで1,467百万円を見込んでいる。法人住民税については、これに20.7%を乗じることで、302百万円を見込んでいる。平成28年度は法人税で1,028百万円、法人住民税で213百万円と見込んでいる。平成28年度は法人税で1,457百万円、法人住民税で302百万円を見込んでいることと、過去の動向も踏まえると、やがて平成26年度、平成27年度の水準、その後は増加傾向に戻っていくと見込んでいる。なお、平成30年度については、前3年度の平均値より法人税は2,716百万円、法人住民税は562百万円と見込まれる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額(平成31年度の法人税及び法人住民税)が予測されておらず、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)も明らかにされていないため、これらの点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる、自主開発鉱石の輸入を促進する(2030年までにベースメタルは自給率80%、レアメタルは自給率50%))に対する過去の効果のうち、レアメタルについて定量的に把握されていない。
- ② 過去の効果について、「(注1) 自主開発比率= (我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量+国内生産量) ÷ (原油・天然ガスの輸入量+国内生産量)」、「注2) 自給率は、地金製錬量(輸出分を含む)に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるサナイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む」と説明されているが、算定根拠(計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ③ 過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数(法人税)7件(平成26年度)、5件(平成27年度)は、10件未満であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。
- ④ 過去の効果について、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① レアメタルの自給率については、取引量が僅少であり、取引市場に対して影響を及ぼすおそれがあるため、公表できない。
- ② 石油・天然ガス(平成28年度)については、

自主開発比率= (146.7万 boe/d+6.6万 boe/d) ÷ (553.7万 boe/d+6.6万 boe/d) =27.4%

(出典:独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

金属鉱物 (平成27年度) については、

自給率=826 千トン÷1,480 千トン

=55.8%

(出典:経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省 「貿易統計」、企業アンケート調査)

③ リスクの高い探鉱・開発事業は新規企業の参入障壁が高いと言われる産業であり、世界でもプレーヤー総数は必然的に限られる。また、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に企業数が少なくなっているという事情がある。

本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。

実際、企業単位で数十億円~百億円規模の一括取崩を行う事例が生じているが、本制度により、事業失敗時の大幅な損失を平準化することが可能となり、企業が探鉱・開発事業を行う上での財務リスクが軽減されている。つまり、事業失敗に至った場合でも、我が国企業の財務状況が著しく悪化することを回避し、継続的な探鉱・開発投資が確保されている。

④ 我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、金属鉱物の引取量は、一貫して6~7割を占めている。また、上記のとおり、本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。

つまり、本税制を活用したプロジェクトが大きな割合を占めていること、及びリスク の高い案件を中心に活用されていることを踏まえると、本制度が自主開発比率の維持・ 向上に大きく寄与していると考える。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点 を課題とする。
- ③・④ 補足説明により、「世界でもプレーヤー総数は必然的に限られる。また、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に企業数が少なくなっている」、「本税制を活用したプロジェクトが大きな割合を占めていること、及びリスクの高い案件を中心に活用されていることを踏まえると、本制度が自主開発比率の維持・向上に大きく寄与している」と説明されているが、経済産業省によれば、本特例措置を活用したプロジェクトの具体的な割合(引取量)は、金属鉱物が平成26年度は66.7%、27年度は75.4%であり、石油・天然ガスが26年度は59.8%、27年度は55.8%、28年度は55.6%であり、石油・天然ガスについては、適用数のほか、本特例措置を活用したプロジェクトの割合が減少傾向にあることも踏まえて分析する必要がある。また、過去の効果について、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果については分析・説明がない。そのため、分析・説明が不十分と思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる、自主開発鉱石の輸入を促進する(2030年までにベースメタルは自給率80%、レアメタルは自給率50%))に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

上記(6)のとおり、我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、金属鉱物の引取量は、一貫して6~7割を占めており、今後とも、これらが自主開発比率の維持・向上に大きく寄与していくと考える。

資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造を抱えている状況にある。

こうした脆弱性を克服するためには、資源エネルギーの長期にわたる安定供給を確保することが重要であり、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要となるが、資源エネルギーの探鉱・開発は巨額の資金を要する上、近年、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々増大している状況を踏まえると、本制度を通じて、そのリスクに備えるための準備金の積立てを税制面で支援し、もって我が国企業による投資の維持・促進を図る意義は高まっている。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

【H29 経産05】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした	海外投資等損失準備金の延長							
	租税特別措置等の名称	海外投員寺根大学順立の延 攻							
2	対象税目	(法人税:義)(国税 18)							
		(法人住民税:義)(地方税 15)							
		【新設·拡充· <u>延長</u> 】							
3	租税特別措置等の内容	《内容》							
		海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投資について、投資を行った内							
		国法人に一定割合*の準備金の積立を認め、これを損金に算入することがで							
		きる制度。							
		※積立割合:探鉱事業・・・70% 開発事業・・・30%							
		平成30年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を2							
		年間延長する。							
		《関係条項》							
		・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 55 条、第 68 条の 43、同法施							
		行令第 32 条の 2、第 39 条の 72、同法施行規則第 21 条、第 22 条の 45							
		·地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の							
		23 第 1 項、同法 292 条第 1 項第 3 号							
4	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課							
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 26 年度~平成 31 年度							
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	・昭和 39 年度 「海外投資損失準備金」の創設。開発段階の積立率を 50%と する。							
		・昭和 45 年度 「石油開発投資損失準備金」の新設。探鉱段階の積立率を 50%とする。							
		・昭和 46 年度 「石油開発投資損失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に							
		改組。探鉱段階の積立率を 100%に引き上げ、開発段階の積							
		立率 30%を認める。							
		・昭和 48 年度 「海外投資損失準備金」と「資源開発投資準備金」を統合し、 「海外投資等損失準備金」とする。開発段階の積立率を 50%に							
		引き上げ。							
		・昭和 51 年度 開発事業の積立率を 40%に引き下げ。 ・平成 10 年度 開発段階の積立率を 30%に引き下げ。							
		1% 0							
		・平成 15 年度 対象資源から水産動植物、採油に適する種子及び果実を削除。							
		・平成 16 年度 対象事業から植林事業を削除。							
		・平成 18 年度 対象資源から蛍石を削除。							

-220- 【H29 経産05】

② 政策体系 エネルギー・環境

		 ・平成22年度 探鉱段階の積立率を90%に引き下げ。対象資源から石炭及び木材を削除。 ・平成26年度 対象株式等の範囲から債権及び購入資源株式等を除外。 ・平成28年度 探鉱段階の積立率を70%に引き下げ。資源開発法人及び資源探鉱事業法人の範囲から外国政府を除外。
7	適用又は延長期間	2 年間(平成 30 年 4 月 1 日~平成 32 年 3 月 31 日)
8	必要性 ① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な 基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が 国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、 探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造 を抱えている状況にある。 こうした脆弱性を克服するためには、資源エネルギーの長期にわたる安定 供給を確保することが重要であり、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促 進することが必要となるが、資源エネルギーの探鉱・開発は巨額の資金を要す る上、近年、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々 増大している。 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失 敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図る ものである。こうした支援措置を講ずることにより、我が国に対する資源エネル ギーの安定供給を確保することが目的である。
		《政策目的の根拠》 ・エネルギー基本計画(平成 26 年 4 月閣議決定) 「化石燃料への依存が高まっている状況の中で、不安定性を増す国際的な エネルギー需給構造に応じ、将来の変化も視野に入れつつ、資源の確保を進 めることは重要な課題である。①主要な資源を複数のものに分散させること、 ②それぞれの資源に関して、調達先の分散化や上流権益の確保、供給国との 関係強化によって調達リスクを低下させることを通じて、資源の適切なポートフ オリオを実現させ、安定的かつ経済的に資源を確保していく必要がある。」
		・日本再興戦略 2016(平成 28 年 6 月閣議決定) 「資源価格の低迷を背景に世界的な資源開発投資が停滞し、世界経済が減速する中、資源開発投資を行う民間企業に対して独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)等を通じたリスクマネー供給等の支援策を積極的に展開し、萎縮する世界の資源開発投資のけん引により世界経済の持続的な成長を支えるとともに、将来我が国が再び資源価格高騰に直面するリスクを緩和し、安定供給を確保する。」
		・未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月閣議決定) 「2016 年 11 月に改正された独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法に基づくリスクマネー供給支援や、アラブ首長国連邦(UAE)、ロシア等に対する資源外交等の強化により、我が国企業による資源権益確保を推進する。また、世界的な電気自動車普及拡大の動きを背景に価格が高騰しているリチウムやコバルト等の鉱物資源についても、探鉱・開発支援をはじめとする安定供給確保対策を着実に実施する。」

		9	成果体系 における 政策目的 の位置付 け	資源・燃料	₹ <i>-</i> 5€				
		3	達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措 (1) 石油・天然 我が国の国 に 40%以上I	**ガス 産を含む石油	4及び天然ガス		自主開発比率	逐を 2030 年
				(2) 金属鉱物 我が国の鉱 進する(2030	物資源の安定	をは給を確保 スメタルは自			
				敗等による損 とにより、事業 ものである。	リスクの高い 失に備えるた き失敗時におい きによる投資が	探鉱・開発事 めに準備金の いても、我が国 が維持・促進さ	業を行う我が)積立て及び 国企業による打	国企業に対し その損金算入 役資の維持・化 自主開発比率	を認めるこ 足進を図る
9	有効性等	1	適用数等	の適用数が を記載して (注)投資法。 いるが、そ 度は4社 と、平成26 (注)平成28 定されてい 油、金属価	27年度 25 業に対するア すると、多数動き いなる。 いないでいるといて、 れになってはて大年度 と年度投資と、年度投資と、 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	か法人が投資力 も、申請企業に 支 26 年 租 年 租 27 年 10 元 次 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	するプロジェー 記法人数(経済 こ対するアンパラ社、平成 27 を明化法に基 には 5 社となっ るが、これは、 27 年度に 投資全体の 額」及び「減	クトの有無に。 斉産業大臣の ケート調査に。 年度は8社、 づく適用実態 っている。 当初、平成2 前倒しされた。 停滞といった:	はつて、年度 はり把握して ・リ把握しまり ・平成 28年 調査による ・8年度 及び挙げ
				22,270 (注) 申請企業		4,394 ンケート調査系 影調査によると			
				クルロムに名		マニュロ・この・のこ	- 1 122 41	~ 15 15,TOT D	12111 1 190

27 年度は 13.801 百万円となっている。

近年では、北米、中南米、オセアニア、東南アジアといった地域で本税制を 活用した探鉱・開発プロジェクトが進められており、年度当たり 20~30 件の申 請(経済産業大臣の認定)が見込まれる。

② 減収額

〇減収額(単位:百万円)

26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
5,679	5,664	1,028	1,457	2,716

(注) 申請企業に対するアンケート調査結果により試算した金額。法人住民税 については、上記の法人税額に 20.7%を乗じて、平成 26 年度は 1.176 百万 円、平成 27 年度は 1.172 百万円、平成 28 年度は 213 百万円、平成 29 年 度は302百万円、平成30年度は562百万円と試算される。なお、租特透明 化法に基づく適用実態調査によると、法人税について、平成26年度は3,200 百万円、平成27年度は3.400百万円、法人住民税について、平成26年度 は812百万円、平成27年度は471百万円となっている。

③ 効果・税収 《効果》 減是認効

○自主開発比率の推移

(単位:%)

		24 年度	25年度	26年度	27年度	28 年度
石油・ 天然ガス	自主開 発比率 (注1)	22.1	23.3	24.7	27.2	27.4
銅鉱石	自給率	56.3	58.7	62.2	55.8	集計中 (30年2 月公表予 定)

(注 1) 自主開発比率

=(我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量+国内生産量)

÷(原油·天然ガスの輸入量+国内生産量)

(注2) 自給率は、地金製錬量(輸出分を含む)に占める、我が国企業の権益下にある 輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の 量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所が ある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。

(1) 石油・天然ガス

石油・天然ガスの自主開発比率は、平成22年度の23.5%から平成28年度 には 27.4%に上昇している。本税制の認定を受けたプロジェクトによる引取量 の合計は、我が国自主開発引取量全体の概ね6割程度を占めており、本税制 による措置は自主開発比率の維持・向上に寄与している。

(2) 金属鉱物

非鉄金属の自給率は平成 22 年度の 53.5%から平成 27 年度には 55.8%に 上昇している(平成28年度は集計中)。本税制の認定を受けたプロジェクトは 自主開発プロジェクトの8割以上を占めており、本税制による措置は自給率の 維持・向上に寄与している。

なお、資源開発は、初期探鉱から生産段階に至るまで最低でも10年程度の 期間を要する。また、資源の輸入量は景気動向や資源価格の変動の影響を 受ける場合がある。したがって、自主開発比率及び自給率の推移について は、このような事象を考慮する必要がある。

《税収減を是認するような効果の有無》

リスクの高い探鉱・開発事業は新規企業の参入障壁が高いと言われる産業 であり、世界でもプレーヤー総数は必然的に限られる。また、これまでに企業 の統合・再編が進み、結果的に企業数が少なくなっているという事情がある。

本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失 敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めるこ とにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図る ものである。

実際、企業単位で数十億円~百億円規模の一括取崩を行う事例が生じて いるが、本制度により、事業失敗時の大幅な損失を平準化することが可能とな り、企業が探鉱・開発事業を行う上での財務リスクが軽減されている。つまり、 事業失敗に至った場合でも、我が国企業の財務状況が著しく悪化することを 回避し、継続的な探鉱・開発投資が確保されている。

我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石 油、天然ガス、金属鉱物の引取量は、一貫して6~7割を占めている。石油・天 然ガスについては、平成 26 年度は 59.8%、平成 27 年度は 55.8%、平成 28 年度は 55.6%となっている。金属鉱物については、平成 26 年度は 66.7%、平 成 27 年度は 75.4%となっている(平成 28 年度は集計中)。

つまり、本税制を活用したプロジェクトが大きな割合を占めていること、及び リスクの高い案件を中心に活用されていることを踏まえると、本制度が自主開 発比率の維持・向上に大きく寄与している。

10 相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき

妥当性等

本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失 敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めるこ とにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図る ものである。実際、企業単位で数十億円~百億円規模の一括取崩を行う事例 が生じているが、本制度により、事業失敗時の大幅な損失を平準化することが 可能となり、企業が探鉱・開発事業を行う上での財務リスクが軽減されている。 つまり、事業失敗に至った場合でも、我が国企業の財務状況が著しく悪化する ことを回避し、継続的な探鉱・開発投資が確保されている。

また、先進国や新興国においては、各国の事情により制度内容は異なるも のの、概ね資源開発を促進するための税制が措置されている。具体的には、 探鉱・開発段階における準備金の積立て及びその損金算入を認める制度等

-222- 【H29 経産05】

②: 他の: 措置 務付! とのぞ 分担	5-5表
③ 地方: 団体; カす。 当性	協
11 有識者の見解	-
12 前回の事前評価又 後評価の実施時期	は事 平成 27 年 8 月 (H27 経産 06)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29経産06)

【基本情報】

制度名 (措置名)													
	平成27年度時点	電気事業者	電気事業者が、特定原子力発電施設の解体費用の支出に備えるため、解体費用の見積額の90%を積立期間で除して計算した金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。										
措置の内容	平成28年度税制改正以後	従前どおり	従前どおり										
	平成29年度税制改正以後	従前どおり											
政策目的 長期間にわたる特定原子力発電施設の解体について、安全・確実な実施を推進すること。													
評価対象税目	1		義務対象				努力義務対象						
部1川刈豕枕日	ı	法人税	法人住民税										
関係条項		措法第57条	その4、第68条の54	•			•		•				
要望内容及び	区分	原子力発電施設解体引当金の引当期間について、電力自由化が進展した新たな環境下においても、廃炉作業に要する費用は原子力事業者が負担することが原則であること等を踏まえ、料金規制が撤廃された 中でも確実に資金を確保することができるよう、現行の原則50年から、原則40年とすること等の提言を踏まえた所要の見直しを行う。								拡充			
創設年度		H2	過去の政策評価の実績	H22経産4	7、H25経産1	9							

【総括	107																					
					租税	特別措置等の通	加実態							租税特	寺別措置等に。	よって達成しる	たうする目標と	その実現状況	(効果)			
				(参考)				(参考)				(参考)	目標①「原子力	り発電所の廃炉	費用負担の平	準化を図り、	政策目的を	D##@[EZ	L 2% (5) +tr = 1) -0.47	从 /		
		適用件数 (法人税·件)		適用実態調査における適用件数(法人税・件)		減収額 (法人税・百万F		適用実態調査に おける適用額の 上位10社割合	(減収額 法人住民税・百2	万円)	適用実態調査における和税特別措置	古保力の、国民経済の発展と安定的に寄与すること、また、原子力事 業者が、長期間にかたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を 確保し、安全・確実な実施を推進すること」(平成29年度評価時)					積立て額」(平				
				(//////////////////////////////////////				(法人税・%)				円)		目標値 将	将来予測 実績	実績	租特の直	目標	総見積額(百万円)		積立て残高 (百万円)	
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接的効果	達成度	(日万円)	有税込み	無税分		
H23	_	10	_	9	-	▲5,400.0	_	_	_	不明	-	▲ 2,289.9	_	-	_	_	_	2,976,700	1,769,100	1,131,100		
H24	_	10	_	9	_	14,000	_	_	_	不明	-	▲ 2,025.0	_	-	-	_	_	2,823,500	1,785,900	1,072,900		
H25	10	_	_	1	不明	_	-	_	不明	_	-	▲109.1	_	-	_	_	_	_	_	_		
H26	10	10	100.0%	9	不明	800	-	_	不明	▲2,350.0	ı	▲3,063.7	不明	-	不明	不明	_	_	_	_		
H27	10	10	100.0%	10	不明	▲ 7,300.0	-	_	不明	▲1,870.0	-	▲5,165.3	不明	-	不明	不明	_	_	_	_		
H28	10	10	100.0%	_	不明	▲8,300.0	-	-	不明	▲1,800.0	ı	-	不明	ı	不明	不明	-	-	_	_		
H29	10	1	-	_	不明	1	-	-	不明	_	ı	-	不明	不明	_	-	-	-	_	_		
H30	10	_	-	_	不明	_	_	_	不明	_	-	_	不明	不明	_	_	_	_	_	_		
H31	10	_	-	_	不明	_	-	_	不明	_	ı	_	不明	不明	-	_	_	_	_	_		
H32	10	1	_	_	不明	1	_	_	不明	_	1	_	不明	不明	-	_	_	_	_	_		
H33	_		_	_	_	ı	_	_	_	_	1	_	_	1	-	-	_	_	_	_		
H34	_	-	_	_	_	ı	-		_	-	1	_	_	ı	-	-	_	_	_	_		
H35~ /未定	_	_	_	_	_	1	-	-	_	-	-	_	-	ı	-	-	_	_	_	_		

点検結果表

(行政機関名:経済産業省)

制度名	原子力発電施設解体準備金の見直し
税目	法人税、法人住民税
区 分	□新設 ■拡充 □延長

(1) 達成日標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(原子力発電所の廃炉費用負担の平準化を図り、政策目的を充足しつつ、国 民経済の発展に安定的に寄与することを目的とする。また、原子力事業者が、長期間に わたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を確保し、安全・確実な実施を推進する ことを目指す)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(原子力発電所の廃炉費用負担の平準化を図り、政策目的を充足しつつ、国 民経済の発展に安定的に寄与することを目的とする。また、原子力事業者が、長期間に わたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を確保し、安全・確実な実施を推進する ことを目指す)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。
- ③ 所期の測定指標(総見積額及び積立残高)を削除した合理的な理由が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

①については、本措置の目的が、全ての特定原子力発電施設について、解体に必要な資金を着実に確保し、安全・確実な解体を行うことであることから、定量的に示すことが困難。

②については、解体の時期や期間は特定原子力発電施設毎に異なるため、一定の時期を 示すことは困難。

③については、制度趣旨を踏まえた、より適切な目標を定めたことによるものである。

【点検結果

①~③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 過去の適用数 (平成26年度から28年度までの法人税) が年度ごとに把握されていな
- ② 過去の適用数 (平成26年度から28年度までの法人税) について、その出典が明らかにされていない。
- ③ 過去の適用数(平成26年度及び27年度の法人税)について、租特透明化法に基づき把握される適用数を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 平成26年度から平成28年度までの各年の適用者がそれぞれ10社という理解の とおりで差し支えない。
- ② 出典は、原子力発電施設を保有する事業者の全数 (計10社) から、業界団体及び事業者へ聴取を行った。
- ③ 租特透明化法に基づき把握される適用数についても、出典は今回聴取を行った10 社であることから、評価書における記載は適切であると考えられる。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数(平成30年度から32年度までの法人税)が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

平成32年度までの間に原子力事業者が増減する事象(既存の10原子力事業者以外の電気事業者からの原子炉の新設許可や保有するすべての原子力発電施設の廃止措置の完了等)はないと認識している。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額(平成26年度から28年度までの法人住民税)が把握されていない。
- ② 過去の減収額(平成26年度から28年度までの法人税)について、算定根拠(出典)が 明らかにされていない。
- ③ 過去の減収額(平成26年度及び27年度の法人税)について、租特透明化法に基づき把握される適用数を用いて把握されていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 損金算入額を基に理論値として試算すれば、平成26年度:▲23.5億円、平成27年度:▲18.7億円、平成28年度:▲18億円となる。
- ② 10社へ聴取を行った結果を出典としている。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、試算に係る算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされてないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額(平成30年度から32年度までの法人税及び法人住民税)が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

本租特による減収額については、原子力発電施設がどの時期に廃止され、どのような廃止措置作業が行われるかという点に左右されるものであるところ、将来の減収額を試算するには、廃止決定されていない原子力発電施設を含めたこれらの見通しが必要となる。この点、原子力発電施設の廃止決定は事業者の判断に依るものであり、加えて、廃止作業の前提となる「廃止措置計画」は、独立した組織である原子力規制委員会の認可が必要となる。

以上により具体的な見通しをお示しするのは困難ではあるが、足元の廃止措置等の状況を勘案すれば、今後も引き続き一定程度の減収が見込まれる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(原子力発電所の廃炉費用負担の平準化を図り、政策目的を充足しつつ、国 民経済の発展に安定的に寄与することを目的とする。また、原子力事業者が、長期間に わたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を確保し、安全・確実な実施を推進することを目指す)に対する過去の効果について、「現在、解体に着手している特定原子力発電施設については、実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、原子力事業者の財務基盤を損なうような負担が生じることなく円滑に解体が行われている」と説明されているが、定量的に把握されていない。

【経済産業省の補足説明】

現状、廃止措置に取り組む事業者は、財務基盤を損なうことなく当該取組を進めることができている状況にあり、当該状況をもって本措置の達成目標が足下において達成できていると考えられる。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(原子力発電所の廃炉費用負担の平準化を図り、政策目的を充足しつつ、国 民経済の発展に安定的に寄与することを目的とする。また、原子力事業者が、長期間に わたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を確保し、安全・確実な実施を推進する ことを目指す)に対する将来の効果について、「現在、解体に着手している特定原子力 発電施設については、実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てて いる。これにより、原子力事業者の財務基盤を損なうような負担が生じることなく円滑 に解体が行われている」と説明されているが、定量的に予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

現状、廃止措置に取り組む事業者は、財務基盤を損なうことなく当該取組を進めることができている状況にあり、当該状況をもって本措置の達成目標が足下において達成できていると考えられる。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(2)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

-226- 【H29 経産06】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		祖代特別指直寺に徐る政束の事則評価書
	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	原子力発電施設解体準備金の見直し
2	対象税目	法人税:義(国税19) 法人住民税:義、(地方税27) 【新設·拡充·延長】
3	租税特別措置等の内容	・原子力発電施設解体準備金に係る措置の見直しを行う。
		【現行の措置】 特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から起算 して 50 年を経過するまでの期間を積立期間としている(租特法施行 規則第 21 条の 11/原子力発電施設解体引当金に関する省令第 1 条第 5号)
		※原子炉等規制法第43条の3の33第2項の認可(廃止措置計画の認可)を受けた場合は、当該廃止措置計画における安全貯蔵期間が終了する日の属する月と、上記期間のいずれか早い月までの期間(原子力発電施設解体引当金に関する省令第2条の2第4項)
		【見直しが必要となる事項】 - 「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫 徹のための政策小委員会」中間とりまとめにおいて、原子力発電施設解体引当金の引当期間について、電力自由化が進展した新たな環境下においても、廃炉作業に要する費用は原子力事業者が負担することが原則であること等を踏まえ、料金規制が撤廃された中でも確実に資金を確保することができるよう、現行の原則 50 年から、原則 40 年とすること等の提言がされた。
		※原子炉等規制法に基づく運転期間の延長が認められた場合には、引 当期間も延長とする。
		・一方で、財務的な影響を理由に廃炉を躊躇させないという廃炉会計制度の趣旨を踏まえ、廃炉に伴って一括して費用計上が必要となるものについては、廃炉後も引き続き、分割して引き当てることを認める。
		・以上の小委員会提言を踏まえ、現行の租特における措置について所 要の見直しを行う。
		《関係条項》 租税特別措置法第 57 条の 4 及び第 68 条の 54、租税特別措置法施施行令第 33 条及び第 39 条の 82、租税特別措置法施行規則第 21 条の 11 及び第 22 条の 55
4	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 26~28 年

対象期間

		=											
6		措置等の創詞		削設	<u></u> .								
	年度及び	『 改正経緯		设備利用率見									
				70%→73%、									
				は備利用率の.									
							を追加し、解体費用総						
							を見直し(85%→90%)						
				こうえ、年数を									
				设備利用率の			m +						
					発業物の放射	打性濃度の)	測定及び評価のための						
				用を追加	歩きに コ い	, 4088 + 压 0	FO 左に日本						
7	'×====	+ 7.11 E ₩0 88		リエカ 法を正	銀法 に、 51三] 50 年に見直し						
/	適用又は	は延長期間	恒久措置										
8	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等	により実現し	ようとする政	策目的》							
	等	及びその	長期間にわたる	特定原子力	発電施設の角	解体について	て、安全・確実な実施を						
		根拠	推進すること。										
			《政策目的の根拠										
							質及び原子炉の規制						
							きは、廃止措置を講ず						
							て、方法もしくは額を定						
							とができるとしている。						
				平成元年に電気事業法第 35 条に基づき省令を制定し、積立てを命じるとともに、その目的外取崩しを禁じており、厳格に定めている。									
				取崩しを禁じ	ており、厳格	に定めている	3.						
		② 政策体系	エネルギー・環境										
		における	電力・ガス										
		政策目的											
		の位置付け											
		③ 達成目標	《租税特別措置等	に下げ達成し	トネレオス日	★ 亜 ∥							
		及びその					の平準化を図り、政策						
		実現によ					ることを目的とする。ま						
		る寄与					施設の解体に必要な						
		01, 3	資金を確保し、安										
			X = C M p M o C M		,0 C 1E/C 7 C		, ,						
			《政策目的に対す	る租税特別措	置等の達成	目標実現に	よる寄与》						
							いては、実際に積み立						
							これにより、財務基盤						
			を損なうような負担			4体を行って	いる。						
9	有効性	① 適用数等	適用件数:原子力		_								
	等			力事業者 10	者(旧一般電	気事業者9	者、旧卸電気事業者1						
			者)										
			適用額:			単位:億円)							
			年度	H26	H27	H28							
			十次	(実績)	(実績)	(実績)							
			積立額(損金)	461	492	487							
			取崩額(益金)	491	186	129							
			※適用事業者 10										
			小胆用尹未有 10	エムツ応収。									

		© >dun d∓			/:	* / / / / / / / / / / / / / / / / / / /							
		② 減収額		1100		単位:億円)	Ī						
			年度	H26	H27	H28							
			7/2	(実績)	(実績)	(実績)							
			減収額	▲8	73	83							
			//X1X1X										
				(増収) (上記減収額は、積立額と取崩額を加味し、法人税率(26 年度 25.5%、27 年									
							(26 年度 25.5%、27 年						
			度 23.9%、28 年										
							に解体に着手できず、						
			当該施設に係る準	備金を全額」	収崩す事例:	が発生。							
		③ 効果・税収											
		減是認効		–		_	ごはなく、現在実際に電						
		果			が費用負担す	することにな	り、世代間負担の公平						
			性が図られている。										
							いては、実際に積み立						
							これにより、原子力事						
			業者の財務基盤を	損なうような	負担が生じ	ることなく円	滑に解体が行われてい						
			る。										
			《税収減を是認する	るような効果の	の有無》								
			解体引当金制度	は、原子力	発電施設の	解体に要す	る費用を発電所の運転						
							することにより世代間負						
			担の公平性を担保	目の公平性を担保するものである。すなわち、解体に必要となる費用について									
			は、発電開始以降	、実際の解体	はに先立って	期間配分し	ているため、費用を発						
			生時に支出するより	りも事業者及	び需要家の)負担の平準	生化を図ることが可能と						
			なり、着実に将来の)解体のため	の費用(解	体費用)を積	お立てることができる。						
			上記の通り、電気	事業者に対	して原子力	発電施設の	解体のための費用の						
			積立てを計画的に:	求めることと	しており(「原	手力発電 症	施設解体引当金に関す						
			る省令」)、税制面に	こおいても、	現在、すでに	解体に着手 かんしょう かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	€している特定原子力						
			発電施設について	は、実際に積	責み立てられ	た準備金を	取り崩して解体費用に						
			充てている。これに	より、原子カ	事業者の則	オ務基盤を排	員なうような負担が生じ						
			ることなく円滑に解	体が行われ	ており、長期	間にわたる	特定原子力発電施設						
			の解体に必要な資	金の確保や	安全・確実な	実施に寄与	テしているところ、引き続						
			き、これを税制上も	支援すること	上が必要であ	iる。							
10	相当性	① 租税特別	特定原子力発電施	設の解体費	用は、原子	力事業者の	責任で行われるべきも						
		措置等に	のであることから、	原子力発電	听が稼働中	に当該費用	の確保に努めることが						
		よるべき	重要であり、当該解	解体費用を積	立時に積立	金を損金の	額に算入(取戻時に益						
		妥当性等	金の額に算入)扱い	いにできる本	税制上の支	援措置は、	政策目的を達成するた						
			めの手段として妥当	当な措置であ	る。								
		② 他の支援	-										
		措置や義											
		務付け等											
		との役割											
		分担											
		③ 地方公共	_		-	<u></u>							
		団体が協											
		力する相											
		当性											
11	有識者の	D見解	昭和62年3月の	電気事業審	議会料金制	度部会中間	間報告において、廃止措						
							将来発生することが確						

-228-【H29 経産06】

実であり、また、費用の見積が理論的に可能となったことから、世代間負担の 公平を図るため、発電を行っている時点で引当金を積み立てることによって料 金原価に算入することが適当、この場合、企業会計及び税制上の取扱との整 合性が図られることが望ましいとされた。

その後、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第2次報告(平成21 年8月)において、次のような見解が示された。原子力発電施設の廃止措置 は、(i)長期にわたること、(ii)多額の費用を要すること、(iii)発電と費用発 生の時期が異なること等の特徴を有することに加え、合理的な見積りが可能で あることから、その費用を解体時点で計上するのではなく、収益・費用対応原 則に基づいて発電時点の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る 上で適切であることから、電気事業法に基づいて、電気事業者が積立てを行っ ている。当該費用は、受益者である現時点の需要家に対して、電気料金を通 じて回収しており、世代間及び需要家間の負担の公平性が図られている。原 子力発電施設の廃止措置に要する費用は、関連制度、経済状況、技術の進 展状況等を踏まえ、見積りの見直しが必要となった時点で、電気事業分科会 等における検証の上、反映させている。

更に、東京電力福島第一原子力発電所事故以降の原子力発電所の長期 にわたる稼働停止や、バックフィットを求める新規制基準の導入等の原子力安 全規制に係る政策的対応により、原子力発電を取り巻く環境が大きく変化して いることを踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料 金審査専門小委員会 廃炉に係る会計制度検証WGの提言を踏まえ、2013 年に、解体引当金の引当方法を定額法に、引当期間を原則50年に変更を行 った。

その後、2016年度の小売全面自由化に伴い更なる競争促進を見通すなか で、廃炉に必要な資金の準備は、廃炉前に引当を完了していることが廃炉を 円滑に実施する観点からより適切であるとの考え方が、総合資源エネルギー 調査会基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会の提 言において示されている。

12 前回の事前評価又は事 平成 25 年 8 月 後評価の実施時期

〈平成30年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29経産07)

【基本情報】

制度名 (措置名)			合の所得計算は組合の所得の記												
	平成27年度時点	技術研究組	合が、組合員に	試験研究用資	産の取得等を	するための費用	を賦課し、その	試課金をもって	試験研究用資	産の取得等をし	た場合には、耳	双得価額から1円を控除した金	・ ・額の範囲内で圧縮記帳ができる	0	
措置の内容	平成28年度税制改正以後	従前どおり													
	平成29年度税制改正以後	従前どおり													
政策目的	は 試験研究を協同して行う技術研究組合を通じて研究開発投資の促進を図り、共同研究の促進及び持続的な経済成長を実現する。														
亚年社会社口		義務対象													
評価対象税目		法人税													
関係条項		措法第66条	010、第68条	€094			•	•	•			•			
要望内容及び区分 措置の適用期限を平成33年3月31日まで3年間延長する。						区分	延長								
創設年度		S36	過去の政策	評価の実績	H22経産16	5、H24経産1	6、H26経産14	1							

E 14003 EL					租税特	特別措置等の適	1用実態							租税特	詩別措置等 (3	こよって達成し	ようする目標の	とその実現状況	(効果)	
		適用件数 (法人税·件)		(参考) 適用実態調査に	,	減収額 法人税・百万F			/4b- /- >+ >	減収額	**************************************	(参考) 適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額(地		研究組合を利息 主度評価時は源			大すること」		平均事業費(i E評価時までのi	
		(法人祝・什)		おける適用件数(法人税・件)	(法人忧・日刀ド		上位10社割合 (法人税·%)	(地方法人/	忧•地万法人	脱・地方法人特別税・百万円) 対 対		目標値	将来予測	実績	租特の直	目標 達成度	将来予測	実績	対前年度 伸び率
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接的効果				
H23	不明	17	_	17	不明	▲ 246.0	_	98.6%	不明	不明	_	▲114.2	不明	不明	不明	不明	-	1	1	_
H24	16	8	50.0%	8	▲ 532.0	▲ 264.0	49.6%	_	不明	不明	_	▲137.7	不明	不明	不明	不明	_	_	_	_
H25	20	15	75.0%	15	▲648.0	▲698.0	107.7%	99.3%	不明	▲362.0	_	▲361.4	不明	不明	不明	不明	_	_	663	0.9%
H26	14	13	92.9%	13	▲463.0	▲197.0	42.5%	99.8%	不明	▲102.0	_	▲102.1	不明	不明	不明	不明	_	-	973	46.9%
H27	11	7	63.6%	7	▲324.0	▲ 54.0	16.7%	-	不明	▲28.0	_	▲28.3	不明	不明	不明	不明	_	-	881	▲9.5%
H28	13	17	130.8%	_	▲ 477.0	▲157.0	32.9%	-	不明	▲84.0	_	-	不明	不明	不明	不明	-	I	805	▲8.6%
H29	14	_	_	_	▲ 442.0	_	_	_	▲239.0	_	_	_	不明	不明	_	_	_	797	_	▲1.0%
H30	13	-	_	_	▲216.0	-	_	-	▲ 117.0	-	_	1	不明	不明	-	_	-	829	1	4.0%
H31	15	-	_	_	▲270.0	-	_	_	▲ 147.0	-	_	_	不明	不明	_	_	_	811	1	▲2.2%
H32	14	_	_	_	▲308.0	-	_	_	▲ 167.0	_	_	_	不明	不明	_	_	_	813	1	0.2%
H33	-	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	ı	I	-
H34	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	ı	1	ı
H35~ /未定	-	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	_	_	ı	ı	_

点検結果表

(行政機関名:経済産業省)

制度名	技術研究組合の所得計算の特例の延長	
税目	法人税	
区 分	□新設 □拡充 ■延長	

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること)を達成すべき時期 (目標達成時期)が示されていない。
- ③ 所期の目標は「技術研究組合について、他の法人形態との税制上のイコールフッティングを図り、これを通じて技術研究組合を利用した共同研究を測定すること」とし、測定指標「1組合当たり、事業費である研究開発費を増加させること」を設定していたが、今回から新たな達成目標(技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること)とし、測定指標を設定していないことについて、合理的な理由が明らかにされていない。
- ④ 測定指標が設定されていないこと及び前回評価時までの測定指標では、他の社会情勢 (景気等)を受けやすく、本特例措置の直接的効果が測りにくいことに加え、そもそも、 1組当たりの事業費が増えることが、政策目的である「研究開発投資」にどれほど寄与 するか不明であるため、貴省が既に行っている技術研究組合への調査の中で、本特例措置を利用して取得した試験研究用資産額を調査するなどして、測定指標を再検討する必要がある。

【経済産業省の補足説明】

- 1. 技術研究組合法の目的(第1条)に照らして、技術研究組合とは、産業活動において利用される技術の向上及び実用化を図るため、これに関する試験研究を協同して行うために必要な組織等を定めるものである。実際の技術研究組合の新設・解散や運営は、技術研究組合の自主的な判断に任せられており、また、技術研究組合ごとに、研究開発のテーマ、着手する時機、段階、適切な規模は千差万別である。このため、金額による数値目標は試験研究の成果に対応するとは必ずしも言えず、設定することは困難である。
- 2. 技術研究組合は、技術の向上及び実用化を図るため、試験研究を協同して行うことを組織の目的とする(技術研究組合法第1条)。このため、協同試験研究の成果(技術の向上及び実用化)を、組合が調達した試験研究用資産の額で測定することは、適切ではないと考える。

【点檢結果】

①~④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数(平成28年度の法人税)について、「適用実績17件」と説明されており、算定根拠を「29年7月までに設立された全組合の適用件数(経産省調査)に基づき記載」とされているが、平成28年度の適用件数について、実数であるかどうかが明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

全組合に調査を実施した実数である。

なお、効果の欄で記載している表「租税特別措置等による達成目標の実現状況」の平成

25年度から29年度における数値についても全組合に調査を実施した実数である。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数(平成29年度の法人税)について、「適用見込14件」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

全組合に調査を実施した実数である。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額 (平成 26 年度から 28 年度までの法人住民税及び法人事業税) が税目ことに把握されていない。
- ② 過去の減収額(法人税)197百万円(平成26年度)、54百万円(平成27年度)、157百万円(平成28年度)が前回評価時の将来予測463百万円(平成26年度)、324百万円(平成27年度)、477百万円(平成28年度)とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

過去の減収額(法人住民税及び法人事業税)について、次のとおり。 (百万円)

税目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
法人住民税 (市町村分)	86	24	6	15
法人住民税 (都道府県分)	35	10	2	5
法人事業税	133	38	13	45
地方法人特別税	108	30	7	19
合計	361	102	28	85

※四捨五入の関係から合計数が一致しない。

算出方法>

・H25 (実績) -H27 (実績) は、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 ・H28 (実績)

法人住民税は、H28 年度までに設立された全組合の損金算入額(適用額)(経産省調査)より算出した法人 税の減収額に所定の地方税率を乗じて算出。

法人事業税は、H28年度までに設立された全組合の損金算入額(適用額)(経産省調査)に所定の地方税率 を乗じて算出。

各税目の計算式(減収額)

区分

- 法人住民稅(市町村分) : 法人稅の減収額(※) ×稅率(市町村分) 9.7%
- 法人住民稅(都道府県分) : 法人稅の減収額(※) ×稅率(都道府県分) 3.2%
- 法人事業稅(所得割) : 損金算入額(適用額)(※) ×稅率(外形外法人) 6.7%
- 地方法人特別稅 : 法人事業稅(所得割) ×稅率(外形外法人) 43.2%
- 法人事業稅(付加価値割) : 損金算入額(適用額)(※) ×稅率(外形外法人) 0.0%
(※) 法人稅の減収額 損金算入額(適用額) は下表に記載

平成	平成	平成	平成
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度

	適	用	件	数	15	13	7	17	
	適用額(百万円)				2, 739	773	226	672	
減収額(百万円)			п)	698	197	54	157		
	1 (/)以4)	砚	ロルト	コノ					

法人税率 25.5% ※25 から 27 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載、算出。

28、29 年度(見込み)は、29 年 7 月までに設立された全組合の適用件数、適用額(経産省調査)に基づき算出。

23.9%

23.4%

過去の減収額(法人税)について、実際の技術研究組合の新設・解散や運営は、技術研 究組合の自主的な判断に任せられており、また、技術研究組合ごとに、研究開発のテーマ、 着手する時機、段階、適切な規模は千差万別である。このため、将来推計を行うためには、 過去の実績値を利用することが適当である。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課 題とする。

(5) 将来の減収額

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 将来の減収額(平成29年度から32年度までの法人住民税及び法人事業税)が税目ご とに予測されていない。
- ② 将来の減収額(平成29年度の法人税)について、「29年7月までに設立された全組 合の適用件数、適用額(経産省調査)に基づき算出」と説明されているが、算定根拠(計 算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ③ 将来の減収額(法人税)442百万円(平成29年度)、216百万円(平成30年度)、270 百万円 (平成31年度)、308百万円 (平成32年度) が過去の実績157百万円 (平成28 年度)とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

将来の減収額(法人住民税及び法人事業税)について、次のとおり。

税目	平成 29 年度 (見込)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成32年度 (見込)
法人住民税 (市町村分)	43	21	26	30
法人住民税(都道府県 分)	14	7	9	10
法人事業税	127	62	78	89
地方法人特別税	55	27	34	38
合計	239	117	147	167

<算出方法>

H29(見込)

法人住民税は、H29年7月までに設立された全組合の損金算入額(適用額)(経産省調査)より算出し た法人税の減収額に所定の地方税率を乗じて算出。

法人事業税は、H29年7月までに設立された全組合の損金算入額(適用額)(経産省調査)に所定の地 方税率を乗じて算出。

H30(見込)-H32(見込)

法人住民税は、各年度とも直近3年間の損金算入額(適用額)の平均より算出した法人税の減収額に 所定の地方税率を乗じて箟出。

法人事業税は、各年度とも直近3年間の損金算入額(適用額)の平均に所定の地方税率を乗じて算

-232-【H29 経産07】

各税目の計算式(減収額)

- 法人住民税(市町村分) : 法人税の減収額(※)×税率(市町村分) 9.7% - 法人住民税(都道府県分) : 法人税の減収額(※)×税率(都道府県分) 3 2% : 損金算入額(適用額)(※)×税率(外形外法人) 6.7% 法人事業税(所得割) - 地方法人特別税 : 法人事業税 (所得割) ×税率 (外形外法人) - 法人事業税(付加価値割) : 捐金算入額(適用額)(※)×税率(外形外法人) 0.0% (※) 法人税の減収額、損金算入額(適用額)は下表に記載

将来の減収額(注入税)の管定根拠について 次のとおり

17/1/2/1/2/1/2	100 (127)) VI SHALIMINGIC		9 7 0			
X	分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
		(見込)	(見込)	(見込)	(見込)		
適用件数 組合数		14	13	15	14		
適用額((百万円)	1,891	930	1, 164	1, 328		
減収額(百万円)		442	216 270 308				
/吹4义役 ((日ル円)	×法人税率 23.4%		×法人税率 23.2%			

<適用件数、適用額の算出方法>

- ・ H29 (見込) は、H29 年 7 月迄に設立された全組合の適用件数、損金算入額(適用額)(経産省調査)に基づ
- H30(見込)-H32(見込)は、各年度とも直近3年間の適用件数、損金算入額(適用額)の平均に基づき算出。 <減収額の算出方法>
- 各年度の適用額に法人税率を乗じて算出。

将来の減収額(法人税、法人住民税及び法人事業税)について、実際の技術研究組合の 新設・解散や運営は、技術研究組合の自主的な判断に任せられており、また、技術研究組 合ごとに、研究開発のテーマ、着手する時機、段階、適切な規模は千差万別である。この ことから、将来推計を行うためには、過去の実績値を利用することが適当である。

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課
- 題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること)に対する過去の効 果について、「技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及 び持続的な経済成長に寄与」と説明されているが、定量的に把握されていない。
- ② 過去の効果について、「技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研 究の促進及び持続的な経済成長に寄与」と説明されているが、租特透明化法に基づき把 握される過去の適用数(法人税)7件(平成27年度)は10件未満と僅少であり、その ような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明 らかにする必要がある。

【経済産業省の補足説明】

実際の技術研究組合の新設・解散や運営は、技術研究組合の自主的な判断に任せられて おり、また、技術研究組合ごとに、研究開発のテーマ、着手する時機、段階、適切な規模 は千差万別である。平成27年度は、新設組合数が少なかったことや、解散組合数が新設 組合数を上回ったこと等による影響から、適用件数が一時的に減少したと分析している。 (平成28年度の適用実績は17件、経産省調査)

なお、本税制は、主務大臣の設立認可を受けた技術研究組合のみが適用を受けることが できるものであって、不特定多数の者が適用を受けるものではないため、適用件数自体に 自然上限が生じる。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点

を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること)に対する将来の効果について、「技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及び持続的な経済成長に寄与」と説明されているが、定量的に把握されていない。

【経済産業省の補足説明】

実際の技術研究組合の新設・解散や運営は、技術研究組合の自主的な判断に任せられており、また、技術研究組合ごとに、研究開発のテーマ、着手する時機、段階、適切な規模は千差万別である。このため、金額による数値目標は試験研究の成果に対応するとは必ずしも言えず、設定することは困難である。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

【H29 経産07】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした	技術研究組合の所得計算の特例の延長								
2	租税特別措置等の名称 対象税目	()十一式 学) (同型 05)								
2	对 承 位 日	(法人税:義) (国税 25)								
		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】								
3	租税特別措置等の内容	《内容》								
		技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1 円まで圧縮								
		記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。								
		《関係条項》								
		法人税(租税特別措置法第66条の10、第68条の94、租税特別措置								
		法施行令第39条の21、第39条の121)								
4	担当部局	産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課								
		在未找的球裝局 找前派祭 八十足防匪足际								
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期:平成 29 年 8 月								
	対象期間	分析対象期間: 平成 25 年度から平成 32 年度まで								
6	租税特別措置等の創設	昭和 36 年度 創設								
	年度及び改正経緯	昭和 55 年度 適用期限設定(昭和 60 年 3 月 31 日まで)								
		昭和 60 年度 適用期限延長(2 年間)								
		昭和 62 年度 適用期限延長(2 年間) 平成 元年度 適用期限延長(2 年間)								
		平成 元年度 適用期限延長(2年間) 平成 3年度 適用期限延長(2年間)								
		平成 5年度 適用期限延長(2年間)								
		平成 7 年度 適用期限延長(2 年間)								
		平成 9 年度 適用期限延長(2 年間) 平成 11 年度 適用期限延長(2 年間)								
		平成 13 年度 適用期限延長(2 年間)								
		平成 15 年度 適用期限延長(2 年間)								
		平成 17 年度 適用期限延長(2 年間) 平成 19 年度 適用期限延長(2 年間)								
		平成 19 年度 適用期限延長(2 年間)								
		「平成 21 年 6 月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正]								
		平成 23 年度 適用期限延長(2 年間)								
		平成 25 年度 適用期限延長(2 年間)								
		平成 27 年度 適用期限延長(3 年間)								
7	適用又は延長期間	3 年間(平成 30 年度~32 年度)								
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》								
	等 及びその	本税制は、試験研究を協同して行う技術研究組合を通じて研究開発投								
	根拠	資の促進を図るものであり、共同研究の促進及び持続的な経済成長を実								
		現する上で重要。								
		《政策目的の根拠》								
		○「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」								
		(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)								
		II Society 5.0 に向けた横割課題								
		4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム								
		(2)新たに講ずべき具体的施策								
		ii)我が国が強い分野への重点投資								
		・「Society 5.0 の推進と政府研究開発投資目標の達成に向け								

-234-【H29 経産07】

				定 <u>画</u> す。 企 よ ^し)に基づき、 <u>」との整合</u> こととする。 アティブ」に 業の研究開	政府研究開生を確保しつまた「科学技会民間研 はる民間研 はる民間研 は発投資を対けた研究開	発投資につ つ、対 GDP 支術イノベー 究開発投資 GDP比3%	いて、「経済・ <u>比 1%にす</u> ション官民投	よって、 <u>民間</u> 目指すことに
				イノベー テムを構 するため 関が、そっ て適材適	・ーション創 -ション創出 築するため の仕組みを れぞれの競 所の配置を	出に向けた人 に向けて産。 に、まず、オ 強化する必 争力を高め で促し、産学	、材、知、資金 と学との人材 ープンイノベ 要がある。企 るとともに、ノ 官連携活動を		ステムの構築 好循環シス 格的に推進 的研究機 動性を高め ことが重要
			政策体系 における 政策目的 の位置付 け	経済成長 技術革新					
·		3	達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置 技術研究組 《政策目的に対 技術研究組	合を利用し する租税特	た共同研究 特別措置等の	開発を拡大す 達成目標実現	見による寄与	
9	有効性 等	1	適用数等	前回要望時 実績は、27: 度実績は 17 付 また、自動車 れていることか	年度に 7 件 件となってし I、石油、化	であったこと いることから、 ;学、材料、電	を除き、26 : 想定外に僅 記機、医薬品	年度実績は 少ではない。	
				 	▶ 平成 25~	-28 年度(過	去)		
					年度区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
					適用件数 (組合数)	15	13	7	17
				_	₩ cft 20 =	√32 年度(将	女 /		<u>, </u>
				ĺ	\	732 年度 (村 平成	平成	平成	平成
					年度 区分	29 年度 (見込み)	30 年度 (見込み)	31 年度 (見込み)	32 年度 (見込み)
					適用件数 (組合数)	14	13	15	14
					適用件数 (組合数) ※適用件数の		13	15	14
					(組合数) ※適用件数の)算出方法		15 に基づく適用す	
					(組合数) ※適用件数の ・ 25 から に基づ)算出方法 , 27 年度は、「 き記載。	租特透明化法	に基づく適用す	ミ態調査結果 」
			_		(組合数) ※適用件数の ・ 25 から に基づ ・ 28、29	9算出方法 27年度は、「 き記載。 年度(見込み)	租特透明化法、29年7月まで		ミ態調査結果 」
					(組合数) ※適用件数の ・ 25 から に基づ ・ 28、29 件数(系	9算出方法 27年度は、「 き記載。 年度(見込み) 経産省調査)に	租特透明化法 、29年7月まで 基づき記載。	に基づく適用す	ミ態調査結果 」

平均に基づき算出。

② 減収額

▶ 平成 25~28 年度(過去)

(単位:百万円)

年度	平成	平成	平成	平成
区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
減収額	698	197	54	157

▶ 平成 29~32 年度(将来)

(単位:百万円)

	平成	平成	平成	平成
年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
区分	(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)
減収額	442	216	270	308

※減収額の算出方法

- ・25から27年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に
- ・28、29 年度(見込み)は、29 年 7 月までに設立された全組合の適 用件数、適用額(経産省調査)に基づき算出。
- ・30 から32 年度は、各年度とも直近3年間の適用額件数、適用額 の平均に基づき算出。

③ 効果・税収 《効果》 減是認効 果

技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及 び持続的な経済成長に寄与。

(分析対象期間:平成 25~32 年度まで)

- 租税特別措置等による達成目標の実現状況
 - ▶ 平成 25~28 年度(過去)

1 組合当たり事業費は、平成 27 年度及び平成 28 年度に前年度 比で微減した(それぞれ-9.5%、-8.6%)。

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		
事業費(百万円)	36,449	53,539	44,040	39,458		
組 合 数	55	55	50	49		
1組合当たり事業費	663	973	881	805		
対前年度伸び率	0.9%	46.9%	-9.5%	-8.6%		

▶ 平成 29~32 年度(将来)

1 組合当たり事業費は、各年度とも、前年度比横ばいで推移する 見込み。

	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32
区分	年度	年度	年度	年度
	(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)
事業費(百万円)	35,875	39,791	38,375	38,013
組 合 数	45	48	47	47
1組合当たり事業費	797	829	811	813
対前年度伸び率	-1.0%	4.0%	-2.2%	0.2%

※事業費、組合数の算出方法

			・25 から29 年度(見込み)は、29 年 7 月までに設立された <u>経産省所管の組</u> <u>合</u> の事業費、組合数(経産省調査)に基づく。 ・30 から32 年度(見込み)は、各年度とも直近3年間の事業費、組合数の 平均に基づき算出。
			○ 租税特別措置等が延長されなかった場合に予想される状況 租税特別措置が延長されない場合、技術研究組合を活用した設備 投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、研究開 発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。
			《税収減を是認するような効果の有無》
			(分析対象期間:平成 28 年度)
			○ 所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約2.71倍※となる。 ※平成29年度経産省調査における、経産省所管各組合の減税による押し上げ
			率を加重平均するなどして算出。
10	相当性	① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	一 税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は、資金面・財務面の制約を緩和しつつ、民間の創意や活力を最大限に引き出せる措置として適正なものといえる。制度創設後10年を超えているが、平成21年度に鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法への改正が行われ、技術研究組合を通じた研究開発投資による共同研究の一層の促進が求められている。適用件数は、ばらつきは見られるものの、概ね安定的に推移している。
			る。 なお、技術研究組合と同様に非出資性の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第46条)で、圧縮記帳が認められており、本特例措置があることにより、イコールフッティングとなっている。 また、出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳がなくても、課税関係が発生しないが、非出資性の法人は、構成員の拠出金が益金算入されるために、圧縮記帳があることにより、課税関係が発生しない状況であり、本特例措置があることにより、イコールフッティングとなっている。
		② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
11	有識者の)見解	-
12		事前評価又は事)実施時期	平成 26 年 8 月 (H26 経産 14)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29経産08)

【基本情報】

制度名 (措置名)		Connected Industriesに向けたIT投資の抜本強化 (–)												
	平成27年度時点	-												
措置の内容	平成28年度税制改正以後	-												
	平成29年度税制改正以後	-												
政策目的		者などが連携し 特に、第四次 ることで、新たな	し、新たな付加値 欠産業革命によ な付加価値を創	面値を生み出すが り、IoTやビッグテ 引出する取組を進	産業のあり方の 「タ、人工知信 め、更なる産業	こと。)。 能などの新技術 業競争力の強化	が実用フェー 化を図っていく	ズに入っている中 必要がある。	、付加価値の源	泉となっている「	データ」をこれま	stries」の促進が重要である(「Connected Industries」とに までにない形で生み出し組み合わせるなど高度利活用したり、化 5質の高いセキュリティシステムの構築に必要な設備等、更なる	め企業と共有・	連携させたりす
== /= +4 /4 /4 /			義務対象		努力義務対象									
評価対象税目		法人税	法人住民税	法人事業税	所得税									
関係条項		-	•						•	•	•			
要望内容及び	⊠分			るビジネス環境に ごスの利用促進に			頂域における選	連携や生産管理	システム等の高度	化によるデータ	利活用の取組	し、また、それらに不可欠な高レベルのサイバーセキュリティ対策に	区分	新設
創設年度		-	過去の政策	評価の実績	-									

【小心】口														租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)							
	租税特別措置等の適用実態											租税特別措施	置等によって達成	しようする目標と	その実現状況	. (効果)					
	適用件数 (法人税•件)			(参考) 適用実態調査における適用件数					減収額 (地方法人二税·地方法人特別税·百;		適用実態調査にお ける租税特別措置 さとの影響額(地		滑音にお 接するとともに、「つながる社会」において必要不可欠な質の高い 別措置 車ユリティ対策の導入を促すことにより、「Connected Industrie 単競争力の強化を図る」				サイバーセ				
	将来予測	 実績	実績÷将来予測	(法人税·件) 実績	将来予測 実績 実績・将来予測		(法人税・%)	将来予測 実績 実績・将来予測			方法人二税·地方 法人特別税·百万 円) 実績	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標 達成度					
H23	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-				
H24	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	-	_				
H25	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_				
H26	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_				
H27	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_				
H28	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_				
H29	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_				
H30	2,200	_	_	_	▲26,092.0	_	_	_	▲11,356.0	_	_	_	不明	不明	_	_	_				
H31	2,200	_	_	_	▲26,092.0	_	_	_	▲ 11,356.0	_	_	_	不明	不明	_	-	_				
H32	_		_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_				
H33	_		_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_				
H34	_		_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_				
H35~ /未定	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_				

点検結果表

(行政機関名:経済産業省)

制度名	Connected Indus	tries に向けた	た IT 投資の抜本強化
税目	法人税、所得税、	法人住民税、	法人事業税
区 分	■新設	□拡充	□延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(企業のレガシーシステム更新等を通したデータ連携・高度利活用を支援するとともに、「つながる社会」において必要不可欠な質の高いサイバーセキュリティ対策の導入を促すことにより、「Connected Industries」による産業競争力の強化を図る)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(企業のレガシーシステム更新等を通したデータ連携・高度利活用を支援するとともに、「つながる社会」において必要不可欠な質の高いサイバーセキュリティ対策の導入を促すことにより、「Connected Industries」による産業競争力の強化を図る)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。

【経済産業省の補足説明】

「Connected Industries」とは、様々な業種、企業、データ、機械などがつながって、新たな付加価値や製品・サービスを創出し、生産性を向上させていく取組である。これは、高齢化、人手不足、環境・エネルギー制約などの社会課題解決につながるとともに、GDP600 米円の達成に向けた産業競争力の強化や国民生活の向上・国民経済の健全な発展にも寄与するものである。

しかしながら、我が国においては、データ利活用している企業が少なく、産業データを 積極的に活用している企業の割合が 16.4%と、米国企業の 41.0%、イギリス企業の 34.3%、 ドイツ企業の 31.7%に大きく差をつけられているのが現状である。

「Connected Industries」の取組を促進し、GDP600 兆円を達成するためにも、こうした データ利活用の取組を促進することで、企業の生産性向上や新たな付加価値創出につなげ る。

また、あわせて、システムをつながりやすくなることで脅威が増大するサイバーセキュリティ対策についても、適切なセキュリティ製品等の導入や効果的な活用を促進し、より多くの企業でのセキュアなシステム構築実現を目指す。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数(法人税及び所得税)が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の適用数 (平成 30 年度及び 31 年度) について、算定根拠 (計算式、計算に用いた数値及びその出典) が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 本制度は、データ利活用・連携に関する高度なIT活用を行う者を広く対象とするものであるため、個人事業主による適用を否定するものではないが、個人事業主にとっての高度IT活用と計画認定のハードルを勘案するに、適用件数や事業規模が法人に比べて少ないと見込まれることから、積算上は0件と算出している。
- ② 別紙のとおり

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課

題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額(法人税、所得税、法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の減収額(平成30年度及び31年度)について、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 所得税については、上記(3)【補足説明】①のとおりである。
- ② 別紙のとおり

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(企業のレガシーシステム更新等を通したデータ連携・高度利活用を支援するとともに、「つながる社会」において必要不可欠な質の高いサイバーセキュリティ対策の導入を促すことにより、「Connected Industries」による産業競争力の強化を図る)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

我が国企業がデータを利活用するに当たっては、レガシーシステムと呼ばれる老朽化・ 複雑化したシステムが弊害となっている。これは、物理的にデータ同士がつながらない、 又は、システムを新規構築する場合、当該システムが複雑化した既存システムに与える影響をテストする期間やコストが莫大で最新デジタル技術(IoT、ビッグデータ、人工知能等) の活用が進みづらい、といったことを引き起こしている。

そのため、本税制措置により、レガシーシステムを刷新することは、次のような効果を 生み生産性の向上等につながることで、高い経済効果が創出されると考える。

(1) IoT、ビッグデータ、人工知能等の最新のデジタル技術に対応

システムを刷新することで、システム同士がつながりやすくなり、データ利活用が促進され、新たなデータの掛合せによる生産性向上や付加価値の創出が実現する。また、刷新されたシステムにおいては、レガシーシステムでは技術的に対応が困難であった最新デジタル技術に対応することが可能となり、こうした技術を活用した新たなビジネスモデル創出につながる。

(2)システム開発スピードの向上

ブラックボックス化したレガシーシステムでは、新たな機能の追加・システム改修により、どこにどのような影響が出るかわからず、システム停止のリスクがあるため、多くのテストなどが必要になり、開発に長期間・多くの予算を要するのが現状。レガシーシステムを刷新することで、コスト削減と開発スピードの向上を実現し、社会情勢やニーズに適合したIT基盤の構築が可能になり、新たなビジネス創出環境の創出につながる。

(3)全体最適化

これまではシステム別に個別最適化され、それぞれが独自に稼働してきたが、システムやデータが統一の基盤の上でつながり、分析ツール等を用いて利活用されることで、企業全体の最適化を図ることが可能になる。これは、経営ダッシュボード等による経営の見える化を実現し、経営判断のスピード向上等にもつながる。

(4) セキュリティの向上

システムをスリム化・シンプル化し、最新のセキュリティ対策 (機器、サービスの 導入)をすることは、セキュリティリスクの低減にもつながる。ブラックボックス化 された中でセキュリティ対策を行うよりも、企業のサイバーセキュリティ対策を効率 的かつ確実に実施することができる。

なお、このようなレガシーシステムの刷新を行えない一番の課題は「多額のコストがかかること (75.6%)」であり、本税制措置により、企業のレガシーシステム刷新に寄与することができる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の効果について、定量的に予測されておらず、どの程度達成目標に寄与するのかも明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

【H29 経産08】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

-238-

	1111	依付別拍直寺に依る以来の事則計画音
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	Connected Industries に向けた IT 投資の抜本強化
2	対象税目	(国税26・地方税36(自動連動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、
		法人事業税:義)
		【新設·拡充·延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		第四次産業革命で激変するビジネス環境に迅速に対応するため、協調領域
		における連携や生産管理システム等の高度化によるデータ利活用の取組、ま
		た、それらに不可欠な高レベルのサイバーセキュリティ対策に必要なシステム
		の構築やサービスの利用促進に向けた税制措置を講じる。
		《関係条項》
		_
	担当部局	経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課、サイバーセキュリティ課
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 30~31 年度
6	租税特別措置等の創設	
	年度及び改正経緯	_
7	適用又は延長期間	2 年間
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその	「Society5.0(超スマート社会)」の実現に向けては、様々なつながり・融合に
	根拠	より新たな付加価値やビジネスモデルを創出する「Connected Industries」の促進が重要である。
		にいま安とめる。 (「Connected Industries」とは、データを介して、企業、消費者などが連携し、新
		たな付加価値を生み出す産業のあり方のこと。)
		特に、第四次産業革命により、IoT やビッグデータ、人工知能などの新技術が
		実用フェーズに入っている中、付加価値の源泉となっている「データ」をこれま
		でにない形で生み出し組み合わせるなど高度利活用したり、他の企業と共有・
		連携させたりすることで、新たな付加価値を創出する取組を進め、更なる産業 競争力の強化を図っていく必要がある。
		あわせて、データ同士が企業などこれまでの枠を超えてつながることによっ
		て増大するサイバー攻撃の脅威に対応するため、様々なサイバー攻撃に耐え
		うる質の高いセキュリティシステムの構築に必要な設備等、更なるセキュリティ
		対策の導入も促進する。
		《政策目的の根拠》
		<官民データ利活用基本法 第 15 条>
		国は、多様な分野における横断的な官民データ活用による新たなサービス
		の開発等に資するため、国、地方公共団体及び事業者の情報システムの相互
		の連携を確保するための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとす る。

		<サイバーセキュリティ基本法 第4条> 国は、前条の基本理念にのっとり、サイバーセキュリティに関する総合的な 施策を策定し、及び実施する責務を有する。
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	産業育成 データ利活用 産業セキュリティ サイバーセキュリティ
	③ 達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業のレガシーシステム更新等を通したデータ連携・高度利活用を支援するとともに、「つながる社会」において必要不可欠な質の高いサイバーセキュリティ対策の導入を促すことにより、「Connected Industries」による産業競争力の強化を図る。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 IoT の進展等に伴い、データ量が爆発的に増大する中、豊富なデータを単に生み出し管理するだけではなく、データやシステムを整理・統合し、他者と共有したりすることで、新たな事業領域や付加価値を見いだしていくことが、企業の競争力を向上させるための必要な要件になっている。 他方で、ユーザー企業は、新しい IT 投資の持つリスクやセキュリティ面での懸念などから、自社内のサーバ上に構築された融通の利かない企業独自のシステム、いわゆるレガシーシステムから脱却できず、データの連携・高度利活用が進まない状況にある。こうした中、新商品開発、新事業展開、売上高向上等に向けて、クラウド・フォグ等の技術の活用による社内外のシステム・データ連携を進め、データの高度利活用による新たな事業領域や付加価値の創出を狙う事業を支援することは、企業の「Connected Industries」を促進し、企業や産業界全体の競争力強化に寄与するものである。また、「Connected Industries」の取組により様々なものが「つながる」と、1社サイバー攻撃を受けるだけでサブライチェーン全体に広がる懸念が増すことになるため、企業間の取引においても、サイバーセキュリティサービスの導入はコスト等が原因で進んでおらず、また、サイバーセキュリティサービスの導入はコスト等が原因で進んでおらず、また、サイバーセキュリティサービスの導入はコスト等が原因で進んでおらず、また、サイバーセキュリティフ製品の効果的な活用もできていないことが課題となっている。こうしたことから、一定レベル以上のセキュリティ要件を課すことや質の高いセキュリティシステム構築を支援することは「つながる」ことの安全性をより一層高め、上記の取組と両輪の関係で、「Connected Industries」を促進することになる。以上の取組により、第四次産業革命における産業界の競争力強化を進め、閉鎖的なデータ活用の文化を打破していく。
9 有効性 等	① 適用数等	<適用見込み数> 平成 30 年度 2,200 件 平成 31 年度 2,200 件
	②減収額	<減収見込み額> 平成 30 年度 26,092 百万円(国税) 11,356 百万円(地方税) 平成 31 年度 26,092 百万円(国税) 11,356 百万円(地方税)

果 業データ」については、積極的に活用している日本企業は16.4%である一方積極的に活用している米国企業は41.0%になっている。今後、データが競争の源泉となっていく中、本措置により、企業のデータ利活用を強力に支援し、「Connected Industries」を実現することは非常に重要である。 ~参考:「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究」(H29 総務省 〇「産業データ」を既に積極的に活用している企業の割合 日本企業 16.4% 米国企業 41.0% イギリス企業 34.3% ドイツ企業 31.7% 《税収減を是認するような効果の有無》 データ連携・高度利活用の弊害となっているレガシーシステムからの脱却・新が進んでいないのは「更新コストの高さ」が大きな理由である。本措置により、当該弊害が解消されることから、「Connected Industries」による更なる産競争力の強化に有効である。また、セキュリティ製品等についても、同様に「ストの高さ」が導入を拒む大きな理由となっており、本措置で企業のセキュリィ対策コストを低減することで、民間企業によるセキュリティ対策強化の促進・果が見込まれる。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対策分割という政策目標を達成するためには、全国対策の決定を表現している。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対策が引き渡る税制措置を講ずることが適当である。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対策が引き渡る税制措置を講ずることが適当である。 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に対している。 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に対している。 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に対している。 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に対している。 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に対している。 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に対している。 本税制により、中心企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に対している。 本税制により、中心企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に対している。 本税制により、中心企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に対している。 本税制により、中心企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に対している。 本税制により、中心企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に対している。 本税制により、中心企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に対している。 本税制により、中心企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に対している。 本税制により、中心を表現している。 本税制により、中心を表現している。 本税制により、中心を表現している。 本税制により、中心を表現している。 本税制により、中心を表現している。 本税のでは、中心を表現している。 本税制により、中心を表現している。 本税制は、中心を表現している。 本税制は、中心を表現している。 本税制により、中心を表現している。 本税制は、中心を表現している。 本税利は、中心を表現している。 本税制は、中心を表現している。			③ 効果・税収	《効果》
積極的に活用している米国企業は41.0%になっている。今後、データが競争の源泉となっていく中、本措置により、企業のデータ利活用を強力に支援し、「Connected Industries」を実現することは非常に重要である。 - 参考:「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究」(H29 総務省 O「産業データ」を既に積極的に活用している企業の割合 日本企業 16.4% 米国企業 41.0% イギリス企業 34.3% ドイツ企業 31.7% (税収減を是認するような効果の有無) データ連携・高度利活用の弊害となっているレガシーシステムからの脱却・新が進んでいないのは「更新コストの高さ」が大きな理由である。本措置により、当該弊害が解消されることから、「Connected Industries」による更なる産競争力の強化に有効である。また、セキュリティ製品等についても、同様に「ストの高さ」が導入を拒む大きな理由となっており、本措置で企業のセキュリィ対策コストを低減することで、民間企業によるセキュリティ対策強化の促進・果が見込まれる。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対策である。 は 租税特別 措置等によるべき 安当性等 ② 他の支援 措置や義務付け等との役割 分担 ③ 地方公共 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間による、企業の設備投資を促し、企業間により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中が企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中が企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中が企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、企業間により、中が発売しませばない。				日本は米国に比べ、データの利活用が遅れている状況にある。例えば、「産
の源泉となっていく中、本措置により、企業のデータ利活用を強力に支援し、「Connected Industries」を実現することは非常に重要である。			果	
「Connected Industries」を実現することは非常に重要である。				
○「産業データ」を既に積極的に活用している企業の割合日本企業 16.4% 米国企業 41.0% イギリス企業 34.3% ドイツ企業 31.7% 《税収滅を是認するような効果の有無》 データ連携・高度利活用の弊害となっているレガシーシステムからの脱却・新が進んでいないのは「更新コストの高さ」が大きな理由である。本措置により、当該弊害が解消されることから、「Connected Industries」による更なる産競争力の強化に有効である。また、セキュリティ製品等についても、同様に「ストの高さ」が導入を拒む大きな理由となっており、本措置で企業のセキュリィ対策コストを低減することで、民間企業によるセキュリティ対策強化の促進・果が見込まれる。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対策は関係を表現当性等である。 「でのいたとは、全国対策が行き渡る税制措置を講ずることが適当である。 「本税特別、措置等によるべきを当性等との役割分担 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間が対理。 本述を表現している企業の割合し、企業的対理を表現した。 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間が対理。 本述を表現した。 本税制により、中心企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間が対理。 本述を表現した。 本述を表現した。 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間が対理。 本述を表現した。 本述を表現した。 本税制により、中心企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間が対理。 本述を表現した。 本述を表現しため、本述を表現した。 本述は、本述は、本述を表現した。 本述を表現しため、本述を表現した。 本述を表現しため、本述を表現した。 本述を表現しため、本述を表現した。 本述を表現しため、本述を表現した。 本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現した。 本述は、本述を表現した。 本述を表現しため、本述を表現した。 本述を表現しため、本述を表現した。 本述を表現しため、表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、表現しため、表現しため、本述を表現しため、表現しため、表現しため、表現しため、本述を表現しため、表現しため、表現しため、本述を表現しため、表				「Connected Industries」を実現することは非常に里安である。
○「産業データ」を既に積極的に活用している企業の割合日本企業 16.4% 米国企業 41.0% イギリス企業 34.3% ドイツ企業 31.7% 《税収滅を是認するような効果の有無》 データ連携・高度利活用の弊害となっているレガシーシステムからの脱却・新が進んでいないのは「更新コストの高さ」が大きな理由である。本措置により、当該弊害が解消されることから、「Connected Industries」による更なる産競争力の強化に有効である。また、セキュリティ製品等についても、同様に「ストの高さ」が導入を拒む大きな理由となっており、本措置で企業のセキュリィ対策コストを低減することで、民間企業によるセキュリティ対策強化の促進・果が見込まれる。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対策は関係を表現当性等である。 「でのいたとは、全国対策が行き渡る税制措置を講ずることが適当である。 「本税特別、措置等によるべきを当性等との役割分担 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間が対理。 本述を表現している企業の割合し、企業的対理を表現した。 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間が対理。 本述を表現した。 本税制により、中心企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間が対理。 本述を表現した。 本述を表現した。 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間が対理。 本述を表現した。 本述を表現した。 本税制により、中心企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間が対理。 本述を表現した。 本述を表現しため、本述を表現した。 本述は、本述は、本述を表現した。 本述を表現しため、本述を表現した。 本述を表現しため、本述を表現した。 本述を表現しため、本述を表現した。 本述を表現しため、本述を表現した。 本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現した。 本述は、本述を表現した。 本述を表現しため、本述を表現した。 本述を表現しため、本述を表現した。 本述を表現しため、表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、本述を表現しため、表現しため、表現しため、本述を表現しため、表現しため、表現しため、表現しため、本述を表現しため、表現しため、表現しため、本述を表現しため、表				 ~参考:「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究」(H29 総務省)
米国企業 41.0% イギリス企業 34.3% ドイツ企業 31.7% 《税収減を是認するような効果の有無》 データ連携・高度利活用の弊害となっているレガシーシステムからの脱却・ 新が進んでいないのは「更新コストの高さ」が大きな理由である。本措置により、当該弊害が解消されることから、「Connected Industries」による更なる産競争力の強化に有効である。また、セキュリティ製品等についても、同様に「ストの高さ」が導入を拒む大きな理由となっており、本措置で企業のセキュリィ対策コストを低減することで、民間企業によるセキュリティ対策強化の促進・果が見込まれる。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対人政策分割を表示される。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対人政策分割を表示される。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対人政策分割を表示される。 「本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間対力担 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間対力。				
イギリス企業 34.3% ドイツ企業 31.7%				日本企業 16.4%
ドイツ企業 31.7% 《税収減を是認するような効果の有無》 データ連携・高度利活用の弊害となっているレガシーシステムからの脱却・新が進んでいないのは「更新コストの高さ」が大きな理由である。本措置により、当該弊害が解消されることから、「Connected Industries」による更なる産競争力の強化に有効である。また、セキュリティ製品等についても、同様に「ストの高さ」が導入を拒む大きな理由となっており、本措置で企業のセキュリィ対策コストを低減することで、民間企業によるセキュリティ対策強化の促進:果が見込まれる。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対策の関係を受け、企業が関係である。 ② 他の支援措置や義務付け等との役割 分担 ② 地方公共 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に対して、企業では、2000年に、2000				
(税収減を是認するような効果の有無) データ連携・高度利活用の弊害となっているレガシーシステムからの脱却・ 新が進んでいないのは「更新コストの高さ」が大きな理由である。本措置により、当該弊害が解消されることから、「Connected Industries」による更なる産競争力の強化に有効である。また、セキュリティ製品等についても、同様に「ストの高さ」が導入を拒む大きな理由となっており、本措置で企業のセキュリィ対策コストを低減することで、民間企業によるセキュリティ対策強化の促進:果が見込まれる。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対し、公職が対象が行き渡る税制措置を講ずることが適当である。 要当性等 のの支援措置や義務付け等との役割 分担 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に				
データ連携・高度利活用の弊害となっているレガシーシステムからの脱却・ 新が進んでいないのは「更新コストの高さ」が大きな理由である。本措置により、当該弊害が解消されることから、「Connected Industries」による更なる産競争力の強化に有効である。また、セキュリティ製品等についても、同様に「ストの高さ」が導入を拒む大きな理由となっており、本措置で企業のセキュリティ対策コストを低減することで、民間企業によるセキュリティ対策強化の促進:果が見込まれる。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対し、よるべきとの役割が付け等との役割が担 の地方とは、中の支援による。 「他の支援によるできなが適当である。」 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中外企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中外企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中外企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中外企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中外企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに				ドイツ企業 31.7%
新が進んでいないのは「更新コストの高さ」が大きな理由である。本措置により、当該弊害が解消されることから、「Connected Industries」による更なる産競争力の強化に有効である。また、セキュリティ製品等についても、同様に「ストの高さ」が導入を拒む大きな理由となっており、本措置で企業のセキュリティ対策コストを低減することで、民間企業によるセキュリティ対策強化の促進、果が見込まれる。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対しまるべき。 妥当性等 で他の支援 措置や義務付け等との役割 分担 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に				《税収減を是認するような効果の有無》
り、当該弊害が解消されることから、「Connected Industries」による更なる産競争力の強化に有効である。また、セキュリティ製品等についても、同様に「ストの高さ」が導入を拒む大きな理由となっており、本措置で企業のセキュリティ対策コストを低減することで、民間企業によるセキュリティ対策強化の促進、果が見込まれる。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対策の関係を受け、とるべきという支援を関係している。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対策を支援を関係している。 「他の支援を関係を対象を関係を関係を対象を関係を関係を関係を関係を促進している。」 「本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間が表現します。 「ないのでは、全国が対象を対象を対象を対象を対象を対象を使じ、企業間が対象を使じ、企業間が表現します。 「ないるのでは、全国が対象を対象を対象を対象を使じ、企業間が表現します。」 「ないるのでは、全国が対象を使じ、企業間が表現します。」 「ないるのでは、全国が対象を使じ、企業間が表現します。」 「ないるのでは、全国が対象を使じ、企業間が表現します。」 「ないるのでは、全国が対象を使じ、企業間が表現します。」 「ないるのでは、全国が対象を使じ、企業間が表現します。」 「ないるのでは、全国が対象を使じ、企業間が表現します。」 「ないるのでは、全国が対象を使じ、企業間が表現します。」 「ないるのでは、ないるのでは、企業的対象を使じ、ないる、対象を使じ、ないる、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は				データ連携・高度利活用の弊害となっているレガシーシステムからの脱却・更
競争力の強化に有効である。また、セキュリティ製品等についても、同様に「ストの高さ」が導入を拒む大きな理由となっており、本措置で企業のセキュリィ対策コストを低減することで、民間企業によるセキュリティ対策強化の促進、果が見込まれる。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対策選集者である。 でから、大学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				新が進んでいないのは「更新コストの高さ」が大きな理由である。本措置によ
ストの高さ」が導入を拒む大きな理由となっており、本措置で企業のセキュリティ対策コストを低減することで、民間企業によるセキュリティ対策強化の促進:果が見込まれる。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対策選挙によるべきを受当性等を使他の支援を指置や義権での表表した。 「会社のでは、全国対策を持ている。」 「会社のでは、全国対策を持ている。」 「会社のでは、全国対策を持ている。」 「会社のでは、全国対策を持ている。」 「会社のでは、全国対策を対象を対象を対象を対象を表現している。」 「会社のでは、全国対策を対象を表現している。」 「会社のでは、全国対策を対象を表現している。」 「会社のでは、全国対策を対象を表現している。」 「会社のでは、全国対策を表現している。」 「会社のでは、会社のでは、全国対策を表現している。」 「会社のでは、会社のでは、全国対策を表現している。」 「会社のでは、全国対策を表現している。」 「会社のでは、会社のでは、全国対策を表現している。」 「会社のでは、会社のでは、全国対策を表現している。」 「会社のでは、会社のいいないるないないないないないないないないないないないないないないないないない				り、当該弊害が解消されることから、「Connected Industries」による更なる産業
イ対策コストを低減することで、民間企業によるセキュリティ対策強化の促進 果が見込まれる。 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国対 く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当である。 妥当性等 との他の支援 措置や義務付け等との役割 分担 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間が				
果が見込まれる。 和当性 ① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等 ②: 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担 ② 地方公共 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に				
10 相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等 ② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担 ② 地方公共 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に				
措置等に よるべき 妥当性等 ②: 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担 ③: 地方公共 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に				XX 32241000
よるべき 妥当性等 ② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担 ③ 地方公共 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に	10	相当性	① 租税特別	「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国遍
妥当性等 ② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担 ③ 地方公共 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間に				く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当である。
② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担 ③ 地方公共 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間込				
措置や義 務付け等 との役割 分担 ③ 地方公共 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間が		-		
務付け等との役割 分担 ③ 地方公共 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間が				
との役割 分担 ③ 地方公共 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間が				_
③ 地方公共 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間が				
		L	分担	
				本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間連
				携を進めていくことは、ITにより遠隔地同士を結ぶなど、これまでにない形で地
カする相 当性 方での先進的な事業展開をも生み出し、地方における雇用創出や企業の競				方での先進的な事業展開をも生み出し、地方における雇用創出や企業の競争
			自性	│ │ カ強化に寄与するものである。本措置は、こうした地域経済の発展につながる
ことから、法人税率に併せて法人住民税等についても同様の効果を適用する				 ことから、法人税率に併せて法人住民税等についても同様の効果を適用する
ことが相当である。				
11 有識者の見解 一		 有識者の見解		_
	11	有識者の		
12 前回の事前評価又は事 ―				
後評価の実施時期		前回の事	前評価又は事	_

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29経産09)

【基本情報】

制度名 (措置名)		先進的省工 (-)	ネ・再エネ投資促進税制の創	I.C.									
	平成27年度時点	-											
措置の内容	平成28年度税制改正以後	-											
	平成29年度税制改正以後	-											
政策目的	政策目的		【省エネルギー】 エネルギー>ツスにおいて掲げられた、最終エネルギー消費で平成42年度に原油換算で5,030万klの省エネ見通し実現するためには、徹底した省エネの推進が喫緊の課題。また、省エネ設備投資の増加により、省エネルギーの推進と 事業者の生産性向上の両立を促す。 「再生可能エネルギー】 FIT買取明問以後も基幹電源として再生可能エネルギーが根付いていために、FITに頼らない導入を進め、再エネの自立化と長期安定発電を促進する。										
ET/T +1451H		義務対象 努力義務対象											
評価対象税目	1	法人税	法人住民税 法人事業税										
関係条項	関係条項		【省エネルギー】 - 【再生可能エネルギー】措法第42条の5、第68条の10										
要望内容及び区分		平成42年度の「長期エネルギー需給見通し」(平成27年7月経済産業省決定)実現に向け、省エネ投資促進によるエネルギー効率改善及び再エネの更なる導入拡大を進めることが重要。そのため、 ①省エネ法と連動した大規模又は高度な省エネ取組に資する省エネ設備投資や、②再エネの自立化・長期安定化に資する投資を促進し、エネルギー利用の最適化・自給率向上を図る税制措置(特別 償却制度又は税額控除制度)を新設する。									区分	新設	
創設年度		-	- 過去の政策評価の実績 -										

₹/NC/JL					租税特	別措置等の適	加果態									租税特別	別措置等は	よって達成	しようする	目標とその実	 現状況	(効果)				
				(参考)				(参考)			(参考) 適用実態調査に	目標①「:	エネルギーミ	ックスに掲	げられた、各	部門の平原	成42年度	寺点における	省エネル	ギー目標()	原油換算	の実現」	(省エネル	ギー)		
		適用件数 (法人税·件))	適用実態調査における適用件数	(減収額 法人税・百万F	п)	適用実態調査に おける適用額の 上位10社割合	(地方法人二科	減収額 税·地方法人特別税·百万	ける租税特別措置 ごとの影響額(地	<u> </u>		産業部門	5				業務部門	ĺ				運輸部門		
				(法人税・件)				上位10社割台 (法人税·%)			方法人二税·地方法人特別税·百万円)	目標値	将来予測	実績	租特の直	目標		将来予測	実績	租特の直	目標		将来予測	実績	租特の直	目標
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績 実績÷特	^{将来予測} 実績	(万kl)	(万kl)) (i) (ii)	接的効果	達成度	(万kl)	(万kl)	X194	接的効果	達成度	(万kl)	(万kl)		接的効果	達成度
H23	-	ı	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	-	_	-	_	-	-	_	-	-	-	-	-	_
H24	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_		-	_	_	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_
H25	-	-	_	_	_	_	_	-	-	-		-	_	-	-	-	-	-	-	-	1	1	_	ı	-	-
H26	-	-	_	_	_	_	_	-	-	_		-	_	-	-	-	-	-	-	-	1	1	_	1	-	-
H27	-	-	_	_	_	_	_	-	-	_		-	_	-	-	-	-	-	-	-	1	1	_	ı	-	-
H28	_	1	_	_	_	_	_	-	-	-		-	_	_	-	-	-	-	-	-	1	1	_	1	-	-
H29	_	1	_	_	_	_	_	-	-	-		-	_	_	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-
H30	1,239	1	_	_	▲11,717.0	_	_	-	▲14,296.0	-		-	198.6	_	-	-	-	51	-	-	1	1	23	1	-	_
H31	1,239	1	_	_	▲11,717.0	_	_	-	▲14,296.0	-		-	198.6	_	-	-	-	51	-	-	1	1	23	1	-	-
H32	-	-	_	_	_	_	_	-	-	-		-	_	-	-	-	-	-	-	-	1	1	_	ı	-	-
H33	_	-	_	_	_	_	_	_	-	-		_	-	-	-	-	_	-	_	_	-	-	-	_	-	_
H34	-	_	_	_	_	_	_	_	-	-		_	_	-	-	-	_	-	_	_	-	-	_	_	-	_
H35~ /未定	-	_	_	_	_	_	_	_	-	-		1,042	_	-	_	-	1,226	-	-	_	1	1,607	-	-	-	_

【総括表の別紙】

												租税特	詩別措置等	手によってテ	達成しよ:	うする目標	とその実現	犬況(効果	果)											
	目標②「平	² 成42年度	のエネルキ	ドーミック フ	スにおける	再生可能	エネルギーの	の総発電電	力量に	らめる割合	合と発電電	力量を以っ	下のとおりと	:する」(拝	写生可能	エネルギー	.)													
	再エネ全体	: 22~24%₹	建度(2,366	5~2,515€	意kWh)	太陽光:7	7.0%程度(約6,400万k	W、749億	ikWh)	風力:1	.7%程度(約	勺1,000万k	W、182億i	:Wh)	地熱:1.0 [/] 億kWh)	~1.1%程度	(約140~15	5万kW、102		水力:8.8~ 939~981億		(約4,874~	4,931万k\		バイオマス:3 394~490億	3.7~4.6%程 kWh))	度(約602	2~728万日	«W、
	目標値	将来予測		租特の直 接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績		目標	目標値	将来予測	実績	租特の直接 的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
H24	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-		_	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-
H31	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-		-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	_
H32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
35~ 未定	2,366~2,515	-	-	-	-	749	-	-	-	-	182	-	-	-	-	102~113	-	-	-	-	939~981	-	-	-	-	392~490	-	-	-	-

-242- 【H29 経産09】

点検結果表

(行政機関名:経済産業省)

制度名	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設	
税目	法人税、法人住民税、法人事業税	
区 分	■新設 □拡充 □延長	

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】なし。 【経済産業省の補足説明】 -【点検結果】 なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数(平成30年度及び31年度の法人税)について、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

<大規模省エネ投資>の適用数について

定期報告データについては、省エネ法上規制の対象となっている特定事業者について毎年度、その年度のエネルギー使用量を報告する定期報告書の提出を求めているところ、その報告書を集計することで適用数の推計を行っている。

また、計算過程については原単位が 7%以上改善した事業者に関する個々の情報が含まれるため、言及は控えさせて頂きたい。

<連携省エネルギー取組:工場・物流>の適用数について

計算式及び計算に用いた数値については、工場部分については省エネ補助金における複数事業者による工場間一体省エネルギー事業の個別案件情報、物流部分については個別企業が特定される情報が含まれるため、言及は控えさせて頂きたい。

<再生可能エネルギー>の適用数について

適用可能件数(補助金件数及び認定件数等の合計)から各設備における要件等の適用 割合を用いて件数を絞り込み、適用見込み件数を算出しております。

平成 28 年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定件数:太陽光 238 件固定価格買取制度の認定を受けて平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月末までに稼動した再生可能エネルギー発電設備のうち出力要件を満たす件数:風力 10 件、中小水力 45 件、地熱 1 件、バイオメタンガス 29 件、木質バイオマス 10 件

※地方公共団体等を除く

【点檢結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額(平成30年度及び31年度の法人税住民税及び法人事業税)が税目ごとに 予測されていない。
- ② 将来の減収額(平成30年度及び31年度の法人税)の算定根拠について、「適用数に係

る特別償却利用投資額に特別償却比率30%と法人税率23%をそれぞれ乗じた金額を算出」と説明されているが、"特別償却利用投資額"の数値及びその出典が明らかにされていない。

③ 将来の減収額(平成30年度及び31年度の法人税)について、「法人税率23%をそれぞれ乗じた金額を算出」と説明されているが、法人税率に誤りがある。

【経済産業省の補足説明】

<省エネルギー>

- ① 法人住民税及び法人事業税については下記のとおり。
 - (1) 法人住民税

70.51 (億円) ×0.129=9.10 (億円)

(2) 法人事業税

法人税減収額を法人税率で割り戻して算出した課税標準は、

70.51÷0.232=303.92 (億円)

本税制は企業の規模に関わらず活用できるため、外形及び外形外法人に適用される 場合の税率を用いて試算すると、

法人事業税所得割(収入割)の減収額が

303.92×0.055=16.72 (億円)・・・①

地方法人特別税の減収額が

16.72×3.491=58.37 (億円)・・・②

法人事業税(付加価値割)の減収額が

303.92×0.0061=1.85 (億円)・・・③

- ①、②、③の合計として、16.72+58.37+1.85=76.94(億円)
- ② 特別償却利用投資額の数値及び根拠については<大規模省エネ投資>においては 特定事業者の平均年間エネルギー使用量や平均原単位改善率、<連携省エネルギー 取組:工場>においては、省エネ補助金における複数事業者による工場間一体省エネ ルギー事業の個別案件情報、<連携省エネルギー取組:物流>についてはヒアリング 結果等の個社が特定される情報が含まれるため、言及は控えさせて頂きたい。
- ③ 法人税率については23.2%に修正を行う。他方で、減収額試算については法人税率 23%×特別償却比率30%=約7%の減収効果で試算を行っているため、減収額の修正は 生じない。

<再生可能エネルギー>

- ① 法人住民税及び法人事業税については下記のとおり。
 - (1) 法人住民税

46.66 (億円) ×0.129=6.02 (億円)

(2) 法人事業税

法人税減収額を法人税率で割り戻して算出した課税標準は、

46.66÷0.232=201.12 (億円)

本税制は企業の規模に関わらず活用できるため、外形及び外形外法人に適用される場合の税率を用いて試算すると、

法人事業税所得割(収入割)の減収額が

201.12×0.055=11.06 (億円)・・・①

地方法人特別税の減収額が

11.06×3.491=38.61 (億円)・・・②

法人事業税(付加価値割)の減収額が

201.12×0.0061=1.23 (億円)・・・③

- ①、②、③の合計として、11.06+38.61+1.23=50.9 (億円)
- ③ 再生可能エネルギー部分の法人税の減収額は法人税率 23.2%にて減収額の試算を 行っているため、減収額の修正は生じないが、地方税については法人税率 23%にて減 収額の試算を行っているため、上記①のとおり修正。

【点檢結果】

- ①・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

<省エネルギー>に係る措置の効果

- ① 達成目標(エネルギーミックスに掲げられた、各部門の平成42年度時点における省エネルギー目標(原油換算)の実現。※数値目標は省略)に対する将来の効果について、その算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ② 将来の直接的な効果 (平成30年度及び31年度) について、他の政策手段、経済情勢等、 他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に 直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

<再生可能エネルギー>に係る措置の効果

- ③ 達成目標(平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量を以下のとおりとする。※数値目標は省略)に対する将来の効果について、「設備の利用率向上、系統制約対策を支援し、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電を推進することができる。また、システムコストの大幅削減が見込め、FITに頼らない自立的普及につながり、国民負担の抑制や長期安定的な発電事業の環境整備に資する」と説明されているが、定量的に予測されていない。
- ④ 達成目標に対する将来の効果(設備の利用率向上、系統制約対策を支援し、再生可能 エネルギーの自立化・長期安定発電を推進することができる。また、システムコストの 大幅削減が見込め、FITに頼らない自立的普及につながり、国民負担の抑制や長期安定 的な発電事業の環境整備に資する)の寄与について、どのように達成目標に寄与するの か明らかにされていない。
- ⑤ 将来の直接的な効果 (平成30年度及び31年度) について、他の政策手段、経済情勢等、 他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に 直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- <省エネルギー>に係る措置の効果
- ① 達成目標に対する将来の効果について算定根拠については、各社の企業秘密を含む 特別償却利用投資額を数値の一部に使用しているため、言及は控えさせて頂きたい。
- ② 政策目標達成に向けて、省エネ法による規制措置、補助金等の予算措置や研究開発 等、様々な政策ツールを動員しており、他の要因の影響を除く租税特別措置等のみによ る達成目標の実現状況を予測することは困難である。

<再生可能エネルギー>に係る措置の効果

- ③ 本税制の達成目標の一つである再生可能エネルギーの導入については、2030 年度に 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合を 22~24%としている。再生可能エネ ルギーの導入拡大に向けて、固定価格買取制度を始めとして、補助金や研究開発等の 様々な政策ツールを動員して進めているところ。そのため、他の要因の影響を除く租税 特別措置等のみによる達成目標の実現状況を予測することは困難。
- ④ 再生可能エネルギー設備については、市場形成が始まったばかりであり、設備単価が依然として高いことから、本税制にて、資本費一定以下の要件を満たす設備の導入など初期投資コストの低下を図り、一層の設備導入を促すことで目標達成に寄与する。また、系統安定化・メンテナンス高度化設備の同時設置や熱電併給の要件を満たすエネルギー効率、設備利用率の高い設備の導入を促し、導入量(kW)だけでなく、発電電力量(kWh)の増加を図ることで目標達成に寄与する。
- ⑤ 本税制の達成目標の一つである再生可能エネルギーの導入については、2030 年度に 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合を22~24%としている。再生可能エネ ルギーの導入拡大に向けて、固定価格買取制度を始めとして、補助金や研究開発等の

【H29 経産09】

様々な政策ツールを動員して進めているところ。そのため、他の要因の影響を除く租税 特別措置等のみによる達成目標の実現状況を予測することは困難。

【点検結果】

- ①~③・⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 「本税制にて、資本費一定以下の要件を満たす設備の導入など初期投資コストの低下を図り、一層の設備導入を促すことで目標達成に寄与する」、「系統安定化・メンテナンス高度化設備の同時設置や熱電併給の要件を満たすエネルギー効率、設備利用率の高い設備の導入を促し、導入量(kW)だけでなく、発電電力量(kWh)の増加を図ることで目標達成に寄与する」との説明では、達成目標に対する寄与の程度が具体的に明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(3)、(5)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

-244- 【H29 経産09】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	1111	(代付が旧世寺に体る以来の争削計画者
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設
2	対象税目	(法人税:義)(国税 27)
		(法人住民税、法人事業税:義)(地方税35)
		【新設·拡充·延長】
3	租税特別措置等の内容	
		平成 42 年度の「長期エネルギー需給見通し」(平成 27 年 7 月経済産業省決
		定。以下「エネルギーミックス」という。)実現に向け、省エネ投資促進によるエ
		ネルギー効率改善及び再エネの更なる導入拡大を進めることが重要。そのた
		め、①省エネ法と連動した大規模又は高度な省エネ取組に資する省エネ設備
		投資や、②再エネの自立化・長期安定化に資する投資を促進し、エネルギー
		利用の最適化・自給率向上を図る税制措置を新設する。
		具体的には、以下のとおり、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。
		【省エネルギー】
		(1)対象者
		年間 1,500kl (原油換算) 以上のエネルギーを使用し、「エネルギーの使用
		の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)において規制対象となっている。
		ている事業者(以下「特定事業者」という。)や、年間 3,000 万トンキロ以上を輸送し、省エネ法において規制対象となっている荷主(以下「特定荷主」という。)
		とし、自エイムにおいて成門対象となりている何王(以下)行足何王]こいり。/ 等。
		(2)対象要件と支援措置の内容
		特定事業者による大規模な省エネ設備投資や、複数事業者が連携して実
		施する高度な省エネ取組(先端的な省エネ設備投資、物流効率化に資するシ
		ステム構築等)に資する省エネ設備投資について、特別償却(30%(初年度))、
		又は税額控除(7%)を適用可能とする。
		(3)具体的対象設備
		高効率誘導加熱装置、高効率ボイラー、省エネ型定置式坩堝(るつぼ)炉
		設備、省エネ油圧ジャンボプレス機、コジェネレーション設備、出荷状況管理シ
		ステム、受発注管理システム等
		【再生可能エネルギー】
		(1)対象者
		以下の(2)の要件に従い、(3)の再生可能エネルギー設備、又は付帯的
		設備を導入する者。
		(2)対象要件と支援措置の内容
		税制の適用期間内に取得・建設し、その日から1年以内に事業の用に供
		した場合、事業を開始した日を含む事業年度において、特別償却(30/100)、
		又は税額控除(4%)を適用可能とする。 (3)具体的対象設備
		以下の再エネの自立化や長期安定発電の促進に資する一定の要件を満た
		す設備、及び付帯的設備(全ての発電設備について、自営線は対象とする)。
		①太陽光発電設備(10kW 以上)
		<下記要件を満たすもの>
		・固定価格買取制度の認定を受けていないもの
		<付帯的設備>
		·蓄電池

※ 修繕及び増設のためにパネルや PCS 等を交換及び増設した場合、これも適用対象とする。

②風力発電設備(1万 kW 以上)

<下記要件を満たすもの>

・系統安定化・メンテナンス高度化に資すると認められる設備を合わせて

入するもの

<付帯的設備>

- ・系統安定化・メンテナンス高度化に資すると認められる設備
- ※ 既存の発電設備に上記設備を設置した場合も含む
- ③中小水力発電設備(3万kW未満)

<下記要件を満たすもの>

・kW あたりの資本費が以下を満たすもの

200kW 未満・・・272 万円/kW 以下

200kW 以上 1,000kW 未満・・・109 万円/kW 以下

1,000kW 以上 3 万 kW 未満···39 万円/kW 以下

④木質バイオマス発電設備(2万kW未満、木質バイオマス燃料の年間利用率80%以上と見込まれるもの)

<下記要件のいずれかを満たすもの>

- ・年間稼働率 80%以上と見込まれるもの
- ·kW あたりの資本費一定以下

2,000kW 未満・・・62 万円/kW 以下

2,000kW 以上 2 万 kW 未満・・・41 万円/kW 以下

・熱電併給(発電設備及び熱供給設備を同時に新設)の場合

- <付帯的設備>
- •熱供給設備
- •燃料製造設備
- ⑤バイオマス利用メタンガス発電装置

<下記要件を満たすもの>

- ・熱電併給(発電設備及び熱供給装置を同時に新設)の場合
- <付帯的設備>

·原料受入·前処理設備

- ⑥木質バイオマス熱供給装置(160GJ/h 未満、木質バイオマス燃料年間利用率 80%以上と見込まれるもの)
- <下記要件のいずれかを満たすもの>
- ・装置の熱効率 80%以上と見込まれるもの
- ・熱電併給(発電設備及び熱供給設備を同時に新設)の場合

<付帯的設備>

- •発電設備
- ▪燃料製造設備
- ⑦地熱発電設備(1,000kW 以上)
- <下記要件を満たすもの>
- ・年間発電時間利用率 80%以上と見込まれるもの

《関係条項》

【省エネルギー】

_

【再生可能エネルギー】

		法人税(租税特別措置法第42条の5、第68条の10、施行令第27条の5、第
		39条の40)
		所得税(租税特別措置法第10条の2、施行令第5条の4)
4	担当部局	【省エネルギー】
		資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
		 【再生可能エネルギー】
		資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期: 平成 29 年 8 月
	対象期間	分析対象期間:平成 30 年度~31 年度
6	租税特別措置等の創設	=
	年度及び改正経緯	
7	適用又は延長期間	2 年間(平成 30 年度~31 年度)
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその	【省エネルギー】
	根拠	エネルギーミックスにおいて掲げられた、最終エネルギー消費で平成 42 年
		度に原油換算で 5,030 万 kl の省エネ見通し実現するためには、徹底した省エ
		ネの推進が喫緊の課題。また、省エネ設備投資の増加により、省エネルギー
		の推進と事業者の生産性向上の両立を促す。
		【再生可能エネルギー】
		エネルギーミックスでは、平成 42 年度の電源構成における再生可能エネル
		ギーの割合を22~24%とするという目標が掲げられた。それを実現すべく、法
		律、規制、予算、税など必要な施策措置を講じていくことが求められている。
		再生可能エネルギー導入拡大策のうちFIT制度については、太陽光に偏った
		導入の是正やコスト効率的な導入を進める観点等から、平成 28 年5月にFIT
		法を改正、平成 29 年4月から改正法が施行されており、この中で複数年度価
		格や中長期的な価格目標の設定を可能とし、再エネの最大限の導入拡大と国 民負担抑制の両立を達成することを目指すこととしている。
		また、我が国においてFIT買取期間以後も基幹電源として再生可能エネルギ
		一が根付いていくためには、FITに頼らない導入が進むことで、再エネの自立
		化と長期安定発電の促進することが重要であり、その環境を今から整備してい
		く必要がある。
		《政策目的の根拠》
		【省エネルギー】
		〇長期エネルギー需給見通し(平成 27 年 7 月経済産業省決定)
		「産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門において、技術的にも可能で現実
		的な省エネルギー対策として考えられ得る限りのものをそれぞれ積み上げ、最 終エネルギー消費で5,030万 kl 程度の省エネルギーを実施することによって、
		平成 42 年度のエネルギー需要を 326 百万 kl 程度と見込む。」
		〇未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月閣議決定)
		「規制と支援の両面で事業者の省エネを促進する。経営層による省エネ投資
		判断、省エネ法の定期報告データ等のオープン化、複数事業者が連携した取
		組(スマート工場等のデータ連携、廃熱マッチング、貨物輸送事業者と荷主の
		連携強化等)、省エネノウハウを有する民間企業による中小企業の省エネ支援。エネルギール声声業者の特報提供等を保護する。
		援、エネルギー小売事業者の情報提供等を促進する施策の検討を本年度中

	に進める。」
② 政策体系 における	【再生可能エネルギー】 〇長期エネルギー需給見通し(平成 27 年 7 月経済産業省決定) 「重要な低炭素の国産エネルギー源である再生可能エネルギーについては、 平成 25 年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していくこととしており、我が国の自然条件等を踏まえつつ、各電源の個性に応じた再生可能エネルギーの最大限の導入を行う観点から、自然条件によらず安定的な運用が可能な地熱・水力・バイオマスにより原子力を置き換えることを見込む。」 エネルギー・環境 新エネルギー・省エネルギー
政策目的 の位置付 け	
③ 達成目標の実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【省エネルギー】 エネルギーミックスに掲げられた、各部門の平成 42 年度時点における省エネルギー目標(原油換算)の実現。 産業部門:1,042 万 kl 業務部門:1,226 万 kl 運輸部門:1,607 万 kl 【再エネルギー】 平成 42 年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量を以下のとおりとする。 再エネ全体:22~24%程度(2,366~2,515 億kWh) 太陽光:7.0%程度(約 6,400 万 kW、749 億kWh) 風力:1.7%程度(約 1,000 万 kW、749 億kWh) 地熱:1.0~1.1%程度(約 140~155 万 kW、102~113 億kWh) 水力:8.8~9.2%程度(約 4,874~4,931 万 kW、939~981 億kWh) バイオマス:3.7~4.6%程度(約 602~728 万 kW、394~490 億kWh) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 【省エネルギー】
	エネルギーミックスにおいて掲げられた、最終エネルギー消費で平成 42 年度に原油換算で5,030 万 kl の省エネ見通しを実現するためには、徹底した省エネの推進が喫緊の課題。 エネルギー消費量の大きな割合を占めるものの、省エネ対策の進捗が遅れている産業・業務部門については、LED 機器の導入のような投資判断が容易な投資で進む省エネ取組は進む一方、生産設備など大規模投資による省エネ取組が道半ばであり、投資促進が重要。 また、サプライチェーン上などで複数事業者が連携して行う新たな省エネ取組が増加している。現行省エネ法では事業社単位の取組を評価しているが、こうした新たな省エネ取組を促進することが重要。 さらに、運輸部門では、Eコマース拡大による再配達の増加など、エネルギー需要の増加にもつながる課題が顕在化しており、Eコマース事業者を含め、物流に関係する事業者間の連携を制度的に担保し、物流の効率化による省エネを促進することが重要。

-246- 【H29 経産09】

		これらに対して、規制的措置により事業者の省エネ取組を加速するため、次期臨時国会において省エネ法の改正を予定しているところ、規制的措置により取組を進める事業者に対して税優遇措置を講じることによってその実施を促進する。 【再エネルギー】 再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減に大きく寄与する。しかしながら、他電源と比較して導入初期の設備投資や工事負担金の支払い等の導入コストが高く、また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合が多いことや、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しないなどリスクが大きいことが導入拡大に向けた大きなハードルとなっている。そのため、本税制措置によって、再生可能エネルギー発電設備導入時のキャッシュフローを改善し、リスクを低減させることは有効な手段である。
		※固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の設備 導入量(資源エネルギー庁調べ) 平成 26 年度の導入量 1,157.2 万 kW 平成 27 年度の導入量 967.8 万 kW 平成 28 年度の導入量 695.8 万 kW
9 有等	 ① 適用数等	【省エネルギー】 平成30年度、31年度ともに以下のとおり。 ・大規模省エネ投資 適用件数:特定事業者707者/年(見込み) 推計方法:原単位が7%以上改善している特定事業者を定期報告データより 算出。 ・連携省エネルギー取組 〈工場〉 適用件数:40件/年(見込み) 推計方法:エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の工場間一体省エネルギー事業の実績を参考に、複数事業者間において行われる連携省エネルギー事業の規模及び実施件数を試算。 〈物流〉 適用件数:220件/年(見込み) 推計方法:荷主規制の適正化により、省エネ法の規制対象である特定荷主が増加することを踏まえ、現在規制対象となっている特定荷主における普及割合と同程度の割合でシステム投資が進むと仮定して試算。 【再生可能エネルギー】 平成30年度、31年度ともに以下のとおり。 適用件数:272件(見込み) 推計方法:適用可能件数(太陽光発電設備については、平成28年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数、その他の発電設備については、固定価格買取制度の認定を受けて平成28年4月から平成29年3月末までに稼働した再生可能エネルギー発電設備の件数、木質バイオマス熱供給装置は林野庁試算の件数)のうち、38.5%※の適用があるものとして推計し、そこからさらに各設備の要件を満たす割合で絞り込み、適用件数を算出。

		※平成 27 年度に実施した税制活用状況アンケート調査結果により、38.5%と推計(即時償却を利用する者(43%)の半分と、特別償却 30%を利用する者(11%)、税額控除を利用する者(6%)の3者の合計)。 参照:平成 27 年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)
2	減収額	【省エネルギー】 平成30年度、31年度ともに以下のとおり。 ・大規模省エネ投資 4,801百万円/年(見込み) ・連携省エネルギー取組 <工場> 1,236百万円/年(見込み) <物流> 1,014百万円/年(見込み) 試算方法:上記適用数に係る特別償却利用投資額に特別償却比率30%と法人税率23.2%をそれぞれ乗じた金額を算出。
		[再エネルギー] 平成30年度、31年度ともに以下のとおり。 4.666百万円/年(見込み) 試算方法:上記適用数に係る特別償却利用投資額に特別償却比率30%と法 人税率23.2%をそれぞれ乗じた金額を算出。
3	効果·税収 減是認効 果	《効果》 【省エネルギー】 平成30年度、31年度ともに以下のとおり。 ・大規模省エネ投資 省エネ量 198.60万 kl/年 ・連携省エネルギー取組 く工場> 省エネ量 50.97万 kl/年 〈物流〉 省エネ量 22.84万 kl/年 【再生可能エネルギー予電設備及び付帯的設備について、特別償却・税額控除により導入初期負担の軽減を税制措置により講じることで、設備の利用率向上、系統制約対策を支援し、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電を推進することができる。また、システムコストの大幅削減が見込め、FITに頼らない自立的普及につながり、国民負担の抑制や長期安定的な発電事業の環境整備に資する。 《税収減を是認するような効果の有無》 【省エネルギー】 省エネ設備投資に租税優遇措置を設け、初年度の税負担を縮小することで設備投資を促進し、エネルギー消費効率の改善を通して、我が国全体の徹底した省エネ取組を推進する。

[H29	経	産	09

				【再生可能エネルギー】 本税制措置により、再生可能エネルギー設備における導入初期のキャッシュフロー改善を行うことで事業リスクの低下と再投資の拡大を図るとともに、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電につながる設備の積極的な普及を通じて、エネルギーミックスの水準実現と再エネの中長期的な自立化・長期安定発電の達成に寄与する。また、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起こし地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献し、地域でのエネルギー安定供給に寄与するものである。以上から、税収減減を是認する効果があると見込まれる。
10	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	【省エネルギー】 省エネ設備投資については、同機能を有する他の設備投資と比較し、設備 価格が高価となり、その差分については、省エネ設備導入によるエネルギーコ ストの削減によって投資回収を行うこととなるため、投資回収期間が一般的な 設備投資と比較し長期となる傾向がある。そのため、省エネ設備投資につい て、事業者の経営判断における優先度が相対的に低下するため、租税優遇措 置によって後押しを行うことは効果的。 【再生可能エネルギー】
				再生可能エネルギー設備導入、メンテナンス高度化設備導入、系統制約の 克服に資する支援は、広く事業者全般を対象とするもので、特定業界や個別 企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進めることがで き、適切である。
		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割	【省エネルギー】 〇平成 29 年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金のうち、エネルギー使用合理化等事業者支援事業
			分担	本事業については、省エネ効果の高い設備の更新を条件とするが、本要望では省エネ効果の高い設備の新設を中心に租税優遇措置を設ける。加えて、複数事業者が連携した省エネ取組は、異なる事業者間での連携調整・設備投資判断等が必要であり、補助金の公募時期と事業者の設備投資タイミングに乖離が生じることもあることから、税制措置を講じることで、補助金の公募期間外も含め、事業者の省エネ投資を強力に促進することとする。
				【再生可能エネルギー】 〇環境・エネルギー対策貸付(財政投融資) 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、再生可能エネルギー 設備等の導入に必要な資金の低金利融資の政策的支援を行うことで、資金確 保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。
				○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(制度) 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社 が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素 が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。
				〇再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税) 固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、 課税標準を、以下の価格に軽減するもの。 ・自家消費型太陽光発電設備、風力発電設備: 課税標準となるべき価格の

	1		2/3
			・中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備:課税標準となるべ
			き価格の 1/2
			│ ○平成29年度地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助
			金(再生可能エネルギー熱事業者支援事業)
			本税制は補助金との併用を認めらないこととするため、補助金と本税制とで
			対象設備が重複することはない。本税制措置と固定価格買取制度との関係で
			は、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は導入初期、導入後のメ
			ンテナンスにかかる税負担の軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされ
			ている。
		③ 地方公共	_
		団体が協	
		力する相	
		当性	
-11	有識者の)見解	_
12	前回の事前評価又は事		_
	後評価の実施時期		

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29経産10)

【基本情報】

制度名 (措置名)		中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設 (-)													
	平成27年度時点	-													
措置の内容	措置の内容 平成28年度税制改正以後		-												
	平成29年度税制改正以後	-	-												
政策目的	政策目的		の事業承継を	け一層の円滑の	こ行える環境を	整えることにより)、経営者の高i	齢化や後継者	不足を原因とし	た廃業を減少さ	せ、優良な経営	営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続	続を支援し、	地域経済·雇	用の維持・活
評価対象税目		義務対象			努力義務対象										
a干1叫×リ多×1九日		法人税	法人住民税	法人事業税											
関係条項		-													
要望内容及び区分		今後5年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約60万社にのぼる。うち半数以上が後継者未定となっており、現状を放置すると、中小企業等の廃業により多くの雇用が 失われ、GDPを押し下げる可能性があるため、早期の事業承継を促していく施策を講ずる。								新設					
創設年度		-	過去の政策	評価の実績	-								•		

₹/NGJLI		租税特別措置等の適用実態														租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)						
				(参考) 適用実態調査における適用件数	(法人税·百万円)			(参考) 適用実態調査に おける適用額の	(地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			適用実態調査にお ける租税特別措置 ごとの影響額(地 方法人二税・地方 法人特別税・百万	円滑な事業承組	票「中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた 滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の 続を図り、地域経済の活力維持を実現する」								
	(本人仇"针)		(法人税·件)	上位10社割合 (法人税・%)				目標値					将来予測	実績	租特の直	目標 達成度						
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	将来予測 実績 実績÷将来予測		実績				接的効果						
H23	_	-	-	_	_	-	-	_	-	_	_	_	_	_	-	-	I					
H24	_	_	_	_	_	_	ı	_	-	_	_	_	-	_	_	I	1					
H25	-	-	_	_	_	-	ı	-	-	_	_	_	-	1	-	1	ı					
H26	-	_	-	_	-	_	-	-	-	_	_	-	-	-	_	-	-					
H27	-	_	_	_	-	_	-	_	-	_	_	-	-	_	_	_	_					
H28	-	_	_	_	-	_	-	_	-	_	_	-	-	-	_	-	-					
H29	-	-	_	_	-	-	-	_	_	_	_	-	_	-	-	-	_					
H30	不明	-	_	_	不明	-	-	_	不明	_	_	-	不明	不明	-	-	_					
H31	不明	_	_	_	不明	_	-	_	不明	_	_	-	不明	不明	-	_	-					
H32	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	-	_	_	-	_	-					
H33	-	_	-	_	-	_	-	_	-	-	_	-	_	_	-	_	-					
H34	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_					
H35~ /未定	_	_	-	_	_	_	-	_	-	_	_	-	_	-	=	-	-					

点検結果表

(行政機関名:経済産業省)

制度名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	■新設 □拡充 □延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。

【経済産業省の補足説明】

法律(中小企業等経営強化法の改正を予定)に基づき作成する計画の認定を受けた場合に軽減措置を受けることができるよう検討しており、達成すべき水準や時期については、 法改正の内容を踏まえて試算する必要があるものの、改正内容は現時点で固まっていない ことから、具体的にお示しすることは困難。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

将来の適用数が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

法律(中小企業等経営強化法の改正を予定)に基づき作成する計画の認定を受けた場合 に軽減措置を受けることができるよう検討しており、将来の適用数については法改正の内 容を踏まえて試算する必要があるものの、改正内容は現時点で固まっていないことから、 具体的にお示しすることは困難。

【点檢結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

法律(中小企業等経営強化法の改正を予定)に基づき作成する計画の認定を受けた場合に軽減措置を受けることができるよう検討しており、減収額については法改正の内容を踏まえて試算する必要があるものの、改正内容は現時点で固まっていないことから、具体的にお示しすることは困難。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

法律(中小企業等経営強化法の改正を予定)に基づき作成する計画の認定を受けた場合に軽減措置を受けることができるよう検討しており、達成目標に対する将来の効果は法改正の内容を踏まえて記載する必要があるものの、改正内容は現時点で固まっていないことから、具体的にお示しすることは困難。法改正は中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現することに資する法改正となるよう検討中。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

-250- 【H29 経産10】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		ががかけられている。						
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創						
	忸怳特別拍直寺の名称	設						
2	対象税目	(国税 28・地方税 37 (自動連動))						
		(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)						
		【新設・拡充・延長】						
3	租税特別措置等の内容	《内容》						
	•	今後 5 年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の						
		経営者は約60万社にのぼる。うち半数以上が後継者未定となっており、現状						
		を放置すると、中小企業等の廃業により多くの雇用が失われ、GDPを押し下げ						
		る可能性。						
		そのため、早期の事業承継を促していく施策を講じる必要がある。、						
		事業承継にあたり、親族以外に事業承継(売却、M&A)し、経営資源						
		の統合や知見を持った経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチ						
		ェーンや地域経済の活力維持、発展に繋がっているケースも近年増加						
		しつつある。						
		また、他企業や親族外経営者等に経営を引き継ぐ場合、ファンドから出資を						
		受けた後に事業承継を行う場合に生じる以下の税負担を軽減することにより、						
		事業承継の円滑化を図る。						
		予末が確め11月10と四つ。						
		 ①株式、事業の譲渡益に係る税負担の軽減						
		②事業譲渡等により生じる資産の移転等に係る税負担の軽減						
		③一定の要件を満たすファンドからの出資を受けた際の中小企業者要件の緩						
		和 						
		// PB (* / / * ** * * * * * * * * * * * * * *						
		《関係条項》						
4	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課						
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期:平成 29 年8月 分析対象期間:平成 25 年~平成 31 年						
	対象期間							
6	租税特別措置等の創設	_						
	年度及び改正経緯							
7	適用又は延長期間	平成 31 年度末まで						
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》						
	等 及びその	親族以外への事業承継をより一層の円滑に行える環境を整えるこ						
	根拠	とにより、経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少さ						
		せ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支 援し、地域経済・雇用の維持・活性化を図る。						
		man a community of the community						

《政策目的の根拠》

今後5年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約60万人にのぼる。うち半数以上が後継者未定となっており、現状を放置すると、中小企業等の廃業により多くの雇用が失われ、GDPを押し下げることとなるため、次世代への経営引き継ぎは喫緊の課題。

経営者の年齢が若いと売上高が増加する傾向があることから、次世代への経営引き継ぎは、地域経済・雇用の維持・活性化にも繋がる。

こうした背景を踏まえ、事業承継施策の推進等は未来投資戦略 2017 等の政府決定にも明記されているところ。

事業承継にあたり、親族以外に事業承継(売却、M&A)し、経営資源の統合や 知見を持った経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済 の活力維持、発展に繋がっているケースも近年増加しつつある。

また、後継者が不在のため事業承継が行えない、新事業等への投資余力がないために事業の継続をためらうといった課題を抱える中小企業等にとって、ファンドが一時的に出資し、収益力を強化した上で、従業員や第三者等に引き継ぐことも有用な手段。

こうした多様な手法を用いて事業の再編・統合が活発に行われるインセンティブを与えることにより、次世代への経営引継ぎを加速させることが必要不可欠。

「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月 9 日)

Ⅲ 地域経済好循環システムの構築

- 1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上
- ii) 金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上 や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝等の促進
- ・今後5年程度を事業承継の集中実施期間とし、従来の事業承継支援 に加えて、早期・計画的な事業承継準備(プレ支援)、事業承継を 契機とした後継者等による経営革新等への支援(ポスト支援)に取 り組む。

新たに分かりやすい事業承継診断手法を導入し、年間5万件の診断を行うなど施策を抜本強化し、事業引継ぎ支援センターの支援を通じた M&A 等の成約件数の年間2,000 件を目指す(直近の約5倍)。また、多様化する中小企業・小規模事業者の事業承継の実態を踏まえ、事業承継税制等の効果を検証しつつ、引き続き、事業承継関連制度における対応等について検討する。さらに、地域としての成長性の確保を図るため、地域における中小企業・小規模事業者の事業統合・再編等の効果的な連携について、必要な方策の具体化に向けた検討を行い、本年内に結論を得る。

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日)

- 4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援
- (3) 中堅・中小企業・小規模事業者支援

地域経済の主役である中堅・中小企業・小規模事業者が経営強化を 図り、引き続き、地域経済を牽引していくため、きめ細かな取組を行 う。

				多様な人材掘り起し等による人手不足や働き方改革への対応、集中 実施期間を設けた上での事業承継施策の推進や統合・再編の枠組みの 検討及び副業・兼業の推進を含む創業支援を進める。
		-	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
		3	達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置は、中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを 通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の 事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今後5年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者 の経営者は約60万人にのぼる。うち半数以上が後継者未定となっており、現 状を放置すると、中小企業等の廃業により多くの雇用が失われ、GDPを押し下 げることとなってしまう。 本措置により、後継者不足等で廃業をする可能性のある事業者に対して、課 税負担を軽減することで、事業再編等を通じてその事業の存続を図るものであ り、地域経済・雇用の維持・活性化に繋がることとなる。
9	有効性	1	適用数等	精査中
	等	2	減収額	精査中
		3	効果·税収 減是認効 果	《効果》 中小企業者・小規模事業者の事業再編等を通じた活力の維持・成長に向けた取組を行うものに対して、その課税負担を軽減するものであり、当該措置は有効である。
				《税収減を是認するような効果の有無》 本措置は後継者不足等で廃業をする可能性のある事業者に対して、課税負担を軽減することで、事業再編等を通じてその事業の存続を図るものであり、地域経済・雇用の維持・活性化のために必要な措置である。
10	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	中小企業経営者の円滑な事業承継という政策目標を達成するには、中小企業の全て(約380万者)に政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。
			他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	中小企業の事業承継支援ための事業再編等に対する支援措置は他にない。
		3	地方公共団体が協力する相当性	今後5年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約60万人にのぼる。うち半数以上が後継者未定となっており、現状を放置すると、中小企業等の廃業により多くの雇用が失われ、地域経済にも多く打撃を与えることとなるため、それを未然に防ぐための本措置は地域の経済の活性化・雇用に資する。
11	有識者の)見	解	_

12	前回の事前評価又は事	_
	後評価の実施時期	

(評価実施府省:経済産業省)

〈平成30年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29経産11)

【基本情報】

制度名 (措置名)															
	平成27年度時点		中小企業者等が少額減価償却資産(取得価額が30万円未満であるもの)の取得等をした場合には、取得価額の全額について損金算入ができる。ただし、少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その合計額 55300万円に達するまでの取得価額の合計額を限度とする。												
措置の内容	平成28年度税制改正以後	対象法人を	対象法人を中小企業者等のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に限定												
	平成29年度税制改正以後	従前どおり	従前どおり												
政策目的		中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担3重要な存在である。平成30年10月には消費税率の再引上げ及び軽減税率の導入が予定されている中で、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向 上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。													
京本++会社に		義務対象			努力義務対象										
評価対象税目	i	法人税	法人住民税	法人事業税											
関係条項		措法第67条の5、第68条の102の2													
要望内容及び	区分	措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。							区分	延長					
創設年度 H15 過去の政策評価の実績 H23経産17、H25経産28、H27経					8、H27経産1	6									

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態										租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)											
			(参考) 適用実態調査に おける適用件数	((注人税,百万四)		(参考) 適用実態調査に おける適用額の	(#h- 	適用実態調査における租税特別措置 だの影響額(地 ことの影響額(地		目標①「従業利用割合5割	美員数20名未 引への到達」	満の個人事	業主における		目標②「中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるバソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達」						
				(法人税・件)			•	上位10社割合 (法人税·%)				方法人二税·地方 法人特別税·百万 円)	目標値	将来予測	実績	租特の直	目標 達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直	目標達成度
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接的効果					接的効果	
H23	231,341	424,751	183.6%	425,223	▲26,800.0	▲23,800.0	88.8%	0.0%	不明	▲23,500.0	_	▲32,677.3	_	不明	28.1%	不明	_	_	不明	_	不明	_
H24	211,676	430,555	203.4%	431,038	▲ 24,500.0	▲ 24,200.0	98.8%	0.0%	不明	▲ 13,300.0	_	▲32,254.6	50.0%	不明	30.8%	不明	61.6%	90.0%	不明	70.0%	不明	77.8%
H25	488,274	459,729	94.2%	459,729	▲19,900.0	▲25,100.0	126.1%	0.0%	▲ 11,726.3	▲13,700.0	116.8%	▲ 22,065.8	_	不明	不明	不明	_	_	不明	不明	不明	_
H26	488,274	504,568	103.3%	504,568	▲19,900.0	▲27,300.0	137.2%	0.0%	▲11,726.3	▲13,800.0	117.7%	▲24,093.7	-	不明	不明	不明	-	_	不明	不明	不明	_
H27	496,650	489,992	98.7%	489,992	▲27,100.0	▲26,500.0	97.8%	0.0%	▲15,600.0	▲ 14,000.0	89.7%	▲22,168.9	-	不明	33.0%	不明	66.0%	_	不明	83.0%	不明	92.2%
H28	516,516	506,652	98.1%	_	▲28,200.0	▲27,400.0	97.2%	_	▲14,900.0	▲14,700.0	98.7%	_	50.0%	不明	不明	不明	_	90.0%	不明	不明	不明	_
H29	523,878	-	_	_	▲28,300.0	_	_	_	▲15,300.0	_	_	_	_	31.6%	_	_	_	_	84.7%	_		_
H30	541,690	_	_	_	▲29,300.0	_		_	▲15,980.0	_	_	_	_	不明	-	-	-	_	不明	_	'	_
H31	560,107	_	_	_	▲30,300.0	_	-	_	▲ 16,500.0	_	_	_	50.0%	不明	-	1	ı	90.0%	不明	_	'	-
H32	_	_	_	_	-	_		_	_	_	_	_	-	-	-	-	-	_	_	_	'	_
H33	_	-	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_		_
H34	_	-	_	_	-	_	-	_	_	-	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_		_
H35~ /未定	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	50.0%	_	_	_	_	90.0%	_	_	_	_

点検結果表

(行政機関名:経済産業省)

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	□新設 □拡充 ■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(個人事業主に関しては、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達について、延長適用期間(平成31年度末まで)での達成を目指す。また、法人に関しては、中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達について、延長適用期間(平成31年度末まで)での達成を目指す)では、政策目的(中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る)の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。

【経済産業省の補足説明】

制度発足以降、従業員規模に制限はなく、中小企業の約9割が従業員数20人以下であることを踏まえて達成目標を設定してきたもの。平成28年税制改正により、従業員1000人以下の要件が設けられたが、いずれにせよ従業員20人以下の状況を把握することにより約9割の中小企業の実態を把握することができること、これまでの達成状況との比較可能性確保の観点から、従来の達成目標を変更しなかった。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数について、「平成28年度以降の適用社数、適用総額については、3.4%(平成25年度~平成27年度までの適用者数の平均増加率)ずつ増加していくものと推定」と説明されているが、平成25年度から27年度までの適用者数の平均増加率を3.4%とする算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

別紙試算資料を参照されたい。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数(平成29年度)に係る適用総額が、「2,951億円」と算定されているが、「2,959億円」の誤りではないか。

【経済産業省の補足説明】

適用総額について、誤りがあったため、再度修正したものを送らせていただく。積算については、別紙試算資料を参照されたい。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額(平成26年度から28年度までの地方法人特別税)が把握されていない。
- ② 過去の減収額(平成26年度から28年度までの法人住民税、法人事業税及び地方法人 特別税)について、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにさ れていない。

【経済産業省の補足説明】

①・② 別紙試算資料を参照されたい。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額(平成29年度から31年度までの地方法人特別税)が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

別紙試算資料を参照されたい。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果 (平成26年度及び28年度) が把握されていない。
- ② 過去の効果について、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措 置等の直接的な効果が把握されていない。
- ③ 過去の効果について、「※中小企業全体におけるパソコンの利用割合の状況」と「減収額と達成目標の実現状況との対比」の表の数値を精査されたい(中小企業全体と従業員数20名未満の企業とのパソコンの利用割合が同じ数値になっている。)。

【経済産業省の補足説明】

- ① 「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)を実施して効果の把握に努めており、本措置を活用してパソコンを導入したと回答した企業は、平成26年度58.0%、平成28年度56.2%となっている。
- ② 中小企業の事務負担の軽減を主たる目的とした他の支援措置はない。
- ③ 「※中小企業全体におけるパソコンの利用割合の状況」はそれぞれ従業員20名未満の パソコン利用率であるので、修正をさせていただく。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果(平成30年度及び31年度)が予測されていない。
- ② 将来の効果について、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ③ 将来の効果について、「※中小企業全体におけるパソコンの利用割合の状況」と「減収額と達成目標の実現状況との対比」の表の数値を精査されたい(中小企業全体と従業員数20名未満の企業とのパソコンの利用割合が同じ数値になっている。)。
- ④ 将来の効果 (「減収額と達成目標の実現状況との対比」の表の平成29年度) について、減収額が「303億円」と記載されているが、「283億円」の誤りではないか。

【経済産業省の補足説明】

- ① 「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)によると、56.2%の企業が本措置によりパソコンを導入したと回答しており、中小企業におけるパソコン利用率の上昇に一定の効果があると考える。
- ② 中小企業の事務負担軽減を主たる目的とした他の支援措置はない。
- ③ 「※中小企業全体におけるパソコンの利用割合の状況」はそれぞれ従業員 20 名未満の パソコン利用率であるので、修正をさせていただく。
- ④ 減収額について、誤りがあったため、再度修正したものを送らせていただく。積算については、別紙積算資料を参照されたい。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

-254- 【H29 経産11】

別紙

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 (試算根拠)

1. 適用社数

(1)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(以下、「適用実態調査」)の 情報がある平成25年度から平成27年度までの適用社数から、平均伸び率を算出。

平成 25 年度 459,729 件

平成 26 年度 504,568 件 (前年度比 9.8%)

平成 27 年度 489,992 件(前年度比 -2.9%) 平均 3.4%

(2)「適用実態調査」の平成27年度実績に、(1)で算出した平均伸び率を掛け、平成28年度以降の適用社数を推計。

平成 28 年度 506,652 社 (489,992×1.034)

平成 29 年度 523,878 社 (506,652×1.034)

平成 30 年度 541,690 社 (523,878×1.034)

平成 31 年度 560, 107 社 (541, 690×1.034)

2. 適用総額

(1)「適用実態調査」の情報がある平成 25 年度から平成 27 年度までの適用総額は以下の とおり。

平成 25 年度 2,613 億円

平成 26 年度 2,851 億円

平成 27 年度 2,768 億円

(2)「適用実態調査」の平成 27 年度実績に、1. 適用社数 (1) で算出した平均伸び率を掛け、平成 28 年度以降の適用総額を推計。

平成 28 年度 2,862 億円 (2,768×1.034)

平成 29 年度 2,959 億円 (2,862×1.034)

平成 30 年度 3,060 億円 (2,959×1,034)

平成 31 年度 3,164 億円 (3,060×1,034)

【H29 経産11】

3. 減収額の見込み額

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
法人税	273	265	274	283	293	303
法人住民税	35	34	35	37	38	39
法人事業税	103	106	112	116	122	126
-法人事業税(所得割)	72	74	78	81	85	88
-地方法人特別税	31	32	34	35	37	38

※法人税の減収額については、平成 27 年度の減収額 (265 億円) に、 1. 適用社数 (1) で算出した平均伸び率を掛け、平成 28 年度以降の適用総額を推計。

※法人住民税の減収額については、法人税の減収額に法人住民税率(12.9%)を乗じて推 計。

※法人事業税 (所得割) の減収額については、特別償却分の減収額に外形外法人のみ適用 される場合の法人事業税率 (6.7%) を乗じて推計。

※地方法人特別税の減収額については、法人事業税(所得割)の減収額に外形外法人のみ 適用される場合の法人事業税率(43.2%)を乗じて推計。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延					
<u> </u>	租税特別措置等の名称						
		長					
2	対象税目	(国税 30·地方税 40(自動連動))					
		(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)					
		【新設·拡充·延長】					
3	租税特別措置等の内容	【要望事項】					
		適用期限を2年延長する。					
		2////20					
		【制度概要】					
		従業員 1,000 人以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資					
		産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円					
		を限度に、全額損金算入できる制度。					
		《関係条項》					
		所得税					
		(租税特別措置法第 28 条の 2 、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税					
		(租税特別措置法第67条の5、第68条の102の2、租税特別措置法					
		施行令第39条の28、第39条の124)					
4	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課					
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期:平成 29 年8月 分析対象期間: 平成 26 年度~31 年度					
6	対象期間 租税特別措置等の創設	平成 15 年度 創設					
0	年度及び改正経緯	平成 13 年度 劇設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で2年間の延長					
	十及次0 次正证师	(平成 20 年3月末まで)					
		平成 20 年度 2年間の延長(平成 22 年3月末まで)					
		平成 22 年度 2年間の延長(平成 24年3月末まで)					
		平成 24 年度 2年間の延長(平成 26 年3月末まで)					
		平成 26 年度 2年間の延長(平成 28 年3月末まで)					
		平成 28 年度 従業員 1,000 人以下の事業者に限定し、2年間の延長					
		(平成30年3月末まで)					
7	適用又は延長期間	平成 30 年4月1日から平成 32 年3月 31 日まで(2年間)					
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》					
	等 及びその	中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要					
	根拠	な存在である。平成 30 年 10 月には消費税率の再引上げ及び軽減税率の導					
		入が予定されている中で、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務					
		効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を					
		図る。 					
		《政策目的の根拠》					
		中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」、					
		「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏ま					
		え、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供なる。					
		提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を					

-256-【H29 経産11】

				払うこと」とされている。
		2	政策体系	
	における		における	中小•地域経済
		政策目的		経営安定・取引適正化
			の位置付	
			け	
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及びその	中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指
			実現によ	標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20人未満の企業での
			る寄与	経理人員は 1.1 人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数 20 人未満
				の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとする。
				個人事業主に関しては、従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコ
				ン利用割合5割への到達について、延長適用期間(平成31年度末まで)での
				達成を目指す。
				また、法人に関しては、中小企業庁のアンケート調査での従業員数 20 名未満
				の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への
				到達について、延長適用期間(平成31年度末まで)での達成を目指す。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員 20 名未満の事業者
				におけるパソコン利用割合
				法 人:中小企業庁が実施するアンケート調査での従業員数 20 名未満の
				企業におけるパソコンの利用割合
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				中小企業、とりわけ規模の小さな企業では、資金調達環境が厳しく、新規顧
				客の開拓も困難な一方で、経理担当の人員が少なく適切な経営状況の把握も
				ままならない状況にあり、効率的に事務を行うことが必要となっている。
				本措置により、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減を図るととも
				に、パソコン等事務の効率化に資する設備投資が促進されることにより、経理
				担当人員が少ない中小企業でも、必要な時期に、より正確な経営状況の把握
				を可能とし、事業見通しの分析や財務諸表の信用力を向上させることによっ
				て、資金調達環境の改善や新規顧客の開拓に寄与し、中小企業の活力向上
				が図られる。
9	有効性	1	適用数等	【適用社数】
	等			平成 26 年度: 504,568 社
				平成 27 年度: 489,992 社
				平成 28 年度: 506,652 社
				平成 29 年度: 523,878 社
				平成 30 年度: 541,690 社
				平成 31 年度:560,107 社
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
				【適用総額】
				平成 26 年度: 2.851 億円
				平成 27 年度: 2,768 億円
				平成 28 年度: 2.862 億円
				平成 29 年度: 2.959 億円
				平成 30 年度: 3,060 億円
				1 1/2 1 1/2 - 0/000 NO.1 1

平成 31 年度:3,164 億円

【大世帯の利田業績】(平成 27 年度)

Ш	【本相直の利用未性】(十成27 十度)									
	業種	建設業	製造業	運輸通信 益事業		卸売業	小売業			
	割合(%)	18. 2	14. 9	3. 5		8. 0	9.4			
	業種	不動産業	料理飲	食旅館業	サ	ービス業	その他			
	割合(%)	7. 7	4	1. 7	28. 8		1.6			

出典:「租税特別措置の適用実態の調査に関する報告書」

※平成28年度以降の適用社数、適用総額については、3.4%(平成25年度~ 平成27年度までの適用者数の平均増加率)ずつ増加していくものと推定。

② 減収額

(単位:億円)

	法人税	法人住民税	法人事業税
平成 26 年度	273	35	103
平成 27 年度	265	34	106
平成 28 年度	274	35	112
平成 29 年度	283	37	116
平成 30 年度	293	38	122
平成 31 年度	303	39	126

出典:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を基に試算し た減収額(実績推計)」

※平成28年度以降については、3.4%(平成25年度~27年度までの適 用者数の平均増加率)ずつ増加していくものと推定。

③ 効果・税収 《効果》 減是認効 果

中小企業におけるパソコン利用状況は、本制度創設時と比べて一定の改善 が見られる(※)。しかし、中小企業は、消費税率の引上げや円安による輸入 価格上昇の影響等、業績見通しが立てにくい中で、全体として設備投資が抑 制される傾向にあることから、目標達成には至っていない。

なお、中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小 企業のうち、約半数がパソコンを取得している。また、情報機器や事務処理ソ フトウェア等の関連設備も含めれば、本措置を利用した中小企業の約7割が、 直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。

※従業員数20名未満の個人事業主、法人におけるパソコン利用割合の状

個人事業主: 平成 28 年: 31.6%(対前々年比 +0.4 ポイント) 法 人: 平成 29 年: 84.7% (対前々年比+1.7 ポイント)

(出典)

個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)

法 人:「中小企業アンケート調査」(中小企業庁)

《税収減を是認するような効果の有無》

減収額と達成目標の実現状況との対比

年度	減収額	個人事業主	法人
	(億円)	(従業員数 20 名未満の	(従業員数 20 名未満の
		事業者におけるパソコン	企業におけるパソコン の利用割合)(%)
		の利用割合)(%)	071111111111111111111111111111111111111
20	520	28.5	75.1

	ì				104	07.0	04.0								
				22	164	27.6	64.9								
				24	242	30.8	70.0								
				27	265	33.0	83.0								
				29	283	31.6	84.7								
						業員 20 名未満の法人、個人									
						めり、中小正来において事務 労働生産性が向上し、中小1	後担軽減、事業効率の向上 ト業会体の労働生産性を向								
						カ噺王産ほが同工し、中かり 的に確認できる。	[未主体の万割工圧ほど円								
				TC 6.0C	このを重り	INCHEDIO CC.00									
					利用額が	1%増加すると、労働生産性									
				用データか			中小企業庁)の本特例措置利								
				数)+0.11 業)-0.08	LN(少額特 D(情報通 () -0.12D	寺例利用額/従業員数)+(信業)-0.07D(運輸業)+C (飲食業)-0.15(宿泊業)-	0.11LN(資本ストック/従業員 0.22D(建設業)+0.03D(製造 0.45D(卸売・小売業)+0.37D 0.41D(教育・学習支援業)ー								
				(備考)補	ER2=0.3	2									
10	相当性	1	租税特別	本措置は、	、減価償却	資産管理などの納税事務負	担の軽減、事務の効率化に								
			措置等に	よる中小台	と業の活力	向上を目的としている。補助	金では、事務の効率化を図								
			よるべき	るパソコン	等設備の	導入には寄与すると考えられ	るが、圧縮記帳の導入や償								
			妥当性等	却資産の	管理などσ)面で、事務負担は増加する	こととなり、目的は達し得な								
						置は租税特別措置によるべき									
			他の支援	0.0 (0)/2	.07、71111	三は祖がいが旧世による。	旧臣である。								
		(2)	他の文法 措置や義 務付け等 との役割 分担	中小企業(の納税事剤	务負担の軽減を図るための他	2の支援措置はない。								
		(3)	地方公共	由小企業	士 我が国	雇用の7割を支え 地域活物	生化の中心的な役割を担って								
			団体が協			そうした中小企業の納税事									
			力する相												
			当性				リ、地方公共団体が協力する								
				ことには相	当性が認	められる。									
11	有識者の)見	解												
				-											
	*===		赤体力は古	T. C. 07. 7											
12	: 削凹の手 : 後評価の		評価又は事	平成 27 年	-8月										
	友計	ノ天	心时别												

(評価実施府省:経済産業省)

〈平成30年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29経産12)

【基本情報】

K-T-115TA														
制度名 (措置名)		' '	開拓支援機構の法人事業税 美税の課税標準)	の資本割に係る	る課税標準の	特例措置の創	ix ix							
	平成27年度時点	-												
措置の内容	平成28年度税制改正以後	-												
	平成29年度税制改正以後	-	-											
政策目的		我が国の生活 済の持続的な成		る商品又は役割	務の海外にお	ける需要の開拓	を行う事業活動	力及び当該事	業活動を支援す	る事業活動の	足進を図り、もって当該商品又は役務の	海外における需要及び	供給の拡大を込	通じて我が国経
評価対象税目	1		義務対象	努力義務対象										
評個刈豕忧日	i	法人事業税												
関係条項		地方税法第72条012												
要望内容及び	区分	(株)海外需要開拓支援機構について、平成30年4月1日から平成46年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について、資本割に係る課税標準を20億円とする。なお、適用年限については式会社海外需要開拓支援機構法第26条の規定により、平成46年3月31日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならないことを踏まえ、平成45年度までとする									区分	新設		
創設年度		-	- 過去o政策評価の実績 -											

【総括表】

		租税特別措置等の適用実態														租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)											
	(適用件数 (法人事業税		(参考) 適用実態調査 における適用件 数(法人税・		減収額 (法人税・百万	河)	(参考) 適用実態調査 における適用額 の上位10社割	(法	減収額 :人事業税・百		(参考) 適用実態調査に おける租税特別 措置ごとの影響	目標「機構 時点で1.0		の全体KPIである長期収益性(平成45年度 対				効果(平成4 (企業・業種) 盤の提供) 」	連携/発信	力/市場個	面値の先駆	目標「民業補完性(平成35年度時点で民間企業からの 協調出資等の事業総額に対する割合が50%超)」				
				件)			T	合 (法人 税·%)				額(法人事業 税·百万円)	目標値(倍)	将来予測	実績	租特の直	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直	目標達成度
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接的効果					接的効果					接的効果	
H23	-	-	_	-	-	ı	_	-	-	-	_	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	-	-	_	_	_	_	-	-	_	_
H25	-	1	_	-	-	1	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_	1	_	-	-	_	_	-	-	-	-	_
H26	-	-	-	_	_	1	_	_	-	-	_	_	_	-	_	-	ı	_	-	-	_	_	-	-	-	-	_
H27	-	-	-	_	_	1	_	_	-	-	_	_	_	-	_	-	ı	_	-	-	_	_	-	-	-	-	_
H28	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_	-	-	-	ı	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-
H30	1	1	_	1	1	ı	-	_	▲ 576.0	-	_	-	不明	不明	_	-	I	不明	不明	-	-	_	不明	不明	-	-	-
H31	1	1	_	1	1	ı	-	_	▲ 576.0	-	_	-	不明	不明	_	-	I	不明	不明	-	-	_	不明	不明	-	-	-
H32	1	1	_	1	1	ı	-	_	▲ 576.0	-	_	-	不明	不明	_	-	I	不明	不明	-	-	_	不明	不明	-	-	-
H33	1	ı	-	_	ı	I	-	-	▲ 576.0	-	-	-	不明	不明	-	-	I	不明	不明	-	_	-	不明	不明	-	-	_
H34	1	1	_	_	1	ı	_	_	▲ 576.0	-	_	_	不明	不明	-	-	ı	不明	不明	-	-	_	不明	不明	_	_	_
H35~ /未定	1	-	_	_	-	-	_	_	▲ 576.0	-	_	_	1.0	不明	-	-	-	70.0%	不明	-	-	-	50.0%	不明	-	-	-

点検結果表

(行政機関名:経済産業省)

制度名	(株)海外需要開拓支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
税目	法人事業税
区分	■新設 □拡充 □延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における 需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって 当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成 長に資する)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における 需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって 当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成 長に資する)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。
- ③ 政策目的(我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における 需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって 当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成 長に資する)に対する達成目標の寄与について、「機構がその業務を遂行するに当たり、 多額の資本割が課されれば、機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当 該特例措置を創設することが機構の業務遂行上必要不可欠」と説明されているが、「機構 の財産基盤が維持できなくなるおそれがある」とは、どのような状況を指すのか。

【経済産業省の補足説明】

①② 当該特例措置の要望は、株式会社海外需要開拓支援機構(以下「機構」という。)の 財務運用の効率化を図ることで、機構の投融資支援を最大限発揮することを目的とし ている。そのため、当該特例措置による達成目標は、機構自体の達成目標を置くこと が適当であり、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」において決定 した機構の全体 KPI を記載することとしたい(なお、機構の投融資は都度のプロジェ クトニーズに基づくものであるため、将来的な投融資累計額については目標を定めて いるものではない)。具体的には、以下のとおり修正することとする。

「機構により、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資する。その際、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」において決定した機構の全体 IRIである長期収益性(平成 45 年度時点で1.0 倍強)及び波及効果(平成 45 年度時点で投資案件毎の波及効果指標(企業・業種連携/発信力市場価値の先駆け/共同基盤の提供)を出資金額で加重平均した値が 70%以上)、民業補完性(平成 35 年度時点で民間企業からの協調出資等の事業総額に対する割合が50%超)を確実に達成する。」

③ 「機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがある」状況とは、販管費や諸税納付を 含む機構の運転費用が肥大化することにより、出融資に回すべき財源が圧迫されるとと もに、最終的に運転費用を補った上で全体収益性を確保することが困難となり、機構の 健全な財務運用が維持できなくなる状況を指す。

【点検結果】

①~③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

【経済産業省の補足説明】

_

【点検結果】

なし。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果が年度ごとに予測されていない。
- ② 将来の効果について、「機構の平成29年3月末における民間資金の呼び水効果は4倍 (=機構及び金融機関等からの出融資額:機構の出融資額)であるため、全体として機 構支援額の4倍の案件形成が見込まれる」と説明されているが、算定根拠(計算に用い た数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ③ 達成目標(我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における 需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって 当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成 長に資する)に対する将来の効果の寄与について、「約369億円の地方企業等の出資等の 機会が追加的に創出される」と説明されているが、どの程度達成目標に寄与するのか明 らかにされていない。
- ④ 将来の効果について、「平成30年度以降、5.76億円の税収減により、機構は同金額を 出資に係る業務に活用でき、機構の民間補完の出資等が民間の出資等の呼び水となり、 我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を 行う事業が促進されることから、平成30年度以降平成45年度までに、約369億円の地 方企業等の機会が追加的に創出されることが見込まれる」と説明されているが、 他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予 測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑤ 将来の効果について、「平成30年度以降、5.76億円の税収減により、機構は同金額を 出資に係る業務に活用でき、機構の民間補完の出資等が民間の出資等の呼び水となり、 我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を 行う事業が促進されることから、平成30年度以降平成45年度までに、約369億円の地 方企業等の出資等の機会が追加的に創出されることが見込まれる」と説明されているが、 説明に不足がある。

【経済産業省の補足説明】

① ご指摘を踏まえ、年度毎の効果を追記し、下記の通り修正する。

「平成30年度以降、5.76億円の税収減により、機構は同金額を出資に係る業務に活用でき、機構の民間補完の出資等が民間の出資等の呼び水となり、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業が促進される。これにより、毎年度約23億円、平成30年度以降平成45年度までに、約369億円の地方企業等の出資等の機会が追加的に創出されることが見込まれる。」

② 「4 倍の呼び水効果」については、機構のこれまでの実績に基づく。具体的には、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会(第8回)(平成29年6月14日開催)

にて、事業総額 1,793 億円に対し、民間企業からの出資が 1,339 億円と報告しており、 機構からの出資 (1,793-1,339 = 454 億円) に対する総事業費が 4 倍となっている。

③ 機構の投融資は都度のプロジェクトニーズに基づくものであり、将来的な投融資累計額について目標を定めているものではないため、当該特例措置の要望における「約369億円の地方企業等の出資等の機会創出」が将来的な投融資累計額に対してどの程度の割合を占めるものかを算定することは困難。また、長期収益性(平成45年度時点で1.0倍強)への寄与については、減収額(毎年度5.76億円)がそのまま長期収益性への寄与となるため、下記の通り修正する。

「平成30年度以降、毎年度5.76億円の税収減により、同金額分の機構の長期収益性の改善に繋がるともに、同金額を出融資に活用でき、機構の民間補完の出融資等が民間の出資等の呼び水となり、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業が促進されることから、平成30年度以降平成45年度までに、約369億円の地方企業等の出資等の機会が追加的に創出されることが見込まれる。」

④⑤ 当該特例措置の要望における減収額は、全額、機構が出融資に充てる資金となるため、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響は介入せず、出融資への直接的な効果となると認識。また、「4 倍の呼び水効果」については、機構のこれまでの実績に基づく。事後的な検証としては、機構が資金を全て投融資に活用するとともに、結果的に4 倍程度の呼び水効果を発生させたことを確認することで足るものと認識。なお、財務運用の改善による出融資判断への影響については、利回りのみならずリスク見合いやプロジェクトへの関与可能性等を踏まえた上での出融資となるため、個別案件ごとに複雑な判断が必要であり、単純に利回り等を指標とすることは困難。

【点検結果】

①~⑤ 新たな達成目標(機構の全体 KPI である長期収益性(平成 45 年度時点で 1.0 倍強)及び波及効果(平成 45 年度時点で投資案件毎の波及効果指標(企業・業種連携/発信力/市場価値の先駆け/共同基盤の提供)を出資金額で加重平均した値が 70%以上)、民業補完性(平成 35 年度時点で民間企業からの協調出資等の事業総額に対する割合が 50%超)を確実に達成する)に対する将来の効果について、定量的に予測されておらず、どの程度達成目標に寄与するのかも明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

-260- 【H29 経産12】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

			がかが出色みにかる以来の事が計画自										
1		師の対象とした 川措置等の名称	(株)海外需要開拓支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設										
2	対象税目	 I	(地方稅9)(法人事業稅:義)										
_	7.3 20.100 E	•	【新設・拡充・延長】										
3	和粉烛只	川措置等の内容	《内容》										
3	イエイルコマル	川田日子の四日											
			(株)海外需要開拓支援機構(以下「機構」という。)について、平成30年4月										
			1日から平成46年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税につ										
			いて、資本割に係る課税標準を20億円とする。なお、適用年限については、株										
			式会社海外需要開拓支援機構法第 26 条の規定により、平成 46 年 3 月 31 日										
			までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努め										
			なければならないことを踏まえ、平成 45 年度までとするものである。										
			《関係条項》										
			地方税法第72条の12第1項第1号口、株式会社海外需要開拓支援機構法										
			第 26 条										
4	担当部局	ð	商務・サービスグループ クールジャパン政策課										
5	評価実施	西時期及び分析	評価実施時期: 平成 29 年 8 月 分析対象期間: 平成 30 年度~45 年度										
	対象期間	-											
6		引措置等の創設	_										
-		「改正経緯 は延長期間	機構が株式等の譲渡その他の処分等を行うよう努めなければならないとされ										
,	迎用又16	是 技别间	ている期間(平成 46 年 3 月 31 日)										
8	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》										
	等	及びその	我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外におけ										
		根拠	る需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進										
			を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じ										
			て我が国経済の持続的な成長に資する。										
			また、「未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日)」では、「コンテンツや食、 デザイン、観光等、我が国の魅力を、在外公館やジャパン・ハウス等も活用し										
			て国内外に発信し、お互いの相乗効果も図りつつ、地域産品の販路拡大や訪										
			日外国人の増加等を通じた経済成長につなげる。その際に不可欠なクールジ										
			ャパン関連産業の事業創出や持続的発展に資する取組を、クールジャパン機										
			構やクールジャパン官民連携プラットフォーム等を有効活用しつつ推進する。」										
			とされており、「明日の日本を支える観光ビジョン(平成 28 年 3 月 30 日)」にお										
			いても、「官民ファンド(中略)により、民間による1兆円規模の事業に対する支										
			援を実施」することとされ、実行主体として機構が位置づけられており、今後、										
			支援実績を確実に拡大していくことが必要である。 《政策目的の根拠》										
			株式会社海外需要開拓支援機構法(平成 25 年 6 月 19 日法律第 51 号)第 1										
			条										
			「未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)」「明日の日本を支える観										
			光ビジョン(平成 28 年 3 月 30 日閣議決定)」										
		②政策体系	産業育成										
		における	クールジャパン										

			政策目的	
			の位置付	
			け	
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及びその	機構により、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の
			実現によ	海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業
			る寄与	活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の
				拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資する。その際、「官民ファンドの
				活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」において決定した機構の全体 KPI で
				ある長期収益性(平成 45 年度時点で 1.0 倍強) 及び波及効果(平成 45 年度時
				点で投資案件毎の波及効果指標(企業・業種連携/発信力/市場価値の先
				駆け/共同基盤の提供)を出資金額で加重平均した値が 70%以上)、民業補
				完性(平成 35 年度時点で民間企業からの協調出資等の事業総額に対する割
				合が 50%超)を確実に達成する。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、機構の
				財産基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設すること
				が機構の業務遂行上必要不可欠である。本措置を講じることにより、上記「租
				税特別措置等により達成しようとする目標」の達成に寄与する。
9	有効性	1	適用数等	適用数:1件(機構のみ)(平成30年度から45年度)
	等			適用総額:1,152 億円(資本金等の額(1,172 億円)-特例適用後課税標準(20
				億円))。
		1	減収額	各年度約 576 百万円の見込み。(平成 30 年度以降毎年)
				(算出根拠)
				本特例措置の適用総額×法人事業税(資本割)税率
				=115,200 百万円 × 0.5% = 576 百万円
		3	効果·税収	《効果》
			減是認効	平成 30 年度以降、5.76 億円の税収減により、同金額分の機構の長期収益
			果	性の改善に繋がるともに、同金額を出融資に活用でき、機構の民間補完の出
				資等が民間の出資等の呼び水となり、我が国の生活文化の特色を生かした魅
				力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業が促進される。こ
				れにより、毎年度約 23 億円、平成 30 年度以降平成 45 年度までに、約 369 億
				円の地方企業等の出資等の機会が追加的に創出されることが見込まれる。
				(積算根拠)
				単年度の税減収額×民間資金の呼び水効果
				=5.76 億円×4 倍=23.04 億円
				23.04 億円×16 年=368.64 億円(平成 30 年度から 45 年度)
				(注)1 機構の平成29年3月末における民間資金の呼び水効果は4倍(=機
				構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額)であるため、全体とし
				て機構支援額の4倍の案件形成が見込まれる。
				《税収減を是認するような効果の有無》
				本措置を講ずることにより、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある
				商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業が促進されることから、
				平成 30 年度から 45 年度で 369 億円の地方企業等の出資等の機会の創出が
				見込まれるため、平成 30 年度から 45 年度で 92.16 億円の税収減を上回る効
				果が期待され、地域経済活性化に資する。

【H29 経産12】

10	相当性	① 租借よ妥 他措務と分地団力当 は協相 は	本措置を講じることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。なお、類似の官民ファンドである(株)地域経済活性化支援機構及び(株)民間資金等活用事業推進機構でも同様の措置が講じられている。同一の目的であるほかの措置はない。 機構の設立により、全国各地の生活文化や伝統文化を活かしたクールジャパン商材の開発・発掘や海外販路拡大が促進され、地域企業成長や地域活性化に繋がる期待が大きく、実際にこれまで、200億円超の地域案件支援を実施してきている。
11	有識者の	 見解	_
12		前評価又は事	_
	後評価の	実施時期	

【H29 経産12】

-262-

国土交通省

番号	制度名
国土交	通省
国交01	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
国交02	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
国交03	土地区画整理事業における共同施設区制度(仮称)の創設に伴う課税の特例措置の拡充
国交04	国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾において整備された旅客施 設等に係る特例措置の創設
国交05	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の拡充・延長
国交06	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の資本割に係る課税標準の特例措置の創設

(評価実施府省:国土交通省)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29国交01)

【基本情報】

制度名 (措置名)		物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長 (倉庫用建物等の割増償却)													
	平成27年度時点	総合効率化	計画の認定を	受けた法人又は	確認を受けた法	去人が、物資流	通拠点区域に	おいて、特定流	通業務施設で	る倉庫用建物	等の取得等を	した場合には、5年間、普通償却限度額の10%の割増償却	ができる。		
措置の内容	平成28年度税制改正以後	(物流総合	効率化法の改	正に合わせた)	対象法人及び	対象資産であ	る倉庫用建物等	手の要件の見直	l						
	平成29年度税制改正以後	従前どおり	従前におり												
政策目的	•	物流分野に確保を図る。	の流分野における労働力不足、より一層の地球温暖化対策の必要性等、昨今の物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、省労働力型の物流体系を構築し、もって我が国の産業や国民生活に必要な物流機能の安定的かつ持続的な を図る。												
	1		義務対象					努力義務対象							
評価対象税目	l	法人税													
関係条項		措法第48条	そ、第68条の36	5											
要望内容及び	区分	措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。 区分										区分	延長		
創設年度		S49	S49 過去の政策評価の実績 H22国交44、H24国交04、H26国交03、H27国交01												

【総括表】

1 77003 LI																租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果) 租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)									
	(参考) 適用件数 (法人税·件) 。 (法人税·件) 。 (法人税·件) 。 (法人税·件)					減収額 (法人税・百万)	円)	における適用額	(参考) 適用実態調査 における適用額 の上位10社割 合(法人	(地方法人二	減収額 三税・地方法人特	別税・百万円)	適用実態調査におけ る租税特別措置ごと	マルス32年度における特定流通業務施設を新設倉庫の割合の2割とする。 本 る」(平成29年度評価時)					ため、目標「平成32年度末までにCO2排出量を29万t(1990年比25%)削減」(平成26年度評価						年度評価
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績		元 (法人 税·%) 実績	元 (法人 税·%) 実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	別税・百万円)	日標値 将来予測 実績 租特の直 接的効果 達成度			目標値 (t)	目標(単年度)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	実績 (累計)	目標達成度		
H23	50	28	56.0%	19	▲144.0	▲68.0	47.2%	91.6%	_	不明	不明	_	▲23.6	_	_	_	_	_	_	_	不明	2,479		89,095	30.7%
H24	32	32	100.0%	24	▲ 61.0	▲ 69.0	113.1%	96.7%	_	不明	不明	_	▲119.0	-	_	-	_	-	_	_	不明	11,637	不明	100,732	34.7%
H25	37	33	89.2%	19	▲ 57.0	▲70.0	122.8%	87.3%	0.0%	不明	不明	_	▲ 11.8	-	_	-	_	-	_	-	不明	30,714	不明	131,446	45.3%
H26	39	20	51.3%	20	▲68.0	▲28.0	41.2%	90.4%	0.0%	不明	▲ 14.0	_	▲ 12.9	-	-	1	-	1	_	_	19,031	9,061	不明	140,507	48.5%
H27	48	20	41.7%	20	▲79.0	▲31.0	39.2%	84.8%	0.0%	不明	▲ 17.0	_	▲14.7	I	1	I	1	I	1	不明	19,031	不明	不明	_	I
H28	20	57	285.0%	_	▲16.4	▲97.0	591.5%	-	_	不明	▲ 53.0	_	_	20.0%	_	10.0%	6.9%	50.0%	_	29,000	19,031	不明	不明	_	-
H29	66	-	_	_	▲117.0	-	_	I	_	▲ 64.0	-	_	_	20.0%	20.0%	ı	1	I	不明	29,000	19,031	_	_	-	I
H30	71	-	_	_	▲125.0	_	_	ı	_	▲68.0	-	_	_	20.0%	20.0%	ı	_	ı	不明	_	19,031	_	_	_	ı
H31	77	_	_	_	▲144.0	_	_	1	_	▲69.0	_	_	_	20.0%	20.0%	1	_	ı	不明	_	19,031	_	_	_	ı
H32	87	_	_	_	▲ 167.0	_	_	1	_	▲81.0	_	_	_	20.0%	20.0%	1	_	ı	290,000	_	19,031	_	_	_	ı
H33	_	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
H34	_	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_
H35~ /未定	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_		_	_	_	_

点検結果表

(行政機関名:国土交通省)

制度名	物流効率化 長	のための計画に基	づき取得した	事業用資産に係る特例措置の	延
税目	法人税				
区 分	□新設	□拡充	■延長		

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の目標(「平成 32 年度末までに CO2 排出量を平成 2 年に対して 25%相当を削減する」の着実な遂行のため、環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、営業用倉庫からの CO2 排出量について 29 万トン(1990 年排出量 115 万トンに対して 25%相当)を削減・期間中の各保管輸送連携業務施設における労働生産性を 10%上昇させる)から新たな達成目標(平成 32 年度における輸送フローに係る労働生産性が 10%改善する営業倉庫である特定流通業務施設を、新設される営業倉庫の 2 割とする)へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
- ② 達成目標(平成32年度における営業倉庫に係る輸送フローに係る労働生産性について、政策を実施しない場合と比べて2.0%向上させる)について、「1年間に新設・増設した倉庫100棟のうち、輸送フローに係る労働生産性が10%向上する倉庫(特定流通業務施設)を20棟(新設・増設棟数の20%)整備することにより、全体で2%(=10%×20%)の労働生産性の向上が見込まれる」と説明されているが、既存の旧型倉庫が多いと、単純に全体で2%向上とはならないと考えられる。

【国土交通省の補足説明】

- ① 近年の多頻度少量輸送等の物流の高度化に伴い、トラックドライバーをはじめとする物流の担い手不足・長時間労働の是正への対応が急務となるなどの社会情勢の変化に対応するため、流通業務の総合化及び効率化を促進する法律(物流総合効率化法)が改正され、平成28年10月1日に施行されました。本改正により、輸送機能と保管機能の連携が図られた倉庫(特定流通業務施設)の整備を伴う総合効率化計画の認定要件として、「トラックの荷待ち時間の削減」を図ることとなったため、本措置の達成目標を「平成32年度における営業倉庫に係る輸送フローに係る労働生産性について、政策を実施しない場合と比べて2.0%向上させる」、測定指標を「上記の目的を達成するため、輸送と保管の連携により、平成32年度における輸送フローに係る労働生産性が10%改善する営業倉庫である特定流通業務施設を新設される倉庫の2割とする。」に改めています。なお、環境負荷低減の目標については、平成27年8月の評価時点で目標の変更を行っています。
- ② 1年間に新設・増設される倉庫の棟数は、過去3年間(平成26年度~28年度)の実績を踏まえ、年間100棟と見込んでおります。この100棟のうち、本措置により、特定流通業務施設を20棟整備することにより、新設・増設倉庫全体で労働生産性を2%向上させるとの達成目標としております。この旨について、評価書に加筆いたしました。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数(平成26年度の法人税)が把握されていない。
- ② 過去の適用数(平成27年度及び28年度の法人税)について、「国土交通省の認定実績に基づくデータを記載、当該年度が適用初年度となる適用対象件数を記載」と説明されているが、説明に不足がある。

【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書に平成26年度の適用数を加筆いたしました。
- ② 評価書に平成30年度税制改正要望の適用期限(平成30年度・平成31年度)を含む 5年間の適用数を加筆しました。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数(平成29年度から32年度までの法人税)について、「国土交通省の認定実績に基づくデータを記載、当該年度が適用初年度となる適用対象件数を記載」と説明されているが、説明に不足がある。

【国土交通省の補足説明】

評価書に平成30年度税制改正要望の適用期限(平成30年度・31年度)を含む適用数 を加筆いたしました。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額(法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税)が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額(平成26年度の法人税)が把握されていない。
- ③ 過去の減収額(平成27年度の法人税)の算定基礎となる適用額について、「58百万円」と算定されているが、算定に誤りがあり、正しくは「54百万円」ではないか。 それに伴い、平成27年の減収額にも誤りが生じ、正しくは「13百万円」ではないか。
- ④ 過去の減収額 (平成27年度及び28年度の法人税) について、算定根拠となる適用法人数が、「国土交通省の認定実績に基づくデータを記載、当該年度が適用初年度となる適用対象件数を記載」と説明されており、説明に不足がある。

【国土交通省の補足説明】

- 評価書に各年度の法人住民税・法人事業税・地方法人特別税を加筆しました。
- ② 評価書に過去の減収額(平成26年度の法人税)を加筆しました。
- ③ 過去の減収額(平成27年度の法人税)の算定基礎となる適用額を「54百万円」として、評価書及び積算根拠を修正しました。
- ④ 平成30年度税制改正要望の適用期間 (平成30年度・31年度) を含む減収額等の累 計額の推計を評価書及び積算根拠に加筆いたしました。

点検結果】

①~④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額(法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税)が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の減収額(平成30年度及び31年度の法人税)について、20件と説明されているが、普通倉庫15件、冷蔵倉庫5件の算定根拠(出典)が明らかにされていない。
- ③ 「税収減を是認するような効果の有無」の後半部分に、「本措置の減収額は、平成30年度及び31年度ともに、各年度約36百万円を見込んでいる。また、各年度20件の適用を目標としており、1件当たりの減収額は約9百万円となる」と説明されているが、説明に誤りがある。3,600万円÷20件=180万円ではないか。
- ④ 別紙で記載の平成30年度年度及び31年度の単年度算定表の、普通倉庫の減収額に

記載されている額について、22.9 百万円ではなく、22.8 百万円ではないか。

⑤ 将来の減収額(平成29年度から32年度までの法人税)について、算定根拠となる適用法人数が、「国土交通省の認定実績に基づくデータを記載、当該年度が適用初年度となる適用対象件数を記載」と説明されており、説明に不足がある。

【国土交通省の補足説明】

- ① 将来の減収額(法人住民税・法人事業税・地方法人特別税)を税目毎に推計し、評価 書及び積算根拠を修正いたしました。
- ② 将来の減収額(平成30年度及び31年度の法人税)について、「普通倉庫15件、冷蔵 倉庫5件」の算定根拠(出典)を積算根拠に加筆しました。
- ③ 「税収減を是認するような効果の有無」の後半部分について、「1 件当たりの減収額は約9百万円」としているところ、評価書の説明では、計算過程(3,600万円÷20件×5年間=9百万円)が明示されていませんでしたので、評価書に加筆いたしました。
- ④ 平成30年度及び31年度の単年度算定表の普通倉庫の減収額を修正いたしました。
- ⑤ 平成30年度税制改正要望の適用期間 (平成30年度・31年度) を含む5年間の減収額等の累計額の推計を評価書及び積算根拠に加筆いたしました。

【点検結果】

①~⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果 (平成26年度) が把握されていない。
- ② 過去の効果 (平成27年度) について、新設・増設倉庫72棟のうちの10%である7棟 が新型倉庫(特定流通業務施設)であるが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- 過去の効果の説明について、認定事業者に対してアンケート・ヒアリングを実施し、 その結果について評価書に加筆いたしました。
- ② 過去の効果について、上記①を踏まえ、他の要因の影響を除く直接的な効果の説明を評価書に加筆いたしました。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の効果について、新設・増設倉庫100棟のうちの2割である20棟が新型倉庫(特定流通業務施設)であると推計されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

将来の効果及び事後的に直接的な効果を検証する方法の説明について、評価書に加筆いたしました。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している 評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

-268- 【H29 国交01】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延							
物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延							
(法人税:義)(国税1)							
【新設·拡充·延長】							
容 《内容》							
【制度の概要】							
「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下「物流総合効率							
化法」という。)に基づく物流効率化のための計画(以下「総合効率化計画」と							
いう。)の認定を受けた者が、同計画に基づき取得した事業用資産(以下「特							
定流通業務施設」という。)に係る特例措置を講ずる。							
[T to a to b]							
【要望の内容】							
改正物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定を受けた事業者							
が、同計画に基づき取得した特定流通業務施設について、各事業年度の償却							
限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の100分の10に相当する							
金額との合計額とすることを認めている現行措置(10%の割増償却)につい							
て、適用期限を2年間(平成32年3月31日まで)延長する。							
《関係条項》							
・租税特別措置法 第 15 条、第 48 条、第 68 条の 36							
・租税特別措置法施行令 第8条、第29条の6、第39条の65							
・租税特別措置法施行規則 第6条の3、第20条の22,第22条の43							
・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律							
第2条、第4条、第7条							
国土交通省総合政策局物流政策課物流産業室							
析 評価実施時期: 平成 29 年8月							
分析対象期間: 平成 27 年度~平成 32 年度							
設 平成 08年度 延長(償却率 20/100)地区要件の追加							
平成 10 年度 延長(償却率 18/100)ランプウェイ構造追加							
平成 12 年度 延長(償却率 16/100)							
平成 14 年度 延長(償却率 12/100)規模要件の引き上げ							
平成 16 年度 延長(償却率 10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止							
平成 17 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し							
平成 18 年度 延長(償却率 10/100)							
平成 19 年度 延長(償却率 10/100)							
平成 21 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し							
平成 23 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し							
平成 25 年度 延長(償却率 10/100)災害要件の追加							
平成 27 年度 延長(償却率 10/100)規模要件の引き上げ							
平成 28 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し							
2年間(平成 30 年度及び平成 31 年度)							
り 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》							
物流分野における労働カ不足、より一層の地球温暖化対策の必要性等、							
物流分野における労働ガイ定、より一層の地球温暖化対策の必要性等、一昨今の物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、省労働力型の物流							

かつ持続的な確保を図る。

《政策目的の根拠》

- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成 17 年法律第 85 号)
- 第1条 この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあることに鑑み、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例、中小企業者が行う場合における資金の調達の円滑化に関する措置等について定めることにより、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 〇 未来投資戦略 2017(平成 29 年6月9日閣議決定)
- 4. インフラの生産性と都市の競争力の向上
- (2)新たに講ずべき具体的施策
- ii)生産性向上による産業インフラの機能強化等 以下の取組等を推進し、2020年までに物流事業者の労働生産性を2 割程度向上させるなど、生産性革命の実現を図る。

(中略)

- ・今後の物流施策や物流行政の指針となる新たな総合物流施策大綱を速やかに取りまとめ、関係省庁が連携した総合的・一体的な取組の推進を図る。
- 総合物流施策大綱(2017年度~2020年度)(平成29年7月28日閣議決定) 2. 物流の透明化・効率化とそれを通じた働き方改革の実現(=見える)
 - (3)付加価値を生む業務への集中・誰もが活躍できる物流への転換
 - ① 荷待ち時間や荷役時間の短縮による稼働率向上

ドライバーを輸送業務に特化させるとともに、輸送の回転率を上昇させることにより、時間当たりの生産性や収益性を向上させる必要がある。このため、トラック予約受付システム(中略)の導入(中略)を通じた荷待ち時間・荷役時間の短縮を促進する。

- 3. ストック効果発現等のインフラの機能強化による効率的な物流の実現 (=支える)~ハードインフラ・ソフトインフラー体となった社会インフラとしての機能向上~
- (3)物流施設の機能強化

(前略)物流総合効率化法の枠組みも活用し、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等、物流の結節点としての効果的な立地への物流施設の誘導を促進するとともに、トラック予約受付システムの導入やトラック営業所の併設等の物流事業者間の連携を促進することにより、物流の円滑化を図る。併せて、老朽化した物流施設について、更新・高機能化を推進することによって、物流事業者の生産性向上に資するような物流施設の整備を促進する。

- 働き方改革実行計画(平成 29 年3月 28 日 働き方改革実現会議決定) (取引条件改善など業種ごとの取組の推進)
 - (前略)特にトラック運送事業においては、(中略)荷待ち時間の削減等に対する荷主の協力を確保するために必要な措置、支援策を実施する。
- サービス産業チャレンジプログラム(平成 27 年4月 15 日 日本経済再生本部決定)

2. サービス産業全体に係る目標
サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%(2013 年: 0.8%)となることを目指す。
政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みな との振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成32年度に新設・増設される営業倉庫に係る輸送フローに係る労働 生産性について、政策を実施しない場合と比べて2.0%向上させる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 上記の目標を達成するため、輸送と保管の連携により、平成32年度に
おける輸送フローに係る労働生産性が 10%改善する営業倉庫である特定 流通業務施設を、新設・増設される営業倉庫の2割とする。 《租税特別措置等により達成しようとする目標及び測定指標を変更する理由》
我が国の産業競争力や豊かな国民生活の美規のにおいたプックトライ バーをはじめとする物流の担い手不足・長時間労働の是正への対応が急務で あり、その対応に当たっては、労働人口が減少していく中、労働条件等の改善 にとどまらず、物流関係者の連携による省労働力型の物流体系を構築するこ とが不可欠である。 このような社会情勢の変化に対応するため、物流総合効率化法の改正(平
成28年10月1日施行)により、輸送機能と保管機能の連携が図られた倉庫 (特定流通業務施設)の整備を伴う総合効率化計画の認定要件として、従来 の「輸送フローの改善による環境負荷の低減」のほか、「トラックの荷待ち時間 の削減」を図ることとなった。これに伴い、本措置の達成目標及び測定指標を 上記のとおり改めることとする。
《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 改正物流総合効率化法の認定制度と税制特例措置によるインセンティブ により、一般的な営業倉庫から、輸送フローに係る労働生産性が 10%改善する営業倉庫(特定流通業務施設)への転換を促進することができる。これに より、社会問題となっているトラックドライバーの長時間労働の一因である荷 待ち時間の削減を図ることができ、省力型の物流体系の構築に寄与するこ とができる。
物流業の中でも倉庫業については、既設の営業倉庫が約26千棟(平成25年度)あるところ、本特例措置により、新設・増設される営業倉庫の2割が特定流通業務施設として整備され、倉庫業の労働生産性の向上が図られることで、政策目的で掲げたサービス産業の労働生産性の伸び率(2020年までに2.0%)にも寄与するものである。

-270- 【H29 国交01】

											-				
有効性	1	適用数等	〇 適用対象体												
等			《適用額の推稿		1額)》			(単位:百	万円) 					
			年度 区分	平成 26	27	28	29	30	31	32					
			E71		20	57	66								
			適用対象件数	20	71	77	87								
			適用額	619	719										
			(注)1 本表は当該年度に本制度が適用されるすべての適用対象件数及び												
				適用額を示したもの。(本制度の適用期間は5年間であり、適用を受ける過去5年分全ての適用対象を集計。)											
				る適去5年分全での適用対象を集計。) 2 平成26年度・27年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結											
				2 千成20千度・27千度の美額は、「植枕村が指直の旭州美感調査が結果に関する報告書(平成29年2月国会提出)」による。											
				采に関する報告書(平成 29 年2月国会徒四月)による。 3 平成 28 年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適											
			用を希望	3 平成28年度は、初流総合効率化法の総定美積のつち、本指直の適用を希望する案件の適用対象件数及び適用額について、本措置の適											
										の認定申					
					生計(平月	戈 29 年度	ほは、平成	230 年度	の適用額	長に同額を					
			計上。)。 4 算定机		\アは B	11 公元 44 1722									
			4 并足1	X Dei C D	, , , ,	1 ML 25 NA 6									
			《適用額の推	移(単年)	度)》			(単位:件	、百万円)					
			年度	平成											
			区分	26	27	28	29	30	31	32					
			適用対象件数	14	10	7	20	20	20	20					
			適用額	73	54	103	154	154	154	154					
			(注)1 本表に	は当該年原	度が適用	初年度と	なる適用	対象件数	女・適用額	を示した					
			もの。 2 平成 2	600 Æ	庄(十 /////	本	- 変ル:土/	で到中中	结のこと	★世罢/	_				
										、本相 恒 0 成 30 年度					
										、平成 30					
			年度の	適用対象	件数•適	用額と同	数•同額	を計上。)	0						
			3 平成2	6 年度•2	7年度の	実績は、	「租税特」	別措置の	適用実態	影調査の網	吉				
			果に関する報告書(平成29年2月国会提出)」によると、前者が適用対												
			象件数 20 件・適用額 108 百万円、後者が適用対象件数 20 件・適用額												
			131 百万円となっている。本表では、当該年度が適用初年度となる適用 対象件数及び適用額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績												
			対象件数及び週用観を登理するにめ、物流総合効率化法の認定美額 に基づく数値を記載した(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関												
			l							内訳が不					
			明である	るため、当	該年度	が適用初	年度とな	る適用対	象件数及	及び適用					
			額を推	計すること	こができた	い。)。					_				

4 算定根拠については、別紙参照。

≪僅少、偏りがないか≫

平成 17 年度から平成 28 年度までの物流総合効率化法による認定件数 は 308 件(旧法 301 件、新法7件)、そのうち、税制特例措置を利用した事業者は 86 者(新設・増設倉庫証明書発行ベース)であり、約 28%が本措置を利用していることから、僅少、偏っているとは言えない。

② 減収額 〇 減収額

《減収額の推移(総減収額)》

(単位:百万円)

年度	平成						
減収額	26	27	28	29	30	31	32
法人税	28	31	97	117	125	144	167
法人住民税	4	4	13	15	16	10	12
法人事業税	7	9	28	34	36	59	69
地方法人特別税	3	4	12	15	16	0	0

- (注)1 本表は当該年度に本制度が適用されるすべての減収額を示したもの。(本制度の適用期間は5年間であり、適用を受ける過去5年分全ての減収額を集計。)
 - 2 平成26年度・27年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成29年2月国会提出)」に基づき推計。
 - 3 平成28年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の法人税等の減収額について、本措置の適用期間(5年間)分を累計し、推計。平成30年度以降は、同法の認定申請状況に基づき推計(平成29年度は、平成30年度の適用額と同額に、当該年度の税率を乗じて計上。)。
 - 4 算出根拠については、別紙参照。

《減収額の推移(単年度)》

(単位:百万円)

(12.23)													
年度 区分	平成 26	27	28	29	30	31	32						
法人税	19	13	24	36	36	36	36						
法人住民税	2	2	3	5	5	3	3						
法人事業税	5	4	7	10	10	15	15						
地方法人特別税	2	2	3	5	5	0	0						

- (注)1 本表は当該年度が適用初年度となる減収額を示したもの。
 - 2 平成 26~28 年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置 の適用を希望する案件の法人税等の減収額を推計。平成 30 年度以降 は、同法の認定申請状況に基づき推計(平成 29 年度は、平成 30 年度 の適用額と同額に、当該年度の税率を乗じて算出。)。
 - 3 平成26年度・27年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成29年2月国会提出)」によると、前者が適用額108百万円、後者が適用額131百万円となっている。本表では、当該年度が適用初年度となる減収額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成29年2月国会提出)」の数値は、年度毎の内訳

が不明であるため、当該年度が適用初年度となる法人税等の減収額を 推計することができない。)。

4 算出根拠については、別紙参照。

③ 効果・税収 《効果》 減是認効

〇 達成目標の実現状況

(単位·插 件 %)

						(単12):	棵、仵、%
年度区分	平成 26	27	28	29	30	31	32
新設·増設倉庫 棟数	80	65	72	100	100	100	100
認定件数(旧法)	36	32	12	-	-	_	-
認定件数(新法)	-	-	7	20	20	20	20
認定件数(合計)	36	32	19	20	20	20	20
税制特例措置の 適用対象件数 (旧法)	14	10	4	-	-	-	-
税制特例措置の 適用対象件数 (新法)	-	1	3	20	20	20	20
税制特例措置の 適用対象件数 (合計)	14	10	7	20	20	20	20
新設・増設倉庫棟 数に対する認定件 数の割合	45%	49%	26%	20%	20%	20%	20%
新設・増設倉庫棟 数に対する税制特 例措置の適用対象 件数の割合	18%	15%	10%	20%	20%	20%	20%

- (注)1 平成 26~28 年度は、実績値(国土交通省調べ)。平成 30 年度以降 は、物流総合効率化法の認定申請状況に基づき推計(平成29年度は、 平成30年度と同数を計上。)。
 - 2 算出根拠については、別紙参照。

≪適用実績に関する情報を用いない理由≫

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における割増償却 制度の適用件数等は、同制度の5年間の適用期間のうち、当該年度に適用さ れる延べ件数等を集計したものである。一方で、達成目標の実現状況を検証 するためには、当該年度の新設・増設倉庫棟数と本措置の単年度の適用対 象件数を比較する必要があるため、本表での記載は当該年度が適用初年度 となる適用対象件数とした。

(1)達成目標の実現状況

平成 28 年度に新設・増設された倉庫数のうち、同法の規模要件を満たし た営業倉庫の棟数は72棟である。また、同法の認定を受けたものは19件 であり、このうち、本措置の対象件数は7件である(認定件数19件のうち12 件は、本措置の要件を満たさない。)。

一方で、平成28年度における本措置の対象件数が7件にとどまった理由

- ① 平成28年10月1日に改正物流総合効率化法及び本措置(新制度)が 施行され、この要件として、「トラック予約受付システム」が追加されたと ころ、同システムは、導入初期の段階であり、新しい取組として、物流 業界への周知を進める途上にあること
- ② 物流施設におけるトラックの荷待ち時間は、物流施設側の責任ではな く、あくまでもトラック側・荷主側の問題として捉える傾向が強く、施設側 の費用負担により、荷待ち時間を削減しようとする考えが乏しかったこ
- ③ 改正物流総合効率化法の認定要件として、「2以上の者の連携」を追 加したが、元来、物流業界では、同業他社は競争相手であるとの考え が強く、連携することに対する理解が進まなかったこと 等 が考えられる。

改正物流総合効率化法の施行から半年以上が経過し、本措置による支 援も含め、新制度が物流業界に浸透してきており、平成29年度は、平成29 年8月15日時点で、10件以上の認定が見込まれている。

(2)租税特別措置の延長による達成目標の実現の見込み

1年間に新設・増設した倉庫 100 棟のうち、輸送フローに係る労働生産性 が 10%向上する倉庫(特定流通業務施設)を 20 棟(新設・増設棟数の 20%) 整備することにより、当該年度に新設・増設した倉庫全体で2%(=10%×20%) の労働生産性の向上が見込まれるため、「租税特別措置等により達成しよう とする目標」を達成することができる。

【算出根拠】

① 物流総合効率化法の認定制度について

物流総合効率化法では、「物資の流通に伴う労働投入量の削減」を図 り、物流分野における労働生産性の向上を図ることとしている(流通業務 総合効率化事業の実施に関する基本的な方針(基本方針)第2・1・(4))。 具体的には、特定流通業務施設におけるトラックバース・荷さばきスペ

ース不足の解消及び事業者間コミュニケーションの円滑化を図るため、

- ・ 2以上の者の連携
- 「大型車対応荷さばき・転回場」の設置
- 「高規格バース」の設置
- ・「トラック予約受付システム」の導入(到着時刻表示装置の設置)等 を認定要件とした。また、特定流通業務施設における「荷待ち時間の削減 目標」を掲げることとし、「概ね無駄な待機がない状態となることが見込ま れること (基本方針第2·1·(4)) を認定要件とした。

物流総合効率化法では、これらの認定要件を通じて、荷待ち時間が発 生しない特定流通業務施設の整備を図ることとしている。

- ② 特定流通業務施設における労働生産性向上の考え方について
- (ア)物流分野における労働生産性については、平成28年5月18日に開 催された「第7回物流問題調査検討会」において、「就業者1人・1時 間当たりの付加価値額」を主要指標として設定したところ。

(物流分野における労働生産性の算出方法) 労働生産性=付加価値額÷(就業者数×1人当たり平均労働時間)

(イ)「トラック輸送状況の実態調査(平成28年国土交通省・全日本トラッ

-272- 【H29 国交01】

ク協会)」によると、トラックの荷待ち時間は、1運行当たり平均1時間45分であり、全体の約60%で1時間以上の荷待ちが発生している。一方で、物流総合効率化法の認定を受けた倉庫(特定流通業務施設)は、「省力化設備を備えていること」、当該施設におけるトラックの荷待ち時間として「概ね無駄な待機がない状態となることが見込まれること」等を認定要件としており、1時間程度の荷待ち時間の削減が見込まれる。

- (ウ)「平成28年度賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」によると、トラックドライバーの月当たりの労働時間は208時間であり、労働日を22日(月当たりの拘束時間上限293時間/1日当たりの基本的拘束時間13時間)とすると、トラックドライバーの1日当たり平均労働時間は約10時間となる。
- (エ)上記(ア)~(ウ)より、1時間程度の荷待ち時間が削減される倉庫である特定流通業務施設を整備することにより、同施設に入出庫するトラックドライバーの労働時間が10時間から9時間に1時間削減されれば、付加価値額と就業者数が不変とした場合、労働生産性は1/10⇒1/9となり、約10%向上する。
- (オ)以上により、特定流通業務施設は、「労働生産性が 10%向上する倉庫」として位置付けることができる。
- ③ 「1年間に新設・増設した倉庫100棟」の考え方について 直近の過去3年間(平成26年度~平成28年度)に新設・増設された倉 庫数のうち、物流総合効率化法の規模要件を満たした営業倉庫の棟数 は、平均72棟である。これに基づき、1年間に新設・増設する倉庫を100 棟として、労働生産性に係る試算を行うこととする。

(新設・増設倉庫棟数の推移)

年度 区分	平成 26	27	28	平均	
新設·増設倉庫棟数	80	65	72	72	

④ 特定流通業務施設の整備件数の目標について

平成 29 年度における税制特例措置の適用件数は、10 件以上を見込んでいる(平成 29 年8月 15 日時点における物流総合効率化法の認定申請状況による。)。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を加速するため、平成 30 年度以降は、その2倍の毎年度 20 件の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(3)本措置の効果

本措置により、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等への立地、一定の規模や省力化設備といった物流総合効率化法の要件を満たした特定流通業務施設を平成28年度に7棟整備することができた。

また、本措置の効果について、平成28年度に改正物流総合効率化法の認定を受けた事業者(3者)に対してアンケート・ヒアリングを行ったところ、そのうちトラック予約受付システムを導入することとした2者から、本措置がなかった場合、「「トラック予約受付システム」等の省力化設備を備えた倉庫を整備しなかった」との回答であったことから、本措置の直接的効果は7棟×2/3=5棟と推測される。

特に、トラック予約受付システム等の省力化設備を備えた倉庫(特定流通 業務施設)は、改正物流総合効率化法(平成28年10月1日施行)により、初 めて要件化され、併せて本措置の対象となったところである。

業界団体によると、本措置の対象となる営業倉庫におけるトラック予約受付システムの導入については、改正物流総合効率化法の施行時では一般的ではなく、現在でも導入初期の段階であるとのことである。今回のアンケート・ヒアリング調査の結果により、本措置のインセンティブ効果が認められたところであり、現在における同システムの普及状況を勘案すると、本措置による特定流通業務施設の整備に対するインセンティブとしての効果は、今後も見込まれるものと考えられることから、平成29年度から平成32年度までの本措置の直接的効果は、毎年20棟×2/3=13棟と推測される。今後、予測される直接的効果が発現するかを検証するため、対象事業者や業界団体へのアンケート・ヒアリング等を実施する。

《本措置の効果の検証方法》

本措置の効果については、以下により検証を行った。

- ① 本措置対象事業者に対するアンケート・ヒアリング調査
- ② 業界団体に対する倉庫業界の状況(トラック予約受付システム等省力化設備の普及状況)に係るヒアリング 等

《税収減を是認するような効果の有無》

本措置により、

- ① 輸送フローに係る労働生産性の改善が図られた倉庫(特定流通業務施設)の整備の促進
- ② 導入初期段階にある「トラック予約受付システム」の導入の促進が図られている。

特に、「トラック予約受付システム」については、改正物流総合効率化法において初めて要件化され、本措置による支援により、物流業界に本格的な導入が進んだ新しい仕組みである。

従来から、営業倉庫におけるトラックの入出庫では、到着順で貨物の積卸しを行うことが一般的な慣行となっている。多くの営業倉庫では、早朝などの一定の時間帯にトラックの到着が集中し、長時間の「荷待ち時間」が発生しており、トラックドライバーの長時間労働の一因となっている。

「トラック予約受付システム」には、トラックの倉庫への到着予定時刻を事前 予約することにより、倉庫に到着する時間を分散化・平準化する効果がある が、これに加えて、「2以上の者の連携」、「特定流通業務施設におけるトラック バース等の不足を解消するための設備」や「荷待ち時間削減目標の設定」等 の改正物流総合効率化法の認定要件と一体的に取り組むことにより、特定流 通業務施設におけるトラックドライバーの荷待ち時間の削減を図ることができ る。

本措置を要望した平成 28 年度税制改正要望(平成 27 年度)時点では、「トラック予約受付システム」と類似のシステムを実験的に導入している倉庫業者が3者存在しているのみであった(業界団体調べ)。平成 28 年 10 月に改正物流総合効率化法及び本措置が施行されてから平成 29 年8月 15 日までの間に、本措置を利用して、新たに5者が「トラック予約受付システム」を含む省力化設備を導入した特定流通業務施設の整備を行うとして、認定を受けたところであり、毎年度 20 件以上の整備を目標としている。

本措置の減収額は、平成30年度・31年度ともに、各年度約36百万円を見込んでいる。また、各年度20件の適用を目標としており、1件当たりの減収額は、年間約1.8百万円、5年間合計で約9百万円となる。

一方で、一般的な営業倉庫から「トラック予約受付システム」等の省力化設

				備を備えた特定流通業務施設に転換する場合、1件当たり13百万円~40百万円程度の追加的なコスト負担が発生するが、本措置がインセンティブとなり、輸送フローにおける労働生産性の向上が図られた特定流通業務施設の整備が促進されているところである。これにより、同施設におけるトラックの荷待ち時間の削減等を図ることにより、トラックドライバーの長時間労働の改善による労働生産性の向上に寄与するとともに、省労働力型の物流体系を構築し、もって我が国の産業や国民生活に必要な物流の安定的かつ持続的な確保を図ることができる。以上により、本措置は、減収額を上回る効果が見込まれ、政策目標の実現に寄与するものとして、税収減を是認する効果が認められる。
10	相当性	1	租税特別 措置べき 妥当性等	本措置は、物流総合効率化法の認定事業者が、同法の認定を受けた総合 効率化計画に基づき、倉庫用建物等を新たに取得した場合に限定しており、 かつ、措置の内容は、課税の直接的な減免ではなく、課税の繰り延べであるこ とから、省労働力型の物流体系を構築するためのインセンティブを与えるとい う政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。 また、本措置は、法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、要件を満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能である。このため、 ① 予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高いこと ② 特定流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備 まで一定期間を要するため、単年度の予算措置の場合、事業者が施設整備計画を立てることが容易ではないこと から、補助金等と比較して手段としての妥当性が認められる。
		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	計画策定経費に係る補助金を予算要求中(モーダルシフト等推進事業)(85百万円の内数)。 本措置に係る事業の計画立案段階において、上記計画策定経費に係る補助金を活用することにより、事業への参入機会の動機付けを行う。
		3	地方公共 団体が協 カする相 当性	固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を要望。 トラックドライバー不足・長時間労働の是正への対応や省労働力型の物流体系の構築は、地方公共団体においても重要な課題であり、対応が必要不可欠である。また、特定流通業務施設は、保管・荷さばき及び流通加工を一体的に行うものであり、多くの地域雇用を創出するため、地域活性化の観点から、整備が必要である。 以上により、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
11	有識者の)見	解	-
12	前回の事 後評価の		評価又は事 施時期	平成 27 年 8 月 (H27 国交 01)

【H29 国交01】

別紙

適用実績等の算定根拠

項目:物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措 置の延長

(積算根拠)

1. 平成 26 年度

(1)件数

平成 26 年度における税制特例措置の適用対象件数は、14 件(普通倉庫 11 件、冷蔵倉庫 3 件)である。適用額及び減収額は以下のとおり。

- (2) 適用額(割増償却額)、減収額
 - ① 取得価格:認定実績に基づき算出
 - ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
 - ③ 減 収 額 = 割増償却額 × 税率 (25.5%)
 - ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率(12.9%)
 - ⑤ 法人事業税 (所得割) = 割増償却額 × 税率(6.7%)
 - ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率(43.2%)

(単年度)	(1)									
	件 数	取得価格	償却率		割增	割増償却額 (適用額)	法人税減収額	法人住民税減収額	法人事業税 (所得割)	
	IT 90	AX 14 IIII 111	耐用年数	定額法	償却率	(A) × (B) × C)	(D) × 税率	(E) × 税率	減収額 (D)×税率	減収額 (G)×税率
			4-30				25. 50%	12.90%	6.70%	43. 20%
\		(A)		(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
営業倉庫										
普通倉庫	11	19, 775. 1	31	0.033	10%	65.3	16.6	2. 1	4.4	1.9
冷蔵倉庫	3	1, 603.8	21	0.048	10%	7.7	2. 0	0.3	0.5	0. 2
숨 計	14	21, 378. 9				73.0	18. 6	2. 4	4.9	2. 1

2. 平成 27 年度

(1)件数

平成 27 年度における税制特例措置の適用対象件数は、10 件(普通倉庫8件、冷蔵倉庫2件)である。適用額及び減収額は以下のとおり。

- (2) 適用額(割増償却額)、減収額
 - ① 取得価格:認定実績に基づき算出
 - ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率(10%)
 - ③ 減 収 額 = 割増償却額 × 税率 (23.9%)
 - ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率(12.9%)

訓 紙

- ⑤ 法人事業税 (所得割) = 割増償却額 × 税率(6.7%)
- 6 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率(43.2%)

(単年度)										(百万円)
	件数	(賞: 取得価格		償却率		割増償却額 (適用額)	法人税減収額	法人住民税 減収額	法人事業税 (所得割)	地方法人 特別税
	11 30		耐用年数	定額法	償却率	(A) × (B) × C)	(D) × 税率	(E)×税率	減収額 (D)×税率	減収額 (G)×税率
			4-30				23.90%	12.90%	6.70%	43. 20%
\		(A)		(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
営業倉庫										
普通倉庫	8	15, 137. 0	31	0.033	10%	50.0	11.9	1.5	3.3	1.4
冷蔵倉庫	2	827. 0	21	0.048	10%	4. 0	0. 9	0.1	0.3	0. 1
슴 計	10	15, 964. 0				53. 9	12. 9	1.7	3.6	1.6

3. 平成 28 年度

(1)件数

平成 28 年度における税制特例措置の適用対象件数は、7件(普通倉庫5件、冷蔵倉庫2件)である。適用額及び減収額は以下のとおり。

- (2) 適用額(割増償却額)、減収額
 - ① 取得価格:認定実績に基づき算出
 - ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
 - ③ 減 収 額 = 割増償却額 × 税率(23.4%)
 - ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率(12.9%)
 - ⑤ 法人事業税 (所得割) = 割増償却額 × 税率(6.7%)
 - ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率(43.2%)

(単年度)	単年度) (百)												
	件数	取得価格	償却	割增				法人住民税 減収額	法人事業税 (所得割)	地方法人 特別税			
	17 80	AX IV IM 1D	耐用年数	定額法	償却率	(A) × (B) × C)	減収額 (D)×税率	(E) × 税率	減収額 (D)×税率	減収額 (G)×税率			
							23.40%	12.90%	6.70%	43. 20%			
		(A)		(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)			
営業倉庫													
普通倉庫	普通倉庫 5		31	0.033	10%	77. 7	18. 2	2.3	5. 2	2. 3			
冷蔵倉庫	2	5, 187. 0	21	0.048	10%	24. 9	5. 8	0.8	1.7	0.7			
숨 計	7	28, 745. 0				102. 6	24. 0	3.1	6. 9	3. 0			

4. 平成 29 年度

(1) 件数

平成29年度における税制特例措置の適用対象件数は、10件以上を見込んでいる(平成29年8月15日時点における物流総合効率化法の認定申請状況による。)。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を加速するため、平成30年度以降は、その2倍の毎年度20件(普通倉庫15件、冷蔵倉庫5件)の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

- (2) 適用額(割増償却額)、減収額
 - ① 取得価格 = 平均取得価格*× 件数(見込み)
 - ※ 業界団体による約2,000者を対象としたアンケート調査による。
 - ・ 普通倉庫:1,984 百万円 × 15 件 = 29,760 百万円
 - ・ 冷蔵倉庫:2,324 百万円 × 5件 = 11,620 百万円
 - ※ 普通倉庫、冷蔵倉庫の件数は、過去3年間(平成26年度~28年度)の普通倉庫と冷蔵倉庫の割合の平均(普通倉庫:77.4%、冷蔵倉庫:22.6%)を件数見込みに乗じて算出。

普通倉庫: 20 件 × 77.4% = 15 件 冷蔵倉庫: 20 件 × 22.6% = 5 件

- ② 割増償却額 = 取 得 価 格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
- ③ 減 収 額 = 割増償却額 × 税率 (23.4%)
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率(12.9%)
- ⑤ 法人事業税 (所得割) = 割増償却額 × 税率(6.7%)
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率(43.2%)

(単年度)										(百万円)
	件 数	取得価格	償却	中率	割増	割増償却額 (適用額)	法人税減収額	法人住民税減収額	法人事業税 (所得割)	地方法人 特別税
	1+ 30	拟钙咖馅	耐用年数	定額法	償却率	(A) × (B) × C)	·減·収·額 (D)×税率	減収額 (E)×税率	減収額 (D)×税率	減収額 (G)×税率
			4-30				23.40%	12.90%	6.70%	43. 20%
		(A)		(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
営業倉庫										
普通倉庫	15	29, 760. 0	31	0. 033	10%	98. 2	23. 0	3.0	6.6	2.8
冷蔵倉庫	5	11, 620. 0	21	0.048	10%	55. 8	13. 1	1.7	3.7	1.6
숨 計	20	41, 380. 0				154. 0	36. 0	4.6	10.3	4. 5

」紙

5. 平成30年度

(1)件数

平成29年度における税制特例措置の適用対象件数は、10件以上を見込んでいる(平成29年8月15日時点における物流総合効率化法の認定申請状況による。)。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を加速するため、平成30年度以降は、その2倍の毎年度20件(普通倉庫15件、冷蔵倉庫5件)の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

- (2) 適用額(割増償却額)、減収額
 - ① 取得価格 = 平均取得価格*× 件数(見込み)
 - ※ 業界団体による約2,000者を対象としたアンケート調査による。
 - ・ 普诵倉庫: 1.984 百万円 × 15 件 = 29.760 百万円
 - ・ 冷蔵倉庫: 2.324 百万円 × 5件 = 11.620 百万円
 - ※ 普通倉庫、冷蔵倉庫の件数は、過去3年間(平成26年度~28年度)の普通倉庫と冷蔵倉庫の割合の平均(普通倉庫:77.4%、冷蔵倉庫:22.6%)を件数見込みに乗じて算出。

普通倉庫: 20 件 × 77.4% = 15 件 冷蔵倉庫: 20 件 × 22.6% = 5 件

- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
- ③ 減 収 額 = 割増償却額 × 税率 (23.2%)
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率(12.9%)
- ⑤ 法人事業税 (所得割) = 割増償却額 × 税率(6.7%)
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率(43.2%)

(単年度)										(百万円)
	件数	取得価格	償却	印率	割増	割増償却額 (適用額)	法人税減収額	法人住民税 減収額	法人事業税 (所得割)	特別税
	17 80	AX IV IM 1D	耐用年数	定額法	償却率	(A) × (B) × C)	(D) × 税率	(E)×税率	減収額 (D)×税率	減収額 (G)×税率
							23. 20%	12.90%	6.70%	43. 20%
		(A)		(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
営業倉庫										
普通倉庫	15	29, 760. 0	31	0.033	10%	98. 2	22. 8	2.9	6.6	2. 8
冷蔵倉庫	5	11, 620. 0	21	0.048	10%	55. 8	12. 9	1.7	3.7	1.6
合 計	20	41, 380. 0				154. 0	35. 7	4. 6	10.3	4. 5

6. 平成 31 年度以降

(1) 件数

平成29年度における税制特例措置の適用対象件数は、10件以上を見込んでいる(平成29年8月15日時点における物流総合効率化法の認定申請状況による。)。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を加速するため、平成30年度以降は、その2倍の毎年度20件(普通倉庫15件、冷蔵倉庫5件)の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

- (2) 適用額(割増償却額)、減収額
 - ① 取得価格 = 平均取得価格*× 件数(見込み)
 - ※ 業界団体による約2,000者を対象としたアンケート調査による。
 - ・ 普通倉庫:1,984 百万円 × 15 件 = 29,760 百万円
 - ・ 冷蔵倉庫: 2,324 百万円 × 5件 = 11,620 百万円
 - ※ 普通倉庫、冷蔵倉庫の件数は、過去3年間(平成26年度~平成28年度)の普通倉庫と冷蔵倉庫の割合の平均(普通倉庫:77.4%、冷蔵倉庫:22.6%)を件数 見込みに乗じて算出。

普通倉庫: 20 件 × 77.4% = 15 件 冷蔵倉庫: 20 件 × 22.6% = 5 件

- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
- ③ 減 税 額 = 割増償却額 × 税率 (23.2%)
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率(7.0%)
- (5) 法人事業税(所得割) = 割増償却額 × 税率(9.6%)
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率(0.0%)

(単年度)										(百万円)
	件数	取得価格	償却	印率	割增	割増償却額 (適用額)	法人税減収額	法人住民税 減収額	法人事業税 (所得割)	
	17 80	AX IV IIII TI	耐用年数	定額法	償却率	(A) × (B) × C)	(D)×税率	(E)×税率	減収額 (D)×税率	減収額 (G)×税率
							23. 20%	7. 00%	9.60%	0.00%
		(A)		(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
営業倉庫										
普通倉庫	15	29, 760. 0	31	0. 033	10%	98. 2	22. 8	1.6	9.4	0.0
冷蔵倉庫	5	11, 620. 0	21	0.048	10%	55. 8	12.9	0.9	5.4	0.0
合 計	20	41, 380. 0				154. 0	35. 7	2.5	14.8	0.0

7. 減収額の累計額(5年間)

(1) 平成 26 年度・27 年度の適用額

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成29年2月国 会提出)」の適用額(平成26年度108百万円、平成27年度131百万円)に、 普通倉庫と冷蔵倉庫の割合(※)を乗じて算出。

				(単位:百万円)
年度	倉庫の種類	「租税特別措置の適用 実態調査の結果に関す る報告書(平成29年2 月国会提出)」の適用額	普通倉庫・冷蔵倉庫 の割合	適用額(推計)
26	普通倉庫	108	72.0% 28.0%	
27	普通倉庫	131	72.0%	
21	冷蔵倉庫	131	28.0%	30

※ 普通倉庫・冷蔵倉庫の割合については、直近過去5年間(平成24年度~ 28年度)の租税特別措置の適用対象件数(国土交通省データ)に基づき、 普通倉庫と冷蔵倉庫の割合算出。

	租税特別措置の適用対象件数 (平成26年度~28年度)	普通倉庫・冷蔵倉庫の 割合
普通倉庫	41	72.0%
冷蔵倉庫	16	28.0%
合計	57	100.0%

(2) 法人税等の減収額

上記3~6及び上記7(1)に基づき、平成26年度から平成32年度まで の減収額の累計額(5年間)を推計。

平成 26 年度・27 年度については、上記7(1)の適用額を基礎として、 各年度の法人税等各税目の税率を乗じて算出。

- 法人包辦恐續 — 取得価格 × 資却率 × 10% × 松率 (資却率: 管温金ρ0.035、冷酸金ρ0.048) - 法人任民党政党權 — 法人政政党權 × 松率 - 法人等原役(所得制) — 新智俊申報(通用報) × 农率 - 北方法人特別党 — 法人者和民作等制)の政党版 × 农率

<普通1	本																	(単位:	百万円)
	取得年度							課稅対象額	割地質却報	法人税率		法人住民	税	法人事業科	党(所得割)	地方法人	特別税	法人事業税(付加価値割)
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	IX-0(2) K-0g	(道用級) 税		減収額	税率	減収額	税率	減収額	税率	減収額	税率	減収額
取得価格	19,775	15,137	23,558	29,760	29,760	29,760	29,760												
26年度	-							-	77.8	25.5%	19.8	12.9%	2.6	6.7%	5.2	43.2%	2.3	0.0%	0.0
27年度	-	-						-	94.3	23.9%	22.5	12.9%	2.9	6.7%	6.3	43.2%	2.7	0.0%	0.0
28年度	19,775	15,137	23,558					88,679	292.6	23.4%	68.5	12.9%	8.8	6.7%	19.6	43.2%	8.5	0.0%	0.0
29年度	19,775	15,137	23,558	29,760				109,617	361.7	23.4%	84.6	12.9%	10.9	6.7%	24.2	43.2%	10.5	0.0%	0.0
30年度	19,775	15,137	23,558	29,760	29,760			117,990	389.4	23.2%	90.3	12.9%	11.7	6.7%	26.1	43.2%	11.3	0.0%	0.0
31年度		15,137	23,558	29,760	29,760	29,760		127,975	422.3	23.2%	98.0	7.0%	6.9	9.6%	40.5	0.0%	0.0	0.0%	0.0
32年度			23,558	29,760	29,760	29,760	29,760	142,598	470.6	23.2%	109.2	7.0%	7.6	9.6%	45.2	0.0%	0.0	0.0%	0.0

<冷蔵倉庫> 減税額 = 取得価格 × 0.048 × 10% × 法人税率

<冷蔵1	本																	(単位:	百万円)
	取得年度							課税対象	料地質却報	法人税率	Sub-ster 600	法人住民	税	法人事業科	说(所得割)	地方法人	特別税	法人事業税(付加価値割)
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	a木代(2) (9	(適用額)	本人代年	湖北北京	税率	減収額	税率	減収額	税率	減収額	税率	減収額
取得価格	1,604	827	5,187	11,620	11,620	11,620	11,620												
26年度	-							-	30.2	25.5%	7.7	12.9%	1.0	6.7%	2.0	43.2%	0.9	0.0%	0.0
27年度	-	-						-	36.7	23.9%	8.8	12.9%	1.1	6.7%	2.5	43.2%	1.1	0.0%	0.0
28年度	1,604	827	5,187					25,503	122.4	23.4%	28.6	12.9%	3.7	6.7%	8.2	43.2%	3.5	0.0%	0.0
29年度	1,604	827	5,187	11,620				28,740	138.0	23.4%	32.3	12.9%	4.2	6.7%	9.2	43.2%	4.0	0.0%	0.0
30年度	1,604	827	5,187	11,620	11,620			30,858	148.1	23.2%	34.4	12.9%	4.4	6.7%	9.9	43.2%	4.3	0.0%	0.0
31年度		827	5,187	11,620	11,620	11,620		40,874	196.2	23.2%	45.5	7.0%	3.2	9.6%	18.8	0.0%	0.0	0.0%	0.0
32年度			5.187	11.620	11.620	11.620	11.620	51,667	248.0	23.2%	57.5	7.0%	4.0	9.6%	23.8	0.0%	0.0	0.0%	0.0

<減収額合計>							(単位	:百万円)
税目	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
法人税	適用額	108.1	131.0	415.1	499.7	537.5	618.5	718.6
	減税額	27.5	31.3	97.1	116.9	124.7	143.5	166.7
法人住民税	減税額	3.6	4.0	12.5	15.1	16.1	10.0	11.7
法人事業税(所得割)	減税額	7.2	8.8	27.8	33.5	36.0	59.4	69.0
地方特別税	減税額	3.1	3.8	12.0	14.5	15.6	0.0	0.0

(評価実施府省:国土交通省)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29国交02)

Н6

過去の政策評価の実績 H23国交03、H26国交11

【基本情報】

制度名(措置名)					譲渡した場合の調整譲渡した場合の			別控除の延長							
	平成27年度時点	土地等が宅	地造成事業等	により買い取られ	1、対価又は交換	資産の取得	をした場合には	、その譲渡益の額	頭の範囲内で1	1,500万円の	持別控除が	できる。			
措置の内容	平成28年度税制改正以後	従前どおり													
	平成29年度税制改正以後	従前どおり													
政策目的	策目的		確保と暮らしやす 回域再生を推進		良質な住宅ストック	クの形成を促進	進する。								
			義務対象					努力義務対象							
評価対象税目		法人税	法人住民税	法人事業税											
関係条項		措法第65条	その4、第68条	075							·	•			
要望内容及び	区分	措置の適用	期限を平成33	年3月31日まで	で3年間延長する。	0								区分	延長

【総括表】

創設年度

190	拉衣』				和粉蜡	特別措置等の	適用室能													ī	日税特別は	置等によ	って達成しよ	うする日標と	その宝祖サ	学说 (効里)							
		適用件数	X	(参考) 適用実態調査における適	=	減収額		(参考) 適用実態調 査における適 用額の上位		減収額		(参考) 適用実態調査に おける租税特別 措置ごとの影響額	目標①[i		面積水準	未満率4.2		平成33年	都市再生 F度の間に naを整備す	誘発量(、他の施)	平成29年	度から		育て世帯の				重成率の	目標④「子		おける誘	導居住面	積水準達	成率の
		法人税・化	H)	用件数(法 人税·件)		法人税・百万		10社割合 (法人 税·%)		三税·地方法人特	9566(-8/219)	(地方法人二 税・地方法人特 別税・百万円)	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 (ha)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度	(参考) 平成26年度 評価時の目 標値		将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度	(参考) 平成26年度 評価時の目 標値	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測		実績÷将来予測		将来予測	2404	実績÷将来予測	24.04											が肥						が肥					
H23	2	0	0.0%	72	不明	▲0		24.6%	不明	不明	-	▲81.8	不明	不明	不明	不明	-	9,200	不明	不明	不明	_		不明	不明	不明	不明	_		不明	不明	不明	不明	
H24	2	2	100.0%	78	▲ 7.7	▲ 12.0	156.9%	23.9%	▲3.8	▲ 4.0	104.2%	▲80.3	不明	不明	不明	不明	-	-	不明	30.5	不明	-		不明	不明	不明	不明	-		不明	不明	不明	不明	_
H25	2	0	0.0%	78	不明	▲0	-	22.7%	不明	▲0	-	▲82.9	不明	不明	4.2%	不明	-	-	不明	0	不明	-		不明	不明	42.0%	不明	-		不明	不明	37.0%	不明	-
H26	1	0	0.0%	76	▲ 6.0	▲0	0.0%	23.0%	▲1.9	▲0	0.0%	▲84.5	不明	不明	不明	不明	_	-	不明	不明	不明	-		不明	不明	不明	不明	-		不明	不明	不明	不明	_
H27	1	0	0.0%	83	▲ 6.0	▲0	0.0%	22.6%	▲1.9	▲0	0.0%	▲86.9	不明	不明	不明	不明	1	-	不明	不明	不明	-	50.0%	50.0%	50.0%	不明	不明	-		不明	50.0%	不明	不明	-
H28	1	0	0.0%	-	▲6.0	▲0	0.0%	-	▲1.9	▲0	0.0%	-	不明	不明	不明	不明	-	-	不明	不明	不明	-		不明	不明	不明	不明	-		不明	不明	不明	不明	-
H29	1	-	-	-	▲3.5	-	-	-	▲1.2	-	-	-	不明	不明	-	-	-	16,294	不明	-	-	-		不明	不明	-	-	-		不明	不明	-	-	-
H30	1	-	-	-	▲3.5	-	-	-	▲1.2	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-		不明	不明	-	-	-		不明	不明	-	-	-
H31	1	-	-	-	▲3.5	-	-	-	▲1.2	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-		不明	不明	-	-	-		不明	不明	-	-	-
H32	1	-	-	-	▲3.5	-	-	-	▲1.2	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	200	-	-	-		47.0%	47.0%	-	-	-	50.0%	45.0%	45.0%	-	-	-
Н33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	13,500	-	-	-	-		-	-	-	-	-		-	-	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		-	-	-	-	-
H35~ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	-	-	1	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		-	-	-	1	-

点検結果表

(行政機関名:国土交通省)

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 1,500 万 円の特別控除の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	□新設 □拡充 ■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 【3 号イ関係】達成目標(最低居住面積水準未満率 4.2%(平成 25 年)を早期に解消する)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。
- ② 【3 号イ関係】所期の目標(子育て世帯誘導居住面積水準達成率(大都市圏)の平成26年度評価時における平成32年度目標が50%)から新たな達成目標(同達成率の今回評価時における平成32年度目標が45%)へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 本特例の達成目標は「住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)」に掲げられている成果指標を用いている。当該目標は住生活基本計画の成果指標としても、「早期に解消する」と掲げられているものであり、達成期限は設けられていない。そのため、本特例の達成目標に限り達成時期を明確に示すことは困難である。
- ② 前回評価時は、「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」に掲げられている成果指標を達成目標としていた。平成28年3月の住生活基本計画の改正に際し、達成目標の進捗状況を踏まえ、当該成果指標の水準や達成時期が改正されたため、本特例目標も変更したもの。なお、本特例の達成目標には、住生活基本計画の成果指標の中間的目標として、国土交通省の政策評価体系に掲げられているものを使用している。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 【3 号イ関係】過去の対象地区数(事業件数)(法人税、法人住民税及び法人事業税) 0件(平成26年度から28年度までの計)が前回評価時の将来予測(各年度1件)とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【3 号ロ関係】過去の対象地区数(事業件数)(法人税、法人住民税及び法人事業税)1件(平成26年度から28年度までの計)が前回評価時の将来予測(平成26年度1件、27年度4件、28年度1件)とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

【3 号イ関係】前回評価時の適用見込み事例のうち、1 件は用地の一部が公有地であり、公有地の面積を除くと「一団の土地の面積が5 ヘクタール以上」という要件がわずかに満たされないことが審査中に発覚した。その他の適用見込みは、東日本大震災の被災地の一部地域において宅地需要が逼迫し、福島県いわき市他双葉郡8 市町の首長から、民間事業者による住宅地供給促進に向けた税制要望がなされていたことを受けて適用を見込んでいたもの。しかしながら、その後、被災地の宅地需要や地価上昇の沈静化や、土地区画整理事業による宅地供給の進展などにより、適用に至ることはなかった。

【3 号ロ関係】前回評価時の適用見込みのうち、1地区は地権者交渉の遅れ等により、今回要望期間において適用が見込まれるところ。残り4地区については、地権者の意向の変化等により、適用に至ることはなかった。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 【3 号イ関係】将来の適用数(法人地権者数)(平成29年度から32年度までの法人税)について、別紙の減収見込額推計によると、平成29年度以降、毎年1法人と説明されているが、算定根拠(「自治体へのヒアリング等」の詳細)が明らかにされていない

【3 号ロ関係】将来の適用数(法人地権者数)(平成 29 年度から 32 年度までの法人税) について、別紙の減収見込額推計によると、平成 29 年度以降、毎年 0 法人と説明されているが、算定根拠 (「自治体へのヒアリング等」の詳細) が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

【3 号イ関係】別紙の減収見込額推計に記載のとおり、平成30年度以降も平成24~29年度と同程度の事業が行われると仮定して、将来の減収見込額及び適用数を推計している。

【3 号ロ関係】将来の減収見込額及び適用数についてはイ号と同様に推計している。 なお、適用見込地区数について、本特例による土地の先買いが起こるかどうかは、事業 地区の個別具体的な状況によるため、推計による算出は適切でない。そのため、すべての 都道府県を対象にアンケート調査を行った上で、適用見込みがあると思われる地区につ いて、個別にヒアリングを行い算出している。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 【3 号イ関係】平成24年度から28年度までにおいて、【3 号ロ関係】での適用法人(法人地権者)が1件もないので、全て【3号イ関係】だと思われるが、過去の減収額(平成24年度法人税8百万円、平成24年度法人住民税及び法人事業税4百万円)について、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ② 【3 号イ関係】平成 24 年度から 28 年度までにおいて、【3 号ロ関係】での適用法人 (法人地権者) が 1 件もないので、全て【3 号イ関係】だと思われるが、過去の減収額 (平成 26 年度から 28 年度までの法人税 0 円、平成 26 年度から 28 年度までの法人住民税及び法人事業税 0 円) が前回評価時の将来予測(平成 26 年度から 28 年度までの法人税 4 百万円、平成 26 年度から 28 年度までの法人住民税及び法人事業税 2 百万円) とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 国土交通省が行った認定実績に基づき、減収見込額推計と同様に当時の税率を使用して算出したもの。
- ② 過去の減収額が前回評価時の将来予測とかい離している理由は、認定件数が前回評価時の予測を下回ったため。認定件数の減少理由については、過去の適用数の該当箇所を参照。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 【3 号イ関係】将来の減収額(平成30年度から32年度までの法人税)について、「4 百万円」と算定されているが、税率が23.4%として算定されており、算定に誤りがあ -280- 【H29 国交02】

- る。平成30年度以降は、23.2%なので、別紙と併せて修正されたい。
- ② 【3 号イ関係】将来の減収額(平成30年度から32年度までの法人住民税及び法人事業税)の別紙について、法人住民税の国税部分の税率が23.4%として算定されており、算定に誤りがある。平成30年度以降は、23.2%なので、修正されたい。
- ③ 【3 号イ関係】将来の減収額の基礎となる法人地権者数の見込み(別紙に記載の数字) について、平成24年度から29年度までの平均として「1」と算定しているが、算定に 誤りがある。「0.5」ではないか。

【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書及び別紙を修正。
- ② 評価書及び別紙を修正。
- ③ 地権者数の適用見込みについては、推計のため四捨五入を行い整数で算出している。

【点検結果】

①~③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 【3号イ関係】過去の効果が、年度ごとに把握されていない。
- ② 【3 号イ関係】過去の効果について、「34.7ha、817 戸供給(平成24年度~28年度の合計)」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ③ 【3 号イ関係】過去の効果について、「34.7ha、817 戸供給されており(平成24 年度 ~28 年度の合計)、居住環境の改善等に相応の効果を上げている」と説明されているが、 過去(前回の延長期間)の適用数(法人地権者数)(法人税)は、0件(平成26 年度か ら28 年度まで)であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。
- 【3号ロ関係】過去の効果について、「30.5ha (平成24年度~28年度の合計)の土地区画整理事業施行により優良な住宅地を創出しているところであり、優良な住宅地の供給に対して相応の効果を上げている」と説明されているが、過去(前回の延長期間)の適用数(法人地権者数)(法人税)は、0件(平成26年度から28年度まで)であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。

【国土交诵省の補足説明】

- ① 過去の適用件数に記載のとおり、平成24年度に2件合計34.7ha、817戸の供給があり、以降の適用件数は0である。
- ② 国土交通省にて過去に認定を行った際に実際の事業内容に基づいて把握した事業面 積及び供給戸数の合計値を記載している。
- ③ 【3 号イ関係】本特例は平成29年12月31日までの適用期限で措置されているものであるが、適用期限内に個人23人・1法人が適用となる1事業により19.9ha、290区 画が見込まれており、前回の延長期間の適用件数で判断するのであれば、平成27年度から平成29年度の適用件数により判断すべきである。
- 【3 号ロ関係】地権者は個人・法人のいずれも存在し、本特例の対象として想定されることから、交渉に際しては、いずれに対しても特例が適用されることが土地の円滑な取得のために必要である。平成26~28年度において創出された30.5haの宅地においても、個人・法人の別にかかわらず本特例の適用を見据えた交渉が可能であったことから、事業が円滑に推進され、当該目標に寄与したところであるが、結果として法人に対する適用は無かったもの。

【点檢結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 【3号イ関係】将来の効果が、年度ごとに予測されていない。

② 【3 号イ関係】将来の効果について、「2 地区の適用見込み事例においても 36.5ha、731 戸供給される見込みであり、引き続き目標の達成に向け相応の効果を上げることが見込まれる」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

③ 【3 号ロ関係】将来の効果について、「都市再生誘発量は、平成33 年度までに他の施策と合わせ13,500haとすることを目標としており、本特例の継続により目標の達成を図る必要がある」と説明されているが、予測される将来の適用数(法人地権者数)(法人税)は、0件(平成28年度から32年度まで)であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。

【3 号イ関係】将来の効果について「土地所有者が優良な住宅地を造成しようとする 事業者等に土地を譲渡するインセンティブを与えることで、用地交渉の長期化等による事業コストやリスクを軽減し、事業を円滑に推進する環境を整えることが効果的で ある」と説明されているが、予測される将来の適用数(法人地権者数)(法人税)1 件 (平成28 年度から32 年度まで)と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特 例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。

- ④ 【3 号イ関係】達成目標(誘導居住面積水準以上の住宅を、子育て世帯に対し、全国で1年当たり80千世帯供給する)に対する将来の効果(本特例により1年当たり35世帯の供給が見込まれる)の寄与の割合は0.04%であり、達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ⑤ 【3 号イ関係】将来の効果について、「良好な環境を備えた住宅地が約34.7ha、817 戸供給されており(平成24 年度~28 年度の合計)、居住環境の改善等に相応の効果を上げている」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ①② いずれも国土交通省が自治体や事業者へのヒアリングにより把握した適用見込み事例の内容を記載したもの。平成29年度に1件(19.9ha、290区画)、平成31年度に1件(16.6ha、441区画)適用見込み事例を把握しており、各年にその事業分の宅地面積及び住宅戸数の供給を見込んでいる。
- ③ 【3 号ロ関係】将来の適用数については過年度実績による推計であり、実際は本特例の対象となる土地譲渡は、個人・法人のどちらも対象として想定されるため、地権者交渉に際し、いずれに対しても特例が適用されることが土地の円滑な取得にとって必要である。本特例については今回要望期間においても7地区において適用が見込まれており、当該地区においても個人・法人の別によらずに地権者との交渉を可能とすることで、事業の円滑な推進が図られる。

【3 号イ関係】法人の適用見込み数は1法人であるが、各適用事例では、個人の適用者が法人の適用者を大幅に上回っている。(平成15年度以降の認定事例1件あたり39人)これは、本特例により譲渡される土地の従前の地目の大半が田畑、山林であり、その地権者の多くが個人であるためである。よって、地権者には個人・法人双方が存在するものの、今後の本特例の適用見込者については、その多くが個人であると想定されることから、適用法人数のみをもって本特例の効果を判断すべきものではない。

- ④ 本特例は住生活基本計画などの政策体系の中で、様々な施策の一環として行われているものであり、それらが相まって効果が現れるものである。そのため、本特例のみの個別の目標を設定することは現実的ではなく、達成目標に対する寄与度を数値化する場合、その値が小さくなることはやむを得ないものである。
- ⑤ 本特例が達成目標としている数値を成果指標として、住生活基本計画の目標の実現に向けて、税制措置に限らず様々な施策が実施されており、それらが相まって効果が現れるものである。そのため、それらをすべて数値化し、特定の施策のみの影響を分離することは非常に困難である。また、経済状況等無数の要因をすべて特定し、それらの影響を取り除いた効果を推定することも同様に大きな困難を伴う。少なくとも、本特例の適用事例により供給された宅地面積・住宅戸数は本特例が直接的に影響を及ぼした住宅供給であり、それをもって本特例の効果を推測するほかないと考える。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③~⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目 (1)、(6) 及び(7) に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

【H29 国交02】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	
		り口の行列在隊の延長
2	対象税目	(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)(国税2、地方税 12)
		【新設·拡充· <mark>延長</mark> 】
3	租税特別措置等の内容	『 《内容》
		特定住宅地造成事業等のうち、一団の宅地造成に関する事業及び土地区
		画整理事業として行われる宅地造成事業のために、土地等を譲渡した場
		合、譲渡所得から 1,500 万円を控除する。
		《関係条項》
		租税特別措置法第65条の4第1項第3号
		第2項~第5項
	10 W 40 B	第 68 条の 75
4	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課都市局市街地整備課
5	計画美地時期及び万代 対象期間	T 評価実施時期: 平成 29 年8月 分析対象期間: 平成 24~32 年度
6	租税特別措置等の創言	
	年度及び改正経緯	平成 8年度 拡充・延長 平成 10年度 延長
		平成 13 年度 延長
		平成 16 年度 延長 平成 19 年度 延長
		平成 19 年度 延長
		平成 24 年度 縮減・延長
	VA CO - 11 77 E W CO	平成 27 年度 延長
7	適用又は延長期間	3年間
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその根拠	 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。
		・都市再生・地域再生を推進する。
		《政策目的の根拠》
		【3号イ関係】
		「住生活基本計画(平成 28 年3月閣議決定)」において、「福祉拠点の形成や 街なか居住を進め、(略)どの世代も安心して暮らすことができる居住環境・住
		宅地の魅力の維持・向上」を図ることが基本的な施策として掲げられており、
		本特例は政府の方針に沿うものである。
		【3号口関係】
		土地区画整理法(昭和二十九年五月二十日法律第百十九号)第1条において
		「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的と
		する」旨を定めている。

-282- 【H29 国交02】

② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	【3号イ関係】 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図るに包含 【3号ロ関係】 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含
③ 達成目標 及現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【3 号イ関係】 ・最低居住面積水準未満率 4.2%(平成 25 年)を早期に解消する ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上 全国 : 42%(平成 25 年)→47%(平成 32 年) 大都市圏: 37%(平成 25 年)→45%(平成 32 年) く参考>目標達成のためには誘導居住面積水準以上の住宅を、子育て世帯に対し、全国で1年当たり80千世帯供給する必要があるところ、本特例により1年当たり35世帯の供給が見込まれるため、目標達成に向けた本特例の寄与度を求めると0.04%と推計される。 【3 号口関係】・都市再生誘発量 平成 29 年度から平成 33 年度の間に、他の施策と合わせ 13,500ha を整備する。 〈参考>平成 29 年度から平成 32 年度の間に、本税制措置適用地区で約200ha を整備する見込み。 ※ 我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計。
	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置のインセンティブによって、居住面積や住宅地面積の増加により良好 な居住環境の形成が実現する。また、都市再生・地域再生の推進が図られ る。
9 有効性 ① 適用数等等	【3号イ関係】 平成24年度 2地区(個人88件、法人2件 適用額:30百万円) 平成25年度 0地区 平成26年度 0地区 平成27年度 0地区 平成27年度 0地区 平成28年度 1地区(見込み) 平成30年度 1地区(見込み) 平成31年度 1地区(見込み) 平成31年度 1地区(見込み) 平成31年度 1地区(見込み) で成31年度 1地区(見込み) で成31年度 1地区(見込み)

!!!			
	【3号口関係】		
	平成 24 年度 0地区		
	平成 25 年度 1地区(個人 19 件、法人O件)		
	平成 26 年度 〇地区		
	平成 27 年度 1地区(個人 36 件、法人O件)		
	平成 28 年度 〇地区		
	平成 29 年度 〇地区(見込み)		
	平成30年度 3地区(見込み)		
	平成 31 年度 3地区(見込み)		
	平成 32 年度 1地区(見込み) 		
	 平成 27~29 年度の適用地区は1地区であるが、これは地権者との交渉等に		
	より事業に遅れが生じていることによるものと思われる。また適用件数自体は		
	36 件であることから、適用数及び適用額は想定外に僅少とは言えず、引き続		
	き本税制により、土地区画整理事業における合意形成の円滑化を図る必要が		
	ある。		
	(国土交通省における認定件数による。平成 29 年度以降は、自治体へのヒア		
	リング等による。)		
	※適用実態調査では、租税特別措置法第65条第4項の「特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡が得の特別物際」を体の適用数		
	業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」全体の適用数 が記載されている。本事前評価書は第65条第4項3号について記載したもの		
	であり、適用実態調査には記載されていない内数が、本来記載すべき適用数		
	となるため、上記の通り、当省で把握している適用数を記入している。		
② 減収額	TO STATE OF THE PROPERTY OF TH		
- "X - 1 - 1 - 1	 平成 24 年度 国税 8百万円 地方税 4百万円		
	平成 25 年度 国税 0百万円 地方税 0百万円		
	平成 26 年度 国税 O百万円 地方税 O百万円		
	平成 27 年度 国税 O百万円 地方税 O百万円		
	平成 28 年度 国税 O百万円 地方税 O百万円		
	平成 29 年度 国税 4百万円 地方税 1百万円(見込み)		
	平成30年度 国税 3百万円 地方税 1百万円(見込み)		
	平成 31 年度 国税 3百万円 地方税 1百万円(見込み)		
	平成32年度 国税 3百万円 地方税 1百万円(見込み)		
	(推計方法は別紙に記載)		
	 ※適用実態調査では、租税特別措置法第 65 条第4項の「特定住宅地造成事		
	業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」全体の適用		
	数が記載されている。本事前評価書は第65条第4項3号について記載した		
	ものであり、適用実態調査には記載されていない内数が、本来記載すべき		
	適用数となるため、上記の通り、当省で把握している適用数を記入してい		
	る。		
	適用数となるため、上記の通り、当省で把握している適用数を記入してい		

		3	効果·税収 減是認効 果	《効果》 【3号イ関係】 本措置によって、良好な環境を備えた住宅地が約34.7ha、817 戸供給されており(平成24年度~28年度の合計)、居住環境の改善等に相応の効果を上げている。 今後、平成29年度に1件(19.9ha、290区画)、平成31年度に1件(16.6ha、441区画)適用見込み事例を把握しており、各年にその事業分の宅地面積及び住宅戸数の供給を見込んでいるところ。上記2地区の適用見込み事例により計36.5ha、731 戸の良好な環境を備えた住宅地が供給される見込みであり、引き
				続き目標の達成に向け相応の効果を上げることが見込まれる。 【3号ロ関係】 本措置によって、30.5ha(平成24年度~28年度)の土地区画整理事業施行により優良な住宅地を創出しているところであり、優良な住宅地の供給に対して相応の効果を上げている。 都市再生誘発量は、平成33年度までに他の施策と合わせ13,500haとすることを目標としており、本特例の継続により目標の達成を図る必要がある。
				《税収減を是認するような効果の有無》 優良な住宅地の供給を促進し、国民の居住水準の向上を図るためには、土地所有者が優良な住宅地を造成しようとする事業者等に土地を譲渡するインセンティブを与えることで、用地交渉の長期化等による事業コストやリスクを軽減し、事業を円滑に推進する環境を整えることが効果的である。そのため、本特例の要件を満たす土地の譲渡について、税負担を軽減することが有効である。 【3号イ関係】 住宅着工統計によれば、50 ㎡(4 人の世帯の最低居住水準) 未満の住宅(持家)は、平成28 年度は 1.1%となっており、新たに供給されている住宅は「最低居住面積水準未満率」の改善に資すると考えられ、居住水準の改善が進んでいる上推測されるため、その効果は過去における減収額(平成24 年度:国税8百万円、地方税4百万円)に比して大きいものであることから、税収減を是認することができる。 また、平成29 年度から32 年度までにおいては、各年1地区程度適用を見込んでいるところ、本特例に係る事業により新たに供給されている住宅は「最低居住面積水準未満率」の改善に一定の効果を上げることが見込まれる。その効果は将来における減収見込額(平成29 年度から32 年度までの各年度:国税4百万円・地方税1百万円)に比して大きいものであることから、税収減を是認することができる。
10	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	【3号イ関係】 本特例制度は、優良な宅地開発等の種地の供給者に直接的に軽減措置を講 ずることによって、その供給促進を図るものであることから、他の手段で代替す ることが困難なものであり、本措置は的確かつ必要最低限の措置である。 【3号口関係】
				土地所有者に優良な住宅地造成事業等のために土地を譲渡するインセンティブを与えることによって、合意形成を円滑化し、土地区画整理事業に要する期間の短縮を図るものであることから、本措置は的確かつ必要最小限の措置である。

【H29 国交02】

		② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の 課税の特例措置(所得税・法人税・住民税) 本特例措置は、公的主体が実施する宅地造成事業等と同程度に優良な宅 地造成について認められるものであり、「優良住宅地の造成等のために土
			地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置」の対象となる宅地造成事業より、区画面積や公共施設整備率等、要件が厳しい分、大きな税負担の軽減が措置されている。よって、両制度は明確な役割分担がなされており、両制度が相まって、優良な住宅地等の造成が実現される。
		③ 地方公共 団体が協	本特例により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生
		力する相	の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
		当性	カナッCCにはコロンの。
11	有識者の	D見解	_
12	12 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		平成 26 年8月(国交 11)

-284- 【H29 国交02】

減収額推計

項目 特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の延長 (法人税、法人住民税、法人事業税)

平成24年度

国税(法人税) ▲8百万円

地方税(法人住民税、法人事業税) ▲4百万円

平成25~28年度

国税(法人税) 0百万円

地方税(法人住民税、法人事業税) 0百万円

【推計方法】

- 団の住宅地造成事業 (第3号イ)、土地区画整理事業として行われる宅地造成事業 (第3号ロ) に係る 1,500 万円特別控除の適用実績は、以下のとおり。

第3号イ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数
平成24年度	2	8 8	2
平成25年度	0	0	0
平成26年度	0	0	0
平成27年度	0	0	0
平成28年度	0	0	0

第3号口	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数
平成24年度	0	0	0
平成25年度	1	1 9	0
平成26年度	0	0	0
平成27年度	1	3 6	0
平成28年度	0	0	0

平成25~28年度の法人地権者数は0であり、減収額は0となる。 平成24年度の法人地権者数は2であり、1法人あたりの減収額は以下のとおり。

① 国税

法人税: 1,500 × 0.255 = 383万円 ≒ ▲4百万円

② 地方税

法人住民税: 1,500 × 0.255 × 0.129 = 49万円 法人事業税(所得割): 1,500 × 0.053 = 80万円 法人事業税(地方特別法人税): 80 × 0.547 = 44万円 法人事業税(付加価値割): 1,500 × 0.0029 = 4万円

よって、 49+80+44+4 = 177万円 ≒ ▲2百万円

減収見込額推計

項目 特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の延長 (法人税、法人住民税、法人事業税)

平成29年度

国税(法人税) ▲4百万円

地方税(法人住民税、法人事業税) ▲1百万円

平成30年度以降

国税(法人税) ▲3百万円

地方税(法人住民税、法人事業税) ▲1百万円

【推計方法】

- 団の住宅地造成事業 (第3号イ)、土地区画整理事業として行われる宅地造成事業 (第3号ロ) に係る 1,500 万円特別控除の適用実績は、以下のとおり。

第3号イ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数
平成24年度	2	8 8	2
平成25年度	0	0	0
平成26年度	0	0	0
平成27年度	0	0	0
平成28年度	0	0	0
平成29年度	1	2 4	1
(見込み)			
平	均適用実績	1 9	1

第3号口	事業件数	個人	法人
35 5 1		地権者数	地権者数
平成24年度	0	0	0
平成25年度	1	1 9	0
平成26年度	0	0	0
平成27年度	1	3 6	0
平成28年度	0	0	0
平成29年度	0	0	0
(見込み)			
平均	適用実績	9	0

平成30年度以降も平成24~29年度と同程度の事業が行われると仮定すると、

適用が見込まれる法人地権者数は、1+0=1人となる。

各地権者は1,500万円まで控除を受けるものと仮定すると、本特例の減収見込額は、

〈平成29年〉

1 国税

法人税: 1 × 1,500 × 0.234 = 351万円 ≒ ▲4百万円

② 地方税

法人住民税: 1 × 1,500 × 0.234 × 0.129 = 45万円 法人事業税(所得割): 1 × 1,500 × 0.007 = 11万円 法人事業税(地方特別法人税): 11 × 4.142 = 46万円 法人事業税(付加価値割): 1 × 1.500 × 0.012 = 18万円

よって、 45+11+46+18 = 120万円 ≒ ▲1百万円

<平成30年度以降>

③ 国税

法人税: 1 × 1,500 × 0.232 = 348万円 ≒ ▲3百万円

④ 地方税

法人住民税: 1 × 1,500 × 0.232 × 0.129 = 45万円 法人事業税(所得割): 1 × 1,500 × 0.007 = 11万円 法人事業税(地方特別法人税): 11 × 4.142 = 46万円 法人事業税(付加価値割): 1 × 1,500 × 0.012 = 18万円

よって、 45+11+46+18 = 120万円 ≒ ▲1百万円

(評価実施府省:国土交通省)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29国交03)

【基本情報】

制度名 土地区画整理事業における共同施設区制度(仮称)の創設に伴う課税の特例措置の拡充 (措置名) (換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例) 資産が土地収用法等の規定により収用等され、同種の資産又は補償金等の取得をした場合には、その譲渡益の額の範囲内で圧縮記帳による課税の繰延べができる。また、補償金等をもって土地等を取得した場合又は特別勘定を設けた場 平成27年度時点 合についても課税の繰延べができる。 措置の内容 平成28年度税制改正以後 完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しないこととする措置について、対象に個別利用区内の宅地への権利変換を加えた。 平成29年度税制改正以後 従前どおり 空き地等が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」が進行したエリアについて、土地区画整理事業の施行地区内で低未利用土地の所有者等の宅地を申出により共同施設区(仮称)に集約換地し、集客性があり、まちの顔と 政策目的 なるような誘導施設の整備を促進する。 義務対象 努力義務対象 評価対象税目 法人住民税 法人事業税 法人税 関係条項 措法第65条、第68条の72 土地区画整理事業の施行地区内の低未利用土地の有効かつ適切な利用を通じて都市機能増進施設(誘導施設)の整備促進を図るため、共同施設区(仮称)を設け、申出により共同施設区(仮称)に 区分 要望内容及び区分 拡充 換地処分された場合について、申出者に対して既存税制の特例(換地処分における従前地譲渡の特例、グループ法人税制の特例)を適用する。 創設年度 過去の政策評価の実績 H27国交02 S44

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)				
				(参考) 適用実態調査に おける適用件数	減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査に おける適用額の	(地方法人)	(地方法人一税,地方法人特别税,百万円)			目標「都市再生誘発量(平成29年度から平成33年度の間に、他の施策 と合わせ、13,500haを整備する)」				
			(法人税·件)			上位10社割合 (法人税·%)				方法人二税·地方 法人特別税·百万 円)	目標値 (ha)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度		
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接旳効果	
H23	-	_	-	_	-	-	_	_	_	-	-	-	-	_	_	_	_
H24	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-
H25	_	134	_	_	_	▲ 118,900.0	1	_	_	▲ 51,000.0	1	ı	1	_	_	1	_
H26	_	161	-	_	_	▲ 74,400.0	ı	_	_	▲ 31,900.0	ı	ı	ı	_	不明	不明	_
H27	_	139	_	_	_	▲35,200.0	_	_	_	▲ 7,500.0	_	_	-	_	不明	不明	_
H28	145	_		_	▲ 70,600.0	_	_	_	▲ 23,500.0	_	_	_	_	_	不明	不明	_
H29	145	_	_	_	▲ 70,600.0	_	_	_	▲ 19,400.0	_	_	_	不明	不明	_	_	_
H30	145	_	_	_	▲ 70,000.0	_	_	_	▲ 19,400.0	_	-	_	不明	不明	_	_	_
H31	145	-	-	_	▲ 70,000.0	-	_	-	▲ 19,400.0	_	-	_	不明	不明	_	-	_
H32	145	_	_	_	▲ 70,000.0	_	_	_	▲ 19,400.0	_	_	_	不明	不明	_	_	_
H33	_	_		_	-	_	_	_	_	_	_	_	13,500	70	_	_	_
H34	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
H35~ /未定	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_

点検結果表

(行政機関名:国土交通省)

制度名	土地区画整理事業における共同施設区制度(仮称)の創設に伴う課税の特例 措置の拡充
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	□新設 ■拡充 □延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 政策目的(低未利用土地の所有者等の宅地を申出により共同施設区(仮称)に集約換地し、集客性があり、まちの顔となるような誘導施設の整備を促進する)に対する達成目標(平成29年度から33年度までの都市再生誘発量13,500ha)の寄与について説明されていないため、達成目標が、どのように政策目的に寄与するのかを明らかにする必要がある。

【国土交通省の補足説明】

下記のとおり評価書を修正。

土地区画整理事業区域内の地権者にとって、従前資産に係る課税のあり方が事業に対するきわめて重要な判断要素となっており、本措置によって地権者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。共同施設区(仮称)を活用した土地区画整理事業においても既存税制の特例を適用することで、誘導施設を含めた市街地整備が促進される。都市再生誘発量は、当該事業による基盤整備等が行われた区域の面積を合計したものであり、当該政策目的の測定指標となるものである。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

下記のとおり評価書を修正。

平成 25 年度 134 件

平成 26 年度 161 件

平成 27 年度 139 件

(平成27年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より)

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数が年度ごとに予測されていない。
- ② 将来の適用数について、「将来的に3地区程度」と説明されているが、算定根拠(自治体へのヒアリング等の詳細)が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 下記のとおり評価書を修正。平成28~32年度 各年度145件(過年度実績の平均より算出)

なお、共同施設区(仮称)の創設後、土地区画整理事業による換地処分までの期間 (平均5年間)を鑑み、直近の適用は見込めないものの、平成35年度頃に3地区程度 の適用を見込む。

<計算根拠> (地区数) 自治体へのヒアリングによる。

(年度) 平成25~27年度認可地区の平均事業期間(5年間)による。

② 上記の通り、自治体へのヒアリング及び土地区画整理事業の平均事業年度をもとに、 将来の適用数を算出している。

【点棆結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

下記のとおり評価書を修正。

○法人税

平成 25 年度 1,189 億円

平成 26 年度 744 億円

平成 27 年度 352 億円

○法人住民税

平成 25 年度 153 億円

平成 26 年度 96 億円

平成 27 年度 45 億円

○法人事業税

平成 25 年度 357 億円

平成 26 年度 223 億円

平成 27 年度 30 億円

(算出根拠は別紙参照)

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額が予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

下記のとおり評価書を修正。

○法人税

平成28年度 706億円(見込み)

平成 29 年度 706 億円 (見込み)

平成 30~32 年度 700 億円 (見込み)

○法人住民税

平成28年度 91億円 (見込み)

平成29年度 49億円 (見込み)

平成 30~32 年度 49 億円 (見込み)

○法人事業税

平成 28 年度 144 億円 (見込み)

平成 29 年度 145 億円 (見込み)

平成 30~32 年度 145 億円 (見込み)

(算出根拠は別紙参照)

土地区画整理事業においては、区域内の道路や公園・緑地整備が行われることから、共 同施設区(仮称)の活用の有無にかかわらず、施行地区内すべての地権者(地区外移転者 を除く)が換地処分を受けるため、本特例の対象となる。そのため、共同施設区(仮称) 制度を創設することが換地処分の対象者を増やすことにはならず、制度創設による減税 額は発生しないため、現行の特例措置による減収額以上に減収額が増えることは見込まれない。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

即存租特の適用対象となっている地区数に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

下記のとおり評価書を修正。

土地区画整理事業区域内の地権者にとって、従前資産に係る課税のあり方が事業に対するきわめて重要な判断要素となっており、本特例によって地権者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。その結果、平成12~28年度において、都市再生区画整理事業で約4,400haの健全な市街地が整備されている。

なお、共同施設区(仮称)制度は、換地先となる位置が通常の土地区画整理事業と異なるに過ぎず、当該制度による換地の税制措置の適用数は通常の換地の場合と比べて増加しないため、現行の特例措置による減収額以上に減収額が増えることは見込まれない。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本特例の適用により、平成 12~28 年度において、都市再生区画整理事業で約4,400haの健全な市街地が整備されている」との説明では、過去の効果が年度ごとに把握されていないこと、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていないこと並びに他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないことから、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果が年度ごとに予測されていない。
- ② 将来の効果について、「土地区画整理事業で約70haの健全な市街地が造成」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ③ 政策目的(共通施設区(仮称)制度を活用し誘導施設の整備を促進することで、コンパクトシティの形成を推進する)に対する達成目標の寄与の割合 0.5% (70/13,500=0.5%・平成29年度から33年度までの合計・参考値)は、1割未満であり、政策目的の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

①~③ 下記のとおり評価書を修正し、本特例全体の達成目標への寄与度を記載した。 本特例の適用により、平成 12~28 年度において、都市再生区画整理事業で約 4,400haの健全な市街地が整備されている。

今後も、本特例の適用により、都市再生区画整理事業で年間 700ha の健全な市街地が造成される見込み。(平成 22~27 年度実績の平均より算出)

また、共同施設区(仮称)を活用した事業により、「都市のスポンジ化」が進行したエリアにおいて、土地区画整理事業の施行地区内で集約換地が進むことで、集客性があり、まちの顔となるような誘導施設の整備が促進され、ひいては、コンパクトシティの形成推進に相応の効果が期待される。

-288- 【H29 国交03】

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 補足説明により、「今後も、本特例の適用により、都市再生区画整理事業で年間700haの健全な市街地が造成される見込み(平成22~27年度実績の平均より算出)」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、「今後も、本特例の適用により、都市再生区画整理事業で年間700haの健全な市街地が造成される見込み(平成22~27年度実績の平均より算出)」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

4D 45 // // // // // // // // // // // // //	世帯学にな	てひかかん)事前評価書

		祝行別指直寺に保る以東の事前計画者							
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	土地区画整理事業における共同施設区制度(仮称)の創設に伴う課税の特例							
		措置の拡充							
2	対象税目	(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)(国税:7、地方税:6)							
		【新設· <u>拡充</u> ·延長】							
3	租税特別措置等の内容	《内容》							
		土地区画整理事業の施行地区内の低未利用土地の有効かつ適切な利用							
		を通じて都市機能増進施設(誘導施設)の整備促進を図るため、共同施設区							
		(仮称)を設け、申出により共同施設区(仮称)に換地処分された場合につい							
		て、申出者に対して既存税制の特例(換地処分における従前地譲渡の特例、							
		グループ法人税制の特例)を適用する。							
		《関係条項》							
		租税特別措置法第65条第1項第3号、第10項							
		第 68 条の 72 第1項、第 10 項、第 11 項							
4	担当部局	都市局市街地整備課							
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期: 平成 29 年8月 分析対象期間: 平成 25~32 年度							
	対象期間								
6	租税特別措置等の創設	【換地処分における従前地譲渡の特例】							
	年度及び改正経緯	昭和 44 年度 創設 昭和 48 年度 拡充							
		昭和 50 年度 拡充							
		昭和 61 年度 拡充							
		【グループ法人税制の特例】							
		平成 27 年度 創設							
		平成 28 年度 拡充							
7	適用又は延長期間	恒久措置							
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》							
	等 及びその	空き地等が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」が進行							
	根拠	したエリアについて、土地区画整理事業の施行地区内で低未利用土地の所有							
		者等の宅地を申出により共同施設区(仮称)に集約換地し、集客性があり、ま							
		ちの顔となるような誘導施設の整備を促進する。 《政策目的の根拠》							
		土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第1条において「健全な市							
		街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を							
		定めている。							
	◎ ひをける								
	② 政策体系 における	 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進							
	政策目的	施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する							
	の位置付	に包含							

			け	
		- 1	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及びその	・都市再生誘発量
		- 1	実現によ	平成 29 年度から平成 33 年度の間に、他の施策と合わせ、13,500ha を 数供せる
		- 1	る寄与	整備する。 <参考>上記のうち、都市再生区画整理事業により、約3,500haを整備
				する見込み。
		- 1		※ 我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベル
				へと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘
				発された量。民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都
				市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた
				区域等の面積の合計。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				土地区画整理事業区域内の地権者にとって、従前資産に係る課税のあり方
				が事業に対するきわめて重要な判断要素となっており、本特例によって地権者
		- 1		の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。
				共同施設区(仮称)を活用した土地区画整理事業においても既存税制の特例
				を適用することで、誘導施設を含めた市街地整備が促進される。都市再生誘 発量は、当該事業による基盤整備等が行われた区域の面積を合計したもので
				光里は、当該事業による基金企業備等が引われたに域の面積を占計したものであり、当該政策目的の測定指標となるものである。
				STATES AND THE STATES AND
9	有効性	1	適用数等	平成 25 年度 134 件
	等			平成 26 年度 161 件
				平成 27 年度 139 件 (平成 27 年度和税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より)
				(平成 27 年及租税特別指直の週用夫悲調宜の箱果に関する報告書より)
				平成 28~32 年度 各年度 145 件
				(平成 25~27 年度の実績の平均より算出)
				なお、今回拡充を行う共同施設区(仮称)を活用した土地区画整理事業につ
				いては、共同施設区(仮称)の創設後、土地区画整理事業による換地処分までの期間(平均5年間)を鑑み、直近の適用は見込めないものの、平成35年
				度頃に3地区程度の適用を見込む。
				(年度)平成 25~27 年度認可地区の平均事業期間による。
		2	減収額	〇法人税
				平成 25 年度 1,189 億円
				平成 26 年度 744 億円
				平成 27 年度 352 億円
				平成 28 年度 706 億円(見込み) 平成 29 年度 706 億円(見込み)
				平成 29 年度 700 億円(見込み) 平成 30~32 年度 700 億円(見込み)
				1 199 00 0E TIX 100 WI 1\JUX=01/

-290- 【H29 国交03】

				〇法人住民税
				平成 25 年度 153 億円
				平成 26 年度 96 億円
				平成 27 年度 45 億円
				平成 28 年度 91 億円(見込み)
				平成 29 年度 49 億円(見込み)
				平成 30~32 年度 49 億円(見込み)
				〇法人事業税
		3		平成 25 年度 357 億円
				平成 26 年度 223 億円
				平成 27 年度 30 億円
				平成 28 年度 144 億円(見込み)
				平成 29 年度 145 億円(見込み)
				平成 30~32 年度 145 億円(見込み)
				(算出根拠は別紙参照)
				(弁山政政はが) 私参加
				共同施設区(仮称)制度は、換地先となる位置が通常の土地区画整理事業
				と異なるに過ぎず、当該制度による換地の税制措置の適用数は通常の換地
				の場合と比べて増加しないため、現行の特例措置による減収額以上に減収額
				が増えることは見込まれない。
		3	効果·税収	《効果》
			減是認効	本特例の適用により、平成 12~28 年度において、都市再生区画整理事業
			果	で約 4,400ha の健全な市街地が整備されている。
				今後も、本特例の適用により、都市再生区画整理事業で年間 700ha の健全
				な市街地が造成される見込み。
				(平成 22~27 年度実績の平均より算出)
				また、共同施設区(仮称)を活用した事業により、「都市のスポンジ化」が進
				行したエリアにおいて、土地区画整理事業の施行地区内で集約換地が進むこ
				とで、集客性があり、まちの顔となるような誘導施設の整備が促進され、ひいて
				は、コンパクトシティの形成推進に相応の効果が期待される。
				《税収減を是認するような効果の有無》
				土地区画整理事業区域内の地権者にとって、従前資産に係る課税のあり
				方が事業に対するきわめて重要な判断要素となっており、本特例によって地
				権者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるもので
				性句の自己が成が促進されることで、事業の推進が因うれることとなるものである。
				のる。 なお、共同施設区(仮称)制度は、換地先となる位置が通常の土地区画整
				理事業と異なるに過ぎず、当該制度による換地の税制措置の適用数は通常
				位事業と異なるに過ぎり、当該制度による快起の税制指置の週份数は週間 の換地の場合と比べて増加しないため、現行の特例措置による減収額以上に
				減収額が増えることは見込まれない。
				#WANDKN プロインUCCIの元との1vのv・0
10	相当性	1	租税特別	本措置は、現行の換地処分についての課税の特例を共同施設区(仮称)内
			措置等に	に換地された場合においても適用されるよう拡充するものであるため、租税特
			よるべき	
				別措置によるべき妥当性がある。
			妥当性等	

		② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	事業費に対する国庫補助は、土地区画整理事業の施行者に対して行うものであり、一方、本措置は、土地区画整理事業の根幹である換地処分を円滑に進めるため、権利者に対して行うものであるので、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。 このように、国庫補助と税制上の特例それぞれが、事業に関係する各主体に支援措置を講じ、土地区画整理事業を促進するものである。
		③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	本特例により、各地域において健全な市街地の造成、コンパクトシティの形成推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
11	有識者の)見解	-
12		事前評価又は事)実施時期	平成 27 年8月(国交 02)

減収実績額 · 見込額計算書

項 目 土地区画整理事業における共同施設区制度(仮称)の創設に伴う課税の 特例措置の拡充

(算出根拠)

1. 平成25~27年度適用実績

適用件数 適用総額

平成25年度 134件 4,664億円 平成26年度 161件 2,917億円 平成27年度 139件 1,471億円

(平成27年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より)

2. 平成25~27年度減収実績額

(1) 法人税の減収額

平成25年度 4,664億円 × 25.5% ≒ 1,189億円

平成26年度 2,917億円 × 25.5% ≒ **744億円**

平成27年度 1,471億円 × 23.9% ≒ **352億円**

(※下線部は、法人税率)

(2) 法人住民税の減収額

平成25年度 1,189億円 × 12.9% ≒ **153億円**

平成26年度 744億円 × 12.9% ≒ **96億円**

平成27年度 352億円 × 12.9% = **45億円**

(※下線部は、法人住民税率)

(3) 法人事業税の減収額

平成25年度 (所得割) 4,664億円 × 2.9% ≒ 135億円

(地方法人特別税) 135億円 × <u>148%</u> ≒ 200億円

(付加価値割) 4,664億円 × <u>0.48%</u> ≒ 22億円

合計 135億円 + 200億円 + 22億円 = 357億円

平成26年度 (所得割) 2,917億円 × 4.3% ≒ 125億円

(地方法人特別税) 125億円 × 67.4% ≒ 84億円

(付加価値割) 2,917億円 × 0.48% ≒ 14億円

合計 125億円 + 84億円 + 14億円 = 223億円

平成27年度 (所得割) 1.471億円 × 0.7% ≒ 10億円

(地方法人特別税) 10億円 × 93.5% ≒ 9億円

(付加価値割) 1,471億円 × 0.72% ≒ 11億円

合計 10億円 + 9億円 + 11億円 = 30億円

3. 平成28~32年度適用見込

適用件数 145件/年 適用総額 3,017億円/年 (平成25~27年度実績額の平均により算出)

4. 平成28~32年度減収見込額

(1) 法人税の減収額

平成28年度 3,017億円 × <u>23.4%</u> = **706億円** 平成29年度 3,017億円 × <u>23.4%</u> = **706億円** 平成30~32年度 3,017億円 × <u>23.2%</u> = **700億円** (※下線部は、法人税率)

(2) 法人住民税の減収額

平成28年度 706億円 × <u>12.9%</u> = **91億円** 平成29年度 706億円 × <u>7.0%</u> = **49億円** 平成30~32年度 700億円 × <u>7.0%</u> = **49億円** (※下線部は、法人住民税率)

(3) 法人事業税の減収額

平成28年度 (所得割) 3,017億円 × 0.7% = 21億円

(地方法人特別税) 21億円 × 414.2% ≒ 87億円

(付加価値割) 3,017億円 × 1.2% ≒ 36億円

合計 21億円 + 87億円 + 36億円 = 144億円

平成29年度 (所得割) 3,017億円 × 3.6% ≒ 109億円

(地方法人特別税) 109億円 × 0% = 0億円

(付加価値割) 3,017億円 × 1.2% ≒ 36億円

合計 109億円 + 0億円 + 36億円 = 145億円

平成30~32年度 (所得割) 3,017億円 × 3.6% ≒ 109億円

(地方法人特別税) 109億円 × 0% = 0億円 (付加価値割) 3.017億円 × 1.2% ≒ 36億円

合計 109億円 + 0億円 + 36億円 = 145億円

(評価実施府省:国土交通省)

〈平成30年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29国交04)

...

【基本情報】

制度名 (措置名)		国の無利子 (-)	国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際カルーズ拠点を形成する港湾において整備された旅客施設等に係る特例措置の創設 (-)											
	平成27年度時点	1												
措置の内容	平成28年度税制改正以後	-												
	平成29年度税制改正以後	ı												
政策目的		旅客施設等を整備する民間事業者が安定的に事業を営むことができる環境を整備することにより、今後の各地におけるクルーズ船の受入施設の拡充と寄港の拡大を図り、もって観光先進国の実現、地域振興等に寄与する。												
評価対象税目	1		義務対象		努力義務対象									
計劃对象依日	ı	法人税												
関係条項		-												
要望内容及び区分		国の無利子る。	国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾において整備された旅客施設等について、法人税の特例措置(取得後5年間30%割増償却)を創設す 3。 区分											
創設年度		-	過去の政策評価の実績	-										

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)				
	(参考) 適用件数 (法人税・件) 適用実態調査に おける適用件数								通用実態調査に おける適用額の (地方法人二税・地方法人			ける租税特別措置ごとの影響額(地					
	(Æ/tt·IT)			(法人税·件)				上位10社割合 (法人税·%)				方法人二税·地方 法人特別税·百万 円)	目標値(万人)	将来予測	実績	租特の直	目標 達成度
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績:将来予測 実績 将現		将来予測	実績	実績÷将来予測実績					接的効果	
H23	_	_	1	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	1	-	-
H24	-	_	-	_	_	_	-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	_	-	_	-	-	_
H26	_	_	-	-	-	_	_	-	-	_	-	-	-	_	-	_	_
H27	_	_	_	-	_	_	_	_	-	-	-	-	-	_	-	_	_
H28	_	_	ı	_	_	_	_	-	1	_	_	_	-	_	ĺ	1	_
H29	_	-	ı		_	-	-		ı	-	_	-	-	_	ı	I	_
H30	1	_	l	-	▲1.2	_	-	-	1	-	_	-	-	不明	l	I	_
H31	6	_	l		▲ 7.1	_	-	-	ı	_	_	_	-	不明	ı	1	_
H32	6	_	_	_	▲ 7.1	-	_	_	_	_	_	_	500	500	_	_	_
H33	_	-	-	_	_	-	_	_	-	-	_	_	_	_		-	_
H34	_	-	-	_	_	-	_	_	-	-	_	_	_	_		-	_
H35~ /未定	_	_	-	_	_	_	_	_	-	-	-	_	_	_		-	_

点検結果表

(行政機関名:国土交通省)

制度名		備された旅客施設等及び官民連携による国際ク において整備された旅客施設等に係る特例措置
税目	法人税	
区分	■新設 □拡充	□延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 政策目的に対する達成目標の寄与について、「旅客施設を整備する民間事業者における事業初期の資金繰りを支援することで、民間事業者 (クルーズ船社等) の整備する旅客施設の安定的な管理・維持を図り、我が国へのクルーズ船の中長期的かつ安定的な寄港の確保が図れるものであり、政策目標の達成に大きく寄与する」と説明されているが、どのように政策目的に寄与するのか明らかにされていないため、いつまでに、いくつの港を整備し、それによりどの程度訪日クルーズ旅客数の増加が見込まれるのか等、より適切な達成目標を設定する必要がある。

【国土交通省の補足説明】

「平成32年度における訪日クルーズ旅客数500万人」については、明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)や日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)において掲げられた政府目標であるところ。国土交通省は、当該目標の達成に向けてハード・ソフト両面から様々な施策を実施しており、本特例措置についても、その施策の一つと位置付けている。

訪日クルーズ旅客数を増加させる要因は、係留施設や旅客施設等の整備といったハード面での対策に加え、外国船社へのプロモーション活動等のソフト面での対策等、各種施策が総合的に作用して成果が上がるものであり、本特例措置も当該目標に対して総合的に作用するものであるところ。

【点棆結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

【国土交通省の補足説明】

【点検結果】

なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額について、対象資産額を850,000千円として算定されているが、算定に誤りがある。

【国土交通省の補足説明】

対象資産額の設定については、ヒアリングにより回答を得られた清水港の値を採用している。その他の5港については、現時点で詳細な整備計画がまとまっておらず、確定した数値が得られないため、各港の算定は困難であり、数値が得られるまでにはしばらくの時間を要するところ。なお対象資産額は、必ずしも各港湾における現状のクルーズ船の受

【H29 国交04】

入れ状況と比例するものではなく、諸条件の中で港湾管理者とクルーズ船社の協議により、決定されるものである。

【点給結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果が、年度ごと(平成30年度及び31年度)に予測されていない。
- ② 将来の効果(民間事業者(クルーズ船社等)の整備する旅客施設の安定的な管理・維持を図り、これにより我が国へのクルーズ船の中長期的かつ安定的な寄港の確保が図れるものであり、ひいては訪日クルーズ旅客500万人の達成に繋がるもの)について、算定根拠が明らかにされていない。
- ③ 将来の効果について「クルーズ船の中長期的かつ安定的な寄港の確保が図れるものであり、ひいては訪日クルーズ旅客500万人の達成に繋がる」と説明されているが、本特例措置は、「民間事業者(クルーズ船社等)の整備する旅客施設の安定的な管理・維持を図るもの」であり、どの程度達成目標(訪日クルーズ旅客500万人)に寄与するか明らかにする必要がある。

【国土交通省の補足説明】

(1)にて既述のとおり、訪日クルーズ旅客数を増加させる要因は、係留施設や旅客施設等の整備といったハード面での対策に加え、外国船社へのプロモーション活動等のソフト面での対策等、各種施策が総合的に作用して成果が上がるであり、本特例措置も当該目標に対して総合的に作用するものであるところ。

【点検結果】

①~③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

-294- 【H29 国交04】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価		対象とした	国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際ク						
	租税特別	刂措	置等の名称	 ルーズ拠点を形成する港湾において整備された旅客施設等に係る特例措置						
				の創設						
2	対象税目	1		(法人税:義)(国税20)						
				【新設 拡充・延長】						
3	租税特別	川措	置等の内容	《内容》						
				国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際ク						
				 ルーズ拠点を形成する港湾において整備された旅客施設等について、法人税						
				の特例措置(取得後5年間30%割増償却)を創設する。						
				《関係条項》						
				_						
	+□ \/ +¤ =			井本日本学生本語も11 ブド風ウ						
4	担当部局	IJ.		港湾局産業港湾課クルーズ振興室						
5	評価実施 対象期間		期及び分析	評価実施時期: 平成 29 年8月 分析対象期間: 平成 30~32 年度						
6		_	置等の創設	_						
	年度及び	が改	正経緯							
7	適用又は	は延	長期間	3年間						
8	必要性	1	政策目的	(租税特別措置等により実現しようとする政策目的) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	等		及びその 根拠	旅客施設等を整備する民間事業者が安定的に事業を営むことができる環境を整備することにより、今後の各地におけるクルーズ船の受入施設の拡充と						
			似灰	寄港の拡大を図り、もって観光先進国の実現、地域振興等に寄与する。						
				《政策目的の根拠》						
				〇 未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、「民間によ						
				る旅客ターミナルビル等の整備に対する無利子貸付制度の活用を進めると						
				ともに、港湾法の一部を改正し、旅客ターミナルビル等への投資を行うクル						
				ーズ船社に岸壁の優先利用等を認める協定制度の創設を通じて、官民連 携による国際クルーズ拠点の形成を図る」ことが規定されている。						
				からしての自体がファンスを無の方がを目のうことがあたこれでです。						
				〇 経済財政運営と改革の基本方針 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)に						
				おいて、「官民連携による国際クルーズ拠点の形成」が位置づけられてい						
				ే .						
				 ○ニッポンー億総活躍プラン(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、「クル						
				一ズ船受入の更なる拡充」が位置づけられている。						
				 ○明日の日本を支える観光ビジョン(平成 28 年 3 月 30 日 明日の日本を支え						
				る観光ビジョン構想会議)において、「世界に誇る国際クルーズの拠点形成						
				(旅客ターミナル整備への無利子貸付制度の創設等)」が位置づけられてい						
			7 4 1 7	3.						
		2	政策体系 における	政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、						
			政策目的	施東日標: 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、 みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する						
			*** ** * * * 1 * 1 * 1	・/・かしい 原元、又 た IJ の 国 内 内 円 土 相 心 ソ 唯						

				# 4 14 15 1 1 1 1 1 1 -
			の位置付	業績指標:77 訪日クルーズ旅客数
			け	
			•	
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		_	及びその	平成32年度における訪日クルーズ旅客数を500万人とする。
			実現によ	, ,
			る寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
			0 - 7	本特例措置により、旅客施設を整備する民間事業者における事業初期の
				資金繰りを支援することで、民間事業者(クルーズ船社等)の整備する旅客施
				設の安定的な管理・維持を図る。これにより我が国へのクルーズ船の中長期
			i	的かつ安定的な寄港の確保が図れるものであり、政策目標の達成に大きく寄
			į	与するもの。
9	有効性	1	適用数等	<将来の推計>
	等	_		平成30年度 1件(横浜港)
	~			適用額:17,000 千円(対象資産 850,000 千円÷対応年数 50
				年)
			į.	· / 平成31年度 6件(横浜港、清水港、佐世保港、八代港、本部港、平良港)
				適用額: 102.000 千円(17.000 千円×6 港)
				平成32年度 6件(横浜港、清水港、佐世保港、八代港、本部港、平良港)
				適用額: 102.000 千円(17.000 千円×6 港)
				※各港湾へのヒアリングによる
		2	減収額	<将来の推計>
		(2)	//火斗人 11只	へがふる 1 1 1 1 1 1 1 1 1
				平成30年度
			•	平成32年度 707万円(1,179 千円×6港)
			i .	※各港湾へのヒアリングによる
			ļ	Marking Well / Johnson
			•	<推計の根拠>
				・対象資産 850,000 千円(仮定)※適用港湾へのヒアリングにより仮定
				・資本金 1億円以下(想定)※適用港湾へのヒアリングにより想定
			i .	・所得金額 30.000 千円(想定) ※適用港湾へのヒアリングにより想定
			į	一・減価償却方法 定額法
				·耐用年数
			•	·割増償却
				法人税率
				法人忧华 600 万円以下 19%、600 万円以上 23.2%
			į	如
			1	割増償還無法人税額:
			į	8,000 千円×19%+(30,000 千円一(対象資産 850,000 千円÷50 年)-8,000 千
				円)×23.2% =2,680 千円/年
			}	東海岸で大大・科が
				割増償還有法人税額: 8,000 千円×19%+(30,000 千円-(対象資産 850,000 千円÷50 年)-8,000 千
			i .	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
				円-割増償却 5,100 千円)×23.2% =1,501 千円/年
				 1 港当たり減収見込額:
				「心ヨにり減れ兄込領: (割増償還無法人税額:2.680 千円/年−割増償還有法人税額:1.501 千円/年)
			:	=1,179 千円

	:	6	効果·税収	《効果》
		(3)	減是認効	▼Mス// 本特例措置により、旅客施設を整備する民間事業者における事業初期の
			果	資金繰りを支援することで、民間事業者(クルーズ船社等)の整備する旅客施
				設の安定的な管理・維持を図る。これにより我が国へのクルーズ船の中長期
				的かつ安定的な寄港の確保が図れるものであり、ひいては訪日クルーズ旅客
				500 万人の達成に繋がるもの。
				《税収減を是認するような効果の有無》 上記記載の効果により、我が国への中長期的かつ安定的な寄港の確保が
				図れ、訪日クルーズ旅客 500 万人の達成に繋がるものと考える。クルーズ船
				の寄港による経済効果は、クルーズの効果が 600 億円(直接効果が 1.2 万
				円/人(※)×500 万人)であるのに対し、本税制の減収額は 707 万円であ
				るから、減収を是認する効果がある。
				(※)クルーズ船寄港による効果の事例
				油津港での直接効果(宮崎県調べ)
				<2015.8.16 クァンタム・オブ・ザ・シーズ>(乗客 4,843 人)
				約 0.6 億円/回、1.2 万円/人 ・博多港での直接効果(福岡市調べ)
				<2015.9.1~10.31 スカイ・シー・ゴールデン・エラ、コスタ・ビクトリア、
				コスタ・セレーナ、クァンタム・オブ・ザ・シーズ>
				10.7 万円/人
10	相当性	1	租税特別	割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るもの
			措置等に よるべき	であり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことか
			妥当性等	ら、政策目的達成手段として、適格かつ必要最小限である。
			他の支援	〈予算措置〉
		- 2	措置や義	・港湾整備事業(国費 194 億円の内数)
			務付け等 との役割	無利子貸付(埠頭整備資金貸付金)を含む
			分担	・ 国際クルーズ旅客受入機能高度化事業(国費 12 億円)
				〈法令措置〉
				・港湾法第55条の7第2項第3号(無利子貸付制度)
				・港湾法第2条の3第1項(国際旅客船拠点港湾の指定)
				〈役割分担〉
				・ 他の支援措置が主に施設の整備に対するものであるのに対し、本税制では
				施設の運営に対して支援を行うもの。
		3	地方公共	本税制により、クルーズ船の旅客施設を運営する民間事業者が安定的に事
			団体が協	業を運営できるよう支援することで、クルーズ観光の発展に貢献することから、
			力する相 当性	各地方公共団地体におけるクルーズ産業の振興、ひいては地方創生に寄与
			그나	することとなる。
11	有識者の)見	解	_
12	前回の事	前	評価又は事	_
	後評価の	実	施時期	

(評価実施府省:国土交通省)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29国交05)

【基本情報】

制度名 (措置名)				技術基準対象 特別償却(港											
措置の内容	平成27年度時点		港湾隣接地域内において有する特定技術基準対象施設につき、港湾管理者からの求めに対し技術基準のうち地震に対する安全性に係るものについての点検の結果の報告を行った法人が、報告後3年経過日までに、技術基準適合施設の取 等をした場合には、取得価額の20%の特別償却ができる。												
	平成28年度税制改正以後	従前どおり													
	平成29年度税制改正以後	従前どおり	従前とおり												
政策目的		大規模地震等により損壊し、土砂を流出させ船舶交通に著いい支陣を及ぼすおそれのある施設につき、耐震改修を促進することで、非常災害時においても耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を維持し、緊急物資輸送 や燃油供給を確保する。													
=T:/T++++:1M:			義務対象		努力義務対象										
評価対象税目		法人税	法人住民税	法人事業税											
関係条項		措法第43多	その2、第68条の	の17、地方税法	· :第23条、第7	2条の23、第2	292条	•		·	•				
要望内容及び	区分	加えて、南淮	港湾管理者への報告期間を平成30年4月から平成32年3月までとし、報告後3年以内に耐震改修を行った施設を対象とする。 加えて、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における施設については、40%の特別償却とした上で、措置の適用期限を平成35年3月31 区分 拡充日まで5年間延長する。										拡充·延長		
創設年度 H26 過去の政策評価の実績 H25国交35															

【総括表】

₹ /VUJ LI					租税	特別措置等の適	用実態						租税特別措置	置等によって達成に	しようする目標と	その実現状況	」(効果)
				(参考) 適用実態調査に おける適用件数 (法人税・百万円)			3)	(参考) 適用実態調査に おける適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			適用実態調査における租税特別措置 ごとの影響額(地 方法人一税・地方	上昇する今後10年間(平成30 策推進区域又は首都直下地震 続する港湾における耐震強化岸		直下地震の30年内発生確率が90%まで 0年~平成39年)で、南海トラフ防災対 緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接 壁等に至る航路沿いの民有護岸等(16 耐震改修が必要となるものについて、耐震 モフョン・		
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標 達成度
H23	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_
H24	-	_	_	_	-	-	-	_	_	-	-	-	-	_	_	_	_
H25	-	_	_	_	-	-	-	_	_	-	-	_	-	_	_	_	_
H26	不明	0	_	1	不明	▲0	-	_	不明	▲0	-	内訳不明	-	不明	不明	不明	_
H27	不明	0	=	0	不明	▲0	_	_	不明	▲0	-	内訳不明	_	不明	不明	不明	_
H28	不明	0	_	_	不明	▲0	-	_	不明	▲0	-	-	_	不明	不明	不明	_
H29	0	-	_	_	▲0	-	-	_	▲0	ı	ı	-	-	不明	-	-	_
H30	2	-	-	_	▲ 120.0	ı	-	_	▲30.0	ı	I	_	-	不明	_	ı	_
H31	4	_	_	_	▲ 460.0	-	_	_	▲150.0	-	-	_	_	不明	_	_	_
H32	5	_	_	_	▲340.0	1	_	_	▲110.0	ı	1	_	_	不明	_	_	_
H33	3	_	_	_	▲ 160.0	1	_	_	▲ 50.0	ı	1	_	_	不明	_	_	_
H34	4	_	_	_	▲270.0	1	_	_	▲90.0	ı	1	_	_	不明	_	_	_
H35~ /未定	-	-	=	_	_	-	_	_	ı		ı	_	不明	_	_	_	_

点検結果表

(行政機関名:国土交通省)

制度名	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の拡充・延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	□新設 ■拡充 ■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(耐震強化岸壁及び石油桟橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性を確保し、大 規模地震発生時における航路機能を確保する)について、達成すべき水準(目標値)が 定量的に示されていない。
- ② 達成目標(民有護岸等の中で、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁及び石油桟橋に至る航路沿いの施設の耐震性確保)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ③ 達成目標を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。

【国土交通省の補足説明】

①②③ 南海トラフ地震及び首都直下地震の 30 年内発生確率が 90%まで上昇する今後 10 年間 (平成 30 年~平成 39 年)で、南海トラフ防災対策推進区域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等 (16 港 概ね 200 施設) のうち、特に耐震改修が必要となるものについて、耐震性の確認及び耐震改修を概ね完了することを目標としている。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

租特透明化法に基づき実施される「適用実態調査」では、平成26年度に適用実績が1 件あることとなっている。

しかし、港湾局としては当該1件を把握しておらず、全国の港湾管理者(港湾管理者が 証明書を発行することが制度適用の要件)に確認しても、適用の実態を確認できなかった。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数(平成33年度及び34年度の法人税)が予測されていない。
- ② 将来の適用数(法人税)2件(平成30年度)、4件(平成31年度)及び5件(平成32年度が、過去の実績0件(平成26年度から28年度まで)とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 将来の適用数について、要望内容の変更の反映漏れがあったので、以下の通り変更する。

なお、平成30年度から平成33年度までの適用数については、民間事業者からのヒアリング結果に基づき、具体の適用見込みを記載している。これまでヒアリングした民間事業者においては、34年度以降に見通しを有している者がいなかったが、民有護岸等の老朽化状況を踏まえると30年度から33年度までの見込み(2件~5件)と同程度以上の傾向が続くと見込まれる。

○適用件数及び適用額

(単位・件 億円)

							,	+12·11	* 1/0/1 1/
年度	平成 26	27	28	29	30	31	32	33	34
区分	0	21	20	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
適用件数	0	0	0	0	2	4	5	3	4
適用額(延長 分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
適用額(拡充 分)	0	0	0	0	12.5	49.4	37	17	29

〈出典・根拠〉

- ・平成 26~29 年度の実績及び見込は港湾管理者への調査による。(平成 29 年 2 月)
- ・平成30~33年度の見込は、護岸等を所有する主要な民間事業者(19社、本社・事業所)へのヒアリングによる。(平成29年4月~7月)
- ・平成34年度の見込は、平成30~33年度の見込を元に推計。

適用件数:(2(件)+4(件)+5(件)+3(件))/4=4(件)

適用額 :(12.5(億円)+49.4(億円)+37(億円)+17(億円))/4 = 29(億円)

② 平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月までに港湾管理者に耐震性に係る報告が行われた件数は、2 事業者 10 施設であった。これは、耐震性に係る報告を行うためには、事前に調査を行う必要があるが、調査に技術面での課題があったこと及び調査実施には事業者内で予算化等の準備が必要であり、多くの事業者にとって制度開始後 1 年以内での対応が困難であったことによる。

このため、今回の要望に並行して、国土交通省では、民間事業者にとっての準備期間も考慮して、報告期限を制度開始後2年とすることに加えて、従来の耐震性調査手法に比して簡易・簡便な手法についてガイドラインをとりまとめ、これを港湾管理者や民間事業者に周知することにより、民間事業者が報告を行いやすくしている。

また、過去適用実績が上がらなかった原因の多くは、耐震改修に係る費用の大きさであると認識している。この部分についても、国土交通省では、民間事業者にとっての耐震改修に係る負担を軽減可能な工法をガイドラインとしてとりまとめ。これを周知することにより、耐震改修に係る負担の軽減を図ることとしている。

これにより、本要望期間においては、上記の適用件数を見込んでいる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が一部解消されたが、評価書においては、「民有護岸等の中で、(中略)本年度中を目途に確立する簡易な耐震性調査手法等を用い、特に耐震改修が必要となるものについて、耐震性の確保を進める」と説明されており、ヒアリングによって把握された地区は、現時点で特に耐震改修が必要なものか不明であり、説明に不足があるため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び 影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。 -298- 【H29 国交05】

【国土交通省の補足説明】

租特透明化法に基づき実施される「適用実態調査」では、平成26年度に適用実績が1 件あることとなっている。

しかし、港湾局としては当該1件を把握しておらず、全国の港湾管理者(港湾管理者が証明書を発行することが制度適用の要件)に確認しても、適用の実態を確認できなかった

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額(平成33年度及び34年度の法人税)が予測されていない。
- ② 法人税よりも法人事業税の減収見込みが大きく、法人事業税率に誤りがあると考えられる。

【国土交通省の補足説明】

① 将来の適用数について、要望内容の変更の反映漏れがあったので、以下の通り変更する。

なお、平成30年度から平成33年度までの適用数については、ヒアリングした民間事業者からの具体の適用見込みを記載している。これまでヒアリングした民間事業者においては、34年度にまでの見通しを有している者がいなかったが、30年度から33年度までの見込みと同程度以上の適用が見込まれる。

〇減収額

(単位:億円)

年度	平成 26	27	28	29	30	31	32	33	34
区分		21	20	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
法人税	0	0	0	0	1.2	4.6	3.4	1.6	2.7
法人住民税	0	0	0	0	0.1	0.6	0.4	0.2	0.3
法人事業税	0	0	0	0	0.2	0.9	0.7	0.3	0.6

〈出典・根拠〉

- ・平成26~28年度の実績は、適用件数及び適用額が無かったため、減収額は0となっている。
- ・平成29年度の見込は港湾管理者への調査による。(平成29年2月)
- ・平成 30~33 年度の見込は、護岸等を所有する主要な民間事業者(19 社、本社・事業所)へのヒアリングによる適用額(上記①)に、特別償却率(延長分:20%、拡充分 40%)及び税率(法人税:23.2%、法人住民税:3%、法人事業税:4.8%)を乗ずることにより算出。
- ・平成34年度の見込は、平成30~33年度の適用額見込(上記①)に、特別償却率(延長分:20%、拡充分40%)及び税率(法人税:23.2%、法人住民税:3%、法人事業税:4.8%)を乗ずることにより算出。

(法人税)

平成 30 年度:12.5(億円)×40(%)×23.2(%)=1.2(億円)

平成 31 年度:49.4(億円)×40(%)×23.2(%)=4.6(億円)

平成 32 年度: 37(億円)×40(%)×23.2(%)=3.4(億円)

平成 33 年度: 17(億円)×40(%)×23.2(%)=1.6(億円)

平成 34 年度: 29(億円)×40(%)×23.2(%)=2.7(億円)

(法人住民税)

平成 30 年度:12.5(億円)×40(%)×3(%)=0.1(億円)

平成 31 年度:49.4(億円)×40(%)×3(%)=0.6(億円) 平成 32 年度:37(億円)×40(%)×3(%)=0.4(億円)

平成 33 年度: 17(億円)×40(%)×3(%)=0.2(億円)

平成 34 年度: 29(億円)×40(%)×3(%)=0.3(億円)

(法人事業税)

平成 30 年度:12.5(億円)×40(%)×4.8(%)=0.2(億円) 平成 31 年度:49.4(億円)×40(%)×4.8(%)=0.9(億円) 平成 32 年度: 37(億円)×40(%)×4.8(%)=0.7(億円) 平成 33 年度: 17(億円)×40(%)×4.8(%)=0.3(億円) 平成 33 年度: 29(億円)×40(%)×4.8(%)=0.6(億円)

② 上記の法人事業税率については、所得割と付加価値割の税率を合計しており、所得割 には地方法人特別税分も含んだ税率となっている。それぞれ外形標準課税適用法人を 対象とした税率から以下の通り計算する。

法人事業税(所得割)(地方法人特別税除き)税率:0.7(%)

法人事業税 (所得割) (地方法人特別税分) 税率: 0.7(%)×414.2(%)

法人事業税(付加価値割) 税率:1.2(%)

→ 合計=4.8(%)

なお、提出していた税率 (26.8(%)) については、誤って算出していたため、上記の通り修正して提出する。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の効果が僅少であることの原因について「耐震改修及びその前提となる耐震性調査は、事業活動に大きな影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等は収益に直接結びつかない施設であることから、厳しい経営環境の下、耐震改修が進まなかったことが要因と考える」と説明されているが、今後この要因が取り除かれる見込みについて説明されていない。これを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に寄与することを明らかにする必要がある。

【国土交诵省の補足説明】

耐震改修が進まなかった要因として、民間事業者の耐震改修に係る負担が大きいことを記載した。

これについて、国土交通省では、従来の耐震改修工法と比して、民間事業者の負担を軽減するような工法を確立することとしており、これをガイドラインとしてとりまとめることとしている。これを港湾管理者及び民間事業者に周知することにより、当該要因が軽減される見込みである。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(耐震強化岸壁及び石油桟橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性を確保し、大規模地震発生時における航路機能を確保する)に対する将来の効果について、「民有護岸等の耐震改修を促進することで、耐震強化岸壁及び石油桟橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、非常災害時の緊急物資輸送や燃油供給等に必要な航路機能の確保につながる。特に、耐震改修の必要性が高い、南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾について、耐震強化岸壁及び石油桟橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保される」と説明されているが、定量的に予測されていない。
- ② 将来の効果について、予測される将来の適用数(法人税)2件(平成30年度)、3件(平成31年度)、5件(平成32年度)は、10件未満と僅少であるが、このような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要

がある。

- ③ 将来の直接的な効果について、「本税制措置により、民有護岸等の耐震改修を促進することで、耐震強化岸壁及び石油桟橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、非常災害時の緊急物資輸送や燃油供給等に必要な航路機能の確保につながる。特に、耐震改修の必要性が高い、南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾について、耐震強化岸壁及び石油桟橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保される」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ④ 本特例措置について、対象施設を見直すこととしているにもかかわらず、既存の対象 施設の適用見込みが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ①② 現在、将来の適用数として挙げているのは、民間事業者への直接のヒアリングの結果、具体の見込みとして確認されているもののみであり、今後、制度周知により更なる適用が見込まれることから、達成目標の実現に十分寄与することが見込まれる。 一方で、最終的な本特例措置の適用数を、現在確認している具体の適用見込みから予測することは困難であり、このため、当該特例措置による達成目標に対する効果を定量的に求めることは困難である。
- ③ 民有護岸等の耐震改修は、民間事業者が自己資金による改修、国による無利子貸付を利用した改修等本特例措置に依らない方法により実施する場合があり得るが、これらを切り分けることは困難であることから、当該特例措置による効果を定量的に求めることは困難である。

実績は可能な限り把握していきたい。

④ 見直し後の対象施設は、既存の対象施設に包含される。

【点検結果】

- ①~③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 補足説明(3)①により、延長分及び拡充分別の適用見込みが明らかにされたが、延長分の適用見込みがないにもかかわらず、そのような実態を踏まえた分析がなされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

【H29 国交05】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例										
	租税特別措置等の名称	措置の拡充・延長										
2	対象税目	(法人税:義)(国税24)										
		(法人住民税、法人事業税:義)										
		【新設·鉱充·延長】										
3	租税特別措置等の内容	《内容》										
		(1) 現行制度の概要										
		平成 26 年4月から 27 年3月までに耐震性に係る報告を港湾管理者に行った上で、報告後3年以内に耐震改修を行った民有の護岸、岸壁及び桟橋につ										
		いて、20%の特別償却。 (2) 要望の内容										
		(2) 要望の内容 現行措置を延長し、港湾管理者への報告期間を平成30年4月から平成32										
		年3月までとし、報告後3年以内に耐震改修を行った施設を対象とする。										
		加えて、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区										
		域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における施設については、40%の特										
		別償却とする。										
		《関係条項》										
		・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 43 条の 2 第 2 項、第 68 条の										
		17 第 2 項										
		·地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 2										
4	担当部局	第1項、第292条第1項第3号 港湾局海岸·防災課危機管理室										
4	변크마이											
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 26 年度~34 年度										
6	租税特別措置等の創設	平成 26 年度 創設										
	年度及び改正経緯											
7	適用又は延長期間	5年間(平成 30 年度~34 年度)										
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》										
	等 及びその	大規模地震等により損壊し、土砂を流出させ船舶交通に著しい支障										
	根拠	を及ぼすおそれのある施設につき、耐震改修を促進することで、非常										
		災害時においても耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路										
		の機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給を確保する。										
		《政策目的の根拠》 ○ 国土強靱化基本計画(平成 26 年 6 月 3 日閣議決定)において、「コンビナ										
		一トに係る・・・護岸等の強化等の地震・津波対策・・・を着実に推進する必要										
		がある」と規定されている。										
		, o, o, e,										
		〇 南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成 26 年 3 月 28 日中央防災会										
		議決定)において、「港湾管理者等は、・・・岸壁、臨港交通施設等の耐震改										
		修等を促進する」ことが位置付けられている。										
		〇 首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成26年3月28日閣議決定)に										
		おいて、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役										

-300-【H29 国交05】

付けられて											
〇 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画(平成 18 年 3 月 31 日中央防災会議決定)において、「国、地方公共団体、関係事業者 は、・・・港湾・漁港の耐震性の強化を進める」ことが位置付けられている。											
保 隹進、みなと											
《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○ 耐震強化岸壁及び石油桟橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性を確保し、大規模地震発生時における航路機能を確保する。 《達成目標に係る測定指標》 ○ 民有護岸等の中で、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁及び石油桟橋に至る航路沿いの施設のうち、本年度中を目途に確立する簡易な耐震性調査手法等を用い、特に耐震改修が必要となるものについて、耐震性の確保を進める。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》本税制措置が、民有護岸等の耐震改修促進に対するインセンティブとなり、耐震強化岸壁及び石油桟橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、大規模地震発生時においても耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能が維持され、緊急物資輸送や燃油供給が確保され											
牛、億円)											
3 34 込 (見込)											
3 4											
0 0											
17 29											
。(平成 29											
。(千成 29 首(19 社、本 (億円) 動に影響を 系る既存手											

め、厳しい経営環境の中、耐震改修等に踏み切れなかった状況を勘案すれ ば、適用数が想定外に僅少であるとはいえない。

② 減収額

〇減収額

区分

法人税

法人住民

法人事業

平成 26 27

			(単位:億	(円)	
29	30	31	32	33	34	
(見込)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)	
0	1.2	4.6	3.4	1.6	2.7	
0	0.1	0.6	0.4	0.2	0.3	

0.3

0.7

- ・平成 26~28 年度の実績は、適用件数及び適用額が無かったため、減収額 は0となっている。
- ・平成29年度の見込は港湾管理者への調査による。(平成29年2月)

28

0.2

0.9

- ・平成30~33年度の見込は、護岸等を所有する主要な民間事業者(19社、本 社・事業所)へのヒアリングによる適用額(上記①)に、特別償却率(延長分: 20%、拡充分 40%)及び税率(法人税:23.2%、法人住民税:3%、法人事業 税:4.8%)を乗ずることにより算出。
- ・平成34年度の見込は、平成30~33年度の適用額見込(上記①)に、特別償 却率(延長分:20%、拡充分 40%)及び税率(法人税:23.2%、法人住民税: 3%、法人事業税:4.8%)を乗ずることにより算出。

(法人税)

平成 30 年度:12.5(億円)×40(%)×23.2(%)=1.2(億円)

平成 31 年度:49.4(億円)×40(%)×23.2(%)=4.6(億円)

平成 32 年度: 37(億円)×40(%)×23.2(%)=3.4(億円)

平成 33 年度: 17(億円)×40(%)×23.2(%)=1.6(億円)

平成 34 年度: 29(億円)×40(%)×23.2(%)=2.7(億円)

(法人住民税)

平成 30 年度: 12.5(億円)×40(%)×3(%)=0.1(億円)

平成 31 年度:49.4(億円)×40(%)×3(%)=0.6(億円)

平成 32 年度: 37(億円)×40(%)×3(%)=0.4(億円)

平成 33 年度: 17(億円)×40(%)×3(%)=0.2(億円)

平成 34 年度: 29(億円)×40(%)×3(%)=0.3(億円)

(法人事業税)

平成 30 年度:12.5(億円)×40(%)×4.8(%)=0.2(億円) 平成 31 年度:49.4(億円)×40(%)×4.8(%)=0.9(億円) 平成 32 年度: 37(億円)×40(%)×4.8(%)=0.7(億円) 平成 33 年度: 17(億円)×40(%)×4.8(%)=0.3(億円) 平成 34 年度: 29(億円)×40(%)×4.8(%)=0.6(億円)

③ 効果·税収 減是認効 果	《効果》 〈達成目標の実現状況及び所期の目標の達成状況〉 〇 本税制措置により、平成26~29年度中に、耐震性が不足する民有護岸等の耐震改修が進むことを想定していたが、適用実績は 0 件であった。これは、耐震改修が事業活動に大きな影響を及ぼし、多額の資金が必要となり、かつ、事前の耐震性調査に係る既存手法が煩雑であった一方で、護岸等は収益に直接結びつかない施設であることから、厳しい経営環境の下、耐震改修が進まなかったことが要因と考える。
	〈測定指標を変更する理由〉 ○ 平成 26~29 年度の適用実績が 0 件であったことを踏まえ、全国の中でも特に、近い将来の発生確率が高く、発生した場合広域かつ甚大な被害が想定されている南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にある港湾については、民有護岸等の耐震改修を促進する必要性が特に高い。
	○ この中でも、災害時の人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用する港湾であり、国土交通省としても非常災害発生時に船舶交通を緊急に確保する必要がある区域を「緊急確保航路」と定めたところであり、必要な体制を整えてきた緊急確保航路に接続する港湾については、早急に国を挙げて耐震性を確保する必要があることから、測定指標の対象を全国の港湾から上記の港湾に変更した。
	〈租税特別措置等による直接的な効果〉 ○ 護岸等の耐震改修には多額の費用がかかる一方で、民間事業者にとっては収益施設でないことから、強力なインセンティブがなければ、耐震改修が促進されず、災害時の船舶航行へ影響を及ぼすおそれがある。 ○ そこで、本税制措置により、民有護岸等の耐震改修を促進することで、耐震強化岸壁及び石油桟橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、非常災害時の緊急物資輸送や燃油供給等に必要な航路機能の確保につながる。特に、耐震改修の必要性が高い、南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾について、耐震強化岸壁及び石油桟橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、非常災害時の緊急物資輸送や燃油供給等に必要な航路機能の確保につながる。
	(税収減を是認するような効果の有無) 本税制措置によって、平年度に 7.9 億円の税収減が見込まれるが、航路沿いの民有施設の耐震化を促進することで、大規模地震発生時の航路機能の確保が図られることにより、港湾の後背地への緊急物資輸送や燃油供給を安定的に確保することができる。加えて、後背地に立地する産業のサプライチェーンの確保や早期復旧が可能となることから、大規模地震による市民生活への被害を最小限に留めるのみならず、我が国経済や産業活動への被害を最小限に抑え、早期の復旧・復興に寄与するものと見込まれる。なお、本税制措置は特別償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段である。以上を踏まえると、本措置は効果と減収額を比較して、十分に減収額を是認する効果がある、また今後とも、十分に税収減を是認する効果を持ちうると言える。

tente let	
10 相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	護岸等は、一般的に収益性が低く、耐震改修に要する費用は多額であることから、事業者の初期投資の負担を図ることができる最小限の措置として、特別償却制度を活用しているものである。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本税制措置は、護岸等の設備投資のインセンティブとなり、災害時の航路機能を確保するため、広く民間事業者の所有する護岸等の耐震改修を促進するという政策目的において効果が見込まれる。 民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査を進めるため、国、
措置や義 務付け等 との役割	港湾管理者及び民間事業者は以下のような措置を行っているところ。 ① 港湾第55条の8に基づく無利子貸付による民有護岸等の耐震改修 【実施主体】:国、港湾管理者、民間事業者
772	【
	② 港湾第56条の2の22等に基づく技術的支援 【実施主体】: 国、港湾管理者 【内容】: 国は、従来の耐震性調査及び耐震改修工法と比較して簡易・簡便 な耐震性調査手法及び耐震改修工法を確立することとしており、こ れをガイドラインとしてとりまとめる。 国と港湾管理者は、当該ガイドラインを周知し、民間事業者に技術的 支援を行うこととしている。 【効果】: 耐震性調査や耐震改修に係る資金・技術力の負担を低減する。
	 ③ 港湾管理者による公共護岸等の耐震改修 【実施主体】:港湾管理者(国) 【内容】:港湾管理者は、民有護岸等ではない航路沿いの護岸等を管理しており、必要な部分については、国からの交付金を得ながら公共事業にて耐震改修を実施している。 【効果】:民有護岸等と合わせて、公共護岸等を耐震改修することにより、一体となって、災害時の航路機能を確保することができる。
	(他の支援措置との役割分担) 〇 民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査は、事業活動に 影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等が収益に直 接結びつく施設でない。
	○ この中で、①及び②の支援制度を行ってもなお、民間事業者は自身で調達する資金が必ず発生するため、この自己調達資金について本税制措置により特別償却を行うことで投下資金の早期回収を可能とし、資金繰りを改善することができる。
③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	本税制措置により、大規模地震発生時の臨海部の被害を軽減するとともに、 港湾における航路機能が確保され、各地域の産業活動や市民生活への被害 を最小限に留め、地域の迅速な復旧が図られるものであることから、地方公共 団体が一定の協力をすることは相当である。
11 有識者の見解	_

-302- 【H29 国交05】

12 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期 平成 25 年 8 月 (H25 国交 35)

(評価実施府省:国土交通省)

<平成30年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(H29国交06)

【基本情報】

制度名 (措置名)			外交通・都市隊 業税の課税標2		機構の資本割に	係る課税標準	の特例措置の	創設							
	平成27年度時点	1													
措置の内容	平成28年度税制改正以後	ı													
	平成29年度税制改正以後	-	-												
機構を活用し、地方企業等が、様々な地域、分野で海外市場に参画し、実績・経験を積み重ねることを後押しし、「インフランステム輸出戦略」に掲げる、2010年の10兆円から2020年に約30兆円(2015年の実績は約20兆円)の システムの受注を達成するとともに、インフラ投資会社として財務の健全化を維持し、また、投資資産を着実に拡大し長期的には財務自立的な経営を目指す。									円)のインフラ						
== /= + 1 42 14 =			義務対象		努力義務対象										
評価対象税目		法人事業税													
関係条項		地方税法第	72条の12					•			•	•			
要望内容及び区分		については、株式	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構について、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本割に係る課税標準を20億円とする。なお、適用年限 こついては、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法附則第4条の規定により、この法律の施行(平成26年7月)後5年ごとに、この法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされて いることを踏まえ、平成31年度までとするもの										新設		
創設年度		-	過去の政策	評価の実績	-										

【総括表】

		租税特別措置等の適用実態														租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)											
	(適用件数 (法人事業税・		(参考) 適用実態調査に おける適用件数		減収額 (法人税・百万		(参考) 適用実態調査に おける適用額の	適用実施しています。			(参考) 適用実態調査にお ける租税特別措置 ごとの影響額(法	目標①「平定を目指す	成31年度まで	でに年間10	件程度の案	什文抜决		ンフラ投資会社 産を着実に拡								
			T.	(法人税・件)		1		(法人税・%)		人事業税·百万 円)	目標値(件)	将来予測	実績	租特の直	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直	目標達成度							
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測 実績 実績÷将来予測		実績	(IT)			接的効果	连风反				接的効果)是13从1支						
H23	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_					
H24	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_					
H25	_	_	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	_					
H26	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_					
H27	-	-	_	-	_	_	_	_	-	-	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_					
H28	-	-	_	-	_	_	_	_	-	-	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_					
H29	_	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	Ι	_	_	_	_	_					
Н30	1	_	_	-	_	_	_	_	▲461.0	_	_	_	10	不明	_	_	-	不明	不明	_	_	_					
H31	1	_	_	_	_	_	_	_	▲796.0	_	_	_	10	不明	_	_	_	不明	不明	_	_	_					
H32	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_					
H33	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_					
H34	_	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_					
H35~ /未定	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_					

点検結果表

(行政機関名:国土交通省)

制度名	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
税目	法人事業税
区分	■新設 □拡充 □延長

(1) 達成目標

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標(インフラ投資会社として財務の健全化を維持し、また、投資資産を着実に 拡大し長期的には財務自立的な経営を目指す)について達成すべき水準(目標値)が定 量的に示されていない。
- ② 達成目標(インフラ投資会社として財務の健全化を維持し、また、投資資産を着実に 拡大し長期的には財務自立的な経営を目指す)を達成すべき時期(目標達成時期)が示 されていない。
- ③ 達成目標(2020年に約30兆円(2015年約20兆円)のインフラシステムの受注を達成する)について、説明に不足がある。

【国土交诵省の補足説明】

- 機構としての目標値を入れることで、事前評価書を修正。
- ② 機構としての目標達成時期を入れることで、事前評価書を修正。
- ③ 国全体での目標に加えて、①・②のとおり機構の目標を入れることで事前評価書を修正。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

【国土交通省の補足説明】

【国工文迪旬の補足説明】

【点検結果】

なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額算定の基礎となる資本金額(平成30年度898.45億円、31年度1537.45 億円について、どう資本金額が増えるのか算定根拠(出典)が明らかにされていない。
- ② 将来の減収額算定の基礎となる適用額(20億円)について、誤りがある。
- ③ 将来の減収額 (平成31年度) について、1537.45 億円と説明されているが、7.96 億円 の誤りである。

【国土交通省の補足説明】

- ① 参考資料 1 及び参考資料 2 の「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構」の「産業 投資」の部分を参照願いたい。
- ② 事前評価書を修正。
- ③ 事前評価書を修正。

【H29 国交06】

【点検結果】

①~③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標 (2020 年に約30 兆円 (2015 年約20 兆円) のインフラシステムの受注を達成するとともに、インフラ投資会社として財務の健全化を維持し、また、投資資産を着実に拡大し長期的には財務自立的な経営を目指す) に対する将来の効果について、「機構の民間補完の出資等が民間の出資等の呼び水となり、地方企業等のインフラ海外展開が推進される」と説明されているが、定量的に予測されていない。
- ② 将来の効果について、「民間資金の呼び水効果は3.4倍」と説明されているが、算定根 拠(計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ③ 将来の効果について、「機構は税収減金額を出資やハンズオン支援に係る業務に活用でき、機構の民間補完の出資等が民間の出資等の呼び水となり、地方企業等のインフラ海外展開が推進される」と説明されているが、説明に不足がある。

【国土交通省の補足説明】

- ① 達成目標を、機構としての目標である「年間10件程度の支援決定」に修正することにより、機構の出資等が民間の出資等の呼び水となることで平成30年度に15.674億円、平成31年度に27.064億円の地方企業等の出資の機会が創出されるという効果が、定量的な予測となるようつなげたところ。
- ② 事前評価書に算定根拠の数値を追記。
- ③ 機構の出資等における民間資金の呼び水効果は、各案件で計測することが可能であり、 毎年度の機構の出資額から、本特例措置における民間資金の呼び水効果による出資額を算 出することができると考える。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されておらず、また、新たな達成目標(機構の検討期限である平成31年度までに、年間10件程度の案件支援決定を目指す)に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、これらの点を課題とする。
- ② 補足説明により、「平成29年3月末における機構及び金融機関等からの出融資額は約370億円、機構の出融資額は約109億円」との説明がされているが、算定根拠(出典)が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】 欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

-306- 【H29 国交06】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

政策評価の対象とした ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の資本割に係る課税標準の特例
	措置の創設 (オーカ 常文/44 本 花 4)
· 对家祝日	(法人事業税:義)(地方税1)
1074年四世界体の士中	【新設・拡充・延長】
祖祝特別措直等の内容	《内容》
	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(以下「機構」という。)につい
	て、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年
	度分の事業税に限り、資本割に係る課税標準を20億円とする。なお、適用年
	限については、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法附則第4条の
	規定により、この法律の施行(平成26年7月)後5年ごとに、この法律の施行
	状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされていることを踏まえ、
	平成31年度までとするものである。
	《関係条項》
	地方税法第72条の12第1項第1号口、株式会社海外交通・都市開発事業支
	援機構法附則第4条
担当部局	総合政策局国際政策課
評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期: 平成 29 年 8 月 分析対象期間: 平成 30 年度~31 年度
租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	新規要望(平成30年度の税制改正要望において、機構の各事業年度の分の事業税に限り、資本割に係る課税標準を20億円とする特例措置の創設を要望。)
適用又は延長期間	2 年間(平成 30 年度~31 年度)
必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構を活用し、地方企業等が、様々な地域、分野で海外市場に参画し、実 績・経験を積み重ねることを後押しし、「インフラシステム輸出戦略」に掲げる、 2010年の10兆円から2020年に約30兆円(2015年の実績は約20兆円)の インフラシステムの受注を達成するとともに、インフラ投資会社として財務の健 全化を維持し、また、投資資産を着実に拡大し長期的には財務自立的な経営 を目指す。 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」(平成28年5月総理発表)において、世界の膨大なインフラ需要等に対応し、資源価格低迷よる経済減速及 び将来の資源価格高騰リスクを低減させ、日本企業受注・参入を一層後押し するため、今後5年間の目標として、インフラ分野に対して、約2000億ドルの 資金等を供給するとされている。
	「インフラシステム輸出戦略」(平成 29 年 5 月経協インフラ戦略会議決定) 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」(平成 28 年 5 月総理発表)
② 政策体系 における 政策目的	政策目標12 国際協力、連携等の推進 施策目標43 国際協力、連携等を推進する に包含
	租税特別措置等の名称 対象税目 和税特別措置等の内容 超当部局 時期 及び分析 創設 画規制 置 医経緯 画用 実 展 期間 目的の の

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			の位置付 け	
			17	
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及びその	機構を活用し、地方企業等が、様々な地域、分野で海外市場に参画し、実
			実現によ	積・経験を積み重ねることを後押しし、「インフラシステム輸出戦略」に掲げる、
			る寄与	2020 年に約30兆円(2015年約20兆円)のインフラシステムの受注達成に貢献していく。そのために、機構の検討期限である平成31年度までに、年間10
				仲程度の案件支援決定を目指すことで、インフラ投資会社として財務の健全
				什種度の条件文法が定を目指すことで、インフラ投資云社として財務の健主 化を維持し、また、投資資産を着実に拡大し長期的には財務自立的な経営を
				目指す。
				13 13 7 °
				本措置を講じることにより、機構の財務基盤を維持・強化し、機構が地方企
				業等とともに現地企業体に出資、ハンズオン支援を行っていくことで国内事業
				にとどまっている我が国企業の海外展開の促進に寄与する。
			hade you had dode	
9	有効性	1	適用数等	適用数:1件(機構のみ)(平成30年度及び31年度)
	等			適用額:878.45 億円(平成 30 年度) 1517.45 億円(平成 31 年度)
		(2)	減収額	機構における財政投融資計画に基づき、以下のとおり推計される
		(2)	//以4人10只	○平成 30 年度: 4.61 億円の見込み。
				①特例措置適用前 資本金額 898.45 億円×税率 0.525%=4.72 億円
				②特例措置適用後 資本金額 20 億円×税率 0.525%= 0.11 億円
				③減収額:①一②=4.61 億円
				○平成 31 年度: 7.96 億円の見込み。
				①特例措置適用前 資本金額 1537.45 億円×税率 0.525%=8.07 億円
				②特例措置適用後 資本金額 20 億円×税率 0.525%= 0.11 億円
				③減収額:①-②=7.96 億円
		3	効果·税収	《効果》
			減是認効	平成 30 年度は 4.61 億円、平成 31 年度は 7.96 億円の税収減により、機構
			果	は同金額を出資やハンズオン支援に係る業務に活用でき、機構の民間補完の
				出資等が民間の出資等の呼び水となり、地方企業等のインフラ海外展開が推
				進されることから、平成 30 年度で 15.674 億円、平成 31 年度で 27.064 億円の 計 42.738 億円の地方企業等の出資等の機会が創出され、インフラ分野での
				計 42.738 限円の地方企業寺の面負寺の機会が創出され、インノフガ野での 案件形成が見込まれる。
				末日が成が元とよれる。
				(待算根拠)
	ļ			4.61 億円×3.4=15.674 億円(平成 30 年度)
				7.96 億円×3.4=27.064 億円(平成 31 年度)
				(注) 1 機構の平成 29 年 3 月末における民間資金の呼び水効果は 3.4 倍(=
				機構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額)であるため、全体と
				して機構支援額の3.4倍の案件形成が見込まれる。なお、平成29年3月末に
				おける機構及び金融機関等からの出融資額は約370億円、機構の出融資額
				は約 109 億円。
				《税収減を是認するような効果の有無》
				本措置を講ずることにより、地方企業等のインフラ海外展開が推進されるこ
				とから、平成30年度及び31年度で計42.738億円の地方企業等の出資等の
				機会が創出され、インフラ分野での案件形成が見込まれるため、平成 30 年度

				及び 31 年度で 12.57 億円の税収減を上回る効果が期待され、地域経済活性
				化に資する。
10	相当性	1	租税特別	本措置を講じることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公
			措置等に	課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化さ
			よるべき 妥当性等	れる。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資
			女コにサ	や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。なお、株式会社
				地域経済活性化支援機構及び民間資金等活用事業推進機構でも同様の措
				置が講じられている。
		2	他の支援	国土交通省では、政府全体の「インフラシステム輸出戦略」に基づき、主にイ
			措置や義	ンフラシステムの海外展開を強力に推進するための案件発掘・形成調査の推
			務付け等 との役割	進等の川上段階からの参画・情報発信等を行うこととして、予算措置を行って
			分担	いる。一方、機構は主に川下段階において地方企業等とともに現地企業体に
				出資、ハンズオン支援行っていくことで国内事業にとどまっている我が国企業
				の海外展開の促進している。
				相互に連携を図ることで、地方企業を含めた日本企業による、インフラの海
				外展開を一層推進している。
		3	地方公共	機構の設立により、機構が地方企業等とともに現地企業体に出資、ハンズオ
			団体が協	ン支援を行っていくことで、国内事業にとどまっている我が国企業の海外展開
			力する相 当性	が促進されるほか、地方企業の持つ技術やノウハウ・人材などが活用され、地
			⇒II	方企業の成長や地域活性化等に貢献している。
-11	有識者の)見	解	_
12			評価又は事	_
	後評価の)実	施時期	

【H29 国交06】

参考資料 1

○将来の減収額算定の基礎となる資本金額について

【平成30年度】

平成 28 年度末の資本金額 (249. 45 億円) +平成 29 年度の財政投融資要求額 (649 億円) =898. 45 億円

【平成31年度】

平成 29 年度末の資本金額 (898. 45 億円) +平成 30 年度の財政投融資要求額 (639 億円) = 1537.45 億円

※平成30年度、31年度については、それぞれ前年度の資本金額を減収額算定の 基礎の資本金額と仮定。 -308- 【H29 国交06】

参考資料 2

平成30年度財政投融資計画要求

平成29年9月6日 財務省 (単位:億円)

				10.10						*	考	[位:[原円]
機関名	財政	融資	産業	投資	政府	保証	合	81	自己省	6金等	再	計
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
(特別会計)												
食料安定供給特別会計	25	20	-	-	-	-	25	20	260	224	285	244
エネルギー対策特別会計	91	82		_	_	_	91	82	15, 291	14, 646	15, 382	14. 728
(政府関係機関)	- 31	02						02	,		10, 002	14, 720
株式会社日本政策金融公庫	33, 850	36, 370	440	450	1, 850	1, 850	36, 140	38, 670	(3, 030) 20, 033	(3, 100) 19, 015	56, 173	57, 685
沖縄振興開発金融公庫	824	1, 036	21	21	_	_	845	1. 057	(300) 637	(300) 544	1. 482	1, 601
株式会社国際協力銀行	4, 410	3, 600	850	1, 513	11, 400	11, 400	16, 660	16, 513	(600) 9, 440	(600) 6, 587	26, 100	23, 100
独立行政法人国際協力機構	4, 827	5, 781	_	_	660	660	5, 487	6, 441	(800) 7, 233	(800) 7, 189	12, 720	13, 630
(独立行政法人等) 日本私立学校振興・共済事業団	317	317		_		_	317	317	333	323	650	640
日本位立子牧旅典・共済事業団	317	317	_				317	317			030	040
独立行政法人日本学生支援機構	7, 003	7, 165	_	_	_	_	7, 003	7, 165	(1, 200) 458	(1, 200) 405	7, 461	7, 570
独立行政法人福祉医療機構	3, 531	3, 591	_	_	_	_	3, 531	3, 591	(300) 196	(300) 213	3, 727	3, 804
独立行政法人国立病院機構	558	1, 032	_	1	1	_	558	1. 032	137	(190) 150	695	1. 182
国立研究開発法人国立がん研究 センター	14	54	_	-	_	_	14	54	_	_	14	54
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	200	172	_	_	_	_	200	172	7	10	207	182
国立研究開発法人国立成育医療 研究センター	6	8	_	_	_	_	6	8	_	_	6	8

										*	(<u></u> 考	位:億円
機関名	財政		産業			保証	合	81	自己資	金等	再	81
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
国立研究開発法人国立長寿医療 研究センター	17	_	_	_	_	-	17	_	2	-	19	-
独立行政法人大学改革支援・学 位授与機構	551	499	_	_	_	_	551	499	(50) 45	(50) 43	596	54
独立行政法人鉄道建設・運輸施 設整備支援機構	15, 282	335	12	_	-	-	15, 294	335	(1, 047) 2, 824	(1, 411) 3, 232	18, 118	3, 56
独立行政法人住宅金融支援機構	931	844	_	_	-	-	931	844	(23, 379) 24, 307	(24, 299) 22, 923	25, 238	23, 76
独立行政法人都市再生機構	4, 420	3, 464	_	_	_	_	4, 420	3, 464	(900) 9, 222	(500) 10, 050	13, 642	13, 51
独立行政法人日本高速道路保有 · 債務返済機構	-	-	_	_	13, 850	13, 440	13, 850	13, 440	(3, 700) 24, 843	(3, 600) 24, 712	38, 693	38, 15
独立行政法人水資源機構	56	53	_	_	_	_	56	53	(40) 1, 452	(40) 1, 525	1, 508	1, 57
地方公共団体金融機構	-	-	_	_	6, 050	3, 000	6, 050	3, 000	21, 793	19, 178	27, 843	22, 17
国立研究開発法人森林研究・整 備機構	59	58	_	_	_	_	59	58	264	286	323	34
独立行政法人石油天然ガス・金 属鉱物資源機構	10	12	520	577	-	-	530	589	661	631	1, 191	1, 22
(地方公共団体)									49 5		*** (:-	
地方公共団体 (特殊会社等)	28, 680	29, 800	-		-	-	28, 680	29, 800	87, 765	91, 679	116, 445	121, 47
(_	-	130	185	_	_	130	185	137	40	267	22
株式会社日本政策投資銀行	3, 000	5, 000	500	2, 000	3, 500	3, 500	7, 000	10, 500	(5, 000) 16, 150	(5, 500) 15, 650	23, 150	26, 15
新関西国際空港株式会社	_	_	_	_	320	210	320	210	(600) 824	(159) 298	1, 144	51

	B+ 355	融資	**	投資	政府	/早 転	슴	81		参	考	
機関名							_		自己資		再	11
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
一般財団法人民間都市開発推進機構	ı	_	_	_	272	281	272	281	90	100	362	381
中部国際空港株式会社	_	_	_	_	82	307	82	307	106	(171) 256	188	563
株式会社民間資金等活用事業推 進機構	_	_	30	30	130	130	160	160	500	500	660	660
株式会社商工組合中央金庫	-	_	240	170	_	_	240	170	(2, 649) 26, 760	(2, 646) 26, 830	27, 000	27, 000
株式会社海外需要開拓支援機構	_	_	210	250	_	_	210	250	190	150	400	400

38, 828

35, 657

株式会社海外交通・都市開発事 業支援機構 株式会社海外通信・放送・郵便 事業支援機構 (単位:億円)

(43, 595)

(44, 866)

⁽注) 1. 「財政融資」、「産業投資人及び協府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
2. 「29年度」は平成29年度当初計画額、「30年度」は平成30年度要求額である。
3. 「自己資金等制御の)書は、財政機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
4. 地方公共団体の平成30年度要求額は、例年同様、財政投融資計画要求のベースとなる地方債計画の規模が仮置きであるため、財政投融資計画要求額についても仮置きとなっている。また、震災復興対応分の要求額は、今後調整することとしているため、平成30年度の上記計数に含まれていない。
5. 「参考利欄の計数は、それぞれ時程入日よっている。
6. この計数は平成29年8月31日現在のものである。

-310- 【H29 国交06】

環境省

番号	制度名
環境省	
環境01	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長

(評価実施府省:環境省)

〈平成30年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29環境01)

【基本情報】

制度名 (措置名)		特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長 (特定災害防止準備金)													
	平成27年度時点	廃棄物処理 たときは、積立			人が、特定廃棄	集物最終処分	場の埋立処分の	り終了後における	維持管理に	要する費用の支	出に備えるため	め、(独)環境再生保全機構に維持管理程	もうない はいまた はいまた はいま しょう はいま しょう はいま はい	金額を準備金	として積み立て
措置の内容	平成28年度税制改正以後	積立限度額	が、維持管理	積立金として積み	み立てた金額の	うち、都道府県	知事が通知す	る額に限られるこ	とを明確化						
	平成29年度税制改正以後	従前どおり	従前どおり												
政策目的		廃棄物の最	廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進する。												
三亚		義務対象						努力義務対象							
評価対象税目		法人税	法人住民税	法人事業税											
関係条項		措法第56条、第68条の46													
要望内容及び	区分	措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。											区分	延長	
創設年度		H10 過去の政策評価の実績 H23環境02、H25環境04、H27環境01													

【総括表】

【市心1白					租税	特別措置等の適用	用実態							租税特別	昔置等によって追	達成しようする	目標とその実現状	況(効果)	
				(参考)				(参考)				(参考) 適用実態調査にお	1		維持管理に必要	要な額の積立	てを確実に行わせ、	、以て最終処分場の)適正な維
		適用件数 (法人税·件)		適用実態調査における適用件数		減収額 (法人税・百万円		適用実態調査に おける適用額の	(地方法人一	減収額 税・地方法人特	划税,否方四)	ける租税特別措置 ごとの影響額(地		積立	运額(百万円)		(参	考)	
		()		(法人税・件)			,	上位10社割合 (法人税・%)	(26/3/4/_	700 2 0737A7C19.	D3-01 [1731]7	方法人二税·地方 法人特別税·百万 円)	目標値	将来予測	実績	租特の直	取戻 (実績・百万円)	積立残高 (実績・百万円)	目標達成度
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接的効果	0.00	(34),	
H23	不明	不明	_	119	▲ 2,350.0	不明	_	71.9%	不明	不明	_	▲675.3	不明	7,838	9,086	不明	881	64,878	_
H24	不明	132	_	122	不明	▲900.0	_	68.6%	不明	不明	_	▲ 525.7	不明	14,000	8,387	不明	485	72,779	_
H25	不明	105	_	105	▲2,579.0	▲ 700.0	27.1%	69.7%	不明	不明	_	▲483.4	不明		7,435	不明	975	79,239	_
H26	不明	119	_	119	不明	▲300.0	_	62.1%	不明	不明	_	▲266.5	不明	17,194	5,832	不明	2,001	83,070	_
H27	不明	117	_	117	不明	▲200.0	_	60.3%	不明	不明	_	▲154.0	不明		8,398	不明	1,348	90,120	_
H28	不明	118	_	_	不明	不明	_	_	不明	不明	_	_	不明	14,436	5,581	不明	1,504	94,197	_
H29	120	_	_	_	▲200.0	_	_	_	不明	_	_	_	不明	14,430	_	_	-		_
H30	120	_	_	_	▲200.0	_	_	_	不明	_	-	-	不明	13,623	-	-	_	-	_
H31	120	-	_	_	▲200.0	-	_	-	不明	_	_	-	不明		-	_	-		_
H32	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-	_	-	-	-	_	-	_
H33	-	-	_	_	_		-	_	_	_	-	_	_	_	_	ı		_	_
H34	-	_	_	_	_		_		_		_	_	_		1	ı		_	_
H35~ /未定	_	-	_	_	_	-	-	_	_	_	-	_	_	-	_	-		-	_

点検結果表

(行政機関名:環境省)

制度名	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特 例措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	□新設 □拡充 ■延長		

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(特定災害防止準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせ、以て最終処分場の適正な維持管理を図る)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(特定災害防止準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせ、以て最終処分場の適正な維持管理を図る)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。
- ③ 達成目標(特定災害防止準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせ、以て最終処分場の適正な維持管理を図る)では、政策目的(廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進する)の実現状況を十分に明らかにすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進する)の実現状況を十分に明らかにすることにより、程を処分場の適切な推持管理を促進する)の実現状況を十分に明らかにするとできなできないため、独立行政法人環境再生保全機構が公表している当該準備金の積立金残高(平成28年時点で約942億円)が廃棄物の最終処分場の維持管理の観点からどの程度の水準にあるかを分析するなどして、適切な達成目標を設定する必要がある。

【環境省の補足説明】

【点檢結果】

1○3 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数(平成28年度の法人税)が把握されていない。
- ② 過去の適用数 (平成28年度の法人税) について、算定根拠 (計算式、計算に用いた 数値及びその出典) が明らかにされていない。

【環境省の補足説明】

出典は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき国会に提出された、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」である。当該報告書は現時点で平成27年度が最新版である。

平成28年度の適用数についてはデータがないため、推計値として評価書に追記。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

将来の適用数が予測されていない。

【環境省の補足説明】

平成28年度より維持管理積立金中先行積立については本租税特別措置の適用対象外とされたところ、これにより本租税特別措置を適用することを考えている事業者中、先行積立を数年度分行っていた者については租税特別措置の適用対象である通常積立の義務が発生するのは数年後となる等の理由により、正確な予想は難しいが、過去の実績に基づき推計すると、平成29~31年度における各年度の適用件数は120件程度と見込んでいる。

(平成26年度及び平成27年度の適用件数の平均値)

 $(119+117) \div 2=118$

※平成 26 年及び平成 27 年度の適用件数の出典は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき国会に提出された、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」である。当該報告書は現時点で平成 27 年度結果が最新版である。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額(法人税、法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税)が税目ごとに 把握されていない。
- ② 過去の減収額(平成28年度の法人税、26年度から28年度までの法人住民税、法人 事業税及び地方法人特別税)が年度ごとに把握されていない。
- ③ 過去の減収額(平成28年度の法人税、26年度から28年度までの法人住民税、法人 事業税及び地方法人特別税)について、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその 出典)が明らかにされていない。
- ④ 過去の減収額(平成26年度及び27年度)について、単位が「百万円」と説明されているが、「億円」の誤りではないか。

【環境省の補足説明】

- ③ 財務省による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成27年度)を基 に試算した減収額(実績推計)をもとに記載している。
- ④ 指摘のとおり評価書を修正。

【点検結果】

- ①~③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

事来の減収額が予測されていない。

【環境省の補足説明】

制度の内容は変更せず2年間の延長を要望しており、将来の減収額は平成27年度の実績と同額の2億円程度を見込んでいる。

【点檢結果

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額(法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税)について、税目ごと及び年度ごとに予測されておらず、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)も明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- 過去の効果(平成26年度)が把握されていない。
- ② 過去の効果 (平成27年度及び28年度) について、「平成27年度は8,398百万円、平成28年度は5,581百万円」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典) が明らかにされていない。
- ③ 達成目標(特定災害防止準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせ、以て最終処分場の適正な維持管理を図る)に対する過去の効果(特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要となる資金の円滑な積立てが実施されており、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる)の寄与について、どの程度達成目標に寄与したのか明らかにされていない。
- ④ 過去の効果 (平成27年度及び28年度) について、「平成27年度は8,398百万円、平成28年度は5,581百万円」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

【環境省の補足説明】

- ① 平成26年度の最終処分場維持管理積立金は5,832百万円である。
- ② これらの数字は、最終処分場維持管理積立金を管理している独立行政法人環境再生 保全機構の統計データを引用している。
- ③ 最終処分場は、埋立終了から廃止に至るまでの期間(数年から数十年)は、収入がない中、水処理等の維持管理を行っていかなければならない特殊な事情が存在するため、他の事業に比べると事業運営が困難である。維持管理積立金制度は、埋立終了後に必要となる費用をあらかじめ収入があるうちに積み立てておく制度であり、最終処分場を適正に管理していくために重要な役割を担っている。このため、当該措置により資金の円滑な積立てが実施されているということは、最終処分場における適正な維持管理を会計面から支えており、目標の達成に対する寄与度は大きい。

【点給結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果(平成29年度から31年度まで)が年度ごとに予測されていない。
- ② 将来の効果について、「延長要望期間内に約13,623百万円の積立てが見込まれる」と 説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ③ 達成目標(特定災害防止準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせ、以て最終処分場の適正な維持管理を図る)に対する将来の効果(延長要望期間内に約13,623百万円の積立てが見込まれる)の寄与について、どの程度達成目標に寄与するのか明らかにされていない。
- ④ 将来の効果について、「延長要望期間内に約13,623百万円の積立てが見込まれる」と 説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等 の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らか にされていない。

【環境省の補足説明】

② 将来の積立額の推計値として、平成25年から同28年までの過去4年間の積立額の平均値を算出し、延長要望期間の2年分を記載したもの。

計算式: { 7,435 百万 (H25 年度) +5,832 百万 (H26 年度) +8,398 百万 (H27 年度) +5,581 百万 (H28 年度) } ×1/4×2 = 13,623 百万

③ 最終処分場は、埋立終了から廃止に至るまでの期間(数年から数十年)は、収入がな

-316- 【H29 環境01】

い中、水処理等の維持管理を行っていかなければならない特殊な事情のため、他の事業に比べると事業運営が困難である。維持管理積立金制度は、埋立終了後に必要となる費用をあらかじめ収入があるうちに積み立てておく制度であり、最終処分場を適正に管理していくために重要な役割を担っている。このため、当該措置により資金の円滑な積立てを促進するということは、最終処分場における適正な維持管理を会計面から支えており、目標の達成に対する寄与度は大きい。

【点檢結果】

①~④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(2)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【環境省の補足説明】欄には、環境省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	- L	依付別拍直寺に体る以来の争削計画音
-1	政策評価の対象とした	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特
	租税特別措置等の名称	例措置の延長
2	対象税目	(国税1)(法人税:義)
		(地方税1)(法人住民税:義、法人事業税:義)
		【新設·拡充· <mark>延長</mark> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		(1)特例の内容
		廃棄物の最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備え
		るための維持管理積立金制度に基づき積み立てた額について、特定災害防
		止準備金として積み立てたときは損金算入できることとする特例措置を2年間
		延長する。
		(2)対象者
		青色申告書を提出する法人で、廃棄物最終処分場について、廃棄物処理
		法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたもの
		《関係条項》
		租税特別措置法第 20 条の2、第 56 条、第 68 条の 46
		租税特別措置法施行令第 39 条の 74
		租税特別措置法施行規則第 21 条の5、第 22 条の 48
4	担当部局	環境省 環境再生·資源循環局 廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期: 平成 29 年 8 月 分析対象期間: 平成 27 年 4 月 1 日~平
	対象期間	成 29 年 3 月 31 日
6	租税特別措置等の創設	平成 10 年度より措置。
	年度及び改正経緯	平成12、14、16、18、20、22、24、26、28年度税制改正において、それぞれ2年
		間の延長が認められた。
7	海田又什延長期間	2年間(平成 30 年4月1日~平成 32 年3月 31 日)
7	適用又は延長期間 	
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその 根拠	廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、
	化灰	るための維持管理に必要となる真霊の内滑な慎重しを可能とすることにより、一最終処分場の適切な維持管理を促進する。
		The second of th
		《政策目的の根拠》
		廃棄物処理法第8条の5、第 15 条の2の4
	② 政策体系	
	における	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進
	政策目的	4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
	の位置付	4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)

		け	
		1	
	(3)	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		及びその	特定災害防止準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時ま
		実現によ	で課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分
		る寄与	場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせ、以て最終処分場の適正
			な維持管理を図る。
			測定指標には維持管理積立金の積立額を用いる。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
			廃棄物の最終処分場については、埋立時だけでなく、埋立終了後も環境汚
			染の危険性がなくなるまで長期的に浸出水の処理等の維持管理を継続して行
			う必要がある。
			このため、廃棄物処理法においては、全最終処分場(遮断型産業廃棄物最
			終処分場を除く。)を対象に、設置者に埋立終了後に必要となる維持管理費用
			を(独)環境再生保全機構に積み立てることを義務付けることによって、最終処
			分場の長期的な維持管理を確保する仕組み(維持管理積立金制度)が設けら カズいス
			れている。 本制度を円滑に運営するためには、積立ては企業経営にとって大きな負担
		1	本制度を口滑に連出するためには、模立とは正未経出にころとへさな負担となることに鑑み、特定災害防止準備金として積み立てた額について取戻し事
			由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることが必要で
			ある。
9 有効	‡ (î	適用数等	平成 26 年度
等	_ °		適用件数 119 件
			適用額 21 億円
			平成 27 年度
			適用件数 117件
			適用額 13 億円
			平成 28 年度(平成 26,27 年度の実績を元に推計)
			適用件数 118 件 適用額 17 億円
			地方银 17 億円
			(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (第
			193 回国会提出)」)
		1	
	(2	減収額	平成 26 年度 3億円
			平成 27 年度 2億円
			(財務省による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成
			27 年度)を基に試算した減収額(実績推計)より)

-318- 【H29 環境01】

			効果・税収 減是認効 果	《効果》 特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要となる資金の円滑な積立てが実施されており(平成 27 年度は 8,398 百万円、平成 28 年度は 5,581 百万円)、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる。 また、7に記載の延長要望期間内に約 13,623 百万円の積立てが見込まれる。
				《杭収減を定総9 るような効果の有無》 廃棄物処理施設、特に最終処分場は、迷惑施設として近隣住民に受け止められがちである。このため、維持管理等の作業の適正な実施が困難となれば、廃棄物処理施設に対する信頼が大きく損なわれ、最終処分場を必要量確保していくことが難しくなり、ひいては、廃棄物の処理体制自体に対する著しい支障となる。 また、維持管理等の作業の適正な実施が困難となり、仮に不適正処理が行われた場合には、最終的には、行政が代執行により生活環境保全上の支障を除去することとなり、行政に追加的な費用が生じることとなる。
10	相当性	措i よる	税特別 置等に るべき 当性等	廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。
		措施	の支援 置や義 付け等 の役割	他の支援措置:一般廃棄物の最終処分場に係る固定資産税の課税標準の特例措置
		分	担	上記特例措置は、一般廃棄物の最終処分場において、公共の危害防止の
				ために設置された施設又は設備を新設したものに対して課する固定資産税の
				課税標準に関する措置であり、施設の設置を促進することを目的とするものである。
				一方、本要望に係る特例措置は、廃棄物の最終処分場において埋立終了
				後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑
				な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進するこ
				とを目的とした措置である。
		- :	③ 地方公共 団体が協	廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であり、その処理の またについてもまではがあることともでいる。 ************************************
			する相	責任についても市町村が負うこととされている。一般廃棄物の最終処分場における不適正処理を未然に防止し、また適正な維持管理を促進し、ひいては一
		当付	性	般廃棄物の適正処理を推進するためにも、当該特例措置により事業者の経済
				的負担を軽減することは、市町村の処理責任の全うに資するものである。
11	有識者の見解			
				_
12				平成 27 年8月
	後評価 <i>0</i>	実施時	持期	